（漢籍國字解全書）

大正六年十一月二十五日印刷
大正六年十一月二十八日發行

早稻田大學出版部
不許複製

編輯者　早稻田大學編輯部

發行者　早稻田大學出版部

右代表者　種村宗八
東京府豊多摩郡戸塚町大字下戸塚五十八番地

印刷者　渡邊八太郎
東京市牛込區榎町七番地

發行所　早稻田大學出版部
東京市牛込區早稻田
振替東京一一二三番

日清印刷株式會社印刷

り、
錄尙書事　後漢和帝以後常制の官、我總理大臣に同じ、隋以後廢す、（大尾）

撫軍大將軍　軍隊を懷撫する大將の義、魏の武帝特設の官なり、

伏波　伏波將軍の略、伏波とは船にて江海を渡るとき威猛波をして伏息せしむるの義なり、漢の武帝、後漢の光武帝特設の官なり、

奮威將軍　威武を奮ひあらはす將軍の義、漢の武帝特設の官、

文學掾　文學の官屬、文學は博士助教の任にて郡國に置く、唐代にては太子諸王の府にも置けり、

へ

平南將軍　漢より六朝にかけて時に平東、平西、平南、平北の四將軍を置く、之を四平將軍といふ、各方面を平定する將軍の義なり、

陛楯郎　秦代の官、楯をとりて陛側に立つもの、

驃騎將軍　將軍の條を見よ、驃騎は驍勇の騎の義なり、

別駕　州の刺史の佐吏、又別駕從事史といふ、

別部司馬　別軍部隊の司馬

偏將軍　左將軍に同じ、

ほ

步兵校尉　上林苑門の屯兵を掌る、

輔國將軍　後漢獻帝始めて之を置く、特設の官なり、歷代まゝ置く、國を守輔する將軍の義なり、

輔吳將軍　吳國を守輔する將軍の義、吳の孫權特設の官なり、

戊已校尉　西域鎭撫の將、漢の元帝特設の官なり、

奉常　太常に同じ、

僕射　秦より漢初にかけては射術を掌る官、漢成帝の頃より尙書五人を置き僕射を以て其一となせしより、權威漸く重く、唐代より宰相の職となる、左右に分つ、

ら

郎　初は宿衞の官、後は事務官の稱、又郎官といふ、

郎中　初は近侍の官、漢以來は尙書郎に同じ、隋唐以後は諸局の長、

蘭臺令史　章奏及印工文章を掌る、

り

吏部尙書　中外文官の詮敍、勳階黜陟の政を掌る長官、

吏部郎　吏部尙書の屬官、

里監門　むらの門を守る官、

龍驤將軍　矯健なること龍の騰驤するが如き將軍の義、晉の武帝特設の官なり、

ろ

樓船將軍　海軍を總督する大將の義、漢武帝特設の官な

中書郎　中書侍郎に同じ、

中大夫　光祿大夫に同じ秦代之を中大夫といふ、

中郎將　位將軍につぐ、五官中郎將、左中郎將、右中郎將、東西南北の四中郎將、虎賁中郎將、使匈奴中郎將等の名號あり、

直指使者　漢の武帝特設の官、繡衣を著、斧を杖きて羣盜を逐捕す、

著作郎　國史を掌る、

鎭西將軍　西方鎭護の將軍、鎭東、鎭南、鎭北將軍と共に四鎭將軍といふ、後漢末より置く、

鎭南將軍　南方鎭護の將軍、前條を見よ、

て

廷尉　刑獄を掌る、

廷尉監　廷尉の長官、

廷尉正　同上、

廷尉卿　同上、

典屬國　蠻夷の降者を掌る、

と

都尉　總領の義、三類あり、侍從の官には奉車、駙馬、騎の三都尉あり、職事の官には水衡、主爵、搜粟の諸都尉あり、又軍職には郡都尉の外三國以後には種々の名稱あり、

都官從事　司隷校尉の官屬、都の官吏の不法の事を掌る、

東閤祭酒　丞相の東閤に居る諸士の長なり、東閤は丞相が四方の賢人を延いて謀議諮問する處、

東曹掾　尙書の東曹(東部事務局)の屬官、

童子郎　童子の穎異にして經に通ぜる者を選びて任ぜる郎官、

特進　諸侯王公將軍の功德優盛なるものに賜ふ位、位は三公の下にあり、

督郵　郡守の屬官、郡中の不法を糾察す、

に

二千石　郡守の秩祿、轉じて郡守の稱、

は

博士　學識博通の學者を以て任ず、學藝を掌る、各學藝に應じて一員を置くを以て定員なし、

ひ

祕書監　圖書祕記を掌る長官、

祕書丞　祕書監の官屬、但し魏代にのみ置く、

祕書郎　同上、

ふ

駙馬都尉　御馬を掌る、魏晉以後公主を尙る者之に拜せらる、

武騎常侍　侍從の武官にて猛獸に敵對することを掌る、

太子少傅　太子太傅を輔け太子を輔導す、

太子洗馬　太子の官屬前驅を掌る、

太子太傅　太子輔導の長官位太師につぐ、

太史　天時暦を掌る、又史記を掌る、

太常　禮儀を掌る秦に奉常といふ、

太守　郡の長官、

太中大夫　議論を掌る隋以來散官となる、

太傅　三公の一、天子を傅相す、

太保　三公の一、天子を保安す、

太僕　輿馬及牧畜の事を掌る、

內史　四類あり、一は周代の官にして太宰の副として王治を詔くるもの、二は秦代より漢初にかけて京師を治むる官、三は漢より隋に至る迄諸侯國の官にて領國の政治を掌る官、四は隋代にて中書令の稱、

度支尙書　天下の財政を掌る長官、

度遼將軍　遼水を渡りて夷狄を伐つ將軍の義、漢の武帝及後漢明帝の時に特設せし官、

ち

治粟都尉　漢高祖の時は穀貨を掌る官、武帝の時は天下の鹽鐵を管る官、

治中　州の刺史の佐吏、

治中從事　同上、

鑄錢掾　造幣局の屬官、

長史　州郡の介、又丞相府などの書記長、

長水校尉　長水に屯して胡騎を掌る將官、

中尉　執金吾に同じ、秦代執金吾を中尉といふ、

中軍參軍　中央軍の參謀、

中軍將軍　中央軍の大將の義、漢の武帝特設の官、

中涓　宮中の官、通謁出入の命を掌る、一說に宮中の掃除を掌る、

中散大夫　論議を掌る、漢の王莽始めて置く、唐より散官となる、

中丞　漢代の官御史大夫に屬す、蘭臺の圖書祕籍を掌り、外は刺史を督し內は侍御史を領し、非法を彈劾す、

中庶子　太子の侍中なり、公族を掌る、又太子中庶子の略、太子中庶子は魏代より置き隋に至りて廢す、職掌中書令に同じ、

中書監

中書侍郎　中書令の官屬、

中書令　中書省の長官、朝廷の祕書を統べ帝命を出納して尙書の奏事を掌る、南北朝より其任漸く重く遂に宰相の職となる、

征西大將軍　四中郎將あり、京畿守護の武職なり、漢魏より六朝の間に置きし官、征東征西征南征北の四將軍あり、初は單に將軍といひ、後魏より大將軍といふ、位三公に亞ぐ、但し漢末にては三公の上にあり、名は四方を征討する將軍の義にとる、

征西長史　征西將軍の屬官にて輔佐たるもの、

征討大都督　征討軍總司令官、

征南大將軍　征西大將軍の條を見よ、

征北大將軍　同上

征虜將軍　後漢建武中特設の官なり、夷狄征伐將軍の義なり、

小中正　魏以後優才有識のものを擇びて中正となし、其本州の人材を選別せしむ、晉に至り大中正、小中正に分つ、唐以後廢す、

少府　秦代には山海池澤の稅を掌りて宮中に納むる役、後漢以後は宮中服御の諸物衣服寶貨珍膳の屬を掌る役となる、又縣尉の別稱にいふことあり、

昭儀　女官の名、漢の元帝置く、位は丞相に擬へ爵は諸侯に比ぶ、

折衝將軍　魏代に置く、敵の兵車を破壞する義にとりて官名となしたるならんも、職掌は詳ならず、隋以後は近衛の一隊の名となし其將を折衝將軍といふ、

倢伃　女官の名、漢の武帝置く位は上卿に擬へ、爵は諸侯に比ぶ、

前輝光　王莽特設の官、京師の守護を掌る、

前將軍　前軍の大將、

前鋒都督　先鋒軍の大將、

そ

卒史　記錄を掌る屬官、

た

大司空　司空に同じ、

大鴻臚　鴻臚卿に同じ、

大司農　農事を掌る長官、

大司馬　司馬に同じ、

大將軍　將軍の條を見よ、

大都督　總司令官なり後周に置く、

大農丞　大司農の次官、

太尉　武官の最高官、尊きこと丞相と等し、

太尹　一に大尹に作る、近侍の官、

太子舍人　太子の官屬、太子に侍從し文記を掌る定員なし、良家の子弟を選びて之れに補す、

す

せ

散騎常侍　古は散騎と常侍と二官なり、魏晉以後併せて一官とし顯職となす、散騎は乘輿に侍ひ可否を獻替するを掌る、常侍は黄門常侍の條を見よ、

散騎侍郎　散騎常侍の屬官、

し

士師　訟獄の事を掌る、

司空　水土に關する事を掌る長官、漢成帝以後は御史大夫を改めて司空といふ、

司空長史　司空の屬官にて輔佐役たるもの、

司城　司空に同じ宋（春秋）の武公名は司空、故に司空を改めて司城となす、

司徒　禮教を以て民を教導する長官、漢の成帝以後は丞相を改めて司徒といふ、

司馬　軍旅の事を掌る長官、

司馬長史　司馬の屬官にて輔佐役たるもの、隋以後別駕治中を改めて司馬長史といふ、

司隸　罪囚奴隸俘虜をすべ働る勞役に從事さすことを掌る、漢以後は司隸校尉の略名となる、

司隸校尉　罪囚奴隸を率ゐて道路溝渠を治むる事に從ひ、兼ねて大姦猾を督することを掌る、後稍之を尊び畿內の姦猾を察せしめ、後漢に至りては一州を領有して不法を糺し、威權稍〻重きに至れり、

司隸從事　司隸の屬官、

刺佐　刺史の輔佐

刺史　郡國の不法を掌る、魏晉以後重要の州に於て都督をして刺史を兼ねしめしより、其權漸く重し、隋以後は州の長官の稱となる、

使持節護匈奴中郎將　使匈奴中郎將に同じ、中郎將を以て匈奴に使するものゝ稱、

諸議參軍　將軍の府に屬し、諷議の事を掌る、

侍御史　古は宮中の圖書を掌る、後分れて三となる、一を治書侍御史といふ、漢の宣帝置く、職掌古の侍御史に同じ、二を殿中侍御史といふ、魏代に置く、殿中に居て非法を監察す、三を監察侍御史といふ、隋代に置く、內外の糾察及祭祀の監察、諸軍出使等の事を監す、

侍中　丞相の書記にて殿中に來往し事を奏す、魏晉以後門下省の長官となり、梁以後は宰相の職事を兼ぬ、唐代にては中書、尚書二令と共宰相の官となる、

侍中護軍　侍中護軍二官兼職の稱、

侍郎　五類あり、一は郎中令の屬官をいふ、二は尚書

建威參軍　建威將軍の參謀、建威將軍は魏代(六朝)特設の官なり、威力を建つる將軍の義なり、

縣尉　縣令に屬し盜賊を巡捕し裁罰することを掌る、

元帥　總司令官、

こ

虎賁中郎將　虎賁の長官、虎賁は天子の出入の際其先後儀衛の事を掌る兵、

五官將　五官中郎將の略、中郎の一局の長なり中郎は宿衛侍直を掌る、

護軍　次條に同じ、

護軍中尉　諸將督護の官、漢平帝の時護軍と改む、

公主　內親王、

功曹　郡の屬吏、功勞を選署することを掌る、北齊以後功曹參軍と稱す、

後將軍　後軍の大將、

鴻臚卿　賓客及び諸侯屬國朝覲の事を掌る、大鴻臚と名づく梁の時改めて鴻臚卿といふ、

國子博士　國子監(卿大夫の子弟を教ふる大學)の教授、

國侍郎　諸王國の侍郎なり、威儀を贊け教令を傳ふ、大國には四人、小國には二人を置く、

さ

左將軍　左翼軍の大將

左徒　官名詳ならず、拾遺(天子に供奉して諷諫し以て天子言行の過失を救ふ官)の類ならん、

左馮翊　京師の長官、京兆尹の條を見よ、

佐著作郎　著作郎の補佐役、

佐史　刺史の輔佐役、

宰衡　宰相、

祭酒　古は會同享宴の時尊長の人先づ酒を地にそゝぎ祭る、故に同列中齒德高きものを祭酒といふ、漢以後官名となる、博士祭酒、軍諮祭酒、國子祭酒の如き是なり、其官の長たる者につくる官、

倉參軍　倉庫を掌る、

三公　天子を輔けて天下を治むる高職、周代にては太師、太傅、太保をいひ、漢代の初は丞相、太尉、御史中丞をいひ、中葉後は大司徒、大司馬、大司空をいひ、後漢以後は太尉、司徒、司空をいふ、

三司　後漢以後三公を稱して又三司といふ

三閭大夫　楚(春秋戰國)の官名、王の一族昭、屈、景三姓のことを掌る、

參軍　軍の參謀なり、隋唐に至り郡官となる、

九卿　九大臣なり、周代にては少師、少傅、少保、冢宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空をいひ、秦代以後は奉常（以後太常と改む）、郎中令（漢以後光祿勳と改む）衞尉、太僕、廷尉（北齊より大理と改む）典客（漢以後大鴻臚と改む）宗正、治粟內史（漢以後大司農と改む）少府（北齊以後大府と改む）をいふ、

給事中　殿中に給事し、尙書の奏事を治む、

御史大夫　丞相を副けて政務を掌る、後漢以後專ら彈劾の任を掌る、

御史中丞　御史大夫の次官

金紫光祿大夫　金紫（金印紫綬）を加へられたる光祿大夫、光祿大夫の最上位、

く

光祿勳　宮殿の掖、門戶を總掌する長官、光祿大夫、大中大夫、中散大夫　諫議大夫、羽林郎、五官中郎將、奉車都尉、駙馬都尉等皆之れに屬す、北齊に至り光祿寺と改め兼ねて諸膳食帳幕の事を掌る、唐以後專ら司膳の官となる

光祿大夫　光祿勳の屬官、魏晉以後散官となる、

黃門常侍　二官の名、黃門は中黃門といふ、宮中の門戶を守ることを掌り、天子行幸の際は騎從して乘輿の左右をまもる、常侍は中常侍といふ、左右に侍りて內宮に出入し、宮內の衆事を贊け掌る、二職皆宦官を以て任ず、

黃門侍郎　前條の常侍に同じ、魏晉以後權漸く重し、

黃門郎　同上

冠軍將軍　魏（三國）晉二代特設の官、武勳拔群の大將に與ふる名譽の武職なり、

關內侯　秦漢にて爵位の十九等、關內の諸侯の義、土地を與へずして祿のみ與ふる諸侯、

軍諸祭酒　諸議參軍の長、

軍師中郎將　中郎將にて軍を率ゐて征伐を掌るものゝ稱、

軍正　軍の刑罰を掌り、不法を取締る、

軍謀祭酒　軍諸祭酒に同じ、

郡守　郡の長官、太守に同じ、

郡丞　郡守の次官、郡守を佐け兼ねて刑獄囚徒を掌る、

け

京兆尹　京師を治むることを掌る長官、漢景帝以後は京師を兩分して京兆尹左馮翊の二長官を置きて分轄せしめ、武帝以後は京師を三分して京兆尹、左馮翊、扶風の三長官を置きて分轄せしむ、

決曹　罪法を掌る、多く郡に置く、

蒙求國字解附錄

官名索引

あ

安漢將軍　漢を安んずる將軍の義、三國蜀の先主の特設なり、

安東參軍　安東將軍の參謀、安東將軍は次條を見よ、

安北將軍　宋代(六朝)安東、安西、安南、安北の四將軍を置く、東西南北の四方を安定する將軍の義なり、他朝になし、

い

右軍將軍　右將軍に同じ、

右將軍　右翼軍の大將、

右丞相　丞相の條を見よ、

右職　郡中の高職にて太守につぐ、

右僕射　僕射の條を見よ、

遊擊將軍　遊擊軍の大將、漢の武帝置く、後散官となる、

員外　常員外の官、

う

羽林監　近衞軍の軍監

えゑ

衞尉　門衞屯兵を掌る、

衞將軍　宮城守衞の將軍の義、將軍の條を見よ、

越騎校尉　校尉の一、越の兵、越の騎を掌る、

謁者　賓客を主る、

か

河南尹　京兆尹に同じ但し後漢時代のみ、

校尉　近衞の將官、漢の武帝、中壘、屯騎、步兵、越騎、長水、胡騎、射聲、虎賁の八校尉を置けり、

講學祭酒　講學を掌る長、

監門　門を守る官、

監令　中書監、中書令の略、

諫議大夫　政治上又は天子の言動に關し、議論規諫することを掌る、

き

貴人　女官の第三位、貴嬪、夫人二女官につぐ、併せて三夫人と稱す、

貴嬪　女官の第一位、皇后につぐ、

騎都尉　近衞の騎兵の將、

議曹　郡守に屬し謀議を掌る官、

議郎　論議を掌る、賢良方正敦朴有道の士を以て之に任ず、

【義解】今人限りある勢力を以て、數涯りなき書物を讀むに當り、徒に強く記憶しあまねくき、知らんと欲せば、終に恐らくは唇くちくさり齒落つるに至らん、此れ余が此の書を著して、多くの書物の中より煩はしくむだなるものをかり除き、しらげたる花の如きよき所のみをとり拾ひたる所以なり、冀くは汝後輩の徒、此の書を披きて、其の故實を尋ねば、ひよつとしたら微少の利益を得ん、

蒙求國字解　終

才を愛し阮瑀と共に司空の軍謀祭酒となし書記の役をつかさどらしむ、當時軍國の文書檄文は多くは此二人の作る所なり、魏の文帝の典略に曰く、琳諸の文書及檄文をつくるや、或る時草稿成りて太祖に呈す、太祖先達より頭痛をやみ苦しみ給へり、是の日痛甚しく臥せられたり、寢床にて琳が作る所を讀み、起き上りて誠によく出來たり、此文は我病を癒したりといはれたり、よりてしばしば厚き賞賜あり、太祖又嘗て阮瑀をして書簡を作りて韓遂に與へしむ、瑀時に太祖に從ひて出づ、馬上にて草稿をつくり書成りて之れを呈す、太祖筆をとりて定正する所あらんと欲し給ひしが、竟に一字を增し一字を損すこと能はざりきと、又文帝が吳質に與へられたる書に、二人の文を評して、孔璋の章表は筆力殊に健なれども、文辭すこし豐富に過ぐるの嫌あり、元瑜の書記は文藻美しく、極めて味ひ樂しむに足ると言はれたり、

浩浩萬古　不可備甄

李子言、自史記、至晉宋子史、向千卷、況搜神列異浩浩雜書、難可時復見錄、且古人窮一經明、猶辭皓首哉、此甄擇恐難全備也、

此より以下四句は李翰が蒙求を作りし志をのべたるものなり、

【字解】〔李子〕李翰なり、〔向〕なんなんとす、及ばんとす、〔搜神〕搜神記にて後漢王嘉の著、〔列異〕怪異を記し列ねたる書、蒙求に引用せる幽明錄、齊諧記、述異記等を指す、〔浩浩〕廣大なるさま、〔皓首〕白髮なり、〔甄擇〕あらはし擇ぶこと、

【義解】　李子曰く、史記より晉宋時代の史及び諸子百家の書に至るまで、凡て千卷になんなんとす、之れを讀破する容易の業にあらず、まして搜神記を始め怪異を列記せる廣大無數の雜書に至りては、復た見てしるすべきこと難きに於てや、古人は一經を窮めんとするだも、猶白髮の老年に至るを辭せずして勉めたり、されば此の如く多き書は、明かによきものを擇びて讀まんとするも、完全に手落ちなくすることは恐らく六づかしきことなり、

芟煩摭華　爾曹勉旃

今以有限之力、當讀無涯之書、徒欲強記洽聞、終恐唇腐齒落、所以芟除繁冗、採摭精華、冀爾曹披尋、儻獲微益也、

【定解】〔洽聞〕あまねくきゝしるす、〔腐〕くちくさる、〔芟除〕かりのぞく、〔繁冗〕煩しくむだなもの、〔採摭〕とり拾ふこと、〔儻獲微益〕謙辭なり、儻は若なり、ひよつとしたらの意、

其の名を知られず、よりて詩を獻上して己が志を言はんと欲せり、或る人之れを止めて曰く、卿が位はまだ卑ければ、輕卒のことをして大王の意に忤ふ可からずと、照勃然として曰く、千年の昔に英邁の才異能の士にて名の聞えず埋れ死したるもの、どうして數ふべけんや數へきれぬ程あり、我深く之れを遺憾に思へり、今大丈夫たるものどうして智能を包みあらはさずして碌々小人と相隨ひ世を終るを得んやと、是に於て遂に志の如く詩を奏めたり、義慶見てすぐれたるものとなし、帛二十匹を賞賜し、尋で國侍郎にぬきんでられたり、後に文帝は照を中書舍人の役に用ひ給へり、文帝文章を好み自ら天下己に能く及ぶものなしと思ひ給へり、照此の旨を悟りて己が文章には鄙しき言や重複の句を多くして、帝より上に出ぬやうにせり、世人は其の心を知らざれば皆照が才はこゝに盡きたりとおもへり、されど實は然らざるなり、照嘗て擬古の詩をつくりて曰く、我年十五にして詩經書經を諷誦し、天下の書籍通讀せざることなしと、其の學殖の豐富なるを知るべし、文選には鮑照の照を昭の字に作れり、

魏志、廣陵陳琳字孔璋、陳留阮瑀字元瑜、琳避難冀州、袁紹使典文章、袁氏敗歸太祖、太祖愛其才、並以琳瑀爲司空軍謀祭酒、管記室、軍國書檄、多琳瑀所作、典略曰、琳作諸書及檄、草成呈太祖、太祖先苦頭風、是日疾發臥、讀琳所作、翕然而起曰、此愈我病、數加厚賜、嘗使瑀作書與韓遂、時從太祖出、因於馬上具草、書成呈之、太祖攬筆欲有所定、而竟不能增損、魏文帝與吳質書曰、孔璋章表殊健、微爲繁富、元瑜書記、翩翩致足樂也、

【字解】〔廣陵〕郡の名、〔陳留〕郡の名、〔避難〕難は後漢末の騷亂なり、〔記室〕書記の官、〔書檄〕文書檄文、〔諸書〕諸々の文書、〔頭風〕頭痛なり、〔翕然〕起きあがるさま、〔愈〕癒に同じ、〔章表〕二つとも上奏文の一體、〔繁富〕文辭豐富に過ぎたること、〔書記〕文體の名、〔翩翩〕美しきさま、〔致〕極なりキハメテと訓む、

【義解】　魏志に曰く、廣陵郡の陳琳字は孔璋といふ、陳留郡の阮瑀字は元瑜といふ、琳は後漢末の騷亂を避け冀州に居る、冀州の刺史袁紹其才を愛して文章をつかさどらしむ、袁氏太祖と戰ひ敗れて滅ぶるや、琳は太祖に從へり、太祖亦其の

邪、昔聖王處民、男女效績、否則有辟、古制也、又出魯語、

【字解】〔莒〕國の名、〔績〕いとをつむぐ、〔歜〕文伯の名、〔主〕大夫及其の妻を呼ぶ稱、〔季孫〕公父家の宗家にて魯の執政なり、〔而未之聞乎〕而は汝なり、〔致績〕績は功績なり、〔辟〕罪なり、〔魯語〕國語の中の魯語なり、

【義解】　古列女傳に曰く、魯の季敬姜は莒國の女にて戴己と號せり、魯の大夫公父穆伯の妻にして文伯の母なり、ひろく物事に通達しても禮儀を知れり、或日文伯朝廷より退出し、敬姜の許に御機嫌伺ひに來れり、其の時敬姜は紡績せり、文伯之れを見て曰く、歜の家柄にて主が紡績せらるゝ如きあらば、吾は宗家季孫の怒に觸れ役をとり上げらるゝ恐あり、歜を以て主に事ふること能はずと思ひてなさるゝやと、敬姜嘆息して曰く、魯は汝如き僮子をして官職に備はらしむるやうにては遠からず亡滅せんか、汝は未だ之れを聞かずや、昔し聖王の地を分ち民を處くや、上は國君より下は庶民に至るまで、休み遊ぶことなく働きて各々其の功績をあらはす、若し然からざるときは必ず罪せらる、これ古の制なりと、此の事はまた國語の魯語の中にも出でたり、

鮑照篇翰　陳琳書檄

南史、鮑照字明遠、東海人、文辭贍逸、嘗謁宋臨川王義慶、未見知、欲貢詩言志、人止之曰、卿位尚卑、不可輕忤大王、照勃然曰、千載上有英才異士、沈沒而不聞者安可數哉、大丈夫、豈蘊智能、碌碌與燕雀相隨乎、於是奏詩、義慶奇之、賜帛二十匹、尋擢爲國侍郎、文帝以爲中書舍人、上好文章、自謂人莫能及、照悟其旨、文章多鄙言累句、咸謂照才盡、實不然也、嘗賦擬古詩云、十五諷詩書、篇翰靡不通、文選照作昭、

【字解】〔贍逸〕豐富にして秀逸なること、〔貢〕獻上なり、〔勃然〕顏色をかへむきになるさま、〔蘊〕包みあらはさぬこと、〔燕雀〕凡人にたとふ、〔累句〕重複の句、〔擬古詩〕古人の詩體に摸倣して作る詩、〔諷〕諷誦なり、〔篇翰〕書物なり、

【義解】　南史に曰く、鮑照は字を明遠といふ、東海郡の人なり、文辭豐富秀逸なり、嘗て宋の臨川王義慶に謁すれども未だ

世人よりそしりを得たりと、其の惑溺篇に見えたり、

宋女愈謹　敬姜猶績

古列女傳、宋鮑女宗者、鮑蘇妻也、養姑甚謹、蘇去仕衞、三年而娶外妻、女宗因往來者、請問其夫不輟、賂遺外妻甚厚、女宗之姒曰、可以去矣、女宗曰、婦人固以一醮不改、夫死不嫁、爲分者也、吾姒不敎吾以居室之禮、而反欲使吾爲見棄之行、將安用此、遂不聽、事姑愈謹、宋公聞而美之、表其閭號曰女宗、君子謂、女宗謙而知禮、

【字解】〔外妻〕妾なり、〔賂遺〕贈り物をやること、〔姒〕姉なり、〔醮〕結婚の時夫婦かための杯をやりとりすること、〔爲分〕分は本分なり、〔居室之禮〕婦が夫家に在りて正しく務をつくす禮、〔宋公〕宋の君、〔閭〕村の入口の門〔女宗〕女子の宗として尊ぶべき人の義、

【義解】古列女傳に曰く、宋の鮑女宗は鮑蘇の妻なり、姑を養ふこと甚謹めり、蘇宋を去りて衞に仕ふると三年、外妻を娶れり、女宗は之れを知れども少しも恨みず、衞へ往來する者にたのみて、絶えず夫の起居をたづね外妻におくり物をやること甚手厚かりき、女宗の姉之れに向ひて曰く、見棄てられたる夫に事ふるは愚なり、去りて他へ嫁すべしと、女宗曰く、婦人は固より一度夫婦の杯したる上は志を改めず、夫死すとも再び嫁せざるを以て其の本分とするものなり、吾姉上は吾に婦人家に居て務むる禮を教へずして、反て吾をして節を破りて他に嫁がせ世より見棄てらるゝの行をなさしめんと欲す、どうして此の勸めを用ひんやと、遂にきかず、姑に事へて愈謹みき、宋の君これを聞きて立派なるものとなし、其の村の入口にあらはしほめたるしるしを立て、號して女宗と曰はれたり、君子は女宗を批評し、謙遜にして婦人の禮を知れるものと稱美したり、

古列女傳、魯季敬姜莒女也、號戴己、魯大夫公父穆伯之妻、文伯之母、博達知禮、文伯退朝、朝敬姜、敬姜方績、文伯曰、以歜之家而主猶績、懼干季孫之怒、以歜爲不能事主乎、敬姜歎曰、魯其亡乎、使童子備官、而未之聞

欲に克つことを用ひたり、時に謝奕といふ者あり、性粗暴なり、嘗て述を怒り言を極めて之れを罵れり、述は短氣を抑へんと修養せし時なれば、之れに應ずることなく、壁に面して默然たるのみ、居ること半日奕去りて後、始めて己が座にかへり坐せり、人は此れを見て述の克己の篤きを稱美せり、舊本に述の字を誤りて術に作れり、改むべし、

荀粲傳曰、粲字奉倩、常以婦人才智不足論、自宜以色爲主、驃騎將軍曹洪女、有美色、粲聘焉、容服帷帳甚麗、專房歡宴、歷年後婦病亡、傅嘏往唁、粲不哭而神傷、嘏問曰、婦人才色並茂爲難、子遺才而好色、此自易遇、何哀之甚、粲曰、佳人難再得、顧逝者不能有傾國之色、未可謂之易遇、痛悼不能已、歲餘亦亡、世說曰、奉倩與婦至厚、冬月婦病熱、乃出中庭自取冷還以身熨之、婦亡、奉倩後少時亦卒、以是獲譏於世、見惑溺篇、

〔字解〕〔歡宴〕酒宴して遊び樂しむこと、〔唁〕弔ふこと、〔茂〕盛に美しきこと、〔中庭〕庭の中、〔熨〕おさへあたゝむ、〔惑溺篇〕世說の篇名、

【義解】荀粲傳に曰く、粲は字を奉倩といふ、常におもへらく婦人は才智は論ずるに足らず、たゞ宜しく容色を以て主となすべしと、驃騎將軍曹洪が娘美色あり、粲之れを悅び娶れり、妻の容貌衣服より帷帳に至るまで甚だ美しきにより、專ら閨房內に居りて酒宴して遊び樂みしが、一年あまりへて後婦は病に罹りて死せり、傅嘏といふもの往きて弔へり、粲は哭泣はせざれども精神はいと愁へ傷みき、嘏問うて曰く、婦人は才智容色並に盛に美しきを得難しとなす、子は才智をすてて容色を好む方なれば、又求めて容色の美なるものに遇ふこと易し、しかるに何ぞ悲しむことの甚しきやと、粲が曰く、佳人は再び得難きものなり、思ふに死去せし妻は國を傾くる程の容色有りといふ能はざれども、未だ再び此の如き佳人に遇ひ易しといふ可からずと、痛みなげきてやむこと能はざりき、一歲餘にして粲も亦死せり、世說に曰く、奉倩は婦と至て仲あつかりき、冬月婦熱病にかゝれり、奉倩乃ち庭の中に出でて自ら己が身を冷くし、還りて冷き己が身にておさへあたゝめたり、婦死し奉倩も亦暫時にして死したり、是れを以て

之、

【字解】〔懷柔〕なづけやはらぐ、〔京邑〕みやこ、

【義解】 魏志に曰く、陳泰は字を玄伯といひ、司空陳郡の子なり、幷州の刺史と爲り、振威將軍使持護匈奴中郎將の役を加へらる、泰は官吏人民をなづけやはらげ、甚だ威德あり、恩惠を施したり、みやこの貴人多く寶貨を泰の許に寄せて奴婢を買ひ給はれと依賴せり、泰は送り來れる寶貨を封のまゝ、壁の上に掛けてひらかず、後朝廷に召されて尙書の官となるに及び、悉く之れを貴人におくりかへせり、

王述忿狷　荀粲惑溺

晉書、王述字懷祖、東海太守承之子、安貧守約、不求聞達、性沈靜、年三十尙未知名、或人謂之癡、累遷尙書令、屢居州郡、清潔絕倫、祿賜皆散之親故、但性急爲累、嘗食雞子、以筯刺之不得、大怒擲地、雞子圓轉不止、便下牀以屐齒踏之、又不得、瞋甚、掇內口中、齧破而吐之、既躋重任、每以柔克爲用、謝奕性麤、嘗忿述、極言罵之、述無所應、面壁而已、居半日奕去始復坐、人以此稱之、舊本述誤作術、

【字解】〔癡〕おろか、〔絕倫〕衆人にぬきんですぐること、〔親故〕親戚故舊なり、〔雞子〕たまご、〔筯〕箸なり、〔掇〕采るなり、〔柔克〕柔順にして己の欲にかつこと、〔麤〕粗暴なり、

【義解】 晉書に曰く、王述は字を懷祖といふ、東海郡の太守王承の子なり、貧賤に安んじ儉約を守り、仕へて名の聞え官位の昇進せんことを求めず、性おちつき靜なり年三十に至るも未だ名を知られざりしかば、或る人々は之れをおろかものといへり、後仕官して尙書令までのぼれり、嘗てしば〳〵州郡の長たりしとき、清廉潔白なること衆人よりぬきんですぐれたり、俸祿や賜は皆之れを親戚故舊に散與せり、但し性急なるがきずなりき、嘗て卵を食はんとし箸にてつき刺すに、圓きものなればさし得ず、大に怒りて地に擲てば、卵はごろごろ轉りて止まず、そこで牀を下り下駄の齒もて之れを踏まんとしたれども踏み得ず、怒ること甚しく卵を拾ひとりて口の中に入れがみ破りて之を吐き出だせり、されど既に尙書令の重き位にのぼりてよりは、常に短氣を抑へ、柔順にして己の

里に及べり、河南郡の人々は恐れて屠伯と號せり、時に其の母故郷の東海郡より、延年の役所のある洛陽の都に至り、延年が天子に奏上通知して囚人を殺すを見、大に驚き都亭に止まりて肯て役所に入らず、延年都亭に來り謁すれども、母は入口のくゞり戸を閉ぢてあはず、延年は冠をぬぎくゞり戸の下に頓首して罪を謝す、しばらくして母は之にあへり、因りて個條をあげて延年をせめて曰く、汝は君のお蔭によりて幸にも郡守の役に備はるを得、しかるに我は汝が仁愛を以て民を教化し以て愚昧の民を保全安堵するを聞かず、顧みるに妄りに多くの人を刑殺し威光を立てんと欲す、天道は神の如く明に照臨す、人民は獨りにても妄りに殺すべからざるに、吾は老年になりて壯年の男子が妄りに汝の爲に刑戮せらるゝを見んとは思はざりき、汝は立ち去れ、我は是れより汝の許を去りて東の故郷に歸りて先祖の墓地を掃除し、汝が罪せられて殺され其の屍の至るを待つべしと、遂に歸り去れり、果せる哉、後一年餘りにして延年は罪に坐して刑戮せられ、屍を市にさらされたり、東海郡の人々は其の母を賢なりとして稱せり、延年には兄弟五人ありて皆二千石の祿を戴く、大官に至りたれば東海の人々は其の母を一萬石の嚴嫗と號せり、

洪喬擲水　陳泰挂壁

晉書、殷羨字洪喬、陳郡長平人、爲豫章太守、都下人士因其致書者百餘函、行次石頭、皆投之水中曰、沈者自沈、浮者自浮、殷洪喬不爲致書郵、其資性介立如此、

【字解】〔長平〕縣の名、〔致書郵〕手紙を送り届ける飛脚、〔介立〕是非邪正を辨別し毅然として獨立すること、

【義解】晉書に曰く、殷羨は字を洪喬といふ、陳郡長平縣の人なり、豫章郡の太守となりし時、都下の人士豫章に行く序に願ふとて、手紙を送り依頼する者百餘はここに及べり、羨は行きて石頭の地にやどりし時頼まれし手紙を皆川の中に投げこみて曰く、沈む者は自ら沈め、浮ぶものは自ら浮べ、我は手紙を送り届くる飛脚と爲らずと、其の性質の是非邪正を辨別して毅然獨立すること此の如し、

魏志、陳泰字玄伯、司空羣之子、爲并州刺史、加振威將軍使持節、護匈奴、中郎將、懷柔吏民、甚有威惠、京邑貴人多寄寶貨、因泰市奴婢、泰皆挂之於壁、不發其封、及徵爲尚書、悉以還

河南太守、野無行盜、威震旁郡、其治務摧折豪强、扶助貧弱、貧弱雖陷法、曲文以出之、豪傑侵小民者、以文內之、衆謂當死者、一朝出之、謂當生者、詭殺之、吏民莫能測其意深淺、冬月傳屬縣囚、會論府上、流血數里、河南號曰屠伯、其母從東海來到洛陽、見報囚大驚、止都亭不肯入府、延年至謁、母閉閤不見、延年免冠、頓首閤下、良久乃見之、因數責延年、幸得備郡守、不聞仁愛敎化以全安愚民、顧多刑殺人、欲以立威、天道神明、人不可獨殺、我不意當老見壯子被刑戮、行矣去、女東歸、掃除墓地耳、遂去、歲餘延年坐棄市、東海賢其母、延年兄弟五人至大官、東海號曰萬石嚴嫗、

【字解】〔東海〕郡の名、〔下邳〕縣の名、〔摧折〕くじきこらす、〔曲〕文〕文は法律なり、〔內〕之〕罪に入るゝこと、〔詭殺〕不意に殺すこと、〔傳〕移すこと、〔屬縣〕配下に屬する縣、〔會論〕部下の役を會して議論すること、〔報〕囚〕囚は奏上して君に知らせ罪に行ふこと、〔都亭〕都の管轄內にある亭の旅舍、〔閤〕入口のくゞり戶、〔免〕冠〕免はぬぐこと、〔數責〕數も責なり、個條をあげてせむること、〔壯子〕壯年の男子、〔棄市〕刑戮し屍を市にさらすこと、〔萬石〕兄弟五人皆二千石の祿を食む、合して萬石なり故にいふ、〔嚴嫗〕嚴格なる老母、

【義解】　前漢の嚴延年は字を次卿といひ、東海郡下邳の人なり、河內郡の太守に遷れり、政を行ふ嚴しかりしかば、野に橫行する盜賊なく、威權旁の郡まで震ひたり、其の政治は務めて豪强のものをくじきこらし貧弱のものを扶けたり、されば貧弱のものが法律に陷るとも法律をまげて之れを救ひ出し、豪傑の徒が小民を侵掠するときは罪かろしと雖法律にあてはめて罪に陷れたり、衆人が此の者こそ當に死罪に處せらるべしとせる者は一朝に罪を免して獄より出し、此の者こそ當に生きるべしとせる者は不意に之れを殺せり、されば官吏人民ともに延年の意の深淺を推し測るものなし、或る冬の月に配下の縣の囚人を悉く郡の役所に移し、役所に部下の官吏を會して囚人の罪を評論し、みな之れを斬り血を流すこと數

如流、人不敢欺、其從母依之、奉養甚厚、其子求爲將、晞距之曰、吾不以王法貸人、將無後悔、固欲之、晞乃以爲督護、後犯法、晞仗節斬之、從母扣頭請救不聽、既而素服哭之、流涕曰、殺卿者兗州刺史、哭弟者荀道將、其仗法如此、後領青州刺史、多置參佐、轉易守令、以嚴刻立功、日加斬戮、流血成川、號曰屠伯、晞出屯無鹽、以弟純領青州、刑殺甚於晞、百姓號小荀酷於大荀、

【字解】〔河內〕郡の名、〔山陽〕縣の名、〔練〕熟練なり、〔文簿〕法令下知の書類、〔斷決〕裁決なり、〔從母〕母の姉妹、をば、〔仗節〕仗は杖つくこと、節は前に說く、〔素服〕喪服なり、〔仗法〕仗はよること、〔參佐〕補佐の官、〔守令〕郡守縣令、〔屠伯〕伯は長なり、人を屠殺する長の義、〔小荀〕弟荀純を指す、〔大荀〕兄荀晞を指す、

【義解】晉書に曰く、荀晞は字を道將といひ、河內郡山陽縣の人なり、兗州の刺史となれり、晞は官務に熟練し、法令下知の書類みちつもるとも裁決すること水の流るゝ如く速にして滯ることなし、故に人敢て欺き詐ることなし、其の從母晞にたよれり、晞あてがひ養ふこと甚てあつし、從母の子將校たらんことを求む、晞拒絕して曰く、吾は帝王の法令を妄に人に貸し與へて執り行はするとなし、(將となれば帝王の法令を行ふを以て云)、たとひ望通り將となすとも、後事を亂り法に行はるゝとき悔ゆることなからんや、必ず悔ゆることあるべしと、其の子尙く願ひしかば、晞は督護の官とせり、後果して法令を犯せり、晞天子より授かりし節を杖つきて之れを斬れり、從母頭を地にすりつけ救助を請へども聽さず、既に處罰して後、喪服を著て之れを哭し涕を流して曰く、卿を殺す者は君命をうけて兗州を守る刺史なり、弟を哭する者は從兄の荀道將なりて、其の法により假借せざること此の如し、後青州の刺史の役をすべつかさどるや、多く輔佐の官を置き、配下の郡守縣令を轉任易置し、嚴刻を以て功績を立て、日々罪人を斬り殺し血を流して川を成す有樣なり、よりて人人號して屠伯と曰へり、後晞兵を率ゐて外に出でて無鹽に屯するや、弟の純を以て青州刺史の職をすべ治めしめたり、純罪人を刑殺すること兄の晞よりも甚し、よりて百姓は恐れをののき、小荀は大荀より殘酷なりと號せり、

前漢嚴延年字次卿、東海下邳人、遷

貧、博二覽經籍一、躬二耕隴畝一、吟レ詩不レ倦、以二儒雅一著レ名、成帝時爲二太尉一、初値二永嘉喪亂一、在二鄕里一、甚窮餒、鄕人以二鑒名德一、傳共飯レ之、時兄子邁外甥周翼並小、常攜レ之就レ食、鄕人曰、各自飢困、以二君賢一欲二共相濟一耳、恐不レ能二兼有一所レ存、鑒於レ是獨往食訖、以レ飯著二兩頰邊一、還吐與二二兒一、後並得レ存、同過レ江、邁至二護軍一、翼剡縣令、鑒薨、翼追二撫育之恩一、解レ職席レ苫、心喪三年、

【字解】〔金鄕〕縣の名、〔永嘉喪亂〕永嘉は懷帝の年號、永嘉五年後趙の不勤のせめ來りし騷亂をいふ、〔窮餒〕こまりかつえること、〔外甥〕姉妹の子、〔所レ存〕家に在る所の人、卽ち兄の子と外甥とを指す、〔過レ江〕漢の劉聰晉都洛陽を陷れ元帝揚子江を渡り南京に都す、過レ江は帝に從ひて揚子江を渡るをいふ、〔苫〕苫にてあみたる席喪中にしきて起臥するもの、〔心喪〕表面にあらはれざる服喪の禮卽喪服などをばつけずして、たゞ心中に喪に服して哀戚の情をつくすこと、

【義解】晉書に曰く、郗鑒は字を道徽といひ高平の金鄕縣の人なり、少にして孤となり家貧し、自ら田畑を耕作して食を得ひろく經典を覽て研究し、孔子の小子何不レ學二夫詩一の遺訓を守りて、詩經にある詩を吟詠して倦まず、儒道の正しき道を守りて名を著はせり、成帝の時太尉となれり、初め鑒は永嘉の亂にあひ、鄕里にありて甚困窮し飢餓に苦めり、鄕人鑒が名望德行あるを以て、每家順番に之れを飯くはし養ひたり、時に兄の子の郗邁と外甥の周翼と並に幼少にして鑒の家にあり、鑒常に之れを連れて人々の家に行き飯を食ひけるに、鄕人は我等も各自飢ゑ困めども、君が賢德ある故共同して君を濟はんとするのみ、とても君の家に在る二兒まであはせ養ふことは能はずと曰ひければ、鑒は是れより獨り往き食し訖るとき飯を兩方の頰の間に含みて家に還り、口より吐きて二兒に與へたれば、二兒ともに生存するを得たり、二兒後成長し鑒と共に元帝に從ひて揚子江をわたり、邁は護軍の官に至り、翼は剡縣の縣令となれり、鑒薨去するや、周翼は撫育せられたる高恩を追慕し、己が官職を辭し、苫のむしろに坐し心喪に服すること三年なりき、

荀弟轉酷　嚴母掃墓

晉書、荀晞字道將、河內山陽人、爲二兗州刺史一、晞練二於官事一、文簿盈積、斷決

火災、而更相隱蔽燒者日屬、范乃毀削先令、但嚴使儲水而已、百姓爲便、歌曰、廉叔度、來何暮、不禁火、民安作、平生無襦今五袴、在蜀數年免歸、

【字解】〔厲〕勵に同じ、〔淳厚〕淳朴篤厚、〔邑宇〕城邑の屋舍、〔逼側〕建て並びてすきまなきこと、〔夜作〕夜業なり、〔日屬〕屬はつゞくこと、〔暮〕遲なりオソシと訓む、〔襦〕襦袢なり、

【義解】　後漢の廉范は字を叔度といふ、京兆の杜陵の人なり、肅宗皇帝の時蜀郡の太守に遷り、民に淳朴篤厚なるやう教へ勵ませり、蜀郡の都成都は人民も物産も豐に盛にして、人家は建ち並びてすきまなし、舊來のおきてにて民の夜業を禁止して火災を防ぎしが、民はかはる〴〵おほひかくして夜業をなし、失火して燒くもの日々つゞけり、范赴任するや直に先きの夜業禁止令を毀り削り、たゞ嚴重に水を儲へさするのみにて別に法令を設けず、百姓はいたく便利となし、夜業をなし且つ火を用心したれば失火なかりき、是に於て民歌うて曰く、廉叔度來ること何ぞ遲きや、夜火を點すことを禁止せず、民は安心して夜業をなすを得平生は襦袢だになく困りしが、今は豐になりて五枚の袴ありと、稱贊せり、かくて范は蜀に在任すること數年、或る事に坐し免職されて故郷にかへれり、

氾毓字孤　郗鑒吐哺

晉書、氾毓字稚春、濟北盧人、奕世儒素敦睦九族、客居靑州、逮毓七世、時人號其家、兒無常父、衣無常主、少履高操、安貧有志業、武帝累召不就、

【字解】〔濟北〕郡の名、〔盧〕縣の名、〔奕世〕代々、〔儒素〕儒學の家柄、〔九族〕諸説あれども父族四（姑の子、姉妹の子、女子の子、己の同族）母族三、（外祖父、外祖母、從母の子）妻族二、（妻の父、妻の母）といふ説妥當なり、

【義解】　晉書に曰く、氾毓は字を稚春といひ、濟北郡盧縣の人なり、代々儒學の家柄にて九族にあつく睦じかりき、靑州に寄寓してより毓に及ぶまで七代なり、時の人其の家族の親睦なるを感じ、歌ひ呼びて曰く、彼の家は一族の子は皆己が子の樣に愛する故、兒童にきまりたる父なく、衣服は一族の誰にでも與へてきあふよりきまりたる持主なしと、毓は少年の頃より高き節操を履み行ひ、貧賤に安んじ志操學業共に堅固なり、武帝しば〳〵招聘せられたれども仕官せざりき、

晉書、郗鑒字道徽、高平金鄕人、少孤

劉公不可得也、寵無言而去、時人稱其長者、

【字解】〔東萊〕郡の名、〔牟平〕縣の名、〔愿朴〕愚直質朴、〔白首〕白髮なり、〔擾〕なやましみだす、〔禁察〕觀察し禁止す、〔尨眉〕白黑の毛雜れる眉、〔皓髮〕白髮なり、〔若邪〕山の名、〔郡朝〕郡の役所、〔發求〕あばき搜りて私の貯金を求むること、〔明府〕州郡の長を尊稱して呼ぶ語、〔歷宰〕へつかさどる、〔清約〕心清く行つゞまやかなり、〔省素〕質素なり、〔亭舍〕十里每に吏を置き其の他の不法を治むる之を亭といふ、亭舍は亭の旅舍なり、亭吏之を主る、

【義解】　後漢の劉寵は字を祖榮といふ、東萊郡牟平縣の人なり、會稽郡の太守に拜せらる、會稽の山中に住む民は、愚直質朴にして白髮の年になるも町に出でざるものあり、此れは前の太守及官吏の爲にくるしめみだされたる爲に、此の如きなり、是に於て劉寵はわづらはしくひどき法令を除き、非法を觀察して禁止したれば、郡中の民大に悅び教化に服せり、後朝廷に召されて將作大匠の官となる、寵會稽を出發の時、山陰縣に五六人の老翁あり、眉は白黑の毛相雜り、髮は眞白なり、若邪山谷の間の住居よりわざ／＼出で來り、每人百錢を持ち寵に餞別として送れり、寵は之れを慰勞し、老人はどうして苦勞をして此まで來られしやと問ひしに、老人對へて山谷に住居せる鄙しき我等は、未だ嘗て郡守の役所を知らず、他の太守の時には官吏に出張して民が家をあばき搜りて私の貯金を求めとること、晝より夜に至るまで絕えず、是れ故に我等は山谷にのがれたり、しかるに明府車に此の地に止められて以來、政治正しければ、盜賊なき故狗も夜吠ゆることなく、民もいぢめ取りにくる官吏を見ず、我等は年老いて聖明なる太守にあへるを喜びに堪へず、今我等をすて去られて朝廷に歸へらるゝと聞く、故に自ら杖に扶けられて此に來り見送り奉るなりと曰ひければ、寵は其の篤志を感じ、人々より其の餞別として持ち來れる錢の中より、一番大きなる錢一個を選びて之れを受けたり、寵は後官太尉に至れり、寵は前後二郡の太守をへつかさどり、其れより累りに昇進して公卿宰相に登れり、人と爲り心清く行つゞまやかに質素にして、家に財貨の積み貯へなし、嘗て京師を出で亭の旅舍に休息せんと欲せしに、亭の役人其の寵なることを知らざれば、この舍は劉公の此に來給ふを待つ故に、掃除して諸事整頓したる處なれば、そなたを休息さすことは出來ずと、休息することを差止めたり、寵は我こそ其の劉公なりと言ふことなく、こゝを立ち去れり、時の人其の德高き長者なることを稱美せり、

後漢廉范字叔度、京兆杜陵人、肅宗時遷蜀郡太守、厲以淳厚、成都民物豐盛、邑宇逼側、舊制禁民夜作、以防

詩、不成當行法、卽應聲爲詩曰、煮豆作羹、漉豉以爲汁、萁在釜下然、豆在釜中泣、本是同根生、相煎何太急、帝深有慙色、東阿卽陳思王曹植舊封、

【字解】「漉」こすこと、「豉」味噌、「萁」まめがら、「然」燃に同じ、モユと訓む、

【義解】世説に曰く、魏の文帝弟東阿王を悪む、嘗て王をして七歩あるく間に詩を作らしめ、成らざれば刑法に處罰すべしといひ給ふ。王は素より才智ある人なれば、其の聲に應じて詩を作れりて曰く、豆を煮てあつものを作り、味噌（豆より製す）をすりこして汁をつくる、あつものと汁とは豆がらを燃してにる故に、豆がら釜の底に燃ゆれば、豆は釜の中に在りて泣けり、豆も豆がらも同じ根より生じたるものにて兄弟の如し、豆をにるなれば、外の薪を用ひて然るべきに、同じ根より生じたるものにて相煎ること何ぞはなはだせはしきやと、暗に己と帝とは父母を同じくして兄弟なり、何故にかく苛めらるゝやとの意を示せり、文帝は之れをきゝて深く慙づる色ありき、東阿王は卽ち陳思王曹植の舊封なり、

劉寵一錢　廉范五袴

後漢劉寵、字祖榮、東萊牟平人、拜會稽太守、山民愿朴、乃有白首不入市井者、頗爲官吏所擾、寵除煩苛禁察非法、郡中大化、徵爲將作大匠、山陰縣有五六老叟、尨眉皓髮自若邪山谷間出、人齎百錢以送寵、寵勞之曰、父老何自苦、對曰、山谷鄙生、未嘗識郡朝、它守時吏發求民間、至夜不絶、明府下車以來、狗不夜吠、民不見吏、年老遭値聖明、今聞當見棄去、故自扶奉送、寵爲人選一大錢受之、後官至太尉、寵前後歷宰二郡、累登卿相、而清約省素、家無貨積、嘗出京師、欲息亭舍、亭吏止之曰、整頓酒掃以待

鬻者以千數、朔上書曰、臣少失父母、長養兄嫂、年十三學書、三冬文史足用、十五學擊劍、十六學詩書、誦二十二萬言、十九學孫吳兵法戰陣之具、鉦鼓之敎、亦誦二十二萬言、又常服子路之言、年二十二、長九尺三寸、目若懸珠、齒若編貝、勇若孟賁、捷若慶忌、廉若鮑叔、信若尾生、若此可以爲天子大臣矣、朔文辭不遜、高自稱譽、上偉之、令待詔公車、後常爲郎、與枚皐郭舍人俱在左右、詼啁而已、

【字解】〔平原〕郡の名、〔厭次〕縣の名、〔不次之位〕官次によらず材幹によりて拔擢任用すること、〔衒鬻〕てらひ賣ること、〔三冬〕冬三つ月間の稱、〔文史〕文章史傳、〔鉦鼓〕どら、〔子路之言〕孔子の弟子路の勇氣の大切なることをのべし言、〔待詔公車〕待詔も公車も皆前に說く、〔詼啁〕詼諧、滑稽、

【義解】前漢の東方朔は字を曼倩といひ、平原郡厭次縣の人なり、武帝方正の士賢良の士文學の士材力の士を擧げ、其の器量により官次によらず拔擢し拾ふ、よりて四方の士上書して得失是非を論じ、自らてらひうるもの千人を以て數ふる程あり、朔亦上書して曰く、臣少にして父母を失ひ兄嫂に長て養はる、年十三にして書を學ぶ、冬三月間にして文史をうつす事は充分用ふるに足る程に上達せり、十五歲にして擊劍を學ぶ、十六歲にして詩經書經の諸經を學び、二十二萬言を諳誦せり、十九歲にして孫子吳子の兵法を學び、戰陣のそなへ鉦鼓をうちて兵を進退する敎を學び、又軍書二十二萬言を諳誦せり、又常に子路の勇氣を養ふべき言に服して之を養へり、二十二歲にして身のたけ九尺三寸、目は懸けたる珠の如くに美しくかゞやき、齒は編み重ねたる貝の如く白く美し、勇力あることは古の孟賁の如く、敏捷なることは古齊の慶忌の如く、廉潔なることは古齊の鮑叔の如く、信義あることは古の尾生の如し、此の如きものは天子の大臣と爲すべきものなりと、朔の文章の辭は謙遜ならず、高く自らほめあげたり、上は之れを偉なるものとなし、召して公車に待詔せしめらる、後に郎官となり當に枚皐郭舍人と共に左右に侍りたり、されど獻替して功をたつることなく、たゞ詼諧を弄するのみなりき、

世說曰、魏文帝嘗令東阿王七步作

後爲佐著作郎、初太康二年、汲郡人盜發魏襄王墓、或言安釐王冢、得竹書數十車、武帝以其書付祕書、校綴次第、尋考指歸、而以今文寫之、晳在著作、得觀竹書、隨宜分釋、皆有義證、遷尚書郎、時有人於嵩山下得竹簡一枚、上兩行科斗書、傳以相示、莫有知者、司空張華以問晳、晳曰、此漢明帝顯節陵中策文也、檢驗果然、時人伏其博識、

【字解】〔陽平〕郡の名、〔元城〕縣の名、〔國學〕都の大學、〔竹書〕竹簡にかきたる書、〔指歸〕大旨及意義、〔今文〕今代通行の文字、〔科斗書〕古代通行の文字形科斗（蛙子）に似たるより名づく、〔顯節陵〕漢の明帝の陵の名、〔策文〕策命の文、

【義解】晉書に曰く、束晳は字を廣微といひ、陽平郡元城縣の人にて、漢の名臣疎廣の後なり、廣の曾孫某の時難を避けて元城縣に居を徙し、よりて姓疎の足邊を取りて姓を束と改めたり、晳は博學にして、多く物事をき、知れり、少壯にして大學に遊學し、後仕へて佐著作郎となれり、初め武帝の太康二年、汲郡の人墓を發掘して棺内に收めたる寶物を盜まんとし、戰國の魏の襄王の墓を發掘せり、或は安釐王の墓なりともいふ、竹簡に書きしるせる書を車に數十臺得て朝廷に差し出したり、武帝は其の書を以て祕書を掌る役人に申し付け、校合して順序を綴り大旨意義を尋ね考へ、今代通行の文字を以て之れを寫さしめ給ふ、晳は著作郎の官にありし故、この竹簡の書を觀ることを得、順序に隨ひて分ち解釋するに皆意義明了に證明正しくありき、後尚書郎に轉任せり、時に或る人嵩高山の麓に於て竹簡一枚を得たるものあり、其の上の二行は科斗の文字に記しあり、人々に傳へて相示せども知るものなし、司空張華之れを晳に問へり、晳曰く、此れは漢の明帝の顯節陵中の策命の文なりと、後檢べ驗するに果して然り、時の人は其の博識に感服せりといふ、

曼倩三冬　陳思七步

前漢東方朔字曼倩、平原厭次人、武帝擧方正賢良文學材力之士、待以不次之位、四方士上書言得失、自衒

普通のものに變れり、客去りて後人をして尋ねさせけるに、たゞ二羽の鶴の天に高く飛びあがりて去るを見るのみ、

楚昭萍實　束晳竹簡

家語曰、楚昭王渡江、江中有物、大如斗、圓而赤、直觸王舟、舟人取之、王恠問羣臣、莫能識、使使聘魯問孔子、孔子曰、此萍實也、可剖食之、吉祥也、惟霸者爲能獲焉、使者返、王遂食之、大美、久之使來以告魯大夫、大夫因子游問曰、夫子何以知其然、曰、吾昔之鄭、過陳之野、聞童謠曰、楚王渡江得萍實、大如斗、赤如日、剖而食之甜如蜜、此楚王之應、吾是以知之、

【字解】 〔斗〕とます、〔萍〕うきくさ、〔吉祥〕めでたきしるし、〔子游〕孔子の弟子言偃の字、〔童謠〕子供たちのうたふはやりうた、〔甜〕あまくうまし、

【義解】 家語に曰く、楚の昭王江水を渡る、江水に物あり、大さ斗ますの如く、圓くして赤し、流れ來りて直に王の舟に觸れり、舟人之れをとりて王に獻ぜり、王は不思議に思ひ如何なるものなるかと群臣に問はれたれども誰も知るものなし、よつて使者をして魯に聘問し孔子に問はしめたり、使者魯に至りて孔子に問ふ、孔子曰く、此れ萍の實なり、割りて食ふべし、誠にめでたきしるしなり、此の者はたゞ霸者のみ能く之れをうと、使者反りて王に申す、王喜び遂に割りて食ふ、味大に美なり、其れより暫くの後楚の使者復魯に來り、魯の大夫に面會して萍の實の事より孔子の博く物事に通達せることを感じて物語れり、後魯の大夫子游に因りて孔子に問うて曰く、夫子は何故に此やうな事を知らるゝやと、孔子曰く、吾昔鄭國にゆくとき、陳國の野を過ぎける折、童子のうたふはやりうたを聞けり、其のうたに楚王江を渡りて萍の實を得ん、其の實は大きさは斗ますの如く、赤きことは日の光の如し、割りて之れを食はゞ甜きこと恰も蜜の如しとあり、此れ昭王の此の度の事と相應じて一致せり、吾是のことを以て之れを知れりと、

晉書、束晳字廣微、陽平元城人、漢疏廣之後、廣曾孫避難、徙居、因去疏之足、遂改姓焉、晳博學多聞、少遊國學、

騷亂を起したる時に、遺は焦飯を數升あつめ得、常に囊に入れて自ら持てり、人々敗れて逃げかくるに及び多く餓死するものありしが、遺は此れを持ちたるによりて活きることを得たり、母は遺が逃亡して歸らず、必定殺られたるならんと思ひ、晝夜泣き悲しみて目も見えなくなり耳も聞えなくなりし、遺漸く逃れて家に歸りて戸に入り、再拜して不孝の罪を謝し、母の有樣を見てなきむせぶとき、母の耳目は頓に癒えうち開ける如くほがらかに明になれり、

晉書、陶侃字士行、鄱陽人、徙潯陽、早孤貧、爲縣吏、孝廉范逵嘗過侃、時倉卒無以待賓客、其母乃截髮得雙髲、以易酒肴、樂飲極歡、雖僕從亦過所望、侃至太尉都督荊江等諸軍事長沙郡公、侃每飮酒有定限、常歡有餘、而限已竭、佐吏殷浩等、勸更少進、侃曰、年少曾有酒失、亡親見約、故不敢踰、侃嘗丁母憂、艱辛在墓下、二客來弔、儀服鮮異、遣人尋之、但有雙鶴飛沖天而去、

【字解】〔鄱陽〕郡の名、〔潯陽〕縣の名、〔倉卒〕にはか、〔雙髲〕雙はふたつ、髲は髮を編みて髻に被らすもの、そへがみ、かつら、〔定限〕さだめかぎり、〔佐吏〕輔佐の吏、〔丁母憂〕母の喪にあふこと、〔幕下〕幕張りてこしらへたる家を指す、喪屋、〔冲天〕冲は高く飛びあがること、

【義解】晉書に曰く、陶侃は字を士行といひ、鄱陽郡の人、後潯陽縣にうつれり、若年にして孤兒となり、家貧し、縣の役人となりて口過ぎせり、或時孝廉の名を得たる范逵嘗て侃の家に立寄れり、にはかの客來のこととて、賓客をもてなすの用意なければ、其の母は乃ち髮をきりてふたつの髲をつくり、之れを賣りて酒肴を買ひて、逵をもてなし、我子と樂しみ飮ませて悅をつくさし、逵の從僕のものまでに望む所に過ぎたるふるまひをなしたり、後侃は出世して太尉都督荊江等諸軍事長沙郡公となれり、侃は酒を飮む每に杯に幾杯と定め限りあり、常に興に乘じて歡樂餘あるも定め限りの杯つくれば決して飮まず、輔佐の吏の殷浩等更に少しく飮まんことを進むれば、侃は余は少年の時酒に醉ひて過失あり、故に亡親と約束して幾杯と定め限りたれば、決して此れよりは過ごさずと曰へり、侃嘗て母の喪にあひて官職を去り、艱苦辛勞して喪屋に居れる時、二人の客來り弔へり、禮服あざやかにして

咸陽の都に入るを得たり、布は先鋒の役をつとめたり、よりて項羽(項籍の字)秦を討滅して諸將を諸侯に封ずるに及び、布を立てて九江王と爲せり、布は後項羽に叛きて漢の高祖に歸服せり、高祖天下を一統せる後、布は改めて淮南王に封ぜられたり、

前漢、項羽自立爲西楚霸王、王梁楚地、更立沛公爲漢王、王巴蜀漢中、漢王就國、張良辭歸韓、漢王送至褒中、因說漢王燒絕棧道、以備諸侯盜兵、亦示羽無東意、迺使良還行燒絕棧道、

【字解】〔沛公〕漢の高祖なり、高祖は沛邑の長たる時に兵を起せるより沛公といふ、〔棧道〕山谷險絕の所にかけたるはし、かけはし、

【義解】前漢の初、項羽自立して西楚の霸王と爲り、梁楚の地方に王となり、關中王沛公を改めて漢王となし、巴蜀漢中の地に王たらしめたり、漢王封國に行く、參謀の役をつとめし張良は暇乞ひして故鄕の韓國に歸れり、漢王は見送りて褒中に至れり、良は因りて漢王に向ひ、今項羽は王が天下を取らんと思ひ氣を配り居れば、棧道を燒き拂ひて、諸侯の盜兵の侵入し能はざる用意し、また項羽に東に出で、天下を爭ふ意なきことを示して安心させ、徐に他日雄飛の準備をなさるべしと說きすゝめたれば、王はげにもと思ひ、卽ち良をして韓に還りがけに行く〳〵棧道を燒きはらはしめたり、

陳遺飯感　陶侃酒限

南史、宋初吳郡陳遺、少爲郡吏、母好食鐺底焦飯、遺在役常帶囊、每煮食、輒錄其焦以貽母、後孫恩亂聚得數升、常帶自隨、及敗逃竄、多有餓死、遺以此得活、母晝夜泣涕、目爲失明、耳無所聞、遺還入戶、再拜號咽、母豁然朗明、

【字解】〔鐺〕なべ、〔焦飯〕こげめし、おこげ、〔錄〕采なり、トルと訓む、〔號咽〕なきむせぶ、〔朗明〕ほがらかにあきらか、

【義解】南史に曰く、宋の初吳郡に陳遺といふものあり、少にして郡の役人となれり、母好みてなべの底につけるこげめしを食ひければ、遺は役務に行く每に常に囊をもち、飯を煮るたびに、輒ち其のおこげを采りて母におくれり、後孫恩が

途通ぜず行きつまる處に至りては、いたみ哭きて歸りたりといふ、

黥布開關　張良燒棧

前漢黥布六人、族英氏、少時客相之、當刑而王、及壯坐法、欣然笑曰、人相我當刑而王、幾是乎、聞者笑之、布以論輸驪山、驪山之徒數十萬人、布與其徒長豪傑交通、乃率其曹耦、亡之江中爲羣盜、衆數千人、後以兵屬項梁、楚兵常勝、功冠諸侯、兵皆服屬楚者以布數以少敗衆也、項籍引兵西至關不得入、又使布等先從間道破關下軍、遂得入至咸陽、布爲前鋒、項羽封諸侯、立布爲九江王、歸漢封淮南王、

【字解】〔六〕縣の名、〔黥〕いれずみ、〔幾〕ほとんど、〔論〕罪あり、論議裁判さるゝこと、〔輸〕おくられ働くこと、〔徒長〕仲間の長、〔曹耦〕ともがら、なかま、

【義解】前漢の黥布は六縣の人なり、姓は英氏なり、いれずみの刑に處せられたることありてより黥と改めたり、少年の時、客あり布の人相を見、この子は刑罰にあひて後王となるべしと曰へり、後壯年の頃法律を犯して罪せられいれずみを施されたり、布はよろこび笑ひて曰く、昔し客人我人相を見て刑罰せられて後王となるべしと曰へり、刑罰にあふとは大方此の度の事なるべきかと、聞く者皆馬鹿な事を言ふとて笑はざるなし、後復法律に觸るゝことあり、論議裁判の結果を以て、驪山におくられ勞作に從事せり、蓋し始皇の陵廟を造るなり、驪山に勞作せる徒數十萬人あり、布は其の仲間の長や豪傑と交際せり、遂に其の仲間のものを率ゐ亡げて江中に往き、徒黨を組みて盜賊を爲せり、其の人數四五千人あり、楚の項梁の討秦の軍を起すや、布は兵を率ゐてこれに屬せり、楚兵（項梁の兵）常に戰ひ勝つ、布の功諸侯に冠たり、諸方の民士爭ひて楚の項梁に服屬するものは、布がしば／＼少兵を以て衆兵を敗り軍の名聲高きを以てなり、項梁死して項籍代り將たるに及び、布亦之れに從ふ、項籍兵を率ゐて西秦を征し函谷關に至れば、兵士守備して入ることを得ず、籍乃ち布等をして先づ間道より進み函谷關の軍を撃ち破らしめ、遂に

征吳、遣良入武陵招納五溪蠻夷、蠻夷渠帥、皆受印號、咸如意指、

【字解】〔襄陽〕郡の名、〔五常〕兄弟五人皆字に常の字あり、故に五常といふ、〔先主〕劉備なり、〔稱尊號〕皇帝の尊號を稱すること、〔印號〕印綬名號なり、〔意指〕意旨に同じ、

【義解】 蜀志に曰く、馬良は字を季常といふ、襄陽郡宜城の人なり、兄弟五人皆才能すぐれたる名あり、鄕里の人之れが諺をなして馬氏の五常の中白眉のもの最もすぐれてよしといへり、良が眉の中に白き毛あり、故に白眉と稱したるなり、先主皇帝の尊號を稱するや、良を以て侍中と爲し給ふ、後東の方吳國を征伐するに及び、良をして武陵に入り五溪の蠻夷を招き味方に引き入れしむ、蠻夷の首長は皆良の言に從ひて、先主より印綬名號を受け、先主の意旨の通りに從ひ違ふものなかりき、

晉書、阮籍字嗣宗、陳留尉氏人、爲散騎常侍、轉從事中郞、聞步兵廚營人善釀、有貯酒三百斛、乃求爲步兵校尉、籍不拘禮敎、能爲青白眼、對之、及嵇喜來弔、籍作白眼、喜不懌而退、喜弟康聞之、乃齎酒挾琴造焉、籍大悅乃見青眼、由是禮法之士、疾之若讎、籍時率意獨駕、不由徑路、車迹所窮、輒慟哭而反、

【字解】〔陳留〕郡の名、〔尉氏〕縣の名、〔步兵廚〕步兵校尉の官舍の廚なり、〔青眼〕黑眼なり、〔來弔〕阮籍の母死したる時來弔せるなり、〔挾琴〕挾は持つこと、〔造〕至なり、〔率意〕隨意に同じ、

【義解】 晉書に曰く、阮籍は字を嗣宗といふ、陳留郡尉氏縣の人なり、仕へて散騎常侍となり、從事郞中に轉ぜり、步兵校尉の官舍のくりやに、軍營の士にて酒を釀造するに巧なるものあり、酒三百石を貯ふるありと聞き、乃ち願ひ求めて步兵校尉となれり、蓋し酒を飮み得るを以てなり、籍は老莊自然を尊び禮法の敎に拘らず、能く黑目と白目とをつかひわけたり、禮法を守る世俗の士を見れば白目を以て之れに對せり、籍の母死す、時の名士嵇喜來り弔ふ、籍白目をなしたれば喜は不機嫌にて退き去れり、喜の弟康之れを聞き酒を持ち琴を持ちて至りしに、籍は大に喜び、黑目をあらはし優遇せり、かゝる事あるに由りて禮法を守るの士は籍をにくむこと仇讎の如くなりき、籍は時々隨意に獨り車にのりて小徑大路の差別なく行かんと思ふ方へ眞直に進み行きて、車迹のきしる

事、勃不好文學、每召諸生說事東鄉坐責之、趣爲我語、其椎魯少文如此、舊本薄作眷非、

【字解】〔卷〕縣の名、〔薄曲〕蠶を入れて養ふ具、葦蒲を編みてつくる、〔材官〕中嘉私謁の條を見よ、〔引強〕強き大弓をひくこと、〔中涓〕宮中の掃除を掌る役、〔木彊〕質朴なり、〔文學〕學問なり、〔諸生〕諸學者、〔東鄉〕鄉は向なり、自ら東向するは賓主の禮を用ひず、傲然たる態度を示すなり、賓主の禮主人は西向し客は東向す、〔趣〕速なり、〔椎魯〕馬鹿に剛直質朴なること、〔少文〕文は禮文なり、禮儀のあや、

【義解】前漢の周勃は其の先祖は卷縣の人たり、少時沛に徙り住み、薄曲を織り之れを賣りて生計を立てたり、又善く簫の笛を吹くを以て、喪ある家に雇はれてとむらひの時に之れを吹きたり、又材官あり、強き大弓をひけり、高祖兵を起し給ふ時、勃は中涓の役となり從ひて攻戰せり、天下一統の後功を以て絳侯に封ぜらる、勃人と爲り質朴にして篤實なりしかば、高帝は大事を委すべしと思ひ給へり、勃は學問を好まず、諸學者を召して事を說かす每に、自ら傲然と東に向ひて坐し、速に我が爲に語れと責め立てたり、其の馬鹿に剛直質朴にして禮儀の少なきことは此の如し、舊本に織薄曲の薄を眷の字に作れるは誤なり、

前漢灌嬰睢陽販繒者也、以中涓從高祖、及項籍敗垓下、嬰以御史大夫、將軍騎別追至東城破之、所將卒五人共斬籍、以功賜爵潁陰侯、文帝時爲丞相

【字解】〔販繒〕販は賣なり、繒は帛の總名、

【義解】前漢の灌嬰は睢陽の人にて、繒を賣る商人なり、後商賣をやめ、中涓の役を以て、高祖に從ひ戰へり、項籍（項羽の名）垓下に敗績するに及び、嬰は時に御史大夫たり、車騎兩隊を率ゐて別軍を組織し、項羽を追うて東城に至り之れを破れり、其の部下の將卒五人と共に項羽をきりとりたり、よつて功を以て封爵を賜ひて潁陰侯に封ぜらる、文帝の時丞相と爲れり、

馬良白眉　阮籍青眼

蜀志、馬良字季常、襄陽宜城人、兄弟五人、竝有才名、鄉里爲之諺曰、馬氏五常、白眉最良、良眉中有白毛、故以稱之、先主稱尊號、以良爲侍中、及東

半露、檢之皆驗、又食鵝肉、知皂白之色處、人不信、記而試之無差、時人咸以爲知味、

【字解】〔略陽〕郡の名、〔堅〕苻堅にて前秦王なり、〔超然〕高く拔であがるさま、〔盛饌〕盛なる御馳走、〔精餚〕すぐれて入念に調理したるさかな、〔小生〕生はなま／＼しきこと、〔宰夫〕料理人、〔棲〕とや、〔皂白〕黑白なり、

【義解】晉書に曰く、苻朗は字を元達といひ、略陽郡臨渭氏の人にて、前秦王苻堅が兄の子なり、前秦に仕へて靑州刺史に任ぜらる、後晉に降り員外散騎侍郎の官を加へらる、朗楊州なる晉の都建業に至るや、風流なること時の人に過ぎ、衆人に高く拔でて自得せり、善く味をしり別け、鹹きも酢きも皆何れの地より出でたるとを識別せり、會稽王嘗て朗を招きて盛なる御馳走を設け、江東地方に於てすぐれたる肴を調理しつくせり、食訖りたる後、朗に問うて曰く、子が鄕國の關中の食物は今日の食物といづれがよきかと、朗答へて曰く、何れも好したゞ今日の食物鹽味少しなま／＼しきのみと、朗かへりて後王料理人を召して問はれたるに、皆朗の言ふ通りなき、又或る人雞を殺して之れに食はしむ、既に其の肉を進むるや、朗食ひ此の雞はとやにすむとき、とやの半分程壞れてあらはなる處に居たりといへり、よりてとやを檢べみしに、少しも違はざりき、又嘗て鵞鳥の肉を食ひ、其の黑き羽の肉白き羽の肉と食ひ別けたり、人信ぜざりしが、試に黑白二つの肉を記して食はせ試みしに、之れを見分けて少しも違ふことなし、よりて時人は皆能く味を知る者と感じたり、

列子引孔子曰、淄澠之合、易牙識之、易牙齊大夫善聞味辨、淄澠二水、但嘗而知之也、

【字解】〔淄澠〕二川の名、〔聞味〕聞は識別の意なり、

【義解】列子の書に、孔子の言を引きて曰く、淄澠二川の合流せる所の水をのみ分けるとは、たゞ易牙のみこれを能くすと、易牙は齊の大夫にして、善く味を識別するものなり、淄澠二水の合流をのみて見分くるに、たゞ其の水をなめて之れを識別するなり、不思議の人といふべし、

周勃織薄　灌嬰販繒

前漢周勃、其先卷人、徙沛以織薄曲爲生、常以吹簫給喪事、材官引强、高祖起勃以中涓從攻戰、以功封絳侯、勃爲人木彊敦厚、高帝以爲可屬大

を望見して怒り問ふ、門番こは大夫夷射姑の小便なりと答ふ、蓋し門番は夷射姑をうらむことあれば、かく詐りいひて之れを罪に陷れんとはかりしなり、邾子怒りて命じて夷射姑を捕へしめたれども得ず、ます〳〵怒りて自ら捕へんものと、牀より飛びおり、過ちて鑪の炭の盛に起れる中に墮ち、やけどして肉たゞれ、遂に卒去せり、莊公は性質せつかちにして且つ清潔を好む故、小便を庭に流すときゝては矢もたてもたまらず捕へ罪せんとして、此の禍にかゝれるなり、さて前に莊公といひたるは邾子の諡にて、旋とは小便のこと、廢とは墮つることなり、

魏志、王思濟陰人、領豫州刺史、思能吏、然苛碎無大體、官至九卿、封列侯、魏略曰、思性急、嘗執筆作書、蠅集筆端、驅去、復來、如是再三、思恚怒、自起逐蠅不能得、還取筆擲地蹈壞之、

【字解】「苛碎」瑣細のことまで苛酷に取扱ふこと、「無大體」大體を總括して寛大に取扱ふことなきをいふ、

【義解】魏志に曰く、王思濟陰の人なり、仕へて豫州の刺史の職をすべ掌れり、思は能く事務を處理する官吏なり、然れども瑣細のこと迄苛刻に取扱ひて、大體を總括して寛大に取扱ふことなし、官は九卿にまで至り、諸侯に封ぜられたり、魏略に曰く、思は性急なり、嘗て筆を持ちて字をかくとき蠅飛び來りて筆のさきに集まりしかば、驅り去りたるに復來り集りたり、又逐へば復來る、是の如きこと再三に及びたれば、思は大に怒り、自ら起ち上りて蠅を逐ひたるに捕ふること能はず、かへつて腹立ちまぎれに筆を取つて地に投げつけ、之れをふみこはしたり、

苻朗皂白　易牙淄澠

晉書、苻朗字元達、略陽臨渭氏人、堅從兄子、拜青州刺史、降晉、加員外散騎侍郎、既至楊州、風流邁於一時、超然自得、善識味、鹹酢及肉、皆別所由、會稽王爲設盛饌、極江左精餚、食訖問曰、關中之食孰若此、答曰、皆好、惟鹽味小生耳、既問宰夫、皆如其言、或人殺雞以食之、既進、朗曰此雞棲常

【義解】　古列女傳に曰く、鍾離春は齊國の無鹽といふ邑の女にて、宣王の正夫人なり、人と爲り極めて醜きことならびなし、頭は臼の如く平に、目は深くくぼみ、指は長く骨節は大きく、鼻はたかく、喉は細く、項は肥大に、髪は細かく、腰はまがり、胸はつき出で、皮膚は漆の如く黒し、年四十になれども娶りくるものなし、自ら嫁入らんと周旋すれども誰も娶りくれず、そこで短き布衣を拂ひ拭ひて之れをき、自ら宣王の許に至り、奥御殿の掃除の役に召し使はれたしと請へり、是の時、宣王は漸臺といへる新築の御殿にて酒盛りし居られたり、左右の臣下は之れをきゝ、口に手を掩ひて大に笑ひけるが、宣王は面白き女と思召され、召して之れにあはれたり、無鹽の女は、王にまみえて齊國の危き四ケ條の事を申しのべたり、王は深く感嘆して御採用あり、直に漸臺を取りこぼち、妓女を罷め、へつらひの臣を退け、雕琢せる贅澤の器物をすて、直言の者を進め上げ、賤しき身分にかくれたる賢者をひき出して用ひ、太子を定め立て、無鹽の女を入れて正夫人となされたり、是れより齊國大に安らかになりたり、

莊子曰、藐姑射之山、有神人居焉、肌膚若冰雪、綽約若處子、不食五穀、吸風飲露、乘雲氣、御飛龍、而遊乎四海之外、

【字解】〔神人〕神の如き人、又直に神とみてもよし、〔綽約〕たをやか、〔處子〕處女に同じ、〔雲氣〕雲に同じ、雲は氣體なるよりいふ、〔御〕乘るなり、〔飛龍〕空中を飛行する龍、

【義解】　莊子に曰く、藐姑射山の中に神人住めり、其の肌膚は氷雪の如く眞白に、たをやかなることは處女の如し、五穀をくはず、風を吸ひ露を飲みて生き、常に雲に乘り又飛龍に乘りて四海の外に周遊せり、

郲子投火　王思怒蠅

左氏傳、郲子在門臺臨廷、閽以缾水沃廷、郲子望見之怒、閽曰、夷射姑旋焉、命執之、弗得、滋怒、自投于牀、廢于鑪炭、爛遂卒、莊公卞急而好潔、故及是、莊公卽郲子諡、旋小便、廢墮也、

【字解】〔郲子〕郲は國の名、子は爵の名、〔門臺〕門の上に設けたる臺、〔廷〕庭なり、〔閽〕門番なり、〔缾水〕缾はつるべかめ、〔夷射姑〕大夫の名、〔卞急〕せつかち、

【義解】　左氏傳に曰く、郲子門上の臺にありて庭を臨み見るとき、門番はつるべかめの水を庭にそゝぎ流せり、郲子之

諸大夫朝徒聞唯唯、不聞周舍之鄂鄂、是以憂也、舊本鄂作諤、

【字解】〔辠〕罪に同じ、〔腋〕わきしたの皮、狐腋は價最貴し、〔唯唯〕はい／＼と逆はずに肯ふこと、〔鄂鄂〕正しく直言すること、

【義解】 史記に曰く、晉の大夫趙簡子に臣あり、周舍といふ、直諫を好めり、周舍死して後、簡子は朝政をきく每に常に悅ばざる色あり、部下の諸大夫このさまを見て我等に不行屆の罪ありて然るにやと心配して罪を謝し、然るべく處分せられんことを請へり、簡子曰く、否諸大夫には何の罪もなし、吾千枚の羊皮は其の價一枚の狐腋に及ばずときけり、其れと同じく多くの臣が君の命に逆はずに隨從するは、一人の忠臣が直諫するに及ばざるものなり、今諸大夫を見るに、朝廷に出づるも何事も我が言ふ事ははい／＼と肯ひ從ふことを聞くのみで、周舍の如く正しく直言するものあるを聞かず、是れを以て憂ふるなりと、舊本は鄂の字を諤に作れり、蓋し音通によるなり、

無鹽如漆　姑射若氷

古列女傳、鍾離春者、齊無鹽邑之女、宣王正后也、爲人極醜無雙、臼頭深目、長指大節、昂鼻結喉、肥項少髮、折腰出胸、皮膚若漆、年四十無所容入、衒嫁不售、乃拂拭短褐、自詣宣王、願備後宮之掃除、宣王方置酒於漸臺、左右聞之掩口大笑、王召見之、無鹽爲陳四殆、王於是立折漸臺、罷女樂、退諂諛、去彫琢、進直言、延側陋、立太子、拜無鹽爲后、而齊國大安、

【字解】〔齊〕戰國時代の齊なり、〔昂鼻〕高きはな、〔結喉〕瓢のくゝりたる所の如く(卽ち瓢の細く凹みたる處)細きこと、〔肥項〕肥大なるくび、〔小髮〕すこしの髮、〔容入〕いれて妻となすこと、〔衒嫁〕自ら嫁入らんと周旋すること、〔不レ售〕娶りくれず、〔短褐〕短き布衣、〔漸臺〕宮殿の名、〔四殆〕殆は危なり、四條の危き事柄なり、一ヶ條は齊は外强國に接するに王は姦臣を親任して人民を安撫せざること、二ヶ條は妄に漸臺の如き宮殿を建築して國帑を費し人民を使役しつからすこと、三ヶ條は賢者かくれて不肖者進み、諂諛者すゝみて直臣退くこと、四ヶ條は酒色に耽りて俳優を玩び內外の治を修めざることなり、〔折〕毀つこと、〔女樂〕妓女なり、〔雕琢〕雕琢したる器なり、〔側陋〕賤しき身分にかくれたる賢人、

〔鄉親〕鄉黨親戚、〔絞厲〕潔白嚴厲なり、〔沙汰〕不用のものをよりぬくこと、〔襆被〕布呂敷に衣服寝具をつゝむこと、〔堂堂〕盛に立派なるさま、〔領袖〕かしら、をさ、〔公輒喪亡〕公は山濤を指す、〔達レ命〕天命に通達せること、〔行馬〕王覽友弟の條を見よ、

【義解】　晉書に曰く、魏舒は字を陽元といひ、任城の樊の人なり、幼少にして孤兒となり、外家の甯氏に養育せられたり、甯氏家を新築する時、家相をみる人來りて此の家より貴き位にのぼる甥を出だすべしといへり、外祖母は一族の盛氏の甥が年少にして智慧明なるを以て、心に此の兒なるべしと思へり、舒は某こそ外家の爲に此の家相を見たる人の言を實現致すべしと言へり、舒は容貌すぐれて偉大に、酒をのむこと一度に一石あまりなり、事をなすに遲くのろく質朴にて材智を表にあらはさゞりしかば、鄉黨親族の人の爲に重んぜられざりき、されど舒は内に智慮あるものなれば、常人の節操を修めず、又潔白嚴厲なる事をなさず、毎に才あるものを許容して物の頭とならんと欲し、終に人の短所を言ひあらはさず、年四十歳餘の時、天子の策問の試驗に應じ對へて及第し、尚書郎となれり、是の時朝廷郎官中の無能の者をよりぬきて之れを免職せんと欲す、舒は某こそ無能なるものなりと言ひて、己が衣服や寝具を布呂敷につゝみ出でたり、後宰相の參軍に轉任せり、文帝深く之れを器量あるものとして、重んじ、朝廷の參會終りて群臣退出する毎に之れを見送りて魏舒は堂々たる態度あり誠に衆人の頭領なりと宣へり、三公山濤薨ずるに及び、舒は昇進して司徒（三公の一）の官をすべ治めたり、此頃陳留に周震といへる賢者あり、其の名高く世に知られてしきりに諸官府より招聘さる、招聘の書下り周震出でんとするときに、其の上官として仰ぐ可き山濤死亡したれば、世の人震を殺公掾（公を殺す屬官）といひあへり、されど舒は少しも震を忌み嫌ふことなく、命じて屬官となしたり、而して舒にも何の患もなかりき、よつて道理をしり辨へたる人は、舒が天命に通達して人言に迷ひ恐れぬことを稱美せり、かくて舒は年老いて三公の位を他人に遜りて辭任したれば、天子は几と杖と安車と騶馬とを賜ひて其の功を賞せられたり、舒は隱居後其の德を慕ひて尋ね訪ふもの多かりければ、門外に行馬を設置せり、當時の人物を論ずるもの思へらく、晉代興りてより以來、三公の官に位し、能く其の身の榮華を辭退して終を滿足によくせしものは未だこれあらず、たゞ魏舒あるのみと感嘆せり、

史記、晉大夫趙簡子、當レ朝而有二憂色一、有レ臣曰二周舍一、好二直諫一、周舍死、簡子毎レ聽レ朝常不レ悅、大夫請レ辠、簡子曰、大夫無レ辠、吾聞千羊之皮、不レ如二一狐之腋一、

をしてひつそりと靜にして態と閣上より身投げをしたれども、閣上にては心を淸らかに靜にして符命の文をつくり莊の功德を頌美したるが故に、命助かりたるなりといへり、蓋しこの評語は雄が作りたる解嘲中の文句を引用してそしりたるなり、雄は貧しけれども酒を嗜めり、貧乏なる故に其の門に往來ずるもの稀にて、時に學事を好むものが雄が好む酒肴をとりそろへて從ひ學ぶ者あるのみ、而して侯芭のみは常に雄に隨身して專心に學び、雄が硏究の結果著して其の生命ともいふべき太玄、法言の二書を學び受けたり、時の名儒劉歆は太玄經を見て雄に向ひ、今の學者は利祿に心を奪はるゝによりて、聖人の殘し給へる易經すら尙明に知ること能はず、如何にして此の書の玄理を曉るを得ん、我は後人が此の書を無益のものと思ひて醬をいるゝ瓶を覆ふふたせんことを恐ると言ひければ、雄は笑ひて答へざりき、雄は七十一歲にて死したり、門人侯芭其の墓をたて、まつれり、

魏舒堂堂　周舍鄂鄂

晉書、魏舒字陽元、任城樊人、少孤、爲外家甯氏所養、甯氏起宅、相者云、當出貴甥、外祖母以盛氏甥小而慧、意謂應之、舒曰、當爲外氏成此宅相、舒姿望秀偉、飮酒石餘、遲鈍質朴、不爲鄕親所重、不脩常人之節、不爲皎厲之事、每欲容才長物、終不顯人之短、年四十餘對策升第、遷尙書郞、時欲沙汰郞官非才者罷之、舒曰、吾卽其人也、襆被而出、轉相國參軍、文帝深器重之、每朝會罷目送之曰、魏舒堂堂、人之領袖也、及山濤薨領司徒、陳留周震、累爲諸府所辟、辟書旣下、公輒喪亡、僉號震爲殺公掾、舒命之、竟無患、識者稱其達命、年老遜位、賜几杖安車駟馬、門施行馬、時論以爲、晉興以來、三公能辭榮善終者未之有、

【字解】〔外家〕母方の家、〔外祖母〕母方の祖母、〔外氏〕外家に同じ

家貧嗜酒、人希至其門。時有好事者、載酒肴從遊學。而侯芭嘗從雄居、受太玄法言焉。劉歆謂曰、今學者祿利、尚不能明易、又如玄何。吾恐後人用覆醬瓿也。雄笑而不應。年七十一卒。侯芭爲起墳。

【字解】〔文雅〕文章の雅正なること、〔史〕書記なり、〔成哀平〕成帝哀帝平帝なり、〔符命〕天よりめでたきしるしを示して人君に賜ふ豫言の命令、〔耆老〕老人、〔久次〕久しく位にあること、〔恬〕あつさりとせること〔四裔〕四境の外の邊地、〔收〕收捕なり、〔不請〕奏請を待たざること、〔奇字〕異體の古文字、〔作符命〕揚雄が劇秦美新といふ文をつくりて王莽の天子となりしを稱美せしをさす、〔解嘲之言〕解嘲は揚雄の文の名なり其の中に爰清爰靜、游神之廷、惟寂惟寞、守德之宅の句あり、京師の人の評語はこれを用ひしなり、〔太玄、法言〕二つとも書名にて雄の著す所なり、〔玄〕太玄の玄なり、玄奥の理をいふ、〔醬瓿〕醬をいるゝかめ、〔起墳〕墓をたつ、

【義解】　前漢の揚雄は字を子雲といふ、年四十歳餘のとき故郷の蜀より京師に來り遊べり、時の大司馬王音其の文章の雅正なるをめづらしくすぐれたるものとなし、召して己が門下に置き、書記を掌せられたり、間もなく天子に推擧し王莽劉歆と竝び官せり、哀帝の初又董賢と同官に事へたり、成帝哀帝平帝三世の間に、王莽や董賢は皆昇進して三公となり、權勢天子を傾け推す程に盛大に、二人が推薦するものは拔擢して立身せざるはなし、而るに雄のみは三世の間朝廷に事ふれども、二人に諂はざれば同じ官にありて昇進せず、王莽帝位を簒ふや、談説して勢利を求むるの士は王莽が天子となれるは私事に非ず、天より符命にて此の如しと莽の功德を稱美し、其功として諸侯の爵土を得るもの甚多かりしが、雄は又此の時にも諸侯に封ぜられざりき、されど老年にして久しく位に在るの故を以て大夫の官に轉ぜり、其勢利にあつさりとして慕はざるとは是の如し、王莽は己が帝位にのぼれるに反對をしてそしれる甄豐父子を誅殺し、劉歆の子劉棻を國境外の邊地に流すに及び、彼等の言論又は自白の辭の中に言ひ及びたる所のものは、奏請を待たず皆收捕し罪させたり、時に雄は天祿閣上にて古書を校合し居たり、獄事を取さばく役人來りて雄を捕へんとせり、雄は自ら免る能はざることを恐れ、死せんと思ひ閣上より自ら飛び下り幾ど死せんとする程の大怪我をおひたり、此は劉棻が嘗て雄に從ひて異體の古文字を學び師弟の關係あるより捕へんとしたるなり、しかるに王莽は雄がもとより彼等の事に關係せざることを知り居るを以て、詔して訊問することなく許しやりたり、然れども京師の人は雄を嘲り、之れが評語をなしてこびへつらはざる樣

失軾、御者曰、怯如是去有益乎、曰死君義也、無勇私也、不以私害公、遂往、聞戰鬪之聲、恐駭死、人曰、不占可謂仁者之勇也、

【字解】〔齊〕春秋の齊國なり、〔比去〕比はころほひ、去は行くなり、〔匕〕さじ、〔軾〕車の坐側にある横木にて車上にて禮する時よりかゝるもの、

【義解】新序に曰く、齊の大夫無道にして其の君莊公を弑せり、時に臣下に陳不占といへるものあり、君の危難にかゝられたるをきゝ、將に赴きすくはんとす、其の家を出でて行かんとする頃、飯をくへば匕を取りはづし、車に上るときは軾を取りはづせり、御者この態を見て、此の如く卑怯なるさまにては、戰ひの場にのぞみて何の利益あらんやと曰ひければ、不占は答へて吾君の難に赴きて死するは臣たるの義なり、我心勇氣を具へぬといふは私の事なり、私の事を以て公の道をそこなひ破る可からずと曰ひて遂に往けり、往きて戰ひのはげしき聲をきゝて恐れおどろき、車よりおちて死せり、時の人批評して不占は仁者の勇あるものといふべしと曰へり、

前漢揚雄字子雲、年四十餘、自蜀來遊京師、大司馬王音、奇其文雅、召爲門下史、與王莽劉歆並、哀帝之初、又與董賢同官、當成哀平間、莽賢皆爲三公、權傾人主、所薦莫不拔擢、而雄三世不徙官、莽簒位、談說之士、用符命稱功德、獲封爵甚衆、雄復不侯、以耆老久次轉大夫、恬於勢利如是、及莽誅甄豐父子、投劉歆子棻四裔、辭所連及、便收不請、時雄校書天祿閣上、治獄使者欲收雄、雄恐不能自免、廼從閣自投下、幾死、棻嘗從雄學奇字、莽以雄素不與事、有詔勿問、然京師爲之語曰、惟寂寞自投閣、爰淸靜作符命、蓋以雄解嘲之言譏之也、雄

有ㇾ云、鷙鳥累ㇾ百不ㇾ如二一鶚一、融數稱二述於曹操一、操以二其言悖逆一、送二與劉表一、表不ㇾ能ㇾ容、送二與江夏太守黄祖一、祖性急、衡言不ㇾ遜、遂殺ㇾ之、年二十六、

【字解】〔平原〕郡の名、〔般〕縣の名、〔剛傲〕剛強にして傲慢なり、〔一刺〕刺は名刺なり、〔漫滅〕すりきえる、〔許都新建〕獻帝曹操の議に從ひ都を許に遷すをいふ、〔陳長文司馬伯達〕長文は陳群の字、伯達は司馬朗の字、共に名士なり、〔屠沽兒〕肉をきりうる賤業者なり、陳司馬二氏を罵りていへるなり、〔荀文若趙稚長〕文若は荀彧の字、趙稚長と共に名士なり、〔云何〕如何に同じ〔孔文擧〕孔融の字、〔楊德祖〕楊脩の字、〔碌碌〕人に從ひ獨立する能はざるさま、平凡なるさま〔鷙鳥〕鷹の類、小鳥をうちて之れを食ふ、〔鶚〕大鷲の稱、

【義解】　後漢の禰衡は字を正平といひ、平原郡般縣の人なり、少にして才智辯口あり、意を高尚にし剛強傲慢にして好みて時俗を矯正し世の人を慢れり、故鄕を出でて潁川に遊び、ひそかに一枚の名刺を懐にして器量高き人を得て交らんとせしが、心にかなひたる人なく、往く所なくなり、名刺の字すりきえるに至れり、時に許の都新に建設され、賢士大夫四方より來り集れり、よりて衡も新都に至れり、或る人衡に向ひて何んぞ陳長文司馬伯達の名士に從ひ遊ばざるやと問ひしに、衡は答へて我はどうして彼の屠沽兒どもに從遊するを得んやといへり、或る人又荀文若と趙稚長とは如何と問へり、衡答へて文若は容貌立派なれば彼の顔をかりて喪ある家の弔問をなすに宜しかるべし、稚長は腹大なれば臺所を監督して調味を掌らせ賓客を請待さするに適せりといひて相手にせず、たゞ孔融楊脩の二人とのみ仲善し、常に稱して孔文擧は大兒なり、楊德祖は小兒なり、餘人は平凡にして數ふるに足るものなしと曰へり、其の傲然として世人を卑下するさまを見るべし、孔融は深く衡の才を愛し、衡が始めて二十歳の時、融は四十歳なりしが、ともに交友となり、上書して之れを推薦して、鷙鳥百匹を集むるよりも一匹の大鷲を得るに如かざる如く、小才を網羅するよりも一人の大才を登用する方ましなれば、衡をお用ひあるべしと言へり、融は又しばしば時の執政曹操に衡の才をほめのべてすゝめしが、操は衡が論危激にして悖逆のこと多きを以て用ひず、送りて荊州の牧劉表に與へたり、表も亦衡を容れ用ふる能はず、送りて江夏の太守黄祖に與へたり、祖の性は嚴急にして衡が言論は不遜なりしかば、祖は怒りて之を殺せり、時に年二十六歳なり、

不占殞車　子雲投閣

新亭曰、齊崔杼弑二莊公一、有二陳不占者一、聞二君難一將ㇾ赴ㇾ之、比ㇾ去餐則失ㇾ匕、上ㇾ車

〔明理〕明に理をさばきわかつこと、〔名稱〕名聲に同じ、〔慶弔〕吉凶の禮なり、〔徵命〕招聘の命なり、〔台司〕三公なり、司空は三公の一なり、〔忍暴〕殘忍亂暴なり、〔辟擧〕召し用ふ、

【義解】　後漢の荀爽は字を慈明といひ、潁川郡潁陰縣の人なり、父名は淑、字は季和、賢良方正の科にあげられ、天子の策問に對へ、及第して朗陵侯の宰相に任ぜらる、政事にのぞみ明かに理をわけてさばき治めたれば、人々悅び服し神君と尊び稱せり、八男子あり、名を儉、緄、靖、燾、汪、爽、肅、旉といふ、並に名聲あり、時の人八龍と稱せり、龍は鱗蟲の長にてすぐれたる人に喩ふれば、八人を之れに比べたるなり、爽は幼より學問を好み、年十二の時、既に春秋論語の義に通ぜり、太尉の杜喬見て、この兒は將來人の師となるべしと稱揚したり、爽は經書の研究に思を潛め、吉凶の禮式にも行かず、招聘の命にも應ぜず、故に潁川の人は之れが評語をつくりて、荀氏の八龍の中にて慈明最もすぐれて世にならびなきものぞと曰ひあへり、獻帝位に卽き給ひ、董卓政をたすく、爽の盛名をきゝ、之れを招聘せり、爽遁れ去らんと欲せしが、餘り急のお召しのことゝて遁るゝを得ず、其の家に就て直に平原王の宰相に任ぜられたり、爽は赴任の途中宛陵に至りしとき、帝は使者を追ひかけさして光祿勳となして朝廷に呼びかへし給へり、爽は光祿勳となりて政事をとること三日にして司空に任ぜらる、爽は招聘の命を受けてより三公の司空に登るまで、僅に九十五日なり異數の昇進といふべし、爽は董卓が都を長安に遷すの議に從ひしが、之れによりて卓が殘忍亂暴にして必ず國家を危くするを見、已がめきゝにて才智謀略にすぐれたる士を召し用ひ、共に卓を滅して國家の隆盛をはからんとせしが、其事未だ遂げざる中に病にかゝりて薨去せり、

後漢禰衡字正平、平原般人、少有才辯、尙氣剛傲、好矯時慢物、遊潁川、乃陰懷一刺、既而無所之、至於刺字漫滅、時許都新建、賢士大夫四方來集、或問衡曰、盍從陳長文、司馬伯達乎、對曰、吾安能從屠沽兒邪、又問、荀文若、趙稚長云何、衡曰、文若可借面弔喪、稚長可使監廚請客、唯善孔融、楊脩、常稱曰、大兒孔文、小兒楊德祖、餘子碌碌莫足數、融亦深愛其才、衡始冠、而融四十、遂與爲交友、上書薦之

賈は好畸縣の田地の肥美なるを以て其處に往きて家をかまへ隱居せり、賈に五人の男の子あり、尉佗より贈られしふくろの中の珠玉を千金に賣り拂ひ、其の子に分け與へたり、一子每に二百金、之れによりて其の生計となさしめたり、而して賈は安車に乘り四頭の馬にひかせ歌の上手に琴をよくひく侍者十人を從へ、價百金の寶劍を持ち、其の子の家を順々にまはりて、吾汝等と約束す、吾汝の家に立寄るときは、汝に吾從へる侍者と馬とに充分なる酒食を給與せよ、吾は汝の家にて欲するまゝに遊び極むること十日にして、改めて他の子の處へ行かん、吾病みて死する所の家の子がこの寶劍を得んと言ひて、子供の家を順々にまはりて遊べり、後孝惠帝崩じ呂后權を擅し、己が一族を重用し、高祖の系統廢せられんとせしかば、丞相陳平之れを憂苦せり、賈は之れを默視するに忍びず、陳平の爲に數ケ條の計をはかりたれば、平は大に悅び其の計を用ひて萬一の變に備へたり、よりて賈に奴婢百人車馬五十乘と錢五百萬をおくりて飮食の費となし、其の功にむくいたり、賈は此の富を以て朝廷の公卿の間に遊びて名聲しきひろまれり、呂后崩じ陳平太尉周勃とはかりて呂氏の一族を誅し、孝文帝を立つるに及べるは、賈の力頗る大なり、賈は後壽命をたもちて終れり、

慈明八龍　禰衡一鶚

後漢荀爽字慈明、潁川陰人、父淑字季和、擧賢良方正、對策補朗陵侯相、莅事明理、稱爲神君、有子八人、儉、緄、靖、燾、汪、爽、肅、旉、竝有名稱、時人謂八龍、爽幼好學、十二通春秋論語、太尉杜喬見而稱之曰、可爲人師、爽耽思經書、慶弔不行、徵命不應、潁川爲之語曰、荀氏八龍、慈明無雙、獻帝卽位、董卓輔政、徵之、爽欲遁不得、就拜平原相、行至宛陵、追爲光祿勳、視事三日、拜司空、自被命及登台司、九十五日、因從遷都長安、爽見卓忍暴必危社稷、辟擧才略之士、將共圖之、會病薨、

【字解】〔潁川〕郡の名、〔潁陰〕縣の名、〔賢良方正〕士をとる科の名、

印爲南越王、賈至、尉佗魋結箕踞見賈、賈因說佗、佗蹶然起謝賈、留與飲數月、賜賈槖中裝直千金、它送亦千金、賈令佗稱臣奉漢約、歸報、高帝大說、拜大夫、孝惠時病免、以好畤田地善往家焉、有五男、乃出槖中裝賣千金分其子、子二百金不爲生產、賈常乘安車駟馬、從歌鼓琴侍者十人、寶劍直百金、謂其子曰、與女約、過女女給人馬酒食、極欲十日而更、所死家得寶劍、後爲陳平畫數事、平用其計、乃以奴婢百人車馬五十乘錢五百萬遺賈爲食飲費、賈以此遊漢廷公卿間、名聲藉甚、及誅呂氏立孝文、賈頗有力以壽終、

【字解】〔尉佗〕南越の尉官の趙佗なり、故に尉佗といふ、〔魋結〕亂れたる髮を結びたばれて椎の如くにしたるもの、〔箕踞〕足投げだして坐し居ること、〔蹶然〕驚き起ち上るさま、〔直千金〕直は値に同じ、價なり、〔好畤〕縣の名、〔安車駟馬〕安車は前に出づ、駟馬は四頭の馬なり、〔女〕汝なり、〔更〕改めて他へ行くこと、〔藉甚〕しきひろまること、〔誅呂氏立孝文〕高祖崩じ孝惠帝立つ母呂后權を專にし、帝崩後自ら政を執り、一族のものを重用して、高祖の血筋絕えんとす、丞相陳平之れを憂ひ陸賈と相談し呂后崩ずると同時に太尉周勃等と共に諸呂氏の一族を誅し孝文帝（高祖の庶子）を迎立せるをいふ、

【義解】　前漢の陸賈は楚の人にて、口辯達者なり、高祖項羽を滅して天下を一統し、中國初めて平定す、時に南越の尉官趙佗、南越を平定して此に王たり、高祖乃ち陸賈をして佗に諸侯の印綬を賜ひて眞の南越王たらしめたられたり、賈南越に至るや、佗は魋結の髮にて足をなげ出して賈に遇へり、賈は其の無體を怒りたれども、辯才あれば旨く言ひまはして利害を說ききかせたれば、佗は驚き起ち上りて無禮を謝し、勅命を難有頂戴し、賈を留めて酒盛すること數月、賈にふくろの中に珠玉を入れ其の價千金なるを與へ、其の他の贈り物も亦千金に及べり、賈は佗をして臣と稱し漢朝の臣民に對する約束を奉守せしめて歸り報告したれば、高帝は大に悅び太中大夫の官に任じ給へり、孝惠帝の時、病氣にかゝり辭職せり、

舊田盧、令子孫勤力其中、足以供衣食、此金聖主所以惠養老臣也、故樂與鄕黨宗族共饗其賜、以盡吾餘日、族人悅服、皆以壽終、

【字解】〔東海〕郡の名、〔蘭陵〕縣の名、〔父子〕疏廣疏受は叔父甥にて父子の間柄に似たればかくいひたるなり、〔知足一句〕老子の言なり、〔乞骸骨〕辭職を請ふこと、〔邑子〕同邑の人〔祖道〕黃宏泊渚の條を見よ、〔供張〕幕を張り酒もりすること、〔數百兩〕兩は輛に同じ、〔供具〕具は酒食の具なり、

【義解】前漢の疏廣は字を仲翁といひ、東海郡蘭陵縣の人なり、兄の子名は受、字は公子と曰ふ、宣帝の時、廣は太子太傅となり、受は太子少傅となり、太子天子に御謁見の際、每に太傅の疏廣は前に在り、少傅の疏受は後に在りて太子に侍す、叔父と姪と竝に太子の師傅となり、太子を輔導するは實に得難きとて、朝廷の人々は光榮の至となせり、後疏廣は疏受に向ひて謂へるやう、吾聞く人は滿足することを知りて非望を起さゞれば身辱められず、又自ら己の止まる可き處を知りて止まり出しやばることなければ身殆からず、功名成し遂げし上は身退きて後進に讓るは天の示し敎へられたる道なり、我等も既に功名とげたれば此の上位に居るはあしし、豈故鄕に歸り隱居し壽命を保ちて終るにこしたることあらんやと、疏受も尤もの言と感じ叔父姪遂に辭職を願へり、上之れを許し、褒美して上は黃金二十斤を賜ひ、太子は五十斤を贈られたり、都を出發するときは、公卿や大夫や舊友や同邑の人々祖道を設けて都の東の門外に幕張りて酒食を供へ別れの酒もりせり、見送りの車は數百輛ありき、廣受は既に鄕里に歸るや、每日酒食を用意して一族の人舊友賓客を請待して相與に娛樂せり、而して其の費用は頂戴せし黃金を賣りて錢にかへ酒食の具に供へたり、或る人この大金を飲食に費すは惜しきことなれば、田地や宅地を買ひ求めらるべしと勸めたるに、疏廣は吾れ顧み思ふに我家に自ら先祖より傳はりたる田地家宅あり、子孫をして其の中に勤め働かしめば衣食の料を供するに充分なり、此の黃金は聖明なる君主が年老いたる臣(卽ち己)をめぐみ養はんが爲に下されものなるが故に、吾は鄕黨の人や一族の人と共に其の賜ものをうけ、以て吾餘年をつくさんことを樂みとするを以てかくなすなりといひければ、一族の人々は皆其の美しき心根に悅び感服せり、二人は皆壽命をたもちて終れり、

前漢陸賈楚人、有口辯、時中國初定、尉佗平南越、因王之、高祖使賈賜佗

り、宣王は諡號、〔面縛〕自らうしろ手にしばゝること、〔水次〕水邊、〔折簡〕半分の竹札、猶手紙一通といふが如し、〔苦〕ねんごろ、〔梁道〕賈逵の字、〔項〕地名、〔鴆〕鴆鳥の毒なり、

【義解】 魏志に曰く、王淩字は彥雲といひ、太原郡祁縣の人なり、仕へて征東將軍都督陽州諸軍事と爲り、累りにすゝみて太尉となれり、節鉞をかり君に代りて政を行ひ、盛に勢を振ひたり、淩は時の天子齊王芳が材德すぐれざる故、之れを廢して年齒智德ともに高き楚王彪を立てゝ天子と爲さんと謀れり、嘉平三年王淩は詐りて吳人侵入して涂水を塞ぎたれば、兵を出して之れを討たんと請ひ、此の時に乘じて其の志謀を遂行せんと思ひたり、司馬宣王其の計を知りて聽かず、自ら中軍の兵を率ゐ舟を浮べて甘城に至りて天子を保護し、淩の事を起すことの出來ねやうにしたり、此れに由りて淩は志謀水泡に歸し、如何なる計に出でてよきか爲す所を知らず、宣王の軍を武丘に迎へ、自ら背手に繩かけて水邊に至り、宣王に向ひて、淩に若し罪あらば公は一通の手紙にて召喚されて然るべきに、どうしてねんごろにも自ら兵を率ゐて來らるやといひたり、宣王は答へて、そなたは一通の手紙に來る客人に非ざる故、わざ〳〵來りたる故のみと曰ひ、卽ち淩を引き連れて京師に歸れり、途中忠臣賈逵の廟社を過ぐ、淩呼んで曰く、賈梁道よ王淩は是れ大魏の忠臣なり、汝神靈あらば我志を知らんと、項に至り鴆鳥の毒をのみて死せり、其の年の六月に、宣王疾に臥せり、王淩賈逵がたゝりを爲すと夢み、氣分すぐれず遂に薨去せり、

二疏散金　陸賈分橐

前漢疏廣字仲翁、東海蘭陵人、兄子受字公子、宣帝時、廣爲太子太傅、受爲少傅、太子每朝、因進見、太傅在前少傅在後、父子並爲師傅、朝廷以爲榮、後廣謂受曰、吾聞知足不辱、知止不殆、功成身退天之道也、豈如歸故鄕以壽命終、父子遂乞骸骨、許之、上賜金二十斤、太子贈五十斤、公卿大夫故人邑子、設祖道供張東都門外、送者車數百兩、既歸鄕里、日具酒食、請族人故舊賓客、相與娛樂、輒賣金以供具、或勸買田宅、廣曰吾顧自有

不臣、願聞罪而死、使者曰、臣不得與謀、奉書從事、將閭仰天大呼天者三、曰、天乎吾無罪、昆弟三人、皆流涕、拔劍自殺、

【字解】〔內宮〕宮內に同じ、〔廟廷〕朝廷なり〔賓贊〕君の贊となりて賓客に應接すること、〔廊廟〕宗廟なり、

【義解】　史記に曰く、秦の始皇の公子將閭兄弟三人あり、二世皇帝胡亥、姦臣趙高が諸公子を殺さずんば帝位危しといふ逆謀を信用し、三人を宮殿內にとらへて、其の罪を評議し、使者をして將閭に令せしめて曰く、汝公子等臣たるの道を務めず、罪死刑に當る、よりて吏來りて刑罰を致すと、將閭曰く、我等は朝廷の禮式の時は君の贊となりて賓客に應接せざることあらず、宗廟の祭には其の位を守りて未だ嘗て禮節を失ひしことあらず、君命をうけて應對するにも未だ嘗て辭令を失ひしことあらず、如何なる故を以て臣たる道を盡くさずといはるゝか、願くは罪せらるゝ正當の理由をきゝて死なんと、使者曰く、臣はあなたの申さるゝ謀に與りて居ること能はず、臣はたゞ詔書を奉じて命ぜられたる事を行ふのみと、是に於て將閭は天を仰いで、天も昭覽なきかと呼び悲しむこと三たびにして曰く、今死するは天命なるか、吾には罪なきなりと、兄弟三人皆涕を流して泣き、劍を拔きて自殺せり、

魏志、王凌字彥雲、太原祁人、爲征東將軍、都督陽州諸軍事、累遷太尉、假節鉞、謀廢齊王、立楚王彪、嘉平三年凌詐言吳人塞涂水、請發兵以討之、司馬宣王知其計不聽、自帥中軍、汎舟到甘城、凌計無所出、乃迎于武丘、面縛水次曰、凌若有罪、公當折簡召凌、何苦自來邪、宣王曰、以君非折簡之客故耳、卽以凌歸于京師、道經賈逵廟、凌呼曰、賈梁道王凌是大魏忠臣、唯爾有神知之、至項仰鴆而死、六月宣王疾、夢凌逵爲祟、遂薨、

【字解】〔太原〕郡の名、〔祁〕縣の名、〔假節鉞〕天子より節と鉞(共に前に解す)とを假りて其の代理となること、〔司馬宣王〕司馬懿な

賴周之謀也、時晉文王爲魏相國、以爲周有全國之功、封陽城亭侯、晉踐祚、除散騎常侍、不拜、

【字解】〔巴西〕郡の名、〔耽古〕古は古聖人の道なり、〔研精〕精しく研む、〔書禮〕書經と禮記と、〔九列〕九卿の位なり、〔和國〕仲よくせる國、〔南中七郡〕蜀の南方なる蒼梧、鬱林、合浦、交趾、九眞、南海、日南の七郡なり、〔斗絶〕遙に他の地方と隔絶すること、〔劉氏〕蜀の天子の姓、〔虞〕憂なり、〔賴〕幸なり、〔文王〕司馬昭なり、文王は其の孫武帝晉帝の位に卽きて後おくれる謚號なり、〔踐祚〕帝位につくこと、

【義解】蜀志に曰く、譙周は字を允南といひ、巴西郡西充國の人なり、古聖人の道に耽り學問に篤く、家貧しけれども未だ嘗て生計の事を問はず、書籍を讀み心に感じて依然として獨り樂めり、寢ることも食事も忘れて、孔子の六經を精しく研究し、尤も書經と禮記とに深く通ぜり、又天文の學にも通じさとれり、仕へて光祿大夫に至り、位九卿につけり、魏の大將軍鄧艾大軍を率ゐて陰平にせめいるに及び、後主は群臣を會して評定せられたれども、如何なる計に出でてよきか、あはて迷ひて確論するものなし、或るものは蜀と吳とはもと和睦して仲よき國なれば、吳に奔るが宜しかるべしといひ、或るものは南中の七郡は其の地險阻にして中國と遙にかけはなれて守り易く、攻め難ければ南中に走るべしといひ、議論まち〳〵なり、唯、譙周のみ古より他國に寄遇して天子たるものなければ、かゝる議は行ふ可からずと思ひ、上疏して諫めて、勝つ見込なきに戰ひて國を滅し民を殺し先帝の祀を絶つよりは、降參して民を安んじ先帝の祀を存するの得策なることを申し上げたれば、後主も尤もと思はれ、遂に其の計に從ひ魏に降られたれば、劉氏は斷絶の憂なく先帝の祀を奉ずるを得、一邦の民殺戮を免れて安全の幸福を蒙れり、此れ周の智謀の深かりし故なり、時に晉の文王は魏の宰相たり、周が國を全うしたるの功あるを感嘆せられ、陽城亭侯に封ぜられたり、晉の武帝魏の禪を受けて帝位に登るに及び、周を散騎常侍の官に除任せられしが、拜命せずして世を終へたり、

將閭仰天　王凌呼廟

史記、秦公子將閭昆弟三人、二世胡亥、信趙高之諫、囚於內宮、議其罪、使使令將閭曰、公子不臣、罪當死、吏致法焉、將閭曰、闕廷之禮、吾未嘗敢不從賓贊也、廊廟之位、吾未嘗敢失節也、受命應對、吾未嘗敢失辭也、何謂

魏略、董遇字季直、性質訥好學、與兄季中、采穭負販、常挾持經書、投閑習讀、明帝時官至大司農、初遇作老子訓注、又善左氏傳、更爲作朱墨別異、人有從學者、遇不肯教、云、必當先讀百遍、言讀書百遍而義自見、從學者云、苦渴無日、遇言、當以三餘、冬者歲之餘、夜者日之餘、陰雨者時之餘、

【字解】〔質訥〕質朴にして訥辯なること、〔穭〕すき、〔負販〕品物を負ひてひさぐこと、〔苦渴〕くるしみせくこと、

【義解】 魏略に曰く、董遇字は季直、性質朴にして訥辯に學問を好めり、家貧しかりしかば、兄季中とすきをとりて農作し、又は物を背負ひひさぎて生計を立てたり、常に經書を挾み持ちて閑暇あれば、必ず習ひ讀めり、しかれば學問大に上達し、仕官して明帝の時には、大司農に昇進せり、初め遇は老子の訓注を作れり、又左氏傳を好み其の學に深し、左氏傳中の勸善懲惡の辭を見分けて朱と墨とにて別異をつくれり、人從ひ學ばんことを請ふものあれば、遇は教ふることをうけがはずして、先づ其の書を百遍讀むべしといへり、こは書を讀むこと百遍なれば、意義自然に分るといふ意なり、從學者聞きてさもあるべきことなれども、生計に追はれて讀書の日なきに苦しみ徒に心のみせくと言ひければ、遇は重ねて閑暇なければ三餘を以て讀書すべし、冬は歲の餘り、夜は晝の餘り、陰雨は時の餘りなり、この三つを費さずして讀書せば可なりといへり、

蜀志、譙周字允南、巴西西充國人、耽古篤學、家貧未嘗問產業、誦讀典籍、欣然獨笑、以忘寢食、硏精六經、尤善書禮、頗曉天文、遷光祿大夫、位亞九列、及魏大將軍鄧艾入陰平、後主使羣臣會議、計無所出、或以爲蜀與吳本爲和國、宜可奔吳、或以爲南中七郡、阻險斗絕、易以自守、宜可奔南、唯周以爲、自古無寄他國爲天子者、乃上疏諫、遂從周策、劉氏無虞、一邦蒙

相對累日、因共偃臥、光以足加帝腹上、明日太史奏、客星犯帝坐甚急、帝笑曰、朕故人子陵共臥耳、除諫議大夫不屈、乃耕於富春山、後人名其釣處爲嚴陵瀨焉、

【字解】 〔會稽〕郡の名、〔餘姚〕縣の名、〔物色〕狀貌を畫くこと、〔安車〕坐りて乘る車、〔玄纁〕黑色とあさあかれとのきぬ、〔三反〕三度押しかへして至ること、〔北軍〕北軍の官舍なり、北軍は王宮守護の軍なり、〔牀褥〕ゆかとしとねと、〔太官〕太子の食膳を主る官、〔論道〕論じ物語ること、〔客星〕天上に常に見はれざる星、

【義解】 後漢の嚴光字は子陵、會稽郡餘姚縣の人なり、少にして光武帝と共に都に遊學せり、光武帝位に卽き給ふや、光は富貴を厭ひ世塵を嫌ふを以て朝廷に召し出されんことを恐れ、姓名を變へ身を隱して出でざりき、帝は其の賢才を思ひ、狀貌を繪にかきて之れをたづねさがさしめ給へり、後齊の國より一男子あり、羊の皮衣をきて澤中に釣れり、此の人に非ずやと言上せり、帝は其の必ず光ならんことを疑ひ思ひ、乃ち使者をして安車を備へ玄纁の絹を贈物として、之れを招聘せしめられたり、使者三度往復して後に至れり、北軍の官舍に宿らし、牀褥を給與し、太官食膳を進めてもてなし、車駕こゝに幸して訪ね給へり、されど光は臥して起きず、帝は寢所にゆき、光が腹をなでられたり、しばらくして光は目を開きて、帝を熟視して、昔し唐の堯帝は天下を有ち德を著し輝かし給ひしが、時の隱士巣父は堯帝が已に天下を讓り富貴なる身分に取り立てらるゝを聞き、かゝることを耳にするはけがらはしとて、川に至りて耳を洗ひ山に隱れて出でざりしとかや、隱士はもとより別に志ありて世塵に心を寄せぬものなるに、何とて我に迫りて煩しくせらるゝやと曰ひければ、帝は迚も光を我心に從はすことは出來ずと、嘆息して去り給へり、其の後復光を宮中に引き入れて遊學せしときの舊友のことを物語り、引きつゞき相對坐して談ぜらるゝ數日、共に足ふみのばしてねられたり、光は已が足を帝の腹の上に加へたり、明日太史の官奏して曰く、臣昨夜天文を見るに、客星天帝の玉座を犯すこと急なり、こは陛下の御身に災ある前兆ならんと、帝は笑ひて、こは朕が故人子陵と共に臥し子陵が足を朕の足の上に加へし故、かゝる天象を現はせしのみ憂ふるに足らずと宣へり、かくて諫議大夫の官に除任せられたれども從はず、辭し去りて富春山に隱れて耕し、一生を終れり、後世の人子陵が釣を垂れし處を名づけて嚴陵瀨と曰ひ、思慕の意をよせたり、

董遇三餘　譙周獨笑

たりしお蔭にて尙書の印綬を獲たる無能の周仲進と、二人の材能には高下の差あれども、共に高官にあるを以て、二家の賓客は互に己が主に阿附して相攻擊しそしり、各朋黨をたてて次第に怨みあひ、仲間わるくなれり、是れに由りて二人の鄕里なる甘陵郡も亦南北二部に分れ互に罵りあへり、後漢時代黨人の相結托して攻擊議論するは此れより始まれり、其の後汝南郡の太守に宗資といふものあり、郡の政治をすべて功曹の范滂に打ち任せり、南陽郡の太守に成縉といふものあり、亦郡の政治をすべて功曹の岑晊に打ち委せり、二郡の人又謠をつくりて曰く、汝南郡の眞の太守は范孟博なり、南陽の宗資はたゞ文書をしるし印を押すことと、諾ふ所を逆はず諾することを主るのみ、南陽郡の眞の太守は岑公孝なり、弘農の成縉はたゞ坐して嘯き遊ぶのみと、凡て後漢時代黨人の結納爭ひは前にのべたる甘陵の周福と、この汝南の宗資より始まりて、李膺や張儉に至りて成り、互に相爭ひて海内の民塗炭に苦しむこと二十餘年、其の間諸處にはびこりみちたる黨人は皆天下の善士なり、前にあげたる伯武、仲進、孟博、公孝は皆房植、(伯武)周福(仲進)范滂(孟博)岑晊(公孝)の字なり、舊本に宗資の宗を誤りて宋に作れり、改むべし、

伯成辭耕　嚴陵去釣

莊子曰、堯治天下、伯成子高立爲諸侯、堯授舜、舜授禹、伯成子高辭爲諸侯而耕、

【義解】莊子に曰く、昔し堯帝天下を治め給ふ時、伯成子高立ちて諸侯たり、堯帝位を舜帝に授け、舜帝位を禹王に授け讓るや、伯成子高は諸侯の位を辭して隱居し野に耕せり、蓋し世運の次第に末季に赴くを嘆きたる故なるべし、

後漢嚴光字子陵、會稽餘姚人、少與光武同遊學、光武卽位、乃變名姓隱身不見、帝思其賢、乃令以物色訪之、後齊國上言、有一男子、披羊裘釣澤中、帝疑其光、乃備安車玄纁聘之、三反而後至、舍於北軍、給牀褥、太官進膳、車駕幸其館、光臥不起、帝卽臥所撫光腹、良久乃張目熟視曰、昔唐堯著德、巣父洗耳、士故有志、何至相迫乎、帝歎息而去、復引入論道舊故、

め働きて魚を買ひなますを供へ、隣の老母を呼びて共に食はしたり、其の後家の側に忽ち泉湧き出でたり、味江水の如し、又每朝其の泉より二匹の鯉魚出でたれば、常に二母(姑と隣母と)の食膳になますとして供へたり、蓋し孝心の感應といふ、王莽の末、天下亂れ、赤眉の賊起り諸處を奪掠せしが、詩の村を過ぐるときは、少しも侵略せずして過ぎて曰く、大孝の人を驚かすときは必ず鬼神の祟にふれんと、時に歲飢饉なりしかば、賊將は詩に米と肉とを遺れり、詩は之れを受けたれど、固より不正の物なれば之れを地中に埋めて食はざりき、詩のお蔭によりて近村は賊の侵略を免れ安全なるを得たり、後詩は明帝の永平の初、孝廉の科に擧げられ、郎中に任ぜられ、次で江陽縣令に除せられて終れり、

宗資主諾　成瑨坐嘯

後漢桓帝受學於甘陵周福、及即位、擢爲尚書、時同郡河南房植、有名當朝、鄕人爲之謠曰、天下規矩房伯武、因師獲印周仲進、二家賓客互相譏揣、各樹朋徒、尤隙漸成、由是甘陵有南北部、黨人之議自此始、後汝南太守宗資、任功曹范滂、南陽太守成瑨、亦委功曹岑晊、二郡又爲謠曰、汝南太守范孟博、南陽宗資主畫諾、南陽太守岑公孝、弘農成瑨但坐嘯、凡黨事始自甘陵周福汝南宗資、成於李膺張儉、海內塗炭二十餘年、諸所蔓衍、皆天下善士、伯武仲進皆字也、舊本宗誤作宋、

【字解】〔當朝〕當時の朝廷、〔規矩〕方圓を正す器轉じて法度格式ある模範の人の義に用ふ、〔印〕印綬なり、尙書の印綬をさす、〔譏揣〕攻擊し、そしろ、〔尤隙〕怨み仲わるきこと、〔南陽〕宗資の鄕郡、〔畫諾〕畫は文書をしるし印を押すこと、諾は請ふ所を承知すること、〔弘農〕成縉の鄕郡、〔黨事〕黨人の事、〔塗炭〕塗炭の苦になやむこと、〔蔓衍〕みちはびこる、

【義解】　後漢の桓帝は學問を甘陵郡の周福に受けられたれば、卽位に及び、擢んでて尙書となし給へり、時に同じ甘陵郡の房植は才德優秀を以て、當時の朝廷に名あり、鄕人よりて謠をつくりて曰く、天下の人の模範は房伯武なり、天子の師

順尤篤、母好飲江水、去舍六七里、妻常泝流而汲、後値風不時得還、母渇、詩責而遣之、妻寄止鄰舍、晝夜紡績、市珍羞、使鄰母以意自遺其姑、如是者久之、姑怪問鄰母、鄰母具對、姑感慙呼還、恩養愈謹、其子後因遠汲溺死、妻恐姑哀傷不敢言、而託以行學不在、姑嗜魚鱠、又不能獨食、夫婦常力作供鱠、呼鄰母共之、舍側忽有湧泉、味如江水、毎旦輒出雙鯉魚、常以供二母之膳、赤眉散賊經詩里、弛兵而過曰、驚大孝必觸鬼神、時歳荒、賊乃遺詩米肉、受而埋之、比落蒙其安全、永平初擧孝廉、拜郎中、除江陽令、

【字解】〔廣漢〕郡の名、〔奉順〕奉養をつくし孝順なること、〔遣〕之離縁して逐ひやること、〔市〕買ふこと、〔珍羞〕めづらしき食物、〔魚鱠〕魚のなます〔力作〕力め働くこと、〔赤眉〕前漢王莽の末に起りし賊の名、〔散賊〕散亂して荒し掠めまはる賊の義、〔弛兵〕兵器を用ふるをゆるくすることにて侵掠せざるをいふ、〔歳荒〕荒は飢饉なり、〔比落〕近村なり、〔永平〕明帝の年號、〔江陽〕縣の名、

【義解】　後漢の姜詩は廣漢郡の人なり、母に事へて至孝なり、妻の龐氏も亦孝順に奉養をつくすこと尤も篤し、母井水を好まずして江水を飲むことを好む、江水は家を去ること六七里の所に在り、妻常に江水の流を泝りて汲みて母にすゝめたりしが、後風にあひて定めの時刻に還ることを得ず、母のどかわきて苦しみたれば、詩は怒りて妻を責め離別して逐ひ去りたり、妻は己が里に歸らず、隣家に寄宿し、晝夜紡績して働き其の賃金にて珍しき食物を買ひ隣家の老母をして老母の贈物の意もて其の姑に贈らしめたり、是の如くすること暫の間なりき、姑は不思議に思ひて隣の老母に尋ねたるに、老母は詳しくわけを話し對へたれば、姑は感嘆し且つ罪なきものを離縁したるを慙ぢて呼び還へせり、是より妻は恩愛の情を厚くして母を奉養することいよ／＼謹めり、其の後子己に代りて遠く江水を汲みに行けるに由りて溺死しけるが、妻は姑のきゝて哀みいたむことを恐れて敢て言はず、遊學して家に居らずとかこつけ言ひまぎらしたり、姑は魚のなますを嗜めども、獨り食ふことを好まざりしかば、詩夫婦は常につと

鮑嘗て見て挑みしかば、女怒りて織りたるはたの梭を投げつけ鯤の齒二枚を折れり、時の人之れが評語をつくりて曰く、已が意に任せて思ふ所を達し禮法に拘らざるをやめざる爲に、幼輿は齒を折られたりと、鮑之れを聞き少しも恥ぢらひたる氣色なく、傲然として そらうそぶきて曰く、我はこれしきのことに我がうそぶき歌ふことをやめずと、其の後時の權臣王敦の長史と爲れり、嘗て使者となして都に至れり、時に明帝は太子として東宮にましませり、鯤を見て甚だ親しみ重んぜられ、世の人之を論ずるものは君を以て庾亮に比べ居れり、君自らは如何とおもへるかと問ひ給へり、鮑答へて曰く、廟堂に端委の禮裝し百官をしてのつとりならはしむるは、鯤は亮に及ばざれども、丘壑に隱棲して富貴を土芥にするは自ら亮より過ぎたりと思へりと、後に豫章郡の太守となりて終れり、

盛彦感蠐、　姜詩躍鯉、

晉書、盛彦字翁子、廣陵人、母因疾失明、彦不應辟召、躬自侍養、母食必自哺之、母疾久、婢使數見捶撻、婢忿恨、伺彦暫行、取蠐螬炙飴之、母食以爲美、然疑其異物、密藏以示彦、彦見之、抱母慟哭、絶而復蘇、母目豁然卽開、仕吳中書侍郎、吳平爲小中正、

【字解】〔廣陵〕郡の名、〔辟召〕招聘なり、〔自哺之〕自ら食物を嘗め味ひて後すゝむること、〔婢使〕下婢なり、〔捶撻〕むちうつこと、〔蠐螬〕すくもむし、〔飴〕くはすこと、〔豁然〕打開けたるさま、はつきり、

【義解】晉書に曰く、盛彦字は翁子といひ、廣陵郡の人なり、母疾によりて盲目となりしかば、彦は政府の招聘に應ぜず、躬自ら母の側に侍り養へり、母食する時は必ず自ら嘗め味ひて後すゝめけり、母疾久しく氣短くなり、下婢はしばしば撻たる、下婢忿り恨み彦の暫く外へ行きし留守を伺ひ、すくもむしを取り炙りて母に食はしたり、母は食ひて美味と思ひしが、しかも其のかはりたる物なることを疑ひ、密に藏め置きて彦に示せり、彦之れを見て大に驚き、母を抱きてなきかなしみ氣絶せしが復び蘇へれり、時に母の目忽ちはつきりと開きたり、蓋しすくもむしの汁は目によしと言ひ傳へらるれば、下婢の惡戲は偶然にも母の目をいやしたるものならんといふ、後彦は吳に仕へて中書侍郎と爲り、吳晉に平げられて後、晉に仕へて小中正の官につけり、

後漢姜詩廣漢人、事母至孝、妻龐奉

の參會罷みたる後、馬車を章臺の下の町に走らせ、御者に命じて疾驅せしめ、己も亦便面にて顏をおほひ、馬に鞭ちて飛びまはれり、又己が妻の爲に眉を畫きて美しく化粧しやりたり(古は眉をそり其の上を黛にて畫く習慣なり)、よりて長安市の人之れをそしりて、張京兆尹の眉は美しく好しといひ傳へたり、役人もすて置かれざれば、天子に奏上しければ、宣帝は敞を召してかゝる妄なる行をなすは何故ぞとお咎あり、敞對へて曰く、臣聞く閨房の內の夫婦の私交は、臣が妻の眉を畫きてやるより過ぎて妄なることあり、されば此れ程の事は罪にもなるまじと、帝は敞が才能ありて政治に巧なるを愛し、詳しく責め尋ねられず、免し給へり、敞は後冀州の刺史となれり、京兆と同じく嚴しく治めたれば盜賊禁制されて止み人民安堵しき、又太原の郡守となれり、郡內淸らかに治まりて人民鼓腹しき、

晉書、謝鯤字幼輿、陳國陽夏人、少知名、通簡有高識、不修威儀、東海王越辟爲掾、任達不拘、坐除名、鯤淸歌鼓琴、不以屑意、鄰家高氏女有美色、鯤嘗挑之、女投梭折其兩齒、時人爲之語曰、任達不已、幼輿折齒、鯤聞之傲然長嘯曰、猶不廢我嘯歌、後爲王敦長史、嘗使至郡、明帝在東宮、見之甚相親重、問曰、論者以君方庾亮、自謂何如、答曰、端委廟堂、使百寮準則、鯤不如亮、一丘一壑、自謂過之、終豫章太守

【字解】〔陽夏〕縣の名、〔通簡〕道理に通達して言行簡易なること、〔高識〕高尚なる見識、〔除名〕官吏の籍より名を除けらるること、〔端委〕玄端の服をき委貌の冠をかぶること、卽ち禮裝すること、〔百寮〕百官なり、〔準則〕のつとりならふ〔一丘一壑〕隱棲して或は丘に登り或は壑に遊びて富貴を慕はざること、

【義解】晉書に曰く、謝鯤は字を幼輿と曰ふ、陳國陽夏縣の人なり、少より名を知らる、人と爲り道理に通達して言行簡易に、高尚なる見識あり、威儀を修め飾らず、東海王越招聘して屬官となせり、されど己が意に任せて思ふ所を達し禮法に拘らず、人の咎を省みず、己が部下の私曲に坐して其の名を官吏の戶籍より除かれたり、鯤は少しも氣にかけず、淸らかに歌ひ琴をひきて樂しめり、隣家の高氏の女美色勝れたり、

に缺員ありて選擧する所ある毎に、此の人を忘る、能はずして推薦したしと思ふ心起れり、されど終に此の人を推薦して用ふること能はざりき、又吾が兄の子病める時、君は一夜に十たび起きて樣子を見、退きて安らかにねたり、吾が子病みしときは時々見舞はざりしかども、終夜心配して眠らざりき、是の如きはどうして私心なしといふ可けんやと、其の後病に托して職を罷めんことを乞ふ、天子其の功を思ひ二千石の俸祿を賜はり、其の身を安らかに終へさせ給へり、

張敞畫眉　謝鯤折齒

前漢張敞字子高、平陽人、徙杜陵、爲京兆尹、長安市偸盜尤多、敞視事、窮治所犯、盡行法罰、枹鼓稀鳴、市無偸盜、敞本治春秋、以經術自輔、其政頗雜儒雅、表賢顯善、不醇用誅罰、以此能自全、然無威儀、罷朝會走馬章臺街、使御吏驅、自以便面拊馬、又爲婦畫眉、長安中傳張京兆眉憮、有司以奏、宣帝問之、對曰、臣聞閨房之內、夫婦之私、有過於畫眉者、上愛其能、弗備責也、後爲冀州刺史、盜賊禁止、守太原、太原郡清、

【字解】〔平陽〕縣の名、〔偸盜〕ぬすびと、〔枹鼓〕枹は鼓のむちなれど此にては二字にて大鼓の意に見てよし、〔經術〕經典の道、〔儒雅〕儒道の正しき法、〔醇〕專なり、〔朝會〕朝廷の參會、〔章臺街〕章臺の下の町なり、章臺は宮殿の名、〔御吏〕御者なり、〔便面〕上ひろく下固く作れる一種の扇、顏をおほひかくす爲に用ふ、〔拊〕鞭うつこと、〔眉憮〕憮は眉の美しく好きこと

【義解】　前漢の張敞は字を子高といひ、平陽縣の生れなれども、杜陵に移住せり、仕へて京兆の尹となれり、是れより先長安の都にぬすびと甚多し、敞京師の政事を見るや、法律を犯す所のものあれば窮め治めて實をさぐり、ことごとく刑罰に處したり、凡そ罪人あれば大鼓を鳴らして罪をふれ示すの例なるが、人々恐れて法を守り非を改むるが故に、大鼓の鳴ることいと稀に、ぬすびともなくなれり、敞はもと春秋の經を學び明にし、經典の道を以て政道の輔となせり、されば其の政は多く儒道の正しき法を雜へ、賢人をあらはし、善人をあらはし、專ら誅罰を施し用ふることなし、此れを以て能く自ら役目を全うしつくせり、されど威儀に缺けたり、朝廷

郡太守、肅宗初立擢司空、倫奉公盡節、數上書言事、無所依違、性質愨少文采、在位以貞白稱、時人方之貢禹、然少蘊藉不修威儀、亦以此見輕、或問倫有私乎、對曰、昔人有與吾千里馬者、吾雖不受、每三公有所選擧、心不能忘、而亦終不用、吾兄子病、一夜十起、退而安寢、吾子有疾、雖不省視而竟夕不眠、若是者豈可謂無私乎、病乞罷、以二千石俸終其身、

【字解】〔督鑄錢〕貨幣鑄造の長官なり、〔銓衡〕權衡なり、はかり、〔斗斛〕ます、〔阿枉〕よこしま、〔說將〕將は州將、京兆の尹を指す、〔未下〕下は己が說に從はすこと、〔建武〕光武帝の年號、〔永平〕明帝の年號、〔爲會稽蜀郡太守〕建武二十九年に會稽郡の太守となり永平年中に蜀郡の太守となれること、〔肅宗〕章帝の諡號、〔依違〕ためらひ決せざること、〔質愨〕質朴誠實なり、〔貞白〕貞正潔白なり、〔蘊藉〕寬大にしてうちくつろげること、〔竟夕〕終夜、

【義解】後漢の第五倫は字を伯魚といひ、京兆長陵の人なり、京兆の貨幣鑄造所の屬官となり、長安の都の市場を取締れり、時に官命を受けて錢を鑄造するに、姦曲なる巧を出して上を欺くもの多し、是に於て倫ははかりを均平にし、ますめを正しくして、不正なるはかりますを沒收して嚴しく取締りければ、市によこしまをなすものなく、百姓悅び服せり、倫詔書を讀む每に、嘆息して曰く、此の君は聖天子なり、一たび謁見して申上ぐれば政務は立ちどころに決定せんと、仲間のものども之れを聞きて汝は州將に說きてすら、まだ己が意見に從はす能はざるに、どうして能く萬乘の主を說きて動かすを得んやと笑ひければ、倫は我は未だ知己の人に遇はず、遇ふ所の人は皆己と抱負の同じからざる故に、しかるのみと答へたり、建武中進みて會稽郡の太守となり、永平中に蜀郡の太守に轉ぜり、肅宗皇帝初めて立ち司空に擢んでられたり、倫おほやけに奉仕し忠節をつくし、しば〳〵上書して政事を論じためらひて決せざるが如きことなし、天性質朴誠實にして飾少なし、位に在りて貞正潔白を以て稱擧せらる、時の人之れを前漢の名臣貢禹にならべ比べたり、然れども寬大にしてうちくつろぎたる所少なく威儀を修めざりければ、世の中より此の點を以て輕んぜられたり、或る人倫に私心ありやと問へり、倫對へて曰く、むかし吾に一日千里を走る駿馬をおくる人ありき、吾其の馬を受けざりしが、三公の人々が官吏

史中丞任昉論曰、昔人睦親衣無常主、整之撫姪、食有故人、何其不能折契鍾庾、而襜帷交質、人之無情、一何至此、實敎義所不容、紳冕所共棄、臣請免整新除官、付廷尉治罪、

【字解】〔墅〕別墅なり、〔停住〕とまり住む、〔車帷〕帷は襜帷なり、婦人の車に乘るとき前にかける飾のもの、〔臺〕御史臺なり、〔衣無常主〕衣服にきまりたる持ち主なきこと、互に著あふをいふ、〔食有故人〕前漢の公孫弘が丞相となりて故人齊高賀を冷遇して粗食を與へたる故事に本づき、食を與ふるに冷刻なることの意なり、〔契〕證券なり、〔鍾庾〕鍾は六石四斗、庾は十六斗、〔襜帷〕車帷の解を見よ、〔敎義〕治敎の道、〔紳冕〕紳は大帶冕は大夫以上の冠の稱、此にては紳を結び冕をかぶるもの高位の官吏の義

【義解】　南史に曰く、劉整梁に仕へて中軍參軍に除任せらる、初め整の兄に劉寅といふものあり、西陽郡の內史の官たり、卒して家貧しく其の子たよる所なかりければ、整の別墅に往きとまること十二日なりき、しかるに整は兄の妻范の許にゆきて、其の子の食料の米を請求せり、范は固より家貧しきこと故未だ其の米をかへさゞりければ、整は怒りて范の車帷を取りて抵當とし持ち歸れり、范はあまりのことに堪へきれず、御史臺に至りて之を訴へたり、御史中丞任昉聞きて整の不埒を怒り、論じて曰く、昔の人は親類には睦じくして衣服にもきまりたる主なく互に著あひたる程なりき、しかるに整は其の姪を撫養すべきに、之れに食を施す昔公孫弘が故人を粗略にせし如く極めて冷刻の扱をなせり、どうして貸し與へたる證券それが鍾庾の大なる量にても破り折きて施すこと出來ずして、襜帷をとりて抵當となすが如きことをなすや、人として情愛なきこと一に何ぞ此に至れるや、治敎の道に於て許容すべからざる惡行にして、紳冕を帶ぶる官吏の共に棄つる所の罪人なり、臣請ふ整が新に除任せられたる官を免じ、廷尉に引渡して其の罪を糺し始めんと、

後漢第五倫字伯魚、京兆長陵人、爲京兆督鑄錢掾、領長安市、時鑄錢多姦巧、倫平銓衡、正斗斛、市無阿枉、百姓悅服、每讀詔書、常歎息曰、此聖主也、一見決矣、等輩笑之曰、爾說將尙未下、安能動萬乘乎、倫曰、未遇知己、道不同故耳、建武永平間、爲會稽蜀

之間、先賢所レ愼、惔乃止、撫二其首一曰、吳氏世不レ乏二季子一矣、

【字解】〔薏苡〕はとむぎ、〔瘴氣〕邪熱の氣なり、〔珍恠〕珍しき品物、〔文犀〕文彩ある犀角、〔殺二青簡一〕簡は竹札を火にて炙り其の青味をとること、かくするは文字書き易く蟲食はざる故なり、〔大人〕父を呼ぶ稱、〔五嶺〕始安、臨安、桂陽、大庾、揭陽の五嶺なり、相連りて山脈をなせり、〔兼兩〕車二だい〔徼〕求なり、モトムと訓む、〔季子〕春秋の、吳の季札をいふ、清直にして無欲なるを以て名あり、季札挂劍の條を見よ、

【義解】後漢の馬援交阯に征伐にゆきし時常に薏苡の實を食へり、これは能く身を輕くし淫慾を省き、南方の邪熱の氣に勝つを以てなり、南方の薏苡は實殊に大なれば、援は中國に持歸りて種子となし繁殖させんと欲し、軍を率ゐて還る時之れを車一輛に積みたり、時の人は之れを見て南方の珍しき品物と思ひ、權勢ある貴族の人々は皆配分に預らんと望めり、されど薏苡の實のこと故援は誰にも分與せざりき、時に援は天子の寵愛ありければ、援を疑ひたるもの多かりけれども、上に申上ぐることなかりき、しかるに援の卒したる後、上書して前に援が車に積みて持歸りたるものは皆光明るき珠玉や文彩ある犀角にて、之れを朝廷にも差出さず、私したるは不忠の至なりと、そしるものありき、又後漢書の吳祐傳に曰く、祐の父吳恢南海の太守となれり、時に祐年十一歲なり、父に隨ひて官地に至れり、恢は竹札をあぶりて其の青味をとりそれを編みて經書を寫さんと欲せり、祐諫めて曰く、父上は五嶺の山脈をこえて遠く南海のほとりに在り、其の土俗誠にいやし、然れども昔より珍しき品物多き地なり、今竹札に經書をうつし全部を終りて歸るとき之れを車に載せば、必ず二臺の車を要すべし、人々は之れが竹札なることを知らざれば、上は天子の爲に疑はれ、下は權威ある人に遺物に預らんとの望を起させん、昔し馬援は薏苡を持ち歸りたるを以て謗をおこし、王子陽は辭官の際僅に一個のふくろの衣服のみありたるの故を以て名譽を得たり、人より嫌疑をうくる間に居ることは、古より聖賢の戒め愼む所なりと、恢聞き終りて尤と感じ、其の事を止め祐の頭をなでて、我吳氏は代々古の季子の如く無欲にして正直なるものに乏しからず、誠に嬉しき事なりと曰へりといふ、

劉整交質　五倫十起

南史、劉整仕レ梁除二中軍參軍一、初整兄寅爲二西陽內史一卒、其子徃二整墅一停住十二日、整就二兄妻范一求レ米、范未レ還、整怒、仍自取二范車帷一爲レ質、范詣レ臺訴、御

崇、世名清廉、然材器名稱稍不能及父、而祿位彌隆、好車馬衣服、其自奉養極爲鮮明、而亡金銀錦繡之物、及遷徙去處、載不過囊衣、不蓄積餘財、去位家居、亦布衣疏食、天下服其廉、而怪其奢、故俗傳王陽能作黃金、

【字解】〔材器〕才能器量なり、〔名稱〕評判なり〔鮮明〕あざやかに明なること、立派なること、〔遷徙〕官をうつること、〔囊衣〕ふくろに入れたる衣服、〔疏食〕疎食に同じ、

【義解】前漢の王吉は字を子陽といふ、子の駿と孫の崇と共に父子三代官御史大夫に至れり、王崇は平常の時に大司空となれり、王吉より王崇に至るまで代々清正廉直の名あり、されど才能器量評判は次第に其の父に及ぶこと能はざりき、しかし俸祿官位はいよ〳〵高く盛なりき、父子三代ともに皆車馬衣服を美しくするを好み、其の自ら身にあてがひ養ふことも、亦極めて立派なれども、金銀錦繡の貯へ物は少しもなし、官をうつりて任處を去る毎に車に載せて持ち行くものはたゞ一個のふくろに入れたる衣服に過ぎず、餘りの財を蓄へ積まず、後に位を去りて故郷の家に居るときは、布の疎衣をき粗末の食物をたべて奢ることなかりき、天下の人々は其の廉直に感服して、在官の節の奢侈を不思議に思へり、故に世俗にては王子陽は能く自然に黃金を作り得たり、故にかく奢り得しなりと言ひ傳へたり、

後漢馬援在交趾、常餌薏苡實、能輕身省慾、以勝瘴氣、南方薏苡實大、援欲以爲種、軍還載之一車、時人以爲南土珍怪、權貴皆望之、援時方有寵、故莫以聞、卒後有人上書譖之者、以爲前所載還、皆明珠文犀、吳祐傳、吳恢爲南海太守、其子祐年十二隨到官、恢欲殺青簡以寫經書、祐諫曰、大人踰越五嶺、遠在海濱、其俗誠陋、然舊多珍怪、上爲國家所疑、下爲權威所望、此書若成、則載之兼兩、昔馬援以薏苡興謗、王陽以囊衣徼名、嫌疑

兵卒はうらがへりすること必定なり、こと〴〵く之れを殺すに非ざれば恐らくは騷動をおこさんと、そこで詐計を構へてこと〴〵く穴埋めにて殺せり、戰の前後に斬りたる首や捕虜を合すれば趙の兵卒四十五萬人を殺したるわけなり、趙人は大にふるひ恐れたり、

簫史鳳臺　宋宗雞窗

列仙傳、簫史者、秦穆公時人、善吹簫、能致孔雀白鶴、居數年吹似鳳聲、鳳凰來止其屋上、作鳳臺、夫婦止其上、不下數年、一旦、妻字弄玉、一日皆隨鳳凰飛去、故秦人作鳳女祠雝宮中、時有簫聲、

【字解】〔雝宮〕秦の宮殿の名、

【義解】　列仙傳に曰く、簫史は秦の穆公の時の人なり、善く簫の笛を吹く、其の音微妙にして無情の動物を感ぜしめ、能く孔雀白鶴を招きよせたり、此の如くにして居ること數年、吹く簫の音は鳳凰の鳴き聲に似るに至りたれば、鳳凰飛び來りて其の屋上に止まれり、それが爲に鳳臺を作りて夫婦其の臺上に止まり下らざること、數年なりきと、一書に曰く、史の妻字は弄玉といふ、ある日夫妻ともに鳳凰に隨ひて飛び去れり、故に秦人鳳女祠を雝宮の中に作りて之れをまつれり、其の後時々簫の音の祠中より聞ゆることありしといふ、

幽冥錄、晉兗州刺史、沛國宋處宗、嘗買一長鳴雞、愛養甚至、常著窻間、後雞作人語、與處宗談論、極有玄致、終日不輟、處宗因此功業大進、

【字解】〔玄致〕玄は老子の道なり、致はおもむき、

【義解】　幽冥錄に曰く、晉の兗州の刺史にて沛國の人なる宋處宗、嘗て一匹の長く鳴く雞を買ひ求め、愛しみ養ふこと甚あつく、常に籠に入れて己が居間の窻の間に置けり、後雞人間の言語を覺えて處宗と談論するに極めて老子の道のおもむきあり、終日談じてやむことなし、處宗は此の雞と意智を交へて談論したるに因りて、發明すること多く、政治も宜しきを得たれば、功業大に進みて頓に名をあげたりといふ、

王陽囊衣　馬援薏苡

前漢、王吉字子陽、子駿、孫崇竝至御史大夫、崇平帝時爲大司空、自吉至

史記、白起郿人、善用兵事秦昭王、號武安君、秦攻趙、趙壘數挑戰、趙將廉頗堅壁不出、秦使人爲反間曰、秦獨畏馬服子趙括將耳、廉頗易與、趙王既怒頗數敗、復聞反間之言、因使括代頗、秦使起爲上將軍、括至擊秦軍、秦軍佯敗走、張二奇兵以劫之、趙軍分而爲二、糧道絕、秦發河內民年十五以上、悉詣長平、遮絕趙救及糧食、趙卒不得食四十六日、皆內陰相殺食、來攻秦壘、不能出、括出銳卒自搏戰、秦軍射殺括、括軍敗、卒四十萬人降起、起以爲趙卒反覆、非盡殺之恐爲亂、挾詐盡坑殺之、斬首虜四十五萬人、趙人大震、

【字解】〔壁〕壘なり、〔馬服君〕趙の名將趙奢の封號、〔搏戰〕うちたゝかふ、〔反覆〕うらがへること、〔挾詐〕詐計を構へること、

【義解】史記に曰く、白起は郿の人なり、善く兵を用ふ、秦の昭王に事へ武安君と號せり、秦趙の壘を攻めしばしば戰をしかくれども、趙の大將廉頗は壘を堅く守りて出でず、秦よりて人をして反間をなさしめて曰く、秦は獨り馬服君の子趙括が將とならんことを恐るゝのみ、廉頗の如きはくみし易し恐るゝに足らずと、趙王は既に廉頗がしば〳〵敗るゝを怒り居る所へ、今又秦の反間の言をきゝ、しかば、之れを信用し、趙括をして廉頗に代り將たらしめたり、秦は白起をして上將軍となし之れに對せしめたり、趙括軍に至るや直に秦軍をうつ、秦軍佯り敗れて逃げ二個の奇兵を設けて之れを劫し、攻めたり、趙軍之れに對し分つて二隊となりたれば、秦軍其の後をたちて兵糧を送るの道絕えたり、秦は又河內の民の十五歲以上のものを徵發し、悉く長平に來らしめ、趙の救援の兵と糧食とを遮り絕ちたり、よつて趙の兵は食物を得ざること四十六日、飢になやみて味方互にひそかに相殺して食ひ、進み來りて秦の壘を攻むれども堅固にして敵を攻め破りて出だすこと能はず、よつて趙括は精銳の卒を出だし自ら先頭に立ちてうちたゝかへり、秦軍括を射殺せり、括が軍破れ兵卒四十萬人悉く白起に降參せり、白起諸將と計りて曰く、趙の

妾唯一女、奈何棄之匈奴、乃取家人子、爲公主、妻單于、使敬往結和親約、

【字解】〔隆〕隆盛なり、〔侔〕等なり、ヒトシと訓む、〔四塞〕四方のとりで、〔卒然〕俄なる貌、〔故資〕舊來よりのもとで、〔膏腴〕肥饒なり、〔天府〕自然のくら、〔關〕函谷關、〔亢〕のど、〔拊〕擊なり、〔冒頓〕匈奴の王の名、〔單于〕匈奴語、王の音譯、〔控弦〕控弦の兵なり、弓術に巧なる兵をいふ、〔適長公主〕適は嫡なり、皇后の生む所の子をいふ、長公主は內親王なり、〔閼氏〕匈奴語皇后の音譯、〔風諭〕さとすこと、〔外孫〕嫁せる娘の生む子の稱、〔大父〕祖父の稱、〔抗禮〕對等にはりあひ禮すること、〔家人〕家族の人なり、

【義解】前漢の高祖項羽を滅して天下を一統し洛陽に在し給ひけるとき、婁敬進み說きて曰く、陛下の洛陽に都し給ふは周室と隆盛を比べ爭はんと欲し給ふ爲か、然れども陛下が天下を取り給ひしは、周室が天下を得し所以と異なれり、臣竊に思ふに天下を取り給ひし法旣に等しからざれば、諸侯を制する法も亦異ならざるを得ざれば、同じ洛陽に都し給ふは宜しきことに非ず、秦の都せし地は所謂關中の地にして、山を以てめぐらされ河を以て圍まれ、四方自然の要塞になり、以て其の固めとなす、且民衆ければ俄に危急の事あるも百萬の兵は直にそなふべし、されば秦の殘せるもとの資本なることの險と甚だ美にして肥饒なる此地に因りて都するは、これ所謂自然の寶庫に入るものなり、是れを以て陛下函谷關に入り此の地に都し給はゞ、山東の地方は亂ると雖、秦のこの故地だけは完全に有ち給ふを得べく、國力を充實して徐に山東の亂を鎭定し給ふも亦容易のことなり、此れ天下のくびをにぎりて其の背をうつものにして、萬世安全の業なりと、高祖は至極尤なる言と思ひ、其の日に遷都を宣言し、車駕西の方關中に入りて此に都し給へり、功を以て敬に已が姓なる劉を給ひ、郎中の官に拜し、奉春君と號し建信侯に封ぜらる、是の時匈奴の冒頓單于兵強く强弓をひく、勇兵四十萬騎あり、しばしば北方の國境を侵して民を苦しむ、上之れを患へ敬に計を問ひ給ふ、敬對へて曰く、陛下誠に能く皇后の生み給へる內親王を單于にめあはせ、手厚く遺り物をなし給へば、彼單于は必ず以て閼氏と爲さん、閼氏子を生まば必ず太子と爲さん、其の時辯士を使して單于をさとすに禮節の守るべきことを以てせしむべし、かゝれば冒頓存生中は陛下の子婿となり、死せば外孫が單于の位に卽くべし、孫が祖父と對當にはりあひ禮するとあらざれば、永く漢の屬邦となりて忠節を盡すべしと、上は直に其の議を御採用あり、內親王を冒頓に嫁がさんとし給ひしに、呂皇后は泣いて妾はたゞ一女あるのみ、之をどうして匈奴に棄つるを得んやと嘆き給ひければ、上も强ひてといふわけにゆかず、そこで一家族中の女子の容姿美しきものとをとりて內親王となして冒頓單于にめあはし、敬をして匈奴に行きて和睦親昵の約束を結ばしめられたり、

篤、博學經籍、馬融敬之、時人爲之語曰、五經無雙許叔重、爲郡功曹、擧孝廉、再遷除洨長、卒、初愼以五經傳說臧否不同、撰爲五經異義、又作說文解字、皆傳於世、

【字解】〔汝南〕郡の名、〔召陵〕縣の名、〔淳篤〕淳朴にして篤實なり、〔洨〕縣の名、〔傳說〕傳注解說〔臧否〕善惡なり、

【義解】 後漢の許愼は字を叔重といひ、汝南郡召陵縣の人なり、性質淳朴篤實にして博く經籍を學べり、時の大儒馬融之れを尊敬せり、時人之が評語をつくりて、五經に精通して天下に雙ぶものなき許叔重と曰へり、郡の功曹の官となり、次で孝廉の料に擧げられ、再び遷りて洨縣の長に除任せられ、辭任後は家に歸りて卒せり、初め許愼は從來儒者の五經の傳注解說の善惡混雜して同じからざるを以て、五經異義を撰著せり、又說文解字をつくれり、此の二書は皆世に傳はれり、

婁敬和親　白起坑降

前漢高祖在洛陽、婁敬說曰、陛下都洛陽、豈欲與周比隆哉、然取天下與周異、臣竊以爲不侔矣、且秦地被山帶河、四塞以爲固、卒然有急、百萬之衆可具、因秦之故資甚美膏腴之地、此所謂天府、陛下入關而都之、山東雖亂、秦故地可全而有、此亦扼天下之亢、而拊其背也、卽日駕西都關中、賜敬姓劉氏、拜郞中、號奉春君、封建信侯、是時冒頓單于兵强、控弦四十萬騎、數苦北邊、上患之、問敬、敬曰陛下誠能以適長公主、妻單于、厚奉遺之、彼必以爲閼氏、生子必爲太子、使辨士風諭以禮節、冒頓在固爲子壻、死外孫爲單于、豈聞外孫敢與大父抗禮哉、上欲遣長公主、呂后泣曰、

を畏れて敢て手出しをせざりしが、逵の卒するに及び始めて己が意を肆にし逆謀をめぐらすことを得たり、

賈逵問事　許愼無雙

後漢賈逵字景伯、扶風平陵人、弱冠能誦左氏傳及五經本文、以大夏侯尙書教授、兼通五家穀梁之說、自爲兒童、常在大學、不通人間事、身長八尺二寸、諸儒爲之語曰、問事不休賈長頭、性愷悌、多智思、俶儻有大節、尤明左氏傳國語、爲之解詁、永平中獻之、拜爲郞、與班固並校祕書、應對左右、後爲侍中、領騎都尉、所著經傳義詁、及論難百餘萬言、學者宗之、後世稱爲通儒、

【字解】〔弱冠〕二十歳なり、〔大夏侯〕前漢の博士夏侯勝のこと、〔五家穀梁之說〕前漢の尹更始、劉向、周慶、丁姓、王彦五家の春秋穀梁傳の說なり〔賈長頭〕長頭とは學材天下に超越したる頭領の義、一說に逵頭長かりしよりいふと、〔愷悌〕和ぎ樂むこと、〔俶儻〕人に拔んですぐれたる志、〔解詁〕注解なり〔永平〕明帝の年號、〔祕書〕朝廷の所藏の珍の祕書〔義詁〕解詁に同じ〔通儒〕天下古今の事に通達して滯らず聰明睿知の儒者の義なり、

【義解】後漢の賈逵は字を景伯といふ、扶風の平陵の人なり、年二十年にして能く左氏傳及び五經の本文を諳誦せり、大夏侯の注解せる尙書を學生に教授し、又尹更始、劉向、周慶、丁姓、王彦五家の春秋穀梁傳の說に兼ね通ぜり、逵は兒童たりし頃より、常に大學に在りて勉學怠らず、世間の事は何事も知らざりき、身の長八尺二寸あり、諸儒は之が評語を爲りて、學事を問ひ尋ねて休まず、智をきはめ勵む、賈長頭と曰へり、天性和樂にして材智思慮深く、人にすぐれたる志ありて、廣大の節操をもてり、諸經傳の中すぐれて左氏傳國語に明に、之れが注解をつくり、明帝の永平年間之れを朝廷に獻上せり、よりて郎官に拜命せられ、時の名儒班固とともに朝廷の珍祕の書を校合せり、又常に陛下の左右に侍りて御問に應對せり、後侍中となり騎都尉の官を兼ねつかさどれり、著す所の書は經傳の注解及論難の書百餘萬言あり、天下の學者經學の本宗として尊び、後世の人は通儒と稱して推重せり、

後漢許愼字叔重、汝南召陵人、性淳

楫而誓曰、祖逖不能淸中原而復濟者、有如大江、辭色壯烈、衆皆慨歎、屯于淮陰、起冶鑄兵器、得二千餘人而後進、逖愛人下士、雖素交賤隷皆恩禮遇之、由是黃河以南盡爲晉土、未幾病卒、豫州士女、若喪考妣、譙梁百姓爲之立祠、册贈車騎將軍、王敦久懷逆亂、畏逖不敢發、至是始得肆意焉、

【字解】〔范陽〕郡の名、〔遒〕縣の名、〔書記〕書物、〔該渉〕ひろくかれわたる、〔京師亂避二地淮泗一〕淮泗は二水の名、匈奴の劉聰國を漢と號し兵を率ゐて南侵して長安洛陽の二都を陷る、京師亂とは之れをいふ、元帝衆を率ゐて南淮泗の地にのがれ、都を建業（今の南京）にたつ、之れを避二地淮泗一といふ、〔振復〕振ひ起し恢復すること、〔流徙部曲〕元帝南遷の際流浪して南に徙り住まへる部曲なり、部曲は猶部落といふが如し、〔江〕揚子江なり、〔中原〕洛陽の都を中心とせる一帶の地をいふ、〔濟〕渡なり、〔有レ如二大江一〕明なること大江の水の如しの意なり、〔冶〕兵器鑄造廠なり、〔疎交〕疎遠の交、〔賤隷〕いやしきしもべ、〔士女〕男女に同じ、〔考妣〕死せる父母の稱、〔册〕策命なり、ミコトノリと訓む、〔譙梁〕譙郡と梁國と、

【義解】 晉書に曰く、祖逖は字を士稚といふ、范陽郡遒縣の人なり、廣く書物を讀み、古今の事柄にかねわたれり、漢の劉聰の侵入にあひて京師みだれ、元帝衆を率ゐて淮泗の地方に避け南京に都し給ふや、逖が器量拔群なるを以て、軍諮祭酒となし給へり、逖は社稷の傾き覆るを以て、常に振ひ起して恢復せんとする志をいだけり、奮威將軍豫州の刺史に遷れり、逖は依りてもと南遷の際流浪して南方に移住せる部落百餘家の人々を率ゐて、揚子江を渡るとき中流にて楫をとりて舟べりをたゝき誓ひて曰く、祖逖中原の地を平定する能はずして復この川を渡ることあらば、必ず神罰を蒙る、其の明なること大江の水の明なるが如きあらんと、ことば顏色ともに壯に烈し、衆皆慷慨歎息せり、逖は淮陰に屯營し、鑄造所を起して兵器を鑄、二千餘人の兵を得て後進發せり、逖は人を愛し軍士にへりくだり、疎遠の交のもの賤しきしもべと雖、皆恩を加へ禮遇しければ、將士の心服を得大に漢兵を破りたれば、是れに由りて黃河以南の地はことごとく晉の領土となれり、其の後幾もならずして病みて卒せり、豫州の男女は父母を喪ふが如くに悲しみ哭し、譙郡梁國の百姓は祠を建て、奉祀せり、帝も亦深く悼惜し策命して車騎將軍の號を追贈し給へり、時の權臣王敦は久しく反逆の志をいだきたれども、逖

從師長安、買符入函谷關、乃慨然歎曰、丹不乘使者車、終不出關、既至京師、常爲都講、諸儒咸敬重之、後更始徵爲諫議大夫、持節使歸南陽、安集受降、果如其志、建武中、辟擧高第、累轉司徒、在朝廉直公正、與侯霸、杜林、張湛、郭伋、齊名相善、

【字解】〔穰〕縣の名、〔後母〕繼母なり、〔符〕わりふ、〔都講〕塾舍の長にて代講をなすもの、〔更始〕劉玄なり、王莽の漢を簒ふや、玄光武帝と兵を起して之れを討つ、光武帝より先輩なりしを以て更始將軍と號し、莽を滅して後先きに帝位にのぼれり、〔安集受降〕騷亂の爲に苦しみなやみし民を安んじ集め、無道の王莽にくみして今更始に降參したるものどもを受け納れてなづくること、〔建武〕光武帝の年號、

【義解】後漢の郭丹は字を少卿といひ、南陽郡穰縣の人なり、幼にして父を喪ひ孤兒となり、繼母に事へて孝行をつくし柔順なりき、繼母は之れを哀み、家貧しかりしかば己が衣服を賣りて生業の便りとなるもの卽ち食物を買ひて愛しみ育てたり、丹年長じて長安の都にゆき師に從ひ學問せんものと鄕里を出立し、關門通過のわりふを買ひ函谷關に入れり、是に於て慨然として歎息して曰く、丹は出世して使者の乘る車に乘らされば終に此の關門を出でずと誓へり、既にして都に至りて師に就いて學問し精勵衆に秀でたれば、常に都講となりて諸生を監督しき、されば諸儒はみな丹を敬ひ重んじたり、後更始將軍劉玄帝位に登るや、丹を徵して諫議大夫の役となし、節を持ちて勅使となり函谷關を出で故鄕の南陽郡に歸り、騷亂の爲に苦しみなやめる人民を安んじ集め、王莽にくみしたる輩にて今降參したるものを受け納めて懷つけたり、此に至りて丹は都に遊學の際函谷關にて誓ひし志をなし果せり、更始滅びし後、暫く家居せしが、光武帝の建武年中、招辟せられて第一番に及第し官にあげられ、累りに官を進みて司徒と爲れり、丹は朝廷にありて淸廉正直公平端正にして時の名臣張霸、張湛、郭伋と其の名をひとしくし、其の間亦甚仲よかりき、

晉書、祖逖字士稚、范陽遒人、博覽書記、該涉古今、京師亂避地淮泗、元帝以爲軍諮祭酒、逖以社稷傾覆、常懷振復之志、遷奮威將軍豫州刺史、仍將本流徙部曲百餘家、渡江、中流擊

前漢張釋之字季野、南陽堵陽人、以貲為騎郎、事文帝、十年不得調、亡所知名、後拜廷尉、持議平、天下稱之、王生者善為黃老言、嘗召居廷中、公卿盡會立、王生老人、曰、韈解、顧謂釋之、為我結韈、釋之跪而結之、或讓王生、獨奈何廷辱張廷尉、王生曰、吾老且賤、自度終亡益於張廷尉、廷尉天下名臣、吾聊使結韈、欲以重之、諸公聞之、賢王生重釋之、

【字解】〔南陽〕郡の名、〔堵陽〕縣の名、〔貲〕財貨なり、〔調〕選なり、エラブと訓む、〔持議〕評議を正しく執り行ふこと、〔王生〕生は先生なり、名は不明、〔黃老言〕老子の說なり、老子は黃帝を祖とするを以て黃老と稱す、〔韈〕したぐつ、此にては其のひもに見るべし、〔讓〕おとなしく責むること、セムと訓む、

【義解】前漢の張釋之は字を季野といひ、南陽郡堵陽の人なり、財貨を納めて騎郎の官となり、文帝に事へたり、器量ある人なれども、十年の間選びあげられず、其の名を知らるゝ所なかりき、後進みて廷尉の官となれり、法律を嚴守し評議を執り行ふに公平にして依怙なし、天下の人々之れを稱揚せり、其の頃王先生といふ者あり、黃老の說を修め明なり、嘗て朝廷に召されて居れり、時に公卿の方々ことごとく會し起立せり、王先生も其の中に在りしが一番老人なりき、王先生は吾したぐつの紐とけたりと曰ひて、顧みて釋之に向ひ之れを結びくれとたのめり、釋之は老人にて碩學の先生の事故、うやうやしく跪いて之れを結べり、或る人之れを見て、王先生に向ひあなたはどうして朝廷の中にて獨り張廷尉のみを辱しめられしかと責めたゞしけるに、王先生は答へて吾は年老い且つ身分賤しきものなれば、自らはかり考ふるに、終に張廷尉に利益を與ふることあらじ、張廷尉は天下の名臣なり、故に我わざとしたぐつの紐を結ばせ、老者を敬ひて謙り下る態を著はせしめて、此の人の名を天下に重くさせんと欲したるなりと曰ひければ、諸公卿は之れをきゝて、王先生を賢者なりと感心し、釋之の恭謙して禮を守るを重んじ尊べり、

郭丹約關　祖逖誓江

後漢郭丹字少卿、南陽穰人、幼孤孝順、後母哀憐之、為鬻衣裝買產業、後

兵、常爲畫策臣、及封功臣、良未嘗有戰鬪功、帝曰、運籌帷幄中、決勝千里外、子房功也、迺封爲留侯、

【字解】〔圯〕土橋なり、〔褐〕麻布にてつくり貧者のきるもの、〔孺子〕小兒を呼ぶ詞、猶我國にて小僧といふが如し、〔愕然〕驚くさま、〔毆〕擊なり、ウツと訓む、〔平明〕あけがた、〔旦日〕翌朝なり、〔寶祠〕寶として奉祠すること、〔天授〕天の我に授けたる知己の義、

【義解】 前漢の張良は字を子房といふ、其先祖は韓の國の人なり、少き時嘗て下邳の土橋の上に遊べり、時に褐布をきたる一人の爺あり、良のそばに來り、直に其の履を土橋の下に墮し、小僧下りて履を取り來れよと謂へり、良はびつくりし其の無禮を怒り之れをなぐらんとせしが、其の年老いたる爲にしひて忍びこらへて、橋下に下りて履を取り跪きて差し上げたり、爺は足にて之れを受け笑ひて去れり、去ること暫くにして復ひきかへし來りて曰く、小僧は見込あり教ふ可し、今日より後五日のあけがたに我と此に會合を約束すと、良は跪いて承知の旨を答へたり、よつて良は五日後のあけがたに約束の橋の上に往きけるに、爺ははや先に在り、怒りて曰く、老人と約束して後るゝ事は何事ぞ、歸り去れ、今日より五日後早く此處に來り會せよと、良はよりて其の朝雞の鳴く頃に往きしに、爺は又先づ在り、また怒りて曰く、老人より後るるは何事ぞ、歸り去れ、今日より五日の後早く此處に來れと、五日の後、良は夜半に往けり、しばらくあつて爺來り喜んで曰く、老人と約束してはかやうに早く來るべしと、懷より一册の書物を取り出して曰く、此の書を讀まば帝王の師と爲らん、今より後十年にして汝は立身出世せん、十三年後に小僧は我を濟北の穀城山の麓に見るべし、麓にある黃石は我化身なりと、言ひ終るや遂に立ち去り後影だに見えざりき、良は翌朝其の書を取出して見るに、周の文王武王の軍師たる太公望の兵法なり、良は之れを不思議に思ひ、常に習ひ讀みたり、良は其後高帝に事へ從ひて濟北を過ぎし時、穀城山の麓にて果して黃石を得たれば、取りて寶としこれを奉祠せり、良死するや其の屍と黃石とを併せ葬れりといふ、初め良しば〳〵兵法を以て高祖に說くに、高祖は常に其の計を用ひ給ふ、良が他人の爲に計を言へば皆ふりむきもされざりしかば、良は高帝を以て天の己に與へ授けられたる知己となし、遂に高帝に從ひて去らず、良は多病の身なりしかば、未だ嘗て一度も兵に將たらず、常にお側に侍りて參謀の臣となりき、高帝天下を一統し功臣を封ずるに及び、良は未だ嘗て戰鬪の功あらざれども、帝は帷幄の中に坐して計謀を運らして千里外の戰に勝つことをきめたるは、子房の功なりとのたまひて、留侯に封じ給へり、

說くを巧なり、簡文帝の時に會稽王たり、入りて宰相となすや、惔は召されて王濛と左右に侍し談說の客となり、ともに上等の賓客の禮遇を受けたり、其れより累りに官をすゝめて丹陽縣令に至れり、政をなすに淸かにして諸事整ひ、門に雜駁なる訪問客なかりき、時の名將桓溫嘗て惔に會稽王の談論は更に進步したるやと問へり、惔は極めて進步せり、然れどももと第二流なりと對へたりしかば、溫は第一流の人は誰かと問ひかへせり、惔は第一流は我輩なりと對へたり、其の高く自ら衆人に秀でたるものとして心に思ひ置くこと此の如し、李翰の舊注に曰く、惔夜簡文帝のおそばに在るとき、愀然として今夜は淸き風吹き朗なる月出で誠に良き夜なるに、玄度の如き高潔の士と共に之れを愛でられぬは遺憾なりと、歎息して曰へり、玄度とは時の高士にて旣に物故せる許詢の字なり、標題の望月の字は此より出でしなり、

子房取履、釋之結韈

前漢張良字子房、其先韓人、嘗遊下邳圯上、有一老父衣褐、至良所直墮其履圯下、謂曰、孺子下取履、良愕然欲歐之、爲其老、迺彊忍下取履、因跪進、父以足受之笑去、復還曰、孺子可敎矣、後五日平明與我期此、良跪曰諾、及往父已先在、怒曰、與老人期、後何也、去、後五日蚤會、五日鷄鳴往、父又先在、復怒曰、去、後五日蚤來、五日良夜半往、有頃父亦來、喜曰、當如是、出一編書曰、讀是則爲王者師、後十年興、十三年孺子見我濟北穀城山下、黃石卽我已、遂去不見、旦日視其書、迺太公兵法、良異之常誦習、後從高帝過濟北、果得黃石、取而寶祠之、良死幷葬焉、初良數以兵法說高祖、常用其策、爲他人言皆不省、良以爲天授、遂從不去、良多病　未嘗特將

はこの錢をすべて酒屋に送りて前金となし、少しづつ酒を買ひとりて飲めりといふ、嘗て九月九日の節句に當りて酒なし、家のほとりの菊の叢の中に出で坐して時を過ごすこと久し、その時偶、王弘より酒を送り來るに逢ひたれば、大に喜び菊の叢の中に就て其の酒を汲み、醉ひて後家に歸れり、又郡守潜の許にうかゞひ訪れ酒をおくれり、潜は共に其の酒をのみ、熟醉するに及び頭にかぶれる葛巾をとり之にて酒をこし畢り、また復び之をかぶれり、誠に奇人なり、卒して靖節先生と諡せり、其の妻翟氏も亦潜と志趣味同じく、能く貧苦に安んじ、節操を守り、常に夫は前に耕せば妻は後よりすきたりといふ、一書に曰く、九月九日の節句に、潜は酒なくかきねの叢の中に坐し菊花を摘みて片手のひらに一ばい入れて坐すること久し、たまく役所の小使の來るを望見せり、こは太守王弘が酒を送り來りし使なり、潜は大に喜びて其處にて飲み醉ひて後家に歸れりと、

晉書、劉惔字眞長、沛國相人、少淸遠有標奇、與母寓居京口、家貧織芒屩以爲養、雖蓽門陋巷晏如也、王導深器之、後稍知名、惔雅善言理、簡文作相、惔與王濛並爲談客、俱蒙上賓禮、累遷丹陽尹、爲政淸整、門無雜賓、桓溫嘗問、會稽王談更進邪、惔曰、極進、然故第二流耳、溫曰第一復誰、曰故在我輩、其高自標置如此、舊注云、惔夜在簡文座、愀然歎曰、淸風朗月、恨無玄度、玄度高士許詢也、

【字解】〔淸遠〕精神淸潔器量遠大なること、〔標奇〕世俗より高く秀で拔でたる人品なり、〔芒屩〕草履なり、〔蓽門〕柴のあみ戸、貧民の居をいふ、〔晏如〕平氣に安らかなるさま、〔簡文〕簡文帝なり東晉の第八代にて此時は會稽王たり、〔標置〕拔んでたるものと心にきめ置くこと、〔愀然〕うれへかなしむさま、

【義解】晉書に曰く、劉惔は字を眞長といひ、沛國相縣の人なり、少にして精神淸潔にして器量高遠、世俗より高く秀で拔でたる人品あり、母とともに京口といへる地に寓居せり、家貧しかりしかば草履をつくり之れを賣りて母を養ふしろをとりたり、柴をあみたる門の家に住み、せまくきたなき巷に居ると雖、平氣にて少しも憂く思ふことなし、時の名臣王導深く惔を器量ある人物となし、吹聽して譽めたれば、後少し名を世に知らるに至れり、惔は平素より言論に長じ、理を

淵明把菊　眞長望月

南史、陶潛字淵明、或云字深明、名元亮、江州刺史王弘欲識之不能致、潛嘗往廬山、弘令潛故人龐通之齎酒具於半道要之、潛有脚疾、使一門生二兒擧籃轝、及至、欣然共飲、先是顏延之在潯陽、與潛情款、後爲始安郡、經過潛、臨去留二萬錢與潛、潛悉送酒家、稍就取酒、嘗九月九日無酒、出宅邊菊叢中坐、久之逢弘送酒至、卽便就酌、醉而後歸、郡將候潛、逢其酒熟、取頭上葛巾漉酒、畢還復著之、卒號靖節先生、其妻翟氏、志趣亦同、能安苦節、夫耕於前、妻鉏於後、一云、九月九日無酒、坐籬邊叢中、摘菊盈把、而坐、久之望見白衣人至、太守王弘送酒也、飲醉而歸、

【字解】〔不能致〕致は招致なり、〔半道〕途中なり、〔要〕まちうけること、〔籃轝〕竹を編みて造り兩人手又は肩にてもつ車、〔情款〕心情より打ちとけ相親愛すること、〔爲始安郡〕爲は治なり、チサムと訓む、〔卽便〕便も卽なり、〔郡將〕郡守なり、郡守は武事をも兼ね治むるより郡將ともいふなり、〔候〕うかゞひ訪づること、〔葛巾〕葛布にてつくりたる頭巾、〔還〕復なり、マタと訓む、〔鉏〕鋤にてすくこと、スクと訓む、〔把〕片手のひら、〔白衣〕役所の小使のきる衣、

【義解】南史に曰く、陶潛は字を淵明といふ、或は字を深明、名を元亮ともいふと、江州の刺史王弘其の材德をきゝ、交を結びて知りあひとならんと欲すれども、之れを招致すると能はず、或る時潛が廬山に往くをきゝ、弘はひそかに舊友の龐通之をして酒肴の具を持ち途中にて潛を待ちうけさせたり、潛は足の疾ありしかば、一門生と二人の子に籃轝をかゝせ之れに乘りて來れり、通之の待ち受けたる所に至るに及び、よろこびて弘と酒を飲み遂に親しくなれり、是れより先き顏延之潯陽郡にありて潛と心情より仲よく打とけて相親愛せり、後始安郡の長となりて之れを治むるに及び、潛の家に立寄りて別をなし、歸り去る時二萬錢を留め置きて潛に與へたり、潛

直、門不受私謁、時鄧通方愛幸居上旁、有怠慢之禮、嘉奏曰、陛下幸愛羣臣則富貴之、至於朝廷之禮、不可以不肅、罷朝坐府中、爲檄召通、詣丞相府、不來且斬通、通恐入言上、上曰汝第往、吾今使人召若、通至免冠徒跣頓首謝嘉、嘉責曰、夫朝廷者高皇帝之朝廷也、通小臣戲殿上、大不敬當斬、通頓首出血不解、上度丞相已困通、使使持節召通而謝丞相、是吾弄臣也、乃釋之、

【字解】 〔材官〕材幹力量ある官の義、軍士をいふ、〔蹶張〕足にて強き弩を張ること、〔私謁〕內證の請見、〔肅〕敬なり、ツヽシムと訓む、〔檄〕ふれぶみ、〔第〕但なり、タヾと訓む、〔召レ若〕若は汝なり、〔免レ冠〕冠に脱ぐこと、〔節〕旄牛の尾の飾ある杖、使者のもつもの、〔弄臣〕弄び使ふ臣、宦官倡優等をいふ、

【義解】 前漢の申屠嘉は梁の國の人なり、材幹力量あり、足にて強き弩を張るを以て、高帝に從ひて楚の項羽をうちて功あり、孝文の時次第に出世して丞相となれり、人と爲り心清く正直にして、門に內證の請見を受け付けず、時に鄧通といふもの寵愛せられて上のお側に居り、禮法を怠り群臣をあなどるそぶりあり、嘉よりて奏上して曰く、陛下群臣を寵愛せば、其の身を貴くし家を富ますやうになしやり給へ、朝廷內の禮に至りては、つゝしみうやまはざるやうにし給はざる可らずと、其より朝廷の出仕を罷め、官府に引き籠りて、ふれぶみをつくり、鄧通を召喚して丞相の役所にこさし、來らざるときはまさに斬罪に處せんとせり、通これをきゝ恐れて御座所に入り、上にお助けを御願申上げたり、上はよりて汝はただ往きてあやまれよ、吾今人をして汝を呼びかへさしむべしとの給へり、通丞相の役所に至り、冠をぬぎ、はだしになり、頓首再拜して嘉にあやまれり、嘉よつて責めて曰く、夫れ朝廷は高皇帝ののこし給へる朝廷にしてつゝしみうや〳〵しくせざる可らざるに、通汝は小臣の身を以てこの貴き殿上に戲れ禮を守らざるは大不敬の至にして、其の罪斬罪に當ると申し渡したり、通は頓首して頭を地にすりつけ血を出してあやまれども、嘉の怒は解けず、危き處へ、上は丞相のすでに通を困らせ給はせたるを見はからひ、使者をして節を持ち通を召し、丞相に謝せしめて曰く、是れ吾玩弄の臣なり、一向大目にみてゆるし給はれよと、嘉はよりて之をゆるしたり、

金及び牛酒を賜はしむ、賈之を見て怒りて思ふに、睢必定魏國の祕密を持ちて齊に告げたれば、其の報償として此の如く貰ひしならんと、歸りて之を魏相の魏齊に告ぐ、齊怒り舍人をして睢を笞にて撃たしむ、睢よつて佯り死ねば、簀に卷きて廁の中に置く、賓客醉ひて更る〴〵溺するなり、睢、齊が醉へるに會ひ、守衛の者に告げて出で亡せて匿る、ことを得たり、此より姓名を更めて張祿といふ、夜中秦の謁者の王稽に面會す、稽は睢の賢なるを知るが故に車に載せて秦國に入り、昭王に薦む、王睢を拜して客分の上卿と爲し、遂に相と爲して應侯に封ず、賈後に秦に使したれば、睢微行し、夜中に敝れたる衣を著け、歩みて賈に會ふ、賈驚きて曰く、已に死にたるものと思ひしに、尚無事にてありしか、見れば甚だ貧苦に迫れるもの、如しとて、留めて與に坐して飲食し、粗帛の綿入を取り出して睢に賜ふ、賈の馬病み車軸折れければ、睢、主人より借りたりと言ひて大車と駟馬とを取り寄せ、賈の爲に御して相の府に入る、睢先づ門内に入り、賈外に待つこと良、久し、餘り久しければ門下の者に問ひて范叔の出で來らざるは如何と、門下の者曰く、此に范叔といふ者無し、今入りしは吾秦の宰相張君なりと、賈大いに驚き乃ち肉袒して膝にて進み、罪を謝して曰く、賈は今が今まで思ひも寄らざりき、君が自らか、る立身出世をして青雲の上に居らんとは、賈は此より復天下の書を讀むこと、天下の事に與ることをせまじ、賈は釜に煮殺さる、罪あり、請ふ自ら北の方胡貉の地に屛かん、されど賈を生かすも死なすも唯君に一任せん、若し死を免る、ことを得ば、賈の髮を擢きて罪を贖ふとも尚未だ足らざるなりと、睢曰く、汝が罪三つあり、されど死なずして事足る所以の者は、我が敝衣を見て氣の毒と念ひ綈袍を賜ひて戀々として故舊を慕ふの意ありしを以てなり、故に公を釋すなりと、

孔翊絕書　申嘉私謁

晉先賢傳、孔翊字元往、爲洛陽令、置水於庭、得求囑書、皆投水中、一無所發、

【字解】〔求囑書〕たのみ願ふ文書、

【義解】晉先賢傳に曰く、晉の孔翊は字を元往といふ、洛陽の縣令となりしとき、庭の前に水を湛へ置きて、人々よりたのみ願ふ文書を得るときは、すべて其の水の中に投げ込みて、一つもひらき見る所なかりきといふ、こは政道に依怙のことを行ふまじといふ公廉の心より出でたるなり、

前漢申屠嘉梁人、以材官蹶張從高祖擊楚、孝文時稍遷至丞相、爲人廉

口曰、乃使人賜金及牛酒、賈怒以爲、雎持魏國陰事告齊、既歸以告魏齊、魏齊怒使舍人笞擊雎、雎佯死、卽卷以簀置廁中、賓客醉更溺之、會齊醉、雎告守者得出、亡伏匿、更名姓曰張祿、夜見秦謁者王稽、稽知雎賢載入秦、言於昭王、王拜爲客卿、遂爲相封應侯、賈後使秦、雎微行夜敝、衣步見賈、賈驚曰、范叔無恙乎、留與坐飲食、取綈袍賜之、雎取大車駟馬、爲賈御入相府、乃先入、賈待良久、問門下曰、范叔不出何也、門下曰、無范叔、乃吾相張君也、賈大驚、乃肉袒膝行謝罪曰、賈不意君能自致於青雲之上、賈不敢復讀天下之書、與天下之事、賈有湯鑊之罪、請自屏於胡貉之地、唯君死生之、擢賈之髮以續罪尚未足、雎曰、汝罪有三耳、然所以得無死者、以綈袍戀戀有故人之意、故釋公、

【字解】「遊說」策士が諸侯を說き廻ること、「陰事」秘密の事柄、「笞擊」むちうつこと、「佯」いつはるなり、「簀」すのこなり、「廁中」かはやのうち、「溺」いばりするなり、「微行」人に知れぬやう潛み行くなり、「無恙」恙は憂なり、つゝがなり、無恙は平安無事のことなり、「綈袍」粗帛のわたいれなり、「青雲」高位をいふ、「湯鑊之罪」鑊は釜の屬なり、釜の中にて煮らる程の大罪といふ義なり、「胡貉」北方のえびすなり、「罪有三」魏齊に惡口せしこと、廁中に辱しめしこと、醉ひて溺せしこと、是れなり、「戀戀」念ひ慕ふ貌なり、「釋」放つなり、ゆるす、

【義解】　史記に曰く、范雎字は叔、魏の人なり、諸侯に遊說して、就中魏王に事へんと欲すれども、家貧しくして自ら王に近づくに要する資も無し、よつて先づ魏の中大夫の須賈といふ者に事へたり、賈魏王の命を奉じて齊に使ひする時、雎之に從ふ、齊の襄王雎の辯口に達者なるを聞きて、人をして

相如廷叱之、辱其群臣、吾雖駑、獨畏廉將軍哉、顧念秦不敢加兵於趙者、徒以吾兩人在也、今兩虎共鬭、勢不俱生、吾所以爲此者、先國家之急、而後私讎也、頗聞之、肉袒負荊、至門謝罪曰、鄙賤之人、不知將軍寬之至此、卒相與驩、爲刎頸之交、

【字解】〔宣言〕徧く言ひ觸らすことばなり、〔駑〕下鈍なる馬、にぶきうま、愚者に譬ふ、〔肉袒〕衣を脫ぎて肉を露すこと、〔負荊〕しもとを負ふなり、罪あれば鞭ちて懲すべしとの意なり、〔驩〕よろこぶなり、〔刎頸之交〕生死を齊しくして頸を刎ねらるゝも厭はざる親交をいふ、

【義解】史記に曰く、廉頗が趙の將たる時、藺相如上卿に拜せられて、其の位、頗の上位に在り、頗之に平かならずして曰く、我は大將となりて攻城野戰の大功あり、而るに相如は徒に口舌を以て外國と折衝するの勢ありしのみにして我が上に居る、且つ彼は素は宦者の舍人にして尤も賤き人なりき、吾之が下風に立つを羞づと、因つて徧く言ひふらして我れ相如を見れば必ず之を辱めんと、相如之を聞き、與に會合することを避け、朝する毎に、常に病と稱して頗と列位を爭ふことを欲せざるなり、已にして外出の途中頗の彼方より來るを望み見て、直に車を後に引かせて避け匿る、故に舍人は無念に思ひ諫めて曰く、廉君は惡言を宣べて君を辱しめんとするに、君は之を畏れ匿れて恐懼す、此の如きは凡庸の人だも尙之を羞づるなり、況んや大將宰相たる者に於ては尙更ならんと、相如曰く、公の頗を視るは秦王と孰れか畏る、やと、曰く頗は秦王に如かずと、相如曰く、それ秦王の威光を以てするも而も相如は廷上にて之を叱り其の群臣を辱かしめたり、吾れ愚なりと雖、廉將軍を畏れんや、顧ふに强秦が敢て兵を趙に加へざる所以のものは吾等兩人在るを以てなり、而るに今兩虎共に鬭はゞ勢として俱に生きまじ、よつて吾れ避け匿る、所以は、國家の急を先にして私事の讎を後にするなりと、頗之を聞き肉袒して荊を負ひ、相如の門に至り、己が罪を謝して曰く、吾等鄙賤の者將軍が寬仁大度の此の如くに至れるを知らざりきと、此より相與に打ち解けて喜び合ひ、遂に生死を共にして頸刎ねらるゝも悔いざる程の親しみとなれりとぞ、

史記、范雎字叔、魏人、遊說諸侯、欲事魏王、家貧無以自資、乃先事魏中大夫須賈、賈使齊、雎從、齊襄王聞雎辯

孔稚珪過鍾山草堂、作北山移文、其詞有曰、蕙帳空兮夜鶴怨、山人去兮曉猿驚、

【字解】〔辯麗〕明かにうるはしきなり、〔三宗論〕書名なり、〔空假義〕三諦の義理なり、佛敎に空假中の三諦といふとあり、空とは理體本來空寂なるをいひ、假とは因緣に因りて森羅する諸法の存在をいひ、中とは空に非ず假に非ず絕對なる理をいふ、此空假中の三は眞實不虛妄の實相なるを以て諦と稱す、〔草堂〕周顒の嘗て隱居せし所なり、〔北山移文〕文選卷四十三に出づ、近くは續文章軌範卷一に見ゆ、北山は鍾山の別名なり、郡の北に在れば名づく、移は此より彼にうつす意にして稚珪が山靈の意を假り來りて之を周顒に移して、顒をして再び北山に至ることを許さゞらしめしなり、故に移文といふ、〔蕙帳〕蕙は香草なり、山人嘗て之を葺きて帳となしゝなり、

【義解】南史に曰く、周顒字は彥倫、宋の元徽中に剡縣の令と爲る、音聲言辭明かに麗しく、佛法の理に長ず、嘗て三宗論を著して空假の義を言說せり、宋滅び齊に入りて國子博士兼著作郞に終はる、大學の諸生は皆顒の風を慕ひ、爭ひて華やかなる辯舌を事とせり、顒始めて四聲切韻を著したれば其の當時に流行したり、初め世を遁れて鍾山に隱れ居りしが、後出でて縣令と爲るに及び、孔稚珪が鍾山の草堂を過ぎ、顒の僞隱者たりしを憤り、北山移文を作りて顒をして再び北山に至ることを得ざらしむ、其の詞の中にいへるあり、顒の此處に隱れし時は巖窟を家とし香草を葺きて帳としたりき、されど今は其の隱士は俗吏と爲りて富貴を希ふが故に、蕙帳のみ空しく取り殘されて、夜鶴も曉猿も僞隱士に誑かされしを且つ怨み且つ驚きたることならんと、是れ其の實は稚珪が自ら怨み自ら驚きしを猿鶴に托せしなり、

廉頗負荊　須賈擢髮

史記、廉頗爲趙將、藺相如拜上卿、位在頗右、頗曰、我爲將、有攻城野戰之大功、而相如徒以口舌爲勞、位居我上、又素賤人、吾羞爲之下、宣言曰、我見必辱之、相如聞不肯與會、每朝常稱病、不欲與頗爭列、已而出望見頗、引車避匿、舍人諫曰、廉君宣惡言、而君畏匿恐懼、庸人尚羞之、況於將相乎、相如曰、公之視頗孰與秦王、曰、不若也、相如曰、夫以秦王之威、而

稚珪蛙鳴　彦倫鶴怨

南史、孔珪字德璋、會稽山陰人、齊明帝時爲南郡太守、珪風韻淸疎、好文詠、飮酒七八斗、不樂世務、居宅盛營山水、憑几獨酌、傍無雜事、門庭之內、草萊不翦、中有蛙鳴、或問之曰、欲爲陳蕃乎、珪曰、我以此當兩部鼓吹、何必效蕃、王晏嘗鳴鼓吹候之、聞群蛙鳴曰、此殊聒人耳、珪曰、我聽鼓吹殆不及此、晏有慙色、仕至散騎常侍、舊本作稚圭、

【字解】〔風韻〕風采趣味なり、〔淸疎〕淸くしてさつぱりしてあること、〔七八斗〕南北朝時代の一斗は本邦の一升强に當る、故に七八斗は七八升位なり、〔几〕おしまづきなり、〔草萊〕生ひ茂れる雜草なり、〔欲爲陳蕃乎〕陳蕃の事は陳蕃下榻に見ゆ、〔兩部〕音樂を奏する立部坐部の二部をいふ、〔鼓吹〕樂器の總稱なり、〔聒〕聲亂れて喧し、かまびすし、

【義解】南史に曰く、孔珪字は德璋、會稽郡山陰縣の人なり、齊の明帝の時に南郡の太守と爲る、珪風采趣味淸くさつぱりして文を作り詩を詠ずることを好み、酒を飮むこと七八升、世の務を樂まず、居宅には盛んに山水を營みて風景を添へ、几に憑りて獨り酒を酌み、身邊に雜事無きなり、門庭の內は雜草の生ひ茂けれるまゝにして之を刈り取ることもせず、其の中に蛙の鳴くあるを樂めり、或る人之に問ひて陳蕃の眞似をなすやと、珪曰く、我は此の蛙鳴を以て兩部の鼓吹に當つるなり、何ぞ必ずしも蕃に效ひて天下を淸めんなどの志を起さんやと、王晏嘗て鼓吹を鳴して珪を訪ひ、庭前の群蛙の鳴くを聞きて曰く、此れ殊に人の耳にかまびすしと、珪曰く我れ鼓吹を聽くに却つて此の蛙鳴に及ばざるなりと、晏慙づる色ありといふ、仕へて散騎常侍に至れり、舊本に稚圭に作れり、

南史、周顒字彥倫、宋元徽中爲剡令、音辭辯麗、長於佛理、著三宗論、言空假義、入齊終國子博士兼著作郎、大學諸生、慕其風、爭事華辯、始著四聲切韻、行於時、初隱鍾山、及出爲縣令、

を割きて之に啗はしむ、一坐の者其の故を問ふ、榮曰く、何んと終日之を執りながら其の味を知らざると云ふとあらんや、せめて一口なりとも其の味を知り度きは山山ならん、故に之を食はしむと、後倫の敗るゝに及び、榮も同類なれば執はれ將に誅せられんとす、而るに前に炙を執りし者、此の時に誅戮を檢視する役と爲れり、因つて之に救はれて免るゝことを得たり、後元帝の時に散騎常侍に終りたりとぞ、

史記、孟嘗君田文、齊威王孫、父嬰爲齊相、卒、文代立、封萬戸於薛、招致賓客、及亡人有罪者皆歸之、以故傾天下之士、食客數千人、無貴賤一與文等、曾待客食、夜有一人、蔽火光、客怒以己飯不等、輟食辭去、文起自持其飯比之、不異、客慙自剄、士以此多歸之、文相齊湣王、湣王欲去之、乃如魏、魏昭王以爲相、齊襄王立、孟嘗君中立爲諸侯、無所屬、襄王與連和、卒、謚孟嘗君、

【字解】「亡人」亡命の客なり、「一與文等」其の飲食皆文と同樣なりの意なり、「自剄」自ら首をはねて死ぬること、

【義解】史記に曰く、孟嘗君田文は齊の威王の孫なり、父の嬰は齊の相と爲りて卒す、文父に代りて立ち、萬戸の祿に薛に封ぜらる、故に其の祿秩を以て賓客を招き致しかば、亡命客の有罪の者まで皆文に歸して食客と爲れり、是を以て天下の士を傾けて食客の多きと五六千人に及ぶ、此等の者皆同居して、貴賤の差無く、一に文と飲食を等しくせり、曾て食客を一堂に集めて夜會食せしに、一人ありて火光を蔽ひて文の食器の處暗かりければ、客中之を見て文のみに別の食膳を供へたるものと早合點して、大いに怒り食を輟めて辭し去らんとす、文之を覺り、起ちて自ら其飯を持ちて客の飯と比するに少しも異らざりき、是に於て客之を慙ぢて自ら頸をはねて死にけり、此より孟嘗君が客を厚く遇するとて多く之に歸したり、文、齊の湣王に相と爲る、湣王宋を滅し益〻驕傲となるを以て文之を諫む、湣王之を嫌ひて去らんと欲す、因つて去りて魏に如く、魏の昭王文を相と爲す、後に齊の湣王薨じて襄王立つ、而るに孟嘗君中立して諸侯と爲りて他の何れの諸侯にも屬く所無し、されど襄王は文と慇懃を通じて和親を結べり、文卒して孟嘗君と謚したりとぞ、

ること、〔嬖幸〕賤しくして幸を得る者、〔帷帳〕帷はひきまくなり、帳はたれぬのなり、帷帳はとばりなり、〔綺麗〕綺はあやぎぬなり、綺麗はあやぎぬの如く美しきをいふ、〔太官〕天子の膳食を主る者なり、〔蒸餅〕むしもちなり、〔坼〕さくなり、〔劾奏〕罪を推し窮めて奏上すること、〔侈忲〕おごろなり、

【義解】　晉書に曰く、何曾字は穎孝陳留郡陽夏縣の人なり、少きより學を好み博く物事を聞き知れり、魏に仕へて司徒と爲る、晉の武帝の位に卽くや、太尉に拜す、曾性至つて孝行にして一家整ひつゝしみ靜かなり、少きより長ずるに及ぶまで聲樂嬖幸の好みに心を喪ふこと無く、年老いて妻と相見るにも、皆衣冠を正して互に賓客の如く禮をなすなり、然れど性甚しく奢を好み、出來得る丈華やかにし、帷帳車服の如きはきらびやかに綺麗を窮め盡し、食膳のうまき味は天子を凌ぐ程なり、故に朝見する毎に、天子の大膳職の設けたる、料理をも食はざるなり、帝因つて臣下に命じて曾の食を取らしむるに、蒸餅にても上部が坼けて十字を作すまで蒸したる者にあらざれば食はざることを知りたり、之を以て一日の食膳の費用は萬錢を投ずるとも、猶箸を下す所無しと曰へり、時に劉毅等數、其の侈忲の度無きを劾奏したれども、帝は其の重臣なるの故を以て一も問ひ糾すこと無かりきとぞ、

顧榮錫炙　田文比飯

晉書、顧榮字彥先、吳人、弱冠爲黃門侍郎、吳平二陸同入洛、號三俊、歷廷尉正、及趙王倫簒位、倫子虔爲大將軍、以榮爲長史、初榮與同寮宴飲、見執炙者容貌不凡、有欲炙之色、榮割炙啗之、坐者問其故、榮曰、豈有終日執之而不知其味、及倫敗、榮被執、將誅、而執炙者爲督率、救之得免、元帝時終散騎常侍、

【字解】〔錫炙〕炙肉を賜ふこと、〔弱冠〕二十歳のことなり、〔二陸〕陸機と陸雲となり、〔簒〕奪ふなり、〔啗〕食ふなり、〔督率〕叛逆者を誅戮することを檢視する者なり、之は常の官名にあらず、

【義解】　晉書に曰く、顧榮字は彥先、吳國吳縣の人なり、年二十歳にして吳に仕へて黃門侍郎と爲る、吳の孫皓晉の武帝に滅さるゝや、榮は二陸と倶に同じく洛陽に入る、時人之を三俊と號す、晉に仕へて廷尉正を歷、惠帝の時に趙王倫の位を簒ふに及び、倫の子の虔大將軍と爲り、榮を其の長史と爲す、初め榮同僚と酒宴を爲し、炙肉を執りて給仕する者の容貌凡ならざるを見るに、炙を欲するの色あり、榮因つて炙肉

る時謂つて曰く、債を取り納め畢らば何を土産に市ひて反らんと、君曰く、吾家に無き者を視て買ひ來れと、煖薛に之き諸民の償ふべき者を召して悉く來らしめ、雙方の債劵を引き合して間違無きを確め、債を悉皆民に賜ひ、其の證據として其劵を燒き盡したり、民因つて孟嘗君の萬歲を稱へたり、煖齊に反り君に見えて曰く、臣竊に計り視るに、君の宮中には珍寶は山ほど積み、狗馬は内廐は申すに及ばず、外廐にまで實ち、美人は後宮に充てり、唯有ること寡き所の者は義のみなり、故に竊に君の爲に義を市はんとし君の命なりと托けて債權を放棄して諸民に賜ひ、其の證として劵契を燒き盡したり、是れ臣が君の爲に土産として義を市ひし所以なりと、後に至り齊王は孟嘗君をして其の領國薛に歸らしむ、故に薛民孟嘗君の歸り來るを聞き、老を扶け幼を攜へて道中に出で迎へたり、君顧みて煖に謂つて、先生が文の爲に義を市ひし所以は、今日始めて之を見ることを得たりといへりとぞ、

齊景駟千　何曾食萬

論語曰、齊景公有馬千駟、死之日民無德而稱、

【字解】〔駟〕四馬なり、車一乘に四馬を駕す、故に千駟は馬四千匹にして車千乘なり、

【義解】論語に曰く、齊の景公は馬千駟有りて甚だ富みたれども、其の死ぬる日に人皆德ありし君として稱美することは無かりしとなり、

晉書、何曾字穎孝、陳留陽夏人、少好學博聞、仕魏爲司徒、武帝踐祚拜太尉、曾性至孝、閨門整肅、自少及長、無聲樂嬖幸之好、年老與妻相見、皆正衣冠相待如賓、然性奢豪、務在華侈、帷帳車服、窮極綺麗、廚膳滋味、過於王者、每朝見不食太官所設、帝輒命取其食、蒸餅上不坼作十字不食、食日萬錢、猶曰無下箸處、劉毅等數劾奏、曾侈忲無度、帝以其重臣一無所問、

【字解】〔踐祚〕祚は位なり、踐祚は猶即位といふに同じ、〔閨門〕妻妾の居る所、此にては一家の意なり、〔整肅〕とゝのひつゝしみて靜かな

使人給其食用無使乏之後君出記問門下客誰能爲文收債於薛者煖署曰能煖治裝載券契而行辭曰債畢收以何市而反君曰視吾家所寡有者煖之薛召諸民當償者悉來合券以債賜民因燒其券民稱萬歲反齊見君曰臣竊計君宮中積珍寶狗馬實外廐美人充下陳所寡有者義耳竊爲君市義矯命以債賜諸民因燒其券乃臣所以爲君市義後君就國於薛民扶老攜幼迎道中君顧謂煖曰先生所以爲文市義乃今見之

【字解】〔自存〕自ら生活すること、〔屬〕囑に同じ、たのむなり、よるなり、〔寄食〕居候なり、〔草具〕野菜の饌具なり、〔長鋏〕鋏は劔の把なり、〔歸來〕來は助辭なり、〔爲家〕家族を扶養して治むること、〔債〕借財なり、おひめ、〔薛〕地名なり、〔署〕書くなり、〔合券〕券は本木牘に書し、之を剖りて二つと爲して各其の一を所持するものなれば、之を驗ぶるには必ず合し見るなり、〔稱萬歲〕孟嘗君を祝して萬歲と稱せしなり、〔外廐〕外國産の馬を飼ふうまやなり、〔下陳〕陳は列なり、下陳は後列といふに同じ、卽ち妻妾の居る所をいふ、〔矯命〕命なりとかこつこと。

【義解】 戰國策に曰く、齊人に馮煖といふ者あり、貧乏にして自ら生活すること能はず、人をして孟嘗君にたのましめて曰く、願くは君の門下に居候とならんと、孟嘗君之を諾して門下に居らしむ、君の左右の者煖が才能を知らざれば、食はすに野菜の膳部を供へたり、煖居ること頃にして柱に倚り掛り、其の劍を指先きにて彈き、歌ひて曰く、長鋏歸へんなん食ふに魚無しと、君之を聞き此は徒者にてはあるまじと思ひ、命じて門下の客と同等に魚食を食はしむ、又頃にして復鋏を彈き、歌ひて曰く、長鋏歸へんなん出づるに車無しと、君之が爲に駕せしめて門下の車客に等しくせしむ、後復鋏を彈き、歌ひて曰く、長鋏歸へんなん此に居ても家を爲むること無しと、君因て煖に老母あるかと問ふ、煖對へて有りと曰ふ、君、人をして老母の食用を給せしめて乏しからざらしむ、後日君書付を出して門下の客に誰か文が爲に薛に行きて債を取り立つる者あるかと問ふ、煖進みて書き加へて能くせんと記す、是に於て煖裝束を治め債券を載せて行く、君に別を告ぐ

臣、如黯近之矣、大將軍靑侍中、上踞廁視之、丞相弘宴見上、或時不冠、至黯不冠不見也、

【字解】〔衞君〕六國の時衞弱し、故に王號を用ひずして君と稱せり、〔屋比〕比は近きなり、屋比は屋の相近接せるをいふ、〔矯制〕天子の制なりと托けしをいふ、〔文法〕法律なり、〔倨〕傲るなり、〔社稷臣〕國家と存亡を同じくする臣なり、〔踞廁〕かはやにつくまむなり、〔宴見〕宴は安なり、天子の暇の時に見ゆるをいふ、

【義解】前漢の汲黯字は長孺、濮陽の人なり、其の先祖は古の戰國時代の衞君に寵ありし者なり、黯に至るまで十世の間世々卿大夫と爲り、孝景の時に太子洗馬と爲る、されど餘り嚴格なるを以て衆に憚られたり、武帝位に卽きて、黯は謁者と爲る、此の時河內に大火ありて千餘家を燒き盡したれば、上黯をして往きて之を觀察せしむ、還り報じて曰く、民家に火を失ひ、家屋近接せしかば、延き連ねて燒失したるなり、されど此は憂ふるに足らざるなり、臣河內に至り視るに、彼の地貧困者は年々の水害又は旱魃に傷めらる、者一萬餘に達し、食ふに食無ければ、或は父子互に相殺して、食ふ者あり、臣之を見るに忍びず、彼の地に至れるを幸に謹みて天子の節を持ちて河內の倉粟を發きて貧民を賑したり、故に今節を歸し、天子の制なりと托けし罪に伏せんと請ふといふ、上之を賢なる取り計ひとして釋されたり、後に主爵都尉と爲り、九卿に列したり、其の政治の務は無爲を事とし、法を糾すには大體を引き用ひて法律の明文に一一適合することをなさゞるなり、性は倨りて禮少く、面前にて人の惡を強く折きて、人の過失を許容すること能はず、數〻直諫するを以て久しく其の位に居ることを得ざるなり、武帝曰く、古に社稷の臣あり、黯が如きは之に近からんか、大將軍衞靑の侍中たりし時、上廁に踞りながら之を視、丞相弘の宴見する時は上或は冠せざることあるも、黯に至りては冠せざれば見えざるなりといふ、

戰國策曰、齊人有馮煖者、貧乏不能自存、使人屬孟嘗君曰、願寄食門下、君受之、左右食以草具、居有頃倚柱彈其劍歌曰、長鋏歸來乎、食無魚、聞食之比門下客、有頃復彈鋏歌曰、長鋏歸來乎、出無車、君爲之駕比門下之車客、後復彈鋏歌曰、長鋏歸來乎、無以爲家、君問煖有老母、

つて曰く、漢兵は神也、眞に畏るべきなりと、遂に圍を解きて去りぬ、恭、疏勒城の傍に澗水ありて兵を固め置くに適せるを見て、兵を引きて之に據る、匈奴復恭を攻む、恭先登の兵五六千人を募りて驀地に之を追ひ遏めしに、胡の騎馬散りぐ〳〵に逃げ走りたり、匈奴因つて水攻めにせんとて澗水の源を遮り絶ちたり、是に於て城中一滴の水も無し、恭卽ち城中に井を穿つこと十五丈に達するも水を得ざるなり、兵士は皆渴乏して終に馬糞の汁を窄りて飲むに至れり、恭天に仰ぎ歎きて曰く、昔し前漢の貳師將軍李廣利は大宛を攻めて水に苦みし時、佩刀を拔きて山を刺しければ飛泉湧き出でたりと聞けり、今漢德神明なり、豈に窮ることあらんやと、乃ち衣を整へ井に向ひ禮拜して祈禱し、漢家の爲士卒の爲に水の出でんことを請ひ願へり、至誠の感應にや頃ありて水泉ほとばしり出でたり、よつて吏士をして水を揚げて虜に示さしむ、虜は水攻めにしたるに水を示されたれば、愈〻漢兵は神明の加護ある者として遂に引き去れり、後復恭を攻む、恭擊ちて之を走らす、五六ケ月にして食盡きて窮困し、鎧又は弩などを煮て其の筋及び革を食ふに至る、されど恭は士卒と俱に至誠を以て相推讓し、生くも死ぬるも同時にせんと覺悟せり、故に皆二心を抱く者無し、虜之を圍むも遂に下すこと能はざりき、是れより先き關寵上書して救を求めたりしにより、肅宗は司徒鮑昱の議を用ひて軍を遣し恭を迎へて歸らしめたり、鮑昱歸りて復奏して恭の忠節は昔の蘇武に過ぎたれば、宜しく爵位恩賞を蒙らしむべしと、遂に騎都尉に拜したり。

汲黯開倉　馮煖折劵

前漢汲黯、字長孺、濮陽人、其先有寵於古之衞君、至黯十世、世爲卿大夫、孝景時爲太子洗馬、以嚴見憚、武帝卽位、黯爲謁者、河內失火、燒千餘家、上使往視之、還報曰、家人失火、屋比延燒、不足憂、河內貧人、傷水旱萬餘家、或父子相食、臣謹以便宜持節、發河內倉粟以賑貧民、請歸節伏矯制罪、上賢而釋之、後爲主爵都尉、列於九卿、治務無爲、引大體不拘文法、性倨少禮、面折不能容人之過、以數直諫、不得久居位、武帝曰、古有社稷

後漢耿恭字伯宗、扶風茂陵人、少慷慨多大略、有將帥才、永平末爲戊巳校尉、屯金蒲城、匈奴攻城、恭乘城搏戰、以毒藥傅矢、傳語匈奴曰、漢家箭神、其中瘡者必有異、因發強弩射之、虜中矢者視創皆沸、匈奴相謂曰、漢兵神、眞可畏也、遂解去、恭以疏勒城旁有澗水可固、引兵據之、匈奴復攻恭、恭募先登數千人直馳之、胡騎散走、遂擁絶澗水、恭於城中穿井十五丈不得水、吏士渴乏、笮馬糞汁而飮之、恭仰歎曰、聞昔貳師將軍、拔佩刀刺山、飛泉涌出、今漢德神明、豈有窮哉、乃整衣向井拜禱、有頃水泉奔出、乃令吏士揚水以示虜、虜以爲神明、遂引去、後復攻恭、恭擊走之、數月食盡窮困、乃煮鎧弩食其筋革、恭與士推誠同死生、故皆無二心、虜圍之不能下、關寵上書求救、肅宗用司徒鮑昱議、遣軍迎恭、歸復奏恭節過蘇武、宜蒙爵賞、遂拜騎都尉、

【字解】〔慷慨〕士、志を得ず、心中亢憤して憂ひなげくことなり、〔將帥〕大將元帥なり、〔搏戰〕搏は擊つなり、搏戰は擊戰なり、〔傅〕附くなり、〔澗水〕たにみづなり、〔擁絶〕遮り絶つなり、〔渴〕のどかわくなり、〔笮〕しぼるなり、したむなり、

【義解】後漢の耿恭字は伯宗、扶風茂陵の人なり、少きより志を得ざるを憤り歎きて世に名を揚げんと思ふ、廣大なる計略を多く立て、將帥たるべき才あり、永平の末に戊巳校尉たらしめて金蒲城に屯せしむ、匈奴、城に攻め寄せ來りたれば、恭は城に乘りて相擊ち戰ひ、毒藥を矢に附け匈奴に言ひ觸して曰く、漢家の箭は神物なれば、之に中りて瘡つくる者は必ず異變あらんと、因つて強き弩弓を發ちて之を射る、虜兵の矢に中る者創を見るに、皆傷口沸き上るなり、匈奴の人相謂

子嚢は忠臣なり、君薨じて謚號を增すことを忘れず、將に死なんとして國家を衞ることを忘れず、之を忠臣と謂はざるべけんやと、初め楚の共王の疾篤き時、大夫の子嚢に告げて曰く、不穀は不德にして國家亂る、若し大夫の福蔭にて我が首領を保ちて地下に葬らるゝことを得ば、謚號には靈若しくは厲を命じて可なりと、卒するに及び子嚢曰く、君の遺言に共を以て謚號とせよと命ぜられり、故に請ふ共と謚せんとて、遂に靈厲を廢して增して共と爲す、又楚、都を郢に徙して未だ城郭有らず、城を築きて未だ訖らず、故に子嚢之を訖へんと欲して未だ成就せざりしかば、其の子に遺言して郢に城けよと言ひしなり、

戴封積薪　耿恭拜井

後漢戴封字平仲、濟北剛人、舉賢良方正、對策第一、擢拜議郎、遷西華令、汝潁有蝗災、獨不入界、時督郵行縣、蝗忽大至、及去蝗亦頓除、一境奇之、其年大旱、封禱請無獲、乃積薪坐其上以自焚、火起而大雨暴至、遠近歎服、遷中山相、諸縣囚四百餘人、當行刑、封哀之、皆遣歸家、與剋期日、皆無違者、官至太常、

【字解】〔賢良方正〕皆科目の名なり、〔蝗災〕蝗は禾を害する蟲なり、いなむし、蝗災はいなむしのわざはひなり、〔界〕西華縣の界なり、

【義解】後漢の戴封字は平仲、濟北の剛縣の人なり、賢良方正に舉げられて對策の成績第一なり、擢でられて議郎に拜せらる、後汝南郡の西華縣令に遷る、或る年汝南潁川の二郡に蝗蟲の災害ありしが、獨西華縣の界には入らざるなり、時に督郵各縣を巡視して西華縣にも來りしに、蝗蟲忽ち大いに至り、督郵が去るに及びて蝗も亦頓に除去す、因つて一境の者之を不思議とせり、其の年大いに旱しければ、封は雨禱すれども效無し、故に薪を積み、自ら其の上に坐して焚け死にして雨を禱り、以て民の辛苦を救はんとす、天も其の至誠に感じたるにや、火の熾んに起る時、大雨暴に至りたり、遠近因て其の德の致す所なりとて歎服せり、後中山國の相に遷る、國中の諸縣の囚人四百餘人罪科決定して當に處刑するに至り、封之を哀みて、皆一度家に遣し歸らしめて、親子眷族に一生の別を惜ましめ、期日を定めて復獄に還らしむ、皆其の德に感じて違ふ者無かりき、官は太常に至れり、

て不才の謂なり、「置二屍牖下一」殯禮を行はざるをいふ、「愕然」おどろく貌なり、「客位」上客の位なり、「烈諫」きびしくいさむること、「屍諫」しかばねとなりて諫むること、

【義解】　家語に曰く、衞の大夫に蘧伯玉といふ賢者あれども、靈公之を用ひざるなり、又同じ大夫に彌子瑕といふ不才者あり、公反つて之を重任す、因つて大夫の史魚驟〻公を諫めて伯玉と子瑕とを換へしめんとすれども、公從はざるなり、史魚將に卒せんとして其の子に命じて曰く、吾れ朝に在りて蘧伯玉を進め彌子瑕を退くること能はざりき、是れ君を正すこと能はざりしなり、生きて君を正すこと能はずんば、死ぬとも禮を成すこと無れ、我死なば汝、屍を牖下に置け、其にて我が身に於て分に協へりと、其の子之に從ひて牖下に置く、靈公來り弔ひしに、屍を牖下に見て、怪みて之を問ふ、其の子其の父の遺言通りに告ぐ、公愕然として容姿を失ひて曰く、是れ彼が過にあらず寡人の過なり、史魚の生ける時に恆に賢を進めて不肖者を退けんと欲したりき、今又屍を以て寡人を諫む、實に至忠なりと謂ふべしと、之に命じて上客の位に殯禮を行はしめ、又蘧伯玉を進めて上卿と爲し、彌子瑕を退けて之を遠けたり、孔子之を聞きて曰く、古のはげしく諫めたる者も生存中のみにして死ぬれば止む、未だ史魚の如く死にて後屍と爲りて迄も諫めて、其の君をして忠誠に感ぜしむる者はあらざるなり、之を忠直の臣と謂はざるべけんやと、

左氏傳、楚子囊將死、遺言謂子庚、必城郢、君子謂子囊忠、君薨不忘增其名、將死不忘衞社稷、可不謂忠乎、初楚共王疾、告大夫曰、不穀不德、若以大夫之靈、獲保首領以沒　於地、請爲靈若厲、及卒子囊曰、君命以共、請諡之共、楚徙都郢、未有城郭、築城未訖、子囊欲訖未暇、故遺言見意、

【字解】「增二其名一」楚子甍じて共と追諡せしをいふ、「社稷」社は土の神なり、稷は穀の神なり、國は土穀によりて養ひ安ぜらる、故に諸侯封ぜらるれば社稷を立てゝ祀る、よつて社稷を國家の義と爲す、「不穀」諸侯の自稱なり、寡人といふに同じ、「大夫之靈」靈は猶福庇といふが如し、「靈若厲」皆諡號なり、諡法に家國亂るれども未だ滅びざる君には靈といひ、不辜を戮殺したる君には厲といふ、「共」此も諡なり、共に恭と通ず、既に過ちて能く改むる君には共といふ、「訖」終るなり、

【義解】　左氏傳に曰く、楚の子囊將に死なんとする時、子の子庚に遺言して必ず郢に城けよといへり、君子評して謂く、

機於船上遥謂之曰、卿才如此、亦復作劫邪、淵泣涕投劍而歸、辭厲非常、機彌重之、便與定交、

【字解】〔遊俠〕意氣を重んじ、黨を組み、人の急に赴きて死を輕んずるもの、男達なり、〔攻掠〕せめかすむなり、おひはぎなり、〔赴假〕休假にて歸るをいふ、〔輜重〕糧食什物なり、〔峰穎〕峻峯の高く鋭く形はれ出でたるをいふ、〔劫〕おびやかし盜むもの、劫盜なり、〔辭厲〕言葉づかひはげしきなり、

【義解】世説に曰く、戴淵字は若思、少きより男達を爲す、嘗て江淮の間に在りて、旅人の財物を攻め掠むことを業とせり、時に陸機休假を得て故郷の呉に歸り、再び洛陽に還るに、輜重甚だ盛んなり、淵、岸上に在りて胡牀に據り、左右の手下を指揮して之を掠奪せしむるに其の號令皆機宜を得たり、而して淵の心神容姿衆に勝れたると峻峯の鋭く形れたるが如くにして、かゝる鄙しき事を爲すと雖、神氣常人に異れり、機之を見て、船上より遥に之に謂つて曰く、卿の才ある既に此の如し、亦復劫盜などを作すやと、淵之を聞き泣涕し劍を投げて機に歸服す、而して其の言辭はげしくして常人に非ず、機益〻之を重んじて與に交を定めたり、

史魚黜殯　子囊城郢

家語曰、衞大夫蘧伯玉之賢、靈公不用、彌子瑕不肖反任之、史魚驟諫不從、將卒、命其子曰、吾在朝不能進蘧伯玉退彌子瑕、是不能正君也、生不能正君、死無以成禮、我死汝置屍牖下、於我畢矣、其子從之、靈公弔焉、怪而問之、其子以其父言告公、公愕然失容曰、是寡人之過也、史魚生恆欲進賢而退不肖、及其死又以屍諫、可謂至忠矣、命之殯於客位、進蘧伯玉爲上卿、退子瑕、孔子聞之曰、古之烈諫者、死則已矣、未有若史魚死而屍諫忠感其君者也、可不謂直乎、

【字解】〔黜殯〕かりもがりの禮を卻けて之を行はしめざること、即ち屍を牖下に置きしは是なり、〔不肖〕天の命に肖ずといふことにし

無所就、奉高閡字、世說千作萬、淆作撓與此小異、

【字解】〔鄙吝〕卑しくして物をむさぼること、〔三公〕大尉、司徒、司空をいふ、〔氿濫〕氿は側出の泉なり、濫は正出の泉なり、即ち直上に涌き出づる泉なり、〔挹〕くむなり、〔汪汪〕深くして廣き貌なり、〔淆〕にごすなり、〔撓〕みだすなり、

【義解】　後漢の黃憲字は叔度、汝南郡愼陽の人なり、先祖より世々貧賤にして父は牛醫たり、憲は少きより清廉の聞えあれば、陳蕃周擧等嘗て相謂つて曰く、一時一月の閒も黃生を見ざれば、卑しき貪欲の萠しが復心に出來る樣に覺ゆるなりと、蕃が三公と爲るに及び歎きて曰く、叔度若し今まで生き存へしならば、吾何ぞ先づ三公の印綬を佩びんやとて、憲の早世を惜めり、郭林宗少き時汝南郡に游び、先づ袁閡に過ぎりては一宿もせずして退き、憲に從へば日を累ねて後に還れり、或る人二人の才を問ふ、林宗曰く、奉高の器量は、之を譬へば細く涌き出づる泉の如く、淸きこと淸しと雖而も挹みて濁し易し、叔度に至りては深く廣き千頃の池の水の如くにして、之を澄さんとすれども淸まず、之を淆さんとすれども濁らず、其の奧底は量るべからざるなりと、其の後擧け辟さるれども就かざりき、奉高とは閡の字なり、世說に千の字を萬に作り、淆の字を撓に作れり、此と少しく異なれり、

虞駿才望　戴淵峯穎

晉書虞駿字思行、會稽餘姚人、歷吳興太守、王導嘗謂曰、孔愉有公才而無公望、丁潭有公望而無公才、兼之者其在卿乎、官未達而喪、時人惜之、舊本才誤作體、

【字解】〔公才〕三公と爲るべきの才なり、〔公望〕三公となりて民より瞻望せらるゝの德なり、

【義解】　晉書に曰く、虞駿字は思行、會稽郡餘姚の人なり、吳興の太守に歷官す、王導嘗て駿に謂つて曰く、孔愉は公才あれども公望無く、丁潭は公望あれども公才無し、之を兼ね有する者は、卿ならんかと、官未だ上達せざる中に死にぬ、時人之を惜みたり、舊本に才の字を誤りて體に作れり、

世說戴淵字若思、少遊俠、嘗在江淮閒攻掠、陸機赴假還洛、輜重甚盛、淵在岸上據胡牀指揮左右、皆得其宜、淵既神姿峯穎、雖處鄙事、神氣尤異、

爲卓將李傕所殺、

【字解】〔一日千里〕俊才を一日に千里馳する驥に譬ふ、〔馳射〕馬を馳せ弓を射ること、〔關中〕長安を指す、〔矯情〕心をためいつはるなり、〔簒逆〕位を奪はんとて謀反すること、〔剛稜〕剛毅にして威稜あること、つよくかどあるなり、〔殲滅〕盡く滅すなり、みなごろしにするをいふ、〔枉正〕正道によるなり、〔權宜之計〕初は理に反するが如くして後には道の宜に合する手段をいふ、卽ち機宜に適したるたくらみなり、

【義解】後漢の王允字は子師、大原郡祁縣の人なり、郭林宗允の器量を見て奇異となして曰く、王生は一日に千里馳する驥の如き俊才あれば、必ず帝王を輔佐するならんと、遂に與に交を定めたり、允少きより大いなる節操を好みて瑣事を心に懸けず、功を天下に立んとするの志あり、常に聖經賢傳を習ひ誦し、朝夕に馬を馳せ又は弓を射る藝を練磨せり、三公の府より同時に辟されしが、司徒の策問に對して高第を得たれば侍御史と爲る、獻帝の時に司徒と爲る、董卓が天下を奪はんとて獻帝を欺き、都を長安に遷すに及び、朝廷の政は大小皆允に打ち委せたり、允は卓が非望を抱けるを知ると雖、時期を待ちて討たんとて、暫く心をためいつはり意を折り屈めて、每に卓の心に附き從へり、故に卓も亦己れの心を弛べて推し傾けて疑はざるなり、是の故に王室を危き亂の中に扶け持つことを得たり、是れより臣下も主上も內も外も悉く允に倚り恃まざるはなきなり、允は卓が謀反の兆の已に露れたるを見て、密に司隷の黃琬等と謀りて共に卓を誅したり、允性剛毅にして威稜あれば、人の惡事を成すを見ては甚だ之を忌み惡むなり、初め卓が豺狼の如き飽くことなき心を懼れて故に己れの節操を折り時を待ちて之を圖り誅したるなり、卓の徒既に殲滅にしたれば、自ら復患難無しと謂へり、故に正道によりて輕卒の擧に出でず、場合に應じたる企圖などに循はざれば、群下の者恐れを爲して甚しく附かざるなり、後に至り反つて卓が將の李傕といへる者に殺されたり、

後漢黃憲字叔度、汝南愼陽人、世貧賤、父爲牛醫、陳蕃周擧嘗相謂曰、時月之間不見黃生、則鄙吝之萠復存于心、及蕃爲三公、歎曰、叔度若在、吾不敢先佩印綬、郭林宗少遊汝南、先過袁閎、不宿而退、從憲累日方還、或問之、林宗曰、奉高之器譬諸氿濫、雖清而易挹、叔度汪汪若千頃陂、澄之不清、淆之不濁、不可量也、後擧辟

に生ずべく、又好き婦を得んと、言ひ畢りて見えずなれり、乃ち其の石を種ゑ、五六年の間時々往きて視れば石より小玉の生ずるを見たり、爰に北平郡の徐氏とて有名なる豪族あり、此の徐氏に美女あり、人多く求むれども未だ許さゞるなり、羊公試に之を求めけるに、徐氏は戯れて白き潔き璧一雙を得て來らば女を與ふべしといふ、公容易なりとて前に種ゑし所の石中より玉五雙を得て女を聘したり、徐氏今更斷るに辭無く、遂に女を妻はしぬ、天子之を奇異なりとなし、公を拜して大夫と爲し、玉を種ゑし處の四角に於て大いなる石の柱の各一丈あるを作り、中央一頃の地を名けて玉田と曰へり、今の北平の王氏は卽ち其の後胤なりといふ、

幽冥錄、海陵黄尋先貧、因大風雨、散飛錢至其家、觸籬園、誤落者無數、餘處皆拾得、富至數千萬、擅名江北、

【字解】〔籬園〕まがきとそのとなり、

【義解】　幽冥錄に曰く、海陵の黄尋といふ者、先きに貧しかりしが、後に富者と爲れり、そは或る日大風雨に因りて虛空より飛錢を散らし、尋の家に至り、まがきや園に觸れ誤りて落る者數知れず多し、餘處も亦皆拾ひ得たり、尋の家是に於て富數千萬に至り、名を江北に擅にしたりといふ、

王允千里　黄憲萬頃

後漢王允字子師、太原祁人、郭林宗見而奇之曰、王生一日千里、王佐才也、遂與定交、允少好大節、有志於立功、常習誦經傳、朝夕試馳射、三公並辟、以司徒高第、爲侍御史、獻帝時爲司徒、及董卓遷都關中、朝政大小悉委於允、允矯情屈意、每相承附、卓亦推心不疑、故得扶持王室於危亂之中、臣主內外莫不倚恃、允見卓簒逆已兆、密與司隸黄琬等、謀共誅之、允性剛稜疾惡、初懼卓豺狼、故折節圖之、卓既殲滅、自謂無復患難、杖正持重、不循權宜之計、羣下不甚附之、反

【義解】前漢の韋賢及び其の子の玄成相次ぎて丞相と爲れり、平當字は子思、平陵の人なり、明經を以て博士と爲る、公卿當を薦めて論議通明なりとす、給事中となす、天災地異ある每に經術に附きて其の得失を言ふ、文章の雅正は蕭望之匡衡に及ばずと雖、然れど其の指意は略相同じ、哀帝の時に丞相と爲る、上召して當を諸侯に封ぜんとすれども、當病篤くして召に應ぜざるなり、或る人當に謂つて曰く、今强ひて起ちて侯の印を受けて子孫の爲に榮耀富貴を計るべからざらんやと、當曰く、吾大位に居ながら已に空しく祿を食むの責を負へり、然るに今又起ちて侯の印綬を受け還りて臥して死なば、是れ死にて餘罪あらん、今起たざるこそ、寔に子孫の爲に辱を遺さざる所以なれと、遂に骸骨を乞ふ、上因つて養牛一頭と上尊酒十石とを賜ふ、其の後一ケ月餘にして卒したり、子の晏又明經を以て位大司徒を歷たり、故に漢興りて惟韋氏と平氏との父子相延き繼ぎて宰相に至りしのみなり、

雍伯種玉　黃尋飛錢

搜神記、羊公雍伯洛陽人、性篤孝、父母亡、葬無終山、遂家焉、山高無水、公汲作義漿於坂頭、以給行者、皆飲之、三年有一人就飲、飲訖出懷中石子一升與之云、種此玉當生其中、後當得好婦、言畢不見、乃種其石、數歲時時往視、見玉子生北平、徐氏有女、人多求不許、公試求焉、徐氏戲云、得白璧一雙來當爲婚、公至所種石中得玉五雙以聘、遂以女妻之、天子異之、拜爲大夫、於種玉處四角作大石柱各一丈、中央一頃地、名曰玉田、今北平王氏卽其後也、

【字解】〔義漿〕義は衆と共にするの意なり、漿は水のことなり、施し水なり、〔戲云〕羊公は無終山の微賤なり、徐氏因つて其の有らざるを計りて戲れしなり、〔一頃〕百畝なり、

【義解】搜神記に曰く、羊公雍伯は洛陽の人なり、性篤孝なり、父母死亡して無終山に葬り、遂に其處に家居す、山高くして水無ければ、公自ら水を汲み來りて義水を坂の頭に湛へて往來の渴を助く、故に此の山に行く者皆之を飲みて便りとせり、三年の後一人ありて義水に就きて飲み、懷中の小石一升計を取り出し公に與へて云く、此を地上に種うれば玉其の中

り、巫蠱は人を祝詛するの術なり、詳しきは丙吉牛喘に見ゆ、

【義解】　前漢の宣帝の許皇后は元帝の母なり、皇后妊娠の時、霍光の夫人の顯といふ者に毒せられて崩ず、是れ顯の小女をして皇后と爲さしめんと欲し、女醫の淳于衍をして許皇后を毒殺せしめたるなり、元帝太子と爲るに及び、迺ち后の父の廣漢を封じて平恩侯と爲し、后の弟の舜を博望侯と爲し、延壽を樂成侯と爲す、是に於て許氏の一族に侯と爲りし者凡て三人となれり、廣漢薨じて戴侯と諡す、宣帝延壽を以て大司馬車騎將軍と爲して政を輔けしむ、元帝立ち、復延壽の中子嘉を平恩侯と爲し、後亦大司馬車騎將軍と爲す、さて又武帝の衞太子の史良娣は宣帝の祖母なり、良娣男の進を生む、之を史皇孫と號す、武帝の末に巫蠱の事起り、衞太子及び良娣史皇孫皆江充の讒によりて害せらる、皇孫に男あり、之を皇曾孫と號す、幼にして祖父衞太子の事に依り獄舍に繫れ害せられんとする所を丙吉に助けらる、既にして位に登る、是れ即ち宣帝なり、而るに帝の祖母良娣の母及び兄の恭は已に死せり、よつて恭の子の高を封じて樂陵侯と爲し、曾を將陵侯と爲し、玄を平臺侯と爲す、又高の子の丹は功德を以て武陽侯に封ぜらる、是に於て史氏の一族に侯と爲りし者凡て四人と爲れり、高は大司馬車騎將軍に至り、丹は左將軍に至りたり、

前漢韋賢及子玄成皆爲丞相、平當字子思、平陵人、以明經爲博士、公卿薦當、論議通明、給事中、每有災異、輒傅經術言得失、文雅雖不及蕭望之匡衡、然指意略同、哀帝時爲丞相、上召欲封當、當疾篤不應召、或謂當不可强起受侯印爲子孫邪、當曰、吾居大位、已負素餐責矣、起受侯印、還臥而死、死有餘罪、今不起者、所以爲子孫也、遂乞骸骨、上賜養牛一上尊十石、月餘卒、子晏以明經、歷位大司徒、漢興惟韋平父子至宰相、

【字解】　「韋平」韋氏と平氏となり、「相延」延は引くなり、父子相引き續きて宰相と爲りしをいふ、「明經」科目の名なり、經義に明かなる者を擧ぐるなり、「傅」附くなり、「文雅」文章の雅正なり、「素餐」空しく祿を食むこと、「乞骸骨」官を退くこと、「上尊酒」醇酒なり、最上の酒をいふ、

る、溫、仁心深くして恕多く、倉卒の際と雖未だ嘗て疾く言ひ遽てたる顏色をなさず、吏人に過失あれば、但蒲の鞭を以て之を罰して之に辱を示すのみなり、靈帝の時に太尉と爲る、帝頗る學藝を好み、引見する每に、常に經書を講ぜしむ、寛嘗て御坐に於て酒に醉ひて睡り伏す、帝問ひて太尉醉ひたるかといふ、驚き對へて曰く、臣敢て醉はず、但三公の任重く責大いなるを以て憂心常に醉へるが如しと、帝其の唐突の際にも尙職責に心掛けある言を重んぜり、寛が餘り溫和にして怒らざれば、夫人は寛を試みて恚らしめんと欲し、嘗て朝會するに當りて服裝の嚴然と已に訖りたるを伺ひ、婢をして肉の羹を捧げ飜して朝服を汚さしむ、婢遽て之を收めて其の無禮を謝せしに、寛の心神顏色自若として異ならず、而して徐に婢に言つて曰く、羹汝の手を爛しつらんと、其の性質度量の溫和寛大なること此の如し、故に海內稱して長者なりと爲せり、

許史侯盛　韋平相延

前漢宣帝許皇后元帝母也、爲霍光夫人顯所毒崩、及元帝爲太子、迺封后父廣漢爲平恩侯、其弟舜爲博望侯、延壽爲樂成侯、許氏侯者三人、廣漢薨諡戴侯、宣帝以延壽爲大司馬車騎將軍輔政、元帝立復封延壽中子嘉爲平恩侯、後亦爲大司馬車騎將軍、武帝衞太子史良娣宣帝祖母也、良娣生男進號史皇孫、武帝末巫蠱事起、衞太子及良娣史皇孫皆遭害、皇孫有男、號皇曾孫、既登位、是爲宣帝、而良娣母及兄恭已死、乃封恭子高爲樂陵侯、曾爲將陵侯、玄爲平臺侯、及高子丹以功德封武陽侯、侯者凡四人、高至大司馬車騎將軍、丹左將軍、

【字解】〔許史〕許氏と史氏となり、共に漢朝外戚なり、〔侯盛〕諸侯に封ぜられて家門盛大となりしをいふ、此の二字注文に無し、取意なり、〔良娣〕女官の名なり、太子妃の次に位す、〔史皇孫〕史は外家の姓なり、皇孫は武帝の皇孫なり、〔巫蠱〕巫はみこなり、蠱はまじなひな

ろ者なり、〔美稷〕縣の名なり、〔道次〕道の旁なり、〔兒曹〕小兒等なり、〔使君〕州牧の敬稱なり、〔既還〕部を行り畢りて還るをいふ、

【義解】　後漢の郭伋字は細侯、扶風茂陵の人なり、少き時より志行の見るべきあり、王莽の時に并州の牧と爲り、其の後漢の世となり、建武中に復并州に牧と爲る、伋前に在りし時素より其の民に恩德を施し結びしかば、二度目の入部に際しては、州界まで老人も幼兒も相攜へて道路に出迎へたり、行き過ぐる所は民の疾苦を問ひ、老人の德ある者及び衆より勝れたる者を招き寄せ、几や杖などの禮を設け、朝夕に政事の得失に參り與からしめ、己が意を擅にせざるなり、始め到りて部内を巡行する時、西河郡の美稷縣に到れば、童兒五六百人各々竹馬に騎りて道の旁に迎へ拜するあり、伋よつて小兒等は何が故に遠くより來りしかと問ふ、對へて曰く、使君の御通りと聞きて喜び、故に相語り合ひ來りて奉迎するなりと、伋其の厚意を丁寧に謝す、事訖りて諸兒復送りて郭外にまで至り、使君何日に此處に還り給ふかと問ふ、伋、日を計りて某日に還るべしと告ぐ、既に巡り畢りて復還れば約束の日限より一日早し、因つて信を諸兒に違へんことを恐れ、遂に態と野亭に一宿し、期日を須ちて入りしといふ、

後漢劉寛字文饒、弘農華陰人、桓帝時遷南陽太守、典歷三郡、溫仁多恕、雖在倉卒、未嘗疾言遽色、吏人有過、但用蒲鞭罰之、示辱而已、靈帝時爲太尉、帝頗好學藝、每引見常令講經、寛常於坐被酒睡伏、帝問太尉醉邪、對曰、臣不敢醉、但任重責大、憂心如醉、帝重其言、夫人欲試寛令恚、伺當朝會、裝嚴已訖、使婢奉肉羹、翻汙朝服、婢遽收之、神色不異、乃徐言曰、羹爛汝手、其性度如此、海內稱爲長者、

【字解】〔典歷〕司りふるなり、〔恕〕おもひやりなり、〔倉卒〕にはかなり、〔遽色〕あわてたる顏つきなり、〔蒲鞭〕がまのむちなり、〔被酒〕被は加ふなり、かうむるなり、酒に加へらるゝとて、醉ふことなり、〔恚〕いかりなり、〔裝嚴〕朝服の裝のおごそかなるをいふ、〔翻〕反しこぼすなり、〔神色〕心神顏色なり、〔爛〕たゞるなり、〔長者〕有德者の稱なり、

【義解】　後漢の劉寛字は文饒、弘農郡華陰縣の人なり、桓帝の時、南陽の太守に遷る、三郡の太守に歷任して其の政を典

らずと、尙漁陽の事を視ること八年間、匈奴遂に邊塞を犯さざりき、帝或る時諸郡の計吏を召見して前後の太守縣令の治績の能否を問ふ、蜀の計掾進みて曰く、張堪昔蜀に在りし時、仁政を布きて下を惠み、勢威以て姦猾を討てり、前に公孫述の破れし時は、珍寶山の如くに積み重ね、其の中にて一握の物と雖、尙十世を富ますに足る物ありたり、而るに堪が職を去るの月は折れたる轅の車に乘り、荷物とては惟布の被を嚢に入れたるもののみなりきと、帝聞きて感じて歎息せり、

舊注引世說云、周鎭罷臨川泊淸溪渚、王丞相導往看之、時夏暴雨、船狹小、又大漏殆無坐處、王曰、胡威之淸何以過此、卽啓用之、今本無載、

【字解】〔舊注〕李瀚の舊注なり、〔罷臨川〕臨川の太守を罷むるをいふ、〔胡威之淸〕胡威の淸廉なることは上卷の胡威推縑に見ゆ、

【義解】　舊注に世說を引きて云く、晉の周鎭臨川郡の太守を罷めて歸る時に淸溪渚に泊す、丞相の王導往きて之を看る、時に夏にてありしが暴に雨降り來り、船狹く小く、且つ苫粗にして雨大いに漏り、殆ど坐する處も無き狀なりき、王導其の淸廉にして少の蓄も無く、此る見苦しき船に乘れるに感じて曰く、胡威の淸廉も何を以て之に過ぎんやと、卽ち啓して之を登用せしといふと、今本の世說には此の記事無し、

郭伋竹馬　劉寬蒲鞭

後漢郭伋字細侯、少有志行、王莽時爲幷州牧、建武中復爲牧、伋前在幷州、素結恩德、及後入界、老幼相攜逢迎道路、所過問民疾苦、聘求耆德雄俊、設几杖之禮、朝夕與參政事、始至行部、到西河美稷、有童兒數百、各騎竹馬、於道次迎拜、伋問兒曹何自遠來、對曰、聞使君到喜、故來奉迎、伋辭謝之、及事訖、諸兒復送至郭外、問使君何日當還、伋計日告之、旣還先期一日、伋爲違信於諸兒、遂止野亭、須期乃入、

【字解】〔耆德〕耆は歲八十の稱、又六十ともいふ、耆德は老人の德あ

通せるは疑くは奸計あらん、宜しく未然に之を治めんことを請ふと奏聞す、上由つて祟を責めて曰く、君が門は此の頃市人の如し、何を以て切に主上を禁制し、賓客と交通して事を謀らんと欲するやと、對へて曰く、臣の門は仰の如く市の如しと雖、臣の心の清きは水の如し、恐くは是れ當に讒者の誣言ならん、願くは審に考へ檢べて實否を正し給ふべしと、上怒りて祟を獄に下して窮め治めしむ、竟に獄中に死したり、

張堪折轅　周鎭漏船

後漢張堪字君游、南陽宛人、年十六受業長安、志美行厲、諸儒號曰聖童、世祖卽位、拜蜀郡太守、又爲漁陽太守、捕擊姦猾、賞罰必信、吏民皆樂爲用、匈奴嘗以萬騎入漁陽、堪擊破之、郡界以靜、乃於狐奴開稻田八千餘頃、勸民耕種、以致殷富、百姓歌曰、桑無附枝、麥穗兩岐、張君爲政、樂不可支、視事八年、匈奴不敢犯塞、帝嘗召見諸郡計吏、問前後守令能否、蜀計掾進曰、張堪昔在蜀、仁以惠下、威能討奸、前公孫述破時、珍寶山積、捲握之物足富十世、而堪去職之日、乘折轅車、布被囊而已、帝聞歎息、

【字解】「厲」嚴なり、きびし、「世祖」光武帝なり、「姦猾」邪にしてわるがしこき者なり、「狐奴」縣の名なり、「頃」百畝の稱なり、「殷富」さかんに富むなり、「附枝」寄生木なり、寓木のこと、「支」度るなり、計ふなり、「捲握之物」捲は拳なり、捲握の物とは一にぎりの物にして珠玉の類を指す、「折轅車」折れたる長柄の車なり、

【義解】後漢の張堪字は君游、南陽郡宛縣の人なり、年十六歳の時より長安に出でて學業を受く、志美しく行おごそかなれば諸儒號して聖童といへり、世祖位に卽きて、堪を蜀郡の太守に拜す、後又漁陽の太守と爲り、邪にして狡猾なる者を捕へ擊ち、賞罰必ず信にするを以て吏民は皆堪が爲に使用せられんことを樂みとせり、匈奴嘗て萬騎を以て漁陽に攻め入りければ、堪擊ちて之を破りたり、是れより郡界安靜となる、よつて狐奴の縣内に於て稻田八千餘頃を開き、民に耕種を勸めたれば郡中殷富となれり、百姓歌ひて曰く、桑の樹に寓木無く、麥の穗は穗に穗がさき、張公政を爲せば、樂み計ふべか

中大夫の閑職に退くに及びて、賓客日に門に盈つ、常に歎じて曰く、坐席に客恆に滿ちて、樽中の酒空しからざれば、吾れ憂無しと、人の善行を聞きては、其の善行は己れより出でたる如くに喜び、言說の采るべき有れば、必ず演べ足して之を成就させ、人の面前にては其の短所を告げ戒むと雖、退きては其の長所を稱へ、賢士を薦め達せしめて獎め進むる所の者多く、他人の善を知りて言はざれば已の過失と思へり、此を以て海内の英俊皆之に信服せざるは無し、曹操前より既に融を忌み嫌ひて段々と積り累りければ郗慮といふ者操に阿りて融の罪を構へ成す、是に由りて融遂に害せらる、魏の文帝深く融の文辭を好み每に歎じて揚雄班固の儔なりといへり、

前漢鄭崇字子游、高密大族、世與王家相嫁娶、徙平陵、哀帝擢爲尙書僕射、數求見諫爭、上初納用之、每見曳革履、上笑曰、我識鄭尙書履聲、久之、上欲封祖母傅太后從弟商、崇諫、太后大怒、又諫董賢貴寵過度、由是重得罪、尙書令趙昌佞讇害崇、奏與宗族通、疑有姦、請治、上責曰、君門如市、何以欲禁切主上、對曰、臣門如市、臣心如水、願得考覆、上怒下崇獄窮治、竟死獄中、

【字解】〔大族〕豪族に同じ、〔嫁娶〕緣組なり、〔佞讇〕讇は諂に同じ、佞諂はおもねりへつらふなり、〔禁切〕制禁すること甚しきものをいふ、即ち此にては、數々諫めて主上を制禁し、內々賓客と交通して何事か謀議せるならんとの意あり、〔如水〕至淸なるを言ふ、〔考覆〕かんがへしらぶるなり、

【義解】前漢の鄭崇字は子游、高密國の大族にして世々漢の王家と緣組し、崇の祖父の時に平陵に徙る、哀帝崇を擢でて尙書僕射と爲す、數々見えんことを求めて帝を諫め爭ふ、上初め其の諫を納れ用ひしが、見ゆる每に革の履を曳きければ、上笑ひて我は鄭尙書の履の聲を聞き識れること久しきなりといひて、履聲に托して諫爭を忌み厭へり、哀帝、祖母の傅太后の從第の傅尙を汝昌侯に封ぜんと欲す、崇之を諫めて其の德無き者は國を治め難ければ思ひ止まるべしといふ、太后大いに怒る、又董賢が餘りに貴寵せらるゝ度に過ぐるを諫む、是に由りて重ねて上の意に逆ひて罪を得たり、爰に尙書令の趙昌といふ者あり、佞り諂ひて崇を害み、崇が宗族と交

亦渡れじと告げたらんには衆の驚かんことを恐れ、兎に角に河まで進み其の上渡ること能はざれば、河水に據りて一戰せんと決心し、還りて詭りて曰く、氷堅くして渡るべしと、官屬皆喜ぶ、光武笑ひて曰く、前に斥候兵の言ひしと疑はしきと思ひたるが果して妄語せしなりと、遂に進みて河に至る比ひ、嚴寒の頃なれば河水も亦凍り合へり、因つて霸をして渡河を監護せしむ、まだ五六騎渡り終へざるに氷解けけり、上謂つて曰く、吾が衆を安んじ河を濟して難を免れしは卿の力なりと、又官屬に謂つて曰く、王霸は機智を運らし謀りて事を成し就げたり、是れ殆ど天命の仕合なりきと、霸を以て軍正と爲す、後に上谷郡の太守に至れり、

孔融坐滿　鄭崇門雜

後漢孔融、好學博涉多該覽、爲北海相、時袁曹方盛、而融無所協附、負其高氣、志在靖難、而才疎意廣、迄無成功、劉備表領青州刺史、後爲少府、拜太中大夫、性寬容少忌、好士喜誘益後進、及退閑職、賓客日盈門、常歎曰、坐上客恒滿、尊中酒不空、吾無憂矣、聞人之善若出諸己、言有可採必演而成之、面告其短、而退稱所長、薦達賢士多所奬進、知而未言以爲己過、海內英俊皆信服之、曹操既積嫌忌、而郗慮構成其罪、遂見害、魏文帝意好融文辭、每歎曰、揚班儔也、

【字解】〔該覽〕兼ねみるなり、〔袁曹〕袁紹と曹操と也、〔協附〕和同して親み附くなり、〔迄〕竟なり、〔閑職〕太中大夫の職は言說論議のみをなす、故に閑職といふ、〔揚班〕揚雄班固なり、〔意〕本傳には深の字に作る、〔儔〕等類なり、たぐひ、

【義解】後漢の孔融は學を好み、博く書卷に涉りて兼ね覽ざる無し、北海郡の相と爲る、時に袁紹曹操勢を得て方に盛んなり、而るに融は和同して親み附く所無く、其の高尚なる氣象を負ひ、其の志は天下の難を安んぜんとするに在れども、而も才略疏薄にして意思廣濶なるを以て竟に成功せざりき、劉備を表薦したるにより青州の刺史を領す、後に少府と爲り、太中大夫に拜せらる、性寬にして許容の心廣ければ、人を忌み嫌ふこと無く、士を好みて喜びて後進を誘ひ進む、太

【字解】〔惡少年〕強力にして義を行はざる少年をいふ、〔貳師城〕大宛國の城の名なり、

【義解】前漢の李廣利は李夫人の兄なり、武帝の大初元年に廣利を以て將軍と爲して大宛國に名馬を取らしむ、廣利因つて屬國の六千騎及び郡國の惡少年數萬人を發して往きて貳師城に至りて善馬を取る、故に貳師將軍と號するなり、後漢の耿恭匈奴を攻めて水に窮し、李廣利の故事を思ひて曰く、昔貳師將軍は水に窮したる時、腰に佩ける刀を拔きて山を刺しければ、其の忠誠の感應にや、飛泉涌き出でたりといふと、

後漢王霸字元伯、潁川潁陽人、從光武爲功曹令史、光武曰、潁川從我者皆逝、而子獨留、努力疾風知勁草、及王郎起、光武在薊、郎南馳、聞郎兵在後、從者皆恐、至滹沱河、候吏還白、河水流澌、無船不可濟、令霸往視、霸恐驚衆、欲且前阻水、還卽詭曰、氷堅可渡、官屬皆喜、光武笑曰、候吏果妄語、遂前比至河、河氷亦合、乃令霸護渡、未畢數騎而氷解、上謂曰、安吾衆得濟免者、卿之力也、又謂官屬曰、王霸權以濟事、殆天瑞也、以爲軍正、後至上谷太守、

【字解】〔勁草〕莖の強き草なり、事有る時に挫けざる勇士に比す、〔候吏〕斥候兵なり、〔白〕報告するなり、マウスと訓む、〔流澌〕澌は氷の解けて流るゝをいふ、〔阻水〕阻は阻據なり、水に據りて敵を拒ぐこと、所謂背水の意なり、〔詭〕いつはるなり、〔妄語〕みだりごと、うそなり、〔濟免〕水を渡りて難を免れしをいふ、〔權〕機智を運らして事を謀るなり、ハカルと訓む、〔天瑞〕天命の仕合せなり、

【義解】後漢の王霸字は元伯、潁川郡潁陽縣の人なり、光武帝の王莽の殘黨を討つに從ひて功曹令史と爲る、光武曰く、潁川より我に從ひし者皆逃げ逝きけるに、子留れり、努力せよ、我れ汝に期待せん、疾き風ありて始めて勁き者の倒れざるを知るなりと、王郎の兵を起すに及び、光武薊に在り、此より將に南に馳せんとす、而るに郎の兵、後を包圍して攻寄すると聞き、從者皆恐れを抱く、滹沱河に至りて斥候兵の報告に河水の氷解けて流れ、船無くんば濟る可からずと、光武士兵の沮喪せんことを恐れ、尚一應霸をして往きて視しむ、霸も

高潔之士、前後郡守招命不至、唯蕃能致焉、字而不名、特爲置一榻、去則懸之、後爲豫章太守、以禮待徐穉、爲功曹、性方峻不接賓客、惟穉來特設一榻、去則懸之、靈帝初爲太傅、錄尚書事、與大將軍竇武、謀誅中官、事泄見害、

【字解】 「嘗」常なり、「庭宇」庭園屋宇なり、「蕪穢」草生じて荒れけがれたるをいふ、「孺子」幼兒なり、「洒掃」洒は水を注ぎて塵を收むるなり、掃は地を掃ふなり、「榻」こしかけなり、「方峻」方正峻酷なり、正しくきびしきをいふ、「中官」宦官なり、曹節等を指す、

【義解】 後漢の陳蕃字は仲擧、汝南郡平興縣の人なり、年十五の時、常に一室に靜に立て籠りて安處し、庭に草生じ屋に塵積るも手を下さゞるなり、或る時父の友の薛勤來りて之を候ひ見て、蕃に謂つて曰く、孺子何ぞ水を注ぎ地を掃ひて賓客を待たざるやと、蕃曰く、大丈夫の世に處する、當に此の汚れたる天下を掃除すべきなり、安ぞ一室を淸くするを事とせんやと、勤其の幼にして已に地を淸めんとするの志あるを知り、甚だ之を奇異なりとす、後果して樂安の太守と爲る、此の時李膺青州の刺史と爲りて威儀を正し直道を以て政事を行ふと云ふ名ありければ、州下の屬城の太守及び令官は多く其の風を聞き、己が秕政を發かれんことを恐れて、皆自ら引き去れり、されど蕃のみは淸き治績あれば、何の憚る所も無く留まれり、郡人に周璆字は孟玉といふ者あり、高潔の士なれば、此までの郡守が招き召すも至らざりき、然るに唯蕃のみ能く之を招き寄せたり、而して之を尊びて字を呼びて名いはず特に一の腰掛を設け置き、去れば之を懸けて他の者をして憑らしめざるなり、後に豫章の太守と爲り、又禮を具へて徐穉を待遇し、功曹と爲す、蕃性方正にしてきびしく賓客に接せざれども、惟穉の來る時のみは、特別に一榻を設けて待ち、去れば之を懸けたりといふ、靈帝の初め太傅と爲りて尚書の事を錄べたり、後に大將軍の竇武と宦官の曹節等を誅せんと謀り、事泄れて殺害せられたり、

廣利泉涌　王霸氷合

前漢李廣利、發屬國六千騎、及郡國惡少年數萬人、以往、至貳師城、取善馬、故號貳師將軍、耿恭曰、昔貳師拔佩刀刺山、飛泉涌出、

置酒常爲穆生設醴、及元王薨、後至孫戊卽位常設、後忘設焉、穆生退曰、可以逝矣、醴酒不設、王之意怠、不去楚人將鉗我於市、先王之所以禮吾三人者爲道存、今而忽之、是忘道之人、胡可與久處、遂謝病去、申公白生獨留、王稍淫暴、二人諫不聽、胥靡之、

【字解】 〔醴〕あまざけなり、〔鉗〕鐵にて頸を束ぬるなり、〔胡〕何ぞなり、〔胥靡〕胥は相なり、靡は隨ふなり、聯繫して相隨はしめて服役せしむるをいふ、

【義解】 前漢の楚の元王交字は游、高祖の同父少弟なり、書を好みて材藝多し、嘗て魯國の穆生、白生、申公と倶に詩經の義を浮丘伯に受けたり、楚王に封ぜらるゝに及び、故の學友の穆生等を用ひて中大夫と爲し、申公等を敬ひ禮せり、穆生元來酒を嗜まざれば酒宴ある每に、常に穆生の爲に甘酒を設けて遇せり、元王薨じて後孫の戊の位に卽くに及びても尙常に甘酒を設けたりしが、後に至りて設くるとを忘る、因つて穆生退きて曰く、我は此より楚を去んぬべし、王我が爲に甘酒を設けざるは、王の意已に怠れり、今去らずんば、楚人將に我を罪に陷れて囚徒と爲し、市中に鉗せんとす、先王の吾が三人を禮せし所以は道義の存せしが爲めなりき、今にして之を忽にして怠るは、是れ道義を忘れたるなり、道義を忘るゝの人と胡ぞ與に久しく處るべけんとて、遂に病に托して謝し去りぬ、申公白生は後に留れり、其の後王稍く淫虐暴戾と爲る、二人諫むれども聽かず、遂に二人を聯繫して相隨はしめ囚徒として之を服役せしめたり、

後漢陳蕃字仲擧、汝南平輿人、年十五嘗閑處一室、而庭宇蕪穢、父友薛勤來候之、謂蕃曰、孺子何不洒掃以待賓客、蕃曰、大丈夫處世、當掃除天下、安事一室乎、勤知其有淸世志、甚奇之、後爲樂安太守、時李膺爲靑州刺史、名有威政、屬城聞風皆自引去、蕃獨以淸績留、郡人周璆字孟玉、

徒步數年至宰相封侯。於是起客館、開東閤、以延賢人、與參謀議。弘身食一肉脫粟飯。故人賓客仰衣食、奉祿皆以給之。家無所餘。然其性意忌。諸嘗有隙。雖僞與善、後竟報其過。殺主父偃、徙董仲舒膠西。皆弘力也。

【字解】〔海上〕海濱なり、〔賢良文學〕皆科目の名也、〔免歸〕弘、匈奴に使し、還りて報告せしに、武帝之を以て不能と爲す、故に免官となりて故郷に歸りしをいふ、〔甚麗〕老齡なれ共童顏なるをいふか、〔待詔〕才伎を以て召され、未だ正官あらざるを以て、命の下るを待つをいふ、〔婁〕屢に同じ、〔東閤〕東向の小門なり、〔脫粟飯〕才に粟を脫りたるのみにして精白となさゞる米の飯なり、〔故人〕故より交はる友人なり、〔意忌〕忌み害ふ所多きをいふ、

【義解】　前漢の公孫弘は菑川國薛縣の人なり、少き時家貧しく豕を海濱に牧ひて食に給せり、年四十餘になりて春秋雜說を學びたり、武帝の位に立つや、時に弘年六十なり、賢良の科を以て徵されて博士と爲る、匈奴に使ひし還りて官を免ぜらる、後復賢良文學に徵されて對策す、天子弘を擢でて第一の及第と爲して宮中に召し見るに、容貌甚だ麗し、博士に拜せられ、金馬門に待詔す、稍く遷りて丞相に至り平津侯に封ぜらる、其の後之を以て故事と爲す、丞相に至れば侯に封ぜらるゝこと弘より始まりしなり、時に上方に功業を興して人物を要求する場合なれば、屢、賢良を擧げたる也、殊に弘は自ら擧首とせられ、徒步の卑しき身より五六年にして宰相封侯に迄至れり、弘是に於て客館を起して東向の小門を開き、以て禁庭の門に當るを避け、賢人を延きて政事の謀議に參與せしむ、而して弘は身自ら一品の肉と脫粟飯とを食ひて儉素にし、朋友賓客の衣食を仰ぐ者の爲に、己れの奉祿を分ち給して、家に餘財無きなり、然れども性人を忌み害ふ所多く、諸人と嘗て間隙あれば、表面には僞りて與に親善を保つが如しと雖、後には竟に其の過に報ゆるなり、彼の主父偃を殺し、董仲舒を膠西に徙し遠けたるが如きは、皆弘が勢力にて忌み憚りたるが爲めなり、

楚元置醴　陳蕃下榻

前漢楚元王交、字游。高祖少弟。好書、多材藝。嘗與魯穆生・白生・申公、俱受詩於浮丘伯。及封楚王、以穆生等爲中大夫。敬禮申公等。穆生不嗜酒。每

魏文帝諱丕、字子桓。爲太子時、嘗與元城令吳質書。其略曰、每念昔日南皮之遊、誠不可忘。既妙思六經、逍遙百氏、彈棊間設、終以博奕。高談娛心、哀箏順耳。馳騁北場、旅食南館。浮甘瓜於清泉、沈朱李於寒水。皦日既沒、繼以明月。同乘竝載、以遊後園。余顧而言、玆樂難常。質字季重、濟陰人。以文才爲文帝所善、官至振威將軍。

【字解】〔魏儲〕魏の太子、卽ち曹丕をいふ。〔與元城令吳質書〕文選巻四十二に在り。〔南皮〕縣の名なり、文帝嘗て吳質と同遊せし地なり。〔好思〕精微を究め思ふこと。〔逍遙〕思を遊ばしむること。〔彈棊〕二人局に對して黑白の棊子各六つ（或は八つなりともいふ）列べて互に相擊ちて勝負を爭ふ戲なり、局の中央小壺と爲すとか、中心高くして不平なりとかの說あり。〔博奕〕ばくちなり。〔高談〕清談に同じ。〔哀箏〕箏聲の清きをいふ。〔旅食〕衆く聚りて食ふこと。〔皦日〕白日なり。

【義解】魏の文帝諱は丕字は子桓、太子たりし時、嘗て元城の令の吳質に書を與ふ、其の略に曰く、昔日南皮縣にて同遊せしことを念ふ每に、其の樂み忘るること能はざるなり、當時互に既に六經を精究し、百氏の書に思を遊ばしめぬ、其の間に彈棊の戲を設け、終りに博奕をなし、又清談に心を娛ましめ、箏聲の清きに耳を傾け、北の馬場に馬を馳騁し、南皮の館に衆と會食し、甘き瓜を清き泉に浮べ、朱き李を寒き水に沈め、白日已に沒すれば繼ぐに朗々たる月を以てし、車に同乘して酒肴を竝び載せ、以て後園に遊びたりき、今に至りて余之を顧ひて言ふ、玆の樂みは常にし難しと、さて質は字を季重といふ、濟南の人なり、文才を以て文帝に嘉みせられ、官は振威將軍に至れり。

前漢公孫弘、菑川薛人。少家貧、牧豕海上。年四十餘、乃學春秋雜說。武帝立、時弘年六十、以賢良徵爲博士。免歸。後復徵賢良文學對策、天子擢爲第一。召見容貌甚麗、拜博士、待詔金馬門。稍遷至丞相、封平津侯。其後以爲故事、至丞相封。自弘始。時上方興功業、婁擧賢良。弘自見爲擧首、起

折腰拳拳事鄉里小人邪、解印綬去縣、乃賦歸去來、後徵著作郎不就、又不營生業、遇酒則飲、嘗言夏月虛閑、高臥北窗之下、清風颯至、自謂羲皇上人、性不解音、畜素琴一張、絃徽不具、毎朋酒之會、則撫而和之曰、但識琴中趣、何勞絃上聲、

【字解】〔曾孫〕孫の子、ひまごなり、〔穎脫〕囊の中の錐の柄が拔け出る如く、才氣の秀でたるをいふ、〔任眞〕己が眞實の德のまゝになること、〔秫〕黏粟にして酒を釀すに宜しきもの、〔秔〕稉稻なり、常の食用となすもの、〔束帶〕禮服を著け大帶を束ぬると、〔五斗米〕僅々の俸祿といふの意なり、五斗の數量に重きを置かずして可なり、〔拳拳〕勤み懇にする貌なり、〔後徵〕劉宋の世となりて徵されたるなり、〔颯〕風の吹き來る聲なり、〔羲皇上人〕伏羲時代の人といふこと、〔素琴〕飾なき琴なり、〔絃徽〕つるとことぢとなり、

【義解】　晉の陶潛字は元亮、九江郡潯陽縣の人にして大司馬陶侃の曾孫也、少き時より高尙の志を懷き、博學にして善く文章を作れり、性囊の錐の柄の脫出する如く秀でて、物事に拘らず、己が眞實の德に任して自ら會得して樂めり、故に鄉黨鄉里に貴ばれたり、或る時五柳先生の傳といふ文を著して自ら之に況ぶ、しかるに時人之を實錄と謂へり、彭澤縣の令と爲りて縣城に在る時、公田に悉く秫穀を種ゑしめんとして曰く、吾をして常に酒に醉はしめば足りなんと、妻子は是非秔を種ゑんと謂ふ、よつて百畝の中五十畝に秫を種ゑ、五十畝に秔を種ゑしめたりといふ、潛は素より簡易にしてくだくだしからざれば、私に上官に諂ひ事ふることをせざるなり、或る時九江郡より督郵を遣して各縣に至らしめて巡廻せしむ、彭澤縣にも來りて先づ小吏をして白はしむるに、令官束帶して督郵を迎へ見ゆべしと、潛歎息して曰く、吾は僅々の祿米の爲に腰を折り勤め懇にして鄉里の小人に事へんやとて、卽日印綬を解きて縣を去り、故鄉に歸る時歸去來の辭を賦して己が志を詠ぜり、後劉宋の世と爲り著作郎に徵されたれども就かざりき、終に隱居して生業を營まず、酒に遇へば飽かず飮めり、嘗て言へり、夏月の夜の靜けき時、北窗の下に枕を高くして臥し、淸風の颯として至る時は、自ら古の伏羲時代の民と謂へりと、性、音樂を解せざれども飾無き琴一張を畜へ、絃も徽も具へず、朋友來りて酒を飮む時は、之を撫でて友の歌に和して曰く、但琴中の趣を識らば、假令絃上の聲を聞かずとも、心を樂ましむるに足らんと、

魏儲南館　漢相東閣

俄而冏敗、人皆謂之見機、或曰、卿乃可縱適一時、獨不爲身後名邪、答曰、使我有身後名、不如卽時一盃酒、時人貴其曠達、

【字解】〔縱任〕ほしいまゝなり、〔江東步兵〕張翰は吳人なるにより江東といふ、步兵は步兵校尉にして阮籍のことなり、阮籍の禮教に拘らずして靑白眼を爲すと、翰の放縱なると相比すべし、故に籍が陳留の步兵なれば、翰は江東の步兵なりとの意なり、〔菰菜〕一種の水草の食ふべきもの、江南の人一に茭草ともいふ、〔蓴羹〕じゆんさいのあつものなり、〔鱸魚膾〕すゝきのなますなり、〔羈宦〕官職にほだされて自由ならぬこと、〔要〕求むるなり、〔曠達〕心弘大にして人生の意義に通達せること、

【義解】　晉書に曰く、張翰字は季鷹、吳の人なり、淸き才ありて善く文章を綴り、ほしいまゝにして禮節に拘はらず、時人因つて陳留の阮籍に比して江東の步兵と號せり、既にして洛陽に入り、齊王冏に知られ、辟されて大司馬の東曹掾と爲る、其の後冏が權を專らにして驕奢なるを見、禍の必ず及ばんことを恐れ、身を退かんとて、秋風の起るに托し、乃ち吳中の菰菜や蓴菜の羹や鱸魚の細切りの肉の味を思ひて曰く、人生は己が志に適ひたるを以て貴しとす、何ぞ能く數千里の外に出でゝ、官職の爲にほだされて名聞人爵を求めんやとて、遂に駕に命じて故山に歸りたり、其の後間も無く冏は河間王成都王等に殺されたり、因つて時人は皆翰が時機を見るの敏なりしを稱へたり、或る人曰く、卿は一時に心氣のまゝに行ひて足れりとするも、何ぞ死後の名を爲さゞるやと、答へて曰く、我をして死後の名あらしむるよりは、卽時に一盃の酒を飮みて陶然たるに如かざるなりと、時人其の俗情を離れて心弘大に人生の意義に通達せるを貴べりとぞ、

晉陶潛字元亮、潯陽人、大司馬侃曾孫、少懷高尙、博學善屬文、穎脫不羈、任眞自得、爲鄉隣所貴、嘗著五柳先生傳以自況、時人謂之實錄、爲彭澤令、在縣、公田悉令種秫穀、曰、令吾常醉於酒足矣、妻子固請種秔、乃使一頃五十畝種秫、五十畝種秔、素簡貴不私事上官、郡遣督郵至縣、吏白應束帶見之、潛歎曰、吾不能爲五斗米

安吉尉、累遷豫州牧、從曹公還許、曹公從容謂曰、今天下英雄、惟使君與操耳、本初之徒不足數已、先主方食失匕箸、本初袁紹字、

【字解】〔籬上〕まがきの上なり、〔童童〕獨立の貌なり、〔羽葆〕五采の羽毛を聚めたる幢なり、〔黄巾〕黄巾の賊なり、靈帝の中平元年に鉅鹿の張角兵を擧げて自ら黄天と稱し、其の部下三十六萬人あり、皆頭に黄巾を著く、故に名づく、〔從容〕落附たる貌なり、〔使君〕州牧の稱、此にては先主を指す、〔方食失匕箸〕匕箸はさじとはしとなり、此の時雷鳴震動あり、先主震威に怖れて匕箸を落すが如くせり、實は曹操が己れを憚る態あれば、殊更に臆病の風を裝ひしなり、

【義解】　蜀志に曰く、先主劉備字は玄德、涿郡涿縣の人なり、系統は漢家に出づ、卽ち前漢景帝の子の中山靖王勝の後胤なり、されど備の少年の頃は父無く、母と共に履を販ぎ席を織ることを生業となせり、舍の東南角の籬の上に桑樹あり、高さ五丈餘許、遙に之を望めば一本立ちにて小車の蓋の如し、或る人此の家より貴人を出すべしと謂へり、先主の少き時も諸の小兒と此の桑樹の下にて遊び戲れて吾は必ず此の羽葆蓋の車に乘らんと言へり、又其の相貌も人と異りて手を垂るれば膝より下り、顧みれば自ら其の耳を見得るなり、性交りを好み時の豪俊任俠と親を結ぶ、故に年少血氣の士爭ひて之に附き從へり、靈帝の末に黄巾の賊の起りし時、州郡各義兵を擧げて之を平げんとす、先主も其の手下を牽て賊を討ちて武功あり、因つて安喜の尉に除せられ、豫州の牧に累遷す、先主漢家を再興せんと欲すれど當時曹操の勢力盛なれば姑く之に從ひて時期の到來を待てり、故に曹公に從ひて許州に還る、曹公從容として先主に謂つて曰く、方今天下の英雄は惟使君と操とあるのみ、本初の徒輩は數ふるに足らざるなりと、先主思へらく操中心已に我を憚り怖るゝものの如し、我之が備へ無かるべからずとて、雷震の砌食膳に向ひ態と匕箸を落して臆病を見せたりとぞ、さて本初とは袁紹の字なり、

張翰適意　陶潛歸去

晉書、張翰字季鷹、呉人、有清才善屬文、而縱任不拘、時人號爲江東歩兵、既入洛、齊王冏辟爲大司馬東曹掾、翰因見秋風起、乃思呉中菰菜蓴羹鱸魚鱠、曰、人生貴得適志、何能羈官數千里、以要名爵乎、遂命駕而歸、

の树の大凡十分の一なり、〔其能久乎〕食少くして事煩しければ命長からずとの意なり、〔宣王〕宣帝に同じ、〔入ㇾ谷〕蜀の斜谷に入りしをいふ、〔仲達〕宣帝の字なり、

【義解】　晉書に曰く、蜀の諸葛亮魏を伐たんとて衆十餘萬人を帥ゐて郿の渭水の南原に陣所を構へたり、魏の明帝之に對して護軍の秦朗を遣し歩騎合して二萬を督さしめ、司馬懿に天子の節度を受けしむ、朝廷に於ては亮が蜀より遙々と征したることなれば定めて糧食の絶えざる間にと急戰を欲するならんも、我が軍は成る可く之に應戰せず持重して彼が變を候ふべしと毎に懿に命じ置きけり、案の如く亮は數〻戰を挑む、されど懿は之に應ぜず、亮因つて魏軍に巾幗を遺り怒らしむ、案の如く懿怒り天子に表を上りて決戰せんとす、されど天子尚許さず、衛尉の辛毘をして又節を杖きて之を制止せしむ、亮復戰を挑む、懿は忍ぶ能はず將に出兵して之に應ぜんとす、毘、節を杖きて軍門に立つ、懿乃ち止む、此の如くして對陣百餘日を經て會〻亮は陣中にて卒したり、是より先き亮の使の魏軍に至りしとき、懿因つて諸葛亮の食量は一日に幾何なるかを問ふ、對へて三四升なりといふ、次に政事を問ふ、對へて二十笞以上の罪人は皆自ら省覽するなりといふ、懿曰く、食少くして事煩しきこと此の如し、其れ能く久しく命を保たんやといへり、竟に其の言の如く陣沒せりとなり、漢晉春秋に曰く、蜀の楊儀等亮の喪を祕し、軍を整へて蜀に還らんとす、百姓奔りて懿に告げければ懿之を追撃せんとす、姜維、儀をして旗を反し鼓を鳴らして將に魏軍に向はんとするが如く見せ掛けたり、是に於て懿は、亮の如何なる謀ならんと直に退卻して敢て逼らざるなり、是に由つて儀は陣を纏めて出で蜀の斜谷に入り、然る後に亮の喪を發したり、懿の退卻する時、百姓の諺に、死せる諸葛は生ける仲達を走らすといへり、或人之を以て懿に告ぐ、懿曰く吾は亮の生時を料りたるも死後は料る能はざるなりといへりとぞ、

蜀志、先主劉備字玄德、涿郡涿縣人、漢中山靖王勝之後、少孤、與母販履織席爲業、舍東南角籬上有桑樹生、高五丈餘、遙望見童童如小車蓋、或謂當出貴人、先主少時、與諸小兒於樹下戲言、吾必當乘此羽葆蓋車、先主垂手下膝、顧自見其耳、好交結豪俠、年少爭附之、靈帝末黃巾起、州郡各舉義兵、先主率其屬討賊有功、除

【義解】前漢の趙禹は扶風斄縣の人なり、武帝の時、刀筆の吏を勤めて永く勞を積みければ、御史に遷り、又中大夫に至る、張湯と律令を論じ定め、見知の法を作り、吏傳へて相監視するにも法律を設けて、部主に罪有れば部下は皆連坐するなり、此の如き法の今に傳はるは、盡く此より始まりしなり、禹人と爲り廉直にして人に傲り、他人は己れに如かざるものとなせり、故に吏と爲りてより以來、舍に食客無く、公卿造りて相請ずるに、禹は終に之に對して禮返しをせず、知友賓客の來訪を絶ち、孤立して己が一存を行はんとするのみ、嘗て中ろ官を免ぜらる、已にして廷尉となり、壽を以て卒したり、

亮遺巾幗　備失匕箸

晉書、諸葛亮帥衆十餘萬、壘于郿之渭水南原、天子遣護軍秦朗、督步騎二萬、受宣帝節度、朝廷以亮遠寇利在急戰、每命帝持重以候其變、亮數挑戰、帝不出、因遺帝巾幗婦人之飾、帝怒表請決戰、天子不許、乃遣衛尉辛毘杖節以制之、亮復挑戰、帝將出兵以應之、毘杖節而立軍門、帝乃止、對壘百餘日、會亮卒、先是亮使至、帝問諸葛公食可幾米、對曰、三四升、次問政事、曰二十罰已上、皆自省覽、帝曰、其能久乎、竟如其言、漢晉春秋曰、楊儀等整軍而出、百姓奔告宣王、王追焉、姜維令儀反旗鳴鼓、若將向宣王者、王乃退、不敢偪、於是儀結陣而出入谷、然後發喪、宣王之退、百姓諺曰、死諸葛走生仲達、或以告王、王曰、吾便料生、不便料死也、

【字解】〔天子〕魏の明帝なり、〔宣帝〕司馬懿の諡號なり、此にて宣帝といひ又帝といふは皆追記なり、〔遠寇〕蜀より北方魏を攻む、故にいふ、〔帝〕宣帝を指す、卽ち司馬仲達なり、以下同じ、〔巾幗〕幗は婦人の喪の首飾なり、之を遺るは、敵に戰を挑まれて得戰はざるは臆病にて、丈夫の志無く、全く婦女子に同じと辱しめしなり、〔對壘〕壘はとりでなり、對陣に同じ、〔三四升〕彼の地の三四升は少量なり、我が邦

中尉召錯、紹載行市、錯衣朝衣斬
東市、

【字解】〔申商〕申不害と商鞅となり、〔刑名〕刑は形に同じ、實なり、名を以て實を責め少も恕することなきをいふ、卽ち法律なり、〔峭直〕切り立てたるが如く眞直なること、〔刻深〕切り刻むが如く深く糾すこと、〔支郡〕國々の四邊に在る郡なり、〔譴譁〕かまびすしくさわぐなり、〔吳楚七國〕吳王、膠西王、膠東王、菑川王、濟南王、楚王、趙王の七國なり、〔劾奏〕罪を糾して奏上するなり、〔要斬〕腰を斬る刑なり、〔紹〕あざむくなり、

【義解】前漢の鼂錯は潁川郡の人なり、申不害商鞅の刑名學を張恢といふ者に學び、文學を以て太常の掌故と爲る、錯は人と爲り峭直にして切り刻むが如く深く糾して假借せざるなり、孝文帝の時賢良に擧げられ、對策に高第の成績を得て、中大夫に遷る、孝景帝の時に御史大夫と爲り、諸侯の罪過を犯すは、其の領分廣大なるを以てなり、故に其の國の四邊に在る支郡を削りて沒收せんことを請ひ、改正令三十章を布告せり、諸侯之を見て彼れ是れと譴しくさわぎ立ち、吳楚七國申し合して倶に謀反し、錯を誅するを以て表面の名と爲す、帝騷擾の大いにならんとするを憂ひ、前後の策を袁盎に問ふ、盎は素より錯を好まざる者なれば、帝に對へて曰く、只今に成りての計は、唯、錯を斬り七國を赦して其の故の領地を復さば、雙方共に刃に血ること無くして倶に罷むべきのみと、帝錯を殺すに忍びざれば暫時は何の言葉も出でざりしが、良久くして曰く、つくづく念ふに實に何如せん、吾れ寧ろ一人の錯を愛まずして天下に謝せんと、其の後丞相等皆糾彈奏上して、錯は群臣を信ずべからずと議して、陛下と朝臣とを疏隔せんと欲せり、是れ大逆無道にあらずして何ぞ、當に錯を要斬の刑に處すべきなりと、乃ち中使をして錯を朝に召さしめ、紿きて車に載せて市に行く、錯は朝衣を衣ながら東市に要斬せられたり、

前漢趙禹斄人、武帝時以刀筆吏積勞遷御史、至中大夫、與張湯論定律令作見知、吏傳相監司、以法盡自此始、爲人廉倨、爲吏以來、舍無食客、公卿相造請、禹終不行報謝、務在絕知友賓客之請、孤立行一意而已、嘗中廢、已爲廷尉、以壽卒、

【字解】〔刀筆吏〕小役人の稱なり、古は簡策に筆を以て漆書し、誤あれば刀にて削る、故にいふ、〔見知〕見知の法なり、人の犯罪を見知りて告發せざる者は從犯として處分するの法なり、〔廉倨〕倨は、おごるなり、廉直にして人におごるなり、

【字解】〔閭巷〕村里のちまたなり、片田舍といふに同じ、〔九折阪〕多く曲折せる阪路なり、つゝらをり、〔先人の遺體〕父母のかたみなり、即ち王陽自らを指す、〔乗〕登るなり、〔叱レ馭〕馭は御者なり、馬を使ふ者、馭者を叱りて災難無き内に早く過ぎ去らんとするの意なり、〔徼外〕西南の境外なり、〔泛浸〕うかべひたすなり、

【義解】前漢の王尊字は子贛、涿郡高陽縣の人なり、少年の頃より父に死に別れ、羊を澤中に牧ひ、其の間に竊に學問し、歴史を通覽し、略〻尙書論語の大義に通ぜり、涿郡の太守徐明、尊の學才を聞き、久しく片田舍に置くべき人物にあらずとして之を推薦す、上尊を召して郿縣の令と爲す、後に益州の刺史に遷る、是より先き、王陽が益州に刺史と爲り、部内を行ぐる時、邛郲山の九折阪に至りて歎じて曰く、此の先人の遺體を奉げて奈何ぞ數〻此の險阻なる處に登らんやとて、父母に受けたる身に危難の罹らんことを畏れたり、後病を得て去れり、今度尊が刺史と爲りて又其の阪に差し掛り、吏に問ひて曰く、此れ昔王陽が畏れたりし所に非ずやと、さなりと答ふ、尊其の馭者を叱して曰く、之を驅りて早く過ぎ行け、王陽は孝子たりし故に身を傷けんことを恐れたりき、王尊は忠臣たらんとすと、部に居ること二歲、西南の徼外の蠻夷を懷け來たれば、皆其の威信に歸附せり、後に東郡の太守と爲りし時、黃河の水盛んに溢れて瓠子の金隄を泛べ浸したり、因つて尊躬ら吏民を率ゐて水神河伯を祭らんが爲に白馬を投げ沈め、且つ身を投じて金隄に塡め民を濟はんと請ふ、至誠の感應にや、水波次第に卻きたれば、水害地を巡廻して還る、吏民其の狀を奏上しければ、天子之を嘉みして中二千石の秩を賜ひ、又黃金二十斤を加賜せらる、官に卒す、吏民其の功績を紀し留めたり、舊本に尊の字を遵に作れるは誤なり、

鼂錯峭直　趙禹廉倨

前漢鼂錯潁川人、學申商刑名於張恢、以文學爲太常掌故、錯爲人峭直刻深、孝文時擧賢良、對策高第、遷中大夫、孝景時爲御史大夫、請諸侯之罪過削其支郡、所更令三十章、諸侯讙譁、吳楚七國俱反、以誅錯爲名、上問袁盎、盎素不好錯、對曰、方今計獨有斬錯赦七國復其故地、則兵可毋血刃而俱罷、上默然曰、顧誠何如、吾不愛一人謝天下、後丞相等劾奏錯、欲疏羣臣、大逆無道當要斬、使

後漢桓典字公雅、沛郡龍亢人、太傅榮玄孫、拜侍御史、時宦官秉權、典執政無所回避、常乘驄馬、京師畏憚、爲之語曰行行且止、避驄馬御史、後以忤宦官七年不調、獻帝時爲光祿勳、

【字解】〔玄孫〕孫の孫なり、ひこの子なり、〔宦官〕勢を去られたる刑餘の男子が、宮中の小吏に召し使はるる者の稱なり、〔執政〕政は正なり、正道を執りて不正を糾彈することなり、〔驄馬〕あをうま、あしげ、〔不調〕調は選ぶなり、御史に在ること七年、其の間選ばれて陞進せざるをいふ、

【義解】後漢の桓典字は公雅、沛郡龍亢の人にして太傅榮の玄孫なり、侍御史に拜せらる、時に宦官權威を得て法を專らにす、典正道を執りて權勢を避け憚る所無く、常に驄馬に乘りて京師を巡邏す、京師の人々之を畏れ憚りて之が語を爲して曰く、行き行きて且らく止まれ、彼の驄馬の御史に逢へば路を避けよとて、人皆其の非を探られんことを恐る、後宦官に忤ふを以て七年の間調ばれず御史の官に居据れり、獻帝の時に光祿勳と爲れり、

前漢王尊字子贛、涿郡高陽人、少孤牧羊澤中、竊學問能史書、略通尚書論語大義、涿郡太守徐明薦尊、不宜久在閭巷、上召尊爲郿令、遷益州刺史、先是王陽爲刺史、行部至邛郲九折阪、歎曰、奉先人遺體、奈何數乘此險、後以病去、及尊爲刺史至其阪、問吏曰此非王陽所畏道邪、曰是、尊叱其馭曰驅之、王陽爲孝子、王尊爲忠臣、居部二歲、懷來徼外蠻夷、歸附其威信、後爲東郡太守、河水盛溢、泛浸瓠子金隄、尊躬率吏民、投沈白馬、請以身塡金隄、而水波稍卻迴還、吏民奏狀、天子嘉之、秩中二千石、加賜黃金二十斤、卒官、吏民紀之、舊本尊誤作遵、

を恐る、案の如く惠帝の位に復したる時倫は死を賜ひたりとぞ。

前漢梁孝王武文帝子、景帝初入朝、是時上未置太子、與王宴飮、從容言曰、千秋萬歲後傳於王、王心內喜、後復入朝、入則侍帝同輦、出則同車、遊獵上林中、及栗太子廢、太后心欲以王爲嗣、大臣及袁盎等、有所關說於帝、王怨盎陰使人刺殺之、上由此怨望於王、益踈之、後入朝欲留弗許、歸國意不樂、北獵梁山、有獻牛足上出背上、王惡之、病薨、王不死時、財巨萬、及死藏府黃金尚四十餘萬斤、他財物稱是、贊曰、怙親亡厭、牛禍告罰、

【字解】「從容」落ち附きたる貌なり、「千秋萬歲後」死後といふに同じ、「輦」てごしなり、「以王」王は孝王を指す、「關說」關は止むるなり、關說は止め說きて諫むるなり、其の語に曰く、漢家は周道に法りて子を立て弟を立てずと、「出背上」足は下に著きて身を輔くべきものなり、而るに背上に出づるは、孝王が朝に背きて上を干すに象りしなり、「稱」かなふなり、「怙」たのむなり、

【義解】 前漢の梁國の孝王武は文帝の子なり、景帝の初に入朝す、是の時景帝未だ太子を定めず、因つて弟の孝王と宴飮する時從容として曰く、我れ千秋萬歲の後は位を王に傳へんと、孝王口には辭すれども心の內には喜べり、後復入朝し、禁闕に入りては常に帝に侍べり、輦を同じくし、出では車を同じくして上林苑中に遊獵す、栗太子の廢せらるゝに及び、母の太后も心に孝王を以て景帝の嗣と爲さんと欲す、しかるに大臣及び袁盎等は帝に孝王を立つることを止め說きたり、是に於て王盎を怨み、陰に人をして盎を刺し殺さしめたり、上此に由つて王を怨み益〻之を踈んじ、後に入朝して留まらんと欲するも上之を許さゞるなり、王國に歸り、竟に樂まず、北の方梁山に獵す、時に牛足の背上に出でたるを上る者あり、王之を見て心地惡しくなり病みて遂に薨じたり、王の未だ死なざりし時には巨萬の財ありき、死後に及ぶも藏府の黃金尚四十餘萬斤あり、其の他の財物も亦是に稱へりといふ、班固が孝王傳に贊して曰く、親しきを怙みて厭くこと亡かりしかば、天より牛の禍を降して其の罰を告げしなりと。

桓典避馬　王尊叱馭

不知名、累日向夕宮西有素衣小兒、言是服劉鳥、倫使錄小兒、並鳥閉置牢室、明旦開視、戸扃如故、並失所在、倫目上有瘤、時以爲妖、惠帝復位賜死、

【字解】〔諂事〕へつらひつかふるなり、〔嬖人〕卑賤にして君の寵を得る者なり、〔構害〕罪をかまへて殺すこと、〔矯〕いつはるなり、〔庸下〕凡庸下愚なり、〔機衡〕天下の機密樞衡なり、〔僭〕分限を超えて上を凌ぐなり、〔廝役〕卑しき召し使ひ、こもの、〔貂蟬〕侍中中常侍の冠なり、飾るに貂の尾と蟬の羽とを以てす、貂は内强勁にして外温潤なり、故に君子の徳に比す、蟬は木に在りて露を呑み不淨を食はず、故に高潔の士に比す、〔貂不足狗尾續〕狗尾は小人に比す、貂蟬を冠る君子少く、狗尾の如き小人多くして相繼ぐとの意なり、〔麾蓋〕麾は旗の屬なり、はたなり、蓋は車を蓋ふきぬがさなり、〔服劉鳥〕服劉の音は伏瘤に通ず、故に瘤ある趙王倫を征伏するとの意なり、〔錄〕捕へ收むなり、〔戸扃〕入口のとざしなり、〔所在〕人鳥の所在なり、〔瘤〕こぶなり、

【義解】晉書に曰く、趙王倫字は子彝、宣帝の第九子なり、車騎將軍に拜せらる、中宮の賈后に諂ひ事へければ、大いに賈后に親み信ぜらる、此の時嬖人の孫秀といふ者愍懷太子を構へて殺害し、又遂に賈后を廢して庶人と爲したり、倫は惠帝の詔なりと詐りて自ら使持節、大都督、中外諸軍事と爲り、秀を大郡に封じたり、倫が兵馬の權に據りて勢を逞するを以て百官悉く己を總べて倫に聽く、倫素より凡庸下愚にして智謀策略無く、專ら制御を秀に受く、因つて秀の威權は朝廷に振ひ、天下皆秀に事へ、倫に求むると無きに至れり、さて秀は琅邪の小吏より身を起し累に趙國に歷官し、諂ひ媚ぶるを以て自ら富貴に達し、既にして天下の機密樞衡を執り、遂に其の姦惡なる謀略を恣にし、多く忠良を殺して私の欲を逞せり、倫僭號して帝位に卽き、惠帝を金墉に遷し 秀を中書監、驃騎將軍と爲し、餘の同謀者は制規の階級次第を超越して 奴卒よりこものに至るまで、夫々爵位を加へたり、故に朝會する每に貂蟬の冠坐に盈てり、因つて時人の諺に貂足らず狗尾續ぐといひて、其の小人の多く參朝するを諷せり、倫帝位に卽きぬれば太廟を建てゝ之を祠る、此の時大風に遇ひ、旗及び車蓋を吹き折られたり、又或る時雉の殿中に入りしことあり、又殿上にて怪鳥を捕へ、群臣に問ふに皆其の名を知らざるなり、數日の後の夕に宮殿の西に白衣の小兒現れ來り、此の鳥は服劉鳥と名づくといふ、倫、服劉の伏瘤と音通じて己れの身の上に變あらんかと恐れ、此の小兒を捕へ收め、鳥と共に牢室に閉ぢ置きたり、明日開き視るに戸扃は故のまゝにして中の人鳥の所在を失へり、倫には目の上に瘤ありければ時人は服劉鳥を以て妖物と爲し、且つ倫の身邊に異變あらんこと

に世に奇しき器量なり、昨日仲將又來れり、其の美しき性は貞正にして眞實なり、文才敏達にして篤き誠あり、眞に家を保つの主なり、此の二つの珠寶が近く老蚌に出でんとは意ひも寄らざりきと、さて仲將とは元將の弟にして名は誕といふ、文才ありて善く文章を作る、官は光錄大夫に至れり、

吳錄、紀陟字子上、丹陽人、吳主孫休時、其父亮爲尚書、而陟爲中書令、每朝會詔以屛風隔其坐、舊注引宣城記云、隔以雲母屛風、陟誤作隲、

【字解】〔隔坐〕坐を隔つとは、優待するなり、〔雲母〕礦物の名なり、色白く煌々として透明なり、剝げば紙の如く薄くなる、性火に燒けす、きらら、

【義解】 吳錄に曰く、紀陟字は子上、丹陽郡の人なり、吳主孫休の時、其の父の亮は尚書と爲る、而るに陟は器量ある者なれば中書令と爲りて父の上に位す、朝會する每に、詔して屛風を以て父子の坐を隔て、之を優待せりといふ、舊注には宣城記を引きて云く、隔つるに雲母の屛風を以てしたりと、陟の字を誤りて隲に作れり、

趙倫瘤怪　梁孝牛禍

晉書、趙王倫字子彝、宣帝第九子、拜車騎將軍、詔事中宮、大爲賈后所親信、嬖人孫秀、構害愍懷太子、遂廢賈后爲庶人、倫矯詔自爲使持節大都督中外諸軍事、秀封大郡、據兵權、百官總己聽於倫、倫素庸下、無智策、受制於秀、秀威權振朝廷、天下皆事秀無求於倫、秀起自瑯邪小吏、累官於趙國、以諂媚自達、既執機衡、遂恣其姦謀、多殺忠良、以逞私慾、倫僭卽帝位、以秀爲中書監驃騎將軍、餘同謀者、超越階次、奴卒廝役亦加爵位、每朝會貂蟬盈坐、時人諺曰、貂不足狗尾續、倫祠太廟、遇大風飄折麾蓋、時有雉入殿中、又於殿中得異鳥、問皆

を重んじて妄に士人に接らず、當世の名ある人か又は先祖以來の親密なる家にあらざるよりは、皆姓名を白して接見することを得ざるの規定を設けあるなり、しかるに融は李の門に造りて門番に謂つて曰く、我は是れ李君の通家の子弟なれば案内を請ふと、門番因つて之を李膺に言ふ、膺融を請じて相見るに素より一面識も無き少年なれば、之に問ひて曰く、高明の祖父は嘗て僕と故舊の恩顧ありしかと、融曰く、然り之れあるなり、先君孔子は李老君と德を同くし義を比べて相互に師友の間柄たりしなり、故に融と君とは累世の通家なりと、十歳の少年の挨拶にあらざれば、衆坐皆歎息せり、此の處に大中大夫の陳煒後れて至る、坐中の人今の事を語り告げけるに、煒の曰く、夫れ人小兒の時に聰明にして智慧の廻り過ぎたる者は、大人に成るも其の割に奇異ならざるものなりとて神童の貴ぶに足らざるを說く、融之に應じて曰く、君の言ふ所を觀るに世間の常套語にして何の奇も無ければ、君も定めて少年の折には智慧者にてありしならんと、膺感じて大いに笑ひて曰く、高明必ず大いなる器量とならんと、家傳に曰く、兄弟七人ありて融は其の第六の弟なり、四歲の時、諸兄と共に梨の實を食ふ每に、常に小なるを取りて食ふ、人其の故を問へば、答へて曰く、我は小兒なり、作法として小さきものを取るべきなりと、是より一族中の者皆之を奇異なる者と感じたりきとぞ、

端康相代　亮陟隔坐

三輔決錄、韋康字元將、京兆人、父端從涼州牧、徵爲太僕、康代爲涼州刺史、時人榮之、孔融嘗與端書曰、前日元將來、淵才亮茂、雅度弘毅、偉世之器也、昨日仲將又來、懿性貞實、文敏篤誠、保家之主也、不意雙珠近出老蚌、仲將名誕、有文才善屬辭章、官至光祿大夫、

【字解】〔淵才〕深き材智なり、〔亮茂〕明かにして盛んなるなり、〔雅度〕正しき風儀なり、〔偉世之器〕世に奇しき器量をいふ、〔懿性〕美性なり、〔雙珠〕康、誕兄弟に譬ふ、〔老蚌〕年歷たるはまぐり、父の端に比す、

【義解】三輔決錄に曰く、韋康字は元將、京兆の人なり、父の端涼州の牧より徵されて太僕と爲り、其の子の康父に代りて涼州の刺史と爲る、時人之を光榮となす、孔融或る時端に書を與へて曰く、前日元將來りて我を訪へり、其の深き才智の明かにして盛んなる、正しき風儀の弘くして剛毅なる、寔

聘に應ぜざるなり、肱嘗て季江を夜行きて盜に遇ふ、盜兄を殺さんとせば弟之に代らんとし、弟を殺さんとせば兄之に代らんとして互に死を爭ひければ、盜も其の義に感じて兩人を共に釋したりといふ、桓帝肱を徵せども至らざれば、畫工をして其の形狀を圖に寫さしむ、しかるに肱は肖像の塵俗に遺らんことを厭ひ、臥して被にて面を包みければ、畫工も竟に之を見ることを得ざりき、後隱遯して遠く海濱に浮びて竄れ伏し、卜筮を占ひて食に給す、後復故鄕に還りて家に卒したり、弟子の劉操其の德を頌めて文を作り、謝承の後漢書に曰く、肱の性孝心篤く、繼母に事ふるにも至れり盡せり、繼母は年少なれば嚴しく厲く當ると雖、肱は詩經の凱風の孝に感じて、母の非を隱し、兄弟被を同くして寢ね、其の妻の室に入らずして母の心を慰めたりといふ、

後漢孔融字文擧、魯國人、孔子二十世孫、幼有異才、十歲隨父詣京師、時河南尹李膺、簡重不妄接士、自非當世名人及與通家、皆不得白、融造門曰、我是李君通家子弟、門者言之、膺請融問曰、高明祖父、嘗與僕有舊恩乎、融曰然、先君孔子與李老君、同德比義而相師友、則融與君累世通家、衆坐歎息、太中大夫陳煒後至、曰夫人小而聰了、大未必奇、融曰、觀君所言、將不早慧乎、膺大笑曰、高明必爲偉器、融家傳曰、兄弟七人、融第六、四歲時與諸兄共食梨、輒引小者、人問其故、答曰、我小兒、法當取小者、由是宗族奇之、

【字解】〔簡重〕人を簡り己れを重んずるなり、〔通家〕先祖以來親密に交通せる家なり、〔不得白〕白は申すなり、姓名を申して接見することを得ざるをいふ、〔門者〕門番なり、〔高明〕尊稱なり、初對面なれば先づ敬語を發せるなり、〔李老君〕老聃を指す、〔相師友〕孔子周に適きて禮を老子に問ひしことをいふ、〔早慧〕少年にして智慧の秀でたること、〔偉器〕大いなる器量なり、

【義解】、後漢の孔融字は文擧、魯國の人にして孔子二十世の孫なり、幼にして人並勝れたる異才あり、十歲の時父の宙に隨ひて京師に詣る、當時河南の尹の李膺は、人を侮り己れ

災害を除かんと祈る、かくすれば多くは能く雨を降らし風を止めて火自ら熄む、後稍く遷りて江農郡の太守と爲る、是れより先き江農の崤山黽池の驛道に虎の災害多く、行旅の者之を懼れて通行ならざりき、昆到りて政を爲すこと三年、仁政大いに行はれたる證にや、虎皆子を負ひて河を渡り去れり、光武帝之を聞きて異み、徵して光祿勳と爲す、詔ありて昆に問ふ、卿前に江陵に在りし時は、風を止め火を滅し、後に弘農に太守たりし時は、虎河を渡りて北に去りしといふ、如何の德政を行ひて是の奇績を致ししやと、昆對へて曰く、偶〻しかりしのみと、左右其の質朴にして言葉のにぶきを笑へり、帝歎じて曰く、此れこそ寔に長者の言なれとて命じて此の事を書策に記し置かしめたりとなり、

姜肱共被　孔融讓果

後漢姜肱字伯淮、彭城廣戚人、與弟仲海季江、俱以孝行著聞、其友愛天至、常共臥起、肱博通五經、兼明星緯、士之就學者、三千餘人、二弟名聲相次、皆不應徵聘、肱嘗與季江夜遇盜、欲殺之、兄弟更相爭死、遂兩釋焉、桓帝徵不至、使畫工圖其形狀、肱臥以被韜面、竟不得見之、後隱遯遠浮海濱、竄伏賣卜給食、還卒於家、弟子劉操頌德、謝承書曰、肱性篤孝事繼母、年少嚴厲、肱感凱風之孝、兄弟同被而寢、不入房室以慰母心、

【字解】　〔天至〕自然に至極せるをいふ、〔星緯〕天文學なり、〔徵聘〕禮を具へて召し出すこと、〔韜〕包むなり、〔竄伏〕かくれふすなり、〔賣卜〕卜筮を占ひて錢を易ふこと、〔謝承書〕後漢書なり、〔嚴厲〕きびしくあらきこと、〔凱風之孝〕詩經邶風凱風篇の孝道なり、凱風とは南風なり、南風は萬物を長養す、之を母の衆子を養育するに比せり、當時衞の俗、淫風流行して、七人の子ある母と雖、其の害に安んずること能はざるなり、故に其の子此の詩を作りて母の子を養ふの劬勞多きを歌ひて母の心を慰めたるなり、〔不レ入二房室一〕妻の室に入らざるをいふ、

【義解】　後漢の姜肱字は伯淮、彭城國廣戚の人なり、弟の仲海、季江と倶に孝行を以て其の名世に著れ、其の友愛の至極睦きは全く自然に出で、常に共に臥起せり、肱は博く五經に通じ、兼て天文學に明かなれば、士の就きて學ぶ者三千餘人あり、二弟の名聲も兄に相次ぎて顯はる、されど三人倶に徵

隣縣士民、慕徳就居止者百餘家、

【字解】〔貿糴〕貿は易ふるなり、糴は米を買ふなり、珠米を貿易することなり、〔貪穢〕貪慾にしてけがらはしきこと、〔譴〕責むるなり、〔紀極〕際限なり、〔行旅〕行商旅客なり、〔病利〕病は人の病み苦む所なり、利は人の利益とする所なり、

【義解】　後漢の孟嘗字は伯周、會稽郡上虞縣の人なり、南方合浦郡の太守に遷る、此の郡は海濱にして穀實を產せざれど海に珠寶を出す、地勢交阯と境界を比ぶるを以て、交阯とは常に商販を通じ、珠寶と粮食とを貿易せり、是れより先きの太守は悉く皆多くは貪慾にして汚穢の心を以て人を責めて珠を採り求め、際限する所を知らざりしなり、無情の眞珠貝も之を厭ひたりけん、漸く交阯の郡界に徙れり、是れより合浦の物產皆無の有様なれば、行商旅客も來らず、人民資財無く、貧者は道路に餓死するに至れり、此の時に當りて嘗太守となりて官に到り、前の弊政を革め易へ、民の病み苦める所及び利益となる所を明かし求めて、其の病めるを除き、利あるを獎めたれば、未だ一歳ならざるに前に去りし眞珠貝は復合浦に還りぬ、是に於て百姓皆業に反り、商貨は流通せり、由つて皆之を稱して嘗が神明の德の致す所なりとす、後朝廷に徵されて還る時、吏民其の車に攀ぢて留まらんことを請ふ、故に夜遁れ去りたり、後隱遁して自ら耕す、されど鄰縣の士民皆其の高徳を慕ひ、其の近邊に止り居住する者百餘家に達したりといふ、

後漢劉昆字桓公、陳留東昏人、建武初除江陵令、時縣連年火災、昆輒向火叩頭、多能降雨止風、稍遷弘農太守、先是崤黽驛道多虎災、行旅不通、昆爲政三年、仁風大行、虎皆負子度河、帝異之、徵爲光祿勳、詔問昆、前在江陵、反風滅火、後守弘農、虎北度河、行何德政而致是事、昆對曰、偶然耳、左右笑其質訥、帝歎曰、此長者之言、命書諸策、

【字解】〔反火〕火を止めしこと、〔崤黽〕崤山黽池なり、〔反風〕風を止めしこと、〔質訥〕訥は遲鈍なり、にぶし、質訥は質朴にして言語のにぶきなり、〔長者〕有德者なり、〔策〕書策なり、

【義解】　後漢の劉昆字は桓公、陳留郡東昏縣の人なり、建武の初め江陵縣の令に除せらる、此の縣連年火災ありて民困めり、昆到り火あれば輒ち火に向ひて頭を地に叩き誠を盡して

だ以て御苦勞なれど、此の事河伯に報ぜよ、否といへば更に又好女を求めんと、吏卒をして大巫嫗を拘へて河中に投げ入れたり、暫くありて曰く、何ぞ還ることの遲きや、弟子をして之に趣かしむべしとて凡て三人の弟子を投げ入れたり、豹又曰く、巫嫗は女子なれば、河伯に事の子細を申すこと能はざるならん、故に三老を煩さんとす、三老爲に河中に入りて之を申せとて復三老を投げ入れたり、是に於て豹は筆を頭に飾り、腰を折りて河に向ひて河伯に敬禮し立つこと良ゝ久しく又曰く、三老も亦還らざれば廷掾と豪長者一人をして河に入れて之に趣かしめんと欲すと、廷掾豪長者之を聞き已に事露見したる上からは、早晩死せざるべからずと、皆頭を叩き血流れて死にけり、豹曰く、是に由つて河伯の客を留むることの久しき所以も明白となれり、若等罪無き者は皆罷り去れと、是に於て吏民大いに三老以下の惡計に驚き且つ河伯の怒に觸れざらんかと恐れたり、是れより以後は敢て河伯の爲に婦を娶らんと言ふ者あらざるなり、豹是に於て民を徵し出して十二渠を鑿り、河水を引きて民田に灌ぎたれば、皆水利を得て農業盛んとなり、人民皆富み足り、豹の名天下に聞え、其の恩澤後世に傳はれりとぞ、

晉書、何謙字子恭、東海人、從謝玄征伐、驍果多權略、舊注云、謙不畏神祠、遇有靈廟皆焚之、

【字解】〔驍果〕武勇にして果斷に富むこと、〔權略〕權謀策略なり、はかりごと、

【義解】 晉書に曰く、何謙字は子恭、東海郡の人なり、謝玄に從ひて征伐す、勇武にして決斷力強く、謀略多しと、舊注に云く、何謙は神の祠を畏れず、過ぐる所靈廟あれば皆之を焚き拂ひしなりとなり、

孟嘗還珠　劉昆反火

後漢孟嘗字伯周、會稽上虞人、遷合浦太守、郡不產穀實、而海出珠寶、與交阯比境、常通商販貿糴粮食、先時宰守竝多貪穢、詭人採求不知紀極、珠漸徙於交阯郡界、行旅不至、人物無資、貧者死餓於道、嘗到官革易前弊、求民病利、未踰歲去珠復還、百姓皆反業商貨流通、稱爲神明、徵還吏民攀車請之、乃夜遁去、隱處自耕、

報河伯、更求好女、使吏卒抱大巫嫗投之河中、有頃曰、何久也、弟子趣之、凡投三弟子、豹曰、巫嫗女子不能白事、煩三老、爲入白之、復投三老河中、豹簪筆磬折、嚮河立良久、又曰、三老不還、欲使廷掾與豪長者一人入趣之、皆叩頭血流、豹曰、狀河伯留客之久、若皆罷去、吏民大驚恐、從是不敢復言河伯娶婦、豹卽發民鑿十二渠、引河水灌民田、皆得水利、民人足富、豹名聞天下、澤流後世、

【字解】〔河伯〕河の神なり、〔娶婦〕其の地の亭長及び縣吏、祝巫と共謀し、百姓より不當の賦斂を取り收めんとて、河伯の婦を娶ると稱して例年村里の美女を河に沒し、且つ之が祭の費用として數百萬錢を徵收し、大凡之を分配して私腹を肥しつゝあるなり、〔漂溺〕たゞよひおぼるゝなり、〔幸〕願ふ意なり、〔三老〕其の地の亭長にして敎化を司るもの、多くは老人にして一鄕に三人あり、故に三老といふ、〔緋〕絹なり、〔河伯婦〕河伯に女すべく連れ來れる女なり、〔何久〕大巫嫗の還らざることの久しきをいふ、〔白事〕事の子細を河伯に申すことなり、〔簪筆磬折〕簪筆は筆を頭に挿して飾となすなり、磬折は磬の形の如く腰を曲ぐるなり、皆河伯を敬ひ禮するの狀なり、〔叩頭〕自ら頭を破るをいふ、〔狀河伯留客之久〕狀は白狀なり、廷掾豪長者の頭を破りて自殺せるは、是れ卽ち河伯の客を還さざることを白狀せると同一なりとの意にして、從來河伯を口實として不正の賦斂を收めたる罪狀の二者の自殺によりて判明せしをいふ、〔若〕汝なり、〔鑿〕はるなり、〔渠〕河水を疏通せしむる大溝なり、〔流〕布き傳はるなり、

【義解】　史記に曰く、戰國の魏の文侯の時、西門豹と云ふ者鄴の令と爲る、豹、鄴に到りて民の苦む所は何なりやと問ふ、其の地の老人の曰く、河伯の婦を娶るが爲に年々妙齡の女子を娶られ、且つ祭費として多額の賦斂を徵收せらるるの故を以て民皆貧困せり、且つ俗間には河伯婦を娶らずんば、大水來りて人民を漂し溺れしめんと語り合へりと、豹曰く、其の婦を娶す時來らば、願くは汝來りて報告せよ、吾も亦往きて一人の女を送らんと約束す、其の時期となれば豹往きて河上に到れば、三老を始めとして其の下役より豪族の長者及び村里の父老皆來り會せり、婦を河伯に捧ぐと云ふ巫は老いたる女子にして弟子の女十人を從へ、其の弟子は緇の單衣を衣て大巫の後に立てり、豹因つて河伯に女すべき婦を呼び、之を熟視して曰く、是の女容色好からず、されど河伯の御思召如何あらん、大巫嫗を煩して河伯の意のある所を問はんとす、甚

曰、粲既才高辯論應機、鍾繇王朗等、雖爲卿相、至於朝廷奏議、皆閣筆不能措手、

【字解】〔局壞〕局面壞れて不明となりしをいふ、〔覆之〕初に復すなり、元の如くす、〔帊〕帛三幅の稱なり、〔比校〕くらべかんがふるなり、〔一道〕一つの手筋なり、〔屬文〕文章を綴るなり、〔宿構〕豫め思ひを構へ設けたること、前に作り置きたること、〔覃思〕深く思慮を盡すなり、〔閣筆〕筆を置きて字を書くことを止むるなり、〔措手〕手を紙面に措くことなり、

【義解】魏志に曰く、王粲太祖に事へ累に進みて侍中に拜せらる、博學多識にして問へば對へざること無し、嘗て人と共に歩行して道邊の碑を讀むに、一讀すれば能く記憶す、人問ひて卿能く闇に誦まるゝやといふ、曰く能く誦まんと、因つて碑文に背けて之を誦ましむるに一字を失ふこと無かりき、又人の棊を圍むを觀る中に、不圖したることより局面壞れて不明となれり、粲側より之を元の如くに直したり、對局者之を信ぜず、今一度操り反すべしとて前の直したる局面に帊を以て蓋ひ、更に他の局に之を爲らしめて、兩局相比べて校ぶるに一手の手筋も誤らざりき、其の記憶に強く默然として識り曉ること此の如し、性算勘を善くし、算術の書を作りて、略ゞ其の理を盡せり、又善く文章を綴り、筆を擧ぐるかと思へば早や已に成り、一字をも改め易ふること無し、時人は餘りに早きを怪みて豫め作り置きたるにはあらずやと疑へり、此の如く速かに成りし文章なれども、見る者意を精くし思を深くするも亦之に超すこと能はざるなりといふ、典略に曰く、粲既に才名高く、辯舌議論達者にして時機に應じて發明す、鍾繇王朗等卿相たりと雖、朝廷の奏聞議論に至りては皆粲を憚りて筆を差し置きて手を紙面に措くこと能はずとなり、

西門投巫　何謙焚祠

史記、魏文侯時、西門豹爲鄴令、豹到問民所疾苦、長老曰、苦爲河伯娶婦、以故貧、俗語不爲娶婦、水來漂溺人民、豹曰、至時幸來告、吾亦往送女、至其時豹往會河上、三老官屬豪長者里父老皆會、其巫老女子、從弟子女十人、皆衣繒單衣、立大巫後、豹呼河伯婦視之曰、是女不好、煩大巫嫗、爲

前にて首を擧げて仰ぎ見ず、食膳を捧ぐるに眉に等くす、伯通之を見て奇異なりとして曰く、彼の日傭は能く其の妻をして己を敬せしむること此の如きは、定めて凡人に非らざるべしと、乃ち夫婦を家に舍らしめて厚く遇す、鴻是に於て潛みかくれて書十餘篇を著し、遂に吳に卒したり、

蔡琰辨琴　王粲覆棊

後漢蔡琰字文姬、中郎將邕之女、博學有才辯、妙於音律、舊注云、琰年九歲時、邕夜鼓琴絃絕、琰曰、第二絃、邕故絕一絃以問之、琰曰、第四絃、邕曰、爾偶中耳、琰曰、昔季札觀風、知國之存亡、師曠吹律、識南風之不競、以此推之、何不知也、

【字解】〔辨琴〕琴音を聽き分くること、〔才辯〕才能辯舌なり、〔風〕國風なり、觀風の事は左傳襄二十九年に見ゆ、〔南風〕南方楚國を指す、南風を歌ひし事は左傳襄十八年に見ゆ、

【義解】後漢の蔡琰字は文姬、中郎將蔡邕の女なり、博學にして才能秀で、辯舌達者に音律に妙なり、舊注に云く、琰年九歲の時、父の邕夜琴を鼓きて絃絕えたり、琰別室に在りて第二絃絕えたりといふ、邕不審に思ひ、態と一絃を絕ちて此度は如何にと問ふ、琰は第四絃なりと言ひ中つ、邕曰く、爾偶々言ひ中てたるのみと、琰曰く、此れ難事にあらず、昔季札は魯に往き周樂及び二南以下の國風を聞きて、各國の存亡を知り、師曠は律を吹き北風南風を歌ひ、南風の音の微にして競はざるを識り、楚の音に攻め入らざるを豫言したり、此を以て其の道に達すれば何ぞ知られざらんやといへりとぞ、

魏志王粲累拜侍中、博物多識、問無不對、與人共行、讀道邊碑、人問曰、卿能闇誦乎、曰能、因使背而誦之、不失一字、觀人圍棊、局壞、粲爲覆之、棊者不信、以帊蓋局、使更以他局爲之、用相比校、不誤一道、其強記默識如此、性善算、作算術、略盡其理、善屬文、擧筆便成、無所改定、時人以爲宿構、然正復精意覃思、亦不能加也、典略

後漢梁鴻受業大學、家貧尙節介、博覽不爲章句、歸鄕里、埶家慕其高節多欲女之、鴻竝不娶、後娶孟氏、隱霸陵山中、以耕織爲業、詠詩書、彈琴以自娛、因東出關、過京師、作五噫之歌曰、陟彼北芒兮噫、顧覽帝京兮噫、宮室崔嵬兮噫、人之劬勞兮噫、遼遼未央兮噫、肅宗聞而非之、求鴻不得、乃易姓名、居齊魯之間、遂至吳依大家皐伯通、居廡下、爲人賃舂、每歸妻爲具食、不敢於鴻前仰擧案齊眉、伯通異之曰、彼傭能使其妻敬之如此、非凡人也、乃舍之於家、鴻潛閉著書十餘篇、卒於吳、

【字解】〔節介〕節操ありて堅く守る所あること、〔埶家〕埶は勢と同じ、權勢富豪の家なり、〔五噫之歌〕噫は痛く傷む聲なり、ア、と發する聲なり、鴻、洛陽に至り其の感ずる所に從つて五たび歎聲を發して爲りし歌なり、〔北芒〕洛陽の北に在る山にして歷代の墓地なり、〔崔嵬〕高大なる貌なり、〔劬勞〕苦勞なり、〔遼遼〕廣大なる、貌なり、〔非之〕朝廷を誹ると爲すなり〔易姓名〕姓を運期、名を燿、字を侯光と改む、〔廡下〕廡は堂下の周屋なり、ひさし、〔賃舂〕賃を受けて米麥をうすつくなり、〔案〕食膳なり、

【義解】　漢の梁鴻は業を大學に受けたり、家貧しけれど節介を尙び、博覽にして章句を修めず、專ら大義に通達せんとす、鄕里に歸れば、權勢富豪の士皆其の高き節操を慕ひ、多く之に其の女を與へんと欲す、されど鴻は悉く之を娶らず、肥醜にして大力たる孟氏を娶り、共に霸陵山中に隱れ、夫は耕し婦は織りて生業と爲し、詩書を詠じ、琴を彈きて娛めり、因つて或る時東の方函谷關を出で京師洛陽に過ぎり、所感を述べて五噫の歌を作りて曰く、彼の北芒に陟れば、壘たる墳墓有り、ア、顧みて帝京を覽れば、何ぞ其れ變れる、ア、宮殿樓室唯高大たるのみア、是れ皆民の苦勞によれるなり、アア、廣く大いなる未央宮、今に尙巍然たれども、時は已に移りて其の人無きなり、ア、肅宗之を聞きて朝廷を誹謗するものとなし、鴻を求めて罪せんとすれども、捕へられず、鴻は乃ち姓名を易へて齊魯の間に居り、遂に吳に至り、大家の皐伯通に依り、其の廡下に居住し、人の爲に賃を受けて米麥を舂きて自ら給す、歸る每に妻、夫の爲に食を具ふるに、敢て鴻の

ひ、儒者の事を問はんとすれば必ず文吏に問ひ、以て彼此を參へ考へて其の正鵠を得んとす、又吏を除せんと欲すれば、先づ科目に應じて規定を設け、之に相當する者にあらざれば、假令貴戚の請託ありと雖之を卻けて、濫擧を防げり、又其の任に居る間は格別に顯れたる名聲無けれども、去りし後は常に追ひ思はるゝなり、後に御史大夫と爲りて官を免ぜらる、王莽が宰衡と爲りて陰に己に附かざる者を誅するや、武も亦誣ひられて自殺したり、さて兩龔とは將と舍とをいひ、兩唐とは林と遵とをいふ、

韓子孤憤　梁鴻五噫

史記韓非韓之諸公子也、喜刑名法術之學、而其歸本於黃老、爲人口吃不能道說、而善著書、與李斯俱事荀卿、非見韓之削弱、數以書諫韓王、王不能用、於是觀往者得失之變、作孤憤、五蠹、內外儲、說林、說難十餘萬言、人或傳其書至秦、秦王見之曰、寡人得見此人與之游死不恨矣、後非使秦、秦王悅之未信用、李斯毀之、王下吏治非、斯使人遺藥使自殺、

【字解】〔刑名法術〕刑は形と通ず、實なり、刑名法術とは名實相一致せしむる法律なり、法律は名を以て實を責めて一も恕する所なきなり、故に單に刑名といふも法律のことなり、〔其歸〕其の主指なり、おもむき、〔吃〕どもるなり、〔道說〕言說に同じ、〔削弱〕強國に削り奪はれて弱くなること、〔孤憤五蠹內外儲說林說難〕此れ皆韓非子の篇名なり、〔毀〕そしるなり、

【義解】史記に曰く、韓非は韓の諸公子なり、刑名法術の學を喜みて、其の主指は黃帝老子の學に本づけり、人と爲り口吃りて言說すること能はざれど、而も善く書を著したり、初め李斯と俱に荀卿に事へて學べり、韓非は韓の次第に強國に削り奪はれて國力の衰弱せるを見て、數書を上りて韓王を諫めり、されど王は之を用ふること能はず、是に於て往者の得失の變を觀察し、孤憤、五蠹、內外儲、說林、說難十餘萬言を作る、是れ今の韓非子なり、或人其の書を傳へて秦に至る、秦王之を見て曰く、寡人は此の書の作者を見て之と游ぶことを得たらんには、死ぬとも恨みじと、後に韓非、秦に使す、秦王之を悅びたれども敵國の者なれば、未だ深く信用せざるなり、時に李斯秦の廷尉と爲りて韓非を王に誹毀る、王、非を獄吏に下して其の罪を治めしむ、斯、人を遣し藥を遣らしめ、非をして自殺せしめたり、

卿のみ能く之を平ぐべけんと、因つて九卿の位より復出でて郡守と爲らんとす、是れ恂が憂國の士たること知るべきなり、帝、恂の謀を用ひ、卽日車駕南に征きて潁川に到著すれば、盜賊悉く降れり、而して恂は竟に郡守に拜せられずして帝に從ひて歸らんとす、百姓道を遮りて曰く、願くは陛下に從ひて奏聞し、寇君が太守と爲りて留まること能はずんば、せめて一ヶ年なりとも借りたしといへる郡民の希望を通ぜられたしといふ、帝因つて其の請を納れ、恂を長社に留めて吏人を鎭撫し、殘餘の降服者を受け納れしむ、さて恂は經學に明かにして行修まり、名聲朝廷に重し、得る所の秩祿は手厚く朋友故人及び從へる吏士に施し、常に曰く、吾は士大夫に因りて此の富貴を致しゝなれば、獨り之を享くる理あらんやと、時人其の長者に歸服して宰相の器量ありと評判せり、

前漢何武字君公、蜀郡郫人、擧賢良對策、拜諫大夫、成帝時累進大司空、爲人仁厚好進士、獎稱人善、爲楚內史、厚兩龔、在沛郡厚兩唐、及爲公卿、薦之朝廷、世以此多焉、然疾朋黨、問文吏必於儒者、問儒者於文吏、以相參檢、欲除吏先爲科例以防請託、其所居亦無赫赫名、去後常見思、後爲御史大夫免官、王莽爲宰衡、陰誅不附己者、見誣自殺、兩龔謂勝舍、兩唐謂林遵也、

【字解】〔賢良〕科目の名なり、〔對策〕人を登用するに當り、經義政道の問題を出して策に對へしめ、其の成績の高下を定むることなり、〔獎稱〕すゝめたゝふるなり、〔朋黨〕同類相結びたるの徒なり、仲間なり、〔文吏〕法律を執行する官吏なり、〔參檢〕まじへかんがふるなり、〔科例〕科目の規定なり、〔請託〕依頼なり、〔赫赫〕顯れて盛んなる貌なり、〔宰衡〕宰相に同じ、周公の太宰と伊尹の阿衡とを合して名けたるものなり、

【義解】前漢の何武字は君公、蜀郡郫縣の人なり、賢良の科に擧げられ對策して及第し、諫大夫に拜せらる、武帝の時に大司空に累進す、人と爲り仁愛にして厚情あり、士を擧け進めて、人の善事を勸め褒む、楚の內史と爲りては龔勝龔舍に厚く、沛郡に在りては唐林唐遵に厚し、而して武の公卿と爲るに及びて此の四人を朝廷に薦めたり、世此を以て武が人材を防がざるを稱美せり、然れども同類相結びて互に非を隱し是を揚ぐるを疾み、文吏の事を問はんとすれば必ず儒者に問

史記の扁鵲傳の注に索隱云く、案ずるに五分の熨と言ふは、之を熨すに溫煖の氣をして外皮より體内に入ること五分許ならしむる所のものなり、八減の齊とは藥劑の調合には八種の劑を減じたる者なり、越人當時此の方を用ひたるなりと、

寇恂借一　何武去思

後漢寇恂字子翼、上谷昌平人、光武拜恂河内太守、行大將軍事、謂曰、昔高祖留蕭何鎭關中、今吾委公以河内、堅守轉運給足軍粮、率厲士馬防遏它兵、勿令北度而已、後拜潁川太守、入爲執金吾、明年潁川盜賊起、謂曰、潁川迫近京師、當以時定、惟念獨卿能平之耳、從九卿復出、以憂國可知也、卽日車駕南征、從至潁川、盜賊悉降、而竟不拜郡、百姓遮道曰、願從陛下復借寇君一年、乃留恂長社、鎭撫吏人、受納餘降、恂經明行脩、名重朝廷、所得秩奉、厚施朋友故人及從吏士、常曰、吾因士大夫以致此、可獨享乎、時人歸其長者、以爲有宰相器、

【字解】〔轉運〕うつしはこぶなり、〔防遏〕ふせぎとゞむるなり、〔勿令北度〕河内より河北に度らしむること勿れの意なり、此の時光武は北方尤來大槍等の諸賊を伐たんとす、故にしかいふ、〔以時〕短時日を以ての意なり、〔九卿〕太常、光祿勳、衞尉、大僕、廷尉、大鴻臚、宗正、大司農、少府是なり、執金吾は卿に非らざれども卿に陪す、故に九卿より復出づといふ、〔復借〕恂、前に潁川郡の太守たりしなり、故に復借るといふなり、〔長社〕潁川の地なり、〔秩奉〕奉は俸と通ず、秩祿なり、

【義解】後漢の寇恂字は子翼、上谷郡昌平縣の人なり、光武帝恂を河内の太守に拜し、大將軍の事を行はしめて曰く、昔高祖は蕭何を留めて關中を鎭めしめたり、今吾公に委ぬるに河内を以てす、故に堅く河内を守り、我が北方を討伐する軍に粮食を轉運して充分ならしめ、士卒を厲し、軍馬を率ゐて、它の兵を防ぎ止めて北方に度らしむること勿れと、後に潁川の太守に拜せられ、又朝に入りて執金吾と爲る、明年潁川郡に盜賊起しかりば、帝、恂に謂つて曰く、潁川は京師に近づき迫れば、當に短時日を以て平定せざるべからず、惟念ふに獨

爲能生死人、過邯鄲、聞貴婦人、卽爲帶下醫、過雒陽、聞周人愛老人、卽爲耳目痺醫、入咸陽、聞秦人愛小兒、卽爲小兒醫、隨俗爲變、秦太醫令李醯、自知伎不如扁鵲、使人刺殺之、至今言脈者由扁鵲、史扁鵲傳索隱云、案言五分之熨者、謂熨之令溫暖之氣入五分也、八減之齊者、謂藥之齊和所減有八、越人當時有此方也、

【字解】〔禁方〕祕禁の醫方なり、〔五臟〕心、肺、脾、肝、腎の五臟なり、〔癥結〕滯りかたまる病なり、〔診脈〕脈をみて病を知ること、〔厲鍼砥石〕厲は磨くなり、鍼ははりなり、砥石はといしなり、〔三陽〕少陽、太陽、陽明をいふ、〔五會〕百會、胷會、聽會、氣會、臑會をいふ、〔蘇〕よみがへるなり、〔和煮〕煮て和ぐるなり、〔熨〕上の熨は火のしなり、下の熨はのすなり、〔湯〕湯藥なり、〔帶下〕婦人の病なり、こしけ、今言ふ子宮病なり、〔痺〕しびるゝ病なり、〔由扁鵲〕扁鵲の法に由るの意なり、

【義解】史記に曰く、扁鵲は勃海郡鄭縣の人なり、姓は秦といひ、名は越人といふ、少き時長桑君といふ神人に知られ、扁鵲を常人に非らずと爲し、其の懷中せる藥を取り出して扁鵲に飮ましめ、悉く其の祕禁せる醫術の方書を取り出しゝ之に與へ、忽然として見えずなれり、扁鵲此の受けし所の醫方を以て諸病を視るに、盡く五臟の中に滯りてかたまれる箇處を見得るなり、特に脈を診るを以て名を爲せり、後に虢國に至れば、虢の太子病死す、扁鵲其の病死の有樣を聞きて曰く、臣能く太子を生さんと、乃ち弟子の子陽をして鍼を砥石にて磨かしめて、外部の三陽五會に鍼を立さしめたれば、暫くありて太子蘇生す、直に弟子の子豹をして五分の熨をつくりて、八減の劑を調合して熨を煮和げて兩脇の下を更る〴〵熨さしめたり、是れを以て太子起き上りて坐す、其の擧止更に陰陽に適ひ、無神の動靜には非らざるなり、是より湯藥を服むこと二十日にして全く故の通りに囘復したり、故に天下盡く扁鵲を以て能く死人を生すとなせり、後邯鄲に過ぎりし時、此の地は婦人を貴ぶの風ありと聞き、卽ち婦人科の醫者と爲り、雒陽に至りし時、周人は老人を愛すと聞き、卽ち耳目痺の醫者と爲り、咸陽に入りし時、秦人は小兒を愛すと聞き、卽ち小兒科の醫と爲る、此の如く到る所其の風俗に隨つて其に適應する醫者と變ぜり、秦の太醫令の李醯といふ者、自ら伎倆の扁鵲に如かざるを知り、人をして之を刺し殺さしめたり、今世に至るも醫者の脈を言ふは扁鵲の法に由るなりといふ、

以所得糧穀賑救貧窮、供給行旅、民間僅百年乃昇天、顏色常如年三十時也、

【字解】〔逍遥〕ゆるがすなり、〔食頃〕しばらくなり、〔活〕蘇生するなり、いく、〔杏〕あんずなり、〔欝然〕茂る貌なり、〔官語〕世間に觸れ語るなり、〔偷〕盜むなり、〔齧〕かむなり、〔賑救〕にぎはしくすくふなり、〔民間〕人間界なり、

【義解】 神仙傳に曰く、董奉字は君異、涼州侯官縣の人なり、吳の杜燮といふ者交州の刺史と爲りし時、毒に中りて病みて死にて三日を過ぐ、此の時奉南方交州に在りしかば、乃ち往きて三つの丸藥を變の口中に內れ、人をして其の頭を擧けて之をゆるがしめしに、暫くにして燮は目を開き手足を動かし、顏色常に還り、半日にして能く起坐し、遂に蘇生したり、其れより廬山の下に還り居り、人の爲に病を治め、禮物に金錢物品を取らず、病の愈りし者をして、一株の杏の樹を種ゑしむ、五六年の後に十萬餘株に達し、欝然として林を成し、杏子大いに熟す、奉林中に倉を作り、世間に觸れ語りて曰く、杏の實を買はんと欲する者は、各自勝手に取るべし、されど一器の穀を持ち來りて其の器に杏子を滿たすべしと、若し穀少くして杏を器に充して取る者ある毎に、奉の飼へる虎ありて之を逐ひ、又穀を持ち來らずして杏を偸む者あれば、虎逐ひて之を齧み殺すなり、偸みし者の家人之を知りて杏を送り還せば、死にたる者忽ち活き反るといふ、是より杏を買ふ者自然に穀杏を平均に量りて敢て欺く者無きに至れり、奉は得たる所の糧穀を以て貧窮の者ににぎはし與へ、又行旅の客に給與したり、人間界に在ること僅に百年にして天に昇りたりといふ、年老いぬると雖顏色は常に年三十許の壯年の時の如くなりしといふ、

史記、扁鵲勃海鄭人、姓秦名越人、少時長桑君奇之、出其懷中藥予之飲、乃悉取其禁方書予之、忽然不見、扁鵲以此視病、盡見五臟癥結、特以診脈爲名耳、後過虢、虢太子死、扁鵲曰、臣能生之、乃使弟子陽厲鍼砥石、以取外三陽五會、有間太子蘇、乃使子豹爲五分之熨、以八減之齊和煮之、以更熨兩脇下、太子起坐、更適陰陽、但服湯二旬而復、故天下盡以扁鵲、

著れたり、晉が魏の禪を受くるに及び、黃門侍郎に拜せらる、華は記憶が强く、口に言はずして心に會得し、四海の內の事は如何なることにても知らざるは無し、武帝或る時漢の宮室の制度を問ひしに、應對流るゝが如く、聽く者倦むことを忘るゝなり、數歲の後に中書令に拜せらる、吳を伐つの計を贊けて成功したるを以て、廣武縣侯に封ぜられ、名聲一世に重く、衆に推服せらる、是より聲譽益〻甚しく三公となるべきの望あり、惠帝の時に中書監に拜せられ、忠を盡して帝を匡し輔け、政事の闕けたるを補ひ合し、闇主虐后の朝に當りながら、海內の安然として靜寧なりしは、是れ全く華の功に依らずんばあらざるなり、終に司空に進む、時に華の邸宅及び中書監の役所に數〻妖怪現る、華の末子の韙といふ者天文學に明かなり、中台星の開坼して分裂せるを見、父に位を遜らんことを勸む、華之に從はずして曰く、天道は幽玄にして遠し、惟德を修むれば以て天に應ぜんのみ、故に靜に德を修めて天に應ぜんことを待ち、然る後に天の命數を俟ち、一生を卒ふるまで忠正を以て上に盡すに如からざるなりと、されど趙王倫及び孫秀等が詔を矯めたる爲に害せらる、朝野共に其の死を悲み痛む、華性人物を好み、士人に細微の善行あるも、之が爲に世に延き出して譽め著すなり、雅より書籍を愛すれば天下の珍書を多く藏せり、嘗て居を徙す時三十臺の車に書を載せたりといふ、其の中には、天下の奇祕及び世に稀に有る所の書は、悉く華の所藏に係りしといふ、其の博識にして遍く物事を聞き知れること、世に與に比ぶる者無かりきとぞ、

董奉活燮　扁鵲起虢

神仙傳、董奉字君異、侯官人、杜燮爲交州刺史、得毒病死三日、奉時在南方、乃往以三丸藥內其口中、令人擧其頭逍遙之、食頃燮開目動手足、顏色還、半日能起坐、遂活、奉還廬山下居、爲人治病不取錢物、使病愈者爲種杏一株、數年有十萬餘株、鬱然成林、杏子大熟、奉於林中作倉、宣語欲買杏者、但自取之、一器穀得一器杏、每穀少而取杏多者、有虎逐之、有偸杏、虎逐齧死、家人知送杏還、死者卽活、自是買杏者、自平量之、不敢欺、奉

優博、辭藻溫麗、器識弘廣、初未知名、著鷦鷯賦、阮籍見之曰、王佐才也、由是聲名始著、晉受禪、拜黃門侍郎、華强記默識、四海之內、若指諸掌、武帝嘗問漢宮室制度、應對如流、聽者忘倦、數歲拜中書令、贊成伐吳之計、封廣武縣侯、名重一世、衆所推服、聲譽益甚、有台輔之望、惠帝時拜中書監、盡忠匡輔、彌縫補闕、雖當闇主虐后之朝、而海內晏然、華之功也、進司空、第舍及監省數有妖怪、少子韙以中台星坼、勸華遜位、華不從曰、天道玄遠、惟脩德以應耳、不如靜以待之、以俟天命、卒之以忠正、爲趙王倫孫秀等矯詔害之、朝野悲痛、華性好人物、士有一介之善、爲之延譽、雅愛書籍、嘗徙居載書三十乘、天下奇祕、世所稀有者、悉在華所、博物洽聞、世無與比、

【字解】〔優博〕すぐれてひろし、〔辭藻〕詞文なり、〔溫麗〕溫和にして美麗なるなり、〔器識〕器量識見なり、〔鷦鷯賦〕文選卷十三に載せたり、〔默識〕言はずして心に存するなり、だまりて心に會得するなり、〔台輔〕台は三台星なり、三公に比す、輔は輔弼なり、台輔は三公と爲りて天子を輔弼するをいふ、又三公の稱なり、〔彌縫〕補ひ合すなり、〔闇主〕惠帝を指す、〔虐后〕賈皇后を指す、〔晏然〕安然に同じ、〔第舍〕華の邸宅なり、〔監省〕中書監の役所なり、〔妖怪〕化けもの、〔中台星〕三台星の中座なり、卽ち三公の司空に當る、〔坼〕裂くなり、光芒開坼して二星に分裂するが如くなるをいふ、〔玄遠〕幽遠に同じ、おくふかくとほし、〔待俟〕上の待つは靜に德を修めて天に感應するを待つなり、下の俟つは天壽を俟つなり、〔一介〕一芥に同じ、細微なることなり、〔三十乘〕三十車なり、〔奇祕〕めづらしく大切なる書なり、〔洽聞〕遍く物事を聞き知れること、

【義解】　晉書に曰く、張華字は茂先、范陽郡方城縣の人なり、學業優れて博く、詞文溫和にして美麗に、器量識見弘廣たり、されど初は未だ世に名を知られざるなり、鷦鷯の賦を著して、阮籍之を見て王佐の才なりと稱してより、聲名始めて

【字解】〔十圍〕器は五寸なり、十圍は五尺なり、〔雅〕素なり、モトヨりと訓む、〔遠韻〕風韻高遠なるをいふ、〔參〕參與するなり、〔所構〕構は附會して罪を成すなり、無きことを有りとして罪に陷るゝなり、かまふなり、所構は劉輿にかまへらるゝこと、〔間〕隙なり、議すべき隙なり、〔換〕借るなり、〔頽然〕くづるゝ貌なり、〔幘〕髮を韜む巾なり、かんづつみなり、

【義解】　晉書に曰く、庾敳字は子嵩、潁川郡鄢陵縣の人なり、身の長け七尺に滿たざれども、腰帶の丈は五尺あり、性素より風韻の高遠なるあり、東海王越の軍事に參與し、後に軍諮祭酒に轉ず、時に劉輿といふ者東海王に用られて權を擅にす、人士多くは劉輿に罪を構へらる、惟敳のみは心を世事の外に縱にして、行迹の議すべき隙無ければ、劉輿は遂に敳を誣ふること能はざりき、其の後に至り、敳が性儉約にして家富めるを以て、越に說きて敳に錢十萬を借らしめ、若し之を吝むこと有らば、之を機會に王の命に從はざるといふ口實を設けて、其の隙に乘ぜんと冀へり、越因って衆客列坐の中に於て敳に十萬錢を借らんと問ふ、此の時敳グタ〳〵に醉ひ、幘墮ちて机上に在り、敳は之を手にて取らず、頭を差し入れて冠り徐ろに答へて云く、下官が家には、故くより二千萬あれば、公の欲する所に隨はんと、輿是に於て、其の心の高遠なるに感服し、越も亦甚しく悅びて、小人の思慮を以て君子の心懷は度るべからずといへり、後石勒の亂に害せられたり、

龍逢板出　張華台坼

舊注引論語陰嬉讖曰、庚子之旦金板尅書、出地庭中、曰、臣族虐王禽、宋均曰、謂殺關龍逢之後、庚子之旦、庭中地有此板異也、龍同姓、稱族虐王、王殺我必見禽也、

【字解】〔臣族虐王禽〕此は金板の文なり、臣は關龍逢なり、族は龍逢の一族なり、虐王は夏の桀王なり、禽は擒なり、桀王殷の湯王に擒にせられんと豫言せるなり、

【義解】　李瀚の舊注に論語陰嬉讖を引きて曰く、庚子の日の旦に黃金板に書を刻み付けたるものが地庭の中に出でたりと、其の文に臣が一族の虐王は擒とせられんといへりと、宋均之に注して曰く、此は夏の桀王が關龍逢の諫言を郤け、之を殺したる後の庚子の旦に、庭中の地の奇異なる黃金板の出でしを謂ふなり、さて龍は夏と同姓にして姒姓なり、故に桀王を稱して族虐王といふ、桀王我を殺したれば夏必亡びて王は殷に擒とせられんとなり、

晉書張華字茂先、范陽方城人、學業

嗜之、嘉曰、公未得酒中趣耳、又問曰、聽妓絲不如竹、竹不如肉何也、答曰、漸近使之然、

【字解】〔燕〕宴に同じ、さかもりなり、〔寮佐〕寮は同官なり、佐は屬官なり、寮佐は同役の屬官なり、此にては桓温の手下の侍なり、〔擧止〕ふるまひなり、〔廁〕かはやなり、〔嘲〕あざけるなり、〔酣飲〕甚しく酒を飲むこと、〔絲竹肉〕絲は琴瑟の類、竹は簫笛の類、肉は歌聲なり、〔使之然〕此の如くならしむるとの意なり、

【義解】晉書に曰く、孟嘉字は萬年、江夏郡鄳縣の人なり、少年の頃より世に名を知らる、征西將軍桓温の參軍と爲る、温甚だ之を重んぜり、九月九日に溫、龍山に酒宴を張り、其の手下の同役の侍皆集り來る、亂世のことなれば將軍の佐吏は玆に戎衣を著けり、其の時風吹き來りて嘉が帽を落したるに、嘉は酒に醉ひたれば之を覺らざるなり、溫因つて左右の者をして之を知らしめず、嘉のふるまひ如何を觀んとす、嘉暫くして廁に如きければ、其の間に溫は之を取りて嘉に還さしめんが爲に、孫盛に命じて文を作りて嘉を嘲り、帽と共に嘉の坐に置かしむ、嘉廁より還りて卽ち之に答ふ、其の文甚美なりといふ、嘉元來甚しく酒を飲めども、愈〻多くして愈〻亂れざるなり、溫嘗て酒には何の好き所ありて卿はさやうに之を嗜むかと問ふ、嘉答へて公は未だ酒を飲みて陶然と醉ひたる時の樂しき趣きを得ざるが故に此の問を發するのみと曰ふ、又問ふ我之を妓に聽けり、絲は竹に如かず、竹は肉に如かずとは何ぞやと、答へて、琴瑟は手先にて音を發し、簫笛は口にて音を發し、歌聲は喉にて音を發す、是れ漸く物を離れて身に近づき且つ自然に近ければ、聽く者の心に協ふやうにならしむるなりといへりとぞ、

晉書庾敳字子嵩、潁川鄢陵人、長不滿七尺、而腰帶十圍、雅有遠韻、參東海王越軍事、轉軍諮祭酒、時劉輿見任於越、人士多爲所構、惟敳縱心事外、無迹可間、後以其性儉家富、說越令就換錢千萬、冀其有吝因此可乘、越於衆坐中問敳、敳頽然已醉、幘墮机上、以頭就穿取、徐答云、下官家故有兩千萬、隨公所取、輿於是乃服、越甚悅、因曰、不可以小人之慮度君子之心、後石勒亂被害、

を好み、漢末に諸生と爲り、經書を帶びて耕し鋤き、其の妻食物を送り來れば、田野に在りと雖、互に相敬ふこと賓客の如くせりといふ、

後漢高鳳字文通、南陽葉人、家以農爲業、鳳專精誦讀、晝夜不息、妻嘗之田曝麥於庭、令鳳護雞、天暴雨、而鳳持竿誦經、不覺潦水流麥、妻還怪問方悟、後爲名儒、年老執志不倦、太守連召請、恐不得免、乃詐與寡嫂訟田、後擧直言到公車、託病隱身漁釣、

【字解】〔曝〕乾かすなり、さらす、〔暴〕にはかなり、〔竿〕雞を逐ふさをなり、〔潦水〕たまりみづなり、〔方悟〕始めて雨降りて麥の流れたるを知りしをいふ、〔寡嫂〕やもめとなりしあによめなり、〔公車〕徵召を司る署の名なり、

【義解】後漢の高鳳字は文通、南陽郡葉縣の人なり、家代々農を以て業と爲す、鳳に至り學を好みて書卷を誦讀して晝夜息まざるなり、妻或る時田に行く折、麥を庭中に曝し、鳳をして雞の來りて拾ふを護らしむ、折からにはかに雨降るも、鳳は雞を逐ふ竿を持ながら一心に經書を誦みて、潦水の麥を流すをも覺らざるなり、妻還りて見れば麥在らず、怪みて之を問ふ、此の時鳳始めて雨降りて麥の流れしを悟りたりといふ、後に名儒と爲り、年老ゆれども志を正しく執りて倦まざれば、名聲大に揚る、太守連に之を召し出して用ひんとすれども、官に仕へては學業進まず、さればとて太守の召請も斷り難きを恐れ、態と寡となりし、嫂と田地の事に就きて訟を起し、自ら名を汚して免ることを得たり、後直言の科に擧げられ公車に召されたれども、病に託して身を隱し、一生漁釣に終りたり、

孟嘉落帽　庾敳墮幘

晉書、孟嘉字萬年、江夏人、少知名、爲征西桓溫參軍、溫甚重之、九月九日、溫燕龍山、寮佐畢集、時佐吏並著戎服、有風至吹嘉帽墮落、嘉不之覺、溫使左右勿言、欲觀其擧止、嘉良久如廁、溫令取還之、命孫盛作文嘲嘉、著嘉坐、嘉還見卽答之、其文甚美、嘉好酣飮、愈多不亂、溫問酒有何好、而卿

執著せる者なり、故に常に世の中は有のみにあらず、無の貴ぶべきを知りて無爲なるべしとて頻りに無の足らざる所を言説せるなりと、此の時何晏吏部尙書たり、此の言を聞き、甚だ弼を奇異とし歎じて曰く、仲尼が後生畏るべしといひけるは斯の如き人のことならん、弼の如きは與に天道人道の境を言ふべしと、舊注に神伏の字は世説に出づといへども、今の世説には載せざるなり、

晉郭奕字大業、太原陽曲人、高爽有識量、少所推先、見阮咸心醉不覺歎焉、山濤稱其高簡有雅量、太康中爲尙書、有重名、朝臣出其下、

【字解】〔高爽〕氣象の高くさわやかなること、〔識量〕識見器量なり、〔推先〕己れより先に推し遣るなり、即ち尊び重んずることなり、〔心醉〕心迷ひて酒に醉ふが如くなること、此にては欽慕の心甚しくして前後を辨ぜざるをいふ、〔雅量〕胸中雅正にして廣大なること、

【義解】　晉の郭奕字は大業、太原郡陽曲縣の人なり、氣象高くさわやかにして識見器量あり、故に人を推し先だたせて尊び重んずること無し、されど阮咸を見ては心から欽慕して前後を辨へず歎美せりといふ、山濤、奕が高潔簡易にして胸中正しくして大いなるを稱賛せり、太康中に尙書と爲りて重名ありければ、朝臣皆奕が下風に立ちたりといふ、

常林帶經　高鳳漂麥

魏志常林字伯槐、河内溫人、避地上黨、耕種山阿、當時旱蝗、林獨豐收、盡呼比隣、升斗分之、仕至光祿大夫、魏略曰、林少單貧、自非手力、不取之於人、性好學、漢末爲諸生、帶經耕鋤、其妻餉之、雖在田野、相敬如賓、

【字解】〔山阿〕阿は曲隅なり、山のくまなり、〔旱蝗〕ひでりと稲蟲との災害なり、〔單貧〕便るべき人無く唯一人貧しきこと、〔諸生〕學生なり、〔耕鋤〕たがやしすくなり、〔餉〕食物を運び送るなり、オクルと訓む、

【義解】　魏志に曰く、常林字は伯槐、河内郡溫縣の人なり、兵亂に苦み地を北方の上黨郡に避け、山中の曲隅にて耕し、植ゑて自ら給せり、當時旱魃と蝗害とありて凶年なりしに、唯林のみ豐に收穫せり、因つて比隣の人人を呼びて人口の多少によりて升と斗とに分與したりといふ、仕へて光祿大夫に至ると、又魏略に曰く、林少きより便るべき人も無く貧しけれど、自力にて調へたる以外は、之を人に取らざるなり、性學

に尙書に拜せられ、選擧を典りて其の弊風を正し救ひし所多かりき、文帝の時大尉と爲る、荀勖の別傳に曰く、晉の司徒闕けて代るべき人なければ、武帝之を勖に問ふ、答へて曰く、三公は民具に瞻て如何の政道を行ふかと萬民の心を歸する所なれば、若し其の位に据わる人無ければ用ふるべからざるなり、昔魏の文帝が賈詡を用ひしとき、吳の孫權は之を笑ひし例あれば、能く詮議すべきものなりといへりとぞ、

何晏神伏　郭奕心醉

魏志、王弼山陽人、好論儒道、辭才逸辯、注易及老子、年二十餘卒、何劭爲其傳曰、弼字輔嗣、爲尚書郎、時裴徽爲吏部郎、弼未冠往造焉、徽一見異之、問曰、夫無者誠萬物之所資、然聖人莫肯致言、而老子申之無已者何、弼曰、聖人體無、無又不可以訓、故不說也、老子是有者也、故常言無所不足、何晏爲吏部尚書、甚奇弼、歎曰、仲尼稱後生可畏、若斯人者、可與言天人之際乎、舊云、神伏出世說、無載、

【字解】「儒道」儒學と道術となり、「辭才逸辨」言辭才識秀逸にして衆理を辨釋することなり、「無者誠萬物之所レ資」無は天地陰陽の未だ開けざる前の元氣をいふ、資は托するなり、ヨルと讀む、此の句は天地の元氣は萬物のよりて始まりし根元なりとの意なり、「體レ無」無の義は已に體認せりとの意なり、「不レ可ニ以訓一」凡俗の者の教訓とならぬの意なり、「是有也」元來有に執著せりとの意なり、「後生可レ畏」後生は少年なり、少年は春秋に富みて精力強ければ、學を積みて成すことを待つに足れり、其の勢ひ畏るべしとの意なり、論語子罕篇に出づ、

【義解】魏志に曰く、王弼は山陽郡の人なり、好みて儒學道術を論じ、其の言辭才識秀逸にして衆理を辨釋するに足れり、周易と老子とを注し、年二十餘にして卒したりと、晉の何劭、弼の傳を爲りて曰く、弼字は輔嗣、魏に事へて尙書郎と爲る、時に裴徽吏部郎たり、弼未だ元服せざるに往きて徽の許に造る、徽一目見て尋常の人にあらずと爲し、問ひて曰く、さて無は萬物のよりて始まりし所なるに、聖人は無のことを肯て言はず、而るに老子は無のことを操り返して已むこと無きは如何んと、弼曰く、聖人は萬物の根元は無なるとは疾くに體認せり、されど無は以て凡俗の者の教訓とならざれば有を說きて無は自然に曉らしめんとせり、老子は元來是れ有に

有德望、乃遷司空、既而歎息謂賓客、曰、以我爲三公、是天下爲無人、談者以爲知言、玩翼亮累世、常以弘重爲人主所貴嘉、性通雅不以名位格物、誘納後進、謙禮布衣、由是縉紳之徒、莫不蔭其德宇、

【字解】 〔淹雅〕淹は奄と通ず、大いに餘りあるなり、淹雅はゆつたりして正しきこと、〔知言〕道理を辨知せる言辭なり、〔翼亮〕輔佐なり、〔弘重〕弘は大いなり、弘重は器量大いにして重々しきをいふ、〔通雅〕理に通じて風雅なるなり、〔格物〕格は扞ぐなり、物は人と事とを兼ぬ、〔誘納〕誘引に同じ、〔後進〕後輩なり、〔縉紳之徒〕縉は搢に同じ、挿むなり、紳は大帶なり、縉紳は笏を大帶に挿むこと、故に縉紳之徒とは高位高官の士の稱なり、〔德宇〕德の大いなるを屋宇に比したるなり、

【義解】 晉書に曰く、陸玩字は士瑤、吳郡吳縣の人なり、器量ゆつたりとして正しきなり、仕へて尚書散騎常侍に累轉す、此時三公の王導、郗鑒、庾亮等相繼ぎて薨じたれば朝野共に三人の良臣既に沒したりと爲す、玩令德の名望ありしを以て、乃ち司空に遷りて三公の一人と爲る、既にして自ら歎息して賓客に謂つて曰く、我の如き不德を以て三公と爲るは、是れ天下に人物無きなりと爲すと、談者之を以て知言と爲す、玩は累代の天子を輔佐し、常に器量大にして重々しきを以て時の人人に貴び嘉せらる、性理に通じて風雅、己が名望地位あるを以て人を抑ぎ御けず、後輩を誘ひ引きて立身せしめ、布衣の賤夫と雖之に謙りて禮を盡す、是に由つて高位高官の士も其の德風に蔭はれて餘澤を承けざる者無かりけりといふ、

魏志賈詡字文和、武威姑臧人、少時人莫知、唯閻忠異之、謂詡有良平之奇、後拜尚書典選擧、多所匡濟、文帝時爲大尉、荀勗別傳曰、晉司徒闕、武帝問勗、答曰三公具瞻所歸、不可用非其次、昔魏文帝用賈詡孫權笑之、

【字解】 〔良平〕張良陳平なり、〔匡濟〕正し救ふこと、〔具瞻〕民の具に瞻る所なり、詩の小雅節南山に赫赫師尹、民具爾瞻とあり、此の句の意なり、〔其次〕其の位なり、

【義解】 魏志に曰く、賈詡字は文和、武威郡姑臧縣の人なり、少き時は時人其の人物を知る者無し、唯閻忠のみ之を奇異なりと爲して、詡は古の張良陳平の奇才ありと謂へり、後

肉袒謝、安國曰、公等足與治乎、卒善遇之、爲人多大略、知足以當世取舍、而出於忠厚貪嗜財利、然所推擧皆廉士賢於己者、士亦以此稱之、唯天子以爲國器、官至御史大夫、行丞相事、

【字解】〔坐〕罪せらるゝなり、糾さるゝなり、〔抵〕陷るなり、イタルと訓む、〔蒙〕梁國の縣なり、〔田甲〕田は姓にして、甲は甲乙の甲にして某の意なり、史官名を失したれば田某といひしのみ、〔死灰獨不復然乎〕死灰は火氣無き灰なり、罪に陷りて勢無きの喩なり、獨不復然乎は時經たば復然え上らざらんやとて、罪を免れて又立身するの喩なり、〔溺〕小便するなり、イバリセンと訓む、官威を以て壓迫せんとの意なり、〔無何〕無幾なり、〔漢〕漢の朝廷なり、〔內史〕梁の內史なり、〔徒中〕徒刑の中なり、〔就官〕二千石以上の官に就きて我に溺して見よとの意なり、〔肉袒〕上衣を脫ぎて肉體を表すこと、〔公等〕同輩より稍ゝ下なる者に對するの稱なり、ソチタチ、〔治〕當敵なり、相手なり、〔取舍〕舍は止むなり、取舍は取るべきは取り、止むべきは止むをいふ、〔國器〕國政を委ぬるに足る大器量といふ、

【義解】前漢の韓安國字は長孺、梁國成安縣の人なり、居を睢陽に徙す、梁の孝王に事へて中大夫と爲り、後に法に糾されて罪に陷る、蒙縣の獄吏の田甲といふ者安國を辱しむ、安國之を無念に思ひ獄吏に謂つて曰く、火氣無き灰と云へども豈二度と然えざらんやと、甲曰く然えなば之に溺せんと、幾くも無く漢廷使者を梁に遣して安國を梁の內史に拜す、是に於て安國は徒刑の中より一躍して二千石と爲る、初め安國を辱めし田甲、恨を報ぜられんことを恐れて逃亡す、安國曰く、甲、我れより高官に就きて我を壓迫せずんば、我れ汝が一族を滅さんと、甲肉袒して前の陵辱せし罪を謝す、安國曰く、公等は我が相手となるに足らんやとて、格別に咎めもせず、後卒に之を厚遇せり、安國人と爲り大略あり、其の知は以て當世の取舍を按排するに足ると雖、而も其の爲す所は尙忠厚に出でたり、性又財利を貪り嗜めども、其の推擧する所の士は皆廉直にして己れより賢なる者なり、是に由りて士は安國が人材を抑壓せざる者なりとして之を稱美せり、唯天子のみ安國を以て國政を委ぬべき器量と爲す、官は御史大夫に至りて、丞相の事を執り行ひしといふ、

陸玩無人　賈詡非次

晉書、陸玩字士瑤、吳人、器量淹雅、累轉尙書散騎常侍、尋而王導郗鑒庾亮相繼薨、朝野以爲三良既沒、以玩

季珪士首　安國國器

魏志、崔琰字季珪、河東武城人、遷中尉、甚有威望、朝士瞻望、太祖亦敬憚焉、明帝時崔林、嘗與陳羣論冀州人士、稱琰爲首、林琰從弟、少無名望、雖姻族猶輕之、琰常曰大器晚成、終必遠至、孫禮盧毓始入軍府、琰曰、孫疎亮亢烈、剛簡能斷、盧清警明理、百鍊不消、皆公才也、後咸至鼎輔、

【字解】〔威望〕威儀名望なり、〔瞻望〕仰ぎのぞむなり、〔大器晚成〕大器は大鐘大鼎の類にして大才に比す、晚成は速かに成らざるをいふ、此にては崔林を大器と爲し、晚年に至りて名聲を揚げんとの意なり、〔入二軍府一〕幕府の掾屬となりしをいふ、〔疏亮〕理に通じて明かなるなり、〔亢烈〕高くはげしきなり、〔剛簡〕剛强にして簡易なるなり、〔淸警〕心淸くしてつゝしむなり、〔百鍊不レ消〕德の厚きをいふ、〔公才〕三公の才なり、〔鼎輔〕鼎は三公なり、鼎の三足を三公に比するなり、輔は輔佐なり、

【義解】魏志に曰く、崔琰字は季珪、河東郡武城縣の人なり、仕へて中尉に遷る、威儀名望あれば、朝士皆仰ぎ望みて感じ合ひ、太祖に至るまで之を敬ひ憚れり、明帝の時、崔林嘗て陳群と冀州の人士を評論せし時、琰を稱して士人の首席と爲せり、林は琰の從弟にして、少きより名望無く、姻戚一族の人も之を輕蔑せり、しかるに琰のみは常に林を評して大器は晚成す、林は終に高遠の地位に至らんといへり、又孫禮、盧毓の始めて軍府に入りて掾屬となりし時、琰二人を品評して曰く、孫は理に通じて明かに、志高く心はげしく、行剛强簡易にして決斷に富む、盧は心淸く愼み深くして衆理に明かなり、德の厚きことを百鍊すれども消すべからざるなり、盧も孫も皆三公となるべきの才なりといへり、後果して咸三公と爲りて天子を輔佐したりといふ、

前漢韓安國字長孺、梁成安人、徙睢陽、事梁孝王、爲中大夫、後坐法抵罪、蒙獄吏田甲辱安國、安國曰、死灰獨不復然乎、甲曰、然卽溺之、無何漢使使者拜內史、起徒中爲二千石、田甲亡、安國曰、甲不就官、我滅而宗、甲

也、復使食糞、糞中有蟲臭甚、長房意惡之、翁曰、子幾得道、恨此不成、長房辭歸、翁與一竹杖曰、騎此任所之、則自至、既至可以杖投葛陂中、又爲作一符曰、以此主地上鬼神、長房乘杖須臾來歸、自謂去家適經旬日、已十餘年矣、即以杖投陂、顧視則龍也、後遂能醫療衆病、鞭笞百鬼、後失其符、爲衆鬼所殺、

【字解】〔縮地〕遠方の地近くに縮み寄すること、此は仙術の一なり、此の字今の注文に無し、舊注には神仙傳を引く故に此の二字ありといふ、〔願〕念ふなり、〔齊〕等しきなり、〔其形〕長房の形ない、〔縊死〕首をしめて死すこと、〔朽索〕くちたるなはなり、〔心上〕胸の上なり、〔齧〕かむなり、〔符〕ふだなり、〔適〕タマ〳〵と訓む、〔旬日〕十日なり、〔鞭笞〕むちうつなり、

【義解】 後漢の費長房は前に仙翁に遇ひて僊術を求めんと思へども、無斷にて立ち去りたらんには、家人定めて憂ふるならんと懸念す、翁因つて一本の青竹を斷りて長房の身長と等しくし、之を家の後に立て懸けしめて、此處を立ち退かんとす、家人此の竹を見れば其が卽ち長房の形に見え、已に首くゝりて死にたるものと思ひ、遂に之を葬りたり、長房物蔭より之を窺ひ見居け、仙翁に隨ひて深山に入る、仙翁、長房をして羣虎の中に入れて獨留めしむ、長房羣虎に取り圍まる、と雖恐るゝ氣色なし、仙翁又空室に臥せしめ、朽ちたる索にて萬斤の重さの石を長房の胸の上に懸く、衆蛇來りて索を齧みて索將に切れんとす、されど長房自若として心を移さざるなり、是に於て翁曰く、子は仙術を教ふべし、されど今一つ試めさんとて糞を食はしむ、其の糞を見れば、中に蟲ありて臭きこと甚し、長房之には辟易して意に不快を覺えて遂に食ふこと能はず、翁曰く、子は殆ど道を得んとして之を成し遂げざるを恨むと、長房も仙術を學ぶことの容易ならざるを知り、辭して故鄕に歸らんとす、翁一の竹杖を與へ此に騎りて行けば故鄕に出でん、既に至れば杖を葛陂の中に投げ入るべしと、又長房が爲に一の符を作りて曰く、此を以て子を地上の鬼神の主宰たらしむと、長房件の竹杖に乘れば須臾にして故鄕に到著せり、自分には家を去りてよりたま〳〵十日位を經ぬらんと思ひしに、已に十餘年を經過したる也、此く事々に不思議のこと多ければ、彼の杖を陂に投げ入れて視れば龍に變じたり、後遂に諸病を治療し、符を以て百鬼を退治したり、後に其の符を失へば忽ち衆鬼に殺されたりといふ、

女媧補天　長房縮地

淮南子曰、往古之時、四極廢九州裂、天不兼覆地不周載、火爁炎而不滅、水浩洋而不息、猛獸食顓民、鷙鳥攫老弱、於是女媧鍊五色石、以補蒼天、斷鼇足以立四極、殺黑龍以濟冀州、積蘆灰以止淫水、蒼天補四極正淫水涸、冀州平、狡蟲死顓氏生、

【字解】「四極廢九州裂」四極は東西南北四遠の地なり、四方のはてをいふ、九州は冀、兗、靑、徐、揚、荊、豫、梁、雍の九州なり、「四極廢九州裂」とは共工氏反を興して天下を亂しゝことの喩なり、「天不兼覆地不周載」天に破れたる箇處ありて悉く覆はず、地に陷りたる場處ありて皆載せず、此は君臣上下の道崩れて上の令行はれず、下、命に服せざることの喩なり、「火爁炎而不滅水浩洋而不息」爁炎は火勢強き貌なり、浩洋は大水の貌なり、此の句は戰爭狀態の喩なり、「猛獸食顓民鷙鳥攫老弱」顓は愚なり、鷙鳥は猛擊の鳥にして鷹隼の類なり、攫はつかむなり、此の句は强者の弱者を困むることの喩なり、「五色石」五常の道の喩なり、「鼇足黑龍」鼇は大龜なり、鼇足黑龍は暴逆姦佞の徒の喩なり、「濟」救助するなり、たすく、「蘆灰」あしのはひなり、君德の喩なり、「淫水」平地に出づる水なり、邪淫の行の喩なり、「狡蟲」害惡を逞くする動物なり、狡猾の徒の喩なり、

【義解】淮南子に曰く、往古の時、四方の極廢れ、九州分裂し、天は兼ね覆はず、地は周く載せず、火は盛んに炎上して滅せず、水は洋々として息まず、猛獸は愚民を食ひ、鷹隼の如き鷙鳥は老人幼弱をつかみて、天地大いに亂れたり、是の時に當り、女媧は五色の石を鍊りて蒼々たる天の缺けたるを補ひ、鼇の足を斷ちて四極を安靜に立て、黑龍を殺して冀州の民を救ひ、蘆灰を積みて淫水を止めたり、此の故に蒼天は補はれ、四極は正され、淫水は涸れ、冀州は平ぎ、狡蟲は死し、愚民は生きて、世は元の太平となれりとなり、

後漢費長房旣遇仙翁、欲求道、而顧家人爲憂、翁乃斷一靑竹、度與長房身齊、使懸之舍後、家人見卽其形也、以爲縊死、遂葬之、長房隨入深山羣虎中、留使獨處、長房不恐、又臥於空室、以朽索懸萬斤石於心上、衆虵來齧索且斷、長房亦不移、翁曰、子可敎

注し且つ之に序文を書きたり、張華は之を見て班張の流派なりと稱美せり、是に於て人々競ひて傳寫したれば、洛陽の紙價之が爲に騰貴したりといふ、初め陸機が此の三都の賦を作らんと欲せじに、左思之を作りつゝありと聞き、掌を撫でて皁しみ笑ひ、弟の雲に與ふる書中に曰く、此の頃傖父ありて三都の賦を作らんと欲すと聞けり、定めて一讀の價値無きものなれば、其の成るを須ちて、之を反故と爲し、當に酒甕の覆ひとせんと、左思の賦の出づるに及び、機其の文詞に歎伏し、一字を加ふること能はずして、遂に筆を擱きて三都の賦を作ることを輟めたりといふ、

劉惔傾釀　孝伯痛飲

晉書何充字次道、廬江灊人、康帝時爲中書監、錄尚書事、充能飲酒、雅爲劉惔所貴、惔常每云、見次道飲、令人欲傾家釀、言其能溫克也、舊本惔作恢誤、

【字解】〔雅〕素なり、モトヨリと訓む、〔傾家釀〕釀は酒をかもするなり、故に釀を酒の義と爲す、家釀を傾くるとは家に造りし酒を盡くす意なり、〔溫克〕溫は溫藉なり溫和なるをいふ、克は勝つなり、溫克は溫和にして己れの私に克つをいふ、

【義解】　晉書に曰く、何充字は次道、廬江郡灊縣の人なり、康帝の時に中書監と爲りて尚書の事を錄べり、充能く酒を飲めども、素より劉惔に貴ばる、惔常に云く、次道が酒を飲むを見れば、人をして家に造りたる酒を傾け盡さんと思はしむと、何となれば、如何程飲むとも溫和にして己れの私に打ち克ちて正しければなり、舊本に惔の字を恢に作れるは誤なり、

世說、王孝伯曰、名士不必須奇才、但常無事、但痛飲酒讀離騷、便可稱名士、

【字解】〔痛飲〕甚だしく酒を飲むこと、〔離騷〕屈原の作りし離騷經なり、

【義解】　世說に曰く、晉の王孝伯曰く、名士は必しも世に秀でたる奇才を要せざるなり、但常に無爲にして心を清く養ひ、酒を飲みつゞけて離騷を讀み、屈原の心を以て心となさば、便ち名士と稱することを得べしといへり、王孝伯の所謂名士は何事も爲さず唯酒を飲みて離騷を讀むのみ、是れ一讀奇異の感を爲すと雖、晉末道亂れ、姦佞權を得、賢者卻けらる、故に寧ろ此の如くするを以て名士と稱せられしなり、

談說し、日の暮るゝに至りて後に能むるなり、後に反逆を謀りて自殺したり、

晉書、左思字太冲、齊國臨淄人、貌寢口訥、而辭藻壯麗、造齊都賦一年乃成、復欲賦三都、乃詣著作郞張載、訪岷邛之事、遂構思十稔、門庭藩溷皆著筆紙、遇得一句即便疏之、自以所見不博、求爲祕書郞、及賦成、時人未之重、自以其作不謝班張、以示皇甫謐、謐稱善爲其賦序、張載爲注魏都、劉逵注吳蜀而序之、張華見曰、班張之流也、於是競相傳寫洛陽爲之紙貴、初陸機欲爲此賦、聞思作撫掌而笑、與弟雲書曰、此間有傖父欲作三都賦、須其成當以覆酒甕耳、及思賦出機歎伏以爲不能加、遂輟筆焉、

【字解】〔貌寢〕寢は侵と通ず、容貌短小にして醜惡なるをいふ、〔訥〕どもるなり、〔辭藻〕詞文なり、〔三都〕魏都、吳都、蜀都なり、〔岷邛〕岷山臨邛なり、〔構思〕趣向を組み立つること、思ひをかまふ、〔十稔〕十歲に同じ、穀の熟するを稔といふ、穀の熟するは一歲に一度なるを以て稔を歲の義に用ふ、〔藩溷〕まがき又はしきみなり、〔疏之〕之を記すなり、〔班張〕班固の兩都の賦、張衡の二京の賦を指す、〔傖父〕吳人が中州の人を鄙むの語なり、〔覆酒甕〕酒がめの蓋にすること、讀む價値無しとの意なり、〔輟筆〕三都の賦を作ることを止めしをいふ、

【義解】　晉書に曰く、左思字は太冲、齊國臨淄の人なり、容貌短小醜惡にして口訥れども、詞文は壯重にして美麗なり、齊都の賦は一年にして成り、復三都の賦を作らんとして其の地理形勝を悉く知らんと欲し、著作郞の張載に詣り、蜀の岷山臨邛の事を問ひ、遂に思ひをかまへ趣向を立つること十歲に及び、門といはず庭といはず、藩なり闇なりに皆筆紙を備へ付け、一句を得るに遇へば其の處に直に記し置く、自ら思へらく、見聞する所博からざれば未だ以て大成するに至らじとて、自分より求めて祕書郞と爲り、思ひのまゝに群書を涉獵し、遂に之を完成す、時人は未だ之を重視せざれども、自らは此の作は班張の兩都二京の賦に劣るまじと思へり、因つて之を當世の大家皇甫謐に示したれば、善しと稱して其の賦の序文を作れり、又張載は魏都に注し、劉逵は吳蜀二都の賦に

を持ち、赤きと黑きとを別々に盛れり、赤眉の賊之を見て其の理を問ひしに、順曰く、黑きは母に供へ赤きは自ら食はん爲めなりと、賊も其の孝に感じ米二斗と牛の片股とを遺りたりといふ、

淮南食時　左思十稔

前漢淮南王安高祖之孫、好書鼓琴、不喜弋獵狗馬馳騁、亦欲以行陰德拊循百姓流名譽、招致賓客方術之士數千人、作爲内外書、又有中篇、言神仙黃白之術、時武帝好藝文、以安屬爲諸父、辯博善爲文辭、甚尊重之、毎爲報書及賜、常召司馬相如等、視草乃遣、安初入朝、使爲離騷傳、旦受詔日食時上、毎宴見談說得失及方技賦頌、昏暮然後罷、後謀反自殺、

【字解】〔弋獵〕弋は繳射なり、絲を矢に結び付けて射ること、いぐるみなり、獵は狩なり、〔馳騁〕かけまはること、〔陰德〕人の知らざる仁德、〔拊循〕拊は撫に同じ、拊循はなでしたがふなり、〔流〕傳ふるなり、〔方術〕仙術に同じ、〔内外篇〕内篇は二十一篇あり、今の淮南子なり、外篇は傳はらず、〔中篇〕八卷ありといふ、今傳はらず、〔黃白之術〕黃白は金銀なり、黃白の術とは仙人が丹砂を煉りて黃金白銀を製するの術なり、〔藝文〕六藝文章なり、〔安屬爲二諸父一〕安は天子の血緣に於て從父叔父たるをいふ、〔辯博〕衆理を辨別して博學多材なること、〔賜〕賜書なり、〔草〕草稿なり、したがき、〔離騷傳〕屈原の作りたる離騷經の注解なり、〔宴見〕宴は安なり、天子の閒暇の時に見ゆること、〔方技〕醫術なり、

【義解】　前漢の淮南王安は高祖の孫なり、書を好み琴を鼓きて、弋獵して鳥獸を獲たり狗馬を山野にかけまはすことを喜ばず、亦陰德を行ひて百姓を撫で循へ名譽を後世に流へんと欲す、學材ある賓客及び仙術に達せる士五六千人を招き集む、内外篇の書を作り、又中篇をも著はして、神仙及び黃白の術を記せり、今傳ふる所は唯内篇のみなり、時に武帝六藝文章を好み、安が從父叔父たる上に衆理を辨別し、博學多材にして文辭に達者なるを以て、之を尊び重んじ、安に報ゆるの書及び賜はるべき書を認むる毎に、常に司馬相如等を召して其の下書を視しめ、添削の上に之を遣すなり、初め安の入朝せし時、離騷經の注解を作らしめしに、早朝に詔を受け、其の日の朝食の時に已に出來上りて奉りしといふ、武帝の暇ある時に見ゆる毎に、政道の得失より醫術賦頌に至るまで面白く

り、是に於て郷里の人々大いに驚き歎じ、是れ皆至孝の天に感應して此の如きの象を致し、ものとなす、宅に赤色の柰ありて實を結べり、母、祥に命じて之を守らしめしに、風雨ある毎に、祥は母の命を重んじ、柰の樹を抱きて泣きしといふ、其孝行の篤く至純なること大概此の如きなり、漢の末に亂に遭ひ、母を扶け弟を攜へ、地を廬山に避けて隱居すること三十年、州郡の辟し出しに應ぜず、歳六十に至らんとして始めて召に應じ、秀才に擧げらる、魏に仕へて大尉に累遷し、晉の武帝の時に太保に拜せられたりといふ、

後漢蔡順字君仲、汝南人、少孤養母、母終未葬、里中災、火將逼其舍、順伏棺號哭叫天、火遂越燒它室、太守韓崇、召爲東閤祭酒、母平生畏雷、自亡後每有雷震、順輒圜冢泣曰、順在此、崇聞輒差車馬到墓所、後擧孝廉不就、舊注云、王莽末天下大荒、順拾椹赤黑異器盛之、赤眉賊見而問之、順曰、黑者奉母、赤者自食、賊知其孝、乃遺米二斗牛蹄一隻、

【字解】「孤」父無きを孤といふ、みなしごなり、「災」火災なり、「號哭」大聲を發して泣くなり、なく、「它室」他家なり、「圜」めぐるなり、「差」遣すなり、つかはすなり、「孝廉」科目の名なり、「不就」墳墓に離るゝを以て官に就かざるをいふ、「椹」桑の實なり、「赤眉賊」漢の樊崇の兵の稱なり、樊崇其の兵の莽の兵と紛亂せんことを恐れ、部下の兵士の眉に朱を塗らしめて相識別せしむ、故に赤眉賊といふ、「黑赤」黑きは甘く赤きは酸し、故に黑きを母に與へ赤きは自ら食ふ、「牛蹄一隻」牛の片股なり、

【義解】　後漢の蔡順字は君仲、汝南郡の人なり、少き時より父に死に別れて母を養ふ、母死にて未だ葬らざるに、里中に火災ありて、其の火將に順の宅に逼らんとす、順母の棺の上に伏し、大聲にて哭き、天に叫びて免れんことを請ふ、天其の孝心に感じたりけん、火遂に順の家を越えて他の家を燒きしといふ、汝南の太守韓崇、順を召して東閤の祭酒と爲す、母平生雷鳴を畏れたりしが、母の亡後に雷震する毎に、順直に墓所に走り其の冢を回りて泣きて曰く、母恐るゝこと勿れ順此に在りと、韓崇之を聞き雷鳴毎に車馬を遣はし墓所に到て之を迎へしめ、以て其の至孝を表はさしむ、後に孝廉に擧げらるれども墳墓に遠く離るゝを以て就かざりき、李瀚の舊注に云く、王莽の末に天下大いに亂れ五穀實らず、庶民飢ゑに困む、順、粮に乏しければ出でて桑の實を拾ふ、拾ふに二つの器

【義解】後漢の黄香字は文強、江夏郡安陸縣の人なり、少きより博く聖人の書を學び、又老莊の學術を究め精しくし、兼て文章をも能くす、京師因つて號して天下無雙江夏の黄童といへり、官は尙書令魏郡の太守に至る、陶淵明の士孝傳に曰く、香は九歲の時、母を喪ひ追慕の念禁じ難く、惟悴て肉落ち骨立つに至る、父に事ふるに力を竭して孝養を致し、冬は被袴も無き貧しき中に、父にはうまき食物を供へ、暑き時は牀枕を扇ぎ、寒き時は身を以て先づ席を溫め然る後に父を坐せしめたり、和帝之を嘉みし、特別に異數の賜を加へられたりといふ、

王祥守柰　蔡順分椹

晉書、王祥字休徵、琅邪臨沂人、性至孝、繼母朱氏不慈、而祥愈恭謹、父母疾、衣不解帶、湯藥必親嘗、母嘗欲生魚、時天寒水凍、祥解衣將剖氷求之、氷忽自解、雙鯉躍出、母又思黃雀炙、復有黃雀數十、飛入其幕、鄕里驚歎、以爲孝感所致、有丹柰結實、母命守之、每風雨輒抱樹而泣、篤孝純至如此、漢末遭亂、扶母攜弟、避地廬山、隱居三十年、不應州郡之命、年垂耳順、乃應召舉秀才、累遷太尉、武帝時拜太保、

【字解】〔湯藥〕煎じぐすりなり、〔黄雀〕雀の形小にして口の黄色なるもの、あくちすゞめなり、〔炙〕あぶりものなり、〔孝感所致〕至誠の孝行天に感應して鯉躍り雀入るの象を致しゝをいふ、〔丹柰〕柰は果の名なり、實に青赤白の三種あり、からなし、丹柰は赤色のからなしなり、〔耳順〕歲六十の稱なり、論語に、六十而耳順とあり、

【義解】晉書に曰く、王祥字は休徵、琅邪郡臨沂縣の人なり、性至つて孝行なり、まゝ母の朱氏は祥を可愛がらざれども、祥は愈つゝしみ事ふ、父母疾病ある時は、夜中と雖帶を解かず、煎藥は必ず先づ親ら嘗めて毒試を爲して看護するなり、母或る時生魚を求めしが、時恰も冬天の寒き折柄にて河水は全く結氷して魚を漁るに術無かりけり、されど祥は元來至孝なれば、寒中にも拘らず、己れ衣を脫ぎ身を以て氷を溫め、解かし剖きて魚を求めんとす、其の至誠の感應にや、氷忽ち自然に解けて二尾の鯉魚躍り出でたり、母又黃雀の炙を食はんとすれば、復黃雀數十羽飛びて祥が張れる幕中に入れ

極甘脆、年七十父母猶存、萊子服荊蘭之衣、爲嬰兒戲、於親前言不稱老、爲親取食、上堂、足跌而偃、因爲嬰兒啼、誠至發中、楚室方亂、乃隱耕於蒙山之陽、著書號老萊子、莫知所終、舊注云、著五色斑斕之衣、出列女傳、今文無載、

【字解】〔斑衣〕まだらの衣なり、〔甘脆〕甘くもろくして老人の食ひ易き食物なり、〔荊蘭之衣〕荊は木の名、にんじんぼくなり、蘭は草の名、あらゝぎなり、荊蘭を畫きたる衣なり、一説に荊蘭は斑爛の誤なりと、さもあるべし、〔嬰兒〕孩子なり、小兒の五六歳前後の者の稱、みどりご、詳しくは女を嬰といひ、男を兒といふ、〔跌〕つまづくなり〔偃〕ふすなり、〔蒙山之陽〕蒙山の南なり、〔斑斕〕雜色なり、まだらなり、〔今文〕今の列女傳なり、

【義解】高士傳に曰く、老萊子は楚國の人なり、少きより孝行を以て世に聞ゆ、親を養ふに甘くしてもろき食物を供へて食ひ易からしむ、己れ年七十に至り、父母猶存在せり、萊子己の老體を表しては親悲み給はんとて態と荊蘭の衣を服し、五六歳の小兒の戲を親の前に爲し、決して老人と成りしことを言はず、親の爲に食を供へんとて堂に上る時、過ちて足つまづきて伏せば、嬰兒の啼を爲す、此の如き事は皆親の心を慰め安んぜんとする至誠の心中より發露せるものなり、楚室方に亂るゝ時、隱遁して蒙山の南に耕し、己れの思ふ所を書に著して老萊子と號せり、而して何時何處にて終りしか知る者莫しといふ、李瀚の舊注に云く、老萊子は五色のまだらの衣を著く、此は列女傳に出でたりと、而るに現今行はるゝ列女傳には此の文無し、

後漢黄香字文强、江夏安陸人、博學經典、究精道術、能文章、京師號曰、天下無雙江夏黄童、官至尚書令魏郡太守、陶淵明曰、香九歲失母、思慕骨立、事父竭力致養、冬無被袴而盡滋味、暑則扇牀枕、寒則以身溫席、和帝嘉之、特加異賜、

【字解】〔經典〕聖人の書なり、〔道術〕老莊の學術なり、〔黄童〕此の時未だ冠せず、故に童といふ、〔陶淵明曰〕以下の文は淵明の士孝傳に有り、〔被袴〕夜具股衣なり、ふすまとはかまとなり、〔滋味〕うまき食物〔異賜〕異數のたまものなり、

且つ此の二劍は元より神靈奇異の物なれば、終に永く人間の佩用とならざるべしと、華は劍を得て煥に報ずる返事に曰く、劍文を觀るに干將の寶劍なり、已に干將あれば何ぞ莫邪の至らざるや、子は莫邪を祕藏すと雖、天の神物を生ずる、何時までも別々には置くまじ、終には當に合するの時あらんと、其後華誅せられ干將の所在を失ふ、煥卒して、其の子の華といふ者州の從事と爲り莫邪を持ち行きて延平津を經るとき、劍忽ち腰間より躍り出でて水に陷ち入りたり、乃ち人をして水に沒じて之を取らしめんとせしに、劍は見えずして、但兩龍の各長さ五六丈なるが蟠り縈りて全身キラ／＼と文章あるを見るのみ、水に沒したる者懼れて水上に反れり、須臾にして光彩水に照りかゞやき、波浪にはかに沸き立ちね是に於て遂に二劍を失ひたり、

魏志、呂虔字子恪、任城人、遷徐州刺史、請王祥爲別駕、民事一以委之、世多其能任賢、初虔有佩刀、工相之、以爲必登三公、可服此刀、虔謂祥曰、苟非其人、刀或爲害、卿有公輔之量、故以相與、祥爲三公、臨薨以刀授覽曰、汝後必興、足稱此刀、覽後奕世多賢才、興於江左、

【字解】〔委〕まかすなり、〔多〕稱美する語なり、〔工〕劍工なり、〔相〕みるなり、〔三公〕大尉、司徒、司空なり、〔公輔之量〕三公と爲りて天子を輔佐するの器量なり、〔稱〕相適するなり、カナフと訓む、〔奕世〕累代に同じ、〔江左〕江東に同じ、東晉、江東に都す、故に東晉の世を江左といふ、

【義解】魏志に曰く、呂虔字は子恪、任城郡の人なり、徐州の刺史に遷りし時、王祥の人と爲りを知り、請ひ召して別駕と爲し、民政の事皆祥に打ち委せたり、世人呂虔が能く賢者を進めて一任せしを稱美せり、初め虔に佩刀あり、劍工之を相て、此の刀は凡人の佩くべきものにあらず、必ず三公に登るべき人、此の刀を佩くべしと、虔祥に謂つて曰く、苟も三公と爲るべき人にあらずして之を佩けば、或は災害に遭はん、卿は三公と爲りて天子を輔任すべき器量あれば、之を與ふべしとて祥に與へたり、後に祥果して三公と爲る、薨ずるに臨み、又其の刀を王覽に授けて曰く、汝後必ず家を興さん、此の刀を佩くに相適せりと、覽の後代々賢才多く東晉の世に勢盛んに興れりといふ、

老萊斑衣　黃香扇枕

高士傳、老萊子楚人、少以孝行養親、

華得劍報煥書曰、詳觀劍文、乃干將也、莫邪何不至、雖然天生神物、終當合耳、華誅失劍所在、煥卒、子華爲州從事、持劍行經延平津、忽於腰間躍出墮水、使人沒水取之、不見劍、但見兩龍各長數丈、蟠縈有文章、沒者懼而反、須臾、光彩照水、波浪驚沸、於是失劍、

【字解】〔斗牛間〕南斗と牽牛との間にして吳越の分野なり、〔道術〕道家の學術なり、〔緯象〕緯は經緯の緯にして、天體の東西に定まりて轉ずるものを經といひ、南北に移動するものを緯といふ、緯象は天文星象のことなり、〔要〕邀ふなり、招くなり、ムカフと訓む、〔屛〕しりぞくなり、〔徹〕達すなり、トホルと訓む、〔署〕官に任ずることなり、〔龍泉太阿〕古の名劍の名なり、有名なる鍛工干將莫邪夫婦の鍛冶したるものなり、〔當繫徐君墓樹耳〕劍を徐君の墓樹に繫けしことは季札挂劍の注に詳なり、此處の意は〔今二劍共に遺れば、禍亂の際二劍共に亡失せん、故に殘存の一劍は張華の死後世定まりたる後に、其の家に遺るべしとの義なり、〔當化去〕永く人の佩用とならざるをいふ、〔蟠縈〕わだかまりまつはるなり、〔驚沸〕にはかにわきたつなり、

【義解】晉書に曰く、三國鼎立後、魏蜀は已に晉に滅され、惟殘るは南方吳の孫晧のみとなれり、此の時に當りて南斗と牽牛との間に常に紫色の氣立ち昇れり、道術を心得たる者は吳の此れより方に強く盛んとならんこと未だ遽に圖るべからずと思へり、されど吳に討手に向ひたる晉の張華はさること無しと思へり、案の如く、吳の平ぐるに及びても、紫氣は愈明かとなれり、此の紫氣は吳の强盛となる兆にあらざると分明となりしかど、張華は尙不安なれば、豫章の雷煥といふ者妙に天文星象に達せりと聞き、之を招き迎へて宿らしめ、近侍の人を屛けて共に天文を尋ね、樓に登りて仰ぎ觀る、煥曰く、惟南斗牽牛の間に異氣あるは、是れ寶劍の精の上りて天に達せるのみと、華は何れの都に在るかと問ふ、答へて豫章郡の豐城縣に在りといふ、華因つて煥を除して豐城縣の令と爲す、煥縣に到り、獄舍の基礎を掘れば石函を得たり、其の中に二振りの劍あり、竝に刻題あり、一は龍泉といひ、一は太阿といふ、是れ古の名士干將莫邪の鍛冶したる寶劍なり、之を掘出せば其の夕より件の紫氣復見えずなれり、煥使者を遣して其の一を送りて華に與へしめ、一を留めて自ら佩用せり、或る人曰く、兩劍を得て一を送るは張公を欺くにあらずやと、煥曰く、本朝將に亂れんとす、張公必ず其の禍を受くべければ、今兩劍を送るも二者共に亡失せん、我は張公が死後殘りの一振を古の季札が徐君の墓樹に繫けたるが如くせん、

有災厄、急宜去、令家人各作絳囊、盛茱萸以繋臂登高山飲菊酒、此禍可消、景如言、擧家登高、夕還、見雞犬牛羊一時暴死、長房聞之曰、代之矣、今世人毎至九日登山飲菊酒、帶茱萸囊是也、

【字解】〔絳囊〕赤色のふくろなり、〔茱萸〕かははじかみなり、ぐみと別なり、〔臂〕ひぢなり、〔菊酒〕菊花を漬したる酒なり、〔代之〕人に代りしをいふ、

【義解】續齊諧記に曰く、汝南郡の桓景は、後漢の費長房に從ひて學問すること多年なり、長房或る時桓景に謂つて曰く、九月九日に汝の家必ず災厄あるべければ、急ぎて家を去るべし、去る時に家人をして各、赤きふくろを作りて其の中に茱萸を入れ、其を臂に繋けて高山に登り、菊酒を飲ましめば、此の禍は免るべしと、景は師の言の如くにして一家擧つて高きに登らしむ、夕方に家に還れば、雞犬牛羊一時ににはかに死にたるを見たりといふ、長房之を聞きて曰く、禽獸汝等が身代りになりたるなりとて、師の言の的中するに感じたり、後世の人九月九日に山に登りて菊酒を飲み、茱萸の嚢を帶ぶるは、此の故事より始りしなりと、

雷煥送劒　呂虔佩刀

晉書、初呉之未滅、斗牛間常有紫氣、道術者皆以、呉方強盛未可圖、惟張華以爲不然、及呉平紫氣愈明、華聞豫章雷煥妙達緯象、乃要煥宿、屛人共尋天文、登樓仰觀、煥曰、惟斗牛間有異氣、寶劒之精、上徹於天耳、華問在何郡、曰在豫章豐城、華卽署煥爲豐城令、煥到縣掘獄基、得石函、中有雙劒、並刻題、一曰龍泉、一曰太阿、其夕氣不復見、煥遣使送一與華留一自佩、或曰、得兩送一、張公可欺乎、煥曰、本朝將亂、張公當受其禍、此劒當繋徐君墓樹耳、靈異之物、終當化去、

扶風、馮翊なり、

【義解】 高士傳に曰く、張仲蔚は扶風平陵の人なり、天文學に明かにして博く物理に達し、善く文を綴りて詩賦を好む、常に困窮貧素に身を置き、住む所は蓬蒿生ひ茂りて人を沒する程になるも刈り取らず、門を閉ぢ靜に性を養ひ、名聞利達を希はず、心を清く高尚にせり、時の人彼れがかゝる高士なることを知らず、惟劉龔のみ之を知れり、身を終ふるまで仕へざりしかば、三輔之を重んぜざるはなしといふ、

麋竺收資　桓景登高

蜀志麋竺字子仲、東海朐人、仕先主、累拜安漢將軍、搜神記曰、竺嘗從洛歸、未達家數十里、路見婦人、從竺求寄載、行可數里、婦謝去、謂竺曰、我天使也、當往燒東海麋竺家、感君見載、故以相語、竺因私請之、婦曰、不可得不燒、君可馳去、我當緩行、日中火當發、竺乃還家、遽出貨物、日中而火大發、

【字解】〔先主〕蜀漢の劉備なり、〔寄載〕身をよせて乘るなり、〔可〕其れ程なり、バカリと訓む、〔語〕告ぐるなり、〔請之〕火災を免れんことを請ふなり、〔日中〕正午なり、〔當發〕火を發すること、〔貨物〕財物なり、

【義解】 蜀志に曰く、麋竺字は子仲、東海郡朐縣の人なり、蜀漢の劉備に仕へて安漢將軍に累拜すと、搜神記に曰く、竺或る時洛陽より朐縣に歸るとき、未だ家に達せざる五六十里の處にて、路傍に一婦人を見る其の婦人竺の車に從ひて身をよせて車に載せられたしと依賴しければ、竺諾して車に載せ行くこと凡そ五六里可にして、其の婦人陳謝して去らんとし、竺に謂つて曰く、我は天帝の使なり、此れより行きて東海郡の麋竺の家を燒き拂ふべく向ふ途中なり、されど君が車に乘せられし厚意に感じて之を告ぐるなりと、竺因つて私かに其の天災を免れんことを請ふ、婦人曰く天帝の命ずる所なれば燒くことは燒かざるべからず、故に君先づ前に馳せ去れ、我は後より緩く行き、午の刻に火を發すべしと、竺乃ち家に馳せ還り、遽に財物を取り出したる頃案の如く日中に火大に發りて家全く燒失したりといふ、

續齋諧記、汝南桓景、隨費長房遊學累年、長房謂之曰、九月九日、汝家當

之不レ可二以已一、我不レ能レ射、汝遂不レ言不レ笑、

【字解】〔惡〕容貌みにくきなり、〔從二使之收一レ器者一而往〕使者の俎豆を斂めかたづくる賤しき者に從ひて往き近くことなり、〔一言而善〕鬷蔑の一言道理に協ひたるをいふ、〔賈大夫〕賈國の大夫なり、〔如レ皐〕澤に行くこと、〔不レ可二以已一〕之れが無くてはならぬの意なり、

【義解】 左氏傳に曰く、晉の大夫叔向使者となりて鄭に適く、鄭に鬷蔑といふ賢人あり、されど容貌甚だ醜惡し、蔑兼てより叔向の賢を聞き及べるを以て叔向に面會せんと欲すれども、彼方は大國の使者なれば、せめて外ながら之を觀んと思ひ、使者の俎豆を收めかたづくる賤しき者に從ひて往き、堂下に立ちて一言の妙語を發せり、叔向堂上にて將に酒を飲んとして此の一言を聞きて曰く、我れ兼てより鄭に鬷蔑といふ賢者ありと聞けり、今の一言は常人の發する語にあらず、必ず鬷明ならんと、堂より下りて其の手を執り上りて曰く、昔時賈國の大夫に容貌醜惡なる者あり、妻を娶りしが其の妻又殊の外美し、妻、夫の醜惡なるに不滿なるにや、三年間言はず笑はざるなり、或る時妻を慰めんとて自ら車を御して澤に行き、雉を射て之を獲たり、此の時其の妻始めて笑ひて言ひければ、大夫の曰く、才藝は無くてはならぬものなり、我れ射ること能はざれば、汝は一生談笑することあるまじと、卿も今の一言を發せざれば、我れ卿と相見ることなけんと、

顏回簞瓢　仲蔚蓬蒿

論語曰、一簞食一瓢飲在二陋巷一、人不レ堪二其憂一、回也不レ改二其樂一、賢哉回也、

【字解】〔簞〕竹を編みて作りたる器なり、〔食〕飯なり、〔瓢〕ひさごなり、〔陋巷〕狹く汚き小路なり、〔其樂〕仁道を樂むをいふ、

【義解】 論語に曰く、一簞の飯一瓢の飲にて狹くきたなき小路に住むは、人皆其の貧の憂ひに堪へぬものなるに、回はかゝる貧しき中に在りとも、泰然として其の樂む所を少しも改めざるなり、賢なるかな回也と嘆美せり、

高士傳、張仲蔚、扶風平陵人、明二天官一博物、善レ文好二詩賦一、常居二窮素一、所レ處蓬蒿沒レ人、閉レ門養レ性、不レ治二名利一、清高、時人莫レ知、惟劉龔知レ之、終レ身不レ仕、三輔重焉、

【字解】〔天官〕天文學のことなり、周官の天官は天文道を掌りしより此の名あり、〔窮素〕困窮貧素なり、〔蓬蒿〕よもぎなり、〔名利〕名聞利達なり、〔終身〕此より以下の文高士傳の文にあらず、〔三輔〕京兆、

けて殺す、赴任する郡にて必ず其の郡中の勢力絶れたる者を平げ滅し、己れ太守と爲りし時は次位の都尉を視ること第三位の令官の如くし、己れ都尉と爲りては上官の太守を陵ぎて其の政權を奪ふなり、後河東郡の都尉と爲りて其の太守の勝屠公と權力を爭ひ、罪を得て屍を市に曝されたり、

孟陽擲瓦　賈氏如皐

晉書、張載字孟陽、安平人、性閑雅、博學有文章、父收爲蜀郡太守、太康初、至蜀省父、道經劍閣、載以蜀人恃險好亂、因著銘以作誡、益州刺史張敏奇之、表上其文、武帝遣使鐫之於劍閣山焉、仕至中書侍郎、載甚醜、每行小兒以瓦石擲之、委頓而反、

【字解】〔閑雅〕閑は嫻に同じ、しなやかにして上品なり、閑雅は品好くして鄙しからぬこと、みやびやかなり、〔省父〕父の安否を問ふなり、〔劍閣〕長安より蜀に行くには大劍小劍の二山ありて、此の山間を通ずるは、恰も閣道を通ずるが如く、天然の要害を爲せり、故に之を劍閣といふ、〔劍閣銘〕文選卷五十六にあり、〔鐫〕刻むなり、ゑるなり、〔醜〕容貌甚だ惡しきなり、みにくし、〔擲〕投げ打つなり、〔委頓〕挫き傷められて打ち倒るゝ貌なり、

【義解】晉書に曰く、張載字は孟陽、安平郡の人なり、性みやびやかにして學識博く、文章に妙を得たり、父の收の蜀郡に太守たりし折、太康の初年に、蜀に到りて父の安否を問ふ、其の道中にて有名なる劍閣を經て思へらく、古昔より蜀人の亂を好むは此の天然の險を恃みて也と、因つて劍閣の銘を著して後人の誡めと爲す、益州の刺史の張敏といふ人、此の文を奇異なりとして、表文を作り其の文を上る、武帝之を嘉みし、勅使を遣して此の銘を劍閣山に刻ましむ、載仕へて中書侍郎に至る、容貌甚だみにくければ、道を行く每に小兒之れを惡みて瓦石を投げうつを以て、身體挫き傷められて打ち倒されて反るなり、

左氏傳曰、叔向適鄭、鬷蔑惡、欲觀叔向、從使之收器者而往、立於堂下、一言而善、叔向將飮酒、聞之曰、必鬷明也、下執其手而上曰、昔賈大夫惡、娶妻而美、三年不言不笑、御以如皐、射雉獲之、其妻始笑而言、賈大夫曰、才

摯爲治、後以廢格沮事棄市、

【字解】〔攻剽〕せめおびやかすなり、〔幸〕寵愛せらるゝなり、〔破碎〕やぶりくだくなり、〔推〕推し竝べてなり、おほふなり、〔一切捕鞫〕重罪犯に連累せる一切の人々をとらへて罪を糾すなり、〔栗〕わなゝくなり、〔鷹擊毛摯〕鷹隼の毛羽を擊ち奮ひて飛鳥をつかみ取るなり、政治の苛酷なるに譬ふ、〔廢格沮事〕格は服せざるなり、捨つるなり、沮は壞すなり、はばむなり、廢格沮事は、天子の命を廢てゝ服せず、已成の事を打ち壞すことなり、〔弃市〕罪人の屍を市中に曝すことなり、

【義解】 前漢の義縱は河東の人なり、少き時嘗て張次公と俱に人を攻めおびやかして群盜の仲間となれり、縱に姊あり、醫術を心得たるを以て武帝の母の王太后に寵愛せらる、此の緣故によりて武帝は縱を召して中郎に拜す、後長安の令に遷り、法を直くして治安を保たんとするを以て、曲事を行ふ者は假令貴族外戚の方々と雖遠慮することなく糾彈するなり、後河內の都尉に遷りて入部するや、直に其の地の豪族穰氏の一族を誅滅したるを以て、皆其の嚴正なるに怖れ、道に遺失物ありと雖之を拾はざるに至れり、後又南陽郡の太守と爲るや、甯成の家を破碎したり、又定襄の太守に徙るや、至れば直に獄中の重罪犯人を推し竝べ、又其の連累者一切を捕へて罪科を糾し、一度に四百餘人を殺したり、是に於て郡中寒からざるにわなゝき慴れたり、此の時趙禹、張湯等九卿と爲り、しかも其の治は寬を尙び法を輔けて行ふに、縱は鷹隼の毛羽を擊ち奮ひて飛鳥をつかみ取るが如き殘酷を以て政治の要と爲せり、後に詔書を廢格し已成の事を破壞したるといふの廉を以て罪に處せられ、其の屍を市に曝されたりといふ、

前漢周陽由、景帝時爲郡守、武帝立由居二千石中、最爲暴酷驕恣、所居愛者撓法活之、所憎者曲法滅之、所居必夷其豪、爲守視都尉如令、爲都尉陵太守奪之治、後爲河東都尉、與守爭權弃市、

【字解】〔二千石〕一郡の太守なり、其の祿二千石なり、故にいふ、〔暴酷〕あらくむごらしきこと、〔驕恣〕おごりてほしいまゝなること、〔撓〕たむろなり、〔豪〕勢の衆に秀でたる者なり、〔視都尉如令〕太守の下に都尉あり、都尉の下に令あり、太守が次位の都尉に對するに第三位の令の如くするをいふ、

【義解】 前漢の周陽由は景帝の時に郡の太守と爲る、武帝卽位して後は、二千石の中に於て由が最も暴く酷しき政道を執り行ひて、驕り恣にす、己が愛する所の者は死罪を犯すとも法をためて活し、憎む所の者は假令輕き罪なりとも法を曲

餽糧、悉無所受、徙居新安關下、拾橡實以自資、年九十六卒、舊本恂作詢誤也、

【字解】〔節〕軍帥に天子より賜はる節符なり、牛毛にて飾りと爲す、〔宣布〕のべしくなり、〔慰撫〕なぐさめ安んずるなり、〔屯田〕兵卒を要害の地に置き、事無き時は田を耕さしむることなり、此處にては其の兵をたむろせしむる場所をいふなり、〔聚落〕聚は鄕の小なるものなり、即ち邑落なり、落は民居なり、村里なり、〔清約〕心清くしてつゝまやかなるなり、〔潛居〕ひそみをる、隱居に同じ、〔歲荒〕穀物實らざるなり、凶年のこと、〔餽糧〕食物を送るなり、〔新安關〕武帝元鼎二年に新安に徙したる函谷關なり、〔橡〕とちの木なり、〔資〕給するなり、たすけとなすなり。

【義解】後漢の李恂字は叔英、安定郡臨涇縣の人なり、侍御史に拜せらる、後に天子の節符を持ちて幽州に使し、仁恩德澤をのべしき、北狄をなぐさめ安んず、行き過ぐる所は山川の形勢、屯田の適否、鄕邑村落の稠疎を百餘卷に圖寫し、これを悉く封じて奏上す、肅宗之を嘉みして、兗州の刺史に拜す、性華美を好まず、清潔にしてつゝまやかなる心を以て下を率ゐ從へ、常に羊の皮を敷き、布の衣服を著けて自ら足れりとなす、後に武威太守に遷る、其より故鄕に歸りて山澤に潛み隱れ、草を結びて廬と爲し、諸生と共に席を織りて其の日の暮しに給せり、或る歲五穀實らず庶民困窮しければ、恂も亦飢ゑつらんと思ひ、司空の張敏、司徒の魯恭等は之に食物を送り遣したるに、悉く受けざりき、此れより居所を新安の函谷關の下に徙し、橡の實を拾ひて自ら養ひの助けと爲し、年九十六にして卒したり、舊本に恂の字を詢に作れるは誤なり、

義縱攻剽　周陽暴虐

前漢義縱河東人、少時嘗與張次公、俱攻剽爲羣盜、縱有姊以醫幸王太后、上拜縱爲中郎、遷長安令、直法行治、不避貴戚、遷河內都尉、至則族滅其豪穰氏之屬、道不拾遺、爲南陽太守、破碎甯成家、徙定襄太守、至則掩其獄中重罪、一切捕鞠、殺四百餘人、郡中不寒而栗、時趙禹張湯爲九卿、然其治尚寬、輔法而行、縱以鷹擊毛

喩未聽、豫書答曰、年過七十而居位、譬猶鐘鳴漏盡而夜行不休、是罪人也、遂固稱疾、拜太中大夫、食卿祿薨、豫淸約儉素、賞賜散之將士、毎胡狄私遺、悉簿藏官不入家、家常貧匱、雖殊類、咸高豫節、

【字解】〔寧肅〕安かに靜かなること、〔遜〕のがるゝなり、〔克壯〕克は任ふなり、壯は强壯なり、克壯は年老いぬると雖猶事に任へ心志强壯なるをいふ、〔書喩〕書面にてさとすことなり、〔鐘鳴漏盡〕未明の鐘鳴りてより夜の漏刻の水の盡くるまでなり、〔夜行不休〕夜行の禁を犯すことなり、〔簿〕帳面に記すなり、〔貧匱〕匱は乏しきなり、貧匱は貧乏に同じ、〔殊類〕胡狄を指す、

【義解】魏志に曰く、田豫字は國讓、漁陽郡雍奴縣の人なり、齊王の時に幷州の刺史と爲る、幷州は北狄に近き地なれば、境外の胡狄は田豫の勢威ある名を聞き、部落各相率ゐて來りて貢物を獻じ、中國と外狄との州界に何等の事變も起らず、尤も安かに靜かなれば、百姓咸豫に心服せり、後朝廷に徵されて衞尉と爲る、段々年老いぬれば度々位を逃がれんことを乞ふ、しかるに司馬宣王は豫は年取るとも猶事に任へ、志强壯なりと思ひ、書面にてさとして、其の願を聽されざるなり、因つて豫が答書に曰く、年七十を越して位に留り居るは、譬へば早朝鐘の鳴りしより夜中漏刻の水の盡き果つるまで歩行し、まだ其の上に夜行の禁を犯して休まざるが如し、是れ罪人に等しきなりと、遂に固く疾と稱して骸骨を乞ふ、後許され太中大夫の位のみに拜せられて隱居し、卿の祿を食みて薨ず、さて豫の人と爲りは心淸くつゝまやかにして奢り高ぶらず、上よりの賞賜は皆之を將士に分ち散じ、胡狄より内證にて遺る物貨ある毎に、必ず悉く之を帳面に記して官に藏めて我が家に納めざるなり、是を以て家常に貧乏なり、かかる德行ある人なれば中國のみならず、胡狄と雖咸豫が節操を高しとして感歎せざるものなかりしとなり、

後漢李恂字叔英、安定臨涇人、拜侍御史、持節使幽州、宣布恩澤、慰撫北狄、所過皆圖寫山川屯田聚落、悉封奏上、肅宗嘉之、拜兗州刺史、以淸約率下、常席羊皮服布被、後遷武威太守、歸鄕潛居山澤、結草爲廬、與諸生織席自給、歲荒、司空張敏、司徒魯恭

愉乃悟、遂佩焉、

【字解】〔建興〕愍帝の年號なり、一說に建興は永興の誤なり、華軼を討ちしことは建興の前の懷帝永嘉五年にありしを以てなりといふ、是なり、されど今元本を改めずして此に注す、〔嘗〕未だ餘不亭侯に爲らざる以前の時を指す、〔及〕是〕餘不亭侯と爲るに及びてなり、〔印龜〕印鈕の龜なり、諸侯王は黃金の印に橐佗の鈕なり、列侯左右將軍は黃金の印に龜の鈕なり、

【義解】晉書に曰く、孔愉字は敬康、會稽郡山陰縣の人なり、同郡の張茂字は偉康と丁潭字は世康と三人名譽を齊うするを以て時人之を號して會稽の三康といへり、建興の初に出仕して丞相掾と爲り、後に華軼を討ずる時の功に由りて餘不亭侯に封ぜられたり、此より前き或る時餘不亭を行き過ぎけるに、路傍に龜を捕へて籠に入れたる者を見、之を買ひて、溪中に放ち助けたり、龜悅びたりけん平流にて左に振り向き見ると五六回せしことありき、此度餘不亭侯と爲りしかば、侯印を鑄しめしに、印鈕の龜左向きと爲りしを以て印工は三たび改鑄せしに尙初の如くなれば、之を愉に報告す、愉前年龜を助けることを思ひ出し、彼の陰德今陽に表れて此の餘不亭侯に封ぜられしかと悟り、遂に此の印を佩びしといふ、

博物志、張顥爲梁相、新雨後、有鳥如山鵲、飛翔近地、市人擲之、墮地、民爭取之、卽爲一圓石、顥令搥破之、得一金印、文曰忠孝侯印、顥字智伯、常山人、漢靈帝時爲大尉、

【字解】〔新雨〕むらさめなり、〔山鵲〕やまかさゝぎなり、狀は鵲に似て文采あり、嘴足赤くして尾長し、〔擲之〕石を投げ付くるなり、〔搥破之〕つちにて打ちわるなり、

【義解】博物志に曰く、張顥が梁國の宰相と爲りし時、新雨の霽間に山鵲の如き鳥の飛び翔りて地に近きければ、市人石を投げ付けしに此の鳥地に墮ちたり、皆々爭ひて之を取らんとするに、鳥化して一つの圓き石と爲る、顥命じて之を槌にて打ち破らしめしに、一の黃金の印を得たり、其の文に忠孝侯の印とありしといへり、さて顥は字を智伯といひ冀州常山郡の人にして、漢の靈帝の時に大尉と爲れり、

田豫儉素　李恂淸約

魏志、田豫字國讓、漁陽雍奴人、齊王時、領幷州刺史、外胡聞其威名、相率來獻、州界寧肅、百姓懷之、徵爲衞尉、屢乞遜位、司馬宣王以爲豫克壯、書

吳人の降る者なり、〔酖〕毒するなり、〔戍〕邊戍の兵士なり、〔自服〕我境內の民皆自ら彼が德に歸服するをいふ、〔細利〕侵掠するをいふ、〔詰〕なじるなり、〔如此〕分界を保ち暴を爲さゞることなり、〔其德〕羊祜の德を指す、

【義解】 吳志に曰く、陸抗字は幼節、丞相陸遜の第二子なり、吳の孫皓に仕へて大將と爲る、時に晉の武帝、魏の元帝の禪を受け、南の方吳を平げんとて、羊祜を平南將軍と爲して南夏を鎭めしむ、羊祜は德信ある名將なれば忽ち石城以西を征服して盡く晉の領有と爲し、吳人の降る者引き續けり、祜增〻仁德と誠信とを修めて、初めて歸服したる者をなつけ愛すれば、吳の降る者は何れも悅び服從して、羊公と稱して名を呼ばざる也、是に於て吳は大將陸抗をして之に對せしむ、しかるに祜と抗とは互に使命を交通し、抗は祜が仁德器量は遠くは樂毅、近くは諸葛孔明と雖之に過ぐること能はずと稱贊せり、又抗或る時病みければ、此の事直に晉の軍營に聞え、祜は之に藥を遺りて見舞ひ、抗は之を服みて少しも疑ふ心無かりき、されど吳の人々は多くは危險なりとて抗を諫むれば、抗曰く、羊祜は人を毒殺するやうなる者にあらずと、故に時人は古の華元、子反の復今に再生せるなりと思へり、抗每に其の邊戍の兵士に告げて曰く、彼れ羊祜は專ら仁德を爲し、我は專ら暴逆を爲せり、是れ戰はずして我が境內の民は皆自ら彼の德に歸服せる所以なり、因つて今よりは各其の受け持の界を保つのみにして彼の軍に向ひて侵掠を求むること無かれと、孫皓之を聞き、かゝる手ぬるきことにては勝つ見込無しとて抗を詰る、抗曰く、一鄕一邑にても信義無くんばあるべからず、況んや大國に於ては尙更なり、臣今の場合に於て此くの如くせざれば我軍益〻暴を行ひて正に彼れ羊祜の德を彰さん、而して祜に於て何等の傷害も無き結果に終らん、故に姑く忍びて暴を止め、以て我國民の心機を一轉せんと欲するなりと、抗は大司馬、荆州牧にて一生を終へたりといふ、

孔愉放龜　張顥墮鵲

晉書、孔愉字敬康、會稽山陰人、與同郡張茂偉康、丁潭世康齊名、時人號曰會稽三康、建興初、出爲丞相掾、後以討華軼功、封餘不亭侯、愉嘗行經餘不亭、見籠龜於路者、愉買而放之溪中、龜中流左顧者數回、及是鑄侯印、而印龜左顧、三鑄如初、印工以告

【義解】古列女傳に曰く、楚の將軍の子發秦國を攻むる時、楚の軍勢に粮食絕えたり、士卒は皆豆粒を半粒づつ食ふ程飢ゑつゝあるに、其の將たる子發は朝夕に牛羊犬豕黍粱などの美食に飽けり、されど幸にして大いに秦將を擊ち破りて目出度凱旋したり、しかれど子發の母は門を閉ぢて內に入れず、人をして之を責めしめて曰く、汝は彼の越王句踐の吳を伐ちし時の事を聞かずや、聞かずば今汝に語らん、客ありて句踐に醇酒一樽を獻ずる者ありしが、王は人をして其の酒を江の上流に注がしめ、士卒をして其の下流に飮ましめたり、酒を江水に流したれば元より酒の味は無く唯其の香の少しばかりある位なり、而るに士卒は軍中にて久しく酒の香を聞かざりし際なれば王の此の處置に勇氣十倍し、戰に臨みて五人力を出したりといふ、他日又一嚢の乾飯を獻ずる者ありしが、王又自ら食せずして之を悉く軍卒に賜はりたり、軍士之を分ち食ひしに、皆咽をこゆるに足らざる程の少量にてありき、而るに戰に臨みて十人力を出したりといふ、今汝は一軍の將帥と爲りながら士卒を慰撫することを知らず、士卒に豆の半粒を食はしめ、汝獨り牛羊犬豕黍粱の如き美味を食ひしとは如何なる心得違ひなるぞや、さやうの心掛けにては汝は將軍たるの資格無く、又吾が子として不足なれば、今日目出度凱旋するとも吾が門に入ること勿れと誡めたり、子發乃ち其の母に陳謝して然る後に入ることを得たりといふ、

吳志、陸抗字幼節、丞相遜次子、爲吳將、時晉平南將軍羊祜鎭南夏、石城以西盡爲晉有、降者不絕、祜增修德信、以懷初附、吳人悅服、稱羊公不名、祜與抗相對、使命交通、抗稱祜德量雖樂毅諸葛孔明不能過也、抗嘗病、祜遺之藥、抗服之無疑心、人多諫抗、抗曰、羊祜豈酖人者、時以爲華元子反復見於今、抗每告其戍曰、彼專爲德、我專爲暴、是不戰而自服也、各保分界而已、無求細利、孫皓聞以詰抗、抗曰、一鄕一邑不可無信義、況大國乎、臣不如此、正是彰其德於祜無傷也、抗終大司馬荊州牧、

【字解】〔懷初附〕初めて降り附く者をなつけ愛すること、〔吳人〕

【字解】〔放縱〕投げ遣りにして我儘なり、〔不羈〕小節に拘はらざるなり、世上の事を氣に留めぬなり、〔鄕曲〕曲はくまなり、鄕曲は鄕村といふに同じ、〔齒〕次列なり、年次によりてならぶなり、ヨハヒスと訓む、〔晩節〕晩年に同じ、〔克レ己〕私欲に打ち勝つことなり、〔隸書〕秦の程邈の作りし書體なり、〔嫗〕老婦の稱なり、〔達〕放達なり、投げ遣りにしてさばけたる氣象をいふ、卽ち鏡を見て父に言ひし事と、老婦より新帽を受けて恥とせざる事とをいふ、

【義解】　晉書に曰く、王濛字は仲祖、太原郡晉陽縣の人にして、哀靖皇后の父也、少年の頃より投げ遣りにして我が儘なるが爲に、鄕里の人人によはひせられざるなり、されど晩年に至りて始めて私欲に打ち勝ち行迹をはげまして、風流の聞えありて美き評判を立てられたり、學藝としては美事に隸書を書きたり、さて天性姿容に美はしければ、自ら之を誇りとし、或る時鏡を覽て自ら顏を照し、其の父の字を稱へて曰く、王文開にして此の如き美男兒を生めるかと、又家貧にして帽敗れければ自ら市に入りて之を買はんとす、老婦其容貌に見とれて悅び、新しき帽を買ひて遺りたり、時人は以上の二事を以て放達にして尋常人の爲し得ざる所と爲す、官は司徒長史に至りて終はれりといふ、

句踐投醪　陸抗嘗藥

古列女傳、楚子發攻レ秦、軍絕レ糧、士卒并二分菽粒一、而食レ之、子發朝夕芻豢黍粱、大破二秦將一而歸、其母閉レ門而不レ內、使二人數一レ之曰、子不レ聞二越王句踐之伐一レ吳乎、客有下獻二醇酒一器一者上、王使二人注二江之上流一、使二士卒飮一二其下流一、味不レ及レ加レ美而士卒戰自五也、異日有下獻二一囊糗糒一者上、王又以賜レ軍、軍士分而食レ之、其不レ足レ踰レ嗌、而戰自十也、今子爲レ將、士卒并二分菽粒一、子獨芻豢黍粱何也、子非二吾子一、無レ入二吾門一、子發謝二其母一、然後內レ之、

【字解】〔并分〕豆粒の并合せるを分ちて半粒となすこと、〔菽粒〕菽は衆豆の總名なり、まめつぶなり、〔芻豢〕芻は草を食とする牛羊をいひ、豢は穀を食とする犬豕をいふ、〔黍粱〕黍はきびなり、粱はおほあはなり〔醇酒〕濃厚なる酒、こきさけなり、〔自五也〕一人にして五人に當るの意なり、五人力を出すなり、〔異日〕他日なり、〔糗糒〕乾飯なり、ほしいひなり、〔踰レ嗌〕咽をこゆるなり、〔自十也〕十人力を出すなり

盜以遺壽、寮屬聞其芬馥、稱之於充、充意知女與壽通、卽以妻焉、官至散騎常侍河南尹、

【字解】〔姿貌〕すがたかたちなり、〔容止〕起居振舞なり、〔讌〕燕、醼、宴と通ず、さかもりなり、〔賓寮〕賓客と司空の下役となり、〔青瑣〕門の扉に連瑣の模樣を刻み付けて青色にて塗りたるもの、本天子の制なるが賈充許されて其の內門に設けたるなり、〔寤寐〕ねてもさめてもなり、〔驕逸〕非常につやつやしきをいふ、〔心動〕むなさわぎするなり、〔慇懃〕ねんごろなること、〔音好〕音信を以て好を通ずること、〔歇〕止むなり、〔寮屬〕司空の下役なり、〔芬馥〕かんばしきにほひなり、

【義解】　晉書に曰く、韓壽字は德眞、南陽郡堵陽の人なり、姿かたち美しく、起居振舞賓によろし、賈充辟して司空掾と爲す、充は當時司空たりしを以て折々賓客及び司空の下役を招きて宴會を催すことあり、其の度每に、充の女の賈午といふは青瑣の內門の中より宴席の樣子を窺ひ、壽の容姿を見て之を悅び、是れより女は大いに壽を戀ひ慕ひて、寐ても寤めても壽の事をのみ口ばしりて狂はんばかりなり、女の婢之を見るに見兼ねて壽の家に往き、具に女の意中を物語り、且つ其の女の姿色の常ならずつやつやとして麗しく美しくして邊を光すばかりなることを說きたり、壽之を聞きて心さわぎしてねんごろなる言を女に通ぜしむ、婢其の言傳を女に白ししかば、女遂に潛に音信を以て好を修め、互に厚く贈物を爲して言ひ交し、壽を呼びて夜中女の家に忍び入らしめしかば、壽、垣を踰えて夜每に至る、されど家中一人として知るもの無し、當時西域より珍奇の香を天子に貢ぎたり、此の香を一度人に著けば、月を經ふるも其の香止まらざるを以て、帝甚だ之を貴び、唯賈充と大司馬陳騫とのみに賜はりしなり、充の女密に之を盜みて壽に贈りしかば、司空の下役共壽が身に名香の匂するを聞き、是れ必定西域よりの貢物ならんと思ひて充に告げたり、充是に於て女と壽と已に通ぜるを知り、許して壽に妻はしむ、壽は官、散騎常侍河南尹にまで進みたりといふ、

●

晉書、王濛字仲祖、大原晉陽人、哀靖皇后父、少放縱不羈、不爲鄉曲所齒、晩節始克己勵行、有風流美譽、善隸書、美姿容、嘗覽鏡自照、稱其父字曰、王文開生如此兒邪、居貧帽破、自入市買之、嫗悅其貌、遺以新帽、時人以爲達、終司徒長史、

爲相君、宣帝時陰子方者、至孝有仁恩、臘日晨炊、而竈神形見、子方再拜受慶、家有黃羊、因以祀之、自是暴至巨富、田有七百餘頃、輿馬僕隸比於邦君、子方常言、我子孫必將强大、至識三世而遂繁昌、故後常以臘日祀竈、薦黃羊焉、

【字解】〔原鹿〕縣の名なり、〔出自管仲〕管仲の子孫にして陰氏と改めし所以は、管仲七世の孫の管修といふ者、齊より楚に適き、陰の地の大夫と爲りしに因るなり、〔相君〕管仲齊に相たり、故にいふ、〔臘日〕冬至より第三の戌の日なり、〔暴〕急なり、にはかなり、

【義解】後漢の陰識字は次伯、南陽郡新野の人なり、光烈皇后の兄たるを以て原鹿侯に封ぜらる、顯宗帝の時に執金吾に拜せられ特進に位す、其先祖は管仲より出づるを以て代々其祀を爲して管仲を稱して相君といへり、宣帝の時に陰子方と云ふ者あり、此の人至孝にして仁愛恩惠の心あり、臘の日に晨早く起きて飯を炊ぎしに、竈神形はれて子方の目に映りたり、子方乃ち再拜して敬を致し、家に有り合ふ黃羊を犧牲として祀る、是より慶を受けて暴に大富と爲り、田地七百餘頃を有ち、輿馬僕隸等の多きは諸侯に比ぶる程に至れり、子方常に言へり、我が子孫には必ず强大なる勢威を振ふに至らんと、識に至りて子方より第三世にして妹は皇后となり、兄は位特進にまで進みて家運遂に大いに繁昌せり、故に後常に臘日に竈を祀り、且つ黃羊を薦むるを以て恆例とせり、

韓壽竊香　王濛市帽

晉書、韓壽字德眞、南陽堵陽人、美姿貌、善容止、賈充辟爲司空掾、充每讌賓寮、其女輒於靑瑣中窺之、見壽悅焉、女大感想、發於寤寐、婢後往壽家、具說女意、幷言其女光麗豔逸端美絕倫、壽聞而心動、令爲通殷勤、婢以白女、女遂潛修音好、厚相贈結、呼壽夜入、壽踰垣而至、家中莫知、時西域有貢奇香、一著人則經月不歇、帝甚貴之、唯賜充及大司馬陳騫、其女密

君が狀貌を視るに元より惡人の相に非らず、今夜忍び入りて物を奪はんとするも、當に貧困に原因せるならんと、遂に絹二匹を贈りて歸らしめたり、是れより縣下の人人は人の性の善なるを知り、盜みする者絕えたり、後累に召し出さるれども仕へざりき、後、靈帝の中平四年に家に卒す、海内其の喪を聞き赴き弔ふ者三萬人に達し、衰麻の喪服を著る者數百人に及び、共に故人の德を稱して石に刻み碑を立て、文範先生と諡したりとぞ、

龐儉鑿井　陰方祀竈

風俗通、龐儉亡其父、隨母流落、後居盧里、鑿井得銅、遂富、因求奴得老蒼頭、於家數日、蒼頭自言、堂上母是我婦、母聞乃問之、奴曰婦艾氏女、字阿宏、左足下有黑子、右腋下有赤誌、如半櫛大、母曰、我翁也、遂爲夫婦如初、時人謂曰、盧里龐公、鑿井得銅、買奴得翁、

【字解】〔亡〕行方不明となりしをいふ、〔流落〕落ぶれて流浪することとなり、〔鑿井〕井を掘るなり、〔蒼頭〕漢代に僕隸を蒼頭といふ、蒼色の巾を頭に冠るを以て名けしなり、〔婦〕妻なり、〔黑子〕ほくろなり、〔赤誌〕赤色のあざなり、〔我翁也〕我が夫なりとの意なり、〔得翁〕父を得たりとの意なり、

【義解】風俗通に曰く、龐儉といへる者、其父行方不明となりたれば、母に隨ひ落ぶれて處處に流浪す、後盧里といふ地に居住し、井を掘りしが圖らず多くの銅を得て、遂に富人となれり、因つて奴隸を買ひ求めしが老人の奴僕を得たり、家に居ること數日の後、件の老僕自ら言ふに、堂上にて母と尊ばるゝ人は我が妻なりと思ひも寄らぬ事を言ひ出したり、母よつてさ云はるゝからは何か確なる證據ありてのことかと問ひ詰めたり、奴曰く、妻は艾氏の女にして字は阿宏といふ、左足の下には黑子あり、右の腋の下には赤き誌の半櫛の大さの如きあらんと圖星を指したり、母驚きて曰く、かほどの事を知り給へるは正しく我が夫なりと遂に初の如く夫婦となりたり、故に時の人評判して曰く、盧里の龐公は井を鑿りて銅を得、奴を買ひて父を得たりと、

後漢陰識字次伯、南陽新野人、光烈皇后兄、封原鹿侯、顯宗時拜執金吾、位特進、其先出自管仲、世奉其祀、謂

遺絹二匹、自是一縣無盗、後累命不起、卒于家、海内赴者、三萬餘人、制衰麻、者以百數、共刊石立碑、謚文範先生、

【字解】〔刺佐〕刺史の補佐なり、〔平心〕好憎に私心を挾まざるをいふ、〔率物〕人を導くなり、〔歳荒〕五穀實らざるをいふ、荒はスサブと訓む、〔梁上〕うつばりのうへなり、〔習以性成〕以は與と通ず、習慣は第二の天性と成るとの意なり、〔稽顙〕顙を地に觸るゝ禮なり、〔歸罪〕如何樣とも存分に取り計ふべしと身を投げ出すをいふ、〔遺〕贈るなり、〔累命〕しきりに召し出すこと、〔衰麻〕衰は縗に同じ、音崔なり、貲布の喪服なり、麻は喪の時に首と腰とに著くるなり、故に衰麻は喪服なり、

【義解】後漢の陳寔字は仲弓、潁川郡許縣の人なり、少き時より許縣の下役と作り、又轉じて洛陽の都亭の刺史の補佐と爲る、世に出で身を立てんとするの志有りて學問を好み、立ちても居ても手に書物を離さず一心に誦讀す、縣令之を見て奇異なりと感じて學業を大學に受けしむることを聽したり、是れより學益〻進み德愈〻達す、よつて太丘縣の長に除せられたり、縣治を行ふに專ら德を修め、煩を省き、極めて清く靜かに治めたれば、百姓其の化を蒙りて皆安かに世を過ごせり、時に官吏ありて訟へ出づる者を差し止めんと白す、寔曰く、其は不可なり、抑も訟とは各〻自己の直きを求めんとして提出するものなり、而るに今之を差し止めなば、庶民何に由つて其の理の所在を何處に伸べんとするか、故に訟ふる者あれば理非を分明にして正しく之を決定して遣るべしと、是に於て卒に訟ふる者自然に無きに至れり、其の後太丘の長を辭して歸る時、縣の官吏も人民も、皆其の德を慕ひたりといふ、寔故鄕に在りても心を平かにして好憎によりて偏頗の處置無く、能く人を敎へ導けり、若し村里に爭ひ事を致す者あれば、皆其の曲直の判正を寔に求むるなり、寔が曲直を判明し、直なる者にも曲なる者にも、懇々と譬へ事を引きなどして說き諭すなり、故に寔の判正を受けたる者は退きて之を怨むること無く、皆其の德に懷き、歎じて寧ろ刑罰に加へらるるとも、陳君に曲なりと云はれまじと曰ふに至れるなり、時に五穀實らずして民豊ならざれば、處々に盗賊起れり、或る夜盗ありて寔の室に入りて梁の上に潛み居たり、寔陰に之を見付けて、騒がず、子孫を呼び會め、嚴然として色を正して之に訓戒して曰く、さて人と生れ來ては自ら善を勉めざるべからず、總じて不善の人と云はるゝ者も、未だ必ずしも本來の惡人には非らざるなり、其の不善を爲すは習慣的に第二の天性と成りて遂に惡人となるものなり、卽ち梁上の君子是れなりと、盗之を聞き大いに驚き、自ら梁上より飛び下り、地に額を觸れて謝罪して如何樣の處置にも從はんとせり、寔曰く、

子擧をして之を守らしむ、子擧入國せんとする時、道に文侯の師の田子方に朝歌といふ所に逢ふ、子擧は父の師に會へるを以て已れの車を道傍に牽き寄せ車より下りて見えたり、しかるに子方は傲然として子擧に禮を爲さゞるなり、子擧心に怒りを含み因つて問ひて曰く、さて富貴なる者人に驕るか、將た又貧賤なる者人に驕るかと、子方曰く、貧賤なる者も亦人に驕るなり、されど富貴なる者には害ありて貧賤なる者には害無し、例へば諸侯にして人に驕れば其の國を失ひ、大夫にして人に驕れば其の家を失ふ、之に反して貧賤なる者は、人に驕るとも失ふ所無く、行ひ合はず、言用ひられざれば、此を去りて楚越に行くこと、恰も草履を脱ぎ棄つるが若し、何ぞ其れ富貴の者と同じからんやと、子擧悅びずして去れりといふ、

黄向訪主　陳寔遺盜

舊注云、後漢黄向豫章人、嘗行於路、拾得金嚢、乃訪主還之、

【義解】李翰の舊注に云く、後漢の黄向は豫章郡の人なり、或る時行歩して路にて黄金の入りたる嚢を拾ひ得たり、されど理に於て有つべきに非ずとて乃ち遺失したる主を訪ひて之を還したりとぞ、

後漢陳寔字仲弓、潁川許人、少作縣吏、爲都亭刺佐、有志好學、坐立誦讀、縣令奇之、聽受業大學、後除太丘長、修德淸靜、百姓以安、吏白欲禁訟者、寔曰、訟以求直、禁之理將何申、卒無訟者、去官人追思之、在鄕閭平心率物、有爭訟、輒求判正、曉譬曲直、退無怨者、至乃歎曰、寧爲刑罰所加、不爲陳君所短、時歲荒、有盜夜入其室、止於梁上、寔陰見之、呼子孫、正色訓之曰、夫人不可不自勉、不善之人、未必本惡、習以性成、遂至於此、梁上君子是矣、盜大驚、自投於地、稽顙歸罪、寔曰、視君狀貌、不似惡人、當由貧困、令

陳逵豪爽　田方簡傲

世說豪爽篇、晉陳逵字林道、住西岸、都下諸人、共邀至牛渚、陳善言理、諸人欲共言折陳、陳以如意拄頬、望鷄籠山、歎曰、昔孫伯符志業不遂、於是竟坐不得談、伯符孫策字也、

【字解】〔豪爽〕豪放にして淸快なるなり、〔折〕挫くなり、抑ふるなり、クジクと訓む、〔拄頬〕ほゝをさゝふるなり、〔孫伯符志業不遂〕孫伯符は吳の孫策なり、孫策三國鼎立の時其材略を用ふる事無くして早世せるをいふ、今陳逵之を云ふ所以は、都下の諸人吾を牛渚に招けるは、定めて吾が言說を挫かんとするにあるを知れり、故に如意を以て頬に拄へて、吾に對する者は獨孫策のみなりき、しかるに今は莫し、惜しむべき哉といひて、諸人は吾が相手にあらずとの意を諷示せるなり、其の如意を頬に拄へて山を望みつゝ、此く云へる所、卽ち所謂豪爽なる所以なり、

【義解】　世說豪爽篇に曰く、晉の陳逵字は林道、西岸に住みし時、都下の諸人共に陳逵を迎へて牛渚に至らしむ、陳逵素より條理を立て議論するに巧みなり、故に都下の諸人は相共に之を論じ挫かんとてかく招きしなり、陳至りて既に之を知り、如意を以て頬を拄へ鷄籠山を望みつゝ、歎じて、昔し孫伯符は志業遂げずして早世せりといひて坐中の者に取り合はざるなり、諸人皆其の豪爽なるに驚き、坐を竟ふるまで一人として陳に對ひて談ずることを得ざりきとなり、伯符は孫策の字なり、

史記、魏文侯伐中山、使子擊守之、子擊逢文侯之師田子方於朝歌、引車避下謁、子方不爲禮、子擊因問曰、富貴者驕人乎、且貧賤者驕人乎、子方曰、亦貧賤者驕人耳、夫諸侯而驕人、則失其國、大夫而驕人、則失其家、貧賤者行不合、言不用、則去之楚越、若脫躧然、奈何其同之哉、子擊不懌而去、

【字解】〔簡傲〕禮を簡略にして人に傲ること、〔富貴者〕己が身を指す、〔貧賤者〕子方を指す、〔躧〕草履なり、わらぐつなり、〔懌〕悅ぶなり、

【義解】　史記に曰く、魏の文侯中山國を伐ち平け、其の子の

知らんと欲し、之を群臣に問ふ、群臣皆之が量り方を案出する者無し、沖旁に仕りて曰く、先づ象を大船に載せ、其の重量にて水痕の船板に浸る所に刻を付け置き、而る後に象の代りに、石又は鐵の類を權にて量りたるを る船に載せ、先に刻み付けたる水痕に達するに及べば、象の體重と物の重量と同一なるを以て、象の目方を知るを得べしと、武帝大いに悅び直に之を施し行ひて之を知ることを得たり、時に軍國多事にして刑を用ふること嚴重なり、凡そ罪科決定して誅戮せらるべき者も沖の爲に徵し出され、再審して事實を辨じをさめらるれば冤罪の者多し、是によりて救ひ宥されたる者前後五六十人の多に達せり、此の如く何に就きても器量勝れたれば、武帝も數、群臣に對して之を譽めたゝへたり、且つ沖に後を傳へんとするの意ありたれども、間も無く卒するに會ひて望を失へりとぞ、

丁蘭刻木　伯瑜泣杖

孝子傳、丁蘭事レ母孝、母亡、刻レ木爲レ母事レ之、蘭婦誤以レ火燒二母面一、應レ時髮落如レ割、

【義解】孝子傳に曰く、丁蘭、母に事へて至孝なり、母死亡して後は木像を造りて母と爲して之に事ふ、蘭の妻誤りて火を以て木像の面を燒きたり、木像に蘭の至誠籠りて自然に知覺の生じたりけん、面を燒くと同時に髮落ちて其の毛根の拔ける狀宛ら生肉の割くるが如く血流れ出でたりといへり、

說苑曰、伯瑜有レ過、其母笞レ之泣、母曰、他日笞未二嘗泣一、今泣何也、對曰、他日得レ罪笞常痛、今母之力不レ能レ痛、是以泣、十二國史瑜作レ俞、

【字解】〔笞〕杖にて擊つなり、ムチウツと訓む、〔他日〕前の日なり、昔日なり、

【義解】說苑に曰く、伯瑜或る時過失ありて、其の母杖もて擊ちたれば泣きたり、母不思議に思ひて曰く、前の日笞ちたれども未だ嘗て泣かざりき、而るに今泣くは何ぞやと問ふ、瑜曰く、前の日罪を得て笞たれし時は、常に身に應へて痛めり、今は母の力衰へたりけん、瑜の身を痛むること能はざるなり是を以て母の年老いたるを悲みて泣くなりと對へたり、十二國史には瑜の字を俞に作れり、

卷下

人不レ知下以二其愚心一師中聖人之智上、不二亦過一乎、

【字解】〔蟻壤〕蟻の住む土なり、ありづかなり、〔仞〕八尺なり、一說に四尺なり、

【義解】韓非子に曰く、昔時管仲と隰朋と齊の桓公に從ひて孤竹の地を伐ちし時、春出陣して冬に至りて凱旋し、其の返りに迷ひ惑ひて道を失ひたり、管仲曰く、老いたる馬は、元、來し道を知るといへば、彼の智を借り用ふべしと、因つて老馬を放ちて其の向ふ所に隨ひて進めば遂に本街道に出でたり、又山中を越え行くに、水無くして軍兵悉く渴に苦む、隰朋曰く、蟻は冬は山の南に居り、夏は山の北に居る、且つ蟻塚の一寸四方なるもの、下、八尺の深さには必ず水ありと聞き及べりと、因つて地を掘れば果して遂に水を得たりといひ傳ふ、此の如く管仲隰朋の智を以てするも、其の知らざる所に至りては、老馬と蟻とを師とするに難しとせざるなり、しかるに今の人は愚かなる心にてありながら、聖人の智を師とすることを知らざるは、眞に大いなる過と云はざるを得ざるなりとなり、

魏志、鄧哀王沖字倉舒、武帝子、少聰察岐嶷、五六歲有下若二成人一之智上、時孫權曾致二巨象一、太祖欲レ知二其斤重一、訪二之群下一、莫三能出二其理一、沖曰、置二象大船之上一、而刻二其水痕所一レ至、稱レ物以載レ之、則校レ其可レ知矣、太祖大悅、卽施二行焉一、時軍國多事、用レ刑嚴重、凡應二罪戮一而爲二沖微所二辨理一、賴以濟宥者、前後數十、太祖數對二群臣一稱述、有下欲レ傳レ後意上、會卒、

【字解】〔聰察〕みゝさとくして物事に明かなり、〔岐嶷〕小兒の智あることなり、〔水痕〕水の附きたるあとなり、〔稱レ物〕稱は權衡にて輕重をはかるなり、ハカルと訓む、〔校〕比べ考ふるなり、〔罪戮〕罪科決定して誅戮せらるゝなり、〔辨理〕わきまへをさむるなり、〔濟宥〕救ひて罪をゆるすなり、〔稱述〕譽めのぶるなり、〔傳レ後〕世續にすることなり、

【義解】魏志に曰く、鄧哀王の沖、字は倉舒、武帝の子なり、少きよりみゝさとしくして物事に明かに、才智衆に秀でたり、五六歲にして已に成人の如き智慧あり、或る時吳の孫權大いなる象を武帝に贈りたり、武帝象の體重何斤あるかを

輔之望、爲佐著作郎、歎曰、仕宦不爲宰相、才志何足以騁、累遷安北將軍、爲會稽王道子所害、恭美姿儀、人多愛悅、或人目之云、濯濯如春月柳、嘗被鶴氅裘、涉雪而行、孟昶窺見曰、此眞神仙中人也、恭爲性不弘、闇機會、尤信佛法、臨刑猶誦佛經、

【字解】〔美譽〕うるはしきほまれなり、〔才地〕地は質なり、下地なり、生れつきたる才智なり、〔濯濯〕潔く光る貌なり、〔鶴氅裘〕氅は羽を聚め製したる衣なり、けごろもなり、鶴氅裘は鶴の白毛のけごろもなり、〔不弘〕學識弘からざるをいふ、〔闇於機會〕機會はをりなり、はずみなり、をりを見計ふに暗きをいふ、

【義解】　晉書に曰く、王恭は孝伯、太原郡晉陽縣の人なり、少きより美しき譽ありて其の清き操は人に過ぎたり、自ら己れの生れつきたる材智の高く華かなるを恃み、宰相輔佐の位に升らんとするの望みあり、仕へて佐著作郎と爲る、此の官は天子の文庫を司る著作郎の下役なるを以て之に滿足せず、歎じて曰く、仕官して天下の宰相と爲らずんば、自己の才力意志も何處に騁することを得んやと、後、安北將軍に累遷す、東晉の安帝の隆安二年に、桓玄等と兵を舉げて謀反し、會稽王道子に害せられたり、恭、姿容風儀美なりしを以て人多く之を愛し悅べり、或人之を評して濯濯として潔く光あること、恰も春月の柳の若葉に耀くが如しと云へり、又或る時鶴の白羽を聚めて製したる毛衣を著て雪中を涉り行きけるに、孟昶といへる者之を窺ひ見て、此れ眞に神仙中の人にして俗人とは見受けられざるなりといへり、恭性質才力はありたれども學問に弘からざれば、道理に通ぜざる所多し、故に折々機會を見計ふに闇かりき、又元來尤も佛法を信じたれば、刑に臨むも猶佛經を誦したりとなり、

管仲隨馬　倉舒稱象

韓非子曰、管仲隰朋從於桓公而伐孤竹、春往冬返、迷惑失道、管仲曰、老馬之智可用也、乃放老馬而隨之、遂得道、行山中無水、隰朋曰、蟻冬居山之陽、夏居山之陰、蟻壤一寸而仞有水、乃掘地、遂得水、以管仲隰朋之智、至其所不知、不難師於老馬與蟻、今

卒、時謂被看殺、

【字解】〔總角〕兩角に結びたる髮なり、つのがみ、又、あげまきといふ、〔見者觀者〕見者は意はずして逢ひ見る者なり、觀者は容姿を聞きて觀る者なり、〔天下亂〕五胡の蜂起をいふ、〔彌日〕終日なり、日をチフと訓む、〔金聲玉振〕金は鐘の屬なり、聲は宣ぶなり、音樂を始むる時は鐘を打ちて衆樂を宣ぶなり、玉は磬なり、振は收むなり、音樂を止むる時は磬を鳴して衆樂を收むるなり、故に金聲に始めの義あり、玉振に終りの義あり、此處にて事ら始終の義に用ふ、〔中朝〕魏を指す、〔此子〕衞玠を指す、〔江表〕江州なり、〔微言之緒〕老子の微妙なる旨の緒なり、〔永嘉〕西晉懷帝の年號なり、〔正始〕魏の曹芳の年號なり、〔絕倒〕甚しく驚き感ずるなり、何晏、王弼を奇として神伏して、絕えて絕倒せし事なし、されど神伏と絕倒と其の意相近し、故にいふ、〔豪爽〕豪放にして清快なるなり、心大いにしてさわやかなるなり、〔看殺〕衆人仰ぎ看たるが爲に死にたりとの意なり、

【義解】晉書に曰く、衞玠は幼少の頃、髮をあげまきに結ひ、羊車に乘りて市中に入る、之を見る者其の美しさに感じて玉人と爲す、其の容姿を傳へ聞きて迹を追ひ觀る者都を傾く許りなり、長じて太子洗馬と爲る、時に五胡蜂起して天下大いに亂る、を以て官を退き家を南方に移して豫章に至る、時に王敦豫章郡の太守と爲りて之を鎭守し、謝鯤之が長史と爲れり、謝鯤は雅より玠の人と爲りと其の學識とを知れるを以て之を重んぜり、今相見るに及びて相共に欣然として悅び言論を爲して幾日も日を重ねたり、王敦も玠の學才あるを知り、鯤に謂つて曰く、昔し王輔嗣老子に注して發明する所多く、老子の眞義を始めて魏の代に吐きたり、其れより後は之に繼ぐ者絕えて無かりしが、今此の子復老子の言を會得して此の江州の地に於て之が終りを成せり、是に於て老子の玄玄たる微妙の緒は一度絕えたれども今復續くことを得たり、現在此の永嘉の時代に於て彼の正始の昔し王弼の唱へし玄音を聞かんとは全く意はざりき、何平叔若し今に在らば當に再び玠の微言に驚き感ずべしと、さて玠は嘗てより心に思へり、人の我に及ばざること有らば、其の人未だ修練の足らざるに因るならんと、情を以て氣の毒に思ひ遣るなり、又人非道の考を以て我を干さば、先づ我れ內に省みて病しきこと無ければ、其の非は彼に在り故に理を以て之を放ち遣りて報ゆることを爲さゞるなりと、故に身を終りたるまで喜びと慍りとの色を見はさゞりき、玠、心中に王敦は豪放清快にして人と交はらず、好みて人の上に居らんとす、恐らくは忠臣に非ざるなりと思ひ込み、自ら求めて建鄴の都に向ふ、京師の人其の容姿の美を聞き傳へて觀る者堵墻の如く長く引き續きたり、而して頓に卒にぬ、時人之を以て衆人に看殺されたるものと謂へりとぞ、

晉書、王恭字孝伯、太原晉陽人、少有美譽、清操過人、自負才地高華、有宰

【字解】〔方直〕正しくして一寸の曲りも無きこと、〔史鰌汲黯之爲人〕史鰌は孔子に直哉といはれ、汲黯は時人に汲直といはれし程の方直の人なり、〔賢良方正〕科目の名なり、〔對策〕科目に應ずる答案なり、〔元后〕元帝の后にして王莽の姑なり、〔逸豫〕逸は安んずるなり、豫は樂むなり、〔軔〕輪を止むる木なり、此處にてはトヾムと訓む、〔切諫〕直諫に同じ、〔鞅〕むながひなり、

【義解】後漢の申屠嘉の七世の孫なり、剛の性質正しく直くして常に史鰌汲黯の人と爲りを慕へり、前漢の平帝の時に賢良方正の科に擧げられて其の試驗に答案す、其の文意直道を主として述べたれば王莽の旨に逆ふ、よつて王莽は元后をして詔を下して、對策の文章は聖經の道に背けるを以て官を罷め歸るべしと宣べしめたり、其の後、後漢の建武七年に至り、朝廷徵して侍御史に拜し、尙書令に遷す、光武帝或る時出で遊ばんと欲す、剛思ふに古今隴蜀未だ平かならざれば、心を弛めて宴安に耽り、安んじ樂むべき時期にあらずとて、切に諫むれども聽かれざるなり、よつて遂に頭を乘輿の車輪に觸れ當て、車の進行を止めたり、帝遂に其の切諫の爲に中止したり、かくの如く剛は數切諫するを以て帝の旨に違ひ、朝廷に止まることを能はざるに至れり、出でて平陰縣の令官と爲る、其の後上復召して大中大夫に拜す、李翰の舊注に云く、帝の出遊を諫むる時、刀を以て馬のむながひを斷ちたりとあれど、此の事何の書物に出でしか未だ詳かならざるなり、又剛の字轉じて綱に作るは、別人に非ざるなり、

衞玠羊車　王恭鶴氅

晉書、衞玠總角乘羊車入市、見者以爲玉人、觀者傾都、拜太子洗馬、以天下亂移家、南行至豫章、時王敦鎭豫章、長史謝鯤雅重玠、相見欣然、言論彌日、敦謂鯤曰、昔王輔嗣吐金聲於中朝、此子復玉振於江表、微言之緒、絕而復續、不意永嘉之末、復聞正始之音、何平叔若在、當復絕倒、玠嘗以人有不及、可以情恕、非意相干、可以理遣、故終身不見喜慍色、玠以敦豪爽不群、好居物上、恐非忠臣、求向建鄴、京師人士、聞其姿容、觀者如堵、會

に罪に坐せられて禁錮の身と爲る、成帝の時、張禹は帝の師傅たるの廉を以て特進に位し、朝の內外より甚だ尊重せらるるなり、是に於て雲上書して天子に見えんことを求めて參內す、三公九卿帝の御前に列坐す、雲奏して曰く、今朝廷の大臣諸公、一人として上は主を正すこと能はず、下は民を益すること無し、皆其の位及び官職に稱はずして空しく位を守り祿を食める徒のみなり、臣願くは尙方に藏めある彼の斬馬劍を賜はりて其の中の佞臣一人丈を斷ち斬りて、其の餘りの者を厲まさんとすと、上、佞臣一人とは誰がことなるぞと問ふ、對へて曰く、安昌侯張禹なりと、上大いて怒りて曰く、汝小臣ものめ、下位に居て上を訕り、朝廷に於て面のあたり朕が師傅を辱かしめたり、汝の罪は死するとも赦さずと、是に於て御史、雲を殿上より下さんとす、雲、殿の欄干に攀ぢて抵抗したれば欄干折れたり、雲尙大音聲にて呼びて曰く、臣死にて彼の忠臣の龍逄比干の二人に從ひて黃泉の下に遊ぶことを得ば充分なり、此の場に至りて直臣を殺したるの故を以て聖朝の聞え惡しくなるとも吾が知る所にあらざるのみと、御史遂に雲を牽る去りて之を殺さんとす、是に於て左將軍の辛慶忌といふ者、雲の言に感じ、冠を脫ぎ、左將軍の印綬を解き、殿下に叩頭して曰く、此の臣素より物狂せる程正直なるは夙に世に著はれり、今奏上せる所若し是ならば之を誅すべき理なけん、假令其の言非なりとも固より狂直の言なれば、之を取り上ぐること無く容赦あるべきものなり、臣敢て生命を抛ちて此の事を爭はんと言ひつゝ、頭を地に叩き付けて血を流したり、よつて上の意氷解し然る後に死を免ることを得たり、其の後欄干を修繕するに及びて、上曰く、全く取り易ること勿れ、此の破片は朱雲の直諫の記念なれば、之を集めて補ひ合し、以て直臣の迹を表はせよと、雲は是より後復た仕へずして身を隱したりとぞ、

後漢申屠剛字巨卿、扶風茂陵人、丞相嘉七世孫、剛性方直、常慕史鰌汲黯之爲人、平帝時、擧賢良方正對策、王莽令元后下詔罷歸、建武七年、徵拜侍御史、遷尙書令、光武嘗欲出游、剛以隴蜀未平、不宜宴安逸豫、諫不見聽、遂以頭軔乘輿輪、帝遂爲止、以數切諫失旨、出爲平陰令、復拜大中大夫、舊注云、以刀斷馬鞅、未詳所出、剛轉作綱、

前漢朱雲字游、魯人、容貌甚壯、以勇力聞、好倜儻大節、當世高之、舉方正、爲槐里令、坐廢錮、成帝時、張禹以帝師位特進、甚尊重、雲上書求見、公卿在前、雲曰今朝廷大臣、上不能匡主、下亡以益民、皆尸位素餐、臣願賜尙方斬馬劍、斷佞臣一人、以厲其餘、上問誰也、對曰、安昌侯張禹、上大怒曰、小臣居下訕上、廷辱師傅、罪死不赦、御史將雲下、雲攀殿檻、檻折、呼曰、臣得下從龍逢比干遊於地下足矣、未知聖朝何如耳、御史遂將雲去、於是左將軍辛慶忌免冠解印綬、叩頭殿下曰、此臣素著狂直於世、使其言是不可誅、其言非固當容之、臣敢以死爭、慶忌叩頭流血、上意解、然後得已、及後當治檻、上曰、勿易、因而輯之、以旌直臣、雲自是不復仕、

【字解】〔倜儻〕甚だしく人に勝れて大志あること、〔方正〕科目の名なり、〔廢錮〕禁錮に同じ、仕官の途を塞ぎて仕ふること勿らしむるをいふ、〔尸位素餐〕尸は主るなり、素は空しきなり、尸位は其の事を務めずして但其の位を主るのみをいひ、素餐は其の官職に稱はずして空しく祿を食むをいふなり、〔尙方〕天子の器物を司る所なり、〔斬馬劍〕馬をも二つに斬り得る大劍なり、〔佞臣〕へつらふ臣下なり、〔訕〕そしるなり、〔將〕率ゐるなり、〔殿檻〕宮殿の欄干なり、〔未知聖朝何如〕我等の如き直臣を殺さば聖朝の聞え惡しかりなん、されど其は我等の關り知る所にあらずとの意なり、〔免冠〕冠をぬぎ去るなり、〔叩頭〕頭を地にたゝき付くるなり、おじきするなり、〔狂直〕氣の狂へるが如き正直者なるをいふ、〔治檻〕欄干を修繕するなり、〔輯之〕檻の破片を集めて補ひ合すなり、〔旌〕表すなり、

【義解】前漢の朱雲字は游、魯の人なり、容貌甚だ壯んにして勇力を以て國中に聞え、又人に勝れたる大志ありて廣大なる節操を立てんことを好めるを以て當世の人人は之を高尚なる者と思へり、方正の科に擧げられて槐里の令と爲り、數、上疏して丞相韋玄成を彈劾せるを以て、玄成の怒を買ひ、遂

尉黄瓊所辟、瓊卒、乃往設雞酒薄祭、哭畢而去、不告姓名、時會者郭林宗等聞之、疑其穉也、遣茅容追及之、共言稼穡之事、臨訣謂容曰、爲我謝林宗、大樹將顚、非一繩所維、何爲栖栖不遑寧處、及林宗有母憂、往弔之、置生芻一束於廬前而去、衆怪不知其故、林宗曰、此必南州高士徐孺子也、詩不云乎、生芻一束、其人如玉、吾無德以堪之、

【字解】〔薄祭〕手うすにまつるなり、〔稼穡〕稼は植ゑ付けなり、穡は收穫なり、稼穡は農作の事なり、〔訣〕別れなり、〔大樹將顚〕時運の將に衰替せんとするに喩ふ、〔維〕つなぐなり、〔栖栖〕皇皇に同じ、求むる所あるが如くにして得ざる貌なり、〔生芻〕なまわらなり、〔廬〕墓側に柱四本立て苫葺にしろた粗末なる小屋なり、親を喪ひたる者此の中に居て喪を行ふなり、〔詩〕詩經小雅白駒篇なり、

【義解】後漢の徐穉字は孺子、豫章郡南昌縣の人なり、家貧しくして常に自ら耕し植ゑ付けて五穀を收め、其の力にて得たる物に非らざれば食はざるなり、人と爲り恭しくつゝまやかにして義理ありて驕らざるなり、故に穉の居る所は皆其の德に服するなり、屢、辟し擧げらるれども就かず、桓帝の時陳蕃と胡廣と上疏して穉を薦めたるにより、朝廷禮を備へて徵せども又至らざるなり、嘗て太尉黄瓊に辟されたれども就かざりき、後瓊卒す、直に往きて雞酒を設けて手うすに祭をなし、哭し畢りて去り、遂に姓名を告げざるなり、時に會葬せる郭林宗等此の事を聞き、其は必ず穉ならんと、茅容をして之を追はしむ、茅容追附きて穉の爲に飯を設け共に農作を言ふ、別れに臨みて容に謂つて曰く、我が爲に林宗に謝して言へ、大樹の將に顚らんとする時には、一筋の繩の能く維ぎ得るものに非らず、當時の如き衰季の世に、何爲ぞ栖栖として寧き處に遑あらざるや、速に官を退きて寧處に居るべしと諭したり、後林宗の母の喪あるに及び、往きて之を弔ひ、生芻一束を廬前に置きて立ち去りぬ、衆見て怪み、其の何の故なるかを知らざるなり、林宗曰く、此れ必ず南州の高士の徐孺子の所爲ならん、詩經の白駒に云はずや、生芻一束、其の人玉の如しと、此の語の心を用ひて、吾が德を玉の潔白なるに比べて生芻一束を贈りしものなれども、吾が德は兎ても玉に比ぶるに堪ふること無きなりとて、徐穉の厚意を謝したりとなり、

朱雲折檻　申屠斷鞅

後僕射に轉じ、出でて魯の相と爲り、民を愛み利益を計りたるを以て國中盛んに富み榮えたり、卒する時遺言の上書を奉りて、太平の世には急速に民を化すること難ければ、宜しく少しく寛かに之を導くべしと陳べたり、帝、意が臨終に至るまで國家を思ふの意に感じて深く之を哀傷し、詔して二十萬錢を賜へりとぞ、

季札挂劍　徐穉置芻

史記、吳季札、吳王壽夢季子也、初使北過徐君、徐君好季札劍、口弗敢言、季札心知之、爲使上國未獻、還至徐、徐君已死、乃解其寶劍、懸徐君冢樹而去、從者曰、徐君已死、尚誰予乎、季子曰、不然、始吾心已許之、豈以死倍吾心哉、札封於延陵、故號延陵季子、新序曰、徐人嘉而歌之曰、延陵季子兮不忘故、脫千金之劍兮、帶丘墓、

【字解】〔徐君〕徐國の君なり、〔上國〕中國なり、吳は東南隅に在り、故に中國を上國といふ、〔倍〕そむくなり、〔故〕ふるきなり、もとなり、

【義解】史記に曰く、吳の季札は吳王の壽夢の末の子なり、初め中國に使ひせんとて、北の方徐國を過ぎて徐の君に會見す、其の時徐の君季札の帶ける劍を好みて之を望めども口に出して言はざりき、季札は心中之を知れども、今中國に使ひする途中なるを以て未だ徐の君に獻ぜずして出發せり、還りに徐國に至れば、徐の君は已に死にぬ、よつて其の寶劍を解きて徐の君の冢の樹に懸けて去る、從者曰く、徐の君は已に死にぬるに尚此の劍を誰に予へんとするかと、季子曰く、さにあらず、始めて徐の君に會ひし時、徐の君吾が劍を望めり、吾之を知りて心中已に之に獻ぜんと思へり、今已に死ぬればとて、何んとして吾が心に倍きて此の劍を持ち還らんやと、後季札、延陵に封ぜらる、故に世之を延陵の季子と號す、新序に曰く、徐國の人々は季子の信を嘉みして之が歌を作りて曰く、延陵の季子は故を忘れず、千金の劍を脫して我が君の丘墓に帶ばしめたりといへりとぞ、

後漢、徐穉字孺子、豫章南昌人、家貧、常自耕稼、非其力不食、恭儉義讓、所居服其德、屢辟擧不就、桓帝時、陳蕃胡廣上疏薦之、備禮徵不至、嘗爲太

ども、私金を辭して取らざりき、孔子之を聞きて曰く、賜の行爲は間違なり、さて聖人の事を擧げて制を立つるは、皆惡しき風俗を正しきに移し易へ、敎へ導きて百姓一般に布き施すべくして、賜の如く府金を取らず一身の廉直を表はさんが爲に設定せしには非らざるなり、且つ今魯國には富める者寡くして貧しき者衆し、しかるに人を贖ひて府金を受くるを以て不廉となさば、如何なる金を以て相贖はんや、今より以後魯人にして再び人を諸侯に贖ふ者無きに至らんと誡めたりとなり、

後漢鍾離意字子阿、會稽山陰人、顯宗徵爲尚書、時交阯太守張恢、坐贓千金、伏法、以資物簿入大司農、詔賜群臣、意得珠璣、委地而不拜賜、帝怪問、對曰、孔子忍渴於盜泉之水、曾參回車於勝母之閭、惡其名也、此贓穢之寶、誠不敢拜、帝歎曰、淸乎、尚書之言、乃更以庫錢三十萬賜意、轉僕射、出爲魯相、以愛利爲化、人多殷富、卒遺言上書陳、昇平之世、難以急化、宜少寬暇、帝感傷其意、詔賜錢二十萬、

【字解】〔贓〕賄賂を受け取ることなり、〔資物簿〕財産目錄なり、〔珠璣〕珠は蚌より生ずる圓きたまなり、璣は珠の圓からざるものなり、〔委地〕地に棄つるなり、〔盜泉勝母〕盜泉の名惡し、故に渴すれども其の水を飮まず、勝母の名孝子の忍びざる所、故に其の邑に入るを肯ぜず、〔愛利〕民を愛して利すること、〔殷富〕殷は盛んなり、

【義解】後漢の鍾離意字は子阿、會稽郡山陰縣の人なり、顯宗徵して尚書と爲す、此の時に交阯の太守張恢、千金の賂を收めたると發覺して其の罪に問はれ、法規の定むる所に伏罪す、よつて其の財産目錄を調製し、寶物を悉く大司農に入れ、詔して之を群臣に分配す、意は珠璣を得たるに之を地に棄て賜を拜せざるなり、帝怪みて何の故に地に棄てたるかと問ふ、對へて曰く、昔し孔子は盜泉の水なりと聞きて渴を忍び、曾參は勝母の里なりと聞きて其の車を回したりしは、皆其の名を惡みてなり、今賜はる所は此れ皆收賄して蓄へたる寶物也、故に之を拜せざるなりと、帝其の言に感じ、淸きかな尚書の言やと仰せられ、別に府庫の錢三十萬を意に賜ふ、

爲レ樞」桑の枝を屈めて戸樞と爲すをいふ、「甕牖」甕はかめなり、牖は壁を穿ちたる窗なり、甕牖は破れたる甕を以て壁に塡めこみたる窗なり、「褐」麤布の衣なり、あらぬのの衣なり、「匡坐」正しく坐するなり、「弦」琴を彈きて歌ふなり、「大馬」肥えたる馬なり、「中レ紺表レ素」紺色の衣を下衣とし、白色の衣を上衣となすなり、「軒車」轅の曲りて兩旁に壁ある車なり、大夫の乘る車なり、「華冠」華は華木なり、即ち樺なり、樺の皮は櫻の皮に似て種々細工に用ひらる、華冠は樺の皮にて作りたる冠なり、「縰履」足正しく履を躡まずして曳き行くなり、其の急遽なるをいふ、「杖レ藜」杖はツヱツクと訓む、藜はあかざなり、あかざの杖をつくなり、「先生」學士の年長の稱なり、「逡巡」あとずさりする貌なり、

【義解】　莊子に曰く、原憲の魯國に居る頃、家貧しくして四周各一丈の小屋に住ひ、其の屋を生草にて葺き、蓬の戸さへ完からず、桑の枝を屈めて戸の樞と爲し、破れたる甕を壁に塡め込みて窗と爲し、夫妻の居間二室を設け、粗布の衣を以て牖塞と爲し、屋根は雨漏りし、牀下は濕潤す、かゝる陋屋に居ても正坐して弦歌するなり、時に子貢は軒車に乘りて往きて憲を訪はんとすれど巷狹くして通ぜざれば、肥えたる馬に乘り紺衣を下衣とし、白衣を上衣とし、往きて憲を見る、憲は樺の皮の冠を戴き、履を曳き、藜の杖をつゑつきて、あわてゝ門に出で迎へたり、子貢曰く、アヽ先生風姿何ぞ此く衰へ給へる、先生の如き有德者にして何ぞ此く貧に病めるやと、憲曰く、財無き之を貧といふ、學びて之を行ふこと能はざる之を病むといふ、今憲は貧なり、病めるに非らざるなりと、子貢其の言に感じてあとずさりして慙づる色ありたりとぞ、

端木辭金　鍾離委珠

家語、端木賜字子貢、魯國之法、贖人臣妾於諸侯者、皆取金於府、子貢贖之、辭而不取金、孔子聞之曰、賜失之矣、夫聖人擧事、可以移風易俗、而教導可以施於百姓、非獨適身之行也、今魯國富者寡、而貧者衆、贖人受金、則爲不廉、何以相贖乎、自今以後魯人不復贖人於諸侯、

【字解】「贖」貨財を以て之に易ふるなり、あがなふなり、「府」魯國の官府なり、

【義解】　孔子家語に曰く、端木賜字は子貢、衞より魯に來りて孔子の弟子と爲る、當時魯國の法に、人の諸侯に臣妾と爲りて使役せらるゝ者を貨を出して之を復歸せしむる者は、皆金を魯國の公府より請取る定めなり、然れども子貢之を贖へ

之を誣り此は何するものぞと問ふ、吏曰く、此は京師に入る者の還る時の證となす爲に之を與ふるなり、故に汝の還りには必ず此處にて符を合すべしと、軍曰く、丈夫西の方長安に游學す、元志す所大なれば、高位高官と爲りて此處を通らん、終に此の復傳を以て還るまじとて繻を棄て、去る、後、謁者と爲り使ひして郡國を巡行するに及び、使節を建て東の方函谷關を出づ、關吏軍の顏を見識りて曰く、此の使者は廼ち前の繻を棄てたる書生なりと、後に諫大夫に擢でられ、南越に使す、時に南越王漢と和す、朝廷よつて軍を遣はして入朝せしめんとす、軍自ら請ひて長纓を受けて南越王を絆し縛して之を闕下に致さんと願ふ、されど朝廷之を許さゞれば、軍往きて越王に入朝せんことを說く、王、國を擧つて漢に屬せんと請ふ、然れども其の相の呂嘉といふ者漢に屬するを欲せず、兵を發して、攻めて其の王を殺し、其餘勢飛んで漢の使者にまで及びて、一行の者皆殺されたり、軍の死にしはまだ年二十餘歲の若年なりき、故に世之を終童と謂ひて其の若死を悼みたり、

孫晨藁席　原憲桑樞

三輔決錄、孫晨字元公、家貧織席爲業、明詩書、爲京兆功曹、冬月無被、有藁一束、暮臥朝收、

【字解】〔被〕寢衣なり、ふすまなり、〔藁〕わらなり、

【義解】　三輔決錄に曰く、孫晨字は元公、家貧しく席を織りて家業と爲す、されど學を好みて詩經と書經とに明かなり、京兆の功曹と爲れども、財を蓄へず、冬月に至るも寢衣無ければ、藁一束を以て夜具の代となし、暮に之に臥し、朝に之を收めて意に介せざりきとなり、

莊子曰、原憲居魯、環堵之室、茨以生草、蓬戶不完、桑以爲樞、而甕牖二室、褐以爲塞、上漏下濕、匡坐而弦、子貢乘大馬、中紺而表素、軒車不容巷、往見憲、憲華冠縰履、杖藜而應門、子貢曰、嘻先生何病、憲曰、無財謂之貧、學而不能行謂之病、今憲貧也、非病也、子貢逡巡有愧色、

【字解】〔環堵之室〕環は周廻なり、まはりなり、堵は方丈なり、環堵の室は東西南北各〻一丈の小さき屋なり、〔茨〕屋を葢ふなり、ふくなり、〔蓬戶〕蓬はよもぎなり、よもぎを編みて作りたる雨戶なり、〔桑以

き、己れも漢の臣下と爲りて、其の部落へ官吏の派遣を請ひ、南夷と待遇を同列にせんことを願へり、是に於て朝廷相如を中郎將に拜して、西南夷に遣はす、相如使節を建て西南夷に往きて使命を通ず、其の時巴蜀の官吏より受けし所の幣物を西南夷に賂ひて首尾善く使者の任務を果したり、歸途復蜀地を經ぬれば、太守以下郊外まで出迎へ、縣令は弩弓を負ひて道案内をしたり、蜀人此の光景を見て非常の光榮と爲す、是に於て卓王孫及び王孫の郷里たる臨邛の諸公は皆相如が門下に來りて牛なり酒なりの馳走を獻りて交〻樂み喜べり、殊に王孫は太息して嘆じて自ら心中に女を長卿に妻はすことの晩きを思へり、さて相如は西南夷を巡行して鎭めたれば、邛筰、冉駹、斯楡等の君は、皆漢の臣下と爲らんと請ひて邊關を除く、よつて至る所の邊關益〻開け廣まりたり、舊注に曰く、蜀城の北七里に昇仙橋有り、相如初め京師に上る時、其の柱に題して曰く、大丈夫たる者駟馬車に乘らずんば、二度と此の橋を過ぎじと、後に至り上述の如く其の望を遂したり、

前漢終軍、字子雲、濟南人、少好學、以辨博能屬文、聞於郡中、年十八、武帝選爲博士、步入關、關吏與軍繻、軍問以此何爲、吏曰、爲復傳、還當合符、軍曰、丈夫西游、終不復傳還、棄繻而去、及爲謁者、使行郡國、建節東出關、關吏識之曰、此使者迺前棄繻生也、後擢諫大夫、使南越、自請願受長纓、必羈南越王而致之闕下、軍往說越王、王請擧國內屬、其相呂嘉不欲內屬、發兵攻殺其王及漢使者、皆死、軍死時年二十餘、故世謂之終童、

【字解】〔辨博〕條理をわきまへて物事に博く通ずるなり、〔爲博士〕本傳に據るに年十八歳の時選ばれて博士の弟子と爲りしなり、〔關〕函谷關なり、〔繻〕帛に書して裂き分つ符なり、わりふなり、〔復傳〕還る時の信なり、かへりのしるしなり、〔西游〕西の方長安に游學することなり、〔長纓〕長きひもなり、〔羈〕ほだすなり、くゝるなり、〔終童〕年若くして死にたるを悼む義なり、

【義解】　前漢の終軍字は子雲、青州濟南の人なり、少年より學を好み、條理をわきまへて物事に博く通じ、能く文章を綴るなり、故に其の名郡中に聞えけり、年十八歳の時、武帝に選ばれて博士の弟子と爲り、濟南より長安に至る迄、車にも乘らず、步して函谷關に差しかゝる、關吏軍に繻の符を與ふ、軍

景帝爲武騎常侍、非其好也、病免、家貧無以自業、及卓文君從奔、後卓王孫分與財物爲富人、久之武帝召以爲郎、邛筰君長聞南夷與漢通得賞賜多、願爲內臣妾、請吏比南夷、拜相如中郎將、建節往使、因巴蜀吏幣物、以賂西南夷、至蜀、太守以下郊迎、縣令負弩矢先驅、蜀人以爲寵、於是卓王孫臨邛諸公、皆因門下獻牛酒、以交驩、王孫喟嘆自以得使女尙長卿晚、相如略定西南夷、邛筰、冉駹、斯楡之君、皆請爲臣妾、除邊關、邊關益斥、舊注云、蜀城北七里有昇仙橋、相如題其柱曰、太大夫不乘駟馬車、不復過此橋、

【字解】一〔擊劍〕遙なる人を的とし、劍を投げ付けて擊ち中つる術なり、一說に短劍を持ちて長き武器に附け込み倏忽縱橫に斬りまくる術なりといふ、今姑く前說に從ふ、〔請レ吏〕官吏を派遣せられんことを請ふなり、〔貲〕貲と通ず、家財なり、〔功筰〕西南夷の部族なり、〔比〕同列なり、〔節〕天子より賜はりたる使節なり、證符なり、しるしなり、〔弩弓〕おほゆみなり、〔先驅〕路しるべなり、さきがけなり、〔寵〕光榮なり、〔交驩〕互に樂み喜ぶなり、〔喟嘆〕ためいきをつきて嘆ずるなり、〔尙〕配すなり、〔略定〕巡行して鎭むるなり、〔冉駹、斯楡〕皆西南夷の部族なり、〔邊關〕中國と西南夷との邊境に設けたる要害の關門なり、〔斥〕開くなり、〔駟馬車〕四馬を駕する車なり、貴人の乘る車なり、

【義解】前漢の司馬相如字は長卿、蜀郡成都の人なり、少きより書を讀むことを好み、又擊劍を學ぶ、初めの名は犬子といひしが、學問上達して藺相如の人となりを慕ひ、名を相如と更む、此の頃はまだ家財富有なりしかば、資財を出して郎官と爲る、景帝に事へて武騎常侍と爲りしが、此の官は相如の好まざる所なるを以て、病と稱して退きたり、其れより家貧しく何の家業も無く、四方を流浪せり、卓文君の相如に從ひ奔るに及び、文君の兄等の斡旋により、卓王孫、相如に財物を分ち與へたれば、頓に富人となれり、其の後稍あつて武帝召して郎官と爲す、此の時に西南夷の功筰の君長が、南夷の諸部落は已に漢と好を通じ、漢より賞賜を得ること多きを聞

問莫能知、唯安世識之、具作其事、後購求得書、以相校、無所遺失、上奇其材、擢爲尚書令、昭帝立、爲右將軍光祿勳、封富平侯、事武帝三十餘年忠信謹厚、勤勞政事、夙夜不怠、宣帝時爲大司馬車騎將軍、安世爲公侯、食邑萬戶、身衣弋綈、夫人自紡績、家僮七百人、皆有手技作事、内治產業、累積纖微、是以能殖其貨、富於霍光、

【字解】〔以父湯任爲郎〕任子と爲るをいふ、任子とは漢制に、二千石以上の秩祿を食み、三年間其の職に在る者の子一人を任じて郎官と爲す者の稱なり、〔休沐〕休暇日なり、五日に一度休みて沐するなり、〔三篋〕篋ははこなり、〔識〕記憶するなり、〔校〕校合なり、對照してしらぶるなり、〔弋綈〕弋は黑色なり、綈は厚ぎぬなり、〔紡績〕紡は車を以てつむぐなり、績は手にてうむなり、〔纖微〕纖は小なり、細なり、微細なること、〔殖〕生むなり、ふやすなり、

【義解】　前漢の張安世字は子孺、少年の頃父の湯が三年の任期に滿ちたるの故を以て郎官と爲る、書に巧みなるより尚書中にて給事し、其の職務に精しく力めて、休沐の日と雖未だ嘗て出でて休まざるなり、武帝の河東郡に行幸せし時、三篋に入れたる書を亡失したるより、詔して群臣に問へども、一人として之を知る者無し、唯安世のみ之を諳記せしかば、具さに其の事を書き作りて上りたり、後に至り其の書を購ひ求めたれば、安世の記したるものと校合せしに、一も遺し失せたること無し、上よりて其の材を奇異とし、擢でて尚書令と爲す、昭帝立ちて右將軍光祿勳と爲り、富平侯に封ぜらる、武帝に事ふること三十餘年、其の間忠信謹厚にして政事に勤めはげみ、晝夜怠ること無かりき、宣帝の時、大司馬車騎將軍と爲る、安世、爵、公侯と爲り、食邑萬戶に達すれども、身には黑色の厚ぎぬを著、夫人は自ら絲をつむぎうみ、家の召し使七百人も皆夫々技藝を具へて事に從ひ、内に居て產業を治め、微細のものを節約して累積す、是を以て能く其の貨財をふやして霍光の富より勝りたりとなり、

相如題柱　終軍棄繻

前漢司馬相如字長卿、蜀郡成都人也、好讀書、學擊劍、名犬子、既學慕藺相如之爲人、更名相如、以訾爲郎、事

應奉五行　安世三篋

後漢應奉字世叔、汝南南頓人、少聰明、自爲童兒及長、凡所經履莫不暗記、讀書五行竝下、爲郡決曹史、行部四十二縣、錄囚徒數百千人、及還、太守問之、奉口說罪繫姓名坐狀輕重、無遺脫、時人奇之、官至司隸校尉、謝承書曰、奉年二十時、嘗詣彭城相袁賀、賀時出行、閉門造車、匠於內開扇、出半面視奉、奉去後數十年、於路見車匠、識而問之、

【字解】〔經履〕へめぐり行くこと、〔五行竝下〕五つくだりの文を一度に讀み下すなり、〔部〕郡下の部屬なり、〔錄囚徒〕囚徒の罪科の輕重及び寃罪あるか無きか等を記錄する也、〔罪繫〕罪によりて獄舍につながれたる者なり、〔坐狀〕坐は罪せらるゝなり、坐狀は罪狀に同じ、〔謝承書〕謝承の著したる後漢書なり、此より以下本傳の注文なり、〔閉門造車〕門を閉ぢ工匠をして車を造らしむるをいふなり、〔扇〕門扇なり、門のとびらなり、

【義解】後漢の應奉字は世叔、汝南郡南頓縣の人にして、風俗通を著したる應劭の父なり、少年より聰明にして頗る記憶力強し、童兒の時より成長に至るまで凡て其の經巡りたる所は、彼處には何の木ありしとか、此處には如何なる建物ありしとか一一諳記せざること無し、書を讀むにも五くだり一度に見下して其の文意を解するなり、汝南郡の決曹史と爲り、郡の部屬たる四十二縣を巡行して囚徒數百千人の罪科の輕重及び寃罪の有無等を記錄し還るに及び、太守の問には、奉、口づから罪人の獄舍につながるもの、姓名、罪狀の輕重等を說くに、之を記錄と對照するに一も遺し脫すこと無し、時の人其の記憶力の強きを異めり、官は司隸校尉に至れり、謝承の後漢書に曰く、奉年二十歲の時、嘗て彭城郡の相の袁賀の許に詣りしに、賀折しも他出して在らず、門を閉ぢ車匠をして車を造らしめたり、奉の門に詣れるを以て車匠內より門の扉を開き、半面を出して奉を視たり、其れより數十年の後或る處の路にて嘗て半面のみを視し車匠に遭ひ、之を忘れず言葉を交したりといふ、

前漢張安世字子孺、少以父湯任爲郎、用善書給事尙書、精力於職、休沐未嘗出、武帝幸河東、嘗亡書三篋、詔

書諫曰、昔文王不敢槃于游田、以萬民惟憂、而陛下遠獵山林、夜以繼晝、其如社稷宗廟何、書奏、賜布百匹、貶東中門候、爲參封尉、再遷長沙太守、

【字解】「歴數」日月運行の度數を測りて暦を作るな術り、「詔獄」天子の詔を奉じて囚人をたゞす所なり、此は漢時の制度にして左右都司空、上林中都官にあり、「劾」罪を推し窮むることなり、たゞししらぶるなり、「經讖」經は經書なり、讖は讖緯なり、未來のことを言ひ中つる豫言書なり、緯は經に對しての稱なり「瞋」目をいからすなり、「蒼梧」山の名なり、「上東城門候」洛陽城の東面北頭の門を掌る役なり、秩六百石を受く、「拒關」拒は禦ぐなり、關は閉ぢ塞ぐなり、拒關はふせぎとづなり、「東中門」城東の中門なり、「槃」樂むなり、「游田」游獵なり、「社稷」社は土の神なり、稷は五穀の長にして穀神なり、國は土と穀とに資りて立つ、よつて土稷を封じて之を祀るなり、故に後世之を國家の義に用ふ、「參封」琅邪郡の縣名なり、

【義解】後漢の郅惲字は君章、汝南郡平西の人にして、天文歴數學に明かなる者なり、王莽漢を滅してより寇賊處々に蜂り發りて良民を虐殺す、此の時惲長安に至りて、天下此の如く亂るゝ所以は、王氏の非道なるに原因せるを上書す、莽大いに怒りて惲を詔獄に收め繫ぎ、下として上を誹るは大逆に等しと其の罪を推し窮めたり、しかれども其の上書の中に言ふ所は、皆正道にして、且つ經學と讖緯とに據りて立論し、非道を行へば必ず非業の結果あるべきを極言せるを以て、今直に惲を害すれば之に報ゆる罰あらんかと懼り恐れて害すること能はざるなり、是に於て近臣をして惲を脅かしめて、臣兼て狂病あり、違に上書する所何を言ひしか自ら覺えざれば、罪を免れたしと自ら告げ訴へよといはしめたり、惲乃ち目をいからし罵りて曰く、吾が陳ぶる所は皆天文聖意なり、狂病者の能く道ふ所に非ず、吾を狂者と爲さんとするは不理も亦甚しと、後、赦に會ひて獄より出で、南の方蒼梧山に隱遁したり、後王莽滅ひ後漢の建武中召されて上東城門候と爲る、光武帝或時山林に出でて游獵して夜遲く還幸す、惲城門にて拒み塞ぎて門を開けず、帝別人に非らざるを告ぐ、されど惲遂に詔を奉ぜずして開けざりき、帝止むを得ず廻りて東中門より宮に入りぬ、明日惲上書して諫めて曰く、昔し聖王と云はれたる周の文王は、決して游獵を樂まず、惟に萬民の事をのみ是れ憂へとしたり、而るに陛下は遠く山林に獵し、夜を以て晝に繼ぎ、自ら樂むことを第一となして下百姓の苦を知らざるもの、如し、此の如くにして其れ此の國家宗廟を如何にせんとなし給ふぞと、此を封書して奏聞す、帝之に感じて布百匹を賜ふ、後數直諫するを以て東中門候を貶し地方に出して琅邪郡の參封縣の尉と爲す、後再び長沙の太守に遷りたり、

て八月新に熟する酒なり、酎祭は酎酒を獻じて宗廟を祭るなり、〔便門〕長安城の南面の西傍にある第一門なり、〔免冠〕冠を脱ぐなり、〔自刎〕自ら首をはねるなり、〔乞骸骨〕骸骨は體軀といふに同じ、臣下が君に事ふるは己が身を君に捧げたるものなれば、退官の時には其の體軀を賜はりたしと願ふなり、故に老臣の官を辭するを骸骨を乞ふといふ、〔安車〕老人又は婦女の乘る車なり、安坐して乘るべき車なり、

【義解】 前漢の薛廣德字は長卿、沛郡相縣の人なり、魯詩に通ずるを以て弟子に教授す、御史大夫蕭望之、廣德の經學に明かに、行迹の修まれるを見て、此こそ本朝に於て職に任ずべき人なれと朝廷に薦めたり、後博士と爲り、石渠閣にて經義を講論す、後御史大夫に拜せらる、人と爲り溫和雅正にしてゆつたりしたる風あり、三公と爲るに及びて君に過失あれば遠慮無く直道の言をもつて諫め爭ふなり、或る時元帝宗廟に酎祭せんとて、便門を出でそれより樓船に乘りて宗廟に到らんとす、廣德帝の乘輿の車に立ち塞がり、冠を脱ぎ頓首して曰く、行幸は橋を渡御せらるべし、陛下若し臣が言を聽かずんば、臣は自ら首をはね其の血を以て乘輿の車輪を汚さん、さすれば陛下は死傷の不潔を犯せるを以て宗廟に入ることを得じと、上大いに悅びず直に船に乘らんとす、時に光祿大夫の張猛進みて曰く、臣聞く主上聖德あれば臣下に直言の士ありと、今陛下船に乘り給ふは危き懼れあり、橋を渡御せらるれば安全なり、凡て聖主は何事にもよらず危き場所に立ち寄らぬものなり、只今御史大夫の直言せる所誠に尤も至極なれば、陛下宜しく聽き納れ給へかしと懇切に言上せり、上曰く人を教へ曉すこと當に是の如く親切になすべきなり、廣德の如きは假令忠言たりとも餘り勢に乘じて尊貴を憚らざるは聽き納れ難しと仰せられて、頓て橋より宗廟に詣りて酎祭したり、廣德後に骸骨を乞ひし時、安車駟馬黃金六十斤を賜はれり、此の光榮を子孫に傳へんとて其の安車を家に懸け置けりとなり、

後漢郅惲字君章、汝南平西人、明天文歷數、王莽時、寇賊羣發、惲至長安、上書、莽大怒、收繫詔獄、劾以大逆、猶以惲據經讖、難即害之、使近臣脅、令自告狂病不覺所言、惲乃瞋目罵曰、所陳皆天文聖意、非狂人所能道、會赦出、乃南遁蒼梧、建武中、爲上東城門候、帝嘗出獵夜還、惲拒關不開、不受詔、帝乃廻從東中門入、明日惲上

王の瑋等を誅戮せしなどは、皆其の機を見計ひ、誰にも諮問することなくして之を斷行せしなり、是に於て天下咸之を怨みざる者無し、太子遹の廢せらるゝに及び、趙王倫等は先に百官有司の心を太子に注ぎしに、賈后之を廢したるが故衆皆已に怒れるを知り、因つて賈后を廢せんと謀る、后之を知りて大いに懼れ、遂に先づ太子を害して衆の望を絶ちたり、されど倫は兵を率ゐて宮殿に入り后の位を廢し、且つ詔なりと稱して毒を盛りたる金屑酒を進めて之を殺したり、

書泰誓曰、商王受斮朝涉之脛、剖賢人之心、

【字解】〔商王受〕殷の紂王なり、〔斮〕斬るなり、〔脛〕はぎなり、すねなり、〔剖賢人之心〕剖はさくなり、賢人は比干を指す、心は心臟なり、比干紂王を諫めしとき、紂王怒りて聖人の心に七つの竅ありと聞けば、汝の心臟を見んといひて其の心臟を剖きしをいふ、

【義解】書經の泰誓に曰く、商王受は冬月の朝、水を涉る者を見て彼れの脛は普通の脛にてはあるまじとて其の脛を斬りたり、又比干の忠諫せし時其の心臟を裂きしとぞ、

廣德從橋　君章拒獵

前漢薛廣德字長卿、沛郡相人、以魯詩教授、御史大夫蕭望之薦廣德經行宜充本朝、爲博士、論石渠、後拜御史大夫、爲人溫雅有醞藉、及爲三公、直言諫爭、元帝酎祭宗廟、出便門、欲御樓船、廣德當乘輿車、免冠頓首曰、宜從橋、陛下不聽臣、臣自刎以血汚車輪、陛下不得入廟矣、上不說、光祿大夫張猛曰、臣聞主聖臣直、乘船危、就橋安、聖主不乘危、御史大夫言可聽、上曰、曉人不當如是邪、乃從橋、後乞骸骨、賜安車駟馬黃金六十斤、懸其安車、傳子孫、

【字解】〔魯詩〕魯國の申公の傳へし詩經なり、〔經行〕經學に明かに、行迹の修まれること、〔宜充本朝〕本朝に於て職に任ずべしとの意なり、〔石渠〕閣の名なり、當時祕書を校合せし有名なる閣なり、〔溫雅〕溫和雅正なり、〔醞藉〕醞は蘊に通ず、醞藉は寬博にして餘あることなり、ゆつたりしてあるなり、〔三公〕前漢の三公は丞相、大尉、御史大夫なり、後に大司徒、大司馬、大司空に改む、〔酎祭〕酎は元旦に作り

賢而多子、美而長白、賈家種妬而少子、醜而短黑、元后固請、荀顗荀勗竝稱充女之美、乃定婚、南風妬忌、多權詐、太子畏惑之、嬪御罕有進幸者、性酷虐、嘗手殺數人、或以戟擲孕妾、子隨刃墮地、武帝怒將廢之、荀勗等救得不廢、及立爲皇后、遂荒淫放恣、專政天下、威服內外、初誅楊駿及汝南王亮、太保衛瓘、楚王瑋等、皆臨機專斷、天下咸怨、及太子廢、趙王倫等、因衆怒謀廢后、后懼、遂害太子以絕衆望、倫乃率兵入宮廢之、矯詔賷金屑酒賜死、

【字解】〔五可〕下文の種賢一なり、多子二なり、容美三なり、色白四なり、身長五なり、〔元后〕武帝の皇后楊氏なり、〔固請〕此處にては賈氏の女を娶らんと請ふなり、〔妬忌〕ねたみいむなり、〔權詐〕權謀詐欺なり、謀りて人を陷れいつはりあざむくなり、〔酷虐〕きびしくしへたぐるなり、〔擲孕妾〕兒を姙める婦になげつくるなり、〔荒淫〕すさびてみだらなること、〔放恣〕我儘なり、〔太子廢〕太子は惠帝の太子遹にして、母は謝氏なり、賈后之を廢す、

【義解】晉の惠帝の賈皇后は名を南風といふ、父の賈充は位三公に至る、初め武帝、太子(後の惠帝なり)の爲に衛瓘の女を娶はさんと欲して曰く、衛公の女は五つの可きことあり、賈公の女は五つの不可あり、卽ち衛家の種は賢にして子多く、容貌美にして長け高く色白し、賈家の種は妬み心ありて子少く、容姿醜くして長け卑く色黑しと、元后は固く賈氏の女を娶らんと請ふ、且つ荀顗荀勗等は竝に賈充の女の美を稱するを以て、乃ち婚を定めて南風を納れたり、さて南風は嫉妬心強くして人を忌み嫌ひ、權謀詐欺多きを以て、太子之を畏れ惑へり、嬪御も南風を恐れて太子の寵を得ること罕なり、南風の性質酷しくしへたぐるを以て或る時手から數人を殺し、或は姙める婦人に戟を擲げつけ、子は刃に隨つて地に墮ちたることありき、武帝之を聞き、大いに怒りて將に南風を太子妃の位より廢せんとす、時に荀勗等又之を救ひて廢せられざるを得たり、其の後立ちて皇后と爲るに及び、遂にすさびみだらにして我儘に爲し、天下を專ら制御し、勢威を以て內外を屈服す、初め楊駿及び汝南王の亮、大保の衛瓘、楚

以爲癡者之候、不慧蓋世所謂白癡

【字解】「不慧」非常の無智なり、白癡なり、ばかなり、「逆」迎ふるなり、「周子」厲公の子なり、時に京師に在り、故に下文に京師より迎ふといふ、「候」證なり、しるしなり、

【義解】左氏傳に曰く、晉の大夫の欒書と卿の中行偃とは、荀罃と士魴とを使者として厲公の子の周子を京師より迎へて厲公の後を繼がしめたり、是を晉の悼公といふ、さて周子は弟にして其の上に兄あり、しかれども非常の無智にして菽と麥とをも辨別出來ざる程なるを以て之を立てず弟を立てしなりと、杜預之に注して曰く、菽は大豆なり、豆と麥とは形を殊にして小兒と雖別ち易きものなり、されど周子の兄は之をしも辨ずること能はず、故に之を以て愚者の證と爲す、不慧は蓋し今の世に謂ふ所の白癡のことなりと、

虞卿擔簦　蘇章負笈

史記、虞卿游說之士、躡蹻擔簦說趙孝成王、一見賜黃金百鎰白璧一雙、再見爲趙上卿、故號爲虞卿、

【字解】「游說」說はとくなり、音ゼイと讀む、遊說は策士が諸侯の國を巡游して其の意見を國君に說くことなり、「躡蹻」躡は蹈むなり、蹻は草履なり、草履をはくなり、「擔簦」擔はになふなり、簦は長柄の笠なり、「鎰」二十四兩なり、「一雙」一對なり、「虞卿」邑を虞に食むなり、故にいふ、

【義解】史記に曰く、虞卿は遊說の士なり、常に草履をはき、長柄の笠を擔ひて諸侯の國を游歷す、趙の孝成王に說き、一たび見えて黃金百鎰と白璧一對とを賜はり、再び見えて趙の上卿と爲る、故に號して虞卿といふなりと、

前漢、蘇章字游卿、北海人、去官不仕於王莽、舊注曰、章負笈追師不遠千里、

【字解】「笈」書箱なり、

【義解】前漢の蘇章字は游卿、北海郡の人なり、王莽の漢を滅すや、其の無道を惡み、官を去りて莽に仕へざりきとなり、舊注に曰く、章は書箱を負ひ、師を追ひ慕ひて千里を遠しとせず、從ひ學びたりといふ、

南風擲孕　商受斮涉

晉、惠帝賈皇后名南風、父充位三公、初武帝欲爲太子取衞瓘女、曰、衞公女有五可、賈公女有五不可、衞家種

因剖析玄理、微妙有奇趣、皆濟所未聞、武帝亦以湛爲癡、每見濟輒嘲之曰、卿家癡叔死未、濟常無以荅、及是又問、濟曰、臣叔殊不癡、因稱其美、帝曰、誰比、濟曰、山濤以下、魏舒以上、仕至汝南内史、

【字解】〔識度〕知識度量なり、〔龍顙〕顙は額なり、ひたひなり、龍顙の如きひたひなり、〔隱德〕顯はさゞる德なり、隱れたる器量なり、〔癡〕愚なり、〔闔門〕門を閉づなり、〔沖素〕虛しくして飾無きなり、〔簡淡〕簡易にして淡泊なるなり、物事にあつさりとしたることなり、〔隤然〕順なる貌なり、〔公輔之望〕三公輔弼にならんとするの望なり、〔體中〕猶心中の如し、〔脫〕或は然りといふ辭なり、萬が一なり、モシクハと訓む、〔剖析〕細密に判ち分つなり、

【義解】　晉書に曰く、王湛字は處沖、少年の頃より知識度量あり、顏貌奇異にして額は龍のひたひの如く鼻は人より大いなり、常に言語少く、初より器量を顯さゞれば、人能く其の人と爲りを知らざるなり、故に兄弟宗族と雖、皆湛を以て愚鈍と爲せり、惟獨其の父昶のみ之を奇異として將來に望を屬せり、常に門を閉ぢて靜寂を守り、當世の人人に交らず、心中虛しくして飾り無く、何事を爲すにも簡易にして淡泊に、器量順にして三公輔弼と爲らんとするの望あり、兄の子の濟湛が隱德あるを知らずして之を輕んず、或る時湛が方へ詣りて其の牀頭に周易の一書の有るを見て問ひて曰く、叔父は如何なる積りにて此の書を所有せらる、やと、湛曰く、心中結ぼれて快からざる時萬が一に之を見るのみと、濟謂へらく叔父之を見るとも其の理に通ぜざるべし、試に之を聞かんと乃ち之が講義を請ふ、湛因つて周易の玄理を細密に判ち分ちて說き明かしたるに、其の理微妙にして奇異の趣旨を含み、皆濟が是まで聞かざる所なり、是より先き、武帝も亦湛を愚鈍と爲し、濟を見る每に、湛を嘲りて曰く、卿が家の馬鹿叔父は已に死にたるか未だかと、濟は常に此の返答に苦めり、周易の講義を聞きての後武帝又問ひければ、濟曰く、臣が叔父は是れまで皆愚鈍なりとなせども是れ誠に之を知らざるなりと、因てありし樣子を物語りて其の美を稱へたり、武帝曰く、しかれば、誰に比すべき學材ぞと、濟曰く、山濤の下魏舒の上なりと、後仕へて汝南内史に至れりとぞ、

左氏傳曰、晉欒書、中行偃、使荀罃士魴逆周子于京師而立之、是爲悼公、周子有兄、而不慧不辨菽麥、故不可立、杜預曰、菽大豆、豆麥殊形、易別、故

で游ぶ、周勃此處ぞと其の虛に乘じて北軍に攻め入ることを得、遂に諸呂を誅したり、故に天下評して酈寄は友を賣れりといへり、

前漢紀信爲將軍、項羽圍漢王滎陽、信曰、事急矣、臣請誑楚、可以間出、於是夜出女子東門二千餘人、楚因四面擊之、信乃乘王車、黃屋左纛、曰、食盡漢王降楚、楚皆呼萬歲、之城東觀、以故漢王得與數十騎出西門遁、羽見信、問漢王安在、曰已出去矣、羽燒殺信、

【字解】〔滎陽〕縣の名なり〔誑〕欺くなり、たぶらかすなり、〔間出〕間隙に乘じて逃れ出づるなり、〔黃屋〕天子の車に青蓋を立て、黃色の繒を以て蓋の裏となすをいふ、〔左纛〕纛は本喪に用ひし毛羽の幢なり、漢の高祖初め義帝の爲に喪を發して兵を擧げたり、故に喪幢を車上に樹つ、是より纛を天子の旗と爲す、其の樹て方は乘輿の車衡の左方の上なり、故に左纛といふ、

【義解】　前漢の紀信漢に事へて將軍と爲る、楚の項羽が漢王を滎陽縣に圍むや、信、漢王に謂つて曰く、事切迫せり、一刻も猶豫なり難し、臣、手段を以て楚軍を欺かん、王其の間隙に乘じて逃れ出づべしと、是に於て夜女子二千餘人を引きて東門より出でたり、楚軍は漢兵の脫出ならんと思ひ、四面より之を擊つ、信は女軍の中に雜り、王車に乘り、黃屋を翳し、左纛を樹つ、叫ばしめて曰く、城中の糧食盡きて漢王楚に降ると、楚眞に漢王降ると思ひ、皆萬歲と叫び、悉く城の東門に行きて此の光景を觀る、漢王此の間隙を以て數十騎と西門より遁れ去ることを得たり、項羽、信を見て漢王、何處に在るかを問ふ、對へて曰く、王は已に西門より出で去れりと、羽怒りて信を燒き殺したり、

濟叔不癡　周兄無慧

晉書、王湛字處沖、少有識度、龍顙大鼻、少言語、初有隱德、人莫能知、兄弟宗族、皆以爲癡、其父昶獨異焉、闔門守靜、不交當世、沖素簡淡、器量隤然、有公輔之望、兄子濟輕之、嘗詣湛、見牀頭有周易、問曰、叔父何用此爲、湛曰、體中不佳時、脫復看耳、濟請言之、

爲る、後太司馬の位を置く時去病此の位に陞る、其の秩祿皆衛青と同等なり、去病人と爲り、猥りに言はざれば從つて事を泄さず、膽力ありて事に懼れず進み行ふなり、上嘗て去病に吳起孫武の兵法を敎へんと欲せしに、對へて曰く、戰に臨みては其の時其の場の方略如何を念ふのみ、何ぞ古の兵法を學びて其の形式に泥まんやと、上又去病の爲に邸宅を新築して之を視せしめしに、對へて曰く、匈奴を滅さずんば大名の如き大家に住むとも詮なきなりと、其の志の大いなるを示せり、上よつて益〻去病を重んじ愛したりとなり、

酈寄賣友　紀信詐帝

前漢酈寄字況、高陽人、丞相商之子、與呂祿善、及高后崩、大臣欲誅諸呂、呂祿爲將軍、軍於北軍、太尉周勃不得入、乃使人劫商、令寄紿祿、祿信之與出游、勃乃得入據北軍、遂誅諸呂、天下稱酈寄賣友、

【字解】〔諸呂〕呂皇后の生家たる呂氏の一族なり、〔高后〕呂皇后なり、〔北軍〕京師の北に屯營せる軍なり、漢興りて京師に南北の屯を設けたり、是れ其の一なり、〔不得入〕北軍に擊ち入ることを得ざるなり、〔紿〕あざむくなり、〔賣友〕賣は利を見て義を忘るゝなり、賣友は友の難儀を顧みず自ら利するをいふ、

【義解】　前漢の酈寄字は況、陳留郡高陽鄕の人にして丞相商の子なり、呂后の兄の子の呂祿と親み善し、當時高后は惠帝の崩御の後、自ら位に卽きて呂氏の一族を諸侯と爲して、勢威を振へり、しかるに高后の崩ずるに及び、高祖の時より久しく仕へし所の諸大臣は、呂氏の專橫を惡みて此等の一族を誅せんと欲す、時に呂祿將軍と爲り、此の事を知りて京師の北軍に據りて戰はんとす、太尉周勃之を擊たんとすれども、其の兵力敵し難くして攻め入ることを得ざるなり、是に於て一計を案じ、呂祿と親交ある酈寄を使はんと欲し、先づ人をして寄の父の商を劫かさしめて、汝の子の寄は兼てより呂祿と交り深ければ、北軍に往きて我が計略を致すべし、若し之を致さざれば今汝を滅すべしと云はしめたり、商止むことを得ずして之を寄に命ず、是に於て周勃寄をして呂祿を紿かしめて曰く、足下は先に趙王の印を佩びながら、今に至るも尙國に行きて藩を守らず、上將と爲りて兵を統べて此に留まるは、是れ卽ち諸大臣に疑はるゝ所以なり、何ぞ速に上將の印を解きて兵衆を太尉に屬かしめ、大臣に異圖無きを盟ひて、國に行かざるぞ、若し今にして兵衆を解かば、大臣は安きを得、足下は枕を高くして千里の國の王たらんと、流石の祿も親友の言ふ所なれば深く之を信じて疑はず、與に俱に出

【義解】　前漢の衛青字は仲卿、其の父の鄭季は河東郡平陽縣の人なり、縣の小吏と爲りて平陽侯に給事す、平陽侯曹壽は武帝の姉の陽信長公主に尙して夫人と爲したれば、季も亦公主の家に出入するを以て、公主の僮の衛媼と通じて青を生みたり、是れより先き衛媼已に人と通じて男子を擧げたり、故に青には同母兄の衛長君と姉の子夫とあるなり、此の姉の子夫は平陽公主の謳者と爲りて既に幸を武帝に得て宮中に在るなり、故に青は父の姓の鄭を稱せずして母方の姓の衛氏を冒し、將來立身の資となせり、姉の緣に因りて建章宮に給事し、後に車騎將軍に拜せられ、匈奴を擊ちて功を立て、長平侯に封ぜらる、天朔年中三萬騎に將として高闕山を出で、匈奴の右賢王を追ひ、右賢の副將十餘人と兵衆男女一萬五千餘人と家畜數十百萬とを捕獲し、兵を引き還りて國境のとりでに著く、天子之を聞き使者をして大將軍の印綬を持ち、軍陣の中に卽き、拜して之を大將軍と爲さしむ、青已に大將軍と爲りたれば、諸將皆部下の兵を率ゐて青の幕下に屬き、道道大將軍の號令を出して凱旋したり、李廣の傳の注には、衛青の匈奴を征するや、大沙漠を乘り越え、匈奴に大勝して兵衆を捕獲したり、帝是に於て、青の未だ京師に歸らざるに、其の軍營に就きて、大將軍に陣幕の中の府に拜したり、故に此より大將軍の號を幕府と曰ふなりとあり、

前漢霍去病、大將軍衛青姊小兒子

也、其父霍仲孺、先與二小兒一通、生二去病一、及二衛皇后尊一、去病以二后姊子一、年十八爲二侍中一、從二大將軍一征二匈奴一、以レ功封二冠軍侯一、驃騎將軍、後置二大司馬位一、去病秩祿皆與レ青等、去病爲レ人少レ言不レ泄、有レ氣敢往、上嘗欲レ敎二之呉孫兵法一、對曰、顧二方略何如一耳、不レ至レ學二古兵法一、上爲レ治レ第、令レ視レ之、對曰、匈奴不レ滅、無二以レ家爲一也、上益重二愛之一、

【字解】〔衛青姊〕青の母衛媼に長女君儒、次女小兒、三女子夫の三女あり、〔少言不泄〕猥りに言はず、從つて祕密を守るべきことは泄さざるなり、〔有氣敢往〕氣は膽力なり、敢は果敢なり、懼れざるなり、膽力ありて事に懼れず進み行ふなり、〔治第〕邸宅を新築するなり、

【義解】　前漢の霍去病は大將軍衛青の姉の小兒といふ者の子なり、其の父霍仲孺先きに小兒と私通して去病を生みたり、衛皇后尊くなるに及び、去病は皇后の姉の子なりといふを以て、年十八にして侍中と爲る、後大將軍衛青に從ひて匈奴を征し、功を立て、冠軍侯に封ぜられ、又驃騎將軍の官と

毫、拜御史大夫、昭帝時、謀反伏誅、

【字解】〔賈人〕商人なり、〔心計〕算盤を用ひず胸算用に達者なることなり、〔析秋毫〕析は分つなり、秋毫は秋の毛なり、毛は秋に至りて其の端益ゝ鋭し、故に微細のことを秋毫といふ、

【義解】 前漢の桑弘羊は雒陽の商人の子なり、されど胸算用に達者にして經濟の事に精しきを以て、武帝の時事へて財政に干與す、年十三に侍中と爲る、大農丞の東郭咸陽と孔僅と三人の者皆理財に長けたるを以て、互に利德の事を言ふこと、秋毫の末を分つ程の微細に亙るなり、後に御史大夫に拜せらる、昭帝の時謀反して誅せられたり、

衞青拜幕　去病辭第

前漢衞青字仲卿、其父鄭季、河東平陽人、以縣吏給事侯家、平陽曹壽、尚武帝姊陽信長公主、季與主家僮衞媼通生青、青有同母兄衞長君及姊子夫、子夫自平陽公主家得幸武帝、故青冒姓衞氏、給事建章、後拜車騎將軍、擊匈奴、以功封長平侯、元朔中、將三萬騎出高闕、追匈奴右賢王、得王賢裨王十餘人、衆男女萬五千餘人、畜數十百萬、引兵還至塞、天子使使者持大將軍印、卽軍中拜青爲大將軍、諸將皆次兵屬、立號而歸、李廣傳注、衞青征匈奴、絕大漠大克獲、帝就拜大將軍於幕中府、故曰幕府、

【字解】〔給事〕側近に居て雜用に從事することなり、〔侯家〕平陽侯なり、〔尚〕天子の女を娶るなり、〔主家〕陽信長公主の家なり、〔僮〕婢妾の通稱なり、〔媼〕婦人の通稱なり、老少に拘はらずいふ、〔冒姓衞氏〕子は父の姓を稱するは通例なり、しかるに青は同母の姉の子夫、已に武帝に寵愛せらるゝを以て母方の姓を冒しゝなり、〔建章〕上林苑中に在る宮殿の名なり、〔匈奴〕北狄なり、〔高闕〕山の名なり、〔裨王〕副將なり、〔塞〕中國と匈奴との通路に設けたる要害の地なり、とりでなり、〔立號〕大將軍の號令を出すことなり、〔絕大漠〕大沙漠を乘り越ゆることなり、〔克獲〕軍に勝ちて首級を獲るなり、〔幕府〕幕は軍陣に引き張る幕なり、府は事を治る處なり、軍旅は常の居止無し、至る所に帷幕を張りて軍營とし其の中に於て事を處理す、故に大將軍の居る所を幕府といふ、

なり、伏は隱れたる犯罪なり、〔不容口〕口に言はざるの意なり、〔鉤距〕鉤は釣針なり、距は鉤端の爪なり、釣針は之を呑むに順なれど、之を吐くには逆なるものなり、故に手段を以て人を其の中に引き入れて出づることなからしめ、然る後に其の人の隱せる情を鉤り索むる法を鉤に喩へていへるなり、下文馬の價を知らんとするも此の類なり、〔參伍〕錯綜なり、卽ち甲と乙とを比し、乙と丙とを比し、又丙と甲とを比するが如く、彼此交〻まぜあはして比較するをいふ、〔輕俠〕死を輕んずる男達なり、〔根株〕親分なり、〔窟穴〕巢窟なり、〔受取〕官吏の民より賂を受け取ることなり、〔請求〕民官吏に賂を納れて、利益を請求するをいふ、〔銖兩之姦〕銖は黃鐘一龠の重さの十二分の一なり、兩は二十四銖なり、銖兩の姦とは些細なる惡事といふことなり、〔丞相魏相事〕魏相の婢過失ありて自ら絞る、廣漢之を聞き、夫人の妬殺と爲しゝをいふ、〔不辜〕無罪なり、〔要斬〕要は腰と通ず、こしなり、要斬は腰を斬る刑法なり、

【義解】　前漢の趙廣漢字は子都、涿郡蠡吾縣の人なり、京兆の尹に遷りてより、其の威光と名聲と倶に世間に傳へ聞えたり、其の姦曲を發き、隱れたる犯罪者を摘發すること神の如し、故に京兆の政淸くして一人の不正を犯す者無きに至れり、されば官吏も人民も皆心中之を稱へ美むれども、一人として之を口に出すこと無きなり、長老は漢興つてより以來京兆を治むる者能く之に及ぶ者無しといへり、さて廣漢の人となりは力量強き上に、天性官吏の職務に精しく、尤も善く鉤距の法を以て、事件の眞相を明らめ得るなり、此の鉤距の法といふは、假設へば此處に馬の價を知らんと欲すれば、馬の價を問はざる前に、先づ狗の價を問ひ、已にして羊の價を問ひ、次に又牛の價を問ひ、然る後に馬の價を問ひ、此等の物價を各互に錯綜して種類を以て標準を立て、彼此比較すれば、馬の價の高下を知りて、其の實價を失ふこと無きが如し、されど唯廣漢の如き至大の精力家のみ能く之を行ふことを得て、他人の效ひて能く及ぶこと無きなり、故に郡中の盜賊、閭里の死を輕んずる男達の親分の巢窟所在、及び官吏の賂を受取り、人民の官吏に賂を納れて利益を請求すること、其の他些細の姦曲に至るまで、皆餘す所無く精細に之を知るなり、其の後上書して丞相魏相の家庭の事に就きて彈糺したれども、事實に相違したること判明したれば、宣帝廣漢を惡み、之を廷尉の獄に下したり、又無罪の者を過ちて賊ひ殺したること數回に及べるを以て、其の罪に問はれたり、是に於て吏民宮闕に詣りて廣漢の爲に號び泣く者五六萬人に達し、中には身代にならんと願ふ者もありき、されど竟に腰斬の刑に處せられたり、百姓之を追悼し、歌を作りて今に至るも尙之を謳ひ哀むことなり、

前漢桑弘羊、雒陽賈人子、武帝時、以心計用事、年十三爲侍中、與大農丞東郭咸陽孔僅三人者言利事析秋

持つなり、〔博敏〕博學にして敏捷なるなり、

【義解】魏志に曰く、陳思王曹植字は子建、年十歳餘にして詩經論文及び辭賦數十萬言を誦讀し、善く文章を綴るなり、父の太祖嘗て其の作れる文を視て曰く、此の如き文を作るは汝人に賴みて作りしかと、植對へて曰く、言はんとすると出でなば論文と爲り、筆を下せば文章と成るなり、奈何ぞ人を倩ふの要あらんやと、時に銅爵臺新に落成す、太祖悉く諸子を率ゐて臺に登り、各をして賦を作らしめしに、植は筆を取るよと見るまに、已に賦を成して、且つ其れが觀らるべき大作なり、太祖甚だ之を奇異なりとなす、又進み見る每に難問すれば、聲に應じて對へて些の滯り無きなり、故に他の諸子よりも特に寵愛せらる、兄の文帝位に卽くに及び、累りに進みて陳王に封ぜられたり、舊注に謝靈運の言を引きて云く、天下の才を假りに一石と見積れば、子建は獨り八斗まで所有し、我は其の中の一斗を得、古より今に及ぶまでの人人は餘りの一斗を分配せるなり、故に世の所謂奇才博敏の士と雖、安んぞ子建の材に繼ぐべき者有らんやと激稱せりとなり、

廣漢鉤距　弘羊心計

前漢趙廣漢字子都、涿郡蠡吾人也、遷京兆尹、威名流聞、其發姦擿伏如神、政淸吏民稱之不容口、自漢興治京兆者、莫能及、爲人强力、天性精於吏職、尤善爲鉤距、以得事情、鉤距者、設欲知馬賈、則先問狗、已問羊、又問牛、然後及馬、參伍其賈、以類相準、則知馬之貴賤、不失實矣、唯廣漢至精能行之、它人效者莫能及、郡中盜賊、閭里輕俠、其根株窟穴所在、及吏受取請求、銖兩之姦、皆知之、後上書告丞相魏相事、失實、宣帝惡之、下廣漢廷尉獄、又坐賊殺不辜數罪、吏民守闕號泣者數萬人、或願代死、竟坐要斬、百姓追思、歌之至今、

【字解】〔威名〕威光と名譽となり、〔流聞〕廣く傳はり聞ゆるなり、〔發姦〕姦曲をあばくなり、〔擿伏〕擿は動かし發くなり、つまみ出す

故にいふ、「靈蛇之珠」隋侯の珠なり、隋侯、嘗て大蛇の傷つけるを見て藥を著けて之を助け放ちたり、其後大蛇大江の中より明珠を銜みて出で來り、隋侯の恩に報いたり、故に之を靈蛇の珠といふ、「荊山之玉」和氏の玉なり、楚人和氏が楚山の中に得たる名玉なり、楚一に荊といふ、故に和氏の玉を荊山の玉といふなり、詳しきは韓非子卞和篇に出づ、此の句と上の句とは倶に詞藻の勝れたるに喩ふ、

【義解】　魏志に曰く、王粲字は仲宣、山陽郡高平縣の人なり、後漢の獻帝の時、黄門侍郎に除せられたれ共、長安に董卓の亂ありしを以て其の官に就かず、去りて荊州に行き身を劉表に寄す、しかるに表は粲が風采揚がらずして體軀小弱なるを以て、進退共に甚だ之を重んぜざるなり、よつて又魏の太祖に歸したり、太祖は粲が文才を知り、累りに進みて侍中に拜す、時に太祖の子の曹植は楊脩に書を與へて曰く、今世の詩文の作者を概評すれば大略次の如し、昔し仲宣は漢南にて惟獨り歩みを縱にし、孔璋は河北に鷹揚し、偉長は名を青州に擅にし、公幹は詞藻を東海の齊に振ひ、德璉は文迹を大魏に發し、足下の文章は京師にて高き處より世上の作者を直下に視るが如きなり、此の時に當りて、此等の人人は皆自ら吾れのみこそ靈蛇の珠を握るなれと思ひ、家家は皆自ら吾れのみこそ荊山の玉を抱くなれと思へるなりと、さては孔璋は陳琳の字、偉長は徐幹の字、公幹は劉楨の字、德璉は應瑒の字なり、

魏志、陳思王曹植字子建、年十歲餘、誦讀詩論及辭賦數十萬言、善屬文、太祖嘗視其文曰、汝倩人邪、植曰、言出爲論、下筆成章、奈何倩人、時銅爵臺新成、太祖悉將諸子登臺、使各爲賦、植援筆立成可觀、太祖甚異之、每進見難問、應聲而對、特見寵愛、文帝卽位、累封陳王、舊注引謝靈運云、天下才共有一石、子建獨得八斗、我得一斗、自古及今、同用一斗、奇才博敏、安有繼之、

【字解】「誦讀」そらんじよむなり、「屬文」文章を綴るなり、「銅爵臺」爵は雀に同じ、後漢の獻帝建安十五年の冬、曹操之を鄴に建てしなり、「將」ひきゐるなり、「援筆」援は引きよするなり、取るなり、筆な

【字解】〔弘雅〕廣く正しきなり、〔稽古〕往古の事を考へ知ることなり、〔武庫〕兵器庫なり、〔林藪〕林は木の衆く立つ所なり、藪は草の茂れる大澤なり、林藪を以て言談の豐博なるに喩へたるなり、

【義解】 晉書に曰く、裴頠字は逸民、司空裴秀の子なり、心廣く正しくして遠く慮る智識あり、博く學びて往古の事を考へ知り、幼少の頃より名を知らる、中丞の周弼之を見て歎稱して曰く、頠の博識なる、恰も武庫の兵器を取り出して縱横に戰ふが如く、其の盡くるを知らず、實に一時の俊傑と謂ふべしと、當時樂廣といふ者あり、或る時頠と淸言し、理を以て頠を說き伏せんと欲す、されど頠の言ふ所の辭語の豐富にして博識なる、兎ても廣の企て及ぶ所にあらず、廣よつて笑に紛ぎらして一言も發せざりきとなり、故に時人は頠を稱して言談の林藪といへり、官は左僕射に累遷す、後、趙王倫が惠帝を金墉に遷す時、倫に害せられたりとぞ、

仲宣獨步　子建八斗

魏志王粲字仲宣、山陽高平人、除黃門侍郞、以西京擾亂不就、乃之荊州依劉表、表以粲貌寢而體弱、進退不甚重也、歸太祖、累拜侍中、曹植與楊脩書曰、今世作者可略而言、昔仲宣獨步於漢南、孔璋鷹揚於河朔、偉長擅名於青土、公幹振藻於海隅、德璉發迹於大魏、足下高視於上京、當此之時、人人自謂握靈蛇之珠、家家自謂抱荊山之玉也、孔璋陳琳字、偉長徐幹字、公幹劉楨字、德璉應瑒字也、

【字解】〔西京擾亂〕西京は長安なり、擾は亂るなり、後漢の獻帝董卓に欺かれて洛陽の都を長安に遷す時の亂をいふなり〔寢〕寢陋なり、容貌の揚がらざるをいふ、〔太祖〕魏の曹操なり、〔與楊脩書〕文選卷四十二に載す、〔作者〕詩文の作者なり、〔昔〕上古のことにあらず、ツヒ此の間といふ意なり、〔獨步〕他に比すべき者無く惟獨縱にするの意なり、〔漢南〕漢水の南なり、卽ち荊州のことなり、〔鷹揚〕文章の抑揚ある鷹の飛び揚がるが如しとの意なり、〔河朔〕河北なり、卽ち冀州のことなり、〔青土〕青州なり、〔海隅〕齊を指す、公幹は東平寧陽の人なり寧陽は齊に近し、齊は東海の邊なり故にいふ、〔大魏〕自國なるを以て大の字を冠らず、德璉は南頓の人にして魏の都せる許州に近し、故にいふ、〔上京〕帝都なり、楊脩は華陰の人なり、華陰は京兆に鄰る、

同載、遂言之於簡文帝、帝召與語歎曰、張憑勃窣爲理窟、官至御史中丞、

【字解】〔鄕閭〕鄕は大邑なり、一萬二千五百家をいふ、閭は里門なり、村里なり、鄕閭は鄕村なり、〔孝廉〕科目の名なり、〔負〕恃むなり、自滿なり、〔參二時彥一〕參は交はるなり、彥は美士なり、時の名士に交はるなり、〔初〕鄕里に在る時を指す、〔同擧者〕同じく科目に擧げられたる者なり、〔淸言〕淸淡に同じ、〔彼我〕彼は問ふ者なり、我は答ふる者なり、〔彌日〕終日に同じ、〔傳敎〕惔の命を傳ふなり、〔同載〕惔と憑と同じく車に載りて朝廷に詣るをいふ、〔勃窣〕行くこと緩き貌なり、議論迫切ならざれども終に理に歸するに喩ふ、〔理窟〕窟は孔穴なり、理の聚まる所をいふ、

【義解】晉書に曰く、張憑字は長宗、吳郡の人なり、志氣ありて鄕村の人々に稱美せらる、孝廉の科に推擧せられたり、是れより己が才智を恃みて、自ら必ず時の名士に交はらんと思ひ、且つ鄕里に在りし時より、時の勢力家の劉惔の許に詣りて知遇を得んと欲せり、之を聞きて鄕里の者及び同時に推擧せられたる者、共に彼が卑き身分にて劉惔に交はらんとするは烏滸がましき次第なりと之を笑へり、既にして都に上りて惔の許に至れば、惔は本より之を末坐に置きて神意は勿論、言葉をも懸けざりき、憑は何とかして自ら善き機會を得んと欲すれど、惔に近よる端緒無きなり、折しも王濛といふ者惔に向ひて淸談を始めたり、而して互に談論するに折々通ぜざる所あれば、憑は好機逸すべからずと、末坐より其の通ぜざる理を判斷す、其の言ふ所の主旨深く遠くして問ふ者と答ふる者との結ばれたる懷を暢べ通ずるに充分なり、是に於て一坐皆憑の學材に驚き、惔は之を上坐に延きて尊び、日の暮るゝまで淸言し、其の夜は一宿せしめ、明旦に至りて憑を歸らしむ、憑既に船に還れば、須臾にして惔は使をして命を傳へて張孝廉の船を覓めしめ、召して與に車に載りて朝廷に詣り遂に之を簡文帝に推薦したり、帝召して與に語るに、其の言ふ所深理を含めり、よつて歎美して曰く、張憑の言論は迫切ならずと雖遂に理の在る所に歸著せしむるは、恰も胸中に理の孔穴あるが如きなりと、官は御史中丞に至りたり、

晉書、裴頠字逸民、司空秀之子、弘雅有遠識、博學稽古、少知名、中丞周弼見而歎曰、頠若武庫兵縱橫、一時之傑也、樂廣嘗與頠淸言、欲以理服之、而頠辭語豐博、廣笑而不言、時人謂頠爲言談之林藪、累遷左僕射、爲趙王倫所害、

ろなり、イシツクルと訓む〔晏子春秋曰、皇甫謐曰〕皆史記の注文に引く所なり、〔兕〕野牛なり、

【義解】 史記に曰く、西戎の飛廉、惡來を生む、惡來は大力無雙にして父の飛廉は走ること飛ぶが如し、父子倶に此の體力を以て殷の紂王に事へ、惡來は善く天下の諸侯を紂王に惡口して之を罪におとしいれたり、武王義兵を擧げて紂を征伐する時、惡來を竝せ殺したり、是の時飛廉は紂王の爲に北方に走りて石椁を作れり、史記の注に「晏子春秋を引きて曰く、惡來は力強くして手もつて虎及び野牛の如き猛獸を裂きたりといふ、又皇甫謐の說を引きて、北方に石すとは石椁を北方に作りしことなりといへり、

趙孟疵面　田駢天口

舊注云、晉趙孟字長舒、爲尚書令史、善清談、面有疵點、時人曰、諸事不決問疵面、

【字解】〔清談〕俗氣を帶びざる談論なり、卽ち魏晉間の人の老莊及び易理を談ずることなり、〔疵點〕きずなり、

【義解】 舊注に云く、晉の趙孟字は長舒、官に仕へて尚書令史と爲る、老莊易の學に達して善く其の理を談ず、面にきずあれば、時の人は諸事不明にして決せざれば疵面に問へといへりとなり、

七略曰、田駢齊人、好談論、時號曰天口駢、言其口如天不可窮也、

【義解】 七略に曰く、田駢は戰國時代の齊の人なり、衆理に達し辯口に巧みなるを以て好みて談論をなす、時人號して天口駢と異名せり、言ふ心は其の口より出づる論議の廣大無邊なる恰も天の窮むべからざるが如きを以てなりとぞ、

張憑理窟　裴頠談藪

晉書、張憑字長宗、吳郡人、有志氣、爲鄕閭所稱、擧孝廉、負其才、自謂必參時彥、初欲詣劉惔、鄕里及同擧者共笑之、既至、惔處之下坐、神意不接、憑欲自發而無端、會王濛就惔清言、有所不通、憑於末坐判之、言旨深遠、足暢彼我之懷、一坐皆驚、惔延之上坐、清言彌日、留宿至旦遣之、憑既還船、須臾惔遣傳教覓張孝廉船、召與

燈燭滅、有引美人之衣者、美人援絶其冠纓告王、趣火來上、視絶纓者、王曰、賜人酒、使醉失禮、奈何欲顯婦人之節而辱士乎、乃命左右曰、今日與寡人飲、不絶冠纓者不懽、群臣百餘人、皆絶去其冠纓、而上火、盡懽而罷、後晉與楚戰、有一臣常在前、五合五獲首卻敵、卒勝晉人、莊王怪問、乃夜絶纓者、顯報王也、

【字解】〔援絶〕援は引き取るなり、拔くなり、援絶は拔きたつなり、〔冠纓〕かむりのひもなり、〔趣火來上〕趣は促すなり、上は火を點するなり、火を促して來りて點すなり、

【義解】　說苑に曰く、楚の莊王或る日羣臣に酒を賜ひしに、酒宴半にして日暮れ燈燭滅えたり、暗きに乘じて王の美人の衣を引き戲る者あり、美人其の者の冠の纓を拔き取りて後の證據となし、只今かく〳〵の事ありしと王に告げ、左右に命じて急に火を促し來りて點さしめ、王をして纓を絶たれたる者を視せしめんとす、王曰く、人に酒を賜ひ、醉はして禮を失はしめ、奈何ぞ婦人の節を顯はせんとて士を辱むべけんやと、乃ち左右に命じて曰く、今日寡人と與に飲みて冠の纓を絶たざる者は、未だ寡人と倶に懽を盡さゞる者なりと、群臣百餘人皆其の冠纓を絶ち去りたれば、其の後に火を點じ、懽を盡して罷めたり、其の後晉と楚と戰ひしとき、一臣の常に楚の先陣に在るありて五度合戰して五度敵首を獲て晉の軍を卻け遂に晉人に勝ちたり、莊王之を怪みて何者なるぞと問ふ、其の答に、往昔王の美人の衣を引きて冠纓を絶たれし時王隱忍して誅を加へざりし所の者なり、今此の國の大難に遭ひて、顯に王の厚恩に報ゆるなりといへりとぞ、

惡來多力　飛廉善走

史記、飛廉生惡來、惡來有力、飛廉善走、父子倶以材力事紂、惡來善毀讒諸侯、武王伐紂、幷殺惡來、是時飛廉爲紂石北方、晏子春秋曰、惡來手裂虎兕、皇甫謐曰、作石椁於北方、

【字解】〔毀讒〕惡口を言ひて罪におとしいるゝなり、〔石〕石椁を作

史記、平原君趙勝、趙之諸公子、喜賓客、賓客至者數千人、相趙惠文王、及孝成王、三去相、三復位、家樓臨民家、有躄者、槃散行汲、美人居樓上、見大笑之、明日躄者至門、請曰、士之不遠千里而來者、以君能貴士而賤妾、臣不幸、有罷癃之病、而君之後宮笑臣、願得笑臣者頭、勝笑應曰、諾、終不殺、歳餘賓客稍稍引去者過半、勝怪之、客曰、以君不殺笑躄者、以爲愛色而賤士、卽去耳、勝乃斬笑者頭、自造躄者門、謝焉、後乃復來、

【字解】〔躄〕あしなへなり、〔槃散〕一に蹣跚に作る、あしなへの行く貌なり、ちんばひくなり、〔罷癃〕腰曲がり背高くなる病なり、せむしなり〔後宮〕嬖妾なり、〔造〕至るなり、

【義解】 史記に曰く、平原君趙勝は、趙の諸公子なり、趙の國力を強めんと欲し、器量ある士を喜みて衆く之を養ひ、賓客の禮を以て之を遇せり、故に賓客の來り集る者數千人に及べり、趙の惠文王及び孝成王に宰相と爲り、三たび相を去り、三たび位に復りて趙の國政を執れり、其の家の高樓民家に臨みて建つ、民家の躄者槃散として行きて水を汲むあり、美人樓上より此の狀を見て可笑しさに堪へず大いに之を笑ひけり、明日躄者平原君の門に至り請願して曰く、さて名士の千里を遠しとせずして君の許に來る所以のものは、君が能く士を貴びて嬖妾を賤むを以てなり、臣不幸にしてせむしの病あり、而るに君の嬖妾は臣の狀を見て笑へり、願くは臣を笑ひたる者の頭を得んと、勝之を輕んじ笑ひて應へて曰く、諾と、終に之を殺さずして躄との約に反けり、其れより一ヶ年餘にして賓客の漸次に引き去る者半に過ぎたり、勝之を不思議に考へて客に問ふ、客曰く、君が躄者を笑ひし者を殺さざるを以て、衆くの賓客は、君は色を愛して士を賤むものと思惟して卽ち去りしのみと、勝始めて事の由を悟り、乃ち笑ひし者の頭を斬りて、自ら躄者の門に造りて前に約に違ひしことを謝しぬ、後に至り向きに引き去りし所の賓客復來りしとぞ、

說苑曰、楚莊王賜羣臣酒、日暮酒酣

【字解】〔齊二萬物一〕君父も路人も同視し、動物も植物と同一なりと思惟するをいふ、〔鹿車〕鹿一匹を駕する丈の小さき車なり、〔渴〕飲まんと欲するなり、のどかわくなり、此處にては酒を飲まんと欲するなり、〔攝生〕攝は持つなり、生は生命なり、生命を持つとは衛生養生に同じ、〔祝〕のりとなす、〔斛〕十斗なり〔解レ醒〕醒は酒に醉ひて未だ醒めざるなり、ゑふなり、醒を解くとは醒め易きなり、即ち一斛五斗の酒にては速に醒め易きなり、故に充分醉ふまで飲むには、尙此れ以上の酒を要すとの義なり、〔頽然〕醉ひつぶるゝ貌なり、〔忤〕意見の衝突なり、サカフと訓む、〔攘レ袂〕攘は卻くなり、袂を卻くとは袂をまくりかゝげて臂を出すなり、〔雞肋〕にはとりの肋骨なり、小弱なるものに喩ふ、〔厝〕措に同じ、置くなり、〔得レ調〕調は選なり、選を得とは及第したるをいふ、

【義解】　晉書に曰く、劉伶字は伯倫、沛國の人にして竹林七賢の一人なり、性己れの情を放埓にし、志の趣くまゝに行ふ、常に此の宇宙を細小なりとし、萬物は皆同一のものと觀るを以て思想の根柢とせり、平常鹿車に乘り、一壺の酒を攜へ、人をして鋤を荷ひて隨はしめ、之に謂つて曰く、我れ行く所にて死なば、汝其の鋤を以て我を埋めよと、其の肉體を惜まざること此の如きなり、或る時酒に渴すること甚しければ、其の妻に酒を求めたり、妻、伶が餘りに酒を飲み過すを怒り、酒を損て酒器を毀ちて涕泣して諫めて曰く、君酒を飲むこと太だ過ごせり、かくては養生の道に非らざれば、宜しく酒を禁ずべしと、伶曰く汝の言ふ所眞に善し、しかれども吾自ら之を禁ずること能はざれば、當に鬼神に祝を申し上げて自ら誓ふべし、さすれば禁酒の實も擧がるべければ、汝鬼神に供ふべき酒肉を用意すべしと、妻悅びて之に從ふ、伶乃ち跪きて恭しく祝を奉げて曰く、天、劉伶を生み、酒飲むことを以て一世に名を爲さしむ、故に一たび飲むに一斛五斗の酒にては速に醒め易し、よつて充分醉はしむるには此れ以上の酒を飲ましむべし、婦人の言は決して聽くべからずと、よつて鬼神に供へたる酒を引き寄せ肉を食ひ頽然として復醉ひ倒れたり、或る時酒に醉ひ俗人と意見衝突し、其の人怒りて袂をまくりかゝげて臂を張り出し拳を奮ひて將に伶を擊たんとす、伶徐に曰く、此雞肋の如きか弱き體軀は尊公の拳を安んずるに足るまじと、其の人笑ひて止めたり、又伶は是れまで一度も文章に意を置きしことあらざりしに、酒德頌一篇を著したり、又或る時建威參軍と爲りしことあり、武帝の太始の初めに、對策して盛んに日頃主張せる無爲にして天下を化するといふ老莊の道を鼓吹したるを以て、當時の同輩皆成績優良にて高第の選に入りしかど、伶獨り其の學說の無爲なりしにより、無用と認められて及第せざりき、其れより竟に家に退き天壽を以て終はりたりとなり、

趙勝謝璧　楚莊絕纓

年、已葬、於是開棺、醉始醒、俗云玄石飲酒、一醉千日、

【字解】〔沈湎〕酒に醉ひおぼるゝこと、〔酤〕酒を買ふなり、〔千日酒〕千日間の醉をなすといふ銘酒の名なり、〔節度〕醉へば千日にして醒むるといふ其の醉の程度をいふ、〔權〕假なり、カリニと訓む、

【義解】博物志に曰く、昔時劉玄石といへる者ありて、中山郡の酒家狄希が許に於て酒を買ひけるに、酒家之に千日酒を與へて、其の醉の節度を言ふことを打ち忘れたり、玄石歸りて家に著き、千日酒なることを知らざれば、普通の酒の如くに之を飲みて醉ひけり、而るに家人も勿論千日酒なることを知らざれば、何日迄經つても醒むること無ければ、或は已に死にたるものには非らざるかと思ひ、假に之を葬りたり、酒家にては千日の日數の滿つるを計り、玄石前日酒を買ひ醉ひたれば、今頃は必ず醒むるに向はんとする時期なるを憶ひ、玄石の家に往きて之を視るに、家人の云ふには玄石の死にしは已に三年前にて假に之を彼處に葬れりと、酒家是に於て棺を開けば、酒の醉始めて醒むるを見たり、俗に玄石酒を飲みて一醉千日といへりとぞ、

晉書劉伶字伯倫、沛國人、放情肆志、常以細宇宙齊萬物爲心、常乘鹿車、攜一壺酒、使人荷鍤隨之、謂曰、死便埋我、其遺形骸如此、嘗渇甚、求酒於妻、妻捐酒毀器、涕泣諫曰、君飲酒太過、非攝生之道、宜斷之、伶曰、善、吾不能自禁、當祝鬼神自誓、可具酒肉、妻從之、伶跪祝曰、天生劉伶以酒爲名、一飲一斛五斗解醒、婦人之言愼不可聽、仍引酒御肉、頽然復醉、嘗醉與俗人相忤、其人攘袂奮拳而往、伶徐曰、雞肋不足以安尊拳、其人笑而止、伶未嘗厝意文翰、著酒德頌一篇、嘗爲建威參軍、大始初、對策、盛言無爲之化、時輩皆高第得調、伶獨以無用罷、竟以壽終、

記曰、飛燕爲皇后、女弟在昭陽殿、后體輕腰弱、善行步進退、昭儀不能及、但弱骨豐肌、尤工笑語、二人並色如紅玉、爲當時第一、

【字解】「宮人」宮中に召し使ふ官婢なり、「父母不擧」父は趙臨なり、母は宮人なり、二人の私生兒なれば其の死に任せたるをいふ、「微行」微は微賤の微なり、天子正式に行幸せずして、微賤者の如き行步をなすをいふ、しのびあるきなり、「倢伃」女官の名なり、「昭儀」女官の名なり、「顓」專に同じ、モツパラと訓む、「暴雨」暴は突然なり、ニハカニと訓む「笑語」人を面白がらせる語なり、

【義解】前漢の趙飛燕は孝成帝の皇后なり、本は長安宮に侍使せる宮婢なりき、初め生れし時父母之を育てんと欲せず、其の死するに任せたり、しかるに三日を經るも死なざりしかば、止を得ず遂に之を取り擧げて養育したり、成長するに及び、陽阿公主に事へて歌舞を學ばしむ、其の體輕くして舞ふさま恰も燕の飛ぶに似たるより號して飛燕といふ、成帝或る時微行して陽阿公主の邸に過ぎたれば、公主音樂を奏して帝を饗す、帝飛燕を見て之を悅び召して宮に入る、飛燕大いに寵幸を蒙り、其の女弟も復召されて入りて倶に倢伃と爲る、兄弟二人帝に貴幸せられて後宮多くの美人一人として之に及ぶ者無し、飛燕遂に立つて皇后と爲る、後恩寵少しく衰へたれども、女弟は尙甚だ愛幸せられて昭儀と爲る、かく姉と妹と互に帝の寵を專らにすること殆ど十餘年に及びしかど、二人共に皇女兒を產まざりき、其の後成帝突然崩御するに及び、民間の評判に、此は是れ必ず昭儀が毒殺せるものなりとして其の罪を昭儀に歸しぬ、昭儀實は罪を犯しゝこと無けれども、世上の評判餘りに重大なれば、必ず其の難を免ること能はざるを察して自殺したり、後哀帝立ちて后を尊びて皇太后と爲す、西京雜記に曰く、飛燕、皇后と爲り、其の女弟も亦寵せられて昭陽殿に在り、后は體輕く腰弱く、行步進退しなやかにして柳の風に吹かるゝが如し、昭儀は之に及ばずと雖、骨弱く肌豐かに肥え、尤も笑語に工みなり、二人並に肌色紅の玉の如くにして、當時第一の美人たりき、

玄石沈湎　劉伶解醒

博物志曰、昔劉玄石於中山酒家酤酒、酒家與千日酒、忘言其節度、歸至家當醉、而家人不知、以爲死也、權葬之、酒家計千日滿、乃憶玄石前日酤酒、醉向醒耳、往視之、云玄石之死三

り、後世の三月上巳に水上に祓ひをなすが如きことなり、〔說〕悅ぶなり、〔更レ衣〕寒暖變じて衣服を着更ふるなり、〔尙衣〕尙は主るなり、衣裳を主る役なり、〔軒中得レ幸〕軒は軒車なり、軒車とは幰をかけたる車なり、軒車の中にて寵幸を得たるをいふ、〔奏ニ子夫一〕奏は進むるなり、子夫を差し上ぐることなり、〔拊〕なでさするなり、〔行矣〕人を見送るときに言ふ語なり、機嫌よく無事に行けよとの意なり、〔强飯勉レ之〕强ひて食事をなせよとて、壯健にあれかしと願ふ意なり、〔太子〕戾太子なり、〔巫蠱事〕巫はみこなり、蠱は人をのろふまじなひなり、漢武の時江充戾太子と不和なるより、太子等巫蠱を用ひて帝を殺さんとする由を誣ひて太子等を罪に陷らしめし事件をいふ、尙詳しきは丙吉牛喘の條に註せり、

【義解】　張衡の西京の賦に曰く、衞后は其の黑髮の美しきを武帝に見られて世に時めき、飛燕は其の體軀輕くして舞をまふに燕の飛ぶが如きといふより成帝に寵せられたりと、さて衞后は前漢の孝武帝の皇后なり、字は子夫といふ、其の生家は姓は衞氏といひ、平陽侯の領邑に住めり、初め平陽公主の歌妓たりき、武帝或時灞水の上にて除災救福の祓を爲し、其の還りに公主の宅に立寄りぬ、既にして酒に醉ひぬれば、公主謳者を進めて興を添へたり、帝獨心中に子夫の美髮を悅びて之を迎へんとす、帝起ちて衣服を著更ふる時、子夫侍べりて衣裳の著更へを主り、軒車の中にて帝の寵幸を得たり、公主之を覺り、因て子夫を差し上げて宮中に奉仕せしむ、子夫出發に際して車に上れば、公主、子夫の背を撫でさすりて曰く、無事に行けよ、勤めは身體が大切なれば、强ひて食事を取りて壯健なれかし、若し貴くならば願くは昔時の事を相忘るゝこと勿れと、子夫後に男子據を生み、遂に立つて皇后と爲り、男は太子と爲る、其の後巫蠱の事起るに遭ひ、江充姦計を爲したれば、太子と后と共に謀りて充を誅したり、されど太子の兵敗れたれば、太子は逃亡し、后は遂に自殺せられたりとぞ、

前漢飛燕孝成帝趙皇后也、本長安宮人、初生父母不レ舉、三日不レ死、遂收養レ之、及レ壯屬ニ陽阿主家一、學ニ歌舞一、號曰ニ飛燕一、帝嘗微行出、過レ主作レ樂、見而說レ之、召入レ宮、大幸、女弟復入、俱爲ニ倢伃一、貴傾ニ後宮一、立爲ニ皇后一、後寵少衰、而弟絕幸、爲ニ昭儀一、姊弟顓レ寵十餘年、皆無レ子、及ニ帝暴崩一、民間歸ニ罪昭儀一、昭儀自殺、哀帝立、尊レ后爲ニ皇太后一、西京雜

謂其父曰、廣神姿朗徹、當爲名士、可令專學、必能興卿門戶、衞瓘見而奇之、命諸子造焉、曰此人之水鏡、見之瑩然若披雲霧而覩青天也、王衍自言、與人語甚簡、及見廣、便覺已之煩、其爲識者歎美、如此、

【字解】〔神姿〕神情容姿なり、〔朗徹〕明かに通ずるなり、〔造焉〕至りて交はらしむる意なり、イタラシムと訓む、〔瑩然〕明かなる貌なり、〔簡〕簡易なり、つゝまやかなり、〔煩〕煩雜なり、わづらはしきなり、

【義解】晉の樂廣字は彥輔、年八歲の時、夏侯玄廣を見て其の父に謂つて曰く、廣の神情は理に通達し、容姿は特に明朗なり將來當に名士と爲るべければ、今より雜學を廢して專ら聖賢の學を攻めしむべし、さすれば必ず卿の家門を興さんと、衞瓘も之を見て奇異なりとし、我が子に命じて廣の許に至りて交はらしむ、廣は實に人の手本となるべき水鏡なり、之を見れば明々然として雲霧の開けて青天を覩るが如き心地するなりといへり、又王衍自ら言ふに、吾れ人と語れば、吾が言甚だ簡易なり、しかるに廣と語るに及びては吾が言の煩雜なるを覺ゆるなりと、廣の當世の識者に歎美せらるること大概此の如きなり、

衞后髮鬒　飛燕體輕

張衡西京賦曰、衞后興於鬒髮、飛燕寵於體輕、衞后前漢孝武帝皇后也、字子夫、其家號曰衞氏、出平陽侯邑、初爲平陽公主謳者、武帝祓霸上、還過主、既飲謳者進、帝獨說子夫、帝起更衣、子夫侍尙衣軒中得幸、主因奏子夫送入宮、子夫上車、主拊其背曰、行矣、強飯勉之、卽貴願無相忘、後生男據、遂立爲皇后、而男爲太子、遭巫蠱事起、江充爲姦、太子與后共誅充、太子敗亡、后自殺、

【字解】〔鬒髮〕黑髮なり、〔謳者〕歌舞を業とする者なり、〔祓霸上〕祓は除ふなり、災を除いて福を求むるなり、霸上は灞水のほとりな

なれども、而かも衆人を惠むべきものなりと、よつて人邪惡の考を持ち正道に非ざることを以て其の成否を問ふが如きことあれば、蓍龜に依りて顯れたりと稱して、此の如きは行ひて害あり止めて利ありと言ひ、人の子たる者には孝行の道を說き、人の弟たる者には弟順の道を敎へて、人の臣たる者には忠義の道を誡へ、各其の對者の身分に因りて之を敎導するに善を以てせり、一日才に數人を見て錢百文を得て其の日の暮しに不足無ければ、店を仕舞ひ、簾を下して弟子に老子の道を授くるなり、其の學博くして衆理に通ぜざること無し、老子莊子の旨に依つて書十餘萬言を著したり、さて揚雄の少き時は遵に從つて游學せしことありき、已にして雄京師に仕へて後、數朝廷の位に在る賢者の爲に君平の德を稱へたりといふ、君平年九十餘にして其の壽命終りたり、

叔寶玉潤　彥輔氷清

晉書、衛玠字叔寶、五歲風神秀發、祖父瓘曰、此兒有異於衆、顧吾年老不見其成長耳、玠舅驃騎將軍王濟、雋爽有風姿、每見玠輒歎曰、珠玉在側、覺我形穢、又嘗語人曰、與玠同遊宛若明珠之在側、朗然照人、玠妻父樂廣有海內重名、議者以爲婦公氷清、女婿玉潤、

【字解】〔風神〕風采神情なり、〔秀發〕風采の特に勝れたるなり、〔舅〕母方のをぢなり、〔雋爽〕雋は俊に同じ、爽は明かなり、秀でてさわやかなるなり、〔穢〕けがれなり、〔朗然〕明かなる貌なり、〔婦公〕妻の父樂廣を指す、〔女婿〕衛玠を指す、

【義解】晉書に曰く、衛玠字は叔寶、五歲の時已に風采神情共に秀でて立派なり、祖父の瓘常に曰く、此の兒衆人に異なる所あれば、將來當に立身出世すべし、されど吾年老いぬれば、其の成長しての成功を見ること能はざるなりと、玠の母の兄弟の驃騎將軍王濟も亦人に勝れてさわやかなる風采ありしかど玠を見る每に、輒ち歎じて曰く、珠玉我が側に在りて、我が身のけがらはしきを覺ゆるなりと、又或る時人に語つて曰く、玠と同じく遊べば、丁度明珠の側に在るが如く、朗然として人を照すなりと稱へたり、又玠の妻の父の樂廣といふ者、其の名海內に重ぜられたり、よつて世上之を評して妻の父は氷の淸きが如く、女の婿は玉の如くうるほひて光澤あるが如しといへりとぞ、

晉樂廣字彥輔、年八歲、夏侯玄見之

講究覽群籍、兼通歷數、由是顯名、仕孫權、爲中書令侍中太子太傅、每朝大議、經典所疑、輒諮訪之、以儒學勤勞、封都鄉侯、

【字解】〔傭書〕雇はれて文字を寫すなり、筆耕なり、〔追師〕師に隨ふなり、〔諮訪〕たづれとふなり、

【義解】　吳志に曰く、闞澤字は德潤、會稽郡の人なり、家世世農夫たり、澤に至り學を好めども家貧にして書を求むる資力無し、よつて常に人に雇はれて文字を寫し、其の賃銀を以て紙筆に供して勉學せり、一度寫し畢れば、其の書を誦讀して一字も誤らざる程記憶力强し、其れより師に隨ひて論講し、群くの書籍を究め覽、兼ねて歷學に通ぜり、是に由つて當世に名を顯したり、吳の孫權に事へて中書令、侍中、太子太傅と爲る、朝廷の大議ある每に、經典の疑はしき所は皆澤に諮問するなり、其の後儒學に勤勞せる廉を以て都鄉侯に封ぜられたりとなり、

前漢、嚴遵字君平、蜀郡人、修身自保、非其服弗服、非其食弗食、卜筮於成都市、以爲卜筮者賤業、而可以惠衆、人有邪惡非正之問、則依著龜爲言利害、與人子言依於孝、與人弟言依於順、與人臣言依於忠、各因勢道之以善、裁日閱數人、得百錢、足自養、則閉肆下簾而授老子、博覽亡不通、依老莊之指、著書十餘萬言、揚雄少時從游學、已而仕京師、數爲朝廷在位賢者稱君平德、年九十餘終、

【字解】〔自保〕自ら德を保つなり、〔著龜〕著は筮に用ひるめとぎなり、後世之を竹にて作る、龜は卜に用ひるかめなり、龜を燒きて其の甲の折裂の狀を見て判斷するなり、〔道之〕道は導なり、みちびくなり、〔裁日閱〕裁は才なり、ワヅカと訓む、閱は見るなり、けみすなり、〔閉肆〕店をとぢて仕舞ふなり〔老莊〕老子莊子なり、

【義解】　前漢の嚴遵字は君平、蜀郡の人なり、身を修めて自ら其の德を保つ、奢侈に流れず分限を守りて、其の着るべき服に非ざれば着ず、其の食ふべき食に非ざれば食はざるなり、成都の市中に店を出して卜筮す、自ら以爲く卜筮は賤業

其頤則歌合律、捧其手則舞應節、千變萬化唯意所適、王以爲實人也、與盛姬內御竝觀之、技將終、倡者瞬其目而招王之左右侍妾、王怒欲誅偃師、偃師立剖散倡者、以示王、皆傅會革木膠漆白黑丹靑之所爲、

【字解】〔巡狩〕天子が諸國を巡ることなり、〔道〕中道に當る諸侯の國なり、〔工人〕工考の人なり〔若〕汝なり、〔越日〕翌日なり、〔倡〕俳優なり、わざをぎなり、〔頷其頤〕頷は音ガン、頤を曲ぐなり、頭を搖かすなり、頤はおとがひなり、〔盛姬內御〕盛姬は群多の美人なり、內御は後宮內に侍べる美女なり、〔瞬〕目を動かして意を遣るなり、またゝくなり、〔招〕招きて之に戲るなり、〔剖散〕解きちらすなり、〔傅會〕よせあつむるなり、

【義解】　列子に曰く、周の穆王西の方の諸國を巡狩す、其の中道に當る國に工考の人を獻ずるあり、工人の名は偃師といふ、王問ひて曰く、汝は何の藝能あるかと、工人曰く、臣に製造したる者あれば願くは王之を觀よと、其の翌日王に謁見す、王曰く、汝と偕に來る者は何人ぞやと、對へて曰く、是れ卽ち臣の造りし所の人形にして能く俳優の眞似をなす者なりと、王之を視るに、其のおもむき走り、うつむきあふぐ狀、信の人に異ならず、王其の工妙なるに感じて巧なる哉と稱贊せり、其の頤を曲げて頭を搖かすよと見れば、卽ち歌を謠ひ出して其の音聲律に協ひ、其の手を捧げて科を爲すかとおもへば、卽ち舞を舞ひ出して其の進退節に應ずるなり、其の他種々の動作に變化するとも唯意のまゝなるが如し、王之を以て愈實人なりと思ひ、群くの貴姬及び宮女と竝び立ちて之を觀覽したり、其の技將に終はらんとする時、倡者は其の目をまたゝきして意を通じ、王の左右に侍べる美女を招きて之に戲れたり、王大いに怒り不屆至極の者を伴ひ來れるものかなとて偃師を誅せんとす、偃師立ろに倡者を解き散じて造り物たるを王に示す、之を見るに皆革木をあつめよせ、膠漆にて著き合し、白黑丹青にて彩色し、內部には機械を仕掛けて四支五官の活動を司らしむるやう造りたる人形にてありきとなり、

德潤傭書　君平賣卜

吳志、闞澤字德潤、會稽人、家世農夫、至澤好學、居貧無資、常爲人傭書、以供紙筆、所寫既畢、誦讀亦遍、追師論

病、爲臣立廟、今旦耆老皆入廟致饗、是以來遲、適臣本縣成都市失火、臣噀酒爲雨、以滅火災、詔原罪、卽遣使往驗其言、答云、正旦失火、食時有大雨、從東北來、火乃息、雨皆酒氣、後一日大風天霧暗、失巴所在、尋問之、其日還成都、與親戚別去、而昇天矣、巴字叔元、見後漢書、

【字解】「漢帝」後漢の順帝を指す、「正朝」正月朔日の朝賀なり、「噀」潠に同じ、水、酒などを、含みて噴き出すなり、ハクと訓む、「治鬼護病」治は退治なり、鬼は疫神なり、えやみなり、護は看護して病を療すなり、えやみを退けて病を療治するをいふ、「耆老」六十を耆といひ、七十を老といふ、耆老は、老人なり、「原罪」罪を宥すなり、「驗」實否を考視するなり、しらぶるなり、「從東北來」洛陽の都は成都の東北に在り、故にいふ、

【義解】　神仙傳に曰く、欒巴は蜀郡成都の人なり、後漢の順帝の時に召されて尚書と爲る、或る年の正月朔日の朝賀に百司大會したる時、巴獨後れて到り、且つ既に酒を飲みたるにや頗る醉へる色あり、朝賀して、又酒を飲み、頻に西南に望みて之を噴き出せり、有司此の狀を見て巴は大いに不敬なりと奏す、帝詔して何の故に此の如くするかを問はしむ、巴對へて曰く、臣が鄕里は、臣が能く疫神を退治して病を療すを以て、臣が爲に廟を立てたり、今朝も老人打ち集ひ廟に入りて臣に饗應す、臣之に臨み只今歸都するを以て拜賀すること此の如く遲きなり、又只今適、臣が本縣成都の市中に失火あり、臣是を以て酒を噴き出して雨と爲して火災を消滅せしなりと、詔して其の罪を宥し、直に使を蜀都に遣して往きて巴の言の實否を取り調べしむ、其の答に正月元旦に失火し、朝食の時に大雨ありて、東北より降り來りたれば、大火は忽ち息みて其の雨皆酒氣ありと云へり、後一日大風起りて霧暗き時、巴の所在を失ひたり、後にて之を尋ね問へば、其の日成都に還り、親戚と別れ去りて天に昇りたりといふ、巴字は叔元、後漢書列傳第四十七にも見ゆ、

列子曰、周穆王西巡狩、道有獻工人、名偃師、王問曰、若有何能、曰臣有所造、願王觀之、越日謁見王、王曰、若與偕來者、何人邪、對曰、臣之所造能倡者、王視之趣歩俯仰信人也、巧夫、鎮

轉ず、此れより以前已に名望ありて世に知られたり、自らも又必ず三公と爲りて朝政に與るならんと思惟せり、此の時謝現の徒、前日までは仲文の輕んじたる者なれども、今日にては皆肩を比ぶべき同地位となれり、よつて常に怏怏として志を得ざるなり、突然洛陽太守に遷されたるを以て意彌〻平かならず、後反逆を謀りて誅に伏したり、仲文常に己が面を鏡に照して寫し見しに、或る時不思議にも面、鏡に寫らざりき、其れより四五日を經て禍に遇ひたりとなり、

前漢臨江閔王榮、景帝子、立爲太子、廢爲臨江王、三歲坐侵廟壖地爲宮、上徵榮、榮行祖於江陵北門、既上車、軸折車廢、江陵父老流涕竊言曰、吾王不反矣、榮至詣中尉府對簿、中尉郅都簿責訊王、王恐自殺、葬藍田、燕數萬銜土置冢上、百姓憐之、

【字解】「壖地」外垣の內、內垣の外なる游地なり、「祖」祖道なり、行人を送る宴なり、かどでの祝なり、「廢」壞るなり、「簿」罪狀を書したる文書なり、「責訊」訊は問なり、責め問ふなり、

【義解】前漢の臨江閔王榮は、景帝の子なり、立つて太子と爲る、後廢せられて臨江王と爲る、入部して三歲目に、廟の壖地を侵して宮殿を建立したる罪に問はれたり、上、之を徵す、榮長安に行かんとして、衆人より江陵の北門にて祖道の宴を開かれたり、既にして宴も終りたれば、王、車に乘りて出發せんとす、如何なる機にやありけん、車軸折れて車破壞したり、江陵の父老皆涕を流して竊に相語りて曰く、王の門出にかゝる不祥の事あるは、吾が王定めて再び此の地に反り給ふまじと、榮長安に至り、中尉の府に詣れば、其處には罪狀を記したる文簿に對して一一之に答へざるべからず、中尉郅都文簿を以て王を責め問ひしかば、王は兎ても逃ること能はずと覺悟して遂に自殺したり、屍を藍田に葬る、燕數萬ありて土を銜み來りて王の冢上に置きて其の死を哀しむに似たり、百姓之を見て偏に王を憐みたりとなり、

欒巴噀酒　偃師舞木

神仙傳、欒巴蜀郡人、漢帝召爲尚書、正朝大會、巴獨後到、頗有醉色、又飮酒望西南噀之、有司奏、巴大不敬、詔問巴、巴對曰、臣鄕里以臣能治鬼護

呂氏春秋曰、晉平公鑄爲大鐘、使工聽之、皆以爲調、師曠曰、不調、請更鑄之、平公曰、工皆以爲調矣、師曠曰、後世有知音者、將知不調、臣竊爲君耻之、至師涓、果知鐘之不調、是師曠欲善調鐘、以爲後之知音也、

【字解】〔淸耳〕善く音律を聽き分くる耳なり、〔工〕樂工なり、樂人なり〔調〕聲の律に合ふことなり、

【義解】　呂氏春秋に曰く、晉の平公大いなる鐘を鑄造して、樂工をして其の鐘聲を聽かしめしに、皆能く音律に合へりといふ、唯獨師曠のみ調はずといひて、之を更め鑄しめんと請ふ、平公曰く、樂工皆調へりといへり、汝一人之に反するは如何と、師曠曰く、後の世に至りて音律を知る者有らば、此の鐘聲を聽きて將に其の不調を知らんとす、臣竊に君の爲に之を耻づるなりと、衞の靈公の樂人の師涓に至り、果して此の鐘聲の調はざるを知りたりとなり、是れ師曠が善く鐘を改鑄して音律に合さしめんと欲せしは、後の知音者に耻ぢざらんが爲めなり、

愼子曰、離朱之明、察毫末於百步之外、下水尺不能見淺深、非目不明、其勢難覩也、

【字解】〔毫末〕細毛の末端なり、〔其勢〕其の場合なり、此處にては水中に於ける光の屈折なり、

【義解】　愼子に曰く、離朱の能く眼の視ゆることは、細毛の末端を百步の外より察するなり、されど水中一尺を下れば、其の水の淺深を見ること能はざるなり、此は目の明かならざるに非ずして、水中に於ける光の屈折の角度によりて覩難きなりと、

仲文照鏡　監江折軸

晉書、殷仲文、陳郡人、轉尙書、素有名望、自謂必當朝政、又謝琨之徒、疇昔所輕者、竝皆比肩、常怏怏不得志、忽遷洛陽太守、意彌不平、後謀反伏誅、仲文時照鏡不見其面、數日而遇禍、

【字解】〔疇昔〕前日なり、〔比肩〕同等の位になること、〔怏怏〕意に滿たざる貌なり、

【義解】　晉書に曰く殷仲文は陳郡の人なり、事へて尙書に

ぜずして自ら退き去れり、

後漢向長字子平、河内朝歌人、隱居不仕、性尚中和、好通老易、貧無資食、好事者更饋焉、受之取足、而反其餘、讀易至損益卦、歎曰、吾已知富不如貧、貴不如賤、但未知死何如生耳、建武中男女娶嫁既畢、敕斷家事勿相關、遂肆意遊五嶽名山、不知所終、

【字解】〔尚中和〕尚は崇なり、貴なり、タットブと訓む、中和は過激ならずして世俗と和するをいふ、〔老易〕老子と周易となり、〔資食〕食料なり、〔饋〕食を進むるなり、おくるなり、〔取足〕不足無く食ふなり、〔損益卦〕周易の二卦の名なり、損は ䷨ 兌下艮上なり、此の卦は本地天泰 ䷊ より來る、卽ち泰の九三上りて上爻に止まり、上六下りて三に居る、是れ下の一陽剛を損して上に益するの象なり、故に彖傳に損下益上、其道上行、といへり、下は內卦にして己れなり、上は外卦にして彼れなり、己れを損して彼れを益すは仁道なり、益は ䷩ 震下巽上なり、此の卦は本天地否 ䷋ より來る、卽ち否の九四來りて初に居り、初六往きて四に居る、是れ上の一陽剛を損して下に益すの象なり、故に彖傳に益損上益下、民說无疆、といへり、上は君なり下は民なり、君の費を省きて民に惠むは君道なり、此の如く何れも陽剛を損して陰柔に益するより生じたる卦なり、よつて其の餘れるを足らざる者に施して始めて告無きなり、然るに富みて自ら益し、貴くして自ら高に居りては、損益の卦の義に反す、故に下文に富は貧に如かず、貴は賤に如かずといへり、〔男女娶嫁〕男女は向長の子を指す、男子には婦を娶り、女子は他に嫁がしむるをいふ、〔斷〕ことわるなり、〔五嶽〕支那の五つの高山なり、東は泰山（山東省）西は華山（陝西省）南は衡山（湖南省）北は恆山（山西省）中は嵩山（直隸省）是れなり、

【義解】後漢の向長字は子平、河內郡朝歌縣の人なり、隱遁して官に仕へざるなり、性、中和を貴びて流俗にも交はりうとくしからず、好みて老子周易に通ず、家貧しくして食ふに料なければ、其の志を慕ふ者更るくに食物を進むる也、長之を受けて充分に食ひ、而して其の餘は反して留めざるなり、易を讀みて損と益との卦に至り、感歎して曰く、吾れ已に富は貧に如かず、貴は賤に如かざるを知れり、但し未だ死ぬると生くるとは何れが勝れるかを知らざるのみと、光武帝の建武年中に、男子には婦を娶り、女子は他に嫁がしめ畢りたれば、家族の者に告げて我は既に家事には一切關係せずとことわりて、遂に意のまゝに、五嶽名山に遊歷す、世遂に其の終はりし所を知る者無しといふ、

師曠清耳　離婁明目

【字解】「方士」方術の士なり、仙術を行ふ人なり、「分二天部一」二十八宿を四方に分配して其の距離を量り、日月星辰の周行を定むることなり、「轉レ歴」從來用ひたる顓頊歴を改めて太初歴を作りしをいふ、「以レ律起レ歴」律は黄鐘の律管なり、長さ九寸、徑三分あり、此の立方積は八十一寸なり、即ち徑の自乘の九に長さの九を乘じたるものなり、此の八十一の數を推して歴數を割り出すなり「龠」量の名なり、黒黍一千二百粒を容るゝなり、「與二長相終一」黄鐘の長さと終數と相乘ずるをいふ、終數とは、易に所謂天地の數の終なる天九地十を合したる十九の數なり、此の十九に九寸の九を乘じて一百七十一を得るなり、「分而終復」分は一日の分たる八十一の數なり、終は終數の十九なり、復は統なり、復統の二字は唐氏落下氏の歴學に於ける術語なり、即ち八十一に十九を乘じて得たる一千五百三十九年を復法又は一統と稱す、「三復而得二甲子一」三復は三統なり、即ち復法一千五百三十九年の三倍、四千六百十七年なり、甲子は十一月の甲子の日（冬至）なり、天體は四千六百十七年を經過して、其の年の十一月甲子に至り、循環して元の位置に復るなり、之を三統又は歴の一元といふ、漢の元封七年十一月は恰も此に相當す、故に年號を改めて太初元年と爲す、「九六」九は陽律黄鐘の長さの九寸なり、六は陰律林鐘の長さ六寸なり、「爻象」易の陽爻に九といひ、陰爻に六といふを指す、「紀二元氣一」天地の元氣を理むるなり、

【義解】　前漢の方術士の唐都は二十八宿を四方に分配して其の距離を測りて日月星辰の運行を定めたり、而して巴郡の落下閎といへる者之に與りて力を授けたり、都は天部を分ちたるのみなれども、閎は數學を推究して歴法を發明し、從來用ひたる顓頊歴を改めて太初歴を作りたり、其の法は黄鐘の律管より數理を究めて歴法を起したるなり、さて此の黄鐘の律とは、一龠を容るゝ積にして八十一寸あり、此の八十一の數は歴法一日の分なり、律管の長さの九寸と終數十九と相乘じて一百七十一の數を得るなり、又一日分の八十一に終數の十九を乘ずれば一千五百三十九年を得、之を復法又は一統といふ、一統を三たび經過すれば四千六百十七年となる、其の年の十一月甲子の日には天體循環して元の位置に復るなり、之を三統又は歴の一元といふ、夫れ律は陽律九寸に陰律六寸なり、よつて易の爻象の陽爻を九といひ、陰爻を六といふも、皆此の律より出でたる所なり、故に黄鐘は天地の元氣を理むる根元なるを以て之を律といふ、律とは法といふことなり、物の輕重、長短、多少等皆法を之に取らざる者無きなり、贊に曰く、歴數は則ち唐都と落下閎と其の蘊奧を極めたりと、

曼容自免　子平畢娶

前漢邴丹字曼容、瑯邪人、養レ志自修、爲レ官不レ肯レ過二六百石一、輒自免去、

【字解】「自免」自ら官を退くなり、「養志」己れの志氣を養ふなり、

【義解】　前漢の邴丹字は曼容、琅邪の人なり、己れの志氣を養ひて自ら身を修む、故に官に事へて六百石に過ぐるをも肯

を執りて陛側に列び警衛する者なり、衛士なり、〔沾寒〕うるほひこゞゆなり、〔諾〕應答の意を表す聲なり、ハイといふに同じ、〔檻〕欄干なり、おばしまなり、〔幸雨立幸休居〕雨中に立つ、何の幸なることあらん、休居するこそ眞の幸なれ、然るに不幸雨に立つ者を指して幸なりといふ、此處に滑稽の味あるなり、〔縱〕放ち飼ひにするなり、〔寇從東方來〕寇東方より來るといふ、〔麋鹿〕秦は函谷關の西に在り、故に寇東方より來るといふ、〔麋鹿〕麋は鹿の屬にして水牛に似たるもの、おほしかなり〔蕩蕩〕廣平の貌なり、〔蔭室〕新に漆を髹りたる物を入れて乾かす處、うるしむろ也、

【義解】　史記に曰く、優旃は秦の倡優にして身の長け短小なり、辯に達者にして善く人を笑せども其の言大道に合へり、秦の始皇の時に、群臣を集めて殿上に酒宴を開く、折しも雨降り來れば陛側に列べる衛士は皆雨に沾ひて寒さにこゞえたり、旃之を見て哀み、衛士に謂つて曰く、汝等は休まんと欲するか、休まんと欲せば我が言に從へ、我れ即し汝等を呼べば、汝等應じてハイといへよと豫め言ひ含め置き、頃くありて旃殿上の欄干に臨み大聲を發して陛楯郎と呼ぶ、郎皆一聲にハイと對ふ、優旃曰く、汝等身の長け高しと雖何等の幸も無きなり、唯幸なるは雨中に立ちて濡るゝのみなり、我は長け短しと雖幸に殿上に休居せりと、始皇之を聞き始めて陛循の者の雨中に苦めるを悟り、半數づゝ交代せしめたり、又始皇或る時苑囿を大いにし、東は函谷關まで、西は雍縣と陳倉縣との境にまで擴めんと議す、旃之を止めんと欲し、態と正反對に贊して曰く、主上の言甚善し、其の取り擴げたる大苑囿の中に、無數の禽獸を放ち飼ひにし、若し寇の東方より關を越えて來らば、大鹿及び鹿をして之に觸れしめば結構ならんと、始皇始めて其の非を悟りて輟めたり、又二世皇帝立ちて其の城を漆塗りにせんと欲す、旃亦之を止めんとして反つて稱へて曰く、立派なる哉漆塗りの城は蕩蕩として廣平なり、假令寇來るとも、足滑りて上ること能はざらん、即し之を就さんと欲せば、唯漆を塗ることとなれば尤も爲し易きのみ、されど願ふに、新に漆塗れば之を乾かすに蔭室の必要あり、此の城を入るゝ蔭室は兎ても爲し難きなりと、二世笑ひて之を止めたりとぞ、

前漢方士唐都分天部、巴郡落下閎與焉、都分天部、而閎運算轉歷、其法以律起歷、曰律容一龠、積八十一寸、則一日之分也、與長相終、律長九寸百七十一、分而終復、三復而得甲子、夫律陰陽九六、爻象所從出也、故黃鐘紀元氣之謂律、律法也、莫不取法焉、贊曰、歷數則唐都落下閎、

之具」濟は度るなり、勝は勝地なり、勝地を度るの具とは登陟に便なる體質をいふ〔遺〕贈り物なり、〔箕山人〕古、堯の禪を辭したる許由なり、許由は箕山に隱れたり、故にいふ、〔筐篚苞苴〕竹器の方なるを筐といひ、圓なるを篚といふ、藁にて包むを苞といひ、下に藉くを苴といふ、凡て贈物をいふ〔天下之寶〕天下を指す、

【義解】 舊注に世說を引きて云く、許詢字は玄度、好みて山澤に遊ぶ、而して體輕く足健にして山澤に登り進むに便なり、時人之を評して曰く、許は徒に勝地を愛するの情あるのみに非ず、又之に登陟するの體質を具へたるなりと、詢後に永興縣の山中の幽かなる洞穴に隱れたり、されど四方の諸侯其の德を慕ひて贈物を致すなり、詢之を受くるを以て或る人許に謂つて曰く、嘗て聞き及べり、汝と同姓なる彼の箕山に隱れたる許由は、堯より天下を禪るといふも之を受けざりき、況んや諸侯の贈物に於てをや、しかるに今汝は之を受くるは如何と、許曰く、筐篚苞苴の贈物は固より些細にして當に天下の大いなるより輕かるべし、予亦天下を禪らるれば辭すべし、されど些許りの贈物敢て辭するに足らざるなりと、今本の世說は此の文を載することなし、

按ずるに此處に今本無ㇾ載といへども、首句より有ㇾ濟勝之具ㇾまでは世說新語棲逸篇に見ゆ、

優旃滑稽　落下歷數

史記優旃秦倡侏儒、善爲笑言、然合於大道、秦始皇時、置酒而天雨、陛楯者皆沾寒、旃哀之、謂曰、汝欲休乎、我卽呼汝、汝應曰諾、有頃臨檻、大呼曰、陛楯郞、郞曰諾、優旃曰、汝雖長何益、幸雨立、我雖短也、幸休居、於是始皇使得半相代、嘗欲大苑囿、旃曰、善、多縱禽獸於其中、寇從東方來、令麋鹿觸之足矣、始皇以故輟止、二世立、又欲漆其城、旃曰、佳哉、漆城蕩蕩、寇來不能上、卽欲就之、易爲漆耳、顧難爲蔭室、二世笑而止、

【字解】 〔滑稽〕滑は亂るなり、稽は同じきなり、才智多くして辯舌に違者なる人、非を言ひて是の如く、是を說きて非の如く、能く同異を亂るをいふなり、後世轉じて諧謔の義に用ふ、〔倡侏儒〕倡は倡優なり、役者なり、わざをぎなり、侏儒は短小なり、こびとなり、〔陛楯〕楯

云、

【字解】〔純素〕純一質素なり、まじり無く木地そのまゝなり、〔世事〕利欲に奔走するをいふ、〔寇害〕盜賊の殘害なり、〔辟召〕官府よりのめし出しなり、〔弋釣〕弋は繳射なり、繩を矢に繫け之を放ちて飛鳥を射るなり、いぐるみなり、釣は魚をつるなり〔獵自レ我〕鳥獸何の知る所無きに、獵者より之を殺すをいふ、〔釣自レ物〕物は魚を指す、釣を垂らすは我よりするに似たれども、魚に貪る心無ければ釣られざるなり、其の釣らるゝは魚に貪欲心あるを以てなり、故に釣は物よりすといふ、〔知言〕是非曲直の理に明かなる言をいふ、〔晩節〕晩年といふに同じ、老年のことなり、

【義解】晉書に曰く、翟湯字は道深、尋陽郡の人なり、行迹を篤實にし、純一質素廉直潔白にして世の利欲を屑とせず、自ら耕作して世を過ごせり、西晉の永嘉の末に處處に盜賊相繼ぎて蜂起すれども、湯の名德を聞き及べるを以て、鄉里には皆敢て犯さゞるなり、是によつて鄰鄉までも湯の德澤に賴りて賊害を免れたり、官府の召し出しには何れも應ぜずして一生處士にて終りたり、湯の子の莊は字を祖休といふ、是れ亦父の操を受け繼ぎて其の志に遵ひ、世人と交はらず、惟弋釣を以て事となすのみなり、長ずるに及び釣はすれども獵は止めたり、或る人漁も獵も同じく是れ物の生命を害ふものなり、何の理ありて其の一を止めたるかと問ふ、莊對へて曰く、獵は我より之を殺すなり、釣は魚より自ら死するなり、今頓に盡く止むること能はず、故に先づ其の中にて甚しき者を節減するなり、且つ夫れ我れ釣を垂らすとも魚に貪るあり、貪らざるあり、貪らざる者は釣を呑まずして安全なり、貪る者は釣を呑みて害せらる、貪ると貪らざるとは魚の心に在り、豈に我ならんやと、是れ世の利欲に迷ひて身を滅す者あるを諷したるなり、故に時人之を以て是非曲直の理に明かなる言なりとなす、晩年に至り亦釣することも止めたり、莊も亦徵命に就かざりき、莊の子の矯も亦高き操ありて、數〻辟命に接するも皆辭して仕へざりき、矯の子の法賜も、武帝の時に散騎郎に徵さるれども遂に至らざりき、此の如く翟湯以下世々に隱逸の行有りたりといふ、

舊注引キテ二世說一云ク、許詢字ハ玄度、好ミテ遊ブ二山澤一、而體便ナリ二登陟一、時人曰ク、許ハ非ルノミ三徒ニ有ルニ二勝情一、有リト二濟勝之具一、詢隱レ二永興ノ幽穴一、每ニ致ス二四方諸侯之遺一、或人謂テレ許ニ曰ク、嘗テ聞ク箕山ノ人ハ似タリトレ不ルニレ爾ラ耳、許曰ク、筐篚苞苴ハ固ヨリ當ニレ輕カル二於天下之寶ヨリ一、今本無シレ載スル、

【字解】〔便二登陟一〕登陟は上り進むなり、體輕く足健にして山澤を登り進むに便なるをいふ、〔勝情〕勝地名蹟を愛するの情なり、〔濟勝

●成哀平の三帝の世をいふ、〔公輔〕三公の位なり、

【義解】 前漢の孔光字は子夏、孔子十四世の孫なり、經學に尤も明なるを以て、科目に應じ優等の成績にて及第し、尚書と爲れり、後に僕射尚書令に轉任す、凡て政府の樞機を司ること十餘年に及べり、上に過失ありて意見書を奏上することあれば、其の草藁は必ず削り壞りて後日に遺さゞるなり、其の意は主君の過失を後日に章して自ら忠直の名を求むるは人臣の大罪なりと、又人物を薦め擧ぐること有れば、惟人の聞き及ばんことを恐るゝなり、又五日に一度の沐日に歸休して兄弟妻子と打ち寛ぎて物語する時にも、決して朝廷の政事向に及ぼさゞるなり、或人光に溫室殿の庭の樹は何といふ木なるかと問ひしに、光は默して之に應へず、答ふるに他語を以て紛したりといふ、其の朝廷の事を世間に泄さゞること是の如きなり、哀帝位に卽き、光を拜して丞相と爲す、其の後王莽の權威盛んとなりて宰衡と稱するに及び、光は天下將に亂れんことを恐れ、固く辭して位を退かんとす、されど太后之を惜みて詔を發して曰く、國の將に勃興せんとする時は、天子の師傅を尊重するものなり、今の時に當りて大師を辭退せしむるは師傅を尊重するの義に非らず、大師兼てより老病あり、强ひて每日朝せしむること勿れ、故に十日に一度朝せしめ、其の朝する每に珍味の餐を賜はらしめよと、又老年なれば宮中に用ひる靈壽杖を賜ふ光、官に在りて兩度づつ御史大夫、丞相と爲り、一度づつ大司徒、太傅、太師と爲る、成帝、哀帝、平帝の三世を歷て三公と爲りて君を輔佐する位に居ること前後十七年なりき、

翟湯隱操　許詢勝具

晉書、翟湯字道深、尋陽人、篤行、純素廉潔、不屑世事、耕而後食、永嘉末寇害相繼、聞湯名德、皆不敢犯、鄉隣賴之、辟召不至、子莊字祖休、遵湯之操、不交人物、惟以弋釣爲事、及長不復獵、或問漁獵同是害生、何止去其一、莊曰、獵自我、釣自物、未能頓盡、故先節其甚者、且夫貪餌吞鉤、豈我哉、時以爲知言、晚節亦不復釣、徵命不就、子矯亦有高操、屢辭辟命、矯子法賜、孝武時以散騎郎徵不至、世有隱行、

比する者無きなり、子四人あり、長子は建といひ、次は甲、次は乙、次は慶といふ、皆すなほの行あり、乙内に在りて親に孝謹を竭せるを以て、其の名外に達し、各、官二千石に至れり、景帝奮に謂つて曰く、君及び四子の官は皆二千石に至りて、人臣の尊貴と上の寵遇とは擧つて君の門に集れりと稱美せられたり、又父子五人の祿を合すれば總て一萬石になるを以て世上にては奮を號して萬石君といへり、慶は武帝の時に太僕の官と爲り、上の爲に車を御して出でし時、上、慶に車中には何匹の馬ありやと問ひ給ふ、天子の車には六馬を駕したること明かなるに、慶は丁寧にも策を以て一一馬を數へ畢り、手を指し擧げて六馬ありと對へたり、さて慶は兄弟の中にても第一のぞんざい者といはれたるに、其の鄭重なること猶此の如きなり、後に丞相と爲れり、

前漢孔光字子夏、孔子十四世孫、經學尤明、以高第爲尚書、轉僕射尚書令、凡典樞機十餘年、有所言、輒削草藁、以爲章主之過、以奸忠直、人臣大罪、有所薦擧、惟恐人之聞知、沐日歸休、兄弟妻子燕語、終不及朝省政事、或問光温室省中樹皆何木也、光默不應、答以他語、其不泄如是、哀帝立拜丞相、及王莽權盛稱宰衡、光固辭位、太后詔曰、國之將興、尊師而重傅、其令太師毋朝、十日一賜餐、賜靈壽杖、光凡爲御史大夫丞相、各再、一爲太司徒、太傅、太師、歷三世、居公輔位、

【字解】〔高第〕科目に應じて優等の成績にて及第するをいふ、〔削草藁〕草藁は下書なり、當時未だ紙あらずして木簡に書す、故に削るといふ、下書を削り壞りて後日に遺さゞるなり、〔奸〕求むるなり、忠直の名を求むるをいふ、〔沐日〕漢の制度に、官吏は五日毎に一日の休暇を賜はり、歸宅して洗沐するなり、之を休沐といひ又沐日といふ、〔燕語〕燕は安きなり、燕語は打ち寬ぎて物語するなり、〔温室省〕温室殿なり、長樂宮中に在り、〔宰衡〕宰相に同じ、昔時周公は太宰と爲り、伊尹は阿衡と爲れり、故に此の稱號を設けしなり、〔太后〕帝の母をいふ、此處にては元帝の后にして王莽の姑を指す、〔靈壽杖〕靈壽は木の名なり、竹に似て枝節あり、長けは八九尺に過ぎず、圍りは三四寸なり自然に杖の狀を爲すを以て削治せず其の儘杖と爲すなり、〔三世〕

えんと、芳曰く、妾は女と生る、とも武將の家の女なり、などか此くの如き媚を以て陛下を惑すことをせんや、若し强ひて之をなさしめんと欲せば、死すとも畏れず、既に死を決せば何ぞ陛下を畏れんやと、されど武帝の厚き恩寵により拜せられて貴嬪と爲る、時に帝には後宮の美女多し、呉を平げて後には、復孫皓の後宮の美人數千人を納れたれば、女官の居る掖庭には殆ど將に一萬人にならんとす、而るに竝び寵せらるる者衆くして、遍く寵を分つこと難く、帝も亦適く所を知る莫し、故に常に羊車に乘り、羊の駐まる所に任して酒宴を催し其の夜は其處にて宿ることとなせり、されば宮人は爭ひて羊を呼び寄せんとて羊の好む竹葉を戶に挿み、鹽汁を地に洒ぎて帝の車を引けり、然れども芳は帝の幸を一身に蒙りて、殆ど後宮全體の寵を專らにす、又帝の左右に侍べる時の衣服裝飾は皇后に亞ぎて立派なり、帝或る時芳と樗蒲して互に勝負を爭ひしが芳過ちて上の指に傷を附けたり、帝怒りて曰く、此れ武將の子孫なるを以てかく心の武きなりと、芳對へて曰く、我が先祖は北の方公孫を伐ち、西の方諸葛を距ぎたり、我れ武將の子孫たること何の紛れあらんやと、帝は初め輕く怒りて芳に調戲しに、芳は却つて之を正面に受けて之を辨解せしなり、帝よつて慙づる色ありたるなり、芳は武安公主を生みたりといふ、

石慶數馬　孔光溫樹

前漢石奮趙人、孝文時官至大中大夫、無文學、恭謹無與比、長子建、次甲、次乙、次慶、皆以馴行孝謹、官至二千石、景帝曰、石君及四子、皆二千石、人臣尊寵迺擧集其門、凡號奮爲萬石君、慶武帝時爲太僕、御出、上問車中幾馬、慶以策數馬畢、擧手曰六馬、慶於兄弟最爲簡易矣、然猶如此、後爲丞相、

【字解】〔甲乙〕甲乙は其の名にあらず、史官其の名を失念せしを以て甲乙といひしのみ、〔馴行〕馴は順なり、すなほに行ふなり、〔二千石〕郡の太守なり、〔凡〕總計なり、父子五人各の二千石を總計することなり、〔御出〕上の爲に車を御して出づるなり、〔數馬〕天子の車には六馬あること明かなるなり、しかるに策を以て馬を數ふるは、天子の問を苟にせざるなり、〔簡易〕簡略なることなり、丁寧にせぬことなり、俗のぞんざいなり、

【義解】前漢の石奮は趙の人なり、孝文帝の時に大中大夫の官に至る、學問無けれども恭ひ謹む心深くして百司の之に

姑止むを得ず乃ち后を助け捧げて顏を仰がしむ、文帝近寄りて能く視、其の顏色の非凡なるを見て之を稱美歎息せり、太祖文帝が甄氏を望めるを聞き、遂に之が爲に迎へ取りしとなり、又典略に曰く、太子嘗て諸文學の士を招きて酒宴を開きし時、酒酣にして坐中歡樂の眞最中に、夫人甄氏に命じて、出でて挨拶せしめたり、かく酣なる時と雖、流石太子の夫人の出御なれば、坐中の衆人皆平伏したり、而るに劉楨といふ者惟獨何の憚ることも無く夫人の顏色を熟と視つめたり、太祖之を聞き、是れ我が威を懼れざる者なりとて乃ち楨を捕へ死罪に決せんとし、一等を減じて徒刑と爲したりとぞ、

胡嬪爭樗　晉武傷指

晉書、胡貴嬪名芳、父奮、家世將門、爲鎭軍大將軍、武帝多簡良家女、以充內職、自擇其美者、以絳紗繫臂、芳既入選、下殿號泣、左右止之曰、陛下聞聲、芳曰、死且不畏、何畏陛下、拜爲貴嬪、時帝多內寵、平吳後、復納孫皓宮人數千、掖庭殆將萬人、而並寵者甚衆、莫知所適、常乘羊車、恣其所之、至便宴寢、宮人乃取竹葉挿戶、以鹽汁灑地、而引帝車、然芳蒙幸、殆有專房之寵、侍御服飾、亞于皇后、帝嘗與之樗蒲、爭失遂傷上指、帝怒曰、此固將種也、對曰、北伐公孫、西距諸葛、非將種而何、帝有慙色、芳生武安公主也、

【字解】〔內職〕閨門內の務めなり、〔絳紗〕赤きしやなり、〔內寵〕閨門內に寵愛する美女なり、〔宮人〕宮中に奉仕する美人なり、〔掖庭〕掖は門旁の小門なり、人の臂掖の如くなるより名とす、掖庭は宮旁の舍にして宮女の居る所なり、〔羊車〕羊の牽く車なり、〔竹葉鹽汁〕此二品は羊の好む所なり、〔灑地〕地にそゝぐなり、〔樗蒲〕骰子博なり、ばくちのことなり、

【義解】晉書に曰く、胡貴嬪名は芳、父の名は奮といふ、家世々將門たるを以て父も亦鎭東大將軍と爲る、武帝女色を好み、多く良家の女を簡びて閨門內の務に從事せしめ、又其の中にて美人を擇び、絳き紗を臂に繫けしめて、外部より肉體美の見透し得る樣になせり、芳は既に此の選に入りたれば殿を下り號泣す、左右の近侍泣を止め曰く、泣けば聲陛下に聞

す、春申君之を上等の館舍に宿らしめたり、さて趙の使楚に夸らんと欲し、瑇瑁の簪を作り、刀劍の室に珠玉を飾りて春申君の客に見えんことを請ひ、心中密に楚客必ず驚くならんと思へり、然るに春申君の客三千餘人中の上客は皆珠を飾りたる履を穿ちて趙の使を見たり、履すら珠を以て飾となす、其の餘は推して知るべきなり、故に趙の使大いに慙ぢたりとなり、

甄后出拜　劉楨平視

魏志、文昭甄皇后、漢太保甄邯後、袁紹爲中子熙納之、熙出爲幽州、后留養姑、及冀州平、文帝納后於鄴、魏略曰、鄴城破、紹妻及后共坐室堂上、文帝入紹舍、見紹妻及后、后怖以頭伏姑膝上、紹妻兩手自搏、文帝謂曰、劉夫人云何如此、令新婦擧頭、姑乃捧后令仰、文帝就視、見其顏色非凡、稱歎之、太祖聞其意、遂爲迎取、典略曰、太子嘗請諸文學、酒酣坐歡、命夫人甄氏出拜、坐中衆人皆咸伏、而劉楨獨平視、太祖聞之、乃收楨、減死輸作、

【字解】〔文昭甄〕文は文帝の皇后なるを以てなり、昭は諡なり、甄は姓なり、〔爲幽州〕爲は治むなり、出でて幽州を守るをいふ、〔后留〕此の時未だ后と爲らず袁熙の妻なり、されど皇后を主として事を記す故に追記して皆后といふ、〔冀州〕袁紹の領地なり、〔鄴〕紹の居城なり、後に魏に收められて魏の都と爲る、〔搏〕手を以て摑み聚むるなり、抱へこむなり、〔劉夫人〕紹の妻なり、〔新婦〕甄氏を指す、〔太祖〕魏の太祖曹操なり、〔請〕招くなり、〔平視〕憚る色無くして對面するなり、〔收〕捕ふるなり、〔輸作〕輸は輸送の役なり、作は土功の役なり、二字にて徒刑の義なり、

【義解】魏志に曰く、文昭甄皇后は、漢の太保の甄邯の後裔なり、初め袁紹、其の中子の熙の爲に之を娶らしむ、熙出でて幽州を守護せしかば、后留りて姑を養ふ、後、袁紹魏に破られ冀州平ぐるに及び、文帝、后を鄴都に迎へ納れて皇后となしなり、魏略に曰く、鄴城破れし時、袁紹の妻と后と共に室堂の上に坐せり、文帝紹の舍に入りて紹の妻及び后を見る、后怖れて頭を姑の膝の上に伏して文帝に面せざるなり、紹の妻も亦兩手を以て自ら后を抱き寄せたり、文帝謂つて曰く、劉夫人云何ぞ此の如くなすや、新婦をして頭を擧げしめよと、

が飴を以て釜を塗りて光澤を出せば、崇は蠟を燃して薪に代へ、愷が紫絲布の步障の四十里ある者を作れば、崇は之に負けじと錦の步障の五十里ある者を作りて之に對し、又崇が胡椒を屋壁に塗り籠めば、愷は高價なる赤石脂の藥品を用ひる等なり、又武帝之を知りて每に愷を助けて崇の奢に勝たしめんとし、嘗て珊瑚樹を賜ふ、其の高さ二尺許あり、枝柯盛んに繁りて世に比するに罕なるものなり、愷よつてか〻る珍品は崇と雖よも持つまじとて、之を崇に示す、崇一見するや鐵如意を以て此の珊瑚樹を擊ち碎きたり、愷大切なる品を破壞せられたるを以て聲も顏色も變りて怒氣方に厲し、崇平然として曰く、此ればかりの品を碎かれたればとて多く恨むに足らず、予今卿に此れ以上の者を還さんと、乃ち左右に命じて己の所有せる珊瑚樹を悉く取り寄せしむ、皆高さ三四尺にして凡て六七株あり、其の條幹の立派なる絕えて世に無き所にして光彩日に輝けり、前に愷が所有せしが如き者は甚衆し、愷は其の逸品の衆きと餘りに己と懸隔あるとを悟り、恍然として自失せりとなり、

史記、楚考烈王以黃歇爲相、封春申君、是時齊有孟嘗君、趙有平原君、魏有信陵君、方爭下士、招致賓客、以相傾奪、趙平原君、使人於春申君、春申君舍之於上舍、趙使欲夸楚、爲瑇瑁簪、刀劍室以珠玉飾之、請命春申君客、春申君客三千餘人、其上客皆躡珠履以見趙使、趙使大慙、

【字解】〔傾奪〕意を傾けて彼方の賓客を此方に奪ひて從はしむるをいふ、〔使〕使に遣すなり、ツカハスと訓む、〔舍之上舍〕舍は宿泊せしむるなり、ヤドスと訓む、上舍は上等の館舍なり、〔夸〕ほこりなり、〔瑇瑁簪〕瑇瑁、一に玳瑁に作る、龜の屬にして熱地の海に產す、甲は黃褐色にして黑斑あり、粗透明なり、製して櫛笄などと爲す、簪はかうがいなり、〔室〕室はさやなり、〔請命〕見んことを求むるに、謙りて命を請ふといふなり、〔躡〕ふむなり、此處にては穿ち著くる意なり、

【義解】史記に曰く、戰國時代の楚の考烈王、黃歇といへる者を以て宰相と爲し、春申君に封ぜり、是の時は秦楚齊燕韓魏趙の七國互に雄を爭ひて天下を奪はんとし、各國の宰相は夫々賓客を多く養ひて國家の謀に參與せしめんとせるなり、故に齊に孟嘗君あり、趙に平原君あり、魏に信陵君ありて、此等の宰相は爭ひて士に下り、賓客を招き寄せ、互に意を傾けて之を奪ひ合へり、か〻る有樣なれば各其の賓客を優遇して他に劣らざらんことを期せり、或る時趙の平原君人を楚に遣

錦步障五十里以敵之、崇塗屋以椒、愷用赤石脂、武帝每助愷、嘗以珊瑚樹賜之、高二尺許、枝柯扶疎、世所罕比、愷以示崇、崇以鐵如意擊碎、愷聲色方厲、崇曰、不足多恨、今還卿、乃命左右悉取珊瑚樹、有高三四尺者六七枚、條幹絕俗、光彩輝日、如愷比者甚衆、愷怳然自失、

【字解】「爲言」崇にも財物を分與せよと請求することなり、「雖小」他の兒より幼少なりと雖の意なり、「不貲」貲は猶量の如し、不貲は量り知るべからざる程多きをいふ、「宏麗」廣大にして美麗なるなり、「後房」妻妾の居るつぼねなり、「紈綉」紈は細密にして光ある白き絹なり、しろぎぬなり、綉は繡の俗字なり、「珥」みゝかざりにするなり、「金翠」金は黃金なり、翠は翡翠の羽なり、「奢靡」奢侈に同じ、おごりたかぶるなり、「澳釜」澳は燠の字に作るべきなり、燠釜は水を以て釜に添ふなりと廣韻に見ゆれば、此處にては飴を以て釜に塗りて光澤を出すことなり、「步障」或る間隔を置きて小竹を列べ結びて骨組となし、之に布或は帛を著せ、舒ぶべく卷くべき幔幕となし、行步の際の屏障と爲すものなり、「椒」胡椒なり、皮、材、葉、實共に香氣高ければ之を壁に塗るなり、漢の皇后宮を椒房といへるも椒を以て壁に塗りしを以てなり、「赤石脂」藥品なり、當時高價のものなりしといふ、「枝柯」枝の大いなるを柯といひ、小なるを枝といふ、「扶疎」盛んに繁れる貌なり、「如意」元、梵語、阿那律の譯語にて爪杖(マゴノテ)のことなり、爪杖は背の痒き所を搔くこと意の如くなるよりいふ、其の後佛具の一と爲り、又道士も之を用ふ、玉、鐵、骨、角、竹、木などにて作り、末端の曲屈せる所は篆の心の字の如し、故に佛家及び道士は心の表證として常に之を携ふるなり、後世に至り佛道以外の人と雖之を用ふ、「條幹」條は枝なり、幹は莖なり、えだとみきとなり、「怳然」意を失ふ貌なり、ボンヤリする貌なり、

【義解】　晉書に曰く、石崇字季倫、父の苞は位司徒に至る、其父臨終の際、財物を諸子に分與するに、獨崇に及ばざりき、其の母崇にも分與せられんことを請求したれども、父曰く、此の兒は皆の者より一番幼少なりといへども、後には必ず自ら能く財產を積むべければ、今分與せずとも可なりと、案の如く崇の荊州刺史と爲るや、遠方に使する者及び商賈の財物を劫かし取りて富を致すこと量るべからざる程となれり、後衞尉に拜す、此の時財產豐に蓄積し、室宇廣大美麗にして妻妾の數百を以て數ふる計なり、皆素絹に刺繡したる衣服を裾長く著、黃金又は翡翠の羽を以て耳飾と爲し居れり、絲竹は當時の選り拔を盡し、庖膳は水陸の珍味を窮めて、當世の貴戚たる王愷、羊琇の徒と奢侈を以て互に相競爭せり、例へば、愷

曰く、宰相の門には楡柏豫章ありて、其の木未だ小なりと雖、已に棟梁の氣あり、此の兒終に當に人の家國の事に任ふべき人物とならんと、仕へて中書監に至る、性嗜欲寡く、惟國家を經營することをのみを以て務と爲す、少年の頃より宰相の志ありて詩を賦して云く、后稷は虞を契は夏を正して聖代と爲し、伊尹は湯王を太公望は文武を翼けて聖君となせり、我も亦宰相と爲りて天子を輔佐すべしと、舊本に倹の字を常の字に作れるは誤なり、さて又褚淵は年十一二歳の時に、父の愛する牛の過ちて井中に墮つるあり、皆種々の仕掛を爲して救ひ出さんとて、やかましくさわげり、されど淵は簾を下して之を視ざりし程小事に心を用ひざりき、又門生ありて淵の衣を盗むあり、淵之を見付け謂つて曰く、汝之を欲せば、密に藏し納めて他人をして之を知らしむること勿れと、門生此の事を愧ぢて衣を置きて去りしこともありき、宋の明帝に仕へて吏部尚書に遷る、此の官は人を選び擧ぐる職なれば、或人官を求めんとて一餅に金を入れ之を袖に隱して淵に至り、餅より出して之を示して曰く、誰も知る者無ければ吾を官に用ひられよと賂せり、淵曰く、卿は官に就かんとせば自ら應に官を得べし、此の如き不正の黄白を以て求むべからず、若し之を我に與へんと欲せば、我必ず之を公に發表して汝を罪に處すべしと、此の人懼れて金を收めて去りきとぞ、其の後尚書令と爲り、二心を抱きて齊の高帝に歸す、高帝位に立ちて中書監に進む、世上にては初め宋に事へ、後宋の位を簒ひし高帝に歸して名節を失ひしを譏れり、故に百姓評判して曰く、嗚呼憐むべし彼の石頭城にて殺されたる袁粲よ、寧ろ袁粲と爲りて死ぬるとも、彦回と爲りて生き存へまじと、粲は司徒と爲り、尚書令の劉彦節と倶に齊の高帝を誅せんとし、褚淵に密告せられ殺されたりとなり、

季倫錦障　春申珠履

晉書、石崇字季倫、父苞位至司徒、臨終分財物與諸子、獨不及崇、其母以爲言、苞曰、此兒雖小、後自能得、爲荊州刺史、劫遠使商客、致富不貲、後拜衛尉、財產豐積、室宇宏麗、後房百數、皆曳紈繡、珥金翠、絲竹盡當時之選、庖膳窮水陸之珍、與貴戚王愷羊琇之徒、以奢靡相尚、愷以飴澳釜、崇以蠟代薪、愷作紫絲布步障四十里、崇作

頭城、寧爲袁粲死、不作彦回生、粲爲司徒、與尚書令劉彦節貳於高帝、死其事、

【字解】〔閣道〕棧道なり、險絶の兩岸に版梁を架したる道なり、かけはしなり、〔下車〕車より墮つるなり、下はオツと訓む、〔抵掌〕抵は拍つなり、手をうつなり、〔落水三公〕褚淵を指す、褚淵は三公の一なる司徒たるを以ていふ、〔霑濕〕うるほひしめるなり、〔狼藉〕みだりがはしきこと、〔抗聲〕抗は擧ぐるなり、アグと訓む、聲をはりあぐるなり、〔河伯〕河の神なり、〔寒士〕貧賤の人なり、〔不遜〕無禮に同じ、〔賣袁劉〕袁は袁粲なり、劉は劉秉なり、褚淵は此の二人と倶に南朝の宋に事へて幼主昱を輔佐せり、時に蕭道成（後に齊の高帝と爲る）宋を簒はんとするの志ありしを以て、袁劉二人は道成を誅せんと謀りしに、褚淵二心を抱き此の謀を道成に告げければ、袁劉の二人は殺されたり、故に淵は袁劉を賣りしといふなり、〔栝柏〕栝は檜に同じ、柏の一種にして柏葉松身なり、びやくしんなり、栝柏の二字にても同義なり、〔豫章〕樟の木なり、〔棟梁〕むなぎはりなり、〔稷契正虞夏〕稷は后稷にして周の元祖なり、契は殷の始祖なり、虞は舜の代なり、夏は禹の代なり、稷は虞に事へ、契は夏に事へ、各聖德の輔佐と爲れり、〔伊呂翼商周〕伊は伊尹なり、呂は太公望呂尙なり、商は殷の別號なり、伊尹は殷の湯王を、太公望は周の文武二王を翼けしなり、此の二句の意は上代に此の四人ありて帝王を輔翼せり、今の世に於て我あり、當に宰相と爲りて天子を佐くべしとなり、〔警欬〕種々の仕掛けして救ひ出すこと〔喧擾〕やかましくさわぐこと、〔相啓〕公に打ち明かさんとするなり、〔石頭城〕金陵に在り、袁粲と其子の最の殺されし所なり、〔貳於高帝〕貳は倍くなり、ソムクと訓む、齊の高帝を誅せんとせしをいふ、

【義解】南史に曰く、齊の司徒の褚淵字は彦回、湘州の刺史の王僧虔が任地に行くを送らんとして棧道に差し懸かりしに、其の版梁朽ちたりけん、破壞して橋上より水中に落ちたり、同じく見送りに來れる僕射の王儉といふ者、之を見て驚きの餘り跳て車より墮ちたり、此の時謝超宗掌を拍ちて笑ひて曰く、落水の三公、墜車の僕射と、彦回水より這ひ出づれば衣服はぬれしめりてあさましく打ち亂れたり、超宗は先き程より僧虔の舫に在りしが、此の貌を見て聲を張り擧げて曰く、世には天道ありて顯然たれば、不正の行を爲す者は天は容れざるなり、又地道ありて灼然たれば、地は之を受けざるなり、天地間に置き所無きを以て、之を河の神に投げ畀ふれば、河の神も受けざるなりとて褚淵を惡み誹れり、彦回大いに怒りて曰く、名も無き一寒の書生、三公に對して無禮なりと、超宗曰く、我は君の如く袁粲劉秉を賣りて富貴を得ざるを以て、素より寒士たるを免れざる也とて褚淵が舊主を捨て齊の高帝に貳心を抱きしを難じて益、淵に辱を與へたりとなり、さて王儉は字を仲寶といふ、祖の曇首と父の僧綽と倶に侍中と爲る、儉幼より學問に篤し、丹陽郡の尹袁粲之を見て

きしことありき、しかれども年代久しく經ぬれば今頃其の人々の此處に還へらるべき理なしとて、誰も取り合はざれば、二人は既に親屬を失ひしことなれば、栖泊する所も無く、却つて仙女の家に還らんと欲し、山路を尋ぬるに其の入口を獲られず、詮方無く處々を流浪せり、西晉の大康八年に至るまでは此の二人を見しといへる者ありしが、其の後は其の所在を失ひたりとぞ、

王儉墜車　褚淵落水

南史、齊司徒褚淵字彥回、因送湘州刺史王僧虔、閣道壞落水、僕射王儉驚跳下車、謝超宗抵掌笑曰、落水三公墜車僕射、彥回出水、霑濕狼藉、超宗先在僧虔舫、抗聲曰、有天道焉、天所不容、有地道焉、地所不受、投畀河伯、河伯不受、彥回大怒曰、寒士不遜、超宗曰、不能賣袁劉得富貴、焉免寒士、儉字仲寶、祖曇首父僧綽、俱爲侍中、儉幼篤學、丹陽尹袁粲見之曰、宰相之門、栝柏豫章雖小已有棟梁氣矣、終當任人家國事、仕至中書監、寡嗜欲、惟以經國爲事、少有宰相志、賦詩云、稷契正虞夏、伊呂翼商周、舊本儉作常誤也、淵年十餘時、父有牛墮井、營救喧擾、淵下簾不視、有門生盜其衣、淵見謂曰、可密藏之、無令人知、門生慙而去、宋明帝遷吏部尚書、有人求官、密袖一餅金、出示之曰、人無所知、淵曰、卿自應得官、無假此物、若見與必相啓、此人懼收金而去、後爲尚書令、歸心齊高帝、帝立進位中書監、世以名節譏之、百姓語曰、可憐石

【義解】　續齊諧記に曰く、漢の明帝の永平年中に、剡縣に劉晨阮肇といへる者あり、二人天台山に入りて藥を採りける中道路を蹈み迷ひ、彼方是方と山中を行くに、辨當も盡き果て、空腹となれり、ふと山頭を望み見るに、桃の木あれば共に其の實を取りて之を食ひ、稍健かになりけるよと覺えたり、其れより山を下り谷水を飲み、二人して手足を洗ひなどして休息す、何心なく溪水の流を見るに、上流より蔓菁菜の葉の流れ來るを望み見、次に又一の杯の流れ來りて、其の中に胡麻飯の殘粒の附著せるあるを見たり、よつて二人相謂つて曰く、かくの如き物の流れ來るを見れば人家を去ること遠からまじと、因つて溪水を過ぎ行くこと一里許にして又一山を越えて大溪に出でたり、其處に二女ありて顏容麗しくして世にも又無き美人なり、此の美人劉晨、阮肇の姓名を喚びて舊くより知り合へるものゝ如し、而して喜びて貴郎等の來ること何ぞ晩きやと問ひ、二人を迎へて家に歸れり、其の家の廳館服飾何れも精巧華麗を極め、東西に各牀ありて男女相對して坐する樣にし、帳帷には七寶の瓔珞を飾れり、見るもの一として世間にあらざる所のものなり、左右に侍べる宿直は靑衣を著けて行儀正し、都て男子無く、一切の事大小と無く女子之を爲せり、須臾にして胡麻飯と山羊脯とを供へたれば、之を食ふに其の味甚だ美なり、又甘酒を設け薦む、數十の仙女ありて各三つ五つの桃實を持ち來りて曰く、此許に壻を得られしを聞きて來り慶ぶなりと、各樂器を出して歌を謠ひ調子を合して音樂を奏し、日の暮れなんとする時に、諸の仙女各還り去りたれば、劉阮の二人は迎へられし所の仙女の家に止宿して夫婦の道を行ひたり、留ること十五日にして二人故鄕に還らんことを求めたれば、女の曰く、抑も此に來り給ふは皆是れ宿昔の福の招きし結果にして、仙女と交り接するを得たるなり、かゝる幸福の身となりながら、流俗の汚れたるが何の樂き所なるぞと引き留めたりければ、遂に住すること半年に及べり、其の間天氣溫和にして常に二三月の頃の如し、されど故鄕に歸らんとするの念止み難ければ、百鳥の樂しく鳴く聲も哀しげに聞え、悲しき思禁じ難くして歸心甚切なり、仙女曰く、世上の罪根未だ盡く滅せざれば、使君等をして故鄕に還らんことを欲せしむるなり、されば此の上は引き留めまじければ送別せんとて、更に諸の仙女を喚び集め、共に歌を謠ひ、舞を舞ひ、音樂を奏して劉阮二氏を送りて曰く、此の山の東の洞口より去れば、遠からずして大道に出づるを得べしと、其の言に隨へば、果して家鄕に還ることを得たり、されど鄕里の人々皆相識る者無ければ、却つて之を怪みて何方より來りしぞと問ふ程なり、よつて種々取り調べしに、今の人々は劉阮の山に入りし時代より七代後の子孫なること判明せり、此等の人々もさいへば我等も上祖に山に入りて出でず、其の所在も知らずなりたる者ありといへる談を傳へ聞

菜葉從山復出、次有一杯流出、中有胡麻飯屑、二人相謂曰、去人不遠、因過水行一里、又度一山、出大溪、見二女、顏容絕妙、世未有、便喚劉阮姓名、如有舊、喜問郞等來何晚、因邀過家、廳館服飾精華、東西各有牀、帳帷設七寶瓔珞、非世所有、左右直悉靑衣端正、都無男子、須臾下胡麻飯山羊脯、甚美、又設甘酒、有數十客、將三五桃至云、來慶女壻、各出樂器、歌調作樂、日向暮、仙女各還去、劉阮就所邀女家止宿、行夫婦之道、留十五日、求還、女曰、來此皆是宿福所招、得與仙女交接、流俗何所樂、遂住半年、天氣和適、常如二三月、百鳥哀鳴、悲思求歸甚切、女曰、罪根未滅、使君等如此、更喚諸仙女、共作歌吹、送劉阮從此山東洞口去、不遠至大道、隨其言、果得還家鄉、並無相識、鄉里怪異、乃驗得七代子孫、傳聞上祖入山不出、不知何在、既無親屬、栖泊無所、卻欲還女家、尋山路不獲、至大康八年、失二人所在、

【字解】〔澗水〕谷川の水なり、〔澡洗〕手を洒ふを澡といひ、足を洗ふを洗といふ、〔蔓菁菜〕かぶらなり、〔胡麻飯屑〕ごまめしの殘粒なり、〔舊〕ふるなじみなり、〔郞等〕男子等を呼ぶ稱なり、〔廳館〕廳は事務を執る所、館は客を宿すやかたなり、〔七寶〕金、銀、琉璃、車渠、瑪瑙、玻瓈、眞珠をいふ、〔瓔珞〕西域の婦人の首頸身邊に施す玉の飾なり、〔左右直〕左右に侍べる宿直なり、〔脯〕ほじゝなり、〔半年〕自ら半年なりと思へり、人間界にては已に三百年を經過せるを覺えざるなり、〔使君〕劉阮二氏を尊び呼ぶ稱なり、〔歌吹〕歌舞音樂なり、〔栖泊〕とまることなり、〔女家〕仙女の家なり、〔大康〕西晉武帝の年號なり、

見をいふ、〔怡然〕樂む貌なり、〔邀〕招くなり、むかふなり、〔歎惋〕惋は驚きなげくなり、〔誌〕道のしるしを爲すなり、栞りするなり、

【義解】陶潛の桃花源記に云く、晉の太元中に、武陵の人、魚を捕へんとて溪水に傍ひて段々と上流に船を溯らせ、路の幾程遠く迄來りしかを忘る、まで進み來りしに、忽ち桃花の林の岸を夾める佳境に到著せり、數百歩が間には他の雜樹無く、全く桃のみにして其の芳しき華のあざやかなる、ひらひらと落つる英の亂る、貌、實に仙境とも謂ふべきなり、漁人甚之を不思議に思ひ、復進みて其の林の奧を窮めんと欲す、林は水源に盡き、其處には一の山あり、山に小口ありて、其の口に光るものあるにさもにたり、よつて船を捨て洞口より這入りたり、初は極めて狹く纔に人を通ずる許りなれども數十歩を行くに急にひろびろとして開け明かなり、土地も平かにして廣く、家屋も多く嚴めしく、良田美池桑竹の類も有り、道路は四方に交はり通じ、雞犬の聲も相聞えて、其の中に人々往來し、又農作せり、男女の衣服は悉く外國の人の如く、老幼怡々として自ら樂み合へり、か、る別世界に漁人の迷ひ來りしことなれば、皆々大いに驚きて、御身は何處より來りしぞやと問ふ、漁人は隱さず有りのま、に答へしに、洞中の人之を迎へて吾が家に伴ひ還り、漁人の爲に酒宴を設け雞を殺して肴と爲すなど頗る鄭重に饗應し、村中の人々皆來り集りて種々の事を問ひ訊す、而して自ら云ふ、我等は先世に秦の亂を避け、妻子邑人を率ゐて、俗世間と沒交涉なる此の絕境に來りて再び出でて外人と交はらず、自ら世間と隔れり、年月も多く經過したらんと思はるれば、定めて秦の世にてはよもあるまじく、今は何といふ世なるかと問へり、此の問を發する程なれば、前後の漢有りしことも知らず、無論三國の擾亂も知らず、今の晉の世も知らざるなり、漁人よつて秦以來の變遷を具さに物語りしければ、之を聞きて皆人世の變更の數、なるに驚き歎きたり、是に於て餘人各復漁人を延いて其の家に至り、皆酒食を出して馳走す、かくて此に停まること數日にして洞中を辭し去り、口より出でて元の船を見付け、向きに辿り來りし路に據りて歸路に就き、處處道しるべを誌し置き、郡に返り太守の政所に詣りて事の顚末を物語れり、太守其は是非探索せざるべからずとて、人を遣し漁人を道案內として出發せしめしに、向きに誌し置きたる栞を尋ね進むも、迷ひに迷ひて以前の路を見出し得ず、遂に彼の絕境を尋ぬること能はざりきとなり、

續齊諧記、漢明帝永平中、郯縣有劉晨阮肇、入天台山採藥、迷失道路、糧盡、望山頭有桃、共取食之、如覺少健、下山得澗水飲之、並澡洗、望見蔓菁

よと思ふ頃、慈は已に蜀に帰りなりとて擕へ還りて、且つ曰く、蜀地の使者は公の命を承けて二端を買ひ増し歸るべき由傳言せりと、其の後使者返りたれば、其の錦を檢するに果して二端多く買ひ取りたるを以て、こは如何なる事情にて此の如く取り計ひしぞとしらべ問ひければ、某月某日左慈來りて公の命を傳へたればなりと對ふ、其の時日を考ふるに恰も符契を合したるが如くなりといふ、

武陵桃源　劉阮天台

陶潛桃花源記云、晉太元中、武陵人捕魚爲業、緣溪行、忘路之遠近、忽逢桃花林、夾岸數百步、中無雜樹、芳華鮮美、落英繽紛、漁人甚異之、復前行、欲窮其林、林盡水源、得一山、山有小口、髣髴若有光、便捨船從口入、初極狹纔通人、復行數十步、豁然開朗、土地平曠、屋舍儼然、有良田美池桑竹之屬、阡陌交通、雞犬相聞、其中往來種作、男女衣著、悉如外人、黃髮垂髫、怡然自樂、見漁人乃大驚、問所從來、具答之、便邀還家、爲設酒、殺雞作食、村中咸來問訊、自云先世避秦亂、率妻子邑人來此絕境、不復出焉、遂與外人間隔、問今是何世、乃不知有漢、無論魏晉、此人爲具言、所聞皆歎惋、餘人各復延至其家、皆出酒食、停數日辭去、既出得其船、便扶向路、處處誌之、及郡下詣太守說如此、太守卽遣人隨其往、尋向所誌、遂迷不復得路、

【字解】〔緣溪〕緣は循ふなり、そふなり、溪水にそひ進むなり、〔落英〕おつるはなぶさなり、〔繽紛〕亂るゝさまなり、〔髣髴〕見て審かならざる貌なり、さもにたり、〔豁然〕ひろびろしたる貌なり、〔平曠〕曠は遠きなり、大いなり、ひろきなり、〔儼然〕いかめしきなり、〔阡陌〕路の南北に通れるを阡といひ、東西を陌といふ、〔黃髮〕老人をいふ、〔垂髫〕髫は小兒の頂後に垂るゝ髮なり、たれがみ、うなゐなり、垂髫は小

ひ增し歸るべしと慈が操に告ぐる語なり、〔驗問〕しらべ問ふなり、〔符契〕わりふなり、

【義解】　神仙傳に曰く、左慈字は元放、廬江の人なり、少きより五經に明かに、兼ねて星氣に通ぜり、漢の天子の位の將に盡んとするを察し見て、乃ち歎じて曰く、此の衰へたる世運に値へば、官の高き者は危く、才能の高き者は殺されん、當代の榮華は浮雲の如きものなりければ貪るに足らざるなりと、乃ち仙術を學び、尤も六甲のことに明かなり、又能く鬼神を役使し、坐ながらにして行厨を調理するなど不思議の術を行ふなり、此れより天柱山に立て籠りて思慮を精練し、石室中に在りし九丹金液經といへる仙術の祕書を得て益々其の道に達し能く萬物を變化するなり、曹操之を聞き召し寄せて一室に閉ぢ入れ、穀食を斷ちて與へず、唯一日に二升の水を與ふるのみにして、一ヶ年を過ぎて引き出すに、顏色故のまゝなりしかば、操も仙術の功を知り之を學ばんと欲す、左慈曰く、此の道を學ばんと欲せば、先づ當に世事を遺れ、心身共に清淨にして無爲の境域に游ばざるべからず、公の如く權を振ひ、勢を強め、常に天下の人をして己れの下に屈從せしめんとする樣にては、兎ても仙術など思ひもよらざるなりとて之を誡めたり、操大いに怒り、之を毒殺せんと謀りて之が爲に酒を設けたり、慈早く之を悟り、毒酒など之を防ぐに又法あるを以て少しも懼るゝこと無く、酒杯を等分して飮まんことを乞ふ、時に天寒くして酒を溫めんとすれども未だ熱せざれば、慈、簪を拔きて杯酒を畫り、之を中斷して二分し、慈は其の半分を飮み、餘を操に送り與ふ、操は毒を恐れて未だ飮まざりしに、慈は其の餘りの半分をも飮まんと乞ひ、飮み畢りて杯を屋の棟木に擲げ付けたり、杯は棟木に懸り著きて、其の動搖する樣、恰も鳥の飛びて俯仰する狀に似て、將に落ちんとして落ちざるなり、一坐の人々皆目を矚けて杯のみを視つむ、其の間に慈は已に其の所在を晦ましたり、操或る時賓客を會めて酒宴を開き、衆を顧みて曰く、珍味の馳走は先づ大略備りたれども、此處に缺けたるものは惟呉江の鱸魚のみと、慈傍に在り、銅盤を求めて水を貯へ、之を假設の池と爲し、竹竿を以て鉤すれば須臾にして一尾の鱸魚を得たり、操之を不思議と思へども、尙之を不足として曰く、一魚のみにては坐席の客に周からずと、慈よつて更に鉤に餌をさして之を沈めたれば復一尾を引き出したり、皆三尺餘の大鱸なり、操命じて之をなますと爲し、尙蜀地に產する所の薑あらば結構ならんが、今此處に無ければ、之をのみ恨みと爲すといへり、慈曰く、之を得んとする容易なりと、操、慈が今鱸を得たる如く近くにて之を取らんことを恐れ、因つて難題を出して曰く、吾れ前日人を遣して蜀地に到り錦を買はしめたるあり、汝今より蜀地に到らば吾が命なりとて錦二端を買ひ增すべしと傳ふべしと、慈出で行きて後、二三の物語を爲したる

此衰運、官高者危、才高者死、當代榮華不足貪也、乃學道術、尤明六甲、能役鬼神、坐致行廚、精思於天柱山、得石室九丹金液經、能變萬端、曹操聞而召之、閉一室中、斷穀食、日與二升水、朞年出之、顏色如故、操欲學道、左慈曰、學道當清淨無爲、操怒謀殺之、爲設酒、慈乞分杯飲酒、時天寒、溫酒尚未熱、慈拔簪以畫杯酒、卽中斷、分爲兩向、慈飲其半、送與操、操未卽飲、慈乞自飲、飲畢、以杯擲屋棟、杯便懸著棟、動搖似鳥飛之俯仰之狀、欲落不落、一坐矚目視杯、已失慈所在、操嘗會賓顧衆曰、珍羞倶備、所少吳江鱸魚耳、慈求銅盤貯水、以竹竿釣、須臾引鱸出、操曰、一魚不周坐席、慈更餌鈎沈之、復引出、皆三尺餘、操膾之、恨無蜀薑、慈曰易得、操恐近取之、因曰、吾前遣人到蜀買錦、可報令增二端、語頃卽得薑還、使報命、後返驗問增錦之狀、若符契也、

【字解】〔五經〕周易、尚書、詩經、春秋、禮記なり、〔星氣〕星の位置明暗等を見て氣の變化を察すると、〔漢祚〕漢の天子の位也、〔道術〕仙人の術なり、〔六甲〕甲子、甲戌、甲申、甲午、甲辰、甲寅の六日をいふ、此に各〻神ありて吉事は多く此の日を選ぶといふ、〔行廚〕行く先きに隨つて食し得る酒饌なり、〔精思〕思慮を精しく錬る也、〔九丹金液經〕仙術の祕書なり、〔道〕仙術なり〔簪〕かんざしなり、〔畫〕區畫を立つなり、カギルと訓む、〔兩向〕中斷せられて各〻左右に分れ向ふなり、二分のことなり、〔擲〕なげうつなり、〔矚目〕矚は目を放たず視るなり、みつむなり、ツクと訓む、〔珍羞〕羞は進め物なり、珍味の馳走なり、〔鱸〕すゝきなり、〔膾〕膾に同じ、魚肉を生にて細く切りたるもの、なますなり、〔蜀薑〕蜀地に産するはじかみなり、〔語頃〕二三の物語する間なり、しばらくなり〔使報命〕蜀に在る使者公の命を承けて錦二端を買

立亡、日中無影、有童子之色、後還郷、諸親死亡略盡、乃去以方敎授南伯逢、初平改字爲赤松子、初起改字爲魯班、其後傳服此藥、得仙者數千人、

【字解】〔道士〕此處にては仙人なり、〔良謹〕すなほにつゝしみ深きこと、〔將〕ひきゐるなり、〔叱叱〕羊を呼び起す聲なり、〔神通〕神仙の通力なり、〔松脂〕まつやになり、〔茯苓〕寓生の植物にして藥品と爲る、老松の舊き伐り株の邊の土中に自生して塊を爲す、其の大さ拳の如し、皮は黒く肉に白赤の二種あり、白きは黒松に赤きは赤松に生ず、松脂の變成したるものなりといふ、〔方〕松脂茯苓を服む方なり、

【義解】神仙傳に曰く、黄初平は丹谿の人なり、年十五の時其の家貧なれば初平をして羊を牧はしむ、仙人ありて初平のすなほにして謹み深きを見、牧場より直に率ゐて金華山の石室の中に至り、仙術を敎へたり、初平神仙と友となりたれば、故郷の事も打ち忘れ、四十餘年間も音信を通ぜざりき、其の兄の初起といへる者初平の行方を搜索すれども終に見當らざるなり、後市中に道士の善くトふ者あるを見て、就いて弟の所在を尋ねしに、道士曰く、金華山中に羊を牧ふ兒童あるを見たり、是れ卿の弟か非か多分弟ならんと、初起其れより道士に隨ひて尋ね見るに果して弟なり、是れに於て兄弟久々の對面なれば悲喜交〻至り互に身の健全を祝ひ合ひたり、初起弟にむかひて吾汝が羊を牧ひ居ると聞き及べるが、其の羊は何處に在るかと問へり、初平曰く、近く此の山の東に在りと、初起往きて視るに、一匹の羊だも見付けずして、但白石の無數を見るのみなり、還りて羊一匹も居らずと曰ふ、初平曰く、羊在れども但兄之を自ら見付けざるのみと、乃ち相倶に往き、初平叱叱と呼びて羊起てよと言へば初起の初め見たる所の無數の白石は皆起ち上りて數萬頭の羊の群と成りたり、初起感じて我が弟にすら神通を得たること既に此の如し、吾とても學べばなどか之を得ざらんと思ひ、弟に謂つて曰く、吾學ぶべきや否やと、初平曰く、唯此の道を好まば便ち達することを得んと、初起便ち妻子を弃て金華山に留まりて共に松脂茯苓を服みて五千日を經て、始めて其の術に達することを得たり、卽ち能く坐すれば其の形在れども、立てば見えずなり、日中と雖其の影を認むること能はざるに至り、顏色は恰も童子の如くなれり、其の後故郷に還り見るに諸の親族は大方死に絕えたり、よつて又故郷を去りて南伯逢と云へる者に教授するに松脂茯苓を服むの方を以てせり、初平字を改めて赤松子といひ、初起も字を改めて魯班といふ、其の後傳へて此の藥を服みて仙人と爲りたる者數十人に及べりといふ、

神仙傳、左慈字元放、廬江人、少明五經、兼通星氣、見漢祚將盡、乃歎曰、値

るなり、後に從事中郎に轉任す、終日酒を飲みて放埒にするを以て有司に取り調べらるゝこと數〻なり、後又散騎常侍に遷る、嘗て金貂の冠を賣りて酒に換へしことありて、復所司に彈劾せられたり、されど元帝之を宥して罪に問はざりき、當時祖約といふ者ありて、性甚財貨を好めり、孚の性は屐を美麗にするを好む、雙方とも同じく心の累ひにして始めの中は何れが優れるか劣れるかは疑問なりしが、或る時約を訪れたる者あり、恰も財貨を勘定せる所なるを以て、之を蔽ひ藏さんとすれども藏し盡されず、小さき竹篋二つに入るれども尙餘りて、客に見らるゝを以て背後に推しやり身を傾けて之を障へ塞ぎ、心中尙未だ平かならざるが如きことありき、又或る人阮を訪れしに、正に其の屐に、蠟を塗りて光澤を出す所を見たり、阮客に見らるゝとも憚る所なく自ら歎じて未だ一生の間には何足の屐を著くるものなるかを知らざるなりと曰ひて、美を好むことを包み隱さず、心の雅さが顏色に見れて品よくおちつきたる貌なりき、是に於て約と孚との勝負は始めて分りしなり、孚は廣州刺史に終はれり、約は字を士少といふ、豫州刺史の逖の子なり、蘇峻の京師に尅つ時、詔を矯めて約を侍中と爲す、其の後石勒の中國を奪はんとする時に石勒に殺されたりとぞ、

初平起石　左慈擲杯

神仙傳、黃初平丹谿人、年十五、家使牧羊、有道士、見其良謹、便將至金華山石室中、四十餘年不復念家、其兄初起索之不得見、後見市有道士善卜、乃就占之、道士曰、金華山中、有牧羊兒、是卿弟非邪、初起卽隨道士尋見、兄弟悲喜、問羊何在、初平曰、近在山東、初起往視、了不見羊、但見白石無數、還曰、無羊、初平曰、羊在耳、但兄自不見、便乃俱往、初平言叱叱羊起、於是白石皆起、成羊數萬頭、初起曰、我弟得神通如此、吾可學否、初平曰、唯好道便得、初起便弃妻子、留就初平、共服松脂茯苓、至五千日、能坐在

議に思ひて窺ひ見るに、盾は盛服を著け將に朝せんとして尙少々早かりしかば、衣冠を著けたるまゝうたゝねせる所なりき、麑思はず退き歎じて曰く、盾が君に恭敬を忘れずして、早朝より出仕せんとするは、正に民の救ひ主なるべし、今我此の民の救主たる盾を殺すは國に對して不忠なり、さればとて君の命を放弃するは不信の罪に陷るなり、何れの道を採るも忠と信との何れかを缺く道理なり、臣として忠信の道に逢ふならば死するに如かざるなりと、其の庭前の槐樹に首を觸れて死せりとなり、

阮孚蠟屐　　祖約好財

晉書、阮孚字遙集、始平太守咸之子、元帝以爲安東參軍、蓬髮飮酒、不以王務嬰心、轉從事中郎、終日酣縱、常爲有司所按、遷散騎常侍、嘗以金貂換酒、復爲所司彈劾、帝宥之、初祖約性好財、孚性好屐、同是累而未判其得失、有詣約、見正料財物、客至、屛當不盡、餘兩小簏以著背後、傾身障之、意未能平、或有詣阮、正見其蠟屐、因自歎曰、未知一生當著幾量屐、神色閑暢、於是勝負始分、終廣州刺史、約字士少、豫州刺史逖之子、蘇峻赴京師、矯詔以爲侍中、爲石勒所殺、

【字解】「蓬髮」蓬は亂るゝなり、みだれがみをいふ、「嬰」關るなり、カクと訓む、「酣縱」酒を樂みて放埒なるなり、「按」察するなり、しらぶるなり、「金貂」侍中、中常侍の冠なり、其の制黃金の璫を加へ、蟬を附けて文と爲し、貂の尾を飾となすなり、「彈劾」百官の罪過を推窮して奏上するなり、「屐」くつなり、「累」物を嗜むわづらひなり、「得失」優劣なり、「屛當」屛も當も撤ふなり、「蠟」蠟を塗りて光澤を出すなり、「簏」竹篋なり、「量」緉に同じ、履の兩枚なり、一足なり、「神色」心と顏色となり、「閑暢」閑雅舒暢なるなり、品よくおちつきてあること、「矯詔」矯はことよするなり、いつはるなり、たむなり、詔をたむとは天子の命なりと詐るなり、

【義解】晉書に曰く、阮孚字は遙集、始平太守の咸の子なり、元帝孚を以て安東參軍と爲す、孚の人と爲り小節に拘はらず、常に髮を結ばずして酒を飮み、公務を以て心にかけざ

にたればとて、獨智伯にのみ何ぞ讎を報いんとするの深きかと、對へて曰く、臣范中行氏に事へしに、我を衆人凡庸なる者として待遇せり、我故に衆人凡庸を以て之に報いたり、智伯はしからず、智伯は我を天下無雙の國士として待遇せり、我故に國士を以て之に報いんとすと、襄子之を聞きて尤もなりと思ひて曰く、寡人子を赦すも亦何等の不足ある無し、よつて子は自ら意のまゝに身の振り方を取り計ふべしと、讓曰く、臣曩に釋されしにも拘らず今又君に報讎せんとす、罪固より誅に伏すべきものなり、然れども今際に臨みて願くは君の衣を得て之を擊ちて智伯の讎を報いしと云ふ意を表はさんと、襄子衣をもつて之に與へて其の爲すがまゝにす、讓乃ち劍を拔き三び躍りて衣を擊ちて曰く、吾是にて地下に瞑せる智伯に報告することを得べしと、遂に劍に伏して自殺したりしといふ、

左氏傳曰、晉靈公不君、厚斂以雕牆、從臺上彈人、而觀其避丸也、宰夫胹熊蹯不熟、殺之、寘諸畚、婦人載過朝、盾爲正卿、驟諫、公患之、使鉏麑賊之、晨往、寢門開矣、盛服將朝、尙早、坐而假寐、麑退歎而言曰、不忘恭敬、民之主也、賊民之主不忠、弃君之命不信、有一於此、不如死也、觸槐而死、

【字解】〔不君〕君の道を失へるをいふ、〔斂〕民より賦稅を收め聚むるなり、をさむるなり、〔雕牆〕雕はちりばむなり、ゑるなり、牆はかきかべなり、牆壁に雕刻するなり、〔彈〕丸をはじくなり、〔宰夫〕庖烹を主るもの、料理人なり、〔胹〕煮るなり、〔蹯〕獸の掌なり、〔不熟〕なまになり、熊蹯は烹て熟せざれば毒ありといふ、〔畚〕草索を編み物を運ぶ器、ふごなり、〔盾〕趙盾なり、〔驟〕數〻なり、〔鉏麑〕麑音迷なり、メイと讀む〔盛服〕朝廷に出仕する正服なり、〔假寐〕うたゝねなり、此處にては衣冠を解かずして睡れるなり、〔槐〕ゑんじゆの木なり、趙盾の庭に植ゑたる槐なり、

【義解】左氏傳に曰く、晉の靈公は君道を失へる諸侯なり、民より厚く賦稅を收めて牆壁に雕刻などして奢侈を極め、又臺上より行人を的にして丸を彈き、人の丸を避くるを觀て樂みとし、又料理人が熊の掌を烹て熟せざりしとて之を殺し、屍を畚に藏し置き、朝臣に運ばせては面倒なりとて、婦人に命じて車に載せて朝廷を出さしめたり、かゝる暴虐の行のみ多ければ、趙盾宰相となりて數〻之を諫めたり、靈公之を五月蠅がり、鉏麑といふ力士をして盾を殺さしめんとす、麑命を奉じ早朝盾の邸に往きけるに、寢室の門已に開けたり、不思

而反臣智伯、智伯已死、獨何報讎之深、對曰、臣事范中行氏、衆人遇我、我故衆人報之、智伯國士遇我、我故國士報之、襄子曰、寡人赦子亦足矣、子自爲計、讓曰、臣固伏誅、然願請君之衣而擊之以致報讎之意、襄子持衣與之、乃拔劍三躍而擊之、曰吾可以下報智伯矣、遂伏劍而死、

【字解】〔范中行氏〕范氏と中行氏となり、〔漆其頭〕其の頭蓋骨に漆を塗るなり、〔飲器〕史記の注に數說あり、或は酒を盛る器なりといひ、或は酒杯なりといひ、或は小便を盛る虎子なりといふ、董份の說に死骨は人の諱む所なれば酒壺酒杯の說は非なり、是れ怨み深かりしかば之を溲瓶と爲して辱めしなりと、此の說是なり〔容〕容貌を修むるなり、カタチヅクルと訓む、〔匕首〕切先の匕に似たる短劍なり、〔心動〕心臟の鼓動激しくなるなり、ムナサワギスと訓む、〔漆身〕身に漆を塗るなり、〔厲〕癩病なり、音ライと讀む、〔瘂〕啞に同じ、瘖病なり、おしなり、〔國士〕天下無雙の士なり、〔寡人〕諸侯の自稱なり、〔自爲計〕自ら意のまゝに身の振り方を取り計ふべしとの意なり、〔下〕地下なり、黄泉なり、〔伏劍〕劍にて自殺せしをいふ、

【義解】史記に曰く、豫讓は戰國時代の晉國の人なり、初め范氏と中行氏とに事へしが、後去りて智伯に事ふ、智伯は豫讓の器量を知りて之を尊び寵愛せり、時に趙襄子と云ふ者韓魏と謀を合して智伯を滅し、智伯の領地を韓魏趙の三國に分つ、加之襄子は深く智伯を怨みしを以て智伯の頭蓋骨を漆にて塗りて溲瓶となして、之を辱かしめたり、讓此に憤激して曰く、士は己を知る者の爲に身命を抛つものなり、女は己を說ぶ者の爲に容貌を修むるものなり、我は智伯の知遇を承けたる者なれば、必ず智伯の爲に讎を報いざるべからずと、乃ち名姓を變へ態と罪人と爲りて趙襄子の宮に入り、厠の中を塗る賤しき役となり、短劍を懷中に藏し、隙を窺ひて襄子を一擊のに刺し殺さんとす、襄子厠に行けば、何となくむなさわぎするを以て其の邊を搜索せしむるに、果して豫讓の潛み藏るゝを發見す、襄子、讓が智伯の爲に讎を報いんとするを義として之をゆるしたり、讓尚初志を貫かんとして又身に漆を塗りて癩病の體に變へ、炭を呑みて啞と爲り、形狀を一見するとも讓たることを知らざらしめ、橋下に伏して襄子の通行を待つ、襄子橋に差しかゝりし時、其の馬驚きければ、此れ必ず讓ならんと之を糺せば又果して讓なり、よつて問ひて曰く、子は昔し范氏中行氏に事へぬ、時に子の第二の主君たる智伯は之を滅したり、然るに子は范氏中行氏の爲に讎を報いずして、反つて其の讎の智伯に事へたり、其の後智伯已に死

拘はらず、又村里に於てさほどの名譽も無きなり、新の王莽の末に天下大いに亂れて盜賊處々に起りしかば、延は常に甲冑をまとひて親族をおほひ守り、盜人をふせぎさゝへたり、よつて全きを得たる者甚衆し、建武の初め細陽縣の令官と爲る、延の罪人を取り扱ふや、每年夏の伏日と冬の臘日とに至れば、徒繫を休まし遣して家に歸らしむるを例とせり、かく寬大なる處置を行ふを以て、囚徒皆其の恩德に感じ、期日違はず必ず還りて服役するなり、若し家に歸りて病に罹る者あるとも、自ら車に載りて、獄舍に詣る、既に獄に還りて死なば之を憐み、掾官屬の下役を率ゐて門外に殯して丁寧に葬り遣るなり、是を以て百姓皆其の仁政に感じ悅べり、永平三年に趙憙に代りて大尉と爲り、同八年に范遷に代りて司徒と爲りたり、

會稽典錄、盛吉字君達、拜廷尉、性多仁惠、務在哀矜、每冬月罪囚當斷、其妻執燭、吉持丹筆、相向垂泣、

【字解】〔哀矜〕あはれみめぐむこと、〔當斷〕死刑に處するをいふ、〔泣〕なみだなり、

【義解】會稽典錄に曰く、後漢の盛吉字は君達、廷尉の官に拜せられて天下の罪惡を糺し明かせり、性質仁愛德惠多く、事務を執るに哀みめぐむことを主とす、冬月に至り罪囚を死刑に處斷する每に、其の妻は燭を執り、吉は赤き筆を持ちながら相向ひて涕を垂らして之を不憫に思ひたりといふ、

豫讓呑炭　鉏麑觸槐

史記、豫讓晉人、嘗事范中行氏、去而事智伯、智伯尊寵之、趙襄子與韓魏合謀滅智伯、三分其地、襄子怨智伯、漆其頭、爲飲器、讓曰、士爲知己者死、女爲說己者容、我必爲智伯報讎、乃變名姓、爲刑人、入宮塗廁中、挾匕首、欲以刺襄子、襄子如廁心動、搜之則豫讓也、襄子義而釋之、又漆身爲厲、呑炭爲啞、使形狀不可知、伏於橋下、襄子至橋馬驚、曰此必豫讓、問曰、子事范中行氏、智伯滅之、不爲報讎

らざるなり、されど家は其の才能に伐らず、其の德を沒して顯はさず、諸々嘗て施し、所は惟之を見はさんことを恐るゝなり、又人の有福ならざるを救ふにも、先づ貧賤の者より始むるなり、故に家に餘分の財產無く、衣服は采色を兼ねず、食物は珍味を重ねず、乘物には小牛に過ぎざるなり、專ら人の急場に趨りて救ふは己の私事よりも速なるなり、既に陰かに季布の災厄を助けて、之を脫かれしめたりしに季布の出世して尊貴と爲ると雖、終身之に見えざりし程、其の德に伐らざるなり、是を以て函谷關より東の人々は皆頸を延べて家と交を結ばんことを願はざる無きなり、

虞延刻期　盛吉垂泣

後漢虞延字子大、陳留東昏人、延初生、其上有物、若一匹練、遂上昇天、占者以爲吉、及長、長八尺二寸、要帶十圍、力能扛鼎、性敦朴不拘小節、又無鄉曲之譽、王莽末、天下大亂、延常嬰甲冑、擁衛親族、扞禦鈔盜、賴其全者甚衆、建武初除細陽令、每至歲時伏臘、輒休遣徒繫歸家、並感恩德、應期而還、有囚於家被病、自載詣獄、既至而死、率掾官屬殯于門外、百姓感悅、永平中爲三公、

【字解】〔一匹〕四丈なり、〔練〕ねりぎぬなり、〔要帶〕要は腰と通ず、帶はめぐりなり、〔十圍〕圍は五寸なり、十圍は五尺なり、〔扛鼎〕力の強きをいふ、〔鄉曲〕村里なり、〔嬰〕纏なり、マトフと訓む、〔擁衛〕おほひ守るなり、〔扞禦〕ふせぎさゝふるなり、〔鈔盜〕鈔は抄に同じ、かすめ取るなり、盜人をいふ、〔建武〕光武帝の代の年號なり、〔伏臘〕伏は夏の伏日なり夏至の後第三の庚の日を初伏といひ、第四の庚の日を中伏といひ、立秋後初めて庚の日を終伏といふ、臘は冬至の後第三の戌の日なり、此の日獵して百神を祭るなり、故に臘といふ、〔休遣〕やすましつかはすなり、〔徒繫〕囚人の獄に繫るゝ者なり、〔殯〕死にて將に葬らんとする前に、假に棺に納めて、之を賓遇すること、かりもがりなり〔永平〕明帝の代の年號なり、〔三公〕後漢にては大尉、司徒、司空をいふ、

【義解】後漢の虞延字は子大、陳留郡東昏縣の人なり、延の生るゝ時、其の產舍の上に四丈もあらんかと思はるゝ程の練の如き物ありて、遂に天に上りたり、占者之を占ひて吉祥なりとなす、年長ずるに及び、身の長け八尺二寸、腰のまはり五尺ありて、力能く鼎を扛ぐるなり、性質敦く朴にして小節に

〔族〕一人罪あれば其の一族の人々を刑罰に行ふをいふ、

【義解】　前漢の郭解字は翁伯、河内郡軹縣の人なり、性落附きて勇氣あり、酒を飲まざるなり、少壯の頃は心中に賊害の意を懐き、物に感じては節槩を立て、己れの意に快からざれば直に之を殺すこと甚多し、又身命を抛ちて交友の爲に仇を報じ、亡命客を藏し、同志と姦賊を働き、人を劫し、盜を爲すことを休めず、又密に錢を鑄、冢を掘りて棺中の財寶を奪ひ取るなど、其の罪惡勝げて數ふべからず、故に數〻捕縛の危に迫切することあり、されど適〻天然の幸ありて其の危急より常に脫ることを得たり、年長ずるに及び、今迄採り來りし方針を改めて身持を儉約にし、恩德を以て怨みある者に報い、人に厚く施して其の返報は薄く望めり、其の後解の家に食客たりし者が解を譏れる儒生を殺したることありき、よつて此の事に係りて罪に問はれたれども、解は元來此の殺したる者を知らざるなり、されど御史大夫の公孫弘は解に罪ありとして議して曰く、解は本庶人なれども男達を爲し、權力を恣にし、人が眼を瞋して視たりとて之を殺す程の無法者なれば、今回の事件は假令之を知らずといふと雖、已に其の食客たりし者の殺したる以上は、解が之を知りて殺したる者と認定し、大逆無道の罪に處斷するものなりと判決したり、よつて遂に解の一族盡く刑せられたり、

前漢朱家魯人、魯人皆以儒教、而朱家用俠聞、所藏活豪士以百數、其餘庸人不可勝言、然終不伐其能、飲其德、諸所嘗施、惟恐見之、振人不贍、先從貧賤始、家亡餘財、衣不兼采、食不重味、乘不過軥牛、專趨人之急、甚於己私、既陰脫季布之戹、及布尊貴、終身不見、自關以東、莫不延頸願交、

【字解】〔俠〕任俠なり、男達なり、〔藏活〕かくまひたすくるなり、〔飲其德〕飲は沒するなり、其の德を顯はさゞるをいふ、〔振〕救ふなり、〔不贍〕にぎはゝざる者なり、有福ならざる人なり、〔軥牛〕小牛なり、〔關〕函谷關なり、

【義解】　前漢の朱家は魯國の人なり、魯は孔子の生れたる地なれば、此の國人は皆儒教を以て子弟を教訓せり、而るに朱家のみは獨任俠を用ひて其の名遠近に聞ゆ、是の故に難に遇ひ死に瀕せる者來り集りて其の救ひを受くるなり、此等をかくまひ助くる豪士のみにても百を以て數ふる程多く、其の他の普通の人にして其の恩に與る者は口に餘りて言ふべか

後に十旬あり、「諷」譬へかこつけて悟らしむること、「墮」官」官を罷むることなり、「閭」里門なり、「醖」醸して一夜にて熟する甘酒、ひとよざけなり、「枯魚」乾魚なり、「三入」璩初め侍郎と爲り、次に常侍と爲り、終に侍中と爲る、故にいふ、「承明廬」天子に謁して政事の制を承くる所なり、翰林院の中に在り、「諧合」諧は諭なり、衆意に合ふなり、言語卑近にして世俗にかなふなり、「世要」世間に必要なるなり、

【義解】● 文章叙錄に曰く、應璩字は休通、汝南郡の人なり、博學にして文章を作ることを好めり、魏の明帝の世に散騎常侍を歴、齊王位に卽きし時は侍中に遷れり、時に大將軍の長史に曹爽といふ者ありて、國政を秉りて多く法度に違へり、璩之を視て官を退き、百一詩を作りて當時を諷せり、其の略に、我前に官を罷め去りて田舍に隱遁せり、客ありて我が里門を訪ふ、昔日と違ひ今はかゝる田家なれば何にも饗す物とて無きなり、惟ひとり酒を酌み、ひものを焚きて進むるのみなり、客、我に問ふに何の功德ありて三度承明廬に入りしかと云へり、其の言頗る卑近にして俗耳に合ひ易しと雖、當世に取りては多く切要なる語なり、よつて世間の人々共に之を傳へ誦したりとぞ、

郭解借交　朱家脫急

前漢郭解字翁伯、河內軹人、靜悍不飮酒、少時陰賊感槩、不快意所殺甚衆、以軀借交報仇、臧命作姦、剽攻不休、及鑄錢掘冢、不可勝數、適有天幸、窘急常得脫、長更折節爲儉、以德報怨、厚施而薄望、後坐客殺人、解實不知、御史大夫公孫弘議曰、解布衣爲任俠、行權、以睚眦殺人、當大逆無道、遂族解、

【字解】「靜悍」靜は沈靜なり、悍は勇悍なり、靜悍はおちつきて勇ましきなり、「陰賊感槩」陰賊は陰に賊害の意を懷き居るなり、心中に劍あるをいふ、感槩は意氣に感憤して節槩を立つるをいふ、「借」交」借はかし助くるなり、交は交友なり、友人の難を助くるなり、「臧」命」臧は藏と通ず、かくすなり、命は亡命者なり、亡命の客をかくまふなり、「剽攻」剽はおびやかすなり、攻は牆壁を穿ちて物を盜むなり、「窘急」事切迫して拔き差しの出來ざるをいふ、「折」節」從來操り來りたる方針を改むるなり、「坐」罪せらるゝこと、「解實不」知」當時軹縣に儒生ありて郭解を譏れり、解の家に嘗て身を寄せたりし者之を聞きて儒生を殺したり、されど解實に此の殺したる者を知らざるをいふ、「布衣」庶民といふに同じ、庶人は布の衣服を著るを以てなり、「任俠」男達なり、「睚眦」目を瞋す貌なり、「當」其の罪を處斷するをいふなり、

子をして足を洗はしむる所なり、食其立ちながら手を胸に拱きて、拜の禮をせずして曰く、足下は是非義兵を擧げて無道の秦を誅せんと欲せば、宜しく牀に腰掛けたるまゝ、長者に見ゆべからずと、是に於て沛公足を洗ふことを止め、起て衣を著更へ、食其を上座に据ゑて其の罪を謝したり、既にして陳留郡を盡く下したれば食其を號して廣野君と爲す、其の後韓信の東方齊國を擊つ時、又食其をして先づ齊王田廣に說きて歷下の兵を罷めしめたるを以て、食其は兵を用ひず唯車に乘りて游說して齊の七十餘城を下したる理なり、韓信の兵の齊を攻むるに至り、齊王は先に食其の爲に誑かされしを知り、大いに怒り直に捕へて之を烹殺したりといふ、

馬安四至　應璩三入

前漢司馬安、汲黯姊子、少與黯爲太子洗馬、安文深、巧善宦、四至九卿、終河南太守、昆弟以安故、同時至二千石十人、

【字解】〔文深〕文は刑法なり、深は深刻なり、てひどきなり、刑法を執行するにてひどきなり、〔巧善宦〕巧に宦官に親善を結ぶなり、巧に宮中に取り入るなり、〔四至九卿〕漢の九卿は太常、光祿勳、大鴻臚、大司農、衞尉、太僕、廷尉、宗正、少府の九官なり、安は四度此の九卿の中の何れかの官に任ぜられたるをいふ、〔二千石〕郡の太守なり、太守の俸は二千石なるを以ていふ、

【義解】前漢の司馬安は汲黯の姊の子なり、少年の時より黯と俱に太子洗馬と爲る、安は刑法を執行するに極めて嚴しく、又巧に宦官に取り入りしを以て、四度九卿に至り、河南太守に終はる、兄弟は皆安が出世せしを以て同時に二千石に至るもの十人ありきとぞ、

文章敍錄、應璩字休通、汝南人、博學好屬文、魏明帝世、歷散騎常侍、齊王卽位、遷侍中、大將軍長史、曹爽秉政、多違法度、璩爲百一詩、以諷焉、其略曰、前者墮官去、有人適我閭、田家無所有、酌醴焚枯魚、問我何功德、三入承明廬、其言雖頗諧合、多切世要、世共傳之、

【字解】〔屬文〕文章を作ることなり、〔百一詩〕詩の題に百一と名づけしは、智者も百慮すれば一失ありと言ふ語に本けるなり、此の詩文選卷二十一に載す、凡て二十句にして此處に引用せる前に四句あり

事無道之君一乎、對曰、一拜一起、未レ足レ爲レ勞、機捷類如レ此、權甚異レ之、

【字解】〔一拜一起未レ足レ爲レ勞〕此の二句の意は權は本蜀の先主を指して無道の君と爲せども、籍は却つて之を孫權に冠らせて曰く、御身は仰の如く無道の君なれども、吾が君命を畏み、今此處にて一拜一起の禮をなすは、敢て勞となすに足らざるなりとなり、〔機捷〕くるゝの動く如く、敏く速なること、

【義解】　蜀志に曰く、伊籍字は機伯、山陽郡の人なり、蜀の先主籍を左將軍從事中郎と爲し、吳に使ひせしめたり、吳の孫權素てより籍の才智能辯なるを聞きしかば、彼來らば逆へ折くに吾が辯舌を以て言ひ黑めんと待ち構へたり、籍適に入りて權を拜す、權突如として曰く、無道の君に勞り事ふるかと、籍對へて曰く、一拜一起するは未だ勞と爲すに足らざるなりと權を煙に卷きたり、其の心機の敏く捷きこと類ね此の如きなり、權よつて甚之を奇なる者となしたりとぞ、

前漢酈食其陳留高陽人、好レ讀レ書、家貧落魄、無二衣食業一、爲二里監門一、縣中賢豪不二敢役一、謂二之狂生一、沛公略レ地至二高陽一、召二食其一、入見、沛公方踞レ牀、使二兩女子洗一、食其長揖不レ拜曰、足下必欲下擧二義兵一誅中無道秦上、不レ宜二踞見一レ長者一、於レ是沛公輟レ洗起衣、延二上座一謝レ之、既下二陳留一號爲二廣野君一、韓信東擊レ齊、又使下食其說二齊王田廣一罷中歷下兵上、憑レ軾下二齊七十餘城一、及二信兵至一、廣以爲二食其賣一レ己、迺亨レ之、

【字解】〔落魄〕生業を失ひて次第無きをいふ、おちぶるゝこと、〔踞レ牀〕牀に腰を掛くるなり、〔洗〕足を洗ふなり、〔長揖〕立ちながら兩手を胸の前に拱く禮なり、禮の簡易なるものなり、〔起衣〕起ちて衣を著るなり、〔憑レ軾〕憑はもたれよるなり、軾は車の横木なり、軾に憑るとは、車に乘りて游說し、兵を用ひざるをいふ、〔賣レ己〕己を欺くなり、己をたぶらかすなり、

【義解】　前漢の酈食其は陳留郡高陽郷の人なり、好みて書を讀めども、家貧しくおちぶれて、衣食の生業無ければ、里の監門と爲る、されど縣中の賢者豪者一人として敢て酈生を使役する者無きなり、世之を狂生と謂へり、沛公地を略取して高陽郷に至り、食其の人となりを聞きて之を召し抱へんとす、食其入りて沛公に見えしに、沛公方に牀に腰掛けて兩女

政出群下、綱紀大壞、貨賂公行、勢位之家、以貴陵物、忠賢路絕、讒邪得志、更相薦擧、天下謂之互市、嘗在華林園、聞蝦蟆聲、謂左右曰、此鳴者爲官乎、爲私乎、或對曰、在官地爲官、在私地爲私、及天下荒亂、百姓餓死、帝曰、何不食肉糜、其蒙蔽皆此類、

【字解】〔尙書事〕尙書の官の掌る事柄なり、〔綱紀〕法度なり、大なるを綱といひ、小なるを紀といふ、〔貨賂〕まひなひなり、〔陵物〕物は人なり、人をしのぐなり、〔讒邪〕讒は惡言を以て人を害ふなり、しこつるなり、讒邪は人をしこつるよこしまなる人なり、〔互市〕貨賂を用ひて互に相薦擧して祿位を得ること互市の如くなるよりいふ、〔蝦蟆〕かへるなり、〔荒亂〕すさびみだるゝなり、〔肉糜〕糜は粥なり、肉のかゆなり、〔蒙蔽〕蒙は陰闇なり、くらきなり、蔽は掩ふなり、愚鈍にして物事に暗きをいふ、

【義解】　晉の惠帝の初め太子たりし時、其の性愚鈍なりければ、朝庭の諸臣皆帝位に卽き給ふとも政事を執り行ふこと能はざるを知れり、父の武帝も亦之を疑へば、或る時尙書のなすべき事を裁決せしめしに、太子自ら對ふること能はざるを以て、生母の賈妃は之を案じて、太子の左右に侍べる者をして代りて草案を作らしめ之を太子に書かしめて對へしめたり、武帝之を覽て此れならば可なりと遂に安心せり、帝位に卽くに及び、政務は多く其の群下より出で、天下の法度大小と無く破壞し、貨賂は盛んに公行し、勢位ある家は貴顯なりと云ふを以て人を陵辱し、忠賢の人は進むに路絕え、讒邪の者は志を得て榮え、時めく者は貨賂を以て更に相薦め擧げて、互に祿位を得れば、天下之を稱して互市と謂へり、帝嘗て華林園に在りし時、かへるの鳴き聲を聞き、左右に謂つて曰く、此の鳴く者は官の爲に鳴くか、又私の爲に鳴くかと愚問を發したり、左右何れも其の馬鹿氣さに呆れて暫く顏見合せてありしが、或る人對へて曰く、官地に在る者は官の爲にし、私地に在る者は私の爲にすといひて其の場を濁したり、又天下非常にすさびみだれ、百姓饑ゑ、死するに至りければ、帝曰く、百姓饑うれば何ぞ肉を煮て粥と爲し、飽くまで之を食はざるかと、其の愚鈍なる皆此の如き類なり、

伊籍一拜　酈生長揖

蜀志、伊籍字機伯、山陽人、先主以爲左將軍從事中郞、遣使吳、孫權聞其才辯、欲逆折以辭、籍適入拜、權曰、勞

羞愧流汗、擧手不能言、初入都宛城、時漢兵誅王莽、傳首詣宛、懸於市、遂北都洛陽、後遷長安、初莽敗、惟未央宮被焚、餘宮館無所毀、官府市里、不改於舊、更始既至、居長樂宮、升前殿、郎吏以次列庭中、更始羞怍俛首刮席、不敢視、後赤眉賊入關、見殺、

【字解】〔族兄〕族父の子を族兄弟といふ、族兄とは年長のふたいとこなり、〔陳牧等〕陳牧、廖湛をいふ、〔懦弱〕勇氣無きなり、意氣地無しなり、〔羞愧〕はづるなり、〔前殿〕百官有司の參勤する宮殿なり、〔羞怍〕はぢて顏色の變るなり、〔俛首〕俛は俯なり、首を垂るゝなり、〔刮席〕刮は摩するなり、坐席をなづなり、〔赤眉〕新の地皇三年に、樊崇といへる賊徒の、王莽に討伐せられんとするを聞き、莽兵と己れの軍との紛れんことを恐れ、其の衆兵の眉を朱にて赤く塗りたり、故に樊崇の賊兵を赤眉といへり、〔入關〕關は函谷關なり、函谷關を越え長安に入りしをいふ、

【義解】後漢の劉玄字は聖公、光武帝とふたいとこなり、新の王莽の末に、平林の陳牧等衆を聚めて平林兵と號す、聖公も往きて陳牧等に從ふ、地皇四年正月に、陳牧等王莽の兵を破るに及び、聖公を更始將軍と號す、此の時王莽を伐たんとして兵を擧げし者衆しと雖、未だ天下を統一する所の者あらざるなり、是に於て更始將軍は前漢の劉氏の子孫なるを以て、諸將推戴して遂に天子と爲したり、更始、帝位に卽き南面して群臣を朝せしめしに、性素より勇氣に乏しく、はぢ懼れて汗を流し、手を擧ぐるのみにて言語を發すること能はざるなり、初め宛城に都を定めたり、時に漢兵王莽を誅し、其の首を傳送して宛都に來り、之を市中に懸けて曝したり、其れより遂に北の方洛陽に都し、後又長安に遷りぬ、王莽の敗れし時、惟未央宮のみ焚かれ、其の餘の宮館は毀たるゝこと無く、又官府市里も舊態を改めざりき、故に更始既に長安に至れるも、宮殿其の他改築するの必要無く、直に長樂宮を以て皇居と定めたり、さて此より朝見の儀に至り、更始前殿に升り、郎吏各、次を以て庭中に列坐せり、更始又羞ぢ入りて顏色變り、首を俯し坐席を摩でて、敢て群臣を視ざりし程の臆病者なりき、後赤眉の賊函谷關を越え長安に入りし時、遂に其の手に殺されたり、

晉惠帝初爲太子、朝廷咸知不堪政事、武帝亦疑焉、嘗使決尚書事、不能對、賈妃遣左右代對、遂安、及居大位、

てなり、〔盡語レ之〕我に見えんと欲する者を盡く告げよとの意、〔吾日中、到二日中一〕京師に到る翌日の日中なり、〔騾〕驘に同じ、驢父馬母の雜種馬なり、らばなり、

【義解】 神仙傳に曰く、薊子訓は齊國の人なり、孝廉の科に擧げられ、郎中に除せらる、又都尉と爲る、人、子訓に神仙の術あることを知らざるは、其の鄕里に在るや常に信實謙讓を以て人に交際するを以てなり、三百餘年生存して顏色老いたる貌無し、曾て隣家の嬰兒を抱かんことを求め、誤つて手を失し地に墮して其の子死にけり、兒の家素より子訓を尊び敬ひければ、別に之を恨みもせず、直に之を埋葬せり、其れより二十餘日を經て、子訓外より其の家に來り、曩に死せし兒を生きたる態に抱きて之を還せり、其の家の人々是れ必定彼の兒の亡靈ならんと氣味惡しく思へり、子訓既に去りぬれば試に埋めし所を掘り反して視れば、屍は無くて但泥のみなりき、か丶る不思議の事のみならず、又諸の老人の髮の白くなりたる者も、子訓と相對して坐談すれば一夜の間に白髮は元の黑髮に還るなり、されば京師の貴人は心を空にして子訓に見えんことを欲せざるは莫きなり、子訓の嘗て大學に居りし時の舊友は子訓と舊交ありしを以て貴人の爲に是非鄕里より京師に止るべしと請へり、子訓曰く、吾れ某の月日には必ず京師に往くべしと、其の期日に到れば、朝の食時に出發し、日中には已に京師に到著せり、其の速かなること半日ならざるに千餘里を行きしなり、乃ち舊友に逢ひ、誰々が我に會はんとするか、卿宜しく其の人名を語れよと問ひ、其の答を聞きて吾れ明日の日中を期して夫々往きて會見せんといへり、翌日の日中に到り子訓果して二十三箇處に往きければ、諸の貴人喜んで自ら謂らく、子訓は先づ第一に我を訪づれたるなりと、明日相會して談し合ひしに、各同時に會見し、其の衣服顏色を問ひ合すも皆一の如し、而して眞の論說せし所は、主人の諸ふ所に隨ひて同じからざるなり、是を以て遠近其の術に驚き異めり、子訓京師を去るとき靑騾に乘りて東門の陌上に出づ、其の行くことゆる〳〵として常の步より遲きが如し、しかるに貴人馬を走らせ之を慕ひ追ふも追ひ付くこと能はず、半日追ふも其の距離常に一里許なれば遂に思ひ止まりたりとぞ、

劉玄刮席　晉惠聞蟆

後漢劉玄字聖公、光武族兄、王莽末、平林陳牧等聚レ衆、號二平林兵一、聖公往從レ之、及レ破二莽軍一、號二聖公一爲二更始將軍一、衆雖レ多無レ所二統一一、遂共立二更始一爲二天子一、更始卽二帝位一、南面朝二群臣一、素懦弱、

其の後長房が常に市中を窺ひ居る所の樓上に早く來りて長房の來るを待ち迎へて曰く、我は神仙の人なり、過ありて天帝に責められ暫く民間に降りしが、今過を免され、此れより當に山中に去るべし、子能く相隨ひて仙術を學ばんと欲するや否や、若し隨はざれば樓下に少量の酒を持參し來れるを以て、卿と相別るゝの宴を開かんと、長房人をして酒器を取らしむるに、力之を持つに勝へず、よつて又十人をして之を扛げしむるに、猶擧がらず、翁之を聞き笑ひながら樓を下り一指を以て此の酒器を提げて樓上に上りたり、其の器を視るに一升許を納るゝ小さきものなり、しかるに二人終日之を飮むに盡きざりきとぞ、

神仙傳、薊子訓齊人、擧孝廉、除郎中、又爲都尉、人莫知其有道、在鄉里、常以信讓與人、三百餘年、顏色不老、曾求抱鄰舍嬰兒、誤墮地死、兒家素尊子訓、卽埋之、二十餘日、子訓自外來、抱兒還之、家恐是鬼、子訓旣去、掘視所埋、但泥而已、諸老人髮白者、子訓與對坐、共語宿昔、皆還黑、京師貴人莫不虛心欲見、爭請子訓、比居大學、諸生爲請子訓、子訓曰、吾某月日當往、到期、子訓以食時發、日中到、未半日、行千餘里、乃見書生、問誰欲見我、卿盡語之、吾日中當往、到日中、子訓果往二十三處、諸貴人喜自謂先詣之、明日相參問、各言子訓衣服顏色如一、而所論說、隨主人所諮不同、遠近驚異、子訓去、乘靑騾、出東門陌上、徐徐行、諸貴人走馬逐不能行、半日而相去常一里許、乃止、

【字解】〔孝廉〕科目の名なり、孝行にして廉直なる者を擧ぐるなり、〔有道〕此處にては仙術に達せるをいふ、〔信讓〕信實にして人に高ぶらざること、〔鬼〕亡靈なり、〔宿昔〕宿は一夜止りなり、昔は夜なり、宿昔は一夜の間なり、〔虛心〕心を空にして何事も思はざること〔比〕嘗

の墓地に葬りたり、不思議なるは其の冢の上に氣ありて天につゞけりと、鍾は後に堅を生み、堅は權を生み、權は亮及び和、休を生み、和は皓を生む、皓は其の軍を晉の武帝に滅され、已れは爵を歸命侯に降されたり、

壺公謫天　薊訓歷家

後漢汝南費長房、爲市掾、市中有老翁賣藥、懸一壺於肆頭、及市罷、輒跳入壺中、市人莫之見、唯長房於樓上覩之異焉、因往再拜奉酒脯、翁知長房之意其神也、謂曰、子明日可更來、長房旦日復詣翁、翁與俱入壺中、唯見玉堂嚴麗、旨酒甘肴盈衍其中、共飲畢而出、翁約不聽與人言之、後乃就樓上候長房曰、我神仙之人、以過見責、今當去、能相隨乎、樓下有少酒、與卿爲別、長房使人取之、不能勝、又令十人扛之、猶不擧、翁聞笑而下樓、以一指提上、視器如一升許、二人終日飲不盡、

【字解】〔謫天〕謫は責むなり、罪するなり、謫天は天帝に咎めらるゝをいふ、〔肆頭〕店頭なり、みせさきなり、〔異〕奇異に思ふなり、アヤシムと訓む、〔脯〕乾肉なり、〔意〕疑ひ思ふなり、ウタガフと訓む、〔嚴麗〕壯嚴美麗なるなり、〔旨酒〕うまき酒なり、〔盈衍〕盈は滿つるなり、衍は溢るなり、〔聽〕許すなり、〔候〕迎ろなり、待つなり、〔扛〕兩人相對して擧ぐるなり、アゲと訓む、

【義解】後漢の汝南郡の費長房、市の掾と爲る時に、市中に老翁ありて藥を賣れり、一の壺を店頭に懸け置き、商賈の業終はれば跳りて件の壺中に飛び入るなり、されど市人は誰も之を見たる者無し、唯長房のみ樓上より此の樣子を覩て之を異み、翁の店に往き再拜して酒と乾肉とを贈りて饗せり、翁は長房已に吾が神仙なるかを疑ひ思へるを知り、長房に謂つて曰く、子明日改めて來るべしと、長房約に違はず明旦復翁の店に詣れば、翁は長房と俱に壺中に入りたり、長房初め見たるは一箇の小さき壺なるに、入り來り見れば玉堂ありて壯嚴美麗を極め、其處には旨き酒甘き肴の滿ち溢るゝあり、よつて二人共に酒宴す、畢つて出づれば又元の小壺なり、翁長房に告げて此の事を人に語るべからざることを約せり、

毒なり、吾は王孫を哀みて食を進らせたるのみ、豈に之が報を望まんやと、かく信は食事にさへ困難しければ、淮陰の少年共は、又信を侮り、衆人中に之を辱しめて曰く、汝大丈夫らしく生命を差し出すならば、先づ我等を刺して見よ、若し命惜しくば我が股の下を出でよと、信行く先きの事をつく〴〵と考へて俯して跨下より匍匐して出でたり、之を見たる市民は信の腑甲斐無きを笑ひて卑怯なりと爲せり、其の後信出世して楚王と爲るに及び、漂母を召して之に千金を賜ひ、又下鄕の亭長を召し出して錢百文を與へて曰く、公は小人なり、德を爲んとして竟へざりきとて之を辱かしめたり、又已れを辱しめし少年を召し出して中尉の官と爲し、諸將及び宰相に告げて曰く、此の者は小年の時に、我を跨下より出さしめし程の壯士なりとて之を賞め、且つ曰く、我を辱かしめし時、我寧ぞ命を惜みて死すること能はざらんや、されど彼の時死ぬるとも何の名譽も無けん、故に忍びて今日の成功を致しゝなりと、

幽冥錄、孫鍾少時家貧、種瓜、瓜熟、有三人來乞瓜、鍾引入菴中、設瓜及飯、飯訖、謂鍾曰、蒙君厚惠、今示子葬地、欲得世世封侯、欲爲數代天子、又曰、我司命也、君下山百步勿反顧、鍾下六十步、回看並爲白鶴飛去、鍾遂於此葬母、冢上有氣屬天、鍾後生堅、堅生權、權生亮及和休、和生皓、爲晉所滅、降爲歸命侯、

【字解】〔司命〕星の名なり、北斗の魁前に在る文昌六星の第五位なり、〔來步〕來は語辭なり、〔屬天〕屬は相連續するなり、つゞくなり、

【義解】幽冥錄に曰く、孫鍾の少き時、家貧しければ瓜を種うることを生業とせり、瓜の熟せる頃三人の客來りて瓜を乞へり、鍾三人を草菴の中に引き入れ、請はるゝまゝ客氣も無く瓜及び飯を設けて饗へり、三人飯し訖り鍾に謂つて曰く、我等空腹なりしを君が厚き惠みを蒙りて安き思をなせば、此が返報を致すべし、今先づ子に親を葬るべき墓地を示さん、又君は世々諸侯を得んと欲するや、將又數代繼く天子と爲らんと欲するや、我は天の司命星なれば天帝の命を承りて如何樣にも君の願望を滿すべし、此より山に上りて墓地を指圖すべければ、山を下るとき百步の間は振り反りて後を見ること勿れと、鍾不思議に堪へず山を下ること六十步許にして回り看すれば、今まで連れ立ちし三人は白鶴となりて飛び去りたり、鍾後に母の沒したりける時、此の教を守りて示されし所

しめ、是を以て僮の間に宰相封侯を取れり、かゝることは世未だ嘗て有らざりしことなり、初め千秋の年老いぬる頃、上之を厚くもてなして朝見する毎に、小車に乘りたるまゝ宮殿中に入らしめたり、故に號して車丞相と曰ひたりとぞ、

漂母進食　孫鍾設瓜

前漢韓信、家貧、嘗從下鄕南昌亭長食、亭長妻苦之、迺晨炊蓐食、食時信往、不爲具食、信自絕去、至城下釣、有一漂母哀之、飯信數十日、信曰、吾必重報母、母曰、大丈夫不能自食、吾哀王孫而進食、豈望報乎、淮陰少年又侮信、衆辱信曰、能死刺我、不能出跨下、信孰視、俛出跨下、一市皆笑爲怯、及信爲楚王、召漂母賜千金、及下鄕亭長錢百、曰、公小人、爲德不竟、召辱己少年、以爲中尉、告諸將相曰、此壯士也、方辱我時、寧不能死、死之無名、故忍而就此、

【字解】〔食〕寄食なり、居候ふをなすなり、〔苦〕厭ふなり、きらふなり、〔蓐食〕未だ起きずして牀蓐中にて食ふなり、〔漂母〕漂は絮を水にたゞよはして蠶の糞、桑の葉などを洗ふことなり、母は老婦の稱なり、〔王孫〕秦末に國を失ふ者多し、此等を公子王孫と言ひて尊べり、〔衆辱〕衆中に於て之を辱しむるをいふ、〔能死〕大丈夫らしく生命を差し出すならばとの意なり、〔不能〕生命を差し出すこと能はずんばの意なり、〔跨下〕兩股の間をいふ、〔孰視〕孰は熟と通ず、能く前後を慮るなり、つらつらなり、視は是非を察するなり、孰視はつくづくと行く末を思惟するなり、〔俛〕俯に同じ、〔怯〕心に畏を懷くなり、臆病なり、鄙怯なり、つたなしなり、〔死之〕彼の時に死なばの意なり、〔就此〕就は成すなり、此を成すとは今日の功を成すなり、

【義解】前漢の韓信は若き時家貧しければ、嘗て下鄕の南昌の亭長の家に寄食せり、亭長の妻信を厭ひ惡みて之が食を惜み、己れ早朝に飯を炊き、家族の者共皆牀蓐中にて食事を終へ、食時に至りて信往くも信の爲に食膳を具へざるなり、是に於て信其の意を知り、自ら此處を見限りて立ち去りぬ、其れより城下に至りて釣りしけるに、一人の絮を洗ふ老婦ありて信の飢ゑたるを哀み、之に飯を食はすこと數十日に及べり、信其の厚意に感じ謂つて曰く、吾必ず重く貴女に報ぜんと、母曰く、一丈夫として自ら生を養ふこと能はざるは氣の

兵、罪當笞、天子之子、過誤殺人、當何罪哉、臣嘗夢見一白頭翁、教臣言、上大感寤、召千秋至前、千秋長八尺餘、體貌甚麗、帝見而說之、謂曰、父子之間、人所難言、公獨明其不然、此高廟神靈使公教我、公當爲吾輔佐、立拜大鴻臚、數月爲丞相、封富民侯、千秋無他材能術學、又無伐閱功勞、特以一言寤意、旬月取宰相封侯、世未嘗有、初千秋年老、上優之、朝見得乘小車入宮殿中、故因號曰車丞相、

【字解】〔譖〕誣ひ告ぐる、うつたふるなり、〔敗〕太子が父の武帝に殺されしをいふ、〔寃〕無實の罪なり、〔急變〕非常なる出來事なり、此處にては千秋が高祖の廟中にて、夢に一人の白頭翁に出遭ひて教示されしことを指す、〔天子之子過誤殺人〕太子江充に譖へられ、之を怨みて天子の制なりとして武庫の兵器を出し、長樂宮の衛卒を發したるをいふ、〔笞〕捶擊なり、むちうつなり、〔寤〕悟に同じ、さとるなり、〔不然〕不善なり、父の不善なり、〔伐閱〕伐は功を積むなり、いさをなり、閱は閱歷なり、履歷なり、〔優〕厚きもてなしなり、〔朝見〕參內して天子に見ゆることなり、

【義解】前漢の車千秋は本姓を田氏といふ、高寢郎と爲る、會、子が衛太子江充に譖へられたるを以て、江充を怨み、天子の兵を用ひて之を殺し、此の事武帝の心に逆ひ遂に父に殺されたり、其の後久しくして武帝は太子の罪は實にあらざりしを知れり、さて千秋は太子の殺されし當時、高祖の廟中に變事ありしとて上書して訟へて曰く、子として父の兵を弄ぶは其の罪當に笞つべきは私人の事なれども、苟も天子の子にして過ちて人を殺したればとて、當に何の罪に行ふべきや、況んや太子は江充に誣ひ告げられたるに於てをや、臣嘗て廟中にて夢に一人の白頭翁を見たりし時、此の言を臣に教へて天子に上書せよと宣まへりと、是に於て上大いに感じ悟りて太子の罪に非ざりしを知れり、よつて千秋を朝廷へ召して天子の前に至らしむ、千秋は身の長け八尺餘、體貌甚麗し、帝見て之を說び謂つて曰く、父子の閒の事は、人の言ひ難き所なるに、公は獨吾が不善を明かにせり、此れ高廟の神靈が公をして我に教へしめしなり、公は當に吾が輔佐と爲るべき人なりとて、時を移さず大鴻臚に拜し、數月の後に丞相と爲し、富民侯に封ぜり、千秋は他の材能學問無く、又功績も閱歷も功勞も無し、たゞ白頭翁の教なりとの一言を以て天子の意を悟ら

陽夏侯、拜征西大将軍、賜珍寶衣服錢帛、詔曰、倉卒無蔞亭豆粥、虖沱河麥飯、厚意久不報、異稽首謝、

【字解】〔署〕官に除するなり、〔薊〕縣の名なり、〔饒陽〕縣の名なり、〔南宮〕縣の名なり、〔爇〕炙るなり、アブルと訓む、〔菟肩〕菟は兎に通す、兎の肩肉なり、〔伐〕功にほこるなり、〔進止〕たちゐふるまひなり、〔表識〕人の目標となるべきのり、よきてほんなり、〔整齊〕ととのへること、〔止舍〕とゞまりやどることなり、〔配隷〕兵士を分配して各々部將に屬せしむることなり、〔多レ之〕多は重んずるなり、〔倉卒〕にはかなり、〔稽首〕首を垂らして地に至らしむるの禮なり、

【義解】後漢の馮異字は公孫、潁川郡父城縣の人なり、好みて書を讀み、左氏の春秋傳及び孫子の兵法に通達せり、漢の舊臣兵を起すや、異郡掾を以て父城縣を守護せり、此時後漢の光武帝まだ勢微にして司隷校尉の官たり、逆徒を滅さんとて道父城を經ぬれば、異は城門を開きて之を迎へたり、光武よつて異を主簿の官に除す、王郎の邯鄲に起るに及びて、光武は北方薊より東南に馳せ、饒陽縣の無蔞亭に至りし時、寒氣嚴しく兵士衆く飢ゑ疲れたり、此の時異は豆粥を上りければ、光武を始め衆皆飢寒を免れたり、よつて明旦光武曰く、昨日公孫の豆粥を得たるが爲に我等の飢寒は倶に解けたりとて大いに喜び、其れより南宮縣に至るに及びて大風雨に遇ひければ、光武は道傍の空舍に入りて休息せり、異は薪を抱き來り、鄧禹は火を爇き光武は竈の前に對して濕へる衣服を炙り、異は又麥飯と兎の肩肉とを進む、かくて虖沱河を渡りて信都國に至るを得たり、還つて偏將軍に拜す、異人と爲り謙退にして功に伐らず、行く〳〵諸將と相逢はゞ輙ち車を引きて道を避け、又たちゐふるまひに皆人の目標と爲るべき手本有り、故に軍中號して整齊なりといへり、又毎に止まり宿る所に於て、諸將は竝び坐して功名談を爲せども異は常に獨樹下に屏きて其の仲間に入らざりき、よつて軍中異を稱して大樹將軍といへり、光武邯鄲の王郎を破ぶるに及びて、更に諸將を數部に分ち兵士をして各其の部將に分配隷屬せしめしに、皆言ふ願くは大樹將軍の部下に屬せんと、光武此を以て異を重んぜり、後陽夏侯に封じ、征西大將軍に拜し、珍寶衣服錢帛を賜ひて詔して曰く、曩に動亂倉卒の際とて彼の無蔞亭の豆粥、虖沱河の麥飯の厚意を久しく報ぜざりければ、今日に及びて此の如く恩賞せりと仰せられたり、異其の有難き詔に對し稽首して謝したりとぞ、

前漢車千秋、本姓田氏、爲高寢郎、會衞太子爲江充所譖敗、久之武帝頗知太子冤、千秋上急變、訟曰、子弄父

軟かにするなり、ねるなり、「臨」池學」書」硯の水は少ければ、池水に臨み、其の水を直に硯に用ひて、字を習ふに精勵せるを云ふなり、故に後世臨池の二字を以て習字の義に用ふるなり、「楷則」楷は式なり、法なり、法則なり、「怱怱」急遽なり、せはしきなり、「草聖」草書の大家といふ義なり、

【義解】後漢の張芝字は伯英、敦煌郡の酒泉縣の人なり、草書を書くに妙を得たり、衞恒曰く、章帝の時に齊の相の杜度といへる人善く文字を書くと號せり、其の後崔瑗崔寔ありて是も亦皆字に工みなりと稱せり、さて杜氏の書は字肉を減削すること甚平穩にして跛僻無く、書體少しく瘦せたり、崔氏は甚筆勢を得れども字くばり少しくおろそかなり、伯英に至りては書體といひ筆勢といひ何れも精練にして甚巧妙なり、凡そ家に用ひる衣帛は必先づ書して而る後之を練るなり、かく書道に熱心なれば小さき硯の水にては間に合はず、池に臨みて其の水を直に硯に用ひて書を學べり、故に池水盡く黑くなりしといふ、其の書筆を下せば必ず法則を爲すを以て、假令急遽にして暇あらざる際に書きたる草字又は寸紙に書きたるものにても、人之を遺さずと號せり、世上にても尤も伯英の書を重寶とす、韋仲將は之を草書の大家と謂へり、

馮異大樹　千秋小車

後漢馮異字公孫、潁川父城人、好讀書、通左氏春秋、孫子兵法、漢兵起、以郡掾守父城、光武爲司隸、道經父城、即開門迎、光武署爲主簿、及王郎起、光武自薊東南馳、至饒陽無蔞亭、天寒衆飢疲、異上豆粥、明日光武曰、昨得公孫豆粥、飢寒倶解、及至南宮、遇大風雨、光武入道傍舍、燎衣、異進麥飯菟肩、因渡虖沱河、還拜偏將軍、爲人謙退不伐、行與諸將相逢、輒引車避道、進止皆有表識、軍中號爲整齊、毎所止舍、諸將竝坐論功、異常獨屏樹下、軍中號曰大樹將軍、及破邯鄲、乃更部分諸將、各有配隸、軍士皆言、願屬大樹將軍、光武以此多之、後封

め收むるなり、〔癖〕嗜好の病なり、くせなり、

【義解】晉書に曰く、杜預字は元凱、晉に仕へ既に功を立てし後には、國事に與らざれば、心ゆるやかにして無事なり、よつて思を經籍に耽らし、殊に春秋左氏傳を好めり、遂に春秋の奥義を明かにして春秋左氏經傳集解を爲り、又衆家の系譜を參考して一書を編み、之を釋例といふ、又盟會圖春秋長歷を作りて一家の學を備へ成したり、此の書老年に及びて完成せり、又女記の讃を撰びたり、當時の論者は杜預の文章及び義理は辭藻を飾らずして直筆せるなりと謂へり、されど世人未だ之を深く重んぜざるなり、唯祕書監の摯虞のみは之を賞して曰く、古の左丘明は本春秋經の爲に傳を作りたれども、其の君臣の正義父子の紀綱を明かにせるを以て本經を措きて左傳自ら孤行するに至れり、今杜氏の釋例は本左傳の爲に作りたれど、其の發明する所は何ぞ但に左傳の義のみならんや、故に亦釋例のみ孤行せりと、當時王濟といふ者馬の善惡を相ることを解し、又甚だ馬を愛せり、又和嶠といふ者ありて頗る財貨を聚め收むることを好めり、よつて預或る時此の二人を評して、濟には馬癖あり、嶠には財癖ありといへり、武帝之を聞き預に謂つて曰く、しからば卿は何の癖かあると、對へて曰く、臣には左傳の癖ありと、其の左傳を深く研究せること推して知るべし、官は司隷校尉に終はり、位は特進に至る、沒後征南大將軍を贈らる、初め預は名を後世に遺さんことを好み、常に言へり、年月を經ぬれば高岸も谷と爲り、深谷も陵と爲らんと、故に石を刻み二の碑を作りて其の勳績を紀し、一は萬山の下に埋め、一は峴山の上に立て、今より以後誰か料りて谷が陵と爲り、陵が谷と爲らざることを知らんやと曰へりとぞ、

後漢張芝字伯英、敦煌酒泉人、善草書、衛恒曰、章帝時、齊相杜度號善作篇、後有崔瑗崔寔、亦皆稱工、杜氏殺字甚安而書體微瘦、崔氏甚得筆勢、而結字小疎、伯英因轉精甚巧、凡家之衣帛、必書而後練之、臨池學書、池水盡黑、下筆必爲楷則、號怱怱不暇草書、寸紙不見遺、世尤寶其書、韋仲將謂之草聖、

【字解】〔善作篇〕篇は書なり、文なり、善く文字を書することなり、〔殺字〕殺は音サイなり、減削なり、そぐなり、字肉をそぐなり、〔結字〕結は構ふなり、成すなり、字を構ふとは字體のくばりなり、〔小疎〕少々おろそかなるなり、〔練〕絹を灰汁にて煮て、水に浸し晒し乾して

びたる車に乘り、供廻りには騎馬を連ね、食物は前に一丈四方も列べて食することを得べし、此の如くならば可ならんかと、妻對へて曰く、夫子は屨を織りて食を求め、物の爲に心を亂されざるなり、左には琴を置き右には書を積み、これを以て心を樂ましめり、さて駟を結び騎を連ぬるとも、安んずる所は惟己が膝を容るゝに過ぎず、食膳は前に一丈四方をも列ぶとも、甘しとする所は一肉に過ぎざるのみ、しかるに今宰相となりて膝を容るゝの安きと一肉の味とを得るとも、而かも楚國の憂を懷かば、其れ可なることあらんや、且つ亂世には危害多し、妾は先生の壽命を保つこと能はざるを恐るゝなりと戒めたり、是に於て子終出でて使者に陳謝し、遂に夫妻相與に逃れて、人の爲に園の水撒きを爲して世を過したりとぞ、又高士傳に曰く、陳仲子字は子終、齊の人なり、母と兄とを辭し去りて妻を率ゐて楚に適き、遂に於陵に居住し、自ら於陵仲子と號せりと、

元凱傳癖　伯英草聖

晉書、杜預字元凱、既立功之後、從容無事、乃耽思經籍、爲春秋左氏經傳集解、又參考衆家譜第、謂之釋例、又作盟國圖春秋長歷、備成一家學、比老乃成、又撰女記讚、當時論者謂、預文義質直、世人未之重、唯祕書監摯虞賞之曰、左丘明本爲春秋作傳、而左傳遂自孤行、釋例本爲傳設、而所發明何但左傳、故亦孤行、時王濟解相馬、又甚愛之、而和嶠頗聚斂、預嘗稱、濟有馬癖、嶠有財癖、武帝聞之、謂曰、卿有何癖、對曰、臣有左傳癖、終司隸校尉、位特進、贈征南大將軍、初預好爲後世名、常言高岸爲谷、深谷爲陵、刻石爲二碑、紀其勳績、一沈萬山之下、一立峴山之上、曰焉知此後不爲陵谷乎、

【字解】〔從容〕ゆるやかなる貌なり、〔譜第〕系統の次第を記したる籍錄なり、〔比〕至るなり、及ぶなり、〔質直〕飾なくして直筆せるをいふ、〔相馬〕相は見るなり、馬の善惡を目利すること、〔聚斂〕財貨を集

木に手を掛け腰を屈めて禮することなり、〔窮巷〕みぐるしきちまたなり、〔聲施千里〕聲は名なり、施は行き布くなり、〔寡人〕諸侯の自稱なり、寡徳の人といふ義なり、

【義解】　淮南子に曰く、段干木は奉祿をことわりて家に籠り居れり、魏の文侯其の村を通る時、車の横木に手を掛け腰を屈めて禮せり、文侯の僕曰く、干木は一布衣の士に過ぎず、しかるに君は諸侯の身分にてありながら、彼が在所にて軾するとは、甚だ過ぎたる敬禮にあらずやと、文侯曰く、さにあらず、干木は世の勢利に趨らず、君子の道を懐きて、かゝるみぐるしきちまたに隱れをれども、其の名は千里の遠きに行き布けり、此の如き人なれば寡人何とて軾すること勿んや、且つ干木は徳に光り寡人は勢に光る、干木は義に富み、寡人は財に富む、勢力は徳の尊きに若かず、財寶は義の高きに若かず、干木は干木の徳と義とを以て寡人の勢と財とに易へんとすと雖肯て之を爲すまじとなり、

古列女傳、楚王聞於陵子終賢、欲以爲相、使使者持金百鎰往聘之、子終入謂妻曰、王欲以我爲相、今日爲相、明日結駟連騎、食方丈於前、可乎、妻曰、夫子織屨以爲食、非與物無治也、左琴右書、樂亦在其中矣、夫結駟連騎、所安不過容膝、食方丈於前、所甘不過一肉、今以容膝之安、一肉之味、而懷楚國之憂、其可乎、亂世多害、妾恐先生之不保命也、於是子終出謝使者、遂相與逃、而爲人灌園、高士傳曰、陳仲子字子終、齊人、辭母兄、將妻適楚、居於陵、自號於陵仲子、

【字解】　〔辭聘〕召されたるをことわること、〔鎰〕二十兩なり、一說に二十四兩なり、〔駟〕四馬なり、〔方丈〕一丈四方なり、〔夫子〕夫の敬稱なり、〔屨〕くつなり、〔非與物無治〕與物は物を以てなり、無治は亂すなり、此の句は心、物に亂されざることにて、生業ありとの意なり、〔灌園〕園に水をそゝぐなり、

【義解】　古列女傳に曰く、楚王於陵に住める子終の賢者なるを聞き、之を召して宰相と爲さんと欲し、使者を遣し黄金百鎰を持たせ、於陵に往きて之を聘せしめたり、子終王命を承け、先づ入りて其の妻に相談して曰く、王我を以て宰相と爲さんとす、今日此の國の宰相となれば、明日より四馬を結

江表傳に曰く、魏の曹公巣縣の濡須に出で、江に臨みて馬に水を飲ませなどして兵馬を慰め勢はれり、呉の孫權は衆兵を率ゐて之に應戰し、先づ寧をして先驅の大將たらしめ、戒め告げて夜中魏軍に攻め入らしむ、寧は健なる兵士百餘人を選び、直に曹公の營下に詣り、とりでを乘り越えて營所に入り、數十人を斬り伏せたり、北方の魏軍大いに驚き擾ぎて敗北せり、孫權は寧の功を賞し、且つ曰く、孟德には張遼の勇者あり我には興霸の剛者あり、以て彼我相敵するに足るなりと、

呉志、陸凱字敬風、呉人、丞相遜族子、孫皓時、爲丞相、世說曰、皓問凱、卿一宗在朝有幾人、答曰、二相五侯、將軍十餘人、皓曰、盛哉、凱曰、君賢臣忠、國之盛也、父慈子孝、家之盛也、今政荒民弊、覆亡是懼、臣何敢言盛、

【字解】〔族子〕ふたいとこなり、〔一宗〕猶一族といふが如し、〔覆亡〕覆は倒るなり、敗るなり、覆亡はくつがへりほろぶなり、

【義解】　呉志に曰く、陸凱字は敬風、呉の人なり、丞相陸遜とふたいとこなり、孫皓の時に丞相と爲れりと、世說に曰く、皓、凱に問ふ、卿の一族中にて我が朝に仕へたる者幾人あるかと答へて曰く、二人の丞相、五人の諸侯、將軍たりしものは十餘人に及べりと、皓曰く、一族中にかく高官に仕へしは他に類無くして盛んなること哉と、凱曰く、君賢に臣忠なるは國の盛んなるなり、父慈愛に子孝行なるは家の盛んなるなり、今政荒み廢れ、民弊え疲れ、國家將にくつがへり亡びんとするを是れ懼る有樣なり、臣等が身何ぞ盛んなりと言ふことを得んやと、

干木富義　於陵辭聘

淮南子曰、段干木辭祿而處家、魏文侯過其閭而軾之、其僕曰、干木布衣之士、君軾其閭、不已甚乎、文侯曰、干木不趨勢利、懷君子之道、隱處窮巷、聲施千里、寡人敢勿軾乎、干木光于德、寡人光于勢、干木富于義、寡人富于財、勢不若德尊、財不若義高、干木雖以己易寡人、弗爲、

【字解】〔閭〕民家二十五軒ある小村の稱なり、〔軾〕車の前にある橫

するには日時を以てし、情を觀察するには十二方位を以てするなり、而して之は明主の宜しく獨川ひ行ふべきものにして人をして爲さしむべき者に非らずと、かくて元帝の重任を得て、官は諫大夫に至れりとぞ、

甘寧奢侈　陸凱貴盛

吳志、甘寧字興霸、巴郡臨江人、少有氣力、好游俠、招合輕薄少年、爲之渠帥、仕孫權、以功拜折衝將軍、吳書曰、寧輕俠殺人、藏舍亡命、聞於郡中、其出入、步則陳車騎、水則連輕舟、侍從被文綉、幃帳以珠玉爲飾、常以繒錦維舟去、或割弃以示奢也、江表傳曰、曹公出濡須、臨江飲馬、權率衆應之、使寧爲前部督、勅使夜入魏軍、寧選健兒百餘人、徑詣曹公營下、踰壘入營、斬數十級、北軍驚駭、權曰、孟德有張遼、孤有興霸、足相敵也、

【字解】〔游俠〕死を輕んじ氣を重んずるをいふ、男達なり、〔招合〕合は集むるなり、アツムと訓む、〔輕薄〕態度輕々しくして德薄きこと、〔渠帥〕渠は大いなり、帥は首なり、長なり、小兒大將なり、〔輕俠〕游俠に同じ、〔藏舍〕隱し置くなり、かくまふなり、〔亡命〕亡は無なり、命は名なり、名籍を脱して逃ぐるをいふ、〔步〕陸上なり、〔文綉〕綉は繡に同じ、ぬひとりなり、〔幃帳〕單はりのとばりなり、〔繒錦〕繒は帛なり、きぬなり、錦はにしきなり、〔維〕つなぐなり、〔濡須〕水の名なり、〔前部督〕先驅の大將なり、〔踰壘〕踰は越ゆなり、壘は軍壁なり、とりでなり、〔曹公〕魏の曹操なり、〔級〕首を斬りて數ふるの稱なり、戰場にて首を獲るに從ひて位級を上げらるゝより此の稱あり、〔北軍〕魏軍なり、

【義解】吳志に曰く、甘寧字は興霸、巴郡臨江の人なり、少きより氣力ありて男達を好み、輕薄の少年を招き集め、自ら小兒大將と爲りて遊べり、長じて孫權に仕へ、功を顯して折衝將軍に拜せりとぞ、吳書に曰く、寧は男氣強く身命を輕んじて已に合はざる者は誰にても殺し、又亡命者をかくまひて官命と雖も肯はざるなり、よつて其の任俠郡中に聞えたり、寧又奢侈を好み、其の出入に陸上にては車騎を連ね、水上には迅舟を連ね、從者には文のぬひとりを被せ、單のとばりには珠玉を飾と爲し、常に帛錦を以て舟をつなぎ置きて立ち去り、或は舟を割き弃てなどして其の豪奢を示せりとなり、又

の爻なれば風吹くとか或は雨降るとか其の他寒温は勿論、吉凶悔吝をも占ひ伺ふなり、かくして各占驗ありて其の判斷に違ふことあることなし、房は之を學び用ひて尤も精通せり、又音律を好みて音聲を知れり、孝元の時孝廉の科に擧げられて郎官と爲る、此の時石顯五鹿充宗等と仲惡しく、此の輩に誣ひられて出でて魏郡の太守と爲る、房は自ら數ゝ論議して大臣に妬まれて非らるゝを知るを以て、遠く天子の左右を離るゝことを欲せざるなり、しかるに太守と爲るに及び、朝夕之を憂ひ懼れ、乃ち封事を上りて天下將に亂れんとするの災異を言へり、顯之を聞き房は妄に政治をそしり、罪惡を天子に歸し、諸侯王をあやまる者なりと告げ訴へたり、是に於て房は遂に戮に就きて屍を市中に曝されたり、さて房は本姓は李といふ、然るに自己の性と李姓とを以て音律に合し見るに合はざる所あるを以て、自ら改め定めて京氏と爲したりとぞ、

前漢翼奉字少君、東海下邳人、明經術、好律歷陰陽之占、元帝卽位徵之、上封事曰、治道要務在知下之邪正、於是有辰時客主邪正之語、其略曰、參之六合五行、則可以見人性知人情、觀性以歷、觀情以律、明主所宜獨用、官至諫大夫、

【字解】〔律歷陰陽之占〕律は十二方位をいふ、歷は日時をいふ、日時を以て方位に參へ、陰陽二氣の變化を考へて占ふこと、〔封事〕他見を憚り封じて上る書なり、〔辰時客主邪正〕此は翼奉が其の陰陽學に用ひたる術語なり、辰とは十二支を日に配したるの稱なり、時は十二支を漏刻に配したるの稱なり、而して辰を客と爲し時を主人と爲す、邪正は猶吉凶の如きなり、例へば未の日(辰に屬するを以て客なり)の丑の時(時に屬するを以て主人なり)に來客ありとすれば、丑の方は公正にして未の方は姦邪なり、時は主人に屬するを以て主人正しくして客邪なりと占ふなり、若し之に反して丑の日の未の時の來客なれば、主人邪にして客正しと斷ずるが如し、尚詳しきは漢書本傳にあれども、漢儒の陰陽說は牽强附會にして臆說多ければ、强ひて解すべからず、故に茅坤も『此文不可解、不費强解可也』と云へり、〔六合〕上下四方なり、〔五行〕木火土金水なり、奉は之を肝の靜、心の躁、脾の力、肺の堅、腎の智の五性に配せり、

【義解】前漢の翼奉字は少君、東海郡下邳縣の人なり、經術に明かにして律歷陰陽の占を好めり、元帝位に卽きて奉を徵す、奉封事を上りて曰く、天下の治道の要務は下の邪正を知るに在るなりと、是に於て辰時客主邪正の語を用ひて人の邪正を知れり、其の占法の略に曰く、之を六合五行に參へて料る時は、人の性情を見知ることを得べし、さて人の性を觀察

わるがしこくして其れを自ら得意とせり、岳其の人と爲りを惡み、數〻鞭にて打ちはづかしめしことあり、されば秀は常に之を深く遺恨に思ひて忘れざりき、其の後趙王倫の政を輔くるに及び、秀は其の中書令と爲り、遂に兼て恨みある岳及び石崇等が亂を爲んとせるを誣ひければ、岳と崇とは同じく誅せられたり、さて謐は實は韓壽の子なるを、賈充の婦の郭槐之を養ひて子と爲しゝかば賈姓を冒しゝなり、時に賈后淫亂にして人をしへたけり、謐は外戚たるの故を以て國事に干預して、其の權勢人主に等しかりきとぞ、

京房推律　翼奉觀性

前漢京房字君明、東郡頓丘人、治易事梁人焦延壽、壽曰、得我道以亡身者、京生也、其說長於災變、分六十卦、更直日用事、以風雨寒溫爲候、各有占驗、房用之尤精、好鐘律、知音聲、孝元時、以孝廉爲郎、與石顯五鹿充宗有隙、出爲魏郡太守、房自知數以論議爲大臣所非、不欲遠離左右、及爲太守、憂懼、乃上封事言災異、既而顯告房非謗政治、歸惡天子、詿誤諸侯王、遂弃市、房本姓李、推律自定爲京氏、

【字解】〔治易〕周易を研究するなり、〔分六十卦更直日〕直は當つなり、一卦に六爻あり、之を六日に直つれば、六十卦は一年三百六十日に當るなり、而して易卦は六十四卦あるを以て餘す所四卦あり、此の四卦は震離兌坎にして方伯監司の官と爲す、さて震離兌坎を用ひし理由は夏至冬至春分秋分の特別の日に當てんが爲なり、此の二至二分は四時の氣節を主る大切なる日にして、震は春を主り、離は夏を主り、兌は秋を主り、坎は冬を主るを以て方伯監司の官と名づけしなり、〔爲候〕候は候司の候なり、占ひ伺ふことなり、〔鐘律〕鐘は黃鐘夾鐘の鐘にして律の名なり、鐘は猶音律の如し、〔孝廉〕科目の名なり、〔有隙〕仲惡しくなること、〔左右〕天子の左右なり、〔非謗〕そしるなり、〔詿誤〕詿は誤なり、あやまるなり、〔推律〕音律を推し明らむるなり、

【義解】前漢の京房字は君明、東郡頓丘縣の人なり、周易を研究せんとて梁人の焦延壽に師事せり、壽曰く、我が易道を會得して其の身を亡す者は京生ならんとて房が終を全うせざることを豫言せり、さて焦延壽の易說は災害變化に長じ、六十卦を分ちて一ケ年の日數に當て、占事を用ひ、今日は何卦

せり、舍人之を見て怪み、因つて特に門番をして其の何の爲にかくするかを問はしめたり、勃答へて曰く、吾は宰相の君に見えんと願へども何の縁も無き身分なり、故に子が爲に掃除して紹介を賴まんとするを、是に於て舍人勃を曹參に見えしむ、曹參其の用ふべきを見て舍人と爲したり、

晉潘岳爲黃門侍郎、性輕躁趨世利、與衛尉石崇等、諂事賈謐、毎候其出、與崇輒望塵而拜、謐與之親善、號二十四友、岳爲其首、謐構愍懷太子之文、及晉書限斷、皆岳之辭也、初岳爲琅邪內史、孫秀爲小史給岳、而狡黠自喜、岳惡其爲人、數撻辱之、秀常銜忿、及趙王倫輔政、秀爲中書令、遂誣岳及石崇謀爲亂、同被誅、謐韓壽子、賈充婦郭槐養爲子、時賈后淫虐、謐干預國事、權侔人主、

【字解】〔輕躁〕躁は疾く動くなり、擾ぐなり、輕躁はかろ〳〵しくさわぐなり、かろはづみなり、〔望レ塵〕車塵の起るを望み見るなり、石崇潘岳の此の故事より後世轉じて人に諂ひ事ふることに用ふ、〔構ニ愍懷太子ニ〕構は無きことを有りと言ひ設くることなり、カマフと訓む、〔晉書限斷〕西晉の年號の紀元を泰始元年に斷定せんことを論ぜる文なり、當時の朝議にては或は魏の正始より元を紀すべしといひ、或は魏の嘉平已下の朝臣を引きて晉史に入るべしなどの論ありしが、賈謐の上議にて泰始元年よりと定まれるなり、而して實は潘岳の意見なり、〔給レ岳〕岳に給事せるをいふ、〔狡黠〕狡は猾なり、獪なり、わるがしこし、黠は慧なり、惡智慧なり、二字にてわるがしこきなり、〔撻辱〕むちうちはづかしむるなり、〔銜レ忿〕忿怒を根に持ちて忘れざるなり、〔淫虐〕みだらにして人をしへたぐるなり、〔侔〕齊なり、等なり、ヒトシと訓む、

【義解】　晉の潘岳黃門侍郎と爲る、性かるはづみにして世利に走る下劣の人物なり、衞尉の石崇等と賈謐に諂ひ事へ、其の外出を候ふ毎に、崇と倶に急ぎて謐の車塵を望み見て拜せり、謐も己れに阿り從ふ者なれば之と親交を結び、石崇の設計たる金谷園に遨遊し、會心の友二十四人と語らひて二十四友と號せり、其の中にても岳は第一に賈謐の氣に入れり、彼の謐が愍懷太子を構へたる文、及び晉書の限斷を論じたる文の如きは、皆岳の辭章なりき、初め岳の琅邪內史たりし時、孫秀といへる者岳の小史となりて之に給事せり、而るに秀は

楚の懷王の左徒なり、博く物事を聞き知りて記憶力强く、又治亂の理に明かに、應對言ひ付けに習へり、是を以て懷王甚だ之を信任せり、上官大夫の靳尙といへる者屈原と列を同くして勤めり、此の者原と寵を爭ひて心中竊に原の才能を忌み嫌ひて王に讒言せり、王、原を見るの明無くして怒つて原を疎んず、其の後秦の昭王楚の懷王と會して婚約を結ばんとす、平曰く、秦は虎狼の國なれば、行くと無きに如かずと、時に懷王の末子の子蘭王に勸めて行かしむ、王秦に至り遂に彼の地に病死せり、長子頃襄王立ち、子蘭を令尹と爲す、子蘭は上官大夫をして原を王に讒せしめたれば、王怒つて原を江南に遷したり、原、江の濱に至り、髮も結ばず振り亂して、行く行く澤の畔にさまよへり、其の顏色瘦せ衰へ、形容枯木の如くなれり、漁父問ひて曰く、子は三閭大夫にておはさずや、何の故にか、る患難に遇ひ給ふぞと、原曰く、世の中盡く濁りて我獨清めり、衆人皆醉ひて我獨醒めり、是を以て世に遇はずして放たれたりと、漁夫曰く、さて聖人は物事に凝り滯らず、能く世の成行に從ひて推し移ると聞き及ぶ、されば今の世の中皆混濁なれば、何ぞ其の濁流に隨つて浮沈を共にせざる、衆人皆醉へば、何ぞ其の糟を食ひ其の薄酒をす、らざる、何の故に瑾瑜の如き美玉を懷き握りて、自ら放たる、ことを爲し給ふぞと、原曰く、否さに非らず、吾は之を聞けり、新に髮洗ひし者は必ず冠を彈き、新に浴したる者は必ず衣を振ふと、世の中に誰か能く己の清潔なる身を以て物のはづかしめを受くる者あらんや、か、ることを爲すならば、寧ろ湘水の流に身を投じて江魚の腹中に葬らん、又安ぞ生き長へて此の清淨潔白なる身に世の塵埃を蒙らんやと、乃ち懷沙の賦を作り石を懷き自ら汨羅に投じて死にけり、後百餘年を經て、漢の賈誼讒に遭ひ、流されて長沙王の太傅と爲り、湘水を過り、屈原の身と己れの境遇とを思ひ合せて同情に堪へず、原を弔ふ書を作りて水中に投げ込み、厚く之を弔ひたりとぞ、

魏勃掃門　潘岳望塵

前漢魏勃、少時欲求見齊相曹參、家貧無以自通、乃常獨早掃齊相舍人門外、舍人怪之、因特令閽者而問之、勃曰、願見相君無因、故爲子爲掃、於是舍人見勃曹參、因以爲舍人、

【字解】〔通〕名刺を通じて面會することなり、〔閽者〕門を守る者なり、〔無因〕因は緣なり、ゆかりなり、たよりなり、つてなり、

【義解】　前漢の魏勃、少き時に齊の宰相の曹參に見えんことを欲し求むれども、家貧しくして自ら刺を通じて面會せんこと覺束無し、よつて常に獨早く齊の相の舍人の門外を掃除

尹子蘭使上官大夫短原於王、王怒而遷之、原至江濱、被髮行吟澤畔、顏色憔悴、形容枯槁、漁父問曰、子非三閭大夫歟、何故至此、原曰、擧世混濁而我獨淸、衆人皆醉而我獨醒、是以見放、漁父曰、夫聖人不凝滯於物、而能與世推移、擧世混濁何不隨其流而揚其波、衆人皆醉、何不餔其糟而啜其釃、何故懷瑾握瑜、而自令見放爲、原曰、吾聞之、新沐者必彈冠、新浴者必振衣、誰能以身之察察、受物之汶汶者乎、寧赴湘流而葬乎江魚腹中耳、又安能以皓皓之白、而蒙世之塵埃乎、乃作懷沙之賦、懷石自投汨羅以死、後百餘年、賈生爲長沙王太傅、過湘水投書以弔之、

【字解】〔强志〕志は誌に通ず、記すなり、記憶力の强きなり、〔嫺二於辭令一〕嫺は習ふなり、辭は言辭なり、令は號令命令の令なり、二字にて應對言ひ付けなり、〔上官大夫〕上官は本地名なり、其の地の大夫と爲る、故に氏となす、名は靳尙といふ、〔害〕忌むなり、イムと訓む、〔虎狼之國〕飽くことを知らざる國をいふ、〔短〕人の過失を指すを短といふ、ソシルと訓む、〔遷レ之〕江南に遷すをいふ、〔被レ髮〕髮を結ばず振り亂すなり、〔行吟〕ゆく〳〵歎き呼ぶなり、ユク〳〵サマヨフト訓む、〔憔悴〕憂ひて瘦せ衰へたる貌なり、〔枯槁〕二字共にかれ木なり、體軀に生氣少くして木の枯れたるが如き貌をいふ、〔至レ此〕此の患に遭ふといふ意なり、〔擧レ世〕擧は盡くなり、コゾツテと訓む、世の中盡くといふ意なり、〔混濁〕混は水の雜る貌なり、濁はにごるなり、貪りて、卑劣なるに喩ふ、〔獨淸〕忠信にして潔白なるに喩ふ、〔皆醉〕財賄に惑ふに喩ふ、〔獨醒〕廉直にして自ら守るに喩ふ、〔凝滯〕こりとゞこほるなり、〔隨レ流而揚レ波〕浮沈を共にするをいふ、〔餔二其糟一啜二其釃一〕餔は食ふなり、糟は酒滓なり、啜は嘗むるなり、釃は薄酒なり、かすを食ひ、うすざけをすゝるなり、其の祿を食むに喩ふ、〔瑾瑜〕皆美玉なり、〔察察〕淸潔なる貌なり、〔汶汶〕玷辱なり、はづかしめなり、〔皓皓〕潔白なり、〔汨羅〕江の名なり、羅縣に在る汨水なり、故にいふ、〔賈生〕賈誼なり、

【義解】　史記に曰く、屈原名は平といふ、楚王と同姓なり、

と雖流俗に乖かざるをいふ、「人倫」倫は類なり、人倫とは人を比較するに其の類を以てするなり、卽ち人を比較評論することなり、「危言」危は高峻なり、言語を高峻にするなり、「覈論」覈は猶實の如し、覈論とは事實を究めて緊しく論ずること、「黨事」黨錮の變のこと、卽ち後漢の靈帝の時、范滂、李膺等百餘人を名づけて黨人となし、之を禁錮したる事變をいふ、「慙德」慙は媿づなり、碑銘を作りて死者の德を褒め過ぎ、却つて己れの心に媿づるとの意なり、

【義解】後漢の郭泰字は林宗、太原郡の人なり、司徒黃瓊に辟され、又太常趙典に薦め擧げらるれども、應ぜざりき、性人を知るに明かにして士人を勸め敎へて多く拔き薦めたり、容貌偉大なれば大衣博帶を著く、郡國に周遊し、嘗て陳梁二國の境に雨に遇ひて、其の頭巾の一角ひしげたり、時人之を見て故らに頭巾の一角を折りて林宗の眞似を爲し、之を名づけて林宗巾といへり、其の時流に慕はるゝこと概ね此の如し、或人范滂に林宗は何如なる人かと問へば、滂の對に、林宗は隱遁すれども親戚に離れず、貞固なれども俗流に違はず、天子も之を臣とすることを得ず、諸侯も之を友とすることを得ざるなり、其の他の事に至りては予の知る能はざる所なりと、林宗は人を比較評論するに妙なれども、而かも言辭を高峻にし事實を究めて緊しく論議せざるなり、故に當時宦官等國政を擅にすれども、林宗を傷つくること能はざりき、彼の有名なる黨錮の事變起るに及び、名士多く害せられたれども惟郭泰と袁閎とは其の罪にあらずとして免るゝことを得たり、是れより門を閉ぢて子弟に敎授す、弟子千を以て數ふる程盛大なりき、靈帝の建寧二年卒するに及び、四方の名士千餘人も會ひ來りて葬儀に列せりといふ、同志の親友相共に林宗の德業を後世に傳へんとて石に刻み碑を立てたり、其の碑文は時の大儒蔡邕之を作れり、邕、盧植に謂つて曰く、吾れ此まで碑銘を作りしこと多し、多くは死者の德に比して褒め過ぎたれば、卻て己の心に慙づる所ありき、唯郭林宗は有道の士なりしかば、其の銘に過譽の言無きを以て吾始めて愧づる色無きのみと、林宗初めに薦め擧げし士人は、皆其の鑒識に違はず立身せしとなり、

屈原澤畔　漁父江濱

史記、屈原名平、楚之同姓、爲懷王左徒、博聞强志、明於治亂、嫺於辭令、王甚任之、上官大夫與之同列、爭寵而心害其能、因讒之、王怒而疏平、後秦昭王欲與懷王會、平曰、秦虎狼之國、不如無行、懷王稚子子蘭勸王行、王死於秦、長子頃襄王立、以子蘭爲令

堂に於て詩を作らんとて思を凝しけるに、一日經ちて就らず、思ひ勞れて假寐めば、忽ち惠連に對するよと夢みて卽坐に池塘生二春草一の句を得たり、覺めて之を吟ずるに、大いに工みなる句なりと思ひ、終に一詩を成就せることありき、常に人に謂つて云く、此の語は神の助あり、吾が語に非らずと、其の謝惠連の天才を信じて稱揚すること此の如し、後侍中と爲る、官を免ぜられてより後は、專ら山を尋ね嶺に陟り、必ず幽邃にして嶮峻の處に至り、其の登躡には常に木屐を著け、上る時は前齒を除き、下る時は後齒を去りて上下するに便せり、後起ちて臨川の內史と爲る、此の時反逆の志を起したるを以て、廣州に徙され、文帝の元嘉十年に誅戮に遇ひ屍を市中に曝されたり、さて靈運の詩と書とは、當時の文人に超越したり、又文章を作り竟る每に手から之を寫し置きたり、故に宋の文帝は靈運の詩文と書とを以て二寶と稱せりとなり、

後漢郭泰字林宗、辟擧不レ應、性明知レ人、好獎二訓士類一、容貌魁偉、褒衣博帶、周二遊郡國一、嘗於二陳梁閒一行、遇レ雨、巾一角墊、時人乃故折二巾一角一、以爲二林宗巾一、其見レ慕如レ此、或問二范滂一曰、林宗何如人、滂曰、隱不レ違レ親、貞不レ絕レ俗、天子不レ得レ臣、諸侯不レ得レ友、不レ知二其他一、林宗雖レ善二人倫一、而不レ爲二危言覈論一、故宦官擅レ政而不レ能レ傷、及二黨事起一、名士多被レ害、惟林宗袁閎得レ免、閉レ門敎授、弟子以レ千數、及レ卒、四方之士千餘人會葬、同志者共刻レ石立レ碑、蔡邕爲二其文一、謂二盧植一曰、吾爲二碑銘一多矣、皆有レ慙レ德、唯郭有道無二愧色一耳、其獎拔士人、皆如レ所レ鑒、

【字解】〔辟擧〕辟は召すなり、擧は推し進むるなり、〔獎訓〕獎は勸むるなり、訓は敎ふるなり、〔魁偉〕魁は大いなり、偉は異なるなり、魁偉は體軀大いにして非凡なるをいふ、〔褒衣〕褒は大いなり、大衣なり、〔巾一角墊〕巾は葛にて作りたる頭巾なり、居士野人の用ひるもの、墊は窪に通ず、傾くなり、下るなり、頭巾の一角のひしげたるをいふ、〔隱不レ違レ親〕親は親戚なり、隱遁を好めども親戚の者と疎遠にせざるをいふ、〔貞不レ絕レ俗〕貞は貞固なり、たゞしくかたきなり、貞固を守る

峻一、登躡常著二木屐一、起爲二臨川內史一、有二逆志一、徙二廣州一、弃市、靈運詩書皆兼獨絕、毎二文竟一手自寫レ之、宋文帝稱爲二二寶一、

【字解】〔曲柄笠〕柄を曲げたる笠なり、〔不レ能レ遺二曲蓋之貌一〕遺は忘るなり、曲蓋は大公望の作りし蓋なり、此は周の武王が殷の紂王を伐ちし時、大風の爲に蓋を折られたり、大公望其の貌に因つて紂を滅したる記念に製出したるものなり、此の句の意は靈運の曲柄笠を戴くは、曲蓋の貌に因みて、尙功名の念を忘るゝを能はずと誹れるなり、〔將レ不レ畏レ影者未レ能レ忘レ懷〕畏影の語は莊子漁父篇に出つ、『人有二畏レ影惡レ跡而去レ之走者一、擧レ足愈數而跡愈多、走愈疾而影不レ離、自以爲尙遲、疾走不レ休絕レ力而死、不レ知二處レ陰以休レ影處レ靜以息一レ跡、愚亦甚矣、』影を畏るゝ者は愚者なり、影を畏れざらんとする者は賢者なりと雖、尙物事に執著するの念慮を忘るゝこと能はず、是れ猶鬼を畏れざらんと欲する者は、卽ち鬼を畏るゝ者なるが如し、若し無上眞人の域に達すれは、畏不畏、好不好の差別無きに至るべし、故に謝靈運の意は、吾れの常に曲柄笠を戴くは、武王の故事に基きて功名を欲すると否とには少しも關係する所無きなり、之を強ひて廢して功名心を遺れんとするは是れ聽て功名を求むる心の未だ去らざる證なりとて、其の他意無きを辨ぜるなり、〔江左〕江東に同じ、東晉の代をいふ、〔襲〕祖父の業を嗣ぐなり、オソフと訓む、〔肆〕恣なり、ホシイママと訓む、〔遊遨〕遨も亦遊ぶなり、〔族弟〕族父の子なり、ふたいとこなり、〔池塘〕塘は土を築きて水を遏むるものなり、隄なり、池のつゝみなり、〔幽峻〕幽邃にして險峻なる所なり、〔登躡〕躡は履むなり、山に登り蹊をふむなり、〔木屐〕木製の齒ある履物なり、あしだなり、〔弃市〕罪人の屍を市中に曝すことなり、〔獨絕〕絕は超越せるなり、獨絕は衆人に超越せるをいふ、〔二寶〕詩文と書との二つをいふ、

【義解】 世說新語に曰く、晉の謝靈運好みて柄の曲りたる笠を戴けり、孔隱士靈運に謂つて曰く、卿は世利を廢てゝ心に高尙遠大を希はんと欲せば、何ぞ功名心に因める彼の曲蓋の貌を忘るゝこと能はざるかと、謝答へて曰く、影を畏れざらんと欲する者は尙未だ執著心を忘るゝこと能はざるなり、吾が曲柄笠を戴くは功名心の有無に係ること無きなりとて、孔隱士の誹を反駁したりとぞ、又南史に曰く、謝靈運は晉の車騎將軍謝玄の孫なり、學びて博く群書を通覽し、其の文章の美は顏延之と江左第一と稱せらる、祖父の封の康樂公を襲ひしかば、世上にては謝康樂と稱して其の名を呼ばざるなり、後、永嘉郡の太守に任ぜられたり、此の郡には有名なる山水あり、靈運の素より愛好する所なれば、日日に己の意のままに山水の絕景を跋涉して遨遊せり、族弟に惠連といふ者あり、十歲にして能く文を作る、靈運其の天才あるを嘉みし賞めて云く、我れ一篇の文章を作らんとする毎に、惠連に對すれば、何と無く佳美の妙句を得るなりと、嘗て永嘉郡治の西

路」豺狼は奸臣に喩へ、當路は要地に居るに喩ふ、「狐狸」小惡に喩ふ、「震竦」ふるひおそるゝなり、

【義解】　後漢の張綱字は文紀、犍爲郡武陽縣の人なり、少きより經學に明かなり、辟れて御史と爲る、此の時順帝は政權を宦官の爲すまゝに委せたれば、心ある朝臣は之を以て國家の危急に瀕するものとなせり、綱は常に之をきびしく感じて心急き立ち、慨然として歎じて曰く、けがらはしき惡人共朝に充滿しあれば、身を奮ひ生命を差し出して國家の難を掃ひ除くこと能はざれば、命長らふとも吾が願ふ所にあらざるなりと、漢安の初に朝廷八使を遣はして諸州の風俗を巡視せしめたり、此の八使は大方當世の大儒知名の士にして、多くは顯位を歷たる者なり、唯獨綱のみは年少く官の次第も最も微なり、他の七人は命を受くると直に夫々其の方面に出張せしが、綱獨地方に巡行せずして、其の車輪を洛陽の都の驛亭に埋めて曰く、豺狼の如き大姦惡の諸臣は朝廷の要路に當れり、安ぞ地方に出でて狐狸の如き小惡を問ふ暇あらんやとて、遂に大將軍梁冀等が君を無にするの志あること十五箇條を奏聞す、當時飛ぶ鳥も落さんず勢ある梁將軍に對ひ何の憚る所無く痛擊を加へたるを以て、京師の上下如何なる變動あらんかと皆擧つて震ひおそれたり、時に冀の妹は皇后に上りて、梁氏の一族は朝に滿ち居れば、帝は綱の奏文は其の言直なるを知ると雖、遂に之を採用するに忍びざりき、綱は後に廣陵の太守と爲りて一生を終へたり、

靈運曲笠　林宗折巾

世說新語、謝靈運好戴曲柄笠、孔隱士謂曰、卿欲希心高遠、何不能遺曲蓋之貌、謝答曰、將不畏影者未能忘懷、南史謝靈運晉車騎將軍玄之孫、學博覽群書、文章之美與顏延之爲江左第一、襲封康樂公、世稱謝康樂、爲永嘉太守、郡有名山水、素所愛好、肆意遊遨、族弟惠連十歲能屬文、靈運嘉賞之云、每有篇章、對惠連輒得佳語、嘗於永嘉西堂思詩、竟日不就、忽夢見惠連、卽得池塘生春草、大以爲工、常云、此語有神助、非吾語也、後爲侍中、免官尋山陟嶺、必造幽

の記事を載すること無し、

暴勝持斧　張綱埋輪

前漢暴勝之字公子、武帝末、郡國盜賊群起、勝之爲直指使者、衣繡衣持斧、逐捕盜賊、督課郡國、東至海以軍興誅不從命者、威振州郡、

【字解】〔衣繡衣〕衣は著るなり、繡衣はぬひとりの衣服なり、〔督課〕督は察視するなり、課は科條を設けて其の功を計るなり、たゞしはかることなり、〔軍興〕軍を興すことなり、兵軍を差し向くることなり、

【義解】前漢の暴勝之字は公子、武帝の末天漢二年に、天下の郡國至る所に盜賊群り起りて官民を苦めたり、勝之乃ち命を奉じて直指使者と爲り、繡衣を著けて斧を持ち、盜賊を逐ひ捕へ、郡國をたゞしはかり、東の方海に至り軍兵を差し向けて命に從はざるを誅したれば、其の威勢州郡に振へりとぞ、

後漢張綱字文紀、犍爲武陽人、少明經學、辟爲御史、時順帝委縱宦官、有識危心、綱常感激、慨然歎曰、穢惡滿朝、不能奮身出命掃國家之難、雖生吾不願也、漢安初、遣八使、徇行風俗、皆耆儒知名、多歷顯位、唯綱年少、官次最微、餘人受命之部、而綱獨埋其車輪於洛陽都亭曰、豺狼當路、安問狐狸、遂奏大將軍梁冀等無君之心十五事、京師震竦、時冀妹爲皇后、諸梁姻族滿朝、帝雖知言直、不忍用、終廣陵太守、

【字解】〔辟〕召すなり、メサレテと訓む、〔委縱〕爲すがまゝに打ちまかすことなり、〔有識〕心ある者なり、〔感激〕きびしく感じて心急ぎ立つなり、〔慨然〕歎く貌なり、〔穢惡〕唾棄すべき悪人なり、けがれたる奴輩なり、〔出命〕命は身命の命なり、いのちを差し出すことなり、〔八使〕杜喬、周擧、郭遵、馮羨、欒巴、張綱、周栩、劉班の八人を指す、〔徇行〕徇は巡なり、巡行に同じ、〔耆儒〕耆は八十歲なり、一説に六十歲なり、耆儒は耆宿の儒者なり、大儒なり、〔都亭〕都に在る驛亭なり〔豺狼當

尙といふ、〔姑熟〕縣の名なり、〔戮尸〕屍を引き出されて誅戮の刑に行はるゝをいふ、〔奢豪〕華奢を極むること、〔厠上〕便所の近くなり、〔甲煎〕香の名なり、〔荒恣〕荒は迷ひ亂るゝなり、かはやのほとりなり、〔弊〕やぶるなり、つかるなり、〔後閤〕閤は房室の小門なり、後閤は婢妾の居る房室をいふ、〔嘆異〕奇異なるに感嘆するをいふ、

【義解】　晉書に曰く、王敦字は處仲、少きより奇人の名あり武帝の女の襄城公主を娶り、駙馬都尉に任ぜられたり、東晉の明帝の初め、都より移りて揚州の姑熟縣を鎭めし時、反心を起して自ら揚州一圓を領して其の牧と爲り、是れより將に天下を奪はんと謀れり、然るに事の未だ成らざるに病に臥して死にぬ、朝廷之を知り棺を剖き屍を引き出して誅戮の刑に處したり、初め西晉の惠帝の時石崇といへる者富饒に任せて華奢を極めて人に矜れり、厠の上に常に十餘人の美婢を列べ待べらしめ、甲煎粉及び沈香汁などの香料を置きて臭氣を防ぎ、客ありて厠に行く者あれば、皆先づ新しき衣に取り交へて厠に入らしむるなり、客の多くは自身の衣服が新衣に及ばざるを羞ぢて脱ぎ易へざるなり、而るに王敦のみは自己の故き衣を脱ぎ新しきを著けて意色何の作づる所無かりき、群婢之を見て、此客は徒人にあらず、かの大膽なる心を以て推し行けば必ず能く天下の大賊をも作すべき人ならんと云ひ合へり、敦又嘗て色慾にすさびみだれて、身體爲に衰へ疲れたり、左右の者之を諫めたれば、敦曰く、之を止むるは甚だ容易きのみと、乃ち房室を開き諸婢妾數十人を驅り出して盡く之を放ち遣りたり、時人之を見て其の物に執著せぬ所は世に奇異なりとて感嘆したりきとぞ、

舊注引世說云、王導與周顗及諸朝士、詣尚書紀瞻家、觀妓、瞻有愛妾、能作新聲、顗問答之、顏無怍色、有司奏顗耽荒、詔原之、今本無載、

【字解】　〔舊注〕李瀚の注を指す、〔觀妓〕妓の歌舞を觀るなり、〔新聲〕流行歌なり、いまやうなり、〔耽荒〕耽は樂の度を過ごすなり、荒はすさぶなり、耽荒はふけりすさぶことなり、〔原〕宥なり、免なり、ユルスと訓む、

【義解】　舊注に世說を引きて云く、晉の王導と周顗及び諸朝士と共々に尙書の紀瞻が家に詣り、其の妓の歌舞を觀たり、瞻多くの妓妾を出しゝが、中にも一段勝れて瞻の愛を受くる者あり、此の者能く今樣を作りて面白く謠ひ出したれば周顗は其の色聲に迷ひ、之と問答し、主客の見るをも憚らず、猥褻の振舞を爲して顏に作づる色無きなり、由つて有司は顗が色に耽り荒べるを奏して其の罪を糾さんとす、されど其の才を惜みて詔して之を宥したりとなり、今本の世說には此

の宮廟を燒き、諸帝の陵を發き、天子の車駕を劫して都を西の方長安に遷したるをいふ、〔塡ν巷〕塡は塞るなり、みつなり、巷は曲街なり、ちまたなり、塡巷は門前の街路に滿つるなり、〔倒ν屣〕屣は履なり、履をさかさまにするとは急遽なるをいふなり、〔曾祖〕祖の父なり、ひぢぢ、ひいぢぢ、

【義解】　後漢の蔡邕字は伯喈、陳留郡圉縣の人なり、少年の頃より博學にして殊に詩歌文章算術天文を好み、又音律を奏することに妙なり、かゝる博學多藝の士なれども、後漢の天下將に大いに亂れんとせるを以て、閑居して往古の道を味ひ當世の人士に交はらざるなり、後に仕へて中郎將と爲る、獻帝董卓の爲に都を長安に遷さるゝに及び、王粲といへる者長安に從れり、此の時、邕、粲を見て其の器量を奇として感じたり、當時邕の才學は世に隱れなく顯はれて、朝廷にも貴び重んぜらる、故に常に百官貴人の車騎は門前の街路に滿ち、賓客は坐中に盈つるといふ有樣なり、かゝる折に王粲訪れて門に在りと聞き、流石の邕も取るものも取り敢ず、履を倒にして之を迎へたり、坐客は皆如何なる人の入來にて此く敬意を表するならんと待ち受けしに、粲を案內して來れり、之を見るに年さへ既に幼弱にして、容貌短小なる若輩りき、一坐の賓客益〻怪みて此の若輩を何とて此の如く待遇するかと皆驚けり、邕之を一同に紹介して曰く、此の人は王公の孫にして非凡の異才を有し、とても吾等の及ぶ所に非らず、吾家の書籍文章は盡く此の人に與ふべしと思へる程の大人物なりと、さて粲を王公の孫と云ひしは、其の曾祖の王龔及び祖父の王暢は共に後漢に事へて位三公に至りし人なればなり、

王敦傾室　紀瞻出妓

晉書、王敦字處仲、少有奇人之目、尚武帝女襄城公主、拜駙馬都尉、明帝初、移鎭姑熟、自領揚州牧、謀逆、病死、割棺戮尸、初石崇以奢豪矜物、厠上常有十餘婢侍列、皆有容色、置甲煎粉沈香汁、有如厠者、皆易新衣而出、客多羞脫衣、而敦脫故著新、意色無怍、群婢曰、此客必能作賊、又嘗荒恣於色、體爲之弊、左右諫之、敦曰、此甚易耳、乃開後閤、驅諸婢妾數十人、竝放之、時人嘆異、

【字解】　〔傾室〕室は房室なり、房室を傾くとは、房室に居る婢妾を盡く去りしをいふ、〔目〕名稱なり、となへなり、〔尚〕天子の女を娶るを

く、安んぞ國を憂へ公に奉ずること祭征虜が如き忠臣を得んやと、其の死後に至るまで君に思ひ慕はるゝこと此の如くなりと、

周公握髮　蔡邕倒屣

史記曰、武王崩、周公相成王、而使其子伯禽代就封於魯、戒之曰、我文王之子、武王之弟、成王之叔父、我於天下亦不賤矣、然我一沐三握髮、一飯三吐哺、起以待士、猶恐失天下之賢人、子之魯愼無以國驕人、

【字解】「一沐三握髮」沐は髮を洗ふなり、一度髮を洗ふにも三たび髮を握るとは賢者に應接して暇無きをいふ、「吐哺」哺は食の口に在るをいふ、吐哺は口中の食物を吐き出すなり、其の意は握髮に同じ、

【義解】史記に曰く、周の武王崩じ、其の子成王位に卽きたれども年尙幼少なれば、周公攝政となりて之を相け、其の任地の魯國には其の子の伯禽を代理として入部せしめたり、其の時伯禽を戒めて曰く、我は文王の子、武王の弟、而して成王の叔父なり、我も身分は天下に於て決して下賤の者に非ず、然れども一度髮を洗ふにも三たび髮を握り、一度飯を食ふにも三たび口中の食物を吐き出して、起つて延見の士を待遇すれども猶天下の賢人を失はんかと心配せり、汝魯國に行きたらば、愼みて諸侯たるの資格を以て賢人に驕り高ぶること無れと教訓せりとぞ、

後漢蔡邕字伯喈、陳留圉人、少博學、好辭章數術天文、妙操音律、閑居翫古、不交當世、後爲中郞將、獻帝西遷、王粲徒長安、邕見而奇之、時邕才學顯著、貴重朝廷、常車騎塡巷、賓客盈坐、聞粲在門、倒屣迎之、粲至、年既幼弱、容狀短小、一坐盡驚、邕曰、此王公之孫有異才、吾不如也、吾家書籍文章、盡當與之、粲曾祖龔、祖暢皆爲三公、

【字解】「辭章」詩歌文章なり、「操」奏するなり、アヤトルと訓む、「翫古」往古の道を心に味ふなり、「獻帝西遷」初平元年三月に、董卓洛陽

使の者に請はしめて曰く、吾は人に物を假せば遂に之を忘るるなり、又吾は人に物を與ふれば之を捨つるが如く微も惜む所無ければ、心置き無く受けられたしと、子思は案に違はず之を陳謝して受けざりき、子方曰く、我は富めり、子は貧し、何故に受けざるかと、子思曰く、伋嘗て之を聞けり、理由無くして人に物を與ふるよりは、寧ろ之を溝壑に捨つるに如かずと、伋は貧しと雖、弃つるが如しと云ふ物を受けて、我が身を溝壑と爲すに忍びず、是を以て敢て受けざるなりとて肯はざりきとなり、

後漢祭遵字弟孫、潁川潁陽人、少好經書、家富給而恭儉、從光武平河北、拜征虜將軍、遵爲人廉約小心、克己奉公、賞賜盡與士卒、家無私財、身衣韋袴布被、夫人裳不加緣、帝以是重焉、及卒、愍悼尤甚、車駕素服臨之、喪禮成、親祠以大牢、既葬、車駕復臨其墳、存見夫人室家、其後會朝帝每嘆曰、安得憂國奉公如祭征虜乎、其見思如此、

【字解】〔富給〕給は相足るなり、贍かなり、富給は富みて不足なきをいふ、〔恭儉〕つゝしみつゞまやかなり、〔廉約〕廉は貪らざるなり、約は儉なり、廉約は潔白にして儉約なるなり、〔小心〕細かにゆきとゞく心、謹み深き心、〔克己〕私欲に打ち勝つなり、〔韋袴〕皮のはかま、〔布被〕ぬのゝふすま、〔緣〕裳の周邊を回らす布帛なり、もとほしなり〔愍悼〕あはれみいたむなり、〔大牢〕牛、羊、豕、の犠牲を具ふる供物なり、〔墳〕墓なり、おくつきどころなり、〔存見〕存は問ふなり、見舞ふことなり、〔會朝〕百官有司の朝廷に參會するをいふ、

【義解】　後漢の祭遵字は弟孫、潁川郡潁陽縣の人なり、少年の頃より經書を好み、家富有にして不足無けれど至つて謹み深くつゞまやかなり、光武帝に從ひて河北を平げ、戰功に由つて征虜將軍に拜す、遵人と爲り、潔白儉約にして心微細の點にまで行き屆き、己の私欲に克ち、公事に身を捧げ、賞賜の物は盡く部下の士卒に分け與へ、家に私の貯財無く、身には皮のはかまぬのゝふすまを著け、夫人の裳には緣を加へざる程なりき、帝是を以て之を重んじたり、遵の卒するに及び、帝哀み傷むこと尤も甚しく、喪服を著け車駕親しく其の邸に臨み、喪禮の準備成りては親しく其の殯宮に祠るに大牢を以てし、既に葬れば車駕復其の墓所に臨み、又夫人の室家を見舞はれたり、其の後百官有司の朝廷に參會する毎に帝嘆じて曰

縑貴而簡重、並不便於人、倫乃造意用樹膚麻頭及敝布魚網、以爲紙、奏上之、帝善其能、自是莫不從用、故天下咸稱蔡侯紙、

【字解】〔監作〕監は照らし察するなり、かんがみるなり、監作は例に照し考へて製作するなり、〔祕劍〕祕は神なり、天子の御劍なり、〔器械〕器具、兵仗の總名なり、〔精工〕くはしくたくみなること、〔堅密〕固くして肌理細かなるなり、〔書契〕文字なり、〔縑帛〕絹なり、〔造意〕造は創始なり、造意は今まで例の無き者を創めて考へ出すことなり、〔樹膚〕樹木のはだかはなり、〔麻頭〕麻莖の端なり、麻の本は續ぐ可からずといふ、〔敝布〕やぶれたるきれ、〔魚網〕うをあみなり、

【義解】後漢の宦者の蔡倫は字を敬仲といふ、和帝の時に中常侍に轉じ、尚方令を加へらる、尚方令と爲りて天子の御劍及び諸の器具兵仗等をかんがみ作りて、精しく工みに固く緻密ならざるなし、皆後世の手本と爲れりといふ、古より文字は多く竹簡を編み、之に漆書せしものなり、竹簡の代りに絹帛を用ひたるを紙と稱せり、故に紙の字は糸に从ひ、さて縑帛は價貴く、竹簡は量重く、二者共に人に便ならざるなり、倫よつて意匠を凝して、創めて樹木のはだかは麻莖の端及び敝れたる布魚網等を用ひて紙を作りて、之を奏上せり、帝其の才能を善みし、是れより以後皆之を重寶として用ひざる者無きなり、故に天下皆蔡侯紙と稱せりとぞ、

孔伋縕袍　祭遵布被

說苑曰、子思居於衞、縕袍無表、二旬九食、田子方聞之、使人遺狐白裘、恐其不受、因謂之曰、吾假人遂忘之、吾與人如弃之、子思辭而不受、子方曰、我有子無、何故不受、子思曰、伋聞之、妄與不如遺弃物於溝壑、伋雖貧不忍以身爲溝壑、是以不敢當、

【字解】〔縕袍〕古綿を入れたる麻のぬのこなり、〔旬〕十日を旬といふ、〔狐白裘〕狐の腋の下の白毛の皮を縫ひ合して仕立てたる皮衣なり、千金の直あるといふ貴き衣なり、〔我有子無〕我は富み子は貧しとの意なり、〔遺弃〕捨つるなり、〔溝壑〕溝は田間の水路なり、みぞなり、壑は溝なり、坑なり、谷なり、ほりなり、溝壑はみぞほりなり、

【義解】說苑に曰く、子思衞に居りし時、貧しくして衣服は麻のぬのこの表の無きを著用し、食事は二十日に僅九度のみなり、田子方之を聞きて氣の毒に思ひ、人を遣はして狐白裘を贈らしめ、子思が淸貧に安んじて受けざるを恐れ、因りて

至孝にして奉養怠ること無けれども繼母之を惡み嫌ひ、其の生める子には眞綿を厚く入れたる衣を著せ、損には蘆の花を綿として入れたる衣を著せたり、父冬月の寒天に損をして車を御せしめて外出せしに、損凍えて手綱を落したり、父之を責めしに、損は其の理由を辨解せざりき、されど父は察して衣の綿の惡しく薄きを知り、後母を逐ひ去らんとす、損泣きて父に申して曰く、母在せば我一人のみ寒し、母若し去らば三子ともに單衣とならんと、父之を善しとして母を逐はざりき、母之を聞き大いに後悔して改め、三子を愛すること平均にして遂に慈母となりきとぞ、

蒙恬製筆　蔡倫造紙

初學記云、博物志、蒙恬造筆、又尚書中候、玄龜負圖出、周公援筆、以時文寫之、曲禮云、史載筆、此則秦之前已有筆矣、蓋諸國或未之名、而秦獨得其名、恬更爲之損益耳、故說文曰、楚謂之聿、吳謂之不律、燕謂之拂、秦謂之筆也、舊注引博物志云、蒙恬爲秦將、製筆自此始、今本無之、

【字解】〔玄龜〕玄は黑色なり、水の色なり、龜は水族なり、水は北に屬して其の色黑し、故に龜を玄龜といふ、〔負圖〕神龜の背に文あるをいふ、〔損益〕其の製法を改善するをいふ、

【義解】初學記に云く、博物志には蒙恬筆を造れりといへども、又尚書中候を見るに、玄龜の圖を負ひて出でし時に、周公筆を援りて之を時文に寫したりといひ、又禮の曲禮には史官筆を載すとの句あるを見れば、秦以前已に筆ありしこと明白なり、蓋し諸國未だ之が名稱を附せずして秦獨筆といへる名を命じ、蒙恬は從來の筆に改善を加へたるのみなり、故に說文に曰く、楚には之を聿といひ、吳には之を不律といひ、燕には之を拂といひ、秦には之を筆といへりと、舊注に博物志を引きて蒙恬秦の將と爲りて筆を製したり、其の筆を製することは此より始まると云ふと雖も、今本の博物志には此の文無きなりと、

後漢宦者蔡倫字敬仲、和帝時、轉中常侍、加尚方令、監作祕劍及諸器械、莫不精工堅密、爲後世法、自古書契多編以竹簡、其用縑帛者、謂之爲紙、

り、〔西向〕王裒の父を殺したる文帝は洛陽に在りて城陽郡の直西に方れり、故にいふ、〔廬〕小屋を構ふなり、イホリスと訓む、〔拜跪〕拜は禮して首地に至るなり、跪は膝を地に屈して禮するなり、拜跪は辭義の鄭重なるなり、〔柏〕かしはの木なり、墓所の傍に植うるなり、〔哀哀父母生我劬勞〕詩經小雅蓼莪篇の第一章の語なり、哀哀は父母の大恩を報ゆることを得ざるを恨む貌なり、劬勞は病苦辛勞なり、〔三復〕三度繰り反すこと、三タビカヘサフスと訓む、〔計口而田〕食ふ丈を見積りて耕作すること、田はタヅクルと訓む、

【義解】　晉書に曰く、王裒字は偉元、城陽郡營陵縣の人なり、少年の頃よりみさをを立て、其の爲す所皆高尙なり、又博學にして多能なる者なりき、其の父の儀といへる者は文帝の司馬たりし時、罪無きに文帝に殺されたり、よつて裒は父の非業の最後を痛みて、未だ嘗て文帝の在す西の方洛陽に向つて坐せずして、晉の朝廷に臣たらざるを示せり、是れより隱居して諸弟に敎授せり、裒は孝心深き者なりければ、父の墓の側に小屋を構へ朝夕常に墓所に至り、丁寧に禮拜し、柏に攀ぢ上りて悲み泣きしかば、其の涕涙柏樹にかゝりて枯れしといふ、又母性雷鳴を畏れしが、母の沒後は雷鳴每に直に墓に到りて、裒此に在れば御心强う思召せよと曰へり、又詩經を讀みて小雅の哀哀たり父母、我を生みて劬勞すといへる章に至るに及びて、未だ嘗て三度讀み返して涕を流して哀悼せざるは無し、よつて門人等は此の蓼莪の篇を廢して讀まざりきといふ、裒は仕官せざれば、家貧しくして躬ら耕作せり、其の耕すにも、食ふ量を計りて耕作し、衣服を調ふにも著る丈を度りて養蠶するなり、或は之を助けんとする者ありと雖聽さゞりきとぞ、舊本に裒を襃に作れるは誤なり、

舊注云、閔損字子騫、早喪母、父娶後妻生二子、損至孝不怠、母疾惡之、所生子以綿絮衣之、損以蘆花絮、父冬月令損御車、體寒失靷、父責之、損不自理、父察知之、欲遣後母、損泣啓父曰、母在一子寒、母去三子單、父善之而止、母亦悔改、待三子平均、遂成慈母、

【字解】　〔疾惡〕にくむなり、〔綿絮〕綿の新しきを綿といひ、故きを絮といふ、二字にて眞綿なり、〔蘆花絮〕あしの花を綿の代用とせるものなり、〔寒〕こゞゆるなり、〔靷〕紖に通ず、馬を制する索なり、たづななり、〔不自理〕自ら辨解せざるなり、〔遣〕逐ひ去るなり、ヤルと訓む、〔單〕單衣なり、〔待〕愛することなり、

【義解】　舊注に曰く、閔損字は子騫、孔門十哲の一人なり、幼少の頃母を喪ひたれば、父後妻を娶りて二子を生めり、損

無ければ、人より推擧選擇せられて官吏たることを得ず、久しく故郷に埋れ居たり、其ののち秦の天下漸く亂れ、漢楚將に天下を爭はんとする時に際し、志を立て、楚の項羽に屬して郎中と爲れり、數、畫策を以て項羽を干したれども、羽之を用ひざりければ、逃亡して漢の高祖に歸服したり、漢王も亦信を治粟都尉と爲して重任せず、未だ深く之を以て奇才ある者となさゞりき、然るに蕭何は數、信と語りて其の奇才あることを認めたり、信は漢王の己を用ひざるを度りて逃亡せり、何は信の亡ぐるを追ひ、一二日不在なりしが、漢王は蕭何も共に亡げしかと大いに怒れり、然るに一兩日にして蕭何歸り來りて謁したれば、上先づ喜びたれども又直に怒り罵りて曰く、此まで諸將の逃亡せし者十數人に及びしも、公は未だ嘗て追ひしことあらざりしに、今獨信をのみ追ひしとは定めて詐りならんと詰責せり、何對へて曰く、諸將の如きは幾人逃亡するとも又得易かるべし、信が如きに至りては國士無雙なり、王必ず楚と天下を爭はんと欲せば、信に非ずんば、與に此の一大事業を計るべき者無けんと、是に於て漢王も亦之を用ひんと欲し、吉日を擇び齋戒し、壇場を設けて禮を具へ、韓信を壇上に立たせ拜して大將と爲したり、諸將は信の俄に立身せしを驚きたり、後信は楚王に封ぜられて都を下邳に定めぬ、或る時無實の訴にて謀反の汚名を蒙りしが、忽ち其の實に非ざること判りて赦され、又淮陰侯に封ぜらる、後卒に呂后に斬られたりとぞ、

王裒柏慘　閔損衣單

晉書、王裒字偉元、城陽營陵人、少立操尚、博學多能、其父儀爲文帝司馬、見殺、裒痛父非命、未嘗西向而坐、示不臣朝廷也、隱居教授、廬于墓側、旦夕常至墓所拜跪、攀柏悲號、涕淚著樹、樹爲之枯、母性畏雷、母沒、每雷輒到墓曰、裒在此、及讀詩至哀哀父母生我劬勞、未嘗不三復流涕、門人受業者、並廢蓼莪之篇、家貧躬耕、計口而田、度身而蠶、或有助之者不聽、舊本裒作褒非、

【字解】〔操尚〕操は守る所あるなり、みさをなり、尚は崇なり、貴なり、高尚なり、けだかきなり、守る所あれば氣高きものなり、故に二字にてもみさをなり、〔非命〕天命に非らずして死ぬること、非業の死な

て、躬ら南陽に耕作し、此の亂世に當りて仕官を思ひ斷ち、苟も性命を全くせんとして、名譽を諸侯に求めざりき、然るに先帝は臣が耕作せる身を卑鄙なりとも爲し給はず、尊體を以て猥りに自ら車駕を枉げさせられて、臣を草廬の中に訪ひ給ひ、臣に諮問せらるゝに當世の事を以てせられたりと、其れより後亮嘗て木牛流馬の車を案出して糧食を運搬し、非常の便利を得たり、其の後又武功縣の五丈原に據りて司馬仲達と渭南に對陣し、雙方虛實を盡して相對持すること一百餘日に達せり、其の間亮は陣中に卒したり、年五十四歲、忠武侯と謚す、さて亮は至つて思考力に強く種々發明する所多く、又敵方の損益を料ることに長じたり、彼の一度に十矢を發射し得る弩の如き、又木牛流馬の運搬車の如きは皆其の意匠より案出せられたるものなり、又兵法を推明敷演して八陣圖を作れり、以上の發明せるものを實戰に應用し咸く其の要を得たりきといふ、

前漢韓信、淮陰人、家貧無レ行、不レ得ニ推擇一爲レ吏、後屬ニ項羽一爲ニ郎中一、數以レ策干レ羽、羽弗レ用、亡歸レ漢、漢王以爲ニ治粟都尉一、上未ニ之奇一、數與ニ蕭何一語、何奇レ之、信度ニ上不一レ用、卽亡、何追レ之、居一二日來謁、上罵曰、諸將亡以レ十數、公無レ所レ追、追レ信詐也、何曰、諸將易レ得、至レ如ニ信國士無一レ雙、王必欲レ爭ニ天下一、非レ信無下可ニ與計一レ事者上、於レ是擇レ日齋戒、設ニ壇場一具レ禮、拜爲ニ大將一、諸軍皆驚、後封ニ楚王一、都ニ下邳一、謀反、赦爲ニ淮陰侯一、卒爲ニ呂后所一レ斬、

【字解】「推擇」善行を推擧して選擇することなり、「策」はかりごとなり、「干」不禮を顧みずして尊貴に見ゆるなり、チカシと訓む、「奇」奇才なり、「亡」逃亡なり、ニゲと訓む、「來謁」蕭何歸り來りて漢王に謁することなり、「國士」才德一國を蓋ふ士なり、「齋戒」齋は齊なり祭らんとして心を齊ふるなり、戒は愼みて預め患を防ぐなり、つゝしむなり、身心を洗ひ清め飮食を愼み戒しむること、ものいみなり、「壇場」土を高く盛り上げて上を平かにせる處なり、「謀反」此は實に謀反せしに非ず、卽ち楚の項羽の臣に鍾離昧といへる者あり、項羽破れて後諸方を流浪し、嘗て韓信と交を結びしことありければ、下邳に來り韓信に憑りて身を寄せたり、之を見たる者、信は漢の敵たりし鍾離昧を隱匿して謀反を企つるなりと告げたるをいふ、

【義解】前漢の韓信は淮陰郡の人なり、家貧くして善行も

如父、自是事無巨細、皆決於亮、嘗上疏、其略曰、臣本布衣、躬耕於南陽、苟全性命於亂世、不求聞達於諸侯、先帝不以臣卑鄙、猥自枉屈、三顧臣於草廬之中、諮臣以當世之事、後常以木牛流馬運糧、據武功五丈原、與司馬宣王對於渭南、相持百餘日、卒于軍、年五十四、諡忠武侯、亮長於巧思、損益連弩、木牛、流馬、皆出其意、推演兵法、作八陣圖、咸得其要云、

【字解】〔先主〕劉備を指す、〔篤〕疾の甚だ重きをいふ、アツシと訓む、〔涕泣〕聲を呑みなみだのみを出して泣くなり、〔竭股肱之力〕竭は盡なり、ツクスと訓む、股はもゝなり、肱はひぢなり、股と肱とは身體中に於て頭首を輔くるに缺くべからざる者なり、故に輔弼の臣の喩となす、〔勅〕誡むるなり、〔後主〕劉禪を指す、〔丞相〕諸葛亮を指す、〔上疏〕疏は箇條を立てゝ陳ぶるなり、上疏は天子に上る奏文なり、此は先帝崩じて後主に上りしものにして本文は文選及び古文後集に載せたり、〔布衣〕士庶人の仕官せざる者の稱なり、〔聞達〕名譽なり、〔枉屈〕枉は枉駕なり、屈は身をかゞむるなり、尊長の人の卑下の人を來訪せんとて、車駕を枉げ身をかゞむるをいふ、〔諮〕問ふなり、〔常〕嘗に通ず、カツテと訓む、〔木牛流馬〕食糧を運搬する車なり、其の形牛と馬とに似て、何れも機械を仕掛けたり、故に多く載するも人の勞力少しといふ、〔武功〕縣の名なり、〔巧思〕巧に考へ出すこと、〔連弩〕一度に十矢を發ち得るいしゆみなり、〔推演〕推し明らめて敷衍するなり、〔八陣圖〕孔明の作りし軍陣の名なり、天地風雲を四正と爲し、虎龍鳥蛇を四奇と爲す、合して八陣形なり、

【義解】蜀志に曰く、諸葛亮は蜀の先主劉備に事へて丞相と爲る、先主病重くして復起つべからざるを知り、亮を召して蜀の敵たる魏と呉とを滅して蜀漢の大業を成就せしめんことを依賴して曰く、卿が才は曹丕に十倍せり、故に必ず能く國家を安んじて終に大事を定むるならん、若し嗣子の禪天下に王たるべければ之を輔佐すべし、若し其れ不才ならば卿自ら天下を取るべしと、亮涕泣して曰く、畏れ多きことを承るものかな、臣君の仰を承く、敢て股肱の力を盡し、忠義貞正の節操を效し、之に繼ぐに死を以てして後主を輔けざるべけんやと、先主又詔を爲して後主に誡めて曰く、汝は丞相と與に國事に從ひ、決して之を臣下とせずして、之に事ふるに父の如くせよ、是より以後は小となく大となく何事に拘はらず、皆亮の差圖に從ひて事を定むべしと、先主崩後亮嘗て後主に上疏す、其の略に同く、臣は元來布衣を著たる賤夫にし

き者を見れば之を誅すること、鷹鸇の鳥雀を逐ふが如くすべしと、季孫行父の云ひし主義をいふ、此の禮は左傳に出づ、〔鸞鳳〕鸞は鳳凰の屬なり、鳳は仁鳥なり、雄を鳳といひ、雌を凰といふ、〔枳棘〕枳は橘に似たる木にして刺多し、からたちなり、棘は棗に似たる木にして是亦刺多し、いばらなり、〔百里〕方百里の地なり、即ち縣を指す、

【義解】　後漢の仇覽字は季智、又一名を香といふ、陳留郡考城縣の人なり、蒲亭の長と爲りて、人々に生活の業を勸む、農作畢れば子弟をして學寮に入れて道を教へ、氣輕にして滑稽に富み恣まゝに游ぶ者は、皆田を作り桑を採るなどの勞役に就かしめ、又貧困に苦める者及び夫に別れたる孤獨の女などをにぎはしあはれみたれば、一ケ年間にして其の民大に德化したり、初め入部せし時、陳元といへる者獨母と同居す、而るに其の母覽の許に詣りて陳元の不孝を告げ訴へたり、覽之を罪せずして親ら元の家に到り、其の母子と與に酒を飲み、之が爲に五倫の大道及び古今の孝行の實話をなし、且つ曉すに孝不孝によりて禍福の結果を來たしゝ實例等を舉げて訓戒したりければ、流石の陳元も生れ變りし如く孝行者となれり、故に鄉邑之が諺を爲して曰く、父母は何處に在ますか、遠にあらず我が庭中に在ます、よつて段がふくろの如き不孝鳥をして親をはぐくむ烏の如き孝鳥たらしむと、時に考城縣令の王渙といへる者あり、其の政を行ふや、嚴重にして假借せず勢猛くして威を振へり、仇覽が仁德を以て民を化するを聞き、除して主簿と爲し、問ひて曰く、主簿は蒲亭の長たりし時、陳元の過を聞きながら、之を罪みせずして醇々之を化したりといふ、是れ罪ある者を誅するは猶鷹鸇の鳥雀を逐ふが如しといへる古人の志を無にすることなからんやと、覽對へて曰く政を爲す者は鷹鸇の如く鷙鳥たらんよりは鸞鳳の如き仁鳥たるに若かざるなりと、渙其の德に感じ陳謝し書を遣はして曰く、枳棘の如きいばらは鸞鳳の棲む所に非らず、百里四方の小さき縣は大賢の治むる所ならんやとて、自ら奉祿を分ち與へて學資と爲し、大學に入らしめ勉學せしめたり、學業畢はりて鄉里に歸れば、州郡其の材を聞きて登用せんとす、されど皆疾に託して辭退せりとぞ、

諸葛顧廬　韓信升壇

蜀志、諸葛亮相先主、先主病篤、召亮屬以後事、謂曰、君才十倍曹丕、必能安國、終定大事、若嗣子可輔、輔之、如其不才、君可自取、亮涕泣曰、臣敢竭股肱之力、效忠貞之節、繼之以死、又爲詔勅後主曰、汝與丞相從事、事之

揚せり、是より漸く其の名顯はれたり、蜀の先主劉備の荊州を領有する時に統は從事の官に用ひられ、耒陽縣令と爲れり、其の縣治に在りても一向に治まらざれば遂に其の官を免ぜられたり、時に吳の將の魯肅といへる者先主に書を贈りて曰く、龐士元は縣令などを治むる小なる才にあらず、宜しく治中別駕の任に處らしめば、始めて當に其の大才を行ふべきこと、猶千里の馬の馳するが如くなりと、諸葛亮も亦之を先主に薦めければ、先主龐を以て治中從事と爲し、其の親しく待遇すること諸葛亮に次ぎ、遂に亮と竝びて軍師中郎將と爲りきとぞ、

後漢仇覽、字季智、一名香、陳留考城人、爲蒲亭長、勸人生業、農畢乃令子弟就學、剽輕游恣者、皆役以田桑、賑卹窮寡、朞年大化、初到、有陳元者、獨與母居、而母詣覽、告元不孝、覽親到元家、與其母子飲、因爲陳人倫孝行、譬以禍福之言、元卒成孝子、鄕邑爲之諺曰、父母何在、在我庭、化我鳲梟哺所生、時考城令王渙、政尚嚴猛、聞覽以德化人、署爲主簿、謂曰、主簿聞陳元之過、不罪而化之、得無少鷹鸇之志邪、覽曰、以爲鷹鸇不若鸞鳳、渙謝遣曰、枳棘非鸞鳳所棲、百里豈大賢之路、以奉資勉入大學、學畢歸鄕里、州郡竝請、皆以疾辭、

【字解】〔剽輕〕剽は性急なり、輕なり、剽氣なり、輕は輕疾なり、氣輕ろなり、性、氣輕ろくして滑稽に富めるをいふ、我邦の俗語に之をヘウキンといふ、〔游恣〕ほしいまゝにあそぶなり、〔賑卹〕賑は救ひ富ますなり、にぎはすなり、めぐむなり、卹は恤に同じ、邮に作るは誤なり、愍むなり、賑卹はにぎはしあはれむなり、〔窮寡〕窮は貧窮困窮の窮なり、寡は孀嫠なり、やもめなり、ひとりものなり、〔朞年〕朞は期に同じ、期年は一年なり、〔譬〕曉なり、サトスと訓む、〔鳲梟〕鳲は鴟鴞なり、不孝鳥なり、梟は鴞に同じ、單に鳲又は鴟といふも、鳲梟又鴟鴞といふも同一の鳥なり、ふくろふなり、〔哺〕食物を他の口中に入るなり、はぐくむなり、〔所生〕親なり、〔嚴猛〕きびしくたけきなり、〔署〕位の表なり、表し識すをいふ、故に位に除することなり、〔少〕不足なり、カクと訓む、〔鷹鸇之志〕鷹はたかなり、鸇ははやぶさなり、君に禮無

前漢王吉字子陽、瑯邪皐虞人、少好學明經、宣帝時爲諫大夫、與同郡貢禹爲友、世稱王陽在位貢公彈冠、言其取舍同也、禹字少翁、以明經潔行著聞、仕至御史大夫、

【字解】〔取舍同〕取は進み趣くなり、舍は息め退くなり、進むも退くも軌を同くするをいふ、〔潔行〕行爲をいさぎよくすること、

【義解】前漢の王吉字は子陽、瑯邪郡皐虞縣の人なり、少年の頃より學問を好みて經書の義に明かなり、宣帝の時に諫大夫と爲れり、同郡の貢禹と親友の交を爲し、其の親み世の常ならねば、世間の評判に王陽位に在れば、貢公冠を彈くといへり、其の意は、二人の進退出處同一にして、何れか先きに官に仕へば、他は薦めらるゝものと豫想して冠を彈き入りて仕へんとするをいふなり、さて禹は字を少翁といひ、經學に明に品行をいさぎよくするを以て、其の名世に著れ聞えたり、仕へて御史大夫に至れりといふ、

龐統展驥　仇覽棲鸞

蜀志龐統字士元、襄陽人、少時樸鈍、未有議者、司馬徽有知人鑒、稱統當爲南州士之冠冕、由是漸顯、先主領荊州、統以從事守耒陽令、在縣不治、免官、吳將魯肅、遺先主書曰、龐士元非百里才也、使處治中別駕之任、始當展其驥足耳、諸葛亮亦言之先主、先主以爲治中從事、親待亞於亮、遂竝爲軍師中郎將、

【字解】〔樸鈍〕樸は木素なり、木地其のまゝにして飾り氣無きなり、鈍は利ならざるなり、にぶし、性質の飾りけ無くしてにぶきことをいふ、〔冠冕〕頭といふの意なり、〔百里才〕百里は縣をいふ、縣令たるべき才能なり、〔展驥足〕展は舒ぶなり、ノブと訓む、驥は千里を馳する名馬なり、名馬の足を舒べて馳するが如く、大才を行ふをいふ、〔親待〕親しく待遇すること、〔亞〕次ぐなり、ツグと訓む、

【義解】蜀志に曰く、龐統字は士元、荊州襄陽郡の人なり、少年の時は性質、飾りけ無くにぶきを以て、誰も彼れ是れと其の人物を批評する者無かりき、しかるに司馬徽といへる者人を相るの鑒識ありて、統を相て南州の士の頭たるべしと稱

ろをいふ、〔抗〕扞ぐなり、ふせぐなり、〔攝レ齋〕攝は引き持つなり、收むるなり、カキチサムと訓む、齋は齊に同じ、音はシなり、衣下の裳なり、モスソト訓む、〔抗レ首〕抗は擧ぐるなり、〔拄〕刺すなり、距るなり、言句を續がしめざるなり、サスと訓む、〔五鹿嶽嶽朱雲折二其角一〕嶽嶽は角の長き貌なり、五鹿の長き角を朱雲が拒ぎ折りしとて、充宗の易說を朱雲が反駁して言ひ詰めしをいふなり、充宗の姓に鹿の字あるを以て角字を用ひて緣語となせり、

【義解】　前漢の五鹿充宗は字を君孟といふ、少府と爲りし時天子に重んじ愛せられたり、充宗は素より梁丘賀の易說を修め居たり、さて梁丘氏の易は、宣帝の時より盛んに行はれし易にして、元帝も亦之を好めり、故に周易の文句の異同を考へ比べんと欲し、充宗をして諸易家と對論せしむ、充宗は尊貴の權に因るのみならず辯舌に達者なり、しかるに他の諸儒は能く與に充宗を扞ぐと能はざるが故に、皆疾と稱して敢て召に應ぜざるなり、此に惟朱雲といへる者ありて、其の易學に達せるのみならず、能く充宗の勢を拒ぐに足るを以て、之を薦むる者あり、朱雲召されて朝廷に入り、裳をかきをさめて堂に登り、首を擧げて充宗と對論せんことを請ふ、其の音左右を動かして先づ敵の膽を呑めり、旣に論難攻擊して連に五鹿君の學說を刺し盡して充宗をして口を開かざらしめたり、諸儒之を評判して曰く、五鹿の長き角は嶽嶽たり、朱雲は其の長角を見事に打ち折りたりと、朱雲遂に博士と爲れりとぞ、

蕭朱結綬　王貢彈冠

前漢蕭育字次君、東海蘭陵人、哀帝時、爲光祿大夫執金吾、少與陳咸朱博爲友、著聞當世、往者有王陽貢禹、故長安語曰、蕭朱結綬王貢彈冠、言其相薦達也、

【字解】〔結綬〕は印綬なり、をぶさなり、印綬を結ぶときは官に仕ふるをいふ、〔彈レ冠〕彈は屈曲せる指を反發するなり、爪を鼓するなり、はじくなり、冠を彈くとは冠の塵をはじき拂ひて仕官の用意をなすことなり、

【義解】　前漢の蕭育字は次君、東海郡蘭陵縣の人なり、哀帝の時に光祿大夫執金吾と爲れり、幼少の時より陳咸、朱博と親しき友たり、而して其の名當代に著れ聞えたり、此より前に王陽と貢禹とありて親交を結べり、故に長安の評判に蕭朱綬を結び、王貢冠を彈くといへり、其の意は蕭育が位に在れば朱博を薦めて印綬を結ばしめ、朱博が位に在れは蕭育を薦めて印綬を結ばしめ、又王陽貢禹も互に何れか先きに仕ふれば、後れたる者は彼は我を薦むるならんとて豫め冠の塵をはじき拂ひて待つとなり、

長不レ滿二六尺一、身相二齊國一、名顯二諸侯一、妾見二其出一、志念深矣、常有二以自下一者、今子長八尺、乃爲二人僕御一、然子之意自以爲レ足、妾是以求レ去也、其後夫自抑損、晏子怪問レ之、御以レ實對、晏子薦以爲二大夫一、

【字解】〔御〕御者なり、車に駕したる馬を使ふ者、〔闚〕頭を傾けて門の中より視るなり、ウカヾフと訓む、〔擁二大蓋一〕擁は抱へ挾むなり、大蓋は車蓋なり、車の蓋を抱ふるなり、〔駟馬〕車に駕したる四頭立ての馬、〔揚揚〕自ら得々として驕り慢る貌なり、〔志念〕志望念慮なり、〔抑損〕驕り高ぶる氣を抑へへらすなり、

【義解】 史記に曰く、晏平仲嬰は齊の靈、莊、景の三公に仕へて其の國の宰相となれり、嘗て外出の時其の御者の妻、門の隙より其の夫の樣子を窺ひ見しに、其の夫は宰相の御者なりとて、車の大蓋を抱へ駟馬に策ち、驕り高ぶりて自ら得とせり、既にして御者歸れば、其の妻突然離緣を請求せり、夫は餘りの唐突に驚き、先づ其の理由を問ふ、妻の曰く、其方の主人の晏子は、身の長け六尺に滿たざれども、其の身は齊國に相となりて、其の名諸侯に顯はれたり、しかるに妾其の出づる風姿を觀るに、其の志望念慮甚だ深きもの、如く、常に自ら人に謙る態度あり、今其方の身は長け八尺に達し、人の僕御と爲る、然るに其方の意には此にて自ら足れりと爲して倨傲の風あり、是れ妾の離別を求むる所以なりと、此より其の夫自ら驕慢の氣を抑へ損らして謙讓の風となる、晏子之を怪みて其の由を問へば、御者は妻の忠告によるなりとて其の實を以て對へたり、晏子は御者が過を改むるに憚らざるを嘉みし薦めて大夫となしたりとぞ、

前漢五鹿充宗字君孟、時爲二少府一、貴幸、爲二梁丘易一、自二宣帝時一、善二梁丘氏說一、元帝好レ之、欲レ考二其異同一、令下充宗與二諸易家一論上、充宗乘レ貴辯口、諸儒莫二能與抗一、皆稱レ疾、不二敢會一、有下薦二朱雲一者上、召入、攝レ齋登レ堂、抗レ首而請、音動二左右一、既論難、連拄二五鹿君一、諸儒爲レ之語曰、五鹿嶽嶽、朱雲折二其角一、遂爲二博士一、

【字解】〔貴幸〕重んじ愛せらるゝこと、〔異同〕周易の文句の異同なり、〔乘レ貴〕乘は因るなり、尊貴の權に因るなり、〔辯口〕辯舌に達者な

【字解】〔敎化〕道を敎へて善に化すること、〔辟陋〕辟は僻に同じ、遠くかたよれるなり、陋は鄙悪なり、いやしきなり、辟陋はかたよりていやしきこと、〔蠻夷〕南蠻東夷をいふ、えびすなり、〔開敏〕開は豁にして鋭敏なること、心のゆたかにしてさときをいふ、〔飭厲〕飭は敕に同じ、いましむるなり、飭厲はいましめはげます也、〔右職〕郡中の高職をいふ、〔學官〕官設の學舍なり、〔下縣〕郡治の四周にある縣をいふ郡下の一般の縣にあらず、〔更繇〕繇は徭に同じ、更代に勤むるえだちなり、〔孝悌力田〕庶民の階級の上位なるもの、卽ち親に孝、長上に悌なる者を孝悌と稱して首位と爲し、農作に精勵なる者を力田と稱して第二位と爲すをいふ、〔益〕多くなり、オホクと訓む、〔飭行〕飭は整ふるなり、行爲を整ふるをいふ、〔閨閤〕臥室に通ずる小門なり、〔繇〕由なり、ヨツテと訓む、〔齊魯〕齊と魯との二國の民は孔敎の遺風を受けて學者多し、故に學者の多き國の代表となせり、

【義解】前漢の文翁は廬江郡舒縣の人なり、幼少より學を好みて春秋の經義に通達せり、景帝の末に蜀郡の太守と爲る、性仁愛にして民に道を敎へ善に導くことを好めり、蜀地は都に僻遠なるが故に風俗鄙悪にして南蠻東夷の風あるを見、之を中國の風に誘ひ進めんと欲す、よりて郡縣の小吏の豁達にして鋭敏の材ある者を選び、親しく自ら戒めはげまして敎を爲し、次いで京師に遣りて學業を博士に受けしめたり、數歳の後蜀より派遣の學生は、皆學問成就して故郷に還り、郡中の高職と爲り、又官は郡守刺史に至る者あり、又官設の學舍を成都の市中に建築し、下縣の子弟を招きて學官の弟子と爲し、此處に學生たる者は徭役を免ぜられ、學成りて成績の高き者は郡縣の吏に補し、次は孝悌力田と爲して他の庶民と等級を異にせり、又縣を巡行する毎に、多く學官の諸生中にて經書に明かに行爲を整ふる者を從へて與に倶に連れ行けり、又諸生の學材ある者は敎令を傳へて文翁の臥室の內證に出入せしむるなり、よつて吏民は之を見て非常の光榮と爲し、爭ひて學官の弟子たらんと欲し、富人は金錢を出しても學官に入らんことを求むるに至るなり、是に由つて蜀地の風俗大いに醇化し、此地より京師に游學する者は、齊魯に比敵する程に至れり、武帝の代に至りて天下の郡國をして皆學校を立てしめしは、此の文翁が蜀地にて學官を起しゝに感じてなり、さて文翁は蜀地にて死にければ、吏民之が爲に祠堂を建立し、歳々時々祭祀を絶たずして其の德に報いたり、又今日に至るまで巴蜀の士民の文雅を好めるは一に皆文翁の德化の致す所なり、

晏御揚揚　五鹿嶽嶽

史記、晏平仲嬰爲齊相、出、其御之妻、從門閒而闚其夫、其夫爲相御、擁大蓋、策駟馬、意氣揚揚、甚自得也、既而歸、其妻請去、夫問其故、妻曰、晏子

の風俗の奢侈にして商賈を好み、農業に勵まざるを見て、廼ち躬親ら儉約を行ひて手本となし、民に農作養蠶を務むることを勸め、又民に刀劍を帶ぶる者有れば、劍を賣りて牛を買ひ、刀を賣りて兒牛を買はしめしに、官吏も人民も皆富み榮えて、訟へ事は息み止まりぬといふ、其の後朝廷遂を徵し出したり、遂の從行員に議曹の王生といふ者あり、此の者素より酒を嗜みて節制法度無けれども、材智衆に秀でたれば、遂之を從へしなり、さて京師に至り、遂の王生を引き具して宮殿に入らんとする時、王生遂を呼び止めて曰く、天子若し卿は如何なる政道を以て彼の難知の渤海郡を治めしぞと問ひ給はゞ、宜しく皆聖王の仁德に依つてこそ如此速に治まりつれ、決して小臣の力に非らざるなりと曰ふべしと、遂其の言を受けて宣帝に對へたり、宣帝悅び笑ひて曰く、卿は如何にしてかゝる長者の言を心得て言出でしぞと、對へて曰く、小臣素より之を知れるに非ず、臣の部下の議曹王生といふ者臣に教へ戒めたりしなりと、宣帝遂が正直にして人を揚げ己を伐らざるに感じ、三公六卿の官に任ぜんと欲すれども、年老いて其の任に堪へざるを思ひ、水衡都尉に拜し、王生を其の丞と爲して遂を褒め顯したりと云ふ、

前漢文翁、廬江舒人、少好學、通春秋、景帝末爲蜀郡守、仁愛好教化、見蜀地辟陋有蠻夷風、欲誘進之、乃選郡縣小吏開敏有材者、親自飭厲、遣詣京師、受業博士、數歲蜀生皆成就還歸、爲右職、官有至郡守刺史者、又修起學官於成都市中、招下縣子弟、爲學官弟子、爲除更繇、高者以補郡縣吏、次爲孝悌力田、每行縣、益從學官諸生明經飭行者與俱、使傳教令出入閨閤、吏民見而榮之、爭欲爲學官弟子、富人至出錢以求之、繇是大化、蜀地學於京師者、比齊魯焉、武帝乃令天下郡國皆立學校自文翁始、文翁終於蜀、吏民爲立祠堂、歲時祭祀不絕、至今巴蜀好文雅、文翁之化也、

諸持鉏鉤田器者、皆爲良民、吏毋得問、持兵者迺爲盜賊、盜賊悉平、民安土樂業、遂乃開倉廩假貧民、選用良吏、尉安牧養焉、遂見齊俗奢侈好末技、不田作、迺躬率以儉約、勸民務農桑、民有帶刀劍者、使賣劍買牛賣刀買犢、吏民皆富貴、獄訟止息、後徵遂、議曹王生、素嗜酒、亡節度、從至京師、會遂引入宮、王生曰、天子卽問君何以治渤海、宜曰皆聖王之德、非小臣之力也、遂受其言以對、上說、笑曰、君安得長者之言而稱之、對曰、臣非知之、乃議曹教戒臣也、上以遂老不任公卿、拜水衡都尉、王生爲丞、以褒顯遂云、

【字解】〔二千石〕郡守の稱なり、郡の太守は其秩二千石なるを以てなり、〔禽制〕禽は擒に通ず、捕ふるなり、捕へたゞすなり、〔勑〕戒め告ぐるなり、〔鉏鉤〕鉏は鋤に同じ、すきなり、鉤は鎌なり、かまなり、〔持兵〕兵は兵器なり、〔倉廩〕穀藏を倉といひ、米藏を廩といふ、〔假〕給與するなり、〔尉安〕尉は慰に通ず、なぐさむるなり、〔末技〕此の時代にては商賈を以て末技となすなり、〔犢〕兒牛なり、〔富貴〕富み榮ゆるなり、〔引入宮〕遂王生を引き具して宮殿に入るなり、引見の引に非らず、〔君〕猶卿といはんが如し、〔褒顯〕ほめあらはすなり、

【義解】 前漢の龔遂字は少卿、山陽郡南平陽縣の人なり、經學に明かなるを以て官に用ひられたり、宣帝の時、渤海郡の左右何れの地も、歳歳饑饉にて、盜賊竝びに起るも、郡の太守これを捕へたゞすこと能はざるなり、宣帝之を憂へ、能くこれを治むる者を選びしに、龔遂可ならんとて、遂を以て渤海郡の太守と爲しぬ、時に遂は七十餘の老年なりき、遂郡界に至り、先づ令を分ち移して郡屬の各縣に戒め告げて、悉く盜賊を逐ひ捕へし吏員を罷めしめ、人民の鋤鎌等の農具を持つ者は、皆之を良民と爲して、吏員も之を誰何することを得ざらしめ、兵器を持つ者は、如何なる理由あるとも之を盜賊としたり、是に由つて盜賊悉く平ぎ、民其の土に安んじて業を樂めり、遂よつて倉廩の米穀を出して、貧民に給與し、善良の役人を選び用ひて、百姓を慰め安んじて治め養へり、遂は齊

進めて上坐に置きたり、是より河南尹の羊陟と逢と共に壹の人物を稱揚して進め擧げたれば、其の名京師を動し、士大夫も其の風采を慕ひ望みしといふ、後州郡より爭ひて禮を盡して召聘し、又十度公府に辟せども、何れも官に就かざりき、初め袁逢善く人相を相る者をして壹を相せしめしに、此の人は官に仕ふとも郡吏以上には上るまじと云へり、竟に其の如くなりきとなり、

漢武故事曰、上至郎署舍、見一老郎鬢眉皓白、問、何時爲郎、對曰、臣姓顏名駟、文帝時爲郎、文帝好文而臣好武、景帝好老而臣尚少、陛下好少而臣已老、是以三葉不遇也、上感其言、擢爲會稽都尉、一本作景帝好美臣貌醜、

【字解】〔蹇剝〕蹇はあしなへなり、足なへの進み難きが如く、志行の思ふ通りにならぬことなり、剝ははぐなり、即ち三朝の間、立身もせず艱蹇の境遇に居たるも、武帝に見出されて艱苦を剝ぎ去りしといふ意なり、〔上〕武帝を指す、〔郎署舍〕郎官の居る所なり、〔皓白〕潔く白きなり、〔陛下〕武帝を指す、〔三葉〕三世をいふ、

【義解】漢武故事に曰く、武帝或る時郎官の居る所に出御になり、一人の年老いて鬢も眉毛も潔く眞白なる者を見、郎官中何れも若年の者を用ひるが例なるに、かく老人の居るは不審なりとて、何れの時代より郎官たりしかと問ふ、對へて曰く、臣の姓は顏といひ、名は駟と申すなり、文帝の時に始めて郎と爲り、其の時は文帝文事を好ませらるゝに、臣は武事を好めり、景帝の時に至りては、景帝老人を愛するに、臣は尚少壯にてありき、陛下の御代となりては、陛下は少壯を好み給ふに、臣は已にかく老いたり、此の如き次第なるを以て三世の間遂に顯官に用ひられざりしなりと、武帝其の言に感じ、擢でて會稽郡の都尉と爲したりといふ、一本に「景帝は美貌を好むに臣の容貌は醜し」に作れり、

龔遂勸農　文翁興學

前漢龔遂字少卿、山陽南平陽人、以明經爲官、宣帝時、渤海左右郡歲饑、盜賊竝起、二千石不能禽制、上選能治者、以遂爲渤海太守、年七十餘、遂至界、移書敕屬縣、悉罷逐捕盜賊吏、

趙壹坎壈　顏駟蹇剝

後漢趙壹字元叔、漢陽西縣人、體貌魁梧、望之甚偉、恃才倨傲、爲鄉黨所擯、乃作解擯、屢抵罪、幾至死、友人救得免、乃貽書謝恩、爲窮鳥賦、後舉郡上計、到京師、時司徒袁逢受計、計吏數百人、皆拜伏庭中、壹獨長揖、逢異之、令左右讓之、對曰、昔酈食其長揖漢王、今揖三公、何遽怪哉、逢下堂、執手延置上坐、河南尹羊陟與逢共稱薦之、名動京師、士大夫想望其風采、後州郡爭致禮命、十辟公府、竝不就、初逢使善相者相壹、云仕不過郡吏、竟如其言、

【字解】〔坎壈〕不遇にして志を得ざること、〔魁梧〕壯大の貌なり、〔倨傲〕おごりたかぶるなり、〔擯〕斥くなり、〔解擯〕文章の題なり人に擯けられたるを辨解したる文、〔抵〕至るなり、〔貽〕贈るなり、〔窮鳥賦〕賦の題なり、己が身を窮鳥に喩へて助けられたる恩德に報いんとて作りし賦なり、〔受レ計〕各郡の上計の納むる所の貢稅を受け取るなり、〔長揖〕長け高く立ちながら兩手を胸のあたりに拱く禮、禮の簡易なるものなり、〔稱薦〕稱揚して進め擧ぐるなり、〔禮命〕禮を盡して召聘すること、

【義解】後漢の趙壹字は元叔、漢陽郡西縣の人なり、體軀容貌壯大にして之を望み見るに世人と甚だ異なりたる所あり、自ら其の材能を恃みて驕りたかぶるを以て鄉黨の者に排斥せらる、よつて直に其の排斥せられたるを辨解するの文章を作りたり、後屢〻罪に問はれ幾ど死に至りしを、友人に救はれて免ることを得たり、よつて又友人に書を贈りて其の恩を謝して窮鳥の賦といふを作れり、其の後郡の上計に擧げられて京師に到りし時に、司徒の袁逢各郡の上計より納むる所の貢稅を受け取れり、其の時計吏數百人皆庭中に拜伏せるに、但壹獨長揖して拜せざるなり、逢之を尋常の者に非ずとなし、左右をして之を責めしむ、對へて曰く、昔酈食其は漢の高祖に見ゆとも長揖して拜せざりきと聞く、況んや今三公たる袁公を揖するに何ぞにはかに怪まんやと、逢之を聞き、さては案に違はず徒者に非ずとて、堂を下り壹の手を執り推し

牲體を盛る几なり、まないたなり、〔滋味〕うまきあぢなり、此處にては料理の道なり、〔處士〕仕官せざる者の稱なり、〔聘迎〕聘は幣帛の禮を以て賢者を召すなり、召しむかふること、〔五反〕五たび往復せしむること、〔素王〕太古の質素なる王なり、〔九主〕三皇五帝及び夏の禹王なり、

【義解】史記に曰く、伊尹は殷の湯王を干さんと思へども、取り入るべきの便無し、時に有莘氏の女の湯王に嫁せんとするを聞き、態と之が從僕となり、鼎俎を負ひ料理の道に明かなりといふを以て、遂に湯王に近づきて王道を成さしめたりと、或る說に曰く、伊尹は處士にてありけるが、湯王の賢を聞き、人をして幣帛を持ち之を召し迎へしめしに、一度にては肯はず、五度往復して始めて諾ひたり、湯王に從ひて素王及び九主の事業を說きたれば、湯王大いに感じて其の德を重んじ、遂に伊尹を高官に舉げ、任ずるに國政を以てしたりとぞ、

三齊略記、齊桓公夜出近舍、甯戚疾擊其牛角、高歌曰、南山矸、白石爛、生不遭堯與舜禪、短布單衣適至骭、從昏飲牛薄夜半、長夜曼曼何時旦、桓公召與語、說之以爲大夫、

〔字解〕〔近舍〕城門に近き田舍なり、〔南山矸〕南山は君の位の高きに喩ふ、矸は山石の峻險なる貌にして政法の嚴なるに喩ふ、〔白石爛〕白石は百官に喩ふ、爛は明かなる貌にして臣下の華美なるに喩ふ、〔生不レ遭二堯與レ舜禪一〕周末の春秋時代に生れて堯舜禪讓の聖代に遭はざるを悲めるなり、〔短布單衣適至レ骭〕適は偶なり、たま〳〵なり、まさになり、骭は脛なり、短き布の單衣さへもたま〳〵脛に至る有樣とて、世衰へたれば官にも仕へず奴僕の服裝に甘ぜざるを得ざるなりとの意なり、〔從レ昏飲レ牛薄二夜半一〕薄は止なり、イタルと訓む、夕より牛に水飲ませて夜半にまで至るとて、世道無ければ賤しき業に從へりとの意なり、〔長夜曼曼何時旦〕曼曼は極り無き貌なり長き夜極り無くして何時か夜明けんとて、世中暗黑にして何時頃聖明の代となるらんと、太平無爲の時代を待ち侘ぶるなり、〔說〕悅なり、よろこびなり、

【義解】三齊略記に曰く、齊の桓公夜中城門に近き田舍に出でしに、甯戚といへる者疾く其の牛の角を擊ち聲張り上げて歌へるを聞きけり、其の歌に曰く、南山の石は險しきなり、白き石はきららかなり、生れて堯と舜との位を禪りしが如き聖代に遭はず、短き布の單衣さへたま〳〵脛に至るのみ、昏より牛に水飲ませて夜半に至る、長き夜は極り無くして何れの時にか旦ならんと、桓公之を聞きて世の常の者に非ずと思ひ、與に當世の事を語り、其の說く所を悅びて大夫の官に用ひたりとぞ、

竹に妙なり、或る時司馬相如客と共に其家に至りて饗宴に應ず、酒宴最中に相如琴を鼓き、而して文君を慕ふ心を琴音に寄せて彼の心をいどみ動かせり、且つ相如此に來る前より文君に心あれば、貧生なるに拘はらず人より車騎を借りて之を從へたり、其の容貌如何にも雍容にして風雅に見え其の動作流石にみやびやかなり、文君此の態を戸の隙より竊に窺ひ、心に其の人を悅びて其の音を好めり、されど此事を父に願ふとも、父は對偶に非らずとして許されざるを恐れ、夜無斷に相如の所に奔り、相如と相共に馳せて成都に歸りたり、文君相如の家に至れば、其の家徒四壁のみ立ちて何の財產も無きなり、王孫は女の出奔を大いに怒り、文君は餘りの貧乏に久しく樂まざるなり、或る時長卿に謂つて曰く、今のまゝに過しては如何ともすべからざれば但倶に妾の里の臨功に行き、兄弟に依賴して金錢を借用せば、猶生計を立つるに足らんと、乃ち臨功に之きたれども、父怒りて借さず、止む無く車騎を賣り盡して少しの資本を作り、酒舍を買ひて文君をして酒を賣らしめ、相如自ら犢鼻褌を著けて庸保の仲間となりて賃仕事をなし、食器を市中に洗ひなどして其の日を暮したり、王孫は世間に對して之を恥ぢ門を閉ぢて外出すること無し、よつて兄弟及び父方の人々にも更る〴〵王孫に謂つて曰く、御身には唯一男兩女あるのみ、足らざる所の者は財產に非らず、只三人兄弟の一人の文君が今既に身を長卿に失へり、長卿とても元來游學に疲れ獻きたる程にて博學多能なり、現在は此く貧しと雖、其の人材は憑み倚るべき人物なれば、彼れ是れ考へ合すに今此處にて彼等を援くるこそ兩家の爲めなるべけれと勸めたり、王孫よつて文君に奴僕百人と錢百萬とを分ち與ふ、是に於て相如夫妻成都に歸り田宅を買ひて富人となれり、其の後久しく經ちて、蜀人の揚得意といふ者狗監となりて武帝に近侍せり、帝或る時子虛の賦を讀みて之を善みして曰く、朕獨此の作者と時を同じくすることを得ざるかと、得意曰く、臣が故鄕の司馬相如といふ者自ら此の賦を作れりといへりと、上驚き給ひ、相如を召し學材を試み問ひて郎官に採用したりとなり、

伊尹負鼎　甯戚扣角

史記、伊尹欲干湯而無由、乃爲有莘氏媵臣、負鼎俎以滋味說湯、致於王道、或曰、伊尹處士、湯使人聘迎之、五反然後肯往從湯、言素王及九主之事、湯擧任以國政、

【字解】〔干〕禮を待たずして敢て行くなり、犯すなり、〔媵臣〕嫁に從ふ僕妾の稱なり、〔鼎俎〕鼎は三足兩耳の煮器なり、かなへなり、俎は

前漢卓文君、蜀郡臨邛富人卓王孫女、新寡、好音、司馬相如與客至其家、酒酣鼓琴、而以琴心挑之、相如從車騎、雍容閑雅甚都、文君竊從戸窺之、心悅而好之、恐不得當也、夜亡奔相如、相如與馳歸成都、家徒四壁立、王孫大怒、文君久之不樂、謂長卿曰、第俱如臨邛、從昆弟假貸猶足以爲生、乃之臨邛、盡賣車騎、買酒舍、令文君當壚、相如自著犢鼻褌、與庸保雜作、滌器於市中、王孫恥之、杜門不出、昆弟諸公更謂王孫曰、有一男兩女、所不足者非財也、今文君既失身於長卿、長卿故倦游、雖貧其人材足依也、王孫分與文君僮百人錢百萬、歸成都、買田宅爲富人、久之蜀人楊得意爲狗監、侍武帝、帝讀子虛賦而善之曰、朕獨不得與此人同時哉、得意曰、臣邑人司馬相如、自言爲此賦、上驚召問以爲郎、

【字解】〔寡〕寡は夫を失ひたる女の稱、やもめなり、〔酒酣〕酣は酒醒めもせず、又未だ充分に醉もせぬこと、酒宴最中なり、〔以琴心挑之〕思ふ心を琴の音色に寄せて對手の心をいどみ動かすこと、〔雍容閑雅甚都〕雍容は和げる貌なり、閑雅は優游として風雅なるなり、都はみやびやかなり、〔當〕對偶なり、〔奔〕禮を行はずして夫婦となること、はしるなり、〔四壁立〕但四壁のみ有りて他に財產無きをいふ、〔第〕但なり、タヾと訓む、〔假貸〕借用するなり、〔當壚〕壚は酒店の酒を賣る所に土を高く累ねて酒甕を置くに用ひるもの、當壚とは壚の前に居て酒を賣る役に當ること、〔犢鼻褌〕ふどしなり、今のサルマタの類なり、〔庸保〕賃仕事をする賤夫なり、〔諸公〕父方の人々なり、〔倦游〕倦は疲れなり、游學に疲れ厭きて博學多能なるをいふ、〔僮〕奴僕なり、めしつかひなり、

【義解】前漢の卓文君は蜀郡臨功縣の富人卓王孫の女なり、新に寡婦となりて生家に還れり、素より音樂を好みて絲

方登涼臺、臨清流、婦人侍側、使者以告、崇盡出其婢妾數十人以示之、皆蘊蘭麝、被羅縠、曰、在所擇、使者曰、受命指索綠珠、不識孰是、崇勃然曰、綠珠吾所愛、不可得也、秀怒乃勸趙王倫誅崇、遂矯詔收之、崇正宴樓上、介士到門、崇謂綠珠曰、我今爲爾得罪、綠珠泣曰、當致死於君前、因自投于樓下而死、崇詣東市、嘆曰、奴輩利吾家財、收者曰、知財致害、何不早散之、崇不能答、遂被害、

【字解】〔美而豔〕うつくしてしてつや〳〵しきなり、〔金谷別館〕金谷園に在る別業なり、〔蘊蘭麝〕蘊は蓄なり、藏なり、つゝむなり、蘭と麝香との香をつゝみて身に附くるをいふ、〔羅縠〕うすぎぬなり、〔指索〕指定して捜し來むるなり、〔勃然〕顏色を變ふる貌なり、〔矯詔〕妄に詔なりと詐るなり、〔收〕捕ふるなり、〔介士〕甲を著けたる武士なり、

【義解】晉書に曰く、石崇字は季倫、渤海郡南皮縣の人なり、仕へて衞尉の官に拜す、崇に愛妓ありて綠珠と名づく、美しくして笛を吹くに妙なり、中書令の孫秀綠珠の美に惑ひ、人をして之を求めしむ、崇時に金谷園の別館に滯在し、方に園中の涼臺に登り、清流に臨み、綠珠を側に侍らして游興をなす時なり、使者秀の命を以て崇に告ぐ、崇因つて盡く其の婢妾數十人を出して之に示す、皆蘭麝の香をつゝみて身に付け、うすぎぬを被せ立派に裝はせて曰く、使者の擇ぶ所に任すと、使者曰く、其主人の命を受けしは綠珠を指定して之を捜し求めしむ、今數十人の婦女を出すとも孰か綠珠なるを識らずと、崇顏色を變へて曰く、綠珠は吾が寵愛する所なれば秀の望は達することを得べからずと、秀此の事を聞き大いに怒りて趙王倫に崇を誅せんことを勸め、遂に趙王倫の詔なりと詐りて之を捕へしむ、崇正に樓上に宴を開きし時に、甲を被たる兵士門前に殺到せり、崇之を見て秀の兵士なるを知り、綠珠に謂つて曰く、我今爾が爲に罪を得たりと、綠珠泣いて涕を流して曰く、當に死を君の目前に決すべしと言ひも終らず、樓下に投じて自殺したり、崇捕へられ東市に詣り嘆じて曰く、孫秀の奴輩の爲に吾が家の財產を奪はれたりと、捕手の者曰く、財產の害せらるゝを知らば、何ぞ早く之を散ぜざりしやと、崇之に答ふること能はず、遂に殺害せられたりとぞ、

之、及事定、左右欲浣衣、帝曰、此嵇侍中血、勿去、元帝表贈太尉、諡曰忠穆、祠大牢、

【字解】〔不孤〕父無きを孤といふ、みなしごとならぬとの意なり、〔稠人〕衆人に同じ、〔昂昂然〕高く群を抜けるさまなり、〔器之〕嵇紹を器量ありと爲すこと。〔遺才〕採り殘されたる人才なり、〔累遷〕しきりにうつり進むこと、〔蒙塵〕國亂にて天子の外に出奔すること、天子の行幸には常に道を清めて塵無し、然るに出奔の時は道を清むる暇無ければ塵を蒙るといふ意なり、〔行在所〕天子の啓行して駐まる所なり、天子は四海を以て家となす、故に其の居ます所は何處にても行在所と稱するなり、〔敗績〕大敗して總崩れするをいふ、〔散潰〕潰は亂れ崩るゝなり、ちりくづるゝなり、〔儼然〕おごそかなる貌、〔端冕〕端は玄端にして朝服なり、冕は冠冕なり、端冕は禮服を著くるをいふ、〔捍衛〕捍は扞なり、ふせぐなり、捍衛は防ぎ守るなり、〔浣衣〕浣は洗ふなり、〔大牢〕牛、羊、豕の三牲の具はるをいふ、

【義解】　晉の嵇紹字は延祖、父の康は竹林の七賢の一人にして山濤と友として善し、康の鍾會に讒せられて誅に就く時、紹に謂つて曰く、父死すとも巨源在れば汝は孤とならざるべし、必ず彼の山濤は汝を我が子の如く愛すべければ落膽すべからずと、案の如く、其の後濤は紹を薦めて祕書丞と爲せり、始め洛陽に入りし時、或る人王戎に謂つて曰く、昨日衆人の中に於て始めて嵇紹を見たるが、其の氣品の高くして衆に勝れたるは、恰も曠野に棲める白鶴の農家に飼へる鷄群の中に在るが如きなりとて之を稱揚せり、裴頠も亦深く之を器量ありとなして每に曰く、若し延祖をして吏部尙書たらしめば、其の高明正大なる登用方にて、天下をして一人の取り殘されたる人才無きに至らしめんと、侍中に累遷す、惠帝の金墉城に出奔せらるゝに及び、馳せて行在所に詣る、時に王師大敗し、百官及び侍衞の面々までも皆散り〳〵にみだれつひえたり、然るに唯紹一人は儼然として玄端を服し冠冕を戴き、一身を以て帝を扞ぎ守れり、敵兵は用捨無く御輦に逼まり交はり、飛び來る箭は雨の如く集りて、紹は遂に帝の側に害せられ、其の血迸りて帝の御服に濺ぎたり、帝深く之を哀み嘆き給ふ、事平定して後、左右の者血に汚れたる衣を浣はんとす、帝曰く、此れ嵇侍中の朕の身代りに死にし時の血なり、洗ひ去るべからずと、元帝表して大尉を追贈し、諡して忠穆と曰ひ、牛、羊、豕の大牢を具へ祠りたりといふ、

綠珠墜樓　文君當壚

晉書、石崇字季倫、渤海南皮人、拜衞尉、有妓曰綠珠、美而豔、善吹笛、中書令孫秀使人求之、崇時在金谷別館、

〔得レ存〕我等夫婦の身の存ふならばの意なり、〔江東〕江左に同じ、東晉を指す、〔甥〕姉妹の子なり、めひ、〔感恨〕同姓を納れたるを遺憾に思ふなり、

【義解】　晉書に曰く、鄧攸字は伯道、平陽郡襄陵の人なり、西晉の末に河東太守と爲りしが、時に世亂れて五胡竝び立ち、永嘉年中に後趙の石勒に攻撃せられ、遂に其の地を沒收せられたり、逃げ去るに及び車を撃ち破られければ、牛馬に妻子を負せて逃げ落ちたり、しかるに又賊に遭遇して其の牛馬まで奪ひ取られてたり、止むを得ず步走して其の兒及び其の弟の子の綏と名づくる者とを擔ひて落ち行くなり、されど危險は益〻切迫し、とても兩兒を全くすること能はざるを思ひ、妻に相談して曰く、吾が弟は早く死亡して惟此の一子あるのみ、義理として其の系統を絕つべからず、故に綏は弃つべからず、此の場合たゞ應に自ら我が兒を弃て丶、此の危難を免るべきのみ、我等夫婦幸にして生き長らふならば、復當に子の生まる丶とも有るべしと、妻も爲ん方無く、泣く〳〵之に從ひて遂に其の兒を弃てたり、其の兒朝に弃てられたるに暮に至りて兩親を慕ひ追ひ付きね、兩親も流石恩愛に引かされて一夜は同宿せしもの丶、かくては果てじと思ひ絕ち、明日之を樹に繫ぎて立ち去りにけり、其の後東晉に仕へて尙書右僕射と爲る、攸其の兒を弃でたる後、其の妻復孕まず、江を過ぎ江東に至りて妾を納れ、甚だ之を寵愛せり、嘗て其の家屬姓名等を訊問せしに、是れ元江北の人にして西晉の亂に遭へる者なりとて其の家系を詳しく物語れり、攸は其の父母の姓名を憶ひ考ふるに、妾は正しく攸の甥に當れり、攸は素より德行ある者なれば、之を聞き其の同姓の者を納れしを深く遺憾として、之を放ち遣り、其の後遂に復妾を畜へざりき、故に卒に世嗣無きなり、時の人義として之を哀みて曰く、天道も知ること無きか、彼の鄧伯道をして遂に兒無からしむと、

晉嵇紹字延祖、父康與二山濤一善、臨レ誅謂レ紹曰、巨源在、汝不レ孤矣、後濤薦爲二祕書丞一、始入レ洛、或謂二王戎一曰、昨於二稠人中一始見二嵇紹一、昂昂然若二野鶴之在一レ鷄群、裴頠亦深器レ之、每曰、使二延祖爲一吏部尙書一、可レ使三天下無二復遺才一、累遷二侍中一、及二惠帝蒙塵一、馳詣二行在所一、王師敗績、百官及侍衞散潰、唯紹儼然端冕、以レ身捍衞、兵交二御輦一、飛箭雨集、遂被レ害二於帝側一、血濺二御服一、帝深哀二嘆

宣帝時遷臨淮太守、治有異迹、

【字解】〔牧羊〕牧の字の上に溫舒の二字を挿入して讀むべし、〔牒〕小簡なり、てふだなり、〔律令〕法の大綱を律といひ、條目を令といふ、二字にておきてなり、〔署〕位に除すること、〔孝廉〕科目の名なり、孝行にして廉潔なる者を擧ぐるなり、〔異迹〕迹は功業の顯著なるあとをいふ、奇異にして著しきあとかたなり、

【義解】前漢の路溫舒字は長君、鉅鹿郡東里の人なり、父は東里の監門の賤しき役なれば、溫舒をして羊を牧はしめて家計の助けとなしたり、溫舒はかゝる貧家に生れたれども、學問を好みければ、澤中の蒲を取り、之を程よく切りて牒の代用と爲し、之を編み綴りて書を寫して勉學せり、かくて學習稍進みければ獄の小吏たらんとして律令を學びたり、律令も略達したれば、父の勢より轉じて獄の書記と爲り、縣中の疑事は皆必ず溫舒に問ひて其の判斷を待つ有樣となれり、よつて郡の太守の縣を巡視せし時、其の材能を見て決曹の書記に除したり、又、春秋の經を受け學びて大義名分に通じ、孝廉の科に擧げられて山邑縣の丞と爲る、宣帝の時に臨淮郡の太守に遷り、其の治め方奇異にして著しきあとかたありきといふ、

伯道無兒　嵇紹不孤

晉書鄧攸字伯道、平陽襄陵人、爲河東太守、沒于石勒、乃斫壞車、以牛馬負妻子而逃、又遇賊掠其牛馬、歩走擔其兒及其弟子綏、度不能兩全、乃謂妻曰、吾弟早亡、惟有一息、理不可絕、止應自弃我兒耳、幸而得存我後當有子、妻泣而從之、乃弃之、朝弃而暮及、明日繫之於樹而去、至江東、仕爲尙書右僕射、攸弃子之後、妻不復孕、過江納妾、甚寵之、訊其家屬、說是北人遭亂、憶父母姓名、乃攸之甥、攸素有德行、聞之感恨、遂不復畜妾、卒以無嗣、時人義而哀之曰、天道無知、使鄧伯道無兒、

【字解】〔沒于石勒〕領地を石勒に沒收せられたること、〔斫壞〕斫は擊つなり、壞は破るなり、〔掠〕奪ひ取るなり、かすむなり、〔一息〕一子といふに同じ、〔不可絕〕子孫の系統を絕つべからざるをいふ、

に於て吳王夫差に大敗し、非常なる恥辱を蒙りてよりは、身を苦め力を併せて、句踐と與に深く謀ること二十餘年の久しきに亙り、竟に吳王夫差を滅して會稽の恥を雪ぎたり、由つて范蠡の思ふに、大いなる名聲を揚げたる後は、其の地位に久しく居ること難きものなり、且つ句踐の人と爲りは、與に患を同じくすると雖、安樂を與にすること難きなりと、乃ち其の手輕なる寶物珠玉を行李に裝ひ、其の家族召使等を率ゐ、舟に乘り海に浮びて越を去り、終に反らず、齊に適きて姓名を變じ自ら鴟夷子皮と謂ふ、隱れて海畔に耕作し、財産を蓄ふること數千萬に達したり、齊人其の賢を聞きて宰相と爲さんとす、蠡嘆じて曰く、家に居ては千金の富を蓄へ、官に居ては已に卿相に至れり、此れ富も貴も已に一身に備へたれば、布衣としての願望は至極なりとて相の印を歸したり、又盡く其の利産を以て知友鄉黨の者共に分ち與へ、其の大切なる寶のみを所持して間道より去りて陶と云へる地に止まれり、此處は天下の中央にして有無を交易する路通ずれば、富を致すべき屈强の地なりと思ひたり、よつて自ら陶朱公と號し、居ること幾も無く、貲財を積むこと巨萬に達す、其の富豪天下に聞えて皆之を陶朱公と稱せり、故に范蠡は三度居を徙して其の度每に名を天下に成したり、遂に陶にて老死せりとぞ、

文寶緝柳　溫舒截蒲

楚國先賢傳、孫文寶到洛陽、在大學左右、得一小屋、安止母、然後入學、編楊柳爲簡、以寫經、

【字解】〔緝柳〕緝は繼續なり、柳の葉をつぎあはして、紙の代用となすこと、〔大學左右〕大學の近傍なり、〔簡〕木簡なり、今の紙のことなり、

【義解】楚國先賢傳に曰く、孫文寶は篤學の士にして故鄉の楚より洛陽の都に到りて大學の近傍に在りて一小屋を得て母を安んじ住まはせ、溫凊定省の孝を盡しつゝ、大學にて學業に勵みたり、素より貧しき者なれば、筆紙料にも差支へ、常に楊柳の葉を繼ぎあはせ、紙の代用となして經書を寫したりといふ、

前漢路溫舒字長君、鉅鹿東里人、父爲里監門、使牧羊、溫舒取澤中蒲、截以爲牒、編用寫書、稍習善、求爲獄小吏、因學律令、轉爲獄史、縣中疑事皆問焉、太守行縣見而異之、署決曹史、又受春秋、通大義、擧孝廉、爲山邑丞、

なる容貌を觀察するに、賞賜などを求むる者に非らざるを知る、か丶る高潔の志を抱きて、曷ぞ久しく此圍城の中に居て去らざるかと、仲連曰く、世間には昔の鮑焦が木を抱きて立往生せしことを以て、寛容の態度なくして死せりとなすは皆鮑焦の眞意を誤解せる者なり、衆人之を知らざるを以て唯一身の爲のみに死せりとなせり、此と同樣に吾が圍城の中に留まるも亦義の爲にして一身の爲に非ざるなり、且つ秦は禮義を弃て、戰に多く首を取るを尊ぶの國なり、且つ權詐を以て其の戰士を使ひ、奴虜の如く其の人民を使ふなり、彼れ若し帝とならば連は東海に身を投げて死なんのみ、義として之が民と爲るに忍ばざるなりと、是に於て衍は敢て復び秦を帝とせんことを言はざりき、平原君連を重んじ之を封ぜんとせしが、遂に辭し去りて、終身復見えずなれりとぞ、

史記、范蠡事越王句踐、苦身戮力、與句踐深謀二十餘年、竟滅呉報會稽之恥、以爲大名之下、難以久居、且句踐可與同患、難與處安、乃裝其輕寶珠玉、與其私徒屬、乘舟浮海以行、終不反、適齊變姓名、自謂鴟夷子皮、隱耕于海畔、父子致產數千萬、齊人聞其賢以爲相、蠡嘆曰、居家致千金、居官至卿相、此布衣之極也、乃歸相印、盡散其財、以分與知友鄕黨、懷其重寶、閒行以去、止于陶、以爲此天下之中交易有無之路通、可以致富、自謂陶朱公、居無何、致貲累巨萬、天下稱陶朱公、故范蠡三徙、成名於天下、老死于陶、

【字解】〔戮力〕戮は勠と通す、力を幷すことなり、〔會稽之恥〕越王句踐呉王夫差に會稽山に敗られて降服せしことをいふ、〔以行〕行は去るなり、越を去ること、〔鴟夷子皮〕鴟夷は革囊なり、呉王夫差其の臣子胥の諫を惡み之を殺して屍を鴟夷に盛りて捨てたることあり、范蠡も自ら越を去るは罪ありとなして、自ら此の號を付けしなり、〔鄕黨〕民居一萬二千五百家ある地を鄕といふ、五百家あるを黨といふ、〔閒行〕閒道より行くこと、〔貲〕財なり、貨なり、〔巨萬〕巨は大いなり、非常なる大數をいふ、一說に萬萬なりと、

【義解】史記に曰く、范蠡は越王句踐の臣なり、句踐會稽山

史記魯仲連齊人、好奇偉俶儻之畫策、不肯仕官、游於趙、會秦圍邯鄲、而魏使新垣衍欲令趙尊秦昭王爲帝、仲連乃見平原君曰、梁客新垣衍安在、吾請爲君責而歸之、平原君請爲紹介見衍、衍曰、吾視居此圍城之中者、皆有求於平原君、今觀先生之玉貌、非有求者、曷爲久居此圍城之中而不去、仲連曰、世以鮑焦爲無從頌而死者皆非也、衆人不知、則爲一身、彼秦弃禮義上首功之國也、權使其士、虜使其民、彼卽爲帝則連蹈東海而死耳、不忍爲之民也、於是衍不敢復言、帝秦、平原君欲封之、遂辭去、終身不復見、

【字解】〔奇偉〕くしく大いなり、〔俶儻〕倜儻に同じ、非常に人に異なりて大志あるさまなり、〔畫策〕は、かりごとなり、〔梁客〕魏使の新垣衍を指す、魏は大梁に都す、故に亦梁と稱するなり、〔紹介〕紹は繼ぐなり、介は兩者の間に立ちて助をなす者なり、禮に賓至れば必ず介に因りて辭を傳へ繼ぐなり、故に紹介とは媒介に同じく兩者のなかだちをいふ、〔圍城〕圍まれたる城なり、卽ち邯鄲城を指す、〔從頌〕從容に同じ、舒緩のさまなり、おちつきてある貌をいふ、〔上首功之國〕秦法に戰場にて首を斬ることの多きを以て上功となし、一首を得る每に爵一級を加ふるなり、故に秦を首功を上ぶの國といふなり、〔權使其士〕權は權詐なり、權詐を以て其の戰士を使ふなり、〔虜使其民〕虜は奴虜なり、奴虜を以て其の人民を使ふなり、〔蹈東海〕東海に投ずるなり、

【義解】史記に曰く、魯仲連は齊國の人なり、奇しく大いにして常人と異なりたる謀計を運らすことを好み、肯て仕官せず、齊より趙國に游びたり、時に會、秦は趙の邯鄲城を圍み、魏の使の新垣衍は趙をして秦の昭王を尊びて帝となさしめんと欲し、若し此事諾へば兵を退くべしと談判最中也、仲連之を聞き、趙の宰相平原君に見えて曰く、魏使の新垣衍は今何處に居るか、吾希くは君の爲に彼の言を責めて追ひ歸へさんと、此に由つて平原君請ひて紹介と爲り、仲連を衍に會見せしめたり、衍先づ曰く、吾れ此の邯鄲城中の人を視るに、皆平原君に賞賜を求むる者に非ざる無し、然るに今先生の立派

を埋めんと欲す、子は又生るべし、母は再び得べからずと、妻も孝心なりければ、敢て夫の心に違はずして諾へり、巨乃ち遂に子を埋めんとして坑を掘り、深さ二尺許にして忽ち黄金一釜を見たり、釜上に云く、天より之を孝子の郭巨に賜ふと記せり、出つて官も之を奪ふことを得ず、人も之を取ることを得ざりきとなり、

舊注云、漢董永、少失母、養父、家貧傭力、至農月、以小車推父、置田頭陰樹下、而營農作、父死、就主人貸錢一萬、約賣身爲奴、遂得錢葬父、還於路忽遇婦人、姿容端美、求爲永妻、永與俱詣主人、令永妻織縑三百匹、放汝夫妻、乃織一月而畢、主人怪其速、遂放之、相隨至舊相遇處、辭永曰、我天之織女也、緣君至孝、天帝令助君償債、言訖凌空而去、

【字解】〔傭力〕人に雇はれて働くこと、〔農月〕農作に忙しき月なり、〔田頭〕田地のあぜなり、〔端美〕正しくしてうるはしきなり、〔縑〕縑は緻密に織れる絹布の名なり、かとりぎぬといふ、〔匹〕布帛の幅二尺二寸、長さ四丈の稱、〔畢〕終るなり、

【義解】舊注曰、漢の董永は幼少の頃に母を失ひ、父を養ふに家貧しければ人に雇はれて働けり、農作に忙しき月には、小車に父を載せて田地のあぜの樹陰の下に置き、父を守りつつ農作を營めり、父死して葬むる資金無ければ、日頃雇はるる主人に頼みて一萬錢を借り、其の代りとして身を賣り奴隷とならんと約束し、遂に錢を得て父を葬ることを得たり、其の還る路に於て忽然と一人の見知らぬ婦人に遇へり、其の容正しく美し、唐突に永が妻たらんことを求めければ、永は兎も角もと之を妻と爲し與に伴ひて主人の家に詣れば、其の妻頻に永の負債を免ぜよと請ふ、主人よつて永の妻に縑帛を織らしめ三百匹に達せば、汝夫妻を放還せんと云へり、妻乃ち織ること一箇月にして三百匹を織り終はれり、主人其の速なるを怪みながら約束通りに之を放ち還らしめぬ、夫妻相攜へて歸る途中、舊不意に相遇ひし處に至れば、妻永に辭して曰く、我は實は天の織女なり君が至孝によりて天帝我をして君を助け其の負債を償はしめしなりと、言ひ訖りて空を凌ぎて別れ去りたりとぞ、

仲連蹈海　范蠡泛湖

奴に使して講和を議せしむ、衆匈奴の政廳に至れば、虜は衆をして單于の前に拜せしめんと欲す、されど衆は漢朝の威光に傷けんことを恐れて之が爲に屈伏せざりき、單于大いに怒り衆を圍み守りて幽閉し、水も火も與へず、之を脅して後に從はしめんとせり、されど衆は刀を拔きて自殺を示し飽くまで拜せざることを誓ひたり、單于は大切なる使者を殺しては後日の患を貽さんと恐れて拜せしむるとを中止せり、其後復衆を匈奴に遣はさんとす、衆言ふ、臣前年使命を奉じて彼の地に至り、匈奴の爲に拜せざりしかば、單于之を恨み怒りて兵力を以て臣を幽閉したりき、しかるに今復君命を奉じて彼の地に到りなば、必ずしのぎくじかれん、臣の身敢て愛む所に非ざれども、誠に大漢の旌節を持ち、羶裘を著る匈奴輩に對しておめ〳〵と拜するに忍びんやと、帝遂に聽されざれば、衆止む無く出發し、途中より連に上書して固く爭ひたり、是に於て詔して追ひ還さしめ、命に反きし罪を以て廷尉に引き渡し、獄舍に繋ぎたり、後に赦免に會ひて家に歸れり、其の後匈奴より中國に來る者あるを見て、帝は之に鄭衆と單于と禮を爭ひし有樣を問ひしに、皆言ふ、其の當時衆の意氣の壯んにして勇ましかりしは昔の蘇武と雖ども之に過ぎじと思はれたりと、帝始めて衆の固辭して行かざりしは全く國威を重んぜしに由れることを悟りたり、依つて復召して軍司馬と爲し、大司農に終はらしめたり、

郭巨將坑　董永自賣

舊注引二孝子傳一云、後漢郭巨家貧養二老母一、妻生二一子一、三歲、母常減レ食與レ之、巨謂レ妻曰、貧乏不レ能二供給一、共レ汝埋レ子、子可二再有一、母不レ可二再得一、妻不二敢違一、巨遂掘レ坑二尺餘、忽見二黃金一釜一、釜上云、天賜二孝子郭巨一、官不レ得レ奪、人不レ得レ取、

【字解】〔將坑〕坑は穴に埋むるなり、將に穴にせんとするの意、〔舊注〕李澣の注を指す、〔三歲〕生れて三年を過ぎて乳に離れてよりの意、〔一釜〕釜は鬴に同じ、量の名、六斗四升を容るゝなり、

【義解】舊注に孝子傳を引きて云く、後漢の郭巨といへる者は、家貧くして一人の老母を養ふにも充分に飲食を供ふこと能はざりき、しかるに妻一子を生みて三歲を過ぎ、乳にも離れ食物を欲しければ、老母は孫の可愛さに常に自ら其の食を減じて之に與へけり、巨之を見て妻に謂つて曰く、我貧乏にして母に充分供給すること能はざるに、母は又之を割きて我が子に分與す、吾れ之を見るに忍びず、よつて汝と共に子

ざるなり、依つて武と共に捕へられたる常惠といふ者陰に漢の使者に會ひ、之に敎へて匈奴に言はしめて曰く、漢の天子曩に上林苑中に射て雁を獲たり、其の雁の足に帛書の係るありて、其の書中に蘇武は現に或る沼澤の中に在るなりと記したるを見たりと、是に由つて匈奴は包み難く、遂に武を放ちたり、武還ることを得たれば、朝廷之を拜し典屬國と爲し、秩祿は二千石に相當し、且つ錢二百萬と公田二百畝と第宅一區とを賜ひて其の功に報いたり、武匈奴に留まること十九歳の久しきに亙り、始めは四十前後の强壯の身を以て出で、還るに及びては鬚髪共に盡く白くなりたり、其の後宣帝の時に至り、武が匈奴に屈せず忠節を著し、老臣たるの故を以て、毎日の出仕を免じ、一ケ月に朔日と十五日との兩日に朝せしめ、且つ之を尊び號して祭酒と稱したり、年八十餘に病卒す、其の後麒麟閣に功臣十一人の圖畫を掲ぐる時、蘇武も之が選中に入り、其の形貌に法りて畫き、其の官爵姓名を署して典屬國蘇武と記されたり、

後漢鄭衆字仲師、河南開封人、精力於學、知名於世、永平初、以明經給事中、八年遣衆持節、使匈奴、衆至北庭、虜欲令拜、衆不爲屈、單于大怒、圍守閉之、不與水火、欲脅服、衆拔刀自誓、單于恐而止、後復遣衆、衆言臣前奉使、不爲匈奴拜、單于恚恨、遣兵圍臣、今復銜命、必見陵折、臣誠不忍持大漢節對氈裘獨拜、帝不聽、衆既行、在路連上書固爭、詔追還、繫廷尉、會赦歸家、後帝見匈奴來者、問衆與單于爭禮之狀、皆言衆意氣壯勇、雖蘇武不過、復召爲軍司馬、終大司農、

【字解】〔給事中〕宮中に給事するなり、〔北庭〕單于の政廳なり、〔拔刀自誓〕刀を拔きて自殺を示し、決して拜せざることを誓ひしなり、〔恚恨〕いかりうらむなり、〔銜命〕君命を奉ずるなり、〔陵折〕陵は犯侮なり、折は屈曲なり陵折はしのぎくじくなり、〔氈裘〕匈奴を指す、匈奴は毛織の皮衣を著るを以てなり、〔繫廷尉〕廷尉に引き渡されて獄舍に繫がるゝこと、

【義解】後漢の鄭衆字は仲師、河南の開封の人なり、學問に精力を盡し、當世に名を知らる、永平の初、經に明かなるを以て宮中に給事す、八年に至り朝廷衆を遣し、旌節を持たせ匈

齧雪、與旃毛幷咽之、數日不死、匈奴以爲神、乃徙武北海上、使牧羝、羝乳乃得歸、武杖漢節牧羊、臥起操持、節旄盡落、昭帝立、匈奴與漢和親、漢求武等、匈奴詭言武死、常惠敎漢使者言、天子射上林中得鴈、足有係帛書、言在某澤中、由是得還、拜爲典屬秩中二千石、賜錢二百萬、公田二頃、宅一區、武留匈奴十九歲、始以强壯出、及還鬚髮盡白、至宣帝時、以著節老臣、令朝朔望、號稱祭酒、年八十餘卒、後圖畫於麒麟閣、法其形貌、署其官爵姓名、

【字解】〔節〕旄節なり、天子より將帥たる者の證として賜はるべき符にして、長き柄の端に龍頭の型を附け、龍口より牛毛の飾の長きを垂らしたるもの、〔匈奴〕北狄の名、〔單于〕匈奴の王の稱、〔窖〕舊くは米粟を入れ、今は空虛となれる穴倉なり、〔旃毛〕窖中に敷く所の毛席の毛なり、〔羝〕牡羊なり、〔乳〕子を孕むこと、〔操持〕把り持つなり、〔節旄〕旄節の飾の毛なり、〔上林〕長安の上林苑にして天子の御獵場なり、〔言在某澤中〕帛書中に蘇武は今に或る沼澤中に在りと記しあるなりとの意、〔二頃〕一頃は百畝なり、〔朔望〕ついたちと十五日と、〔鬚髮〕鬚は本須に作る、面毛なり、ひげ、ひげとかみと、〔麒麟閣〕前漢の宮殿の名なり、武帝、麒麟を獲たる時に此の閣を作り、其象を閣に畫きて遂に閣の名となす、後功臣の像を畫きて此の閣に掲げたり、

【義解】　前漢の蘇武字は子卿、杜陵の人なり、武帝の時に中郎將の資格を以て、旄節を持ち匈奴に使したり、匈奴の王之を降らしめんと欲し、武を捕へて大窖の中に幽閉し、絕對に飮食を與へざらしめたり、時に雪降りければ武は窖中に臥しながら雪を齧み坐席の毛と共に咽み下して飢ゑを凌ぎたり、かくして數日を經るも死せざりしかば、單于は之を神なりと思ひて之を殺すことを止め、北海の邊に徙して牡羊を牧はしめて曰く、此の牡羊子を孕みなば漢に歸ることを得しめんと難題を云ひ掛けたり、武は此にも屈せず、日々漢の天子より賜はりたる大切の旄節を杖つきて羊を牧ひ、臥すにも起つにも之を把り持ちて放たざれば、節旄爲に落ち盡きたり、かかる程に、武帝崩じ昭帝立ちて、匈奴と漢と和睦して親密になりければ、漢は前年遣はしたる蘇武等一行の返還を請求したり、しかるに匈奴は詭りて武は已に死したりと言ひて返さ

地曰、竟識袁彥道不、其通脫如此、仕爲從事中郎、

【字解】〔俊邁〕俊は千人に勝れたることなり、邁は過ぐなり、超ゆなり、俊邁は衆人に超え過ぎて意地の強きをいふ、此の二字、本傳中に見當らず、恐くは傳中の意を取りしものならん、故に世說にも陳郡袁耽、俊邁多能、とあり、〔倜儻〕倜は一に俶に作る、非常に人に異りて大志あるさまなり、〔不羈〕羈は馬の脚を繫ぎ止むる繩なり、絆なり、世事にほだされぬこと、〔博徒〕博奕を打つ仲間なり、〔負進〕負は債なり、おひめなり、かりなり、進は賭博の金錢の稱なり、負進は賭博の借金のこと、〔濟〕救ひなり、此處にては博奕に負けたる仕返しなり、〔在艱〕喪中に居ること、〔布帽〕喪帽なり、〔債主〕桓溫に金を貸したる者を指す、〔藝名〕此處にては賭博の名手なり、〔袁彥道〕彼の賭博の名手たる袁彥道の妙技といふ意なり、一說に當時の博徒は袁彥道といふを以て賭博の隱語となせりと、〔投馬〕馬は局上に陳ぶる所の骰なり、〔通脫〕己が思ひ通りに行ひて禮義に脫落せること、

【義解】　晉の袁耽字は彥道、陳郡陽夏縣の人なり、幼少より才智氣節あり、非常に人に異なりたる大志ありて世事にほだされざるを以て、當時の士人に稱揚せられたり、此の頃桓溫のまだ年少かりし時、博徒の仲間に遊び、家の資產を悉く費ひ果し、尙其の上に賭博に負けたる借金ありければ、如何にもして自ら之を償はんと思へども、其の金を出すべき方法を知らず、止むなく救を耽に求めんと欲したり、されど當時耽は喪中に在れば、承諾し得らるゝや否や疑はしけれども、試に之に告げければ、耽は元より世事に拘はらざる性なれば、何等の難義と思ふ色をも見せず、早速に諾ひ、遂に喪服を平常の服に變へ、唯喪帽のみを懷にし、溫に諾ひて溫の債權者たる家に行き賭博を始めたり、さて耽は元來賭博に於ては之に比ぶべき者無き程の名手にてありき、しかるに債主は袁彥道の名手たることは聞き及べども、其の顏は見知らぬ者なり、依つて耽は債主に謂つて曰く、卿は袁彥道の妙技を作すことを知らざるべしと、遂に局に就きて勝負を決せんとす、耽は世に名高き上手なれば、思ひの儘なる骰を振り出して頻に勝つなり、俄頃にして十萬を一度に賭くるやうになり、直に百萬の數に上りて悉く耽の勝ちとなれり、是に於て耽は馬を投げ、懷中の喪帽を探り出し、之を地に擲ち、大音聲に呼はりて曰く、今に至るまで竟に此の袁彥道を識らざりしやと、其の己が思ひ通りに行ひて世事に脫落せること概ね此の如し、復仕へて從事中郎と爲れり、

蘇武持節　鄭衆不拜

前漢蘇武字子卿、杜陵人、武帝時、以中郎將持節使匈奴、單于欲降之、幽武置大窖中、絕不飲食、天雨雪、武臥

び論語の解說を撰び、其の賞として黄金百斤を賜はる、年九十歲にして在官中に卒したり、初め勝は太后に尙書の講義を授けたりしことありければ、卒去の時、太后より錢二百萬を賜ひ、又太后自ら素服すること五日に及びて師傅の恩に報い給へり、當時學者之を以て勝の光榮となす、始め勝の講授する前に、常に諸生に謂つて曰く、士たる者は第一に經書の義に明かならざることを憂ひとせよ、經術苟も明かなれば、其の公卿の位を取ること恰も俯して地上の草芥を拾ふが如く容易なるものなり、若し經を學びて其の義に明かならざれば、早く故鄕に歸りて耕作するに如かざるなりと戒められたり、

阮簡曠達　袁耽俊邁

舊注引竹林七賢論曰、阮簡咸之從子、亦以曠達自居、父喪行遇大雪寒凍、遂詣浚儀令、令爲他賓設黍、簡食之以致淸議、廢頓幾二十年、

【字解】〔從子〕從兄弟なり、いとこなり、〔曠達〕曠は闊大なり、達は任達なり、心弘くして小節に拘はらざること、〔淸議〕淸談に同じ、老莊の虛無を主とせる論議なり、〔廢頓〕廢は擧げざるなり、頓は壞るなり、二字にてしりぞけて用ひざることなり、

【義解】舊注に竹林七賢論を引きて曰く、晉の阮簡は阮咸の從子なり、阮咸の性任達にして小節に拘はらざりしが、簡も亦曠達を以て自ら任ぜり、故に父の喪中にも拘はらず他出し、大雪に遇ひて凍え苦み、遂に浚儀縣の令官の官舍に詣れり、時に令官に賓客ありて之が爲に黍の飯を設けたりしに、簡何の憚る氣色も無く、之を食ひつゝ、淸議を試みたりとぞ、此の如き性質なれば世に用ひられざること大凡二十年にも及びしといふ、

晉袁耽字彥道、陳郡陽夏人、少有才氣、倜儻不羈、爲士類所稱、桓溫少時、游于博徒、資財俱盡、尙有負進、思自報之方、莫知所出、欲求濟於耽、而耽在艱、試以告焉、耽略無難色、遂變服懷布帽、隨溫與債主戲、耽素有藝名、債者聞之、而不相識、謂之曰、卿當不辨作袁彥道也、遂就局、俄頃十萬一擲、直上百萬、耽投馬絕叫、探布帽擲

故に丞相の致仕することは賢より始まりしなり、〔少子〕末の子なり、〔謙遜〕へりくだること、〔籝〕三四斗の量を受け納る丶竹器なり、筲に同じ、〔持重〕天下の重任を負ふこと、〔文采〕威儀堂々として文飾ある風采なり、

【義解】前漢の韋賢字は長孺、魯國鄒縣の人なり、人と爲り質朴にして欲少く、志を學に篤くして三禮尙書に兼ね通じ、待帝經を以て弟子に敎授す、世に號して鄒魯の大儒と稱せり、宣帝の時に丞相と爲りしが老病なるの故を以て致仕して退けり帝之に黃金百斤を賜ひ、又加ふるに邸宅一箇處を以てせらる、さて丞相の官は古來終身官にてありしが、其の致仕し得らるやうになりしは賢より始まれり、末子の玄成字は少翁、學を好みて父の業を修め、尤も謙遜にして士に下り、復經書に明かに達したるを以て次第に位を歷て、遂に丞相に至れり、故に鄒魯の評判に曰く、子に黃金を籝に滿たして遺るは、一部の經書の理を明かに敎へ授くるには若かざるなりと、玄成は元帝に相たること十年の間にてありき、其の間宰相として正道を守り、天下の重任を負ひて國家を泰山の安に置くといふ技量に至りては父の韋賢に及ばざれども、其の威儀の堂々として文飾ある風采に至りては遙に父に過ぎたりとぞ、

前漢夏侯勝字長公、東平人、少好ㇾ學、爲ㇾ人質朴守ㇾ正、簡易亡二威儀一、宣帝時遷二太子太傅一、受ㇾ詔撰二尙書論語說一、賜二黃金百斤一、年九十卒ㇾ官、初勝授二太后尙書一、故賜二錢二百萬一、素服五日、以報二師傅之恩一、儒者以爲ㇾ榮、始勝每講授一、常謂二諸生一曰、士病ㇾ不ㇾ明二經術一、經術苟明、其取二靑紫一、如三俛拾二地芥一、學ㇾ經不ㇾ明、不ㇾ如二歸耕一、

【字解】〔簡易〕簡畧平易なり、〔亡二威儀一〕禮儀の法とすべきもの無きこと、〔太后〕昭帝の后の上官皇后を指す、〔素服〕喪服なり、〔師傅〕傅は附なり、道を傳へ德を附する人をいふ、〔取二靑紫一〕公卿と爲るをいふ、公は金印にして其の綬は紫なり、二千石以上は銀印にして其の綬は靑なり、故に靑紫とは公卿の印綬の色にして、之を取るとは其の位に登るをいふなり、〔如三俛拾二地芥一〕俛は俯なり、地芥は地上に橫はれる草芥なり、俯して草芥を拾ふが如しとは甚だ容易なるをいふなり、

【義解】前漢の夏侯勝字は長公、東平國の人なり、幼少の頃より學問を好みて經傳に明かなり、人と爲り質朴にして正道を守り、何事にも簡略平易に行ひて少しも禮儀作法に頓着せざるなり、宣帝の時に太子の太傅に遷り、詔を受けて尙書及

り、鄰の婦人之を見て曰く、何の故に大息して悲めるぞ、子は早く夫を得んとして悲めるかと、女對へて曰く、吾れ何として嫁入せざるが爲に悲まんや、吾は魯の君老いて太子尙幼少なるを以て、第一君甍じ給はゞ國內に亂起らんかと之を憂ひて悲めるのみと、鄰婦笑ひて曰く、此は其方の憂ふべき所に非ず、當に魯の大夫の憂なり、婦女子の與に知る所に非ざるべしと、女又曰く、さにはあらず、昔晉國の旅客ありて吾家に宿り、其の馬を園中に繫ぎ置きしに、如何なる理にかあらん、馬放れて馳走り、園中を驅け廻り、吾が葵を悉く踐みにじりて、我等をして一ヶ年間葵を食はざらしめたり、又鄰の女淫奔にして人に隨ひて逃亡せり、其の家吾が兄を倩ひて追手に向はしめたりしが、會〻霖雨の大水に逢ひて溺死し、遂に吾をして終身兄無きに至らしめたり、此れ皆始めは他事の如くなれども終には己の身上に延き及ぼせる例なり、且つ吾れ聞けることあり、大河の水の潤は九里の遠に達し、漸く浸す水と雖三百歩には及ぶべしと、況んや魯國に患あらば、君臣父子皆其の辱を被り、禍必ず衆庶に及ばん、婦女子たりとて獨安ぞ逃るゝことを得んやと、其の後三年を經て、魯に案の如く內亂あり、齊楚其の虛に乘じ魯を攻めて、連りに寇を爲す、是に於て男子は皆戰鬪に從事し、婦人は糧食兵器を運び送りて少時も息ふことを得ざりきとなり、

韋賢滿籯　夏侯拾芥

前漢韋賢字長孺、魯國鄒人、爲人質朴少欲、篤志於學、兼通禮尙書、以詩教授、號稱鄒魯大儒、宣帝時、爲丞相、以老病乞骸骨、賜黃金百斤、加第一區、丞相致仕自賢始、少子玄成字少翁、好學修父業、尤謙遜下士、復以明經歷位至丞相、故鄒魯諺曰、遺子黃金滿籯不如一經、玄成相元帝十年、守正持重、不及父、而文采過之、

【字解】〔質朴〕ありのまゝにして飾り氣無きこと、〔乞骸骨〕骸骨はほねにして身體といふに同じ、官に仕へば身體は君に捧げたるものなれば、其の官を辭する時には君に對して吾がほねを賜はりたしと願ふなり、故に自ら官を退くことを骸骨を乞ふといふなり、〔百斤〕十六兩を一斤と爲す、百斤は一千六百兩なり、〔第一區〕第は邸宅なり、列侯に邸宅を賜ふに甲乙の次第あり、故に邸を第といふ、邸宅一箇處といふこと、〔丞相致仕自賢始〕丞相は則闕の官とて其の人無ければ之を闕きて置かざるを例とす、故に此より前は丞相となれば終身其の位に居るなり、但し職を免ぜられ或は誅に遇ふ者は例外とす、

思ひ、先づ沐浴して衣裳を加へんと欲す、女曰く、此の姿にて王に見えたれば、今容を變へ服を更めなば、反つて見違へられんと、是に於て故の儘にて使者に隨ひ宮に入れたり、閔王之を后と爲す、是れより宿瘤の内助の功顯れ、令を出して宮室を卑くし、池澤を埋め、膳部の美食を損し、逸遊の音樂を減じ、後宮の美人には衣服に色采を重ぬることを得ざらしめしなど、一ヶ年の間に、其の德化鄰國にまで行はれ、諸侯の齊に朝するものあるに至れり、又韓魏趙の三晉を㥘し、秦楚の大國をも懼れしめたり、是れ皆宿瘤の與かりて力ありし所なり、宿瘤死して後は政亂れたれば、燕は遂に齊國を屠り盡し、閔王亦逃亡して外國に於て弑せられたりといふ、

古列女傳、魯漆室邑之女、過時未適人、當穆公時、君老太子幼、女倚柱而嘯、鄰婦曰、何嘯之悲、子欲嫁耶、女曰、吾豈爲不嫁而悲哉、吾憂魯君老而太子幼也、鄰婦笑曰、此魯大夫之憂、婦人何與、女曰、不然、昔晉客舍吾家、繫馬園中、馬佚馳走、踐吾葵、使我終歲不食葵、鄰女奔隨人亡、其家倩吾兄行追之、逢霖水出溺死、令吾終身無兄、吾聞河潤九里、漸洳三百步、夫魯國有患、君臣父子皆被其辱、禍及衆庶、婦人獨安所逃乎、居三年、魯果亂、齊楚攻之連有寇、男子戰鬭、婦人轉輸不得息、

【字解】〔過時〕嫁入時を過ぐるなり、〔嘯〕ためいきをつくなり、ウソブクと訓む、〔君〕魯の穆公を指す、〔馬佚〕佚は逸に同じ、馬はなれ走るなり、〔奔〕父母の命を待たずして夫婦の契をなすこと、淫奔なり、ハシルと訓む、〔倩〕暫く雇ふなり、ヤトヒと訓む、〔霖〕三日以上降り續く雨、ながあめなり、〔河潤九里、漸洳三百步〕河潤は大河の水のうるほひなり、漸洳は水の漸次に不濕の地を浸すことなり、大河の水の潤は九里の遠に達し、漸く浸す水と雖三百步に及ぶなり、是れ魯國の憂延きて衆庶に及ぶべしとの譬なり、〔轉輸〕糧食兵器をはこび送ること、

【義解】古列女傳に曰く、魯の漆室邑の女に、嫁入時を經過して未だ人に適かざる者あり、穆公の時に當り、穆公は年老い太子は尙幼少なりければ、此の女柱に倚りかゝりて大息せ

教而隨王、是奔女也、王安用之、王大慙、遣歸、使使者奉禮加金百鎰、往聘贈之、父母驚惶、欲洗浴加衣裳、女曰、如是見王、變容更服不見識也、於是如故隨使者至、閔王以爲后、出令卑宮室、塡池澤、損膳減樂、後宮不得重采、期月之閒、化行鄰國、諸侯朝之、侵三晉、懼秦楚、宿瘤有力焉、及死後、燕遂屠齊、閔王逃亡而弒於外、

【字解】〔頸〕頭莖なり、くびなり、〔瘤〕肉の腫れ起る病、こぶなり、〔宿瘤〕宿は素なり、素昔よりあるこぶといふ意なり、〔寡人〕諸侯の自稱にして德寡き人といふ意なり、〔妾〕女の自稱なり、〔屬之不二〕一心に違はじと守ること、〔謂何〕謂は猶爲の如し、此の外又何をかせんとの意なり、〔後乘〕後車なり、〔奔女〕婚禮を擧げずして男女の交を結ぶ女、淫奔の女なり、〔鎰〕二十兩なり、〔驚惶〕おどろきおそるゝなり、〔塡〕埋むるなり、〔重采〕衣服に色采を重ぬるなり、〔期月之閒〕滿一ヶ年の閒なり、〔三晉〕韓、魏、趙なり、〔屠〕殺し盡すこと、ホフルと訓む、

【義解】　古列女傳に曰く、齊の閔王の后は頸に大いなるこぶあるを以て異名を付けて宿瘤といへり、初め閔王出遊して東郭の地に至りし時、諸侯の御通りを拜せんとて百姓盡く出でて之を拜觀せり、しかるに宿瘤唯獨り脇目もふらず一心に桑を採ると故の如し、王之を見て不審に思ひ問ひて曰く、寡人出で遊べば百姓共は若きも老人も皆來りて觀るに、汝一度も目を移さざるは何ぞやと、對へて曰く、妾は桑を採れよとの父母の敎こそ受けたれ、大王を觀よとの敎は受け居らねば視ざるなりと、王曰く、此れは奇しき女なり、されど惜しきは宿瘤あることなりと、女曰く、賤しき妾の職は一心にして二心を持たぬことに在り、妾の中心に忘れずして守る所あれば、此の外の事は一も苦しき所は無きなり、故に宿瘤あるとも何とも思はぬなりと答へたり、王大いに悅びて曰く、此れ賢女なりと乃ち後車に命じて之を載せ伴ひ歸らんとす、女曰く、父母內に在ます、しかるに妾をして父母の許可無くして王に隨はしめば、是れ淫奔の女とならしむるなり淫奔の女を一國の王として安んぞ用ひんやと、王大いに慙ぢ一先づ家に歸らしめ、後より使者をして婚禮の儀式に從ひ、且つ黃金百鎰を加へ、其の家に往き改めて聘して此等の幣物を贈らしむ、父母之を見て片輪の女が后になるかと驚き惶れたり、されど君に召し出さるゝなれば、此の儘にては惡しかりなんと

陷、寶等率左右突圍出、赴江死者六千人、寶亦溺死、初寶在武昌、軍人有於市買得一白龜長四五寸、養之漸大放諸江中、邾城之敗、養龜人被鎧持刀、自投於水中、如覺墮一石上、視之乃先所養白龜、長五六尺、送至東岸、遂得免焉、

【字解】〔溺死〕おぼれしぬること、〔被鎧〕よろひをきるなり、

【義解】晋の毛寶字は碩眞、榮陽郡陽武縣の人なり、征虜將軍豫州刺史に進み、西陽太守の樊峻と一萬人の軍兵を以て邾城を守る、時に石虎一萬の騎兵を遣して邾城を攻めしめたれば、城遂に陷りて寶等は左右の手兵を率ゐ漸く圍を突き破りて脱出し、揚子江を渡らんとして死する者六千人に及び、其の時寶も亦おぼれ死にたり、初め寶の武昌に在りし時、其の軍人に市中に一つの白龜の四五寸なる者を買ひ來り之を養ふ者あり、段々大きくなりたれば、之を揚子江に放ちたり、後邾城の戰破れ龜を養ひし軍人は鎧を被刀を持ちたるまゝ、自ら水中に投ぜしに、一の石上に墮つるかと覺ゆるが如し、能く〳〵之を視れば先きに養ひ放ちし白龜の五六尺に成長せし者にてありき、依つて、之に送られ東岸に至り遂に萬死に一生を得たりといふ、

按ずるに、注文に據れば白龜を養ひしは、毛寶に非ずして其の部下の軍人なり、故に本文の毛寶白龜とは毛寶の軍人の白龜と見るべきなり、

宿瘤採桑　漆室憂葵

古列女傳、齊閔王之后、頸有大瘤、號曰宿瘤、初閔王出遊、至東郭、百姓盡觀、宿瘤採桑如故、王怪問曰、寡人出遊、百姓無少長、皆來觀、汝不一見何也、對曰、妾受父母教採桑、不受教觀大王、王曰、此奇女、惜哉宿瘤、女曰、婢妾之職、屬之不二、予之不忘、中心謂何、宿瘤何傷、王大悅曰、此賢女也、命後乘載之、女曰、父母在内、使妾不受

四枚與寶、令君子孫潔白位登三事、當如此環矣、寶哀平世隱居教授、王莽徵之、遂逃遁、光武高其節、公車特徵不到、子震、安帝時爲太尉、震子秉、桓帝時爲太尉、秉子賜、靈帝時爲太尉、賜子彪、獻帝時爲太尉、魏文帝時、復爲太尉、震至彪四世太尉、德業相繼、

【字解】〔黃雀〕雀の子なり、雀の子は啄黃なり、故に黃雀といふ、〔鴟梟〕ふくろふなり、〔摶〕擊なり、ウツと訓む、〔墜〕落なり、〔螻蟻〕螻はけらなり、蟻はありなり、〔巾箱〕手拭櫛などを納るゝ箱なり、〔黃花〕菊花なり、菊は延命の藥なるを以て之を食はしむ、〔救拯〕すくひたすくるなり、〔成濟〕成長を遂げたること、〔三事〕三公なり、

【義解】續齊諧記に曰く、楊寶は年九歲の時華陰山の北に至り、一つの雀の子が鴟梟に摶たれて樹の下に落ち、けらありに困めらるゝを見たり、寶之を不憫に思ひ取りて持ち歸りて巾箱の中に置き、唯菊花のみを食はしめたりしが、百餘日にして毛羽全く成り整ひて飛び去りたり、其夜黃衣を著たる一人の童子來りて、寶に向ひ再拜の禮をなし謂つて曰く、我は西王母の使者なり、君が仁愛厚き志に由つて我が大難を救ひ援けられ、且つ之が成長を遂げしめたるを寶に深く感謝するなりと、白き環四枚を取り出して寶に與へて又曰く、君の子孫の心の潔白なることは此の環の如く、其の位は三公に登り、其數は此の環の數と同じく四人に達すべからしめんと云ひて搔き消す如く失せにけり、寶は漢の哀帝平帝の世に官に仕へず隱居して弟子に教授せり、新の王莽之を徵せども、元より莽の行跡に不平なりければ遂に逃れ隱れて應ぜざりき、後漢の光武帝寶が節操の高きに感じ公車の令に命じて特に之を徵したれども亦遂に到らずして家にて命を終はりたり、彼の西王母の使の云ひし如く、寶の子の震は後漢の安帝の延光二年に三公の一なる太尉と爲り、震の子の秉は桓帝の延熹五年に太尉と爲り、秉の子の賜は靈帝の光和五年に太尉と爲り、賜の子の彪は獻帝の興平元年に太尉と爲り、魏の文帝の時に復太尉と爲れり、かく震より彪に至るまで四代相續きて三公と爲り、其の盛德功業相繼ぎて何れ劣らぬ名相となりしも、是れ皆楊寶が仁愛の致す所ならんとなり、

晉毛寶字碩眞、滎陽陽武人、進征虜將軍豫州刺史、與西陽太守樊峻、以萬人守邾城、石虎遣一萬騎攻之、城

也、

【字解】〔尙〕天子の女を娶ること、〔傅粉〕傅は付なり、粉は鉛粉なり、傅粉はおしろいをつくるなり、〔湯餅〕餅は餅に同じ、熱湯に煮たる麪なり、饂飩の類をいふ、〔轉〕愈、轉り進みて甚しくなる意、ウタタと訓む、〔巾〕てぬぐひなり、〔皎白〕透き通れるが如く白きこと、

【義解】魏志に曰く、何晏字は平叔、南陽郡宛縣の人なり、金郷公主を娶り、吏部尙書、駙馬都尉と爲れりと、世說に曰く、平叔は容姿美しく、顏色殊の外白し、明帝其の餘りに白きは白粉を付け居ることかと疑ひ、之を試めさんとて夏の暑き日に、煮たてたる溫飩を食はしめしに、汗出でければ巾を以て顏を拭へり、之を見るに白粉を付けたるにはあらで愈、透き通れるが如き白き色となれりとぞ、

晉杜乂字弘治、成恭皇后父也、性純和美姿容、有盛名於江左、王羲之目之、膚若凝脂、眼如點漆、此神仙之人也、桓彝亦曰、衛玠神淸、杜乂形淸、仕爲丹陽丞、

【字解】〔純和〕純は純粹にして私智邪念の雜はらざるなり、和は溫和なり、〔江左〕江東に同じ、卽ち東晉の朝をいふ、東晉は揚子江の東南建鄴に都を奠めたればいふ、〔目〕稱なり、トナヘテと訓む、〔凝脂〕こりたるあぶらなり、〔點漆〕白きものに付けたる一點の黑漆なり、〔神淸〕心魂の淸淨なること、〔形淸〕形體の淸淨なること、

【義解】晉の杜乂字は弘治、成恭皇后の父なり、性質私智邪念を含まず頗る溫和にして姿容殊の外美麗なり、かく形といひ心といひ何れも人竝勝れたる人なれば、其の盛名江左に著はれたり、王羲之も之を稱へて膚は凝たる脂の如く光澤ありて白く、眼は白き者にうるしを付けたるが如く黑白分明にしていと淸し、此れ實に凡俗を脫したる神仙界の人なりといへり、桓彝も亦之を評して、衛玠は心魂淸淨なり、杜乂は形體淸淨なりといへり、後に仕へて楊州丹陽郡の丞となれりとぞ、

楊寶黄雀　毛寶白龜

續齊諧記、楊寶年九歲時、至華陰山北、見黄雀爲鴟梟所搏、墜於樹下、爲螻蟻所困、寶取之以歸、置巾箱中、唯食黄花、百餘日毛羽成、乃飛去、其夜有黄衣童子、向寶再拜曰、我西王母使者、君仁愛救拯、實感成濟、以白環

しき次第によりて、舊弟子をして新弟子に相授けしむるを以て、末席の者は仲舒の面を見ることを得ざる者あり、蓋し仲舒は三年間も園圃を窺ひ視ざりしといふ程にて、其の學に專にして精力の絕倫なること此の如きなり、又進むも退くも容貌も居止も悉く禮法に叶はざれば行はざるを以て、時の名ある學者までも皆仲舒を師として尊べり、武帝の時に賢良に擧げられて難問に對策し、江都の相となりて易王に事へたり、此の王は武帝の兄にして、性質元より驕り高ぶりて勇氣を好めり、しかるに仲舒は禮儀を以て王の性質をため正したれば、王も遂に仲舒を敬ひ重ずるに至れり、さて仲舒の國を治むるには、春秋に著はれたる天災地異の變事の例を以て、陰陽二氣の相錯り行はるゝ原因を推し究めて、四時の寒暑風雨を調和するなり、例へば旱魃にて雨を欲する時には、諸陽を閉ぢて諸陰を開き放てば雨立ろに降り、又雨を止めんと欲せば是に反する處置にて晴天となるが如く、之を行ひて欲する所を得ざるといふこと無きなり、當時公孫弘亦春秋を治めて通達せりと雖、仲舒には及ばざるなり、しかるに世に用ひられ天下の政事に與らんことを希ひ、其の位公卿に至れり、仲舒は弘を以て君の志に從ひ諛ひ阿る者として之を疎ずれば、弘亦仲舒の材德を嫉みそねみて、之を武帝に上言して膠西王の相と爲らしめたり、此の王も亦武帝の兄にて、其の性極めて我儘なり、されど仲舒が當代の大儒なるを聞き、善く之を優遇したり、此の如く仲舒は凡て江都、膠西の兩國の驕り奢れる主君に宰相となりしと雖、自ら身を正して下民に德を布き、主君の爲めには數〻上書して其の行跡を諫め爭ひ、國中には聖賢の敎を傳へ示すなど、仲舒が居る所にして治まらぬ處は無きなり、位を去り家居するに及びても、家の産業などは少しも念頭に置かず、專ら學を修め書を著すことを以て事となせり、朝廷に國家の大議ある場合には特に使者を仲舒の家に遣して之を諮問せらるるなり、其の對は皆後世に傳ふべき明白なる法度にあらざる無し、魏其侯武安侯の宰相と爲りてより、世漸く儒術を隆んにせしが、仲舒の對册するに及びて益〻孔夫子の道を推し廣めて世に明かにし、諸氏百家の邪説を抑へ黜けたり、又學校の官を立て、州郡より茂才孝廉を擧ぐるやうに爲ししは、皆仲舒が建議せしより起りしなり、彼は天壽を以て其の家に終はれり、後に居を茂陵に徙し、子及び孫皆大官に至りしといふ、

平叔傅粉　弘治凝脂

魏志、何晏字平叔、南陽宛人、尙金鄕公主、爲吏部尙書、駙馬都尉、世說曰、平叔美姿、面至白、明帝疑其傅粉、夏月令食湯餅、汗出、以巾拭之、轉皎白

其精如此、進退容止、非禮不行、學士皆師尊之、武帝時、擧賢良對策、爲江都相、事易王、王帝兄素驕好勇、仲舒以禮誼正、王敬重焉、治國以春秋災異之變、推陰陽所以錯行、求雨閉諸陽、縱諸陰、其止雨反是、行之得所欲、公孫弘治春秋、不如仲舒、希世用事、位至公卿、仲舒以弘爲從諛、弘嫉之、乃言之於上、使相膠西王、王亦帝兄尤縱恣、聞仲舒大儒、善待之、凡相兩國驕主、正身以率下、數上疏諫爭、敎令國中、所居而治、及去位、不問家產業、以修學著書爲事、朝廷有大議、使使者就問之、其對皆有明法、自魏其武安侯爲相、而隆儒、及仲舒對冊、推明孔氏、抑黜百家、立學校之官、州郡擧茂才孝廉、皆自仲舒發之、以壽終家、徙茂陵、子及孫皆至大官、

【字解】〔春秋〕經書の名、〔傳以久次〕學業を傳ふるに、弟子となりたる年月の久しき次第によりて、兄弟子は弟弟子に順々に相授け、新弟子は親しく仲舒に見えざること、〔容止〕かたちづくりとふるまひとなり、〔學士〕名ある學者なり、〔賢良〕漢代に人を試驗して登用せし科目の名なり、〔對策〕科目に應ずる者が政事經義等の問題に對して答ふること、〔禮誼〕誼は義に同じ、禮義なり、〔錯行〕まじはり行はるるなり、〔閉諸陽縱諸陰〕閉はとづなり、縱は開き放つなり、諸の陽に向ふ南門を閉ぢて火を擧ぐることを禁じ、諸の陰に向ふ北門を開きて水を人に灑ぐが如き類をいふ、〔從諛〕君の志に從ひてへつらひおもねるなり、〔縱恣〕我儘なるなり、〔待之〕仲舒を優遇するなり、〔明法〕明白なる法度なり、〔對冊〕冊は策に通ず、對策に同じ、〔孔氏〕孔夫子の道といふ意なり、〔茂才〕科目の名なり、秀才に同じ、〔孝廉〕科目の名なり、能く父母に事へ、志操廉潔なる者をいふ、

【義解】前漢の董仲舒は廣川縣の人なり、幼少の頃より春秋を治めて其の奧義に達し、孝景帝の時に博士と爲れり、非常なる篤學家にして常に經書を講じ誦むに帷を下して心を散ぜざるやうにし、弟子に學業を傳ふるにも入學の年月の久

賜はせたり、

王充閲市　董生下帷

後漢王充字仲任、會稽上虞人、家貧無書、常遊洛陽市肆、閲所賣書、一見輒能誦憶、遂博通衆流百家之言、仕郡爲功曹、充好論説、始若詭異、終有理實、以爲俗儒守文、多失其眞、乃閉門潛思、絶慶弔之禮、戸牖牆壁、各置刀筆、著論衡八十五篇、釋物類同異、正時俗嫌疑、刺史辟爲從事、轉治中、自免還家、肅宗詔公車徵不行、

【字解】〔市肆〕市中の店なり、〔閲〕見るなり、ケミスと訓む、〔誦憶〕そらんじおぼゆるなり、〔詭異〕怪しく異なること、〔潛思〕深く考ふるなり、〔慶弔〕祝儀と不祝儀と、〔戸牖〕窓のこと、〔牆壁〕かきのかべ、〔刀筆〕此處にては單に筆と見るべし、古は竹簡に漆書し、誤謬あれば刀にて削れり、故に刀と筆とは離すべからざるものとなせり、〔嫌疑〕うたがひまどへること、〔公車〕本は門の名なり、公車の聚まる所なるを以て名とす、後に宮殿の司馬門に出入する者を檢し、又は天下の上事及び徵召などを總領する官署となれり、

【義解】　後漢の王充字は仲任、會稽郡上虞縣の人なり、學を好めども家貧く書籍無ければ、常に洛陽の市中書店に遊び、其の賣る所の書卷を買ひ取る體にて見盡し一わたり見れば能くそらんじおぼえ、遂に衆流百家の言説に通達せり、郡に仕へて功曹と爲る、充は論説を好み、其の論議する所、始めは如何にも奇怪の如く聞こゆれども、終には道理に合ひて誠實なる言説となるなり、又常に以爲らく、俗儒共は唯文章語句のみ墨守し、多くは其の道理を失へりと、よつて乃ち自ら門を閉ぢ深く考へ、祝儀不祝儀の禮を行はず、窓といはず、牆壁といはず、處々に筆を備へ置き、心に浮び出でたる事柄を逐一記して、論衡八十五篇を著したり、其の論ずる所は凡ての物類の同異を解釋し、世間の疑ひ迷へる事を正しくして學者の參考となせり、此の如く學材衆に秀でたれば、刺史の董勛に辟されて從事と爲れり、後轉じて治中と爲る、此より身を官爵に寄するを厭ひ、自ら免がれて家に還りて其の志を養へり、肅宗公車の令に詔して充を徵せども、遂に行かざりき、

前漢董仲舒、廣川人、少治春秋、孝景時爲博士、下帷講誦、弟子傳以久次相授業、或莫見其面、蓋三年不窺園、

主廼有嬖女、今欲同輦、得無近似之乎、上善其言而止、太后聞之、喜曰、古有樊姬、今有班倢伃、後趙飛燕、譖告許皇后與倢伃挾媚道、祝詛後宮、詈及主上、考問倢伃、對曰、妾聞死生有命、富貴在天、修正尙未蒙福、爲邪欲以何望、使鬼神有知、不受不臣之愬、如其無知、愬之何益、故不爲也、上善其對、憐閔之、賜黄金百斤、

【字解】〔三代末主〕夏の桀王、殷の紂王、周の幽王なり、〔嬖女〕氣に入りの女、〔譖告〕そしりつぐるなり、〔媚道〕こびを求むる道なり、〔祝詛〕鬼神に祈りてのろふなり、〔考問〕罪跡を問ひ究むるなり、〔死生有命富貴在天〕論語顔淵篇に出でたる語なり、命といひ天といふは互文にして同じく天命のことなり、死ぬるも生くるも、富むも貴くなるも、皆天命の然らしむる所にして人の之を左右すること能はざるものなること、〔不臣之愬〕愬はうつたへなり、主上を詛ふ不忠者のうつたへなり、〔不然〕祝詛せざることなり、

【義解】前漢の成帝の寵姬の班倢伃は、越騎校尉の班況の女なり、成帝後苑に出で遊び、或る時班倢伃を寵愛するの餘り、輦に同じく乘らしめんとす、之をことわりて曰く、古の圖畫を見るに、賢聖の君主は皆有名なる臣ありて其の側に在り、しかるに夏の桀王、殷の紂王、周の幽王の繪には、何れも其の側に氣に入りの女の侍べれるなり、今陛下は妾と輦を同じくせんと思し召すは、此等の暗主に似ざらんと欲するも得べけんやと、上其の言ひ分を善として中止したりとぞ、太后之を聞きて喜びて曰く、古に樊姬といへる賢婦ありたりき、今は班倢伃有りて之に敵することを得んと、其の後趙飛燕寵を得て、許皇后と倢伃とは其の愛漸く薄くなれり、然るに趙飛燕は反つて許皇后と倢伃とは媚を求むるの道を心中に挾み、後宮の美人を殺さんとて、鬼神に祈り詛ひ、且つ其の詈り主上にまで及べりとそしり告げたり、依つて倢伃の罪跡を問ひ究めしに、對へて曰く、妾嘗て死ぬるも生くるも命有り、富むも貴くなるも天に在りと聞けり、故に正直を以て身の行を修むるも尙未だ幸福を蒙らざるなり、況んや邪惡をなし何を以て幸福を望むことを欲せんや、鬼神は天に在て人の邪正を知り給ふらん、若し之をして知ること有らしめば必ず主上を祝詛するなどの不忠者の愬はよも受け給はざるべし、若し其れ知ること無くんば之を愬ふるとも何の益も無きことなり、故にかゝる祝詛などは絶對に爲さざりきと辨明せり、上其の對を善とし、且つ之を憐み不閔として黄金百斤を

大いに悅びて之が歌を作りて曰ふに、其の德仁慈にして明白なる郭喬卿、朝廷に事ふること忠正なるを以て上下太平なりと、顯宗皇帝諸國を巡狩して南陽郡に到り、郭賀が善政は聞きしに優れるを叡覽ありて殊の外嗟歎せられ、刺史の官に在る者に、賜ふに三公の服する黼黻冕旒を以てし、且つ敕して荆州の部落を行る時には、其の車の前のとばりを去り、百姓をして其の容貌服飾を見せしめて、賀が有德を章はせり、故に賀が經過する每に、其の部落の官吏士人等は互に指し示し合ひて、之を以て非常の光榮とせざる者無きなり、後河南の尹に拜し其の政淸靜なるを以て稱せられたり、

馮媛當熊　班女辭輦

前漢元帝馮昭儀、左將軍奉世女、平帝祖母也、拜倢伃、內寵與傅昭儀等、上幸虎圈鬭獸、後宮皆坐、熊佚出圈攀檻欲上殿、左右貴人傅昭儀等皆驚走、倢伃直前、當熊而立、上問、人情驚懼、何故前當熊、對曰、猛獸得人而止、妾恐熊至御坐、故以身當之、上嗟嘆、倍敬重焉、

【字解】〔昭儀〕女官の名、〔倢伃〕女官の名、〔內寵〕後宮內の寵愛をいふ、〔虎圈〕虎を鬭はす閑なり、〔攀檻〕てすりをよぢ上るなり、〔貴人〕女官の名、〔當熊而立〕熊の前に立ち塞がるなり、

【義解】前漢の元帝の後宮に仕へし馮昭儀は、左將軍の馮奉世の女にして、平帝の祖母なり、元帝の寵遇日に厚きを以て倢伃に拜し、後宮內の寵愛は傅昭儀と相匹敵せり、上嘗て虎を鬭はす閑に行幸して猛獸の嚙み合を御覽ぜられたり、後宮の女官等皆之に陪從して左右に坐す、時に熊圈より逸出して檻を攀ぢ、當に殿上に升らんとす、上の左右、貴人、傅昭儀等皆大いに驚きて逃げ走れり、倢伃直に前み出で、熊に當つて其の前にスックと立ち塞がりたり、上問ひて曰く、人情として驚き懼るゝに汝何故に自ら前みて熊に當りしぞと、倢伃對へて曰く、猛獸は人を得て後其の暴威を止むると承はりぬ、妾は熊の御坐に至らんことを恐れしが故に、身を以て之に當りしなりと、上深く感じて嗟嘆し、倍之を敬し重んじたりきとなり、

前漢成帝班倢伃、越騎校尉況之女、帝游後庭、嘗欲同輦載、辭曰、觀古圖畫、賢聖之君、皆有名臣在側、三代末

車を御する者に命じてとばかり褰げしめたり、是によりて百城の太守縣令等、皆琮の氣風を聞きておそれわなゝき、其の諸の賄賂を收め、政を過ちたる者共は琮の仕方を望み見て、官の印綬を解きて去りしとなり、初め中平元年に交阯の屯兵反したれば、朝廷の有司等は琮を推し薦めて交阯の刺史となせり、よつて琮は交阯に到りて其の反逆したる狀態を訊問せしに、皆年貢の取り立重く、民生活に安んぜず、止むを得ずして盜賊となりしといふ、琮乃ち告示を揭げ、各〻其の生業に安んぜしめ、田宅荒廢して人民の離散せる者を招きて撫でいつくしみ、徭役を除き免じたり、是に於て百姓其の恩澤によりて安んずることを得たり、よつて歌を作りて曰く、賈父の來ること晩かりき、故に我等をして先に心ならずも反せしめたり、今此の如く清く平かに治まれるを見る、是れ皆賈父の賜なれば、一飯たりとも粗かに食すべからずと、交阯の刺史の職に從事すること三年を經て、其の治蹟の顯著なること、十三州の第一位たりきといふ、

後漢郭賀字喬卿、雒陽人、建武中爲尚書令、曉習故事、多所匡益、拜荊州刺史、到官有殊政、百姓便之、歌曰、厥德仁明、郭喬卿、忠正朝廷上下平、顯宗巡狩到南陽、特見嗟歎、賜以三公之服黼黻冕旒、敕行部去襜帷、使百姓見其容服、以章有德、毎所經過、吏人指以相示、莫不榮之、拜河南尹、以清靜稱、

【字解】〔露冕〕冕冠を車中より見はすこと、〔曉習〕さとり達するなり、〔故事〕昔時ありし事、ふるごと、又國家の舊典、〔匡益〕たゞしますなり、〔殊政〕從來の刺史の政と異なりたる政事をいふ、〔巡狩〕天子の諸國を巡ぐること、〔三公之服〕袞冕をいふ、袞とは袞衣にして卷龍の模樣を附けたる衣なり、冕の解後に出づ、〔黼黻〕袞衣の裳なり、繡する模樣によりて名を異にす、卽ち黼は斧の形の若く、黻は兩己相背くが如し、〔冕旒〕冕は冠の名、長さ一尺六寸、廣さ八寸の板を帛にて包み、上を玄色にし、下を纁色にし、前後に旒の垂れたるもの、旒は冕の前後に垂れたる玉の名なり、位によりて玉の數を異にす、天子は十二旒上公は九旒なり、〔行〕メグルと訓む、〔襜帷〕車の前のとばり、〔清靜〕無爲にして煩はしからざること、

【義解】後漢の郭賀字は喬卿、雒陽の人なり、建武中に尚書令と爲り、國家の舊典にさとり達して正し益す所多かりき、後に南方荊州の刺史に拜し、其の官府に到りて從來の刺史の政と異なる政事を行ひしかば、百姓之を便宜なる政道として

らず、曾孫の大位に卽きてよりは、尙口をつぐみて前に盡したる恩惠を言はざりき、後に至り宣帝人に問ひて吉が已に舊恩を施しながら、今に至るも自ら其の功を言はざりしを知り、益、其の人物に感じて大いに賢者なりと稱し、詔を下して博陽侯に封じたりきとぞ、

賈琮褰帷　郭賀露冕

後漢賈琮字孟堅、東郡聊城人、靈帝時爲冀州刺史、舊典、傳車驂駕、垂赤帷裳、迎於州界、及琮之部、升車言曰、刺史當遠視廣聽糾察美惡、何有反垂帷裳以自掩塞乎、乃命御車褰之、百城聞風竦震、其諸臧過者、望風解印綬去、初交阯屯兵反、有司擧琮爲刺史、琮到部、訊其反狀、咸言、賦斂過重、民不聊生、故聚爲盜賊、琮乃告示、各使安其資業、招撫荒散、蠲復徭役、百姓以安、歌曰、賈父來晚、使我先反、今見淸平、吏不敢飯、在事三年、爲十三州最、

【字解】〔舊典〕古きしきたりをいふ、〔傳車〕馬繼場の車馬、卽ち驛遞なり、〔驂駕〕車に三馬を駕すること、〔帷裳〕上には蓋あり、四方には垂れ下がれるとばり、童容ともいふ、〔遠視〕遠く國內の人情風俗を視ること、〔廣聽〕四方の訟を聽くなり、〔掩塞〕おほひふさぐこと、〔褰〕カヽグと訓む、〔竦震〕おそれをのゝくなり、〔臧過〕臧は贓に通じて賄を納るゝことなり、過は政事の過失なり、〔訊〕問ふなり、〔賦斂過重〕年貢の取り立ての非常に重きこと、〔不レ聊レ生〕聊は安んじ樂むなり、生活に苦むこと、〔資業〕生業に同じ、〔荒散〕田宅荒廢して人民離散すること、〔蠲復〕除き免ずるなり、〔賈父〕父は尊稱なり、賈琮を尊敬していふ、〔在レ事〕刺史の事に從事するをいふ、

【義解】後漢の賈琮字は孟堅、東郡聊城縣の人なり、靈帝の時に冀州の刺史と爲る、此の冀州には古き慣例として刺史の入部する時には、必ず三頭立ての車馬を仕立て、其の車に赤きとばりを垂れて、州界にまで出迎ふるを常とせり、故に琮の入部するにも此の車馬にて迎へたりければ、琮車に升りて問ふに、刺史と云ふ職は、當に近く國內の人情風俗を視、四方の訟を聽き、其の美惡を糾すべきものなり、其れに何ぞや反つてとばりを垂れ自ら掩ひ塞ぐと云ふことあらんやとて、乃ち

殺さんとせりといへり、由って太子及び其の連累者を認めらるゝ者は皆無實の罪に陷りて獄に下されたり、之を巫蠱の事といふ、〔皇曾孫〕武帝のひまご、卽ち衞太子（戻太子）據の孫にして後に宣帝と爲る、〔衞太子事〕上述巫蠱の事に同じ、〔內謁者令〕郭穰なり、〔劾奏〕人の罪を調べて天子に奏聞すること、〔曾孫〕宣帝なり、〔視遇〕看病すること、〔遭遇〕此處にては大位に卽きし時をいふ、

【義解】　前漢の丙吉字は少卿、魯國の人なり、宣帝の時に丞相と爲れり、或る時外出して道を掃除する者共相鬪爭して死傷する者の道路に橫たはるに出逢ひたり、吉之を見ながら此處を通り過ぎて詮議すること無し、其より前み行くに人の牛を逐ひて行くに逢ふ、其の牛息づかひ急しく舌を吐きて苦しげなりければ、吉車を駐め騎吏をして牛を逐ふこと已に幾里なりしぞと問はしめたり、掾史心中竊におもふに、丞相は前には人の死傷せるを見て問はず、後には牛の喘げるを見て問へり、是れ前後其の問を失へりと、或る人は此の二事を以て吉を譏れり、吉の曰ふに、人民鬪爭して互に相殺傷せるは、是れ長安の令、京兆の尹の官職が、豫め制し止め備へ戒め置き、殺傷發生後は直に追逐又は逮捕すべきものなり、丞相の職たる、一歲の終に諸司奉公の上功と下功とを計へ調べ、之を天子に奏聞して賞罰を行ふのみなり、故に一國の宰相たる者は小事を親らにせざれば、道路に於て人民相互の爭ひなどを問ふべきものにあらざるなり、今春に方り少陽の氣の行はるゝ時なれば、未だ盛夏の如く太だ熱からざる筈なり恐らくは彼の牛は近くより牽ゐ來りしに、暑氣已に萠せるを以ての故に此の如く喘げるが、是れ實に時氣の節を失ひ、人を傷め物を害すると有らんがと心配するなり、抑も三公は陰陽四時の氣節を調和することを典る者なり、是れ我が職の當に憂ふべき所なるを以て牛の喘ぎを問ひし所以なりと、掾史乃ち感服して以爲らく丙丞相は政の大體を知れりと稱へたり、初め吉廷尉監と爲りて巫蠱の事を郡邸の獄に治めたり、時に宣帝生れて僅に五六ヶ月許りの嬰兒なれども、武帝の曾孫にして巫蠱の主謀者と目せらるゝ衞太子の孫なれば、其の骨肉の間柄なるを以て罪せられて獄中に繫がれたり、吉は其の幼兒の辜なきを哀み、謹み深くして鄭重なる女共を擇びて之を保んじ養はしめたり、武帝は氣を望む者より獄中に天子の氣の立ち上るありと聞き、使を遣して獄中の囚人を盡く殺さしむ、內謁者の令の郭穰といふ者獄に到れば、吉堅く門を閉ぢて之を拒ぎて曰く、他人だも巫蠱の事に係りて無實の罪に死するは不可なり、況んや此の天子の曾孫をやと、遂に入らしめざりき、郭穰吉の敕を奉ぜざるを劾奏す、上其の事の無實なりしを寤り、因って天下に令して悉く之を赦免したり、之に於て郡邸の獄に繫がるゝ囚人は皆吉の一言に賴りて死を免れ、其の恩四海に及びぬ、曾孫病みて數ゝ死に瀕せり、吉心を盡し看護して之を平愈せしめたり、吉は此くして宣帝の幼兒には甚だ恩惠を盡したり、されど人と爲り志深く德厚くして善事に伐

吉過之不問、吉前行、逢人逐牛、牛喘吐舌、吉止駐、使騎吏問、逐牛行幾里矣、掾史獨謂、丞相前後失問、或以譏吉、吉曰、民闘相殺傷、長安令京兆尹、職所當禁備逐捕、歳竟丞相課其殿最、奏行賞罰而已、宰相不親小事、非所當於道路問也、方春少陽用事、未可太熱、恐牛近行、用暑故喘、此時氣失節、恐有所傷害、三公典調和陰陽、職當憂、是以問之、掾史乃服以吉知大體、初吉爲廷尉監、治巫蠱郡邸獄、時宣帝生數月、以皇曾孫坐衛太子事繫、吉哀其無辜、擇謹厚女徒、令保養之、武帝疾、望氣者言獄中有天子氣、遣使殺獄繫者、内謁者令到獄、吉閉門拒之、乃劾奏吉、上寤、因赦天下、郡邸獄頼吉得生、恩及四海、曾孫病、吉視遇甚有恩惠、爲人深厚、不伐善、自曾孫遭遇、絶口不道前恩、後王問知吉有舊恩不言、大賢之、制詔封博陽侯、

【字解】〔清レ道〕天子の出御、又は齋祠の時などに道路を清潔にするなり、〔喘〕急に呼吸するなり、あへぐ、〔譏〕そしる、〔禁備〕制し止めて備へ戒むるなり、〔逐捕〕追ひはらひ、又捕ふるなり、〔歳竟〕歳の終なり、〔課〕はかりしらぶるなり、〔殿最〕奉公の上功を最といひ、下功を殿といふ、〔少陽用レ事〕少陽は未だ陽氣の盛んならざること、用事とは少陽の氣の行はるゝをいふ、〔調二和陰陽一〕天地陰陽四時の氣節をといのふることなり、〔巫蠱〕巫は女の鬼神に事ふとて舞を舞ひなどして其の神靈を降す者の稱、みこ、蠱は木にて人形を作り土中に埋めなどして人を詛ふこと、まじなひ、漢の武帝の時、宮中の人々迷信厚くして、方士女巫に誑かされ、木像を作りて諸の災厄を除くこと流行せり、時に江充といへる者衛太子と不和なるより、之を帝に誣ひて太子は其の母の衛皇后と倶に上の人形を作り宮中に埋めて上を呪ひ

王之囿、與衆共之、池魚何足惜邪、有犯夜者、爲吏所拘、承問其故、答曰、從師受書、不覺日暮、承曰、鞭撻甯越、以立威名、非政化之本、使吏送令歸家、其從容寛恕若此、渡江爲元帝鎭東府從事中郞、甚見優禮、承少有重譽、而推誠接物、衆咸親愛、名臣王導、衞玠、周顗、庾亮之徒、皆出其下、爲中興第一、

【字解】「清靜」無爲にして煩しくせざること、「細察」細かに吟味すること、「綱紀推之」法規に照して處分するなり、「囿」外垣ある園、その、「犯夜」夜中通行を禁じたる處を通り越すなり、「鞭撻甯越」甯越の如き好學者を鞭うつといふ意、「寛恕」寛大にしておもひやりのあること、「渡江」東晉の代となりしをいふ、卽ち西晉破れ、元帝揚子江を渡りて都を建鄴に奠めしをいふなり、「優禮」厚くもてなさるゝことなり、「推誠接物」眞心をこめて人に接はるなり、

【義解】晉書に曰く、王承字は安期、汝南の內史湛の子なり、東海郡の太守となり、其の政無爲にして煩しきを避け、瑣細に吟味せず專ら德を以て民を化せんとす、或る時小吏官池の魚を盜む者ありければ、法規に照して之を處分せんとす、王承之を止めて曰ふに、昔時周の文王は囿を開放して衆民と倶に此處に樂めり、しかるに今池中の魚を惜みて人を罰せんとするは何事ぞやと、又夜中通行を禁じたる處を犯して通り越せる者ありければ、吏に拘へられたり、承之を處斷せんとて其の理由を問ひしに、答へて曰く、師の許に行きて書を受け、日の暮れしを知らず、かく夜禁を犯しゝなりと、承曰ふに、昔時周の末に甯越といへる篤學の士あり、夜臥せずして勉學せしといふ、今汝は此の甯越に酷似せり、かゝる好學の人を鞭にて打擲して、太守の威光名聞を立てんとするは、抑も政化の基本にあらざるなりとて、吏に命じて其の人の家にまで送らしめしとなり、其のおもむろにゆつたりとして同情あること概ね此の如きなり、東晉の代に元帝の鎭東府從事中郞と爲り、甚だ厚くもてなされたり、承は少より重きほまれありたり、而して眞心をこめて人に接するを以て、人皆之に親みて愛せざるは無し、彼の東晉の名臣たる王導、衞玠、周顗、庾亮等の徒は、皆承の下風に立てり、故に承は東晉中興の第一の名臣たりしなり、

前漢丙吉字少卿、魯國人、宣帝時爲丞相、嘗出逢淸道群鬪者死傷橫道、

王時、史籀始著大篆十五篇、或與古同、或與古異、世謂之籀書、或曰、秦時下杜人程邈、爲衙獄吏、得罪幽繫雲陽十年、從獄中作大篆、少者增益、多者損減、方者使圓、圓者使方、奏之始皇、始皇善之、出以爲御史、使定書、或曰、邈所定乃隷字也、自秦壞古文、有八體、一曰大篆、二曰小篆、三曰刻符、四曰蟲書、五曰摹印、六曰署書、七曰殳書、八曰隷書、恒字巨山、爲黄門郎、與父瓘同遇害、

【字解】〔字勢〕書體を說き明したる書、〔衙獄吏〕衙縣の獄吏なり、〔幽繫〕捕はれて獄舍に幽閉せらるゝなり、〔小篆〕始皇の時に李斯と趙高と胡母散との作りし書體、〔刻符〕割符に用ひるもの、〔摹印〕印璽に用ひるもの、〔蟲書〕蟲鳥の形をなし幡に用ひるもの、〔署書〕門額に用ひるもの、〔殳書〕干戈の銘に用ひるもの、

【義解】晉の衞恒は草書隷書を善く書す、字勢といへる書體說明書を作りて曰ふに、昔周の宣王の時、太史の籀と名つくる者大篆十五篇を著したり、其の書體は古文と同一のものもあり、又異なるものもあり、世間にては之を籀書といへり、一說に秦の時下杜の人の程邈といへる者衙縣の獄吏たりし時、罪を犯して捕はれ、雲陽の獄舍に幽閉せらるゝこと十年に及べり、其の間獄中に於て大篆を作り出せり、其の書體古文に比して筆畫の少きものは增し、多きものは減じ、四角なるは圓くし、圓きは四角ならしめて、之を始皇帝に奏したり、始皇帝之を便利なりとして稱美し、其の罪を免して御史と爲し、天下の書を定めしめたりといへり、又或る說に、程邈の定めし所は隷書なりといふ、さて秦の古文を壞りしより世に使用する書體に八つあり、一に大篆といひ、二に小篆といひ、三に刻符といひ、四に蟲書といひ、五に摹印といひ、六に署書といひ、七に殳書といひ、八に隷書といふと、衞恒は字を巨山といひ、官は黄門郎と爲る、父の瓘と惠帝の后の賈氏に惡まれ害せられたり、

王承魚盜　丙吉牛喘

晉書、王承字安期、汝南內史湛之子、爲東海太守、政尚淸靜、不爲細察、小吏有盜池中魚者、綱紀推之、承曰、文

れば、曹操累に書狀を以て之を呼べば、其の度毎に期日を約し、其の期に及べば妻疾ありと詐りて反らざるなり、依つて操は之を探知して竟に之を殺したり、初め廣陵の呉普といへる者佗に從ひて醫術を學べり、佗嘗て普に敎へて曰く、凡そ人健康を望まば宜しく勞動せんことを要す、但し其の勞動は過激なるべからざるのみ、總じて體を動搖すれば、食物消化し血脈能く流通して、疾病發生せんとするも能はざるべし、譬へば戸のくるゝの絶えず動くによりて朽ちざるが如きなり、故に古の仙人も導引の事とて氣を深く體内に引き入れ、熊經鴟顧して腰體を引き伸べ、五體のふしぐを動かし血液の循環を良くして、老い朽ちざらんとせり、吾れに亦一術あり、之を五禽の戲といふ、そは虎、鹿、熊、猨、鳥の五種の動物の動く樣に似せて、身體を運動するにあるなり、かくすれば疾病を除去するのみならず、併せて足部を達者にして、導引の術に相當するなり、ゆゑに體に不快の所あれば、此の一禽の戲を作すも、汗出でて心自ら爽かとなるなり、さて其の汗出たる時は米粉を著くるを良しとす、此の如くにして五禽の戲を爲さば、身體輕くなりて自由自在となり、食欲益〻進みて健康の身となるなりと、呉普之を己が身に應用して、年九十餘に至るも耳は能く聞え、目は能く視え、齒牙の如きも一本も缺くる所なく至極堅牢たりしといふ、

程邈隷書　史籀大篆

前漢藝文志曰、史籀篇者、周時史官敎學童書也、與孔氏壁中古文異體、又曰、秦時始造隷書、起於官獄多事、苟趣省易施之於徒隷也、

【字解】〔孔氏壁中古文〕孔子の舊宅の壁中より出でたる科斗書をいふ、卽ち孔子の後裔孔騰、秦の始皇の古文經典を燒き盡すを恐れ、尙書、禮記、論語、孝經等數十篇を夫子の舊宅の壁中に塗り籠め藏したり、後、漢の武帝の末に魯の共王孔子の宅を壞ちて宮殿を擴めんとして其の壁中より此等の古文を得たるをいふ、〔省易〕省略簡易にすること、〔施之徒隷〕僕婢の者にまで使用し得らるゝ樣にすることなり、

【義解】前漢書藝文志に曰く、史籀篇とは周の宣王の史官の籀といへる者の學童に敎へんとて作りし書なり、是れ卽ち大篆にして孔氏の壁中より出でたる古文科斗書とは其の書體を異にせり、或る說に、秦の時に始めて隷書を造り出したり、これは訴訟事件多數にして大篆にては字畫繁雜にして便捷ならざるを以て、書體を省略簡易に趣かしめて、之を徒隷にまでも施し用ひるに便ならしめんとして作り出せるなりといへり、

晉衞恒善草隷書、爲字勢曰、昔周宣

陵吳普從佗學、佗謂普曰、人體欲得勞動、但不當使極耳、動搖則穀氣得銷、血脈流通、病不能生、譬猶戶樞終不朽也、古之仙者爲導引之事、熊經鴟顧、引挽腰體、動諸關節、以求難老、吾有一術、名五禽之戲、一曰虎、二曰鹿、三曰熊、四曰猨、五曰鳥、亦除病、兼利蹏足、以當導引、體有不快、起作一禽之戲、怡而汗出、因以著粉、身體輕便而欲食、普施行之、年九十餘、耳目聰明、齒牙完堅、

【字解】〔方藥〕醫術のこと、〔處劑〕藥品を調合すること、〔針灸〕針術と灸點と、〔麻沸散〕一種の痲藥なり、之を服めば痲の亂れたるが如く五體悉く痺れて汗沸き出づるといふ、故に名づく、散はこぐすりなり、〔刳破〕さきやぶるなり、〔抽割〕ぬきさくなり、〔斷截〕切りたつなり、〔湔洗〕あらふことなり、〔疾穢〕やまひのけがれなり、〔神膏〕不思議に癒るあぶらぐすりなり、〔穀氣得銷〕食物の能く消化することなり、〔戶樞〕戶のかまちの上下に附きて開閉に要する機、とぼそ、くろろ、〔導引之事〕氣を吸ひ導きて體内の丹田に引き入るゝこと、今の呼吸又は腹式呼吸の類ならん、〔熊經〕熊の樹に攀ぢて枝に懸るが如きこと、〔鴟顧〕くる〳〵と眼をみまはすこと、鴟の眼は能く旋轉するよりいふ、〔關節〕關は關元、關門、脾關、内關、外關、陽關等の類なり、節は膝節、跟節、肘節等の類なり、卽ち五體のふし〳〵をいふ、〔五禽之戲〕禽は鳥獸の總名なり、虎、鹿、熊、猨、鳥の五禽の各の動く如くに運動すること、〔蹏〕蹄に同じ、又足と訓ず、

【義解】　後漢の華佗は字を元化と稱す、沛國譙縣の人なり、學博くして數部の經書に精通し、又養性の術を心得たり、年百歲に近づくも猶若者の容貌あり、時人之を不思議なりとして仙人となせり、又醫術に精しくして藥を調合すること數種に過ぎず、針術灸點も數箇處に過ぎざれども、其の疾を愈すこと甚だ妙なり、若し疾發して久しく體内に結び、針灸も藥石も施す所無きに至れば、乃ち酒にて麻沸散を服ましめ、其の感覺無きに至りて、腹又は背を利刀もて刳き破り、多年積り聚まれる病毒を切り拔くなり、若し疾病腸胃に在れば、之を斷ち切りて洗滌し、疾の爲に穢れたる局部を除き去るなり、此の如くして病源を除去せし後絲にて故の如く縫ひ合せ、創口に不思議なる膏藥を傅け、四五日を經過すれば創口愈合し、一箇月の間には全く平復するなり、佗はかゝる名醫なれども其の人と爲り好からず、且つ醫を以て生業すと云はる、を恥ぢとせり、初め曹操に仕へ、後家に還りて出仕せざ

數而不見車騎、密令太史伺望之、言其臨至輒有雙鳧、自南飛來、於是候鳧至、擧羅張之、但得一雙舄焉、後天下玉棺於堂前、喬曰、天帝獨召我邪、乃沐浴服飾寢其中、蓋便立覆、葬於城東、百姓爲立廟、號葉君祠、

【字解】〔神術〕仙人の術なり、〔朔望〕一日と十五日と、〔詣臺〕尙書臺に至ること、本傳には詣の上に縣の字あり、即ち楚の葉縣より洛陽の尙書臺に至ることなり、〔雙鳧〕二羽のかもなり、〔羅〕鳥を捕ふるあみなり、〔雙舄〕一足のくつなり、

【義解】　後漢の王喬は河東の人なり、明帝の時に楚の葉縣の令と爲る、喬は仙術を心得たれば、一日と十五日との參勤には常に自ら直に尙書臺に詣りて朝勤するを例とせり、顯宗喬が數朝するに何時も車騎に乘りて來る形跡無きを怪み、密に大史をして之を伺ひ望ましむ、大史復命に喬の來る頃には、必ず二羽の鳧、の南の方楚より飛び來るを見るなりといふ、是に於て鳧の至るを候ひ、鳥網を張りて待ち構へ、之を捕へんとせしに、鳧はかゝらずして一足の舄を得たり、能く能く之を檢するに喬が尙書郎たりし時に賜はりたる舄なりければ、雙鳧は王喬たりしことも亦判明せり、其の後天より玉棺を縣の役所の前に下したれば、喬は之を見て曰ふに、天帝獨我を召すやと、直に髮を洗ひゆあみし衣服を飾りて、其の棺の中に寢たれば蓋立どころに自然に覆ひたり、是れ皆神仙の術にして常人の窺ひ知る所にあらざるなり、かくて城東に葬り、百姓之が爲に廟を建立して葉君の祠と號したり、

後漢華佗字元化、沛國譙人、兼通數經、曉養性之術、年且百歲、猶有壯容、時人以爲仙、精於方藥、處劑不過數種、針灸不過數處、若疾發結於內、針藥所不能及者、乃令先以酒服麻沸散、既醉無所覺、因刳破腹背、抽割積聚、若在腸胃、則斷截湔洗、除去疾穢、既而縫合、傅以神膏、四五日創愈、一月間平復、爲人性惡、且恥以醫見業、曹操累書呼之、數期不反、竟殺之、廣

贊曰、投簪卷帶、韜聲匿跡、

【字解】〔辭〕謝絶すること、肯ぬこと、ことわる、〔辟〕メスと訓む、〔一介野生〕一人の野育ちといふこと、〔歸誠〕眞心のある所を充分に表明するなり、〔出處〕出は出仕なり、處は家居なり、仕ふると仕へざるとなり、〔雅尙〕平素より崇め尙べる所をいふ、〔義不相屈〕義に對しては權威を以て屈從せしめざること、〔閭里〕村里、〔居士〕士の官に仕へざる者、〔部落〕部は界なり、落は居なり、民の居る所の村邑なり、〔一川〕四縣の田地の方三十里半の一區劃の稱、周禮の制に、此の周圍に一川を繞らすより、四縣の田を一川といふ、〔怵惕〕おそれおびゆるなり、〔公車〕官署の名、〔投簪卷帶〕簪は冠に貫くかうがいなり、帶は禮服の大帶なり、所謂紳なり、かうがいを投げ、大帶を解きて卷くは官に仕へざるをいふ、〔韜聲匿跡〕韜はつゝむなり、聲は名聲なり、ほまれなり、匿はかくすなり、跡は行爲のあとなり、名譽を求めず、行爲のあとをかくすとは、世事を遁れて居所をくらますをいふ、

【義解】　魏志に曰く、胡昭字は孔明、潁川郡の人なり、時の亂世を厭ひ、高潔の志を養ひて仕を好まず、始めて遁れて冀州の地に至る、此の地は袁紹の據有地たりしかば又紹に徵し出さる、されど其の命を謝絶して復鄕里に立ち還りたり、魏の太祖曹操の未だ漢の丞相にてありし時、頻に禮を加へて昭を召さんとせしに、昭は之に仕ふるの意思無けれども、一應は命に從ひて往き、自ら陳謝して云ふに、吾は是一人の田舍育ちにして此の才德も莫き者なれば、此の軍國多事の秋に當りても何の用にも立たざるべし、されど折角の御召なれば、只今參上して其の他意なき誠心を申し上げ、是より直に御暇を賜はり、隱者となりて身を終へんとすと求めたり、太祖の曰ふに、總じて人は各〻志ありて、自分の思のまゝに世を渡らんとするものなれば、仕ふると仕へざるとは各人の主義主張にして其の趣を異にするものなり、依つて汝の召を免ずべければ、汝は汝が平素より崇め尙ぶ所に從ひて一生を終ふべし、我は義を見ながら我が權勢を以て之を屈伏せしめんとする者にあらずと、昭乃ち陸渾山中に轉居し、躬ら耕して飢ゑを養ひ道を樂み、經書を讀むを以て自ら娯となす、村里皆之を敬愛せり、後漢獻帝の建安の末に、民孫狼等の叛亂するや、賊徒等自ら互に相約して言ふに、胡居士は賢人なり、故に其の住み給ふ村落は犯すべからずと、よつて陸渾の地方一川の地域は胡昭の德に賴りて皆兵亂のおそれ無かりきとなり、後公車に徵されしが、其の時恰も卒去の日にてありしなり、後晉の贊虞昭の贊を作りて、冠に貫く簪を投げ、大帶を卷き納めて仕へず、名譽を求めずして山中に遁れ、其の跡を晦ませりといへり、

王喬雙鳧　華佗五禽

後漢王喬、河東人、爲葉令、喬有神術、每月朔望、常自詣臺朝、顯宗怪其來

逢萌挂冠　胡昭投簪

後漢、逢萌字子慶、北海都昌人、之長安學、通春秋經、時王莽殺其子宇、萌謂友人曰、三綱絶矣、不去禍將及人、卽解冠挂東都城門、將家屬浮海客於遼東、萌素明陰陽、知莽將敗、乃首戴瓦盎、哭於市曰、新乎新乎、因遂潛藏、後光武徵不起、

【字解】〔挂冠〕官を退くこと、逢萌の冠を解き城門に挂けて官を辭せしより後世官を退くことを挂冠といふなり、〔三綱〕君臣、夫婦、父子の道なり、〔將〕ヒキヰルと訓む、〔瓦盎〕瓦のほとぎ、〔新乎新乎〕新とは王莽の國號なり、莽初め新都侯に封ぜられしを以て其の國號と爲す、重ねて云ふは莽の亡びんとするを嗟嘆せる語なり、

【義解】後漢の逢萌字は子慶、北海郡都昌縣の人なり、長安の都に行きて學び、春秋經に通達せり、時に前漢の平帝元始三年に、王莽其の子の王宇が己れの不義を諫めたりとて之を毒殺したり、よつて萌は友人に謂つて曰ふに、三綱は絶えて人道を顧みざる有樣なれば、今にして去らずんば、危害は親族に止まらず、他人に迄及ぼすならんと、卽ち冠を解きて東都の城門に挂け、家屬を率ゐる海に浮びて遼東に客寓せり、萌は元來陰陽消長の學に明かなれば、王莽の將に敗亡せんとするを知り、乃ち首に瓦のほとぎを戴き詐りて狂者と爲り、市中に哭泣して曰く、新か新かと云ひて其の滅亡を嗟嘆したり、因つて遂に世を遁れてひそみかくれたるなり、後漢の光武帝の時徵せども遂に起たざりきとなり、

魏志、胡昭字孔明、潁川人、養志不仕、始避地冀州、辭袁紹之命、遁還鄕里、太祖爲相、頻加禮辟、昭往應命、自陳一介野生、無軍國之用、歸誠求去、太祖曰、人各有志、出處異趣、免卒雅尙、義不相屈、昭乃轉居陸渾山中、躬耕樂道、以經籍自娛、閭里敬愛之、建安末、民孫狼等叛亂、自相約言、胡居士賢者、一不得犯其部落、一川賴昭咸無怵惕、後公車特徵、會卒、摯虞作昭

れり、其の後巫馬期の單父の令と爲るや、朝は早く星を戴きて出で、夜は晩く星を帶びて官所に歸り、日夜安居せず、躬親しく政事を行ひければ、其の地亦大いに治まりたり、巫馬期は自分の治め方と宓子賤の治め方と甚しく相違あるに、其の結果の同じきを不思議に思ひ、其の理を宓子賤に問ひたり、宓子賤答へて曰く、我が政事の執り方は、人を擇びて其の者に打ち任すといふ主義なり、子は自分の力に任せて悉く一人にて治めんとするの手段なり、力に任す者は元より形を勞し、人に任す者は元より安逸なりと云ひたりとぞ、

郗廉留錢　雷義送金

風俗通、郗子廉飢不レ得レ食、寒不レ得レ衣、一介不レ取二諸人一、曾過二姊飯一、留二錢席下一而去、每レ行飲レ水、常投二一錢井中一、

【字解】〔一介〕介は芥に通ず、微小なり、微細の物の意、

【義解】風俗通に曰く、郗子廉は家貧くして飢うれども食物を得ること能はず、寒ゆれども衣を調ふる力無し、されど清廉潔白にして微細の物と雖人の贈與を受くると無し、或時姊の家に到りし折、飯をもてなされければ還りに錢を席下に留めて去れり、又外出して水を飲む毎に、必ず一錢を井中に投げ入れたりといふ、

後漢雷義字仲公、豫章鄱陽人、初爲二郡功曹一、擢二擧善人一、不レ伐二其功一、義嘗濟二人死罪一、罪者後以二金二斤一謝、不レ受、金主伺二義不一レ在、默投二金於承塵上一、後葺二理屋宇一、乃得レ之、金主已死、無レ所二復還一、乃以付二縣曹一、後拜二侍御史一、除二南頓令一、

【字解】〔擢擧〕拔きあぐること、〔伐〕ほこるなり、〔濟〕すくふなり、〔罪者〕罪に問はれて免れたる者、〔金主〕金を贈らんとせし者、卽ち罪者なり、〔承塵〕鴨居の上に別に長く渡す材、なげし、長押、〔葺理〕屋根をふきなほすこと、

【義解】後漢の雷義字は仲公、豫章郡鄱陽縣の人なり、初め郡の功曹と爲り、善人を拔き擧げ用ひて立身せしめたれども、其の功にほこらざりき、或時人の死罪に陷りし者を救へり、其の罪より免れたる者大いに悅びて金二斤を贈りて恩に報いんとしたれども、義は之を受けざりき、金主は義が不在を伺ひ、無斷にて長押の上に置きて歸れり、後日義の家の屋根を葺き換ふる時、其の金を見付けたり、されど此の時は金主已に死にし後にて還す所無ければ、縣の役人に其の保留方を依賴したりしとぞ、後に侍御史に拜し、南頓縣令に除せられたり、

才、風姿英爽、氣蓋一時、好弓馬、勇力絕人、善易及莊老、文詞俊茂、伎藝過人、和嶠裴楷齊名、尙常山公主、起家拜中書郞、遷侍中、坐免官、乃移第北邙山下、性豪侈、麗服玉食、時洛京地甚貴、濟買地爲馬埒、編錢滿之、時人謂爲金溝、

【字解】〔逸才〕すぐれたる才能、〔英爽〕秀でてさわやかなること、〔文詞俊茂〕文章詞賦のすぐれたるを、〔起家〕年二十三歳の時、始めて身を家より起して官に仕へしをいふ、〔豪侈〕甚しくおごること、〔麗服〕美麗なる衣服、〔玉食〕山海の珍味、〔馬埒〕埒は馬場の周圍に築きたる短垣、らち、馬乘場のこと、〔金溝〕溝は馬埒の下に在り、金錢を馬埒に連ねたればいふ、一に金錢埒とも稱せり、

【義解】晉の王濟字は武子、太原晉陽の人なり、少より人にすぐれたる才能あり、風貌容姿は衆に秀でてさわやかなり、よつて自らも自滿して其の豪氣一世を蓋へり、又弓馬の術を好み、其の勇力も亦人竝以上なり、又易經、莊子、老子の書を好み、文章詞賦も人勝れて達者に、其の他の伎藝も一として人に劣れる者あること無し、當時の和嶠悲楷などと名を齊くして世に重ぜられたり、武帝の妹の常山公主に尙す、初め二十三歳の時、始めて身を家より起して中書郞に拜し、次で侍中に遷る、後或る事件に坐して官を免ぜられたれば、邸宅を北邙山下に移したり、性甚だ奢侈にして美服をまとひ、山海の珍味を食ふ、時に洛陽の地價甚だ高くして、城中などは寸地寸金を要する程なるに、濟は富有を驕らんとして廣き土地を購ひ、馬乘場を築き、埒に錢を編みて張り廻したり、時人之を金溝と稱せりとぞ、

巫馬戴星　宓賤彈琴

呂氏春秋曰、宓子賤治單父、彈鳴琴、身不下堂、而單父治、巫馬期以星出、以星入、日夜不居、以身親之、而單父亦治、巫馬期問其故、宓子曰、我之謂任人、子之謂任力、任力者故勞、任人者故逸、

【字解】〔故〕モトヨリと訓む、

【義解】呂氏春秋に曰く、宓子賤は單父縣の令と爲りて民を治むるに、惟堂上に在りて琴を彈くのみにして其の民治ま

公有自婚意、答曰、佳婿難得、但如嶠如何、姑云、喪敗之餘、乞粗存活、便是慰吾餘年、何敢希汝比、後少日、公報姑云、已得婚處、門地婿身、盡不減嶠、因下玉鏡臺一枚、姑大喜、既交禮、女以手披紗扇、撫手大笑曰、我固疑是老奴、果如所卜、玉鏡臺是公爲劉越石長史、北征劉聰所得也、

【字解】〔識量〕智識度量なり、〔邦族〕小國を邦といひ、百家の里邑を族といふ、遠近といふに同じ、〔從姑〕父の從父姉妹、をば、〔姿慧〕容姿すぐれ材智あること、〔屬〕たのむこと、〔公〕溫嶠なり、〔覓〕求むるなり、〔佳壻〕よきむこ、〔喪敗之餘〕天下亂れて敗亡せし後といふこと、〔乞粗存活〕女を佳き壻に遣はして安樂に暮さんとするの意、〔交禮〕婚禮を執り行ふこと、〔披紗扇〕紗にて張りたる扇を取り除くこと、婚儀に侍兒が新婦を蔽へる紗扇を撤するの禮あり、之を披扇といふ、若し侍兒無ければ新婦自ら扇を撤するなり、〔老奴〕年長けたる男といふ意、

【義解】晉書に曰く、溫嶠字は太眞、太原郡祈縣の人なり、性聰明敏達にして智識度量あり、博く學に通じ、能く文を作る、少年の頃より孝行悌順を以て遠近に名を知らる、成帝の時に驃騎將軍、始安郡公と爲れりと、世說に曰く、嶠が妻を喪ひしは西晉の亂後にして、嶠のをばの劉氏の家も喪亂の爲に一家離散して、今は唯一人の女と二人暮しなり、其の女は容姿美しく智慧秀でたる才媛なれば、姑の劉氏は嶠に好き壻の世話を賴みたり、しかるに嶠は實は自ら婚せんとするの下心ありければ、答へて曰ふに、なか〳〵佳き壻は得難きものなり、但し私の如き者にては如何ならんと云へば、姑の云ふに、此の大喪亂の後に生殘りたれば、せめて女を富貴の家に嫁せしめて、吾が老後の安樂を求めたしと思ふなり、しかるに何ぞ其方の如き者の比類を願はんやと、其の後少日を經て、嶠は姑に知らせて云ふに、已に良緣を見付けたり、其の家柄も壻の身も盡く嶠に劣らぬ者なり、因つて結納として玉の鏡臺一枚を渡されたりとて持ち來りたり、姑はかゝる立派なる鏡臺を遣す程なれば、定めて身分ある壻ならんと大いに喜び、已に婚禮の日取も取り極めたり、當日に至り、女自ら手を以て紗扇を取り除け、嶠の手を撫で大いに笑ひて曰ふに、我固より是の年長けたる男ならんと疑ひしが案の如く卜に違はざりしとて夫婦になりたり、さて此の玉鏡臺は、嶠が嘗て劉越石の長史たりしときに、北の方劉聰を征伐して得たる所のものなりしなり、

晉王濟字武子、太原晉陽人、少有逸

しかれども君の思はくを考へ顔色を量りて機嫌を取らんとするの風あり、或時梁の惠王に見え、一條の物語を三日三夜語り續けて倦まざりしといふ、よつて惠王は之を卿相の位を以て待遇せんとせり、しかし髡は之を本意とせずして謝し去る、惠王之に安車に四頭の馬を附け、束帛に璧を加へ、黄金百鎰を送りて其の德に報いたり、髡は竟に身を終ふる迄仕へざりき、齊人彼が辯舌と二騶の學とを頌して、天文を能く談ずるは騶衍、衍の天文を修め文飾餘りありて龍文を雕るが如きは騶奭、轂過を炙りて油の盡きざるが如き辯舌達者なるは淳于髡なりといへり、劉白別錄には過の字を輠に作れり、さて輠とは車の膏を盛る器にして油さしなり、之を傾け盡すとも、炙れば猶餘流ありて盡きざる者なり、淳于髡の辯舌の達者にして盡きざること猶輠を炙るが如くなりとの意なり、衍奭とは騶衍、騶奭のことなり、

晉胡母輔之字彥國、泰山奉高人、少有知人之鑒、性嗜酒任縱不拘小節、與王澄、王敦、庾敳俱爲太尉王衍所昵、號曰四友、澄嘗與人書曰、彥國吐佳言、如鋸木屑、霏霏不絕、誠爲後進領袖也、元帝時爲湘州刺史、

【字解】〔鑒〕めきゝ、〔昵〕親しむこと、〔佳言〕好き言葉、〔鋸木屑〕鋸の挽きくづ、おがくづ、〔霏霏〕飛ぶさま、〔領袖〕衣にえりそでのある如く、衆人の主要に立ちて儀表となるものゝ稱、

【義解】晉の胡母輔之字は彥國、泰山郡奉高縣の人なり、幼年の頃より人を見分くるめきゝあり、性酒を嗜み、志の向ふ所のまゝにして小節に拘はらざるなり、王澄、王敦、庾敳と俱に太尉王衍に親まれて四友と號せり、王澄嘗て人に與ふる書に彥國を評して曰く、彥國の佳言妙句を吐くは、恰も木を挽きておがくづの霏霏として飛ぶが如く何時までも絕えず、誠に後進の儀表なりと言ひ遣したり、東晉の元帝の時に湘州の刺史と爲りしとぞ、

太眞玉臺　武子金埒

晉書、溫嶠字太眞、太原祁人、性聰敏有識量、博學能屬文、少以孝悌稱於邦族、成帝時爲驃騎將軍始安郡公、世說曰、嶠喪婦、從姑劉氏家、經亂離散、唯有一女、甚有姿慧、姑屬公覓婚、

朞年、光武時、爲大司徒、

【字解】〔臥轍〕轍は車のわだちなり、轍に臥して車の進行を遮ぎること、〔矜嚴〕己をつつしみ、容儀をきびしくすること、〔政理〕政を布き民ををさむること、〔能名〕材能のほまれ、〔保固〕其の地を保ちて堅固に守ること、〔更始〕更始將軍劉玄のこと、〔遣使〕使は侯盛費遂の二人なり、

【義解】後漢の侯霸字は君房、河南郡密縣の人なり、人と爲り、己をつゝしみ容儀をきびしくす、家に千金を蓄へあれば、産業に心配せず、專ら好みて學問に志したり、新の王莽の末に淮平太尹と爲りて政を布き民を理むるに、才能の譽ありたり、莽の敗るゝに及び、淮平郡を保ち固めて一郡を全くせり、更始將軍劉玄の使を遣して霸を召すや、百姓之を惜み、老弱皆相携へ、聲張り擧げて號哭し、使者の車の進行を遮り、或は道に當りて轍に臥し、皆聲々に今より一ヶ年なりとも此地に留まり給へと願ひしとぞ、光武の時に大司徒と爲れり、

淳于炙輠　彦國吐屑

史記、淳于髠齊人、博聞強記、學無所主、其諫說慕晏嬰之爲人、然而承意觀色爲務、見梁惠王、一語連三日三夜無倦、惠王欲以卿相位待之、髠因謝去、送以安車駕駟束帛加璧黃金百鎰、終身不仕、齊人頌曰、談天衍、雕龍奭、炙轂過髠、劉向別錄、過字作輠、輠者車之盛膏器也、炙之雖盡、猶有餘流者、言髠智不盡如炙輠也、衍奭謂二騶、

【字解】〔學無所主〕學問雜駁にして專門的ならざること、〔承意觀色〕君の思慮を考へ、顏色をうかがふこと、〔一語〕一つの物語、〔安車〕老人女子の坐して乘る車、昔時の車は皆立ちながら乘るなり、故に坐乘するものを安車といふ、〔駕駟〕一乘の車に四頭立ての馬をつくること、〔加璧〕束帛の上に璧を加ふるは、德を尊びてなす禮なり、〔鎰〕二十四兩を鎰といふ、或は二十兩といひ、又三十兩なりともいふ、〔談天衍〕騶の學は天文に長じて、五行の終始、天地の廣大を談ず、故にいふ、〔雕龍奭〕騶奭の學は騶衍の天文學を修め、文飾餘りて實用に盆寡し、恰も龍文を雕るに似たり、故にいふ、

【義解】史記に曰く、淳于髠は齊國の人なり、博く學びて記憶力強し、されど學問雜駁にして專門とする所なし、其の君を諫め道を說くことは晏嬰の風を慕ひてこれに眞似んとす、

京師況の家を稱して金穴と號せり、顯宗位に卽き、又數ゝ賞賜を受け、厚く天子に親み尊ばれ、特進の位に至りて一生を終れり、

秦彭攀轅　侯霸臥轍

後漢秦彭字伯平、扶風茂陵人、自漢興之後、世位相承、六世祖襲、爲潁川太守、與群從同時、爲二千石者五人、故三輔號曰萬石秦氏、彭爲潁川太守、仍有鳳凰、麒麟、嘉禾、甘露之瑞、集其郡境、肅宗幸潁川、輒賞賜錢穀、恩寵甚異、東觀漢記曰、彭去任、老幼攀轅號泣、

【字解】〔群從〕諸の從兄弟なり、〔二千石〕一郡の太守、其の俸二千石なり、故にいふ、〔萬石〕五人の二千石を合すれば萬石となるをいふ、〔嘉禾〕一莖に數穗出づる穀物、〔瑞〕めでたきしるし、〔攀轅〕轅は車のながえなり、轅にとりつくこと、

【義解】後漢の秦彭字は伯平、扶風茂陵縣の人なり、前漢興りてより世々位を承けて高官に在り、彭より六世以前の先祖の秦襲といへる者は潁川太守と爲りし時、襲の諸從兄弟の同時に二千石と爲れる者五人ありたり、故に三輔の人々は之を羨みて萬石の秦氏といへりとぞ、彭も潁川太守と爲りて德政を布きたれば、鳳凰、麒麟、嘉禾、甘露等の瑞象ありて其の郡境に集りたり、肅宗大いに感じて潁川に行幸し、親しく其の祥瑞を巡覽し、全く彭の仁政の致す所なるを知り、錢穀を賞として賜はれり、其の恩を垂れ寵を給ふこと、他官に比して甚だ異なりしといふ、東觀漢記に曰く、彭の任地を去りて他に遷らんとするや、其の地の老いたるも幼きも、皆其の德に懷き別を惜みて車の轅に取りすがり、ヨゝと計り泣き號びしとなり、

後漢侯霸字君房、河南密人、矜嚴有威容、家累千金、不事産業、篤志好學、王莽末爲淮平太尹、政理有能名、及莽敗、霸保固自守、卒全一郡、更始遣使徵霸、百姓老弱相攜號哭、遮使者車、或當道而臥、皆曰、願乞侯君復留

いふ姓名は吉兆なりとて、大いに之を悦びたり、是より通を尊び敬ひて澤山の賞金を賜はること十數度におよべり、官は上大夫に至れり、されど船漕ぐことより外に他の技能無き者なれば、これを進めて是以上に榮達せしむること能はざるなり、通は身に餘る出世なりければ身を謹みて日々上に媚を呈するのみなり、帝人相見をして通を相しめしに、此の人は終には餓死すべしと曰へり、帝よつて通を富ましむるは朕の力に在りとて、蜀の嚴道の銅山を賜ひ、自ら錢を鑄しめたり、故に當時鄧氏の錢とて天下に滿ち布けり、其の富めること此の如くなれば、通の餓死するなど誰も思ひも及ばざる所なりき、或時帝癰を病みたれば、通は上の爲に癰の膿血を吸ひたり、文帝悅びて天下誰か最も我を愛するならんと尋ねければ、通の曰ふに、太子に若くものなしと答ふ、依つて太子の入りて病を問ひければ、上之に癰の膿血を吸はしめしに、太子之を難儀に思ふの容子見えたり、後太子、通が帝の爲に癰を吮ひしことを聞きて、通の親切に及ばざりしことを慙ぢ、心中竊に通を恨みたり、景帝立つに及び、兼て憚り嫌はれしを以て、官を免ぜられ家居を仰付けられたり、加之通は鑄錢を西南の國境外に輸出せりと訴へ出づる者ありければ、朝廷之を吏に命じて檢問し、銅山は勿論、家財悉皆を沒收せり、是に於て初め相者のいひし如く竟に身を民家に寄せて餓死せりとなり、

後漢郭況、眞定槀人、光武郭皇后弟、帝善況小心謹慎、年始十六、拜黄門侍郎、以后弟貴重、賓客輻湊、況謙恭下士、頗得聲譽、遷大鴻臚、帝數幸其第、會諸侯親家飲燕、賞賜金錢縑帛、豐盛莫比、京師號況家爲金穴、顯宗即位、數受賞賜恩禮倶渥、終特進、

【字解】［小心］こまかに行きとゞく心、［貴重］位貴く威重きこと、［輻湊］輻は車の矢、湊は港なり、共に集る義あれば聚會のことなり、［謙恭］へりくだりつゝしむ、［聲譽］ほまれ、［飲燕］さかもり、［縑帛］縑はよりいときぬ、共に絹なり、［渥］アツシと訓む、

【義解】後漢の郭況は眞定郡槀縣の人なり、光武帝の后郭皇后の弟なり、帝況の小心にして愼み深きを愛し、年十六歳の時に黄門侍郎に任じ、後に綿蠻侯に封ぜり、后の弟にて位高く威重きを以て、賓客其の門に聚れり、しかるに況は愈、謙り恭みて朝臣に伐り高ぶること無ければ、名聲頗る顯れたり、後大鴻臚に遷る、帝數、其の邸宅に幸し、諸侯及び親屬を會合して宴飲し、其の慰勞として金錢縑帛の賞を賜はりたり、其の家豐に威盛んなること當時比するもの無し、されば

前漢鄧通、蜀郡南安人、以濯船爲黃頭郎、文帝嘗夢、欲上天不能、有一黃頭郎、推上天、顧見其衣尻帶後穿、覺而之漸臺、以夢中陰目求、見通衣後穿、夢中所見也、召問其名姓、帝悅尊幸之、賞賜鉅萬以十數、官至上大夫、然無他伎能、不能有所薦達、獨謹身媚上而已、上使相者相通、曰、當貧餓死、上曰、能富通在我、於是賜蜀嚴道銅山、得自鑄錢、鄧氏錢布天下、其富如此、上嘗病癰、通爲上嗽吮之、上問曰、天下誰最愛我者、通曰、宜莫若太子、太子入問疾、上使齰癰、太子色難之、已而聞通嘗爲上齰之、太子慙、繇是心恨通、景帝立、通免家居、人告通盜出徼外鑄錢、下吏驗問、盡沒入之、竟寄死人家、

【字解】〔濯船〕濯は櫂に同じ、サヲサスと訓む、櫂を以て船を行ること、〔黃頭郎〕船頭のこと、船頭は黃帽を著く、故にいふ、其の義は、五行相克にて土は水に克ち、其色は黃なり、よつて黃帽を冠りて水難に勝たんとするなり、〔衣尻帶後〕衣の尻の上革帶の下に當る所をいふ、〔穿〕うがちやぶるなり、ほころぶるなり、〔漸臺〕未央宮の西南に蒼池あり、其池中に在る臺の名、〔鉅萬〕澤山のこと、〔薦達〕官を進めて榮達せしむること、〔癰〕一種の惡瘡、ぼんのくぼ、〔嗽吮〕すふこと、〔齰〕かみて膿血を出すこと、〔難〕ハヾムと訓む、きらふこと、〔盜出〕禁を犯して輸出すること、〔徼外〕西南の國境外、

【義解】 前漢の鄧通は蜀郡南安縣の人なり、能く船に櫂するを以て船頭と爲れり、文帝或時夢に天に上らんとして上る能はず、頻に悶操きしに、一人の船頭ありて天に推し上げ呉れたり、其の船頭の衣を見るに衣の尻の上、革帶の下に當る所、ほころび破れるを見て夢覺めたり、覺めて後尚此の如き者ありやと、蒼地の漸臺に上り、夢中に見し所の者を望み求めしに、通の衣の後のほころびたるを著たるを見るに、全く夢中のそれと同一なり、よつて召し出して其の名を問へば、鄧通なりと答ふ、帝は其の姓の鄧は登に同じくして、登り通ずと

即位爲大司空、時帝姉胡陽公主新寡、帝與共論朝臣、微觀其意、主曰、宋公威容德器、群臣莫及、帝曰、方且圖之、後引見、帝令主坐屛風後、因謂弘曰、諺言、貴易交、富易妻、人情乎、弘曰、臣聞貧賤之交不可忘、糟糠之妻不下堂、帝顧謂主曰、事不諧矣、弘所得租奉、分贍九族、家無資產、以淸行致稱、所推進賢士桓梁三十餘人、或相及爲公卿者、

【字解】〔新寡〕始めてやもめとなりしをいふ、〔微觀〕ひそかに察しみること、〔威容〕威儀容貌なり、〔德器〕才德器量なり、〔引見〕召し出して見ること、〔糟糠之妻〕糟は酒滓なり、糠は米皮なり、貧賤にしてかすぬかなどを食ひて、互に飢を忍び合ひし時に契りし妻、〔不下堂〕富貴となりては堂上にて愛し養ふとの意、〔不諧〕望み通りに行かぬこと、〔租奉〕租は采地より上る田賦なり、奉は俸祿なり、〔分贍〕分ち賑はすこと、〔及〕繼ぐなり、ツギニと訓む、

【義解】後漢の宋公字は仲子、京兆長安の人なり、光武帝の位に卽きし時に、大司徒と爲る、其の時帝の姉の胡陽公主は夫に死に別れて始めてやもめとなれり、帝公主に相談して曰ふに、朝廷の諸臣の中に然る可き者あらば、其方に妻はさんと思ふが、先づ其意中を探るべし、されば物蔭にて密に之を窺ひ觀るべしと告げたり、公主の曰ふに、宋公は威儀といひ、容貌といひ、才德器量も立ち勝りて、群臣の遠く及ばざる所なれば、彼の人を夫に持ちたしと望めり、帝曰ふに、さすれば先づ彼が意中を圖り見んとて、暫ありて宋公を召し出され、公主を屛風の後に坐せしめ、そ知らぬ顏にて弘に謂つて曰ふに、世話に貴くなりては、貧しき時の交を變へ、富みては貧しき時の妻を易ふといへるが、此は人情に合へりやと尋ねたり、弘答へて曰ふに、臣の聞く所とは相違せり、貧賤の時の交は、貴人となりても忘れず、又かすぬかを食ひ互に援け合ひし時の妻は、富みての後は堂上より下さずして寵愛すと承りぬと、帝後方を顧みて此の事は望の通りに行かずと曰ひたりとぞ、さて弘は其の采地より得る所の田賦及び俸祿は皆之を九族に分ち與へて賑はし、家には一つの資產無し、故に世間よりは淸行を以て稱せられたり、又推し進めし賢士桓梁等三十餘人は、或は相となり、次に公卿となりて、皆高位高官に立身せりとぞ、

鄧通銅山　郭況金穴

吾聞之、男女不六十、不間居、今子幼、吾亦幼、不可以納子、婦人曰、子何不若柳下惠然、嫗不逮門之女、國人不稱亂、男子曰、柳下惠固可、吾固不可、吾將以吾不可學柳下惠之可、孔子曰、欲學柳下惠者、未有似於是也、

【字解】〔嫠婦〕夫なき婦、やもめ、〔暴〕ニハカニト訓む、〔放〕イタルと訓む、〔蒸〕薪なり、〔縮〕抽くなり、〔辟嫌〕人の疑をさくること、〔不審〕明かならざること、〔託〕身を寄せてたよること、〔間居〕雜り居ること、〔嫗〕或は煦に作る、體温にてあたゝむること、〔不逮門〕門に及ばざること、即ち其の家に來るに非らずして道路にて出會ふこと、〔不稱亂〕みだりがはしとなさぬこと、〔未有似於是〕未だ此の魯人の如く能く似たる者はあらず、即ち柳下惠の何心なく女に親切を盡したると、魯人の疑を避けんとして門を閉ぢしと、其の行爲には元より相違ありと雖、魯人の超然として男女の別を明にせんとせしは柳下惠の精神に酷似せりとの意、

【義解】　昔顏叔子といへる者一人住をなせり、其の鄰にやもめあり、是れ又一人住なり、或る夜俄に風雨有りて嫠婦の家屋破壞せられたり、婦人止むを止ず鄰家の顏叔子の家に至りて一夜の宿を借らんとす、叔子之を家に納れ、男女の別を立てんとして、婦に燭を執らしめて夜を明かしたり、其の間燭盡くれば薪を燃して之に繼ぎ、薪盡くれば屋を葺ける草を抽きて之に繼ぎたり、而るに自ら此の如くなすと雖未だ人の疑を辟くると明ならずと思へり、若し其れ絕對に疑を避けんとせば、宜しく魯人の如くなすべきなり、昔時魯に男子あり、唯一人にて家に居れり、其の鄰にやもめあり、是れ又一人にて家に居れり、或る夜暴に風雨ありて婦人の家を破壞したり、婦人趨りて男子の宅に身を寄せんとし到る、しかるに男子は戶を閉ぢて之を內に入れずして曰く、吾嘗て敎を聞けり、男女は年六十歲にならざれば決して雜り居るべからずと、今汝は年若し、吾亦年若し、年若き男と女とは同席すべからず、故に納るゝこと能はずとて遂に堅く斷れり、婦人窓外より對て曰ふに、子何ぞ柳下惠の如き行をなさずや、柳下惠は自分の門に及ばざる女にまで、體溫を以てあたゝめしも、國人は皆男女の別を亂したりと稱せざりしなりと、男子對へて曰ふに、柳下惠の如き賢人なればさやうの事ありとも、固より可なれども吾等の如き薄德の者は不可なり、吾が不可なる身を以て柳下惠の如き可の眞似をなし得られんやと、孔子之を評して曰ふに、柳下惠を學ばんと欲する者は、未だ此の魯人より似たる者はあらざるなりと、

後漢、宋弘字仲子、京兆長安人、光武

吾欲裘褐之人可與俱隱深山者、今乃衣綺縞、傅粉墨、豈所願哉、妻曰、妾自有隱居之服、乃更爲椎髻、著布衣、操作而前、鴻大喜曰、眞鴻妻也、字之曰德曜、名孟光、乃共入霸陵山中、

【字解】 荊釵いばらのかんざし、〔肥醜〕こえてみにくきこと、〔擇對〕配偶者を求むること、〔請罪〕何か不調法ありしかとわびすること、〔裘褐〕裘は皮衣なり、褐は毛衣なり、賤者の着る衣服、〔綺縞〕古代の織物、錦に似て薄きもの、かんはた、〔粉墨〕白粉と眉墨と、化粧品、〔椎髻〕椎はつちなり、椎の頭の如く束ねたるものなり、〔操作〕炊汲の具を攜へ甲斐〴〵しき樣子をなすこと、

【義解】 後漢の梁鴻字は伯鸞、扶風平陵の人なり、同縣の孟氏に女あり、形、肥えふとり、容貌醜くして色黑く、力は强くして石臼を持ち舉ぐる位なり、此の女、配偶者を擇び求めんとして年三十にまで至れり、父母も心配して其の求むる所の程度を問へば、對へて曰ふに、夫として事へんには、其の賢なること梁白鸞の如き者を得たしと、鴻は之を聞き直に迎へ娶れり、嫁するに及び、始めて粉墨を施し、衣服を著飾れり、鴻の門に嫁してより一週間に至るも、鴻は一向應答せざれば、妻は心配して、何か不調法の事ありしかと謝罪したり、鴻の曰ふに、吾は元來毛衣皮衣の如き著物を著て、且つ與に深山に隱逃すべき者を求めたりしなり、しかるに今汝はかむはたの如き立派なる衣服を著、白粉眉墨まで付け居るは、吾の願ひし所にあらざるなりと、妻對へて曰ふに、妾に預め隱逃の服ありたりとて、直に髮を椎の頭の如き髻と爲し、布衣を著け、炊汲の具を攜へて甲斐〴〵しき服裝に更めたり、鴻大いに喜びて曰く、眞に梁鴻の妻なりと、之に字を命じて德曜といふ、姓名は孟光といへる者なり、乃ち相共に霸陵山中に入りたりとぞ、

顏叔秉燭　宋弘不諧

毛公詩傳曰、昔者顏叔子獨處于室、隣人嫠婦、又獨處于室、夜暴風雨至而室壞、婦人趨而至、叔子納之而使執燭、放乎旦、而蒸盡縮屋而繼之、自以爲辟嫌之不審矣、若其審者、宜若魯人然、魯有男子、獨處于室、隣人嫠婦、又獨處于室、夜暴風雨至而室壞、婦人趨而託之、男子閉戸而不納、曰、

衣大練、裙不加緣、

【字解】〔明德〕明は明帝の后なることを示し、德は其の諡なり、〔小女〕末の女、〔幹理〕幹は正なり、正しをさむること、〔太夫人〕諸侯の母の稱、〔筮〕うらなふこと、〔兆〕筮して見れたる象、うらかた、〔相者〕人相骨相を相る人、〔諸女〕多くのむすめ、〔入宮〕太子の宮に入りしこと、〔貴人〕漢時の女官の名、〔淳篤〕すなほにしてあつきこと、〔纖介之閒〕微細のへだてない、〔長秋宮〕皇后の居らるゝ宮、〔宮闈〕闈は宮中の小門にして皇后之より出入す、皇后の宮殿をいふ、〔謙肅〕へりくだりつゝしむこと、〔董仲舒書〕春秋繁露、聞擧、王杯、清明、竹林等を指す、今存する者は春秋繁露のみなり、〔大練〕大帛又は厚繒と注してあつぎぬのことなり、〔裙不加緣〕裙は裳の下部なり、すそ、すそに飾を付けざること、

【義解】後漢の明德馬皇后は、伏波將軍馬援の末の女なり、年十歲の頃より家事一切を正し理むると成人に異ならず、或時病氣の爲に久しく臥したりしかば、母の太夫人之を憂ひて占はしめしに、筮者の曰ふに、此の女は久しく疾むと雖、後來必ず貴く榮えあるべし、其の兆の大吉なる言語に絕して言ひ難しと、又人相見をして諸女を占はしめしに、馬皇后（此時未だ后たらず）を見て、其の人相の非常に吉なるに驚きて、此の女の行く末には我は必ず其の臣とならんといはれたり、後果して選ばれて皇太子の宮に入りたり、太子位に卽きて貴人といへる女官となる、時に賈貴人も寵せられて肅宗（後に肅宗と諡す）を生めり、しかるに馬貴人には子無し、故に帝、馬貴人に肅宗を養はしめて謂ふに、汝は未だ子を生まず、又是より以後も生むまじければ、今より之を養子となすべし、但し實子ならねば、子を愛することの行屆かざるを患ふるのみと、肅宗も亦孝行の性にて順にてあつく、其のいつくしみなさけあるは天性の然らしむる所なり、故に母子の慈愛に少のへだてなきなり、永平三年に、有司議して長秋宮を立て馬貴人を皇后と爲さんと請ふ、帝の未だ御諚の下らざるに、皇太后の曰ひけるは、馬貴人の德は後宮の美人多き中にて一人拔き出でたるを以て、皇后は卽ち馬氏を立つべしと、遂に立てゝ皇后と爲す、皇后立ちて位を其の宮に正し、愈〻自らへりくだりつゝしめり、性學を好み、能く易經を誦し、又春秋、楚辭を讀み、尤も善く周官及び董仲舒の書を好みたり、常にあらぎぬの衣を著て、裙に飾を加へず、至極儉素にてありしとなり、

後漢梁鴻字伯鸞、扶風平陵人、同縣孟氏有女、狀肥醜而黑、力擧石臼、擇對至年三十、父母問其故、曰、得賢如梁伯鸞者、鴻聞而聘之、及嫁、始以裝飾入門、七日而鴻不答、妻請罪、鴻曰、

仕せる者なり、天子之を父兄として養ひ敬ひて、天下に孝を示すものなり、象を三辰五星に取れりと、又禮の學記の注には、老人の三德五事を知れる者なりと、又孔安國の孝經注には、三老は三人なり、五更は五人なりとす、又蔡邕は更の字は叟の字の誤なりとす、又後漢書禮儀志の注には、三老は老人の天地人三才の事を知れる者、五更は老人の五行更代の事を知れる者なりといへり、〔泥〕ひぢりこ、ぬかりみ、一説に蟲の名、醉へる者の歩むは、此の蟲の匍匐ふが如しと、

【義解】　後漢の周澤字は穉都、北海郡安丘縣の人なり、顯宗の朝に司徒と爲れり、性威儀に簡略にして疎忽なるを以て、宰相の重みを失ふ、後太常と爲りて宗廟を司り、心を淸くし、行を修めて敬を宗廟に盡せり、或時齋宮に於て疾に臥したり、其の妻澤が老いて病めるを心配し、齋宮に到り、其の病苦を見舞ひたり、しかるに澤は大いに之を怒り、汝は女の身を以て齋戒の禁を犯せるは何事ぞやと、直に捕へ詔獄へ送りて其の罪を告げたり、當時澤の餘り正直過ぎるは、心にも無きことを詐れるに非ずやと疑へり、又時人之を評して、世に生れ來りて不仕合なるは、太常の妻たることなり、何となれば、一歳三百六十日間に、太常は三百五十九日齋戒せるを以て、夫婦の會合は僅に一日ならんかといへり、後數、三老五更と爲れり、漢官儀には、三百五十九日齋すの齋の字の下に、一日齋せざれば酒に泥醉せるが如しとの七字あり、

馬后ノ大練　孟光ノ荊釵

後漢ノ明德馬皇后ハ、伏波將軍援ノ小女ナリ、年十歳ニシテ、幹二理スル家事一ヲ、同二成人一ニ、嘗テ久ク疾ム、太夫人令レ筮セ、筮者曰、此ノ女雖二久ク疾一ムト、後當二大ニ貴カル一、兆不レ可レ言フ、後又呼二相者一ヲ、使レ占ハ二諸女一ヲ、見テレ后ヲ驚キテ曰ク、我必ズ爲二此ノ女一ニ稱セント臣ト、後選バレテ入レ宮ニ、顯宗卽クレ位ニ、以テ爲ス二貴人一ト、時ニ賈氏生ム二肅宗一ヲ、帝命ジテ令レ養ハ之ヲ、謂フ、女人未ダ三必ズシモ當二自ラ生一ムレ子ヲ、但患フ三愛スルノレ子ヲ不ルヲ二至ラ一耳、后盡シテレ心ヲ撫育スルコト、過グ二於所一ニレ生ム、肅宗亦孝性淳篤、恩情天至ナリ、母子慈愛、無シ二纖介之閒一テ、有司奏シテ立テント二長秋宮一ヲ、帝未ダレ有ラ所レ言フ、皇太后曰ク、馬貴人ハ德冠タリ二後宮一ニ、卽チ其ノ人也ナリト、遂ニ立テテ爲ス二皇后一ト、既ニ正シテ二位ヲ宮闈一ニ、愈自ラ謙肅、能ク誦シ二易經一ヲ、好ミテ讀ミ二春秋楚辭一ヲ、尤モ善クス二周官董仲舒ノ書一ヲ、常ニ

て食費に當つ、其の束薪を擔ふにも、行く〳〵書を讀みて倦まず、其の妻も亦倶に薪樵を頭上に戴きて相隨ひ相援けたり、しかるに市中に出でゝは流石女心に羞しく、買臣に讀書を止めしかど、益ゝ聲張り上げて歌嘔せり、妻も忍ぶ能はず、終に離縁を請求せり、買臣の曰ふに、我れ年五十になるならば當に富貴となるべし、今、年已に四十餘なり、汝貧に苦むこと年久しければ、我が富貴を待て、必ず汝が功に報いんと、妻恨み怒りて曰く、其方の如く生產を事とせざる者は、終には溝中に餓死するならん、何とて富貴を得らるべきやと言ひ放ちたり、是に於て卽ち妻の請を聽して離別す、其の後數年を經て、年貢の勘定に上る上計吏の卒と爲り、衣食具を載せたる車を率ゐて長安に到り、闕下に詣りて上書す、公車にて天子の詔を侍てり、時に同村の出身者たる嚴助といへる者天子に貴幸せらるゝより、買臣を奏薦せり、故に天子に召し出され、拜謁を賜はり、春秋を說き、楚詞を講じたり、武帝之を悅び中大夫と爲し、又嚴助と倶に侍中と爲す、其の後久しくして會稽の太守に拜す、武帝買臣に謂つて曰ふに、卿已に富貴となれり、人富貴となりて故鄕に歸らざるは恰も繡を衣て夜行くが如し、今卿故國に歸りて錦を飾りては如何と、買臣頓首して有難き御諚を謝す、出發して故鄕の吳の界に入れば、前妻と其の再緣の夫との道を掃除するを見、後車に命じて其の夫妻を載せ、太守の官舍に到らしめ、之を園中に置き衣食を給して昔の功に報いたり、故妻は曩に離縁せしを悲み、遂に自ら縊れ死にぬ、買臣之を憐み、其の夫に錢を與へて厚く之を葬むらしむ、又舊知己を悉く召し出し、與に飮食し、又昔日恩に預りし諸人に對し、夫々恩返しゝたりしといふ、

後漢周澤字稺都、北海安丘人、顯宗時爲司徒、性簡忽威儀、頗失宰相之望、後爲太常、清潔脩行、盡敬宗廟、嘗臥疾齋宮、其妻哀澤老病、闚問所苦、澤大怒、以妻干犯齋禁、收送詔獄、謝罪、當世疑其詭激、時人爲語曰、生世不諧、作太常妻、一歲三百六十日、三百五十九日齋、後數爲三老五更、漢官儀、於齋下云、一日不齋如泥、

【字解】〔簡忽〕簡略にして疎忽なること、〔齋宮〕太廟を祭るに、身を祓ひ清むる宮、〔詔獄〕漢時の制に、天子の詔を奉じて罪人を判決せし所、〔詭激〕詭は詐なり、激は直に過ぐることゝなり、心にも無きに餘りに正直過ぎるを、〔三老五更〕古來數說ありて定まらず、禮記の文王世子の鄭注には、三老五更は各ゝ一人にして、皆年老いて職務を更へ致

年の後に洪水我を漂はさん、長江に及ばんとして、垂れて墮ちんとす、墮ちんとすれども墮ちず王果に遇はんとあり、果此の誌銘を見て憫を催して曰ふに、數百年前に我が名を知りて如此此處に運り遭はんとは、定めし深き因緣あるべし、如何ぞ之を舍て去るべけんやと、因つて留まりて此の死人の爲に、葬儀を營み骸骨を收め墓場に埋め、叮嚀に祭祀を設けて去りしとなり、

買妻恥醮　澤室犯齋

前漢朱買臣字翁子、吳人、家貧、好讀書、不治產業、常艾薪樵、賣以給食、擔束薪、行且誦書、其妻亦負戴相隨、羞之求去、買臣曰、我年五十當富貴、今四十餘矣、女苦日久、待我富貴、報女功、妻恚怒曰、如公等、終餓死溝中耳、何能富貴、買臣卽聽去、後數歲、隨上計吏、爲卒將重車至長安、詣闕上書、待詔公車、會邑子嚴助貴幸、薦買臣、召見、說春秋、言楚詞、武帝說之、拜中大夫、與嚴助俱侍中、久之拜會稽太守、上謂曰、富貴不歸故鄉、如衣繡夜行、今子何如、買臣頓首謝、入吳界、見其故妻妻夫治道、買臣呼令後車載其夫妻到太守舍、置園中給食之、妻自經死、買臣乞其夫錢令葬、悉召見故人與飲食、諸嘗有恩者、皆報復焉、

【字解】〔恥醮〕醮は昏禮の杯事にて酌みて酬酢無きの禮なり、故に恥醮とは夫婦たることを恥づる意にして、此にては妻より離緣を求めしことなり、〔薪樵〕たきゞしば、〔負戴〕薪樵を頭にいたゞくこと、〔女〕汝なり、〔恚怒〕恨みいかること、〔聽〕ユルスと訓む、〔將重車〕將は率ゐるなり、重車は衣食具を載する車、〔公車〕官署の名、〔說〕ヨロコブと訓む、〔邑子〕村人なり、〔繡〕ぬひとり、〔經死〕くびれ死ぬること、〔乞〕與ふること、

【義解】前漢の朱買臣字は翁子、會稽郡吳縣の人なり、家貧しけれども、書を讀むことを好みて、生產の業を治めず、唯朝夕の糧を得んとて、常に山林に入りて薪樵を艾り、市に賣り

こと、あがく、かく、〔槨〕棺の外郭、うはひつぎ、〔科斗書〕科斗は蝦蟇の子、おたまじやくしなり、古の書は其の形、頭大に尾小にして恰も科斗の如し、故にいふ、〔佳城鬱鬱〕佳城は石槨を指す、鬱鬱は久しく土地に埋れかくろゝさま〔居二此室一〕此の石槨の内に葬られんとの意、〔奉車〕滕公初め沛公の爲に車馬を御せしことをいふ、

【義解】　西京雜記に曰く、滕公車に乘りて長安の東都門に至る、時に馬嘶き足をかゞめて前まず、前足にて頻に地を掻くより、滕公士卒をして馬のあがく所を掘らしめしに、地入ること三尺許の所に、一の石槨を得たり、仍て滕公燭を照して之を見るに、槨中に銘あり、水にて之を洗ひ、其の文字を寫し見るに、皆古文字の奇異なるものにして、誰も讀む者なし、故に叔孫通に問ひしに、通は之を科斗の書なりとし、今文に譯したり、其の意に曰く、此の石槨の佳城は、久しく土中に埋み藏れたり、されど三千年の後には白日を見ることあるべし、而して滕公といふ者此の中に葬られんと、滕公此の文を見て曰く、三千年前に吾が名を知り、此く書き遺しあるとは、如何にも天の命ずる所なるべし、吾死なば此の文の如く此の中に安ぜんかなと、死後遂に此に葬れり、さて滕公とは前漢の夏侯嬰のことなり、官は太僕に至れり、初め滕公縣令より沛公の御者と爲り、次第に出世せしを以て、其の最初の任地の縣名を採りて滕公と呼びしなり、

神怪志、將軍王果、爲益州太守、路經三峽、船中望見江崖、石壁千丈、有物懸在半崖、似棺槨、問舊行人、皆云已久、果使人懸崖就視、乃一棺也、骸骨存焉、有石誌、云、三百年後、水漂我、欲及長江、垂欲墮、欲墮不墮、遇王果、果見銘愴然曰、數百年前知我名、如何舍去、因留、爲營斂瘞埋設祭而去、

【字解】〔三峽〕揚子江の上流、蜀の山間に在る、西陵峽、歸鄕峽、巫峽の三つの險峽をいふ、其の全長凡そ七百支里、兩岸の山相連りて斷所無く、日中に非ざれば太陽を見ずといふ、〔骸骨〕死骨のこと、かばね、〔愴然〕哀を催すさま、〔營斂瘞埋〕葬禮を營み、骸骨を收めて墓場に埋むること、

【義解】　神怪志に曰く、將軍王果の益州の太守と爲りて、蜀に赴く途中、揚子江を溯りて有名なる三峽を經たり、船中より江崖を望み見るに、千丈もあらんかとも思はる、石壁の中腹に、何物か懸れり、其の形棺槨に似たれば、古くより往來する人に問ふに、皆以前より之を見しと云ふ、依つて果は人をして崖に登り之を視しめしに、一の棺なり、棺中を檢するに骸骨存せり、且つ石に刻み付けたる誌銘あり、其の文に、三百

同意、師而可嘲、出何典記、嘲者大慙、韶之才捷皆此類、桓帝時拜太中大夫、著作東觀、

【字解】〔假臥〕うたゝね、〔便便〕腹の肥えふとれる貌、〔懶〕事を爲すに心氣の進まざること、ものぐさし、ものうし、〔五經笥〕五經を入れ置く本箱〔東觀〕後漢の朝廷の文庫、

【義解】後漢の邊韶字は孝先、陳留浚儀の人なり、文學を以て世に知られ、弟子數百人に教授せり、韶、口辯に達者にして容易に人に服せざるなり、或時日中にうたゝねす、諸弟子之を見て、よも聞えまじきと思ひ、之を嘲りていふに、邊孝先の腹は便便として肥えふとれるが故に、書を讀むにものうくして但だ眠らんと欲せりと、韶知らぬ樣子にて之を聞き、直に對て曰く、邊を姓とし、孝を字とす、邊は近しと訓ずれば、孝道に近しとて善き姓字なり、腹の便々たるは五經を悉く納れあるが爲めなり、但だ眠らんと欲するは經書の意味を考ふるなり、其の寐ぬるは周公と夢を通ぜんが爲なり、其の靜にせるは孔子と意を同うせるが爲なり、吾が行爲其れ此の如し、而るに弟子にして師を嘲けるといふ故事は何の經典記錄に出づるやと、嘲りし者共大いに面目を失ひたり、其の才智の敏捷なる皆此の如き類なり、桓帝の時大中大夫と爲り、東觀といへる朝廷の文庫にて、記錄を著作することを掌りしとぞ、

巻中

滕公佳城　王果石崖

西京雜記、滕公駕至東都門、馬鳴跼不肯前、以足跑地久之、滕公使士卒掘馬所跑地、入三尺所得石椁、滕公以燭照之有銘焉、乃以水洗寫其文、文字皆古異、左右莫能知、以問叔孫通、通曰、科斗書也、以今文寫之曰、佳城鬱鬱、三千年見白日、吁嗟滕公居此室、滕公曰、嗟乎天也、吾死其卽安此乎、死遂葬焉、滕公卽前漢夏侯嬰、官至太僕、初爲滕令、奉車、故號滕公、

【字解】〔跼〕足かゞまりて伸びざること、〔跑〕馬の前足に地を掻く

とするを知りて粟を降らし、鬼は文字學問の爲に己が罪過を劾彈せられんことを恐れて夜中に哭せしなりと、又舊說に、蒼頡文字を造り出せるを以て、龍は潛み藏れて復世に出でずなれりといへり、されど其の出典は未だ詳ならず、案ずるに此の雨粟鬼夜哭の說の荒誕無稽にして信ずるに足らざること、丹鉛總錄に王充の辨を掲げて詳述せり、

樗里智囊　邊韶經笥

史記、樗里子名疾、秦惠王之弟、疾室在昭王廟西、渭南陰鄉樗里、故俗謂之樗里子、滑稽多智、秦人號曰智囊、秦武王立、以樗里子甘茂爲左右丞相、疾卒葬渭南章臺東、曰、後百歲、是當有天子宮夾我墓、至漢興、長樂宮在其東、未央宮在其西、武庫正直其墓、秦人諺曰、力則任鄙、智則樗里、

【字解】〔滑稽〕滑は亂なり、稽は同なり、頓智長けて如何なる難問題も容易に言ひ解き、又異同を亂して、是を非となし非を是となすなど、辯口の達者なることをいふ、後世轉じて諧謔の意に用ひらる、〔智囊〕ちゑぶくろ、〔武庫〕兵器の庫、

【義解】史記に曰く、樗里子は本名を疾といふ、秦の惠王の弟なり、疾の居室は秦の昭王の廟の西方、渭南の陰鄉の樗里といふ處に在り、故に俗に之を樗里子といふ、性多智にして其辯舌は異同是非を言ひくるめる程の達者なり、故に秦人は之を智囊と號して褒め稱へたり、秦の武王の時、樗里子と甘茂とを左右の丞相と爲す、昭王七年に疾卒して渭南の章臺の東に葬れり、初め樗里子己が墓地をトして此處に定め、且つ豫言して曰く、百歲の後には此處に天子の宮殿建築せられ、我墓を夾むことあるべしと、案の如く漢興りて長樂宮は其の墓地の東に建ち、未央宮は其の西に聳え、武器庫は正に其壙穴のある所に當れり、秦人の諺に、强力は任鄙、多智は樗里と稱せりといふ、

後漢邊韶、字孝先、陳留浚儀人、以文學知名、教授數百人、韶口辯、曾晝日假臥、弟子私嘲之曰、邊孝先、腹便便、懶讀書、但欲眠、韶潛聞之、應時對曰、邊爲性、孝爲字、腹便便、五經笥、但欲眠、思經事、寐與周公通夢、靜與孔子

強し、桓宣武が蜀を伐ちし時に、從軍して蜀國の城郭を調べ步き、要害の地は勿論、道路の果木に至るまで、一一之を諳記せり、後日宣武の蜀の道中記を集めしに、之を失念して記事を進むると能はざりしが、羅友側に在りて其の名勝古蹟を悉く列べたり、坐中皆感歎心服して、始めて其の癡愚ならざりしを知れりといふ、

杜康造酒　蒼頡制字

魏武帝樂府短歌行曰、慨當以慷、憂思難忘、何以解憂、惟有杜康、注杜康古之造酒者、呂氏春秋曰、儀狄造酒、

【字解】〔樂府〕本は官府の名なりしが、後に詩の一體と爲る、卽ち漢の武帝の時、郊祀の禮を定めて音樂堂を建て、樂府と稱し、文人をして詩賦歌謠を作らしむ、後世其の調に倣へる詩を樂府といふ、〔短歌行〕詩の一體、其の大意は、人の壽命の長短は天命にて定まりあれば、妄に求むべきに非ず、但時に及びて樂みを成すべしとなり、凡そ三十二句、此には其の四句を引けり、

【義解】魏の武帝の樂府短歌行に曰く、人生は朝露の如く淺墓なるものなり、然るに光陰は日夜に去りて刻々死に迫れば、其の苦難頗る多し、故に慨き歎きても尙餘りあるべし、此の憂き思は如何にも忘れ難し、何を以て此の切なき憂を解かんか、此處に惟杜康有りて之を解くべしと、注に杜康とは古の酒を造りし者なりとあれば、酒を飲みて憂を忘るべしとの意なり、呂氏春秋には、儀狄始めて酒を造れりとあり、何れか是なるを知らず、故に二說を掲げたり、

淮南子曰、昔蒼頡作書而天雨粟、鬼夜哭、許愼曰、蒼頡始視鳥跡之文造書契、則詐僞萠生、去本趨末、棄耕作之業、務錐刀之利、天知其將餓、爲雨粟、鬼恐爲文書所劾、故夜哭也、舊云、龍潛藏、未詳所出、

【字解】〔書契〕文字のこと、〔錐刀之利〕錐は、きりなり錐や刀の先きの細く尖れるが如き、小なる利德をいふ、〔劾〕罪狀をとりしらぶること、〔潛藏〕ひそみかくるゝこと、

【義解】淮南子に、昔し蒼頡創めて文字を作れるを以て、天より粟を降らし、鬼は夜中に哭せりといへり、許愼の注に、蒼頡始めて鳥の跡の平沙につきたる形を視て文字を造りしなり、是より文字は詐僞の術の根本となり、大道の本を去り巧智の末に趨き、字を習ひ學を修むるが爲に、耕作の業を弃て、錐刀の末ほどの小利を爭ふに至れり、故に天其の將に饑ゑん

ば、衆皆曹操の號令如何にと相待てり、しかるに操の號令は唯雞肋と云ふのみなりしかば、外曹の面々誰一人とて之を曉り知る者無し、獨脩のみ此の隱語を解して曰ふに、さて雞の胷骨は之を食ふとも些の得る所無し、さればとて之を弃つれば惜き所あるが如きものなり、今此の地勢を案ずるに、進むこともならず守るにも益なし、是れ公の心中已に中國に歸らるべき計の決せらる所以なりと、案の如く、操は師を引き廻したり、脩の機を見て決斷すること概ね此の類なり、又嘗て外出せり、其の不在中に操より外交の事に就きて諮問せらるることをはかり、預め數通の答書を認めて順次を立て、留主の小兒に戒め告げて曰ふに、若し公より辭問せらるの令あらば、それに合するものを此の順次より拔き取りて差出すべしと、旣にして案の如く諮問せられたり、操は其の答の甚だ速なりしを怪み、之を察問せしに、以上の事實を探り知りたり、是に於て操は脩の餘りに己れの心を量り知れるを恐れ、寧しろ臣として之を用ふるの危險なるを覺えて、次第に之を忌み嫌ふに至り、終に事に託して之を殺したり、語林に又一事を載す、脩、操に從ひて江南に至り、曹娥の碑を讀みしに、碑背に黃絹幼婦外孫齏臼の八字を刻せり、操之を見て解すること能はす、脩に問ひて卿は之を知れるや否やといふ、脩、之を知れりと答ふ、操は今暫く言ふこと勿れ、朕が之を思ひ當るまで待つべしといふ、行くこと三十里にして始めて之を悟れり、而して先づ脩をして之が解を爲さしむ、脩答へて黃絹とは色絲にして、色絲の合字は絕の字なり、幼婦とは少女にして、少女の合字は妙の字なり、外孫とは女子にして、女子の合字は好の字なり、齏臼とは辛菜を擣く臼にして辛を受くる器なり、受辛の合字は辤の字なり、卽ち此の八字を約すれば絕妙好辤の四字と爲りて、表の碑文を賞美せる隱語なりといへり、操手を拍ちて皆朕が意の如くなりしと感じ入りたりしとなり、是の故に俗間有智と無智とを比較すれば三十里の差ありと褒貶せり、

世說云、羅友少時、多謂之癡、常伺人祠、欲乞食、了無怍容、爲人强記、從桓宣武伐蜀、按行蜀城、道陌果木、皆默記之、後宣武集蜀道事、亦有遺忘、皆名列之、坐者歎伏、

【字解】〔癡〕愚なり、〔人祠〕人の墓場の祭、〔怍容〕はづるさま、〔按行〕調べ歩むこと、〔道陌〕陌も道なり、〔默記〕そらに記憶すること、

【義解】　世說に云く、羅友の少き時、多くの人々は之を愚者なりといへり、常に人の墓場の祭を伺ひ、其の殘物を乞ひ食ひて、少しも愧づる容子無かりき、されども人と爲り記憶力

【義解】後漢の盧植字は子幹、涿郡涿縣の人なり、音聲の大いなる鐘の鳴るが如し、幼年より鄭玄と倶に馬融に師事し、能く古今の歴史に通じ、學は研究の深奧を極めて、章句の末を守らざるなり、師の馬融は明德皇后の里方たる豪家にてありければ、多くの歌女舞妓を列ねて融の前に歌舞せしむること屢〻なり、植、講義を聽かんとて師に侍べること數年なるも、其の間一度も女娼の方に首を囘らして顧みしたること無し、馬融其の志の篤きに感心して深く之を敬したり、學問成りて故鄕に歸り、門を閉ぢて子弟に敎授す、性剛毅にして大義名節を重んじ、常に世道を救濟せんとするの志あり、從つて辭賦を好まざりき、能く酒を好みて一石づつ飮みたり、靈帝の時に尙書となれり

桓溫奇骨　鄧艾大志

晉書、桓溫字元子、譙國龍亢人、生未朞、溫嶠見之曰、此兒有奇骨、可試使啼、及聞其聲曰、眞英物也、父彝以嶠所賞、故名之曰溫、嶠笑曰、果爾後將易吾姓也、溫豪爽有風槩、姿貌甚偉、面有七星、少與劉惔善、惔嘗曰、溫眼如紫石稜、鬚作蝟毛磔、孫仲謀、晉宣王之流亞也、尙南康長公主、拜駙馬都尉、終大司南郡公、

【字解】〔朞〕一ヶ年、〔將易吾姓〕桓溫出世して貴族となれば、其の名の溫を避けて、吾が姓の溫を改めざるべからずとの意、〔豪爽〕武勇にして心中清快なること、〔風槩〕風雅にして氣節あること、〔七星〕七つの黑子、〔紫石稜〕紫石英の色は淡紫なり、其の質は光ありて透明なり、其の形は大小に拘らず五稜なり、溫の眼は稜ありて輝き、其の色は淡紫にして恰も紫石英の如し、故にいふ、〔蝟毛磔〕はりねずみの毛の張り開けること、〔尙〕臣にして天子の女を娶るをいふ、

【義解】晉書に曰く、桓溫字は元子、譙國龍亢の人なり、生れて未だ一ヶ年經たざるに、溫嶠之を見て曰く、此の兒は人に勝れたる奇妙なる骨相あり試に啼かしむべしと、其の泣き聲を聞きて又曰ふに、此は眞に英物なりと稱贊せり、父の彝は嶠が餘りに賞めしを以て、嶠の姓を取りて溫と命名せり、嶠笑ひて曰ふに、此兒の名に吾が姓を命けらるゝなれば、後來將に吾が姓を易へんとすと、桓溫が將來の榮達を豫言せり、案の如く、溫は豪勇にして清快、風雅にして氣槩あり、容姿頗る偉大にして顏面に七つの黑子あり、少きより劉惔と友として善し、惔嘗て曰く、溫の眼は紫石英の如く、稜角ありて

士、公休太初不能勝也、會既構鄧艾、因謂維等、詣成都自稱益州牧、欲授維兵五萬人使為前駈、魏將士憤發、殺會及維、世語曰、維死時見剖膽、如斗大、

【字解】「整勒」とゝのへをさむること、「構」無きことを有りとして罪に陷ること、「前駈」さきがけ、

【義解】 蜀志に曰く、姜維字は伯約、天水郡冀縣の人なり、費禕と共に尚書の事を祿し、又督中外軍を加へらる、それより大將軍に遷り、軍馬をとゝのへをさめて出でて魏と戰ひ、屢、魏將の鄧艾に破られたり、蜀の後主劉禪の魏に降るに及び、維も力盡き、戈を投げ甲を放ちて、魏の鎭西將軍鍾會の陣に身を寄せたり、會は維の人物を知りて之を優遇せり、卽ち出づる時は轝に同乘し、內に居ては席に同坐するなど、亡國の客を以て之を待たざりしなり、而して長史杜預に曰ふに、伯約を中國の名士に比すれば、父休太初も其の右に出づること能はずと、會はかくして維を待遇するは、後日己が異圖に與みせしめんが爲めなり、卽ち當時權勢竝び無きは將軍鄧艾なり、會は如何にもして之を排斥せんとして、既に構へて罪に陷れたり、因つて維等に謂ふに、先づ蜀の成都に詣り、自ら益州の牧と稱せん、然らば鄧艾必ず討手に向ふべし、是に於て雌雄を決すべしと、先づ維に兵五萬を授けて前駈たらしめんと欲す、時に鄧艾早くも之を知り大いに憤激し、將士を率ゐて出發し、立どころに會と維とを殺したり、其の頃世評に、維の死する時膽を剖かれしが、其の膽の大さは一斗枡の如くなりしといふ、是れ維の亡命客にてありながら、會の命に從ひ、魏の名將たる鄧艾を亡さんとせしは、全く身の程を知らぬ者なれば、世之を嘲りて膽太しといひしなり、

後漢盧植字子幹、涿郡涿人、音聲如鐘、少與鄭玄俱事馬融、能通古今學、好研精、不守章句、融外戚豪家、多列女倡歌舞於前、植侍講積年、未嘗轉眄、融以是敬之、學終辭歸、闔門教授、性剛毅有大節、常懷濟世志、不好辭賦、能飲酒一石、靈帝時為尚書、

【字解】「外戚豪家」天子の母方の權勢強き家柄、卽ち馬融は明德皇后の從姪に當れり、故にいふ、「女倡」うたひめ、「轉眄」首を回轉して顧みること、「濟世」世を救ふこと、

きたれば、百姓之に頼り恃めり、或夜夢に臥戸の梁の上に三刀の懸るを見、暫にして又一刀の益したるを見たり、眼覺めて心中甚だ不吉なりと恐れて之を忌み悪めり、主簿の李毅之を聞き拜賀して曰く、三刀は州の字なり、又一刀の益したるは益州なり、明府必ず益州の太守たらんと、果して益州の刺史に遷され、後再び益州に刺史となる、武帝吳を伐たんと謀り、濬に詔して軍船を修造せしむ、濬乃ち大船を作り、兩船を竝列したる舫を幾艘も連ね、之に木を組み立て、城を築き、樓櫓を建て、又鷁首怪獸を船首に畫きて、江水の神を懼れしめて、水上の災厄を除ひたり、其の船艦の列の盛んなる、古より未だ曾て有らざる所たり、乃ち龍驤將軍に拜し、軍を監し兵を統ぶ、嘗て巴郡に在りし時、徳政を布きて全育せしめし所の兒童は、皆已に成長して徭役に堪ふべき壯丁となりければ、其の父母等は之を悉く軍門に引き來りて戒めて曰く、王府君ありてこそ爾等全育することを得たるなれ、今にして恩を報ぜずして將又何時にかせん、爾等必ず死を愛みて卑怯の振舞あるべからずと、濬、蜀を出發してより一戰も交へず、江流に順ひ棹を動かして舟を下し、一筋に三山に殺到せり、孫皓之を望み見て其の敵し難きを知りて降參す、濬乃ち降者の面縛を解き、含み來れる璧を受け、負ひ來れる棺を焚きて、之を殺さゞることを示して京師に送りたり、是を以て襄陽縣侯に封ぜられ、撫軍大將軍に累轉す、卒して武と諡す、

吳志、丁固仕孫皓為司徒、吳書曰、初固為尚書、夢松樹生其腹上、謂人曰、松字十八公也、後十八歲、吾其為公乎、卒如夢焉、

【義解】吳志に曰く、丁固は孫皓に仕へ、寶鼎三年に司徒と爲ると、吳書には初め固の尚書たりしとき、松樹の腹上に生ぜしを夢み、人に謂つて曰く、松の字は十八公の合字なり、今より十八年の後には、吾必ず公とならんと、遂に夢の如く三公の一なる司徒と爲れりといへり、

姜維膽斗　盧植音鐘

蜀志、姜維字伯約、天水冀人、與費禕共錄尚書事、加督中外軍事、遷大將軍、整勒戎馬出戰、屢為魏將鄧艾所破、及後主降、維投戈放甲、詣鎮西將軍鍾會、會厚待之、出則同轝、坐則同席、謂長史杜預曰、以伯約比中土名

梁上、須臾又益一刀、濬意甚惡之、主簿李毅拜賀曰、三刀爲州字、又益一刀者、明府其臨益州乎、果遷益州刺史、後再刺史益州、武帝謀伐吳、詔濬脩舟艦、乃作大船連舫、以木爲城、起樓櫓、畫鷁首怪獸於船首、以懼江神、舟楫之盛自古未有、拜龍驤將軍監軍、統兵、先在巴郡之所全育者、皆堪徭役供軍、其父母戒之曰、王府君生爾、爾必勉之、無愛死也、濬自發蜀、兵不血刃、順流鼓棹、徑造三山、孫皓降、濬解縛受璧焚櫬、送于京師、以功封襄陽縣侯、累遷撫軍大將軍、卒諡武、

【字解】〔墳典〕三墳五典なり、三墳は伏羲、神農、黄帝の書、五典は小昊、顓頊、高辛、唐、虞の書、〔亮達〕明かに通ずること、〔恢廓〕廣大なること、〔步〕六尺、〔長戟〕長きほこ、〔廉潔〕正しく淸きこと、〔科條〕法規の科品條目、〔徭課〕徭は夫役なり、えだち、課は年貢なり、〔休復〕年貢夫役等を免ずること、〔明府〕太守の敬稱、〔艦〕軍船、〔舫〕兩船を竝列したるもの、〔樓櫓〕やぐら、〔鷁首〕鷁は鷺に似て大いなる鳥、〔愛死〕死を惜む、〔鼓棹〕かぢを動かすこと、〔焚櫬〕櫬は棺なり、棺を焚きて殺さざることを示すなり、

【義解】　晉書に曰く、王濬字は士治、弘農郡湖縣の人なり、博く三墳五典の書に涉りて、難解の文も澀滯無く讀破し、明亮に通達せり、其の志は廣大にしてこせつかざるなり、或る時居宅を起すに、恰も貴族の邸宅の如く、門前の路を數十間の廣さに開き、長き戟旗さしもの等を押立て、通行するも支障無きやう建設せり、衆人之を見て、其の分に應ぜざるを冷笑せり、されど其の志大いにして器量人に勝れたれば、召されて河東郡の從事に任ぜられたり、時に郡守縣令に正直ならざる者ありて、皆濬の德風に恥ぢ、官職を解きて逃げ去れり、後益州巴郡の太守に除せらる、巴郡は吳國の境界に接し、昔より蜀吳の戰場たれば、兵士皆役に苦み戰に倦み、郡中男兒の出生あれば、之を養育することを欲せず、直に之を殺したり、かゝる風習の益々盛んならんとするを以て、濬は大いに之を憂へ、入部早々政事法令の科品條目を嚴正にし、民の夫役を免ずるの特令を發布したり、是に於て皆其の德政に感じ、生兒を殺さず悉く成長せしめたる者數千人の衆きに上れり、後に廣漢太守に轉任す、此處にても恩惠を垂れ善政を布

字は子魚、平原郡高唐縣の人なり、魏の明帝の世に進みて太尉と爲れり、

世說曰、文帝受禪、陳群有慼容、陳群字長文、潁川許昌人、進司空錄尙書事、初群爲兒時、祖父寔常奇異之、謂宗人父老曰、此兒必興吾宗矣、博物志曰、大丘長陳寔、寔子鴻臚卿紀、紀子司空群、群子泰、四世於漢魏、竝有重名、而其德漸漸小減、時人爲之語曰、公慙卿、卿慙長、慼或作感、

【字解】〔慼容〕愁ふる貌、〔公慙卿〕公は司空にして陳群を指し、卿は鴻臚卿にして陳紀を指す、卽ち群は父の紀に及ばざるをいふ、〔卿慙長〕長は大丘長にして陳寔を指す、卽ち紀は父の寔に及ばざるをいふ、

【義解】世說に曰く、魏の文帝の漢の禪を受くるや、陳群憂愁の貌あり、群、字は長文、潁川郡許昌縣の人なり、進みて司空と爲り尙書の事を錄す、初め群のまだ小兒たりし時、祖父の寔は常に群を以て普通の小兒となさず、一族の人々に謂て、此兒は行く末必ず陳氏の家を興すものならんといへり、又博物志に曰く、大丘長の陳寔、寔の子の鴻臚卿の紀、紀の子の司空の群、群の子の泰、此の四世は漢魏の兩朝に於て、皆大臣宰相の官に昇りて重名あり、而るに其の德はだん〳〵に減少せり、故に時人之が批評をなして曰く、司空の群は父の鴻臚卿の紀に及ばず、鴻臚卿の紀は又其の父の大丘長の寔に及ばずと、慼の字或は感に作れり、

王濬懸刀、丁固生松

晉書、王濬字士治、弘農湖人、博涉墳典、疎通亮達、恢廓有大志、嘗起宅、開門前路、廣數十步、欲使容長戟幡旗、衆咸笑之、辟河東從事、守令有不廉潔者、皆望風引去、除巴郡太守、郡邊吳境、兵士苦役、生男多不養、濬乃嚴其科條、寬其徭課、其產育者、皆與休復、所全活數千人、轉廣漢太守、垂惠布政、百姓賴之、夜夢懸三刀於臥屋

狠戾爲瑣伯、蓋擬古之四凶也、

【字解】〔笨伯〕笨は竹裏の空虚をいふ、體肥大にして頭腦粗雜なるに比す、〔狡妄〕惡智慧ありてみだりなること、〔猾伯〕猾は惡智慧なり、〔狠戾〕心ねじけて理に從はざること、〔瑣伯〕瑣は小なり、姦細なり、卽ち小事にても意地惡に解釋して、何時迄も斷念せざること、〔四凶〕堯の時の四人の凶惡、共工、驩兜、三苗、鯀の四人を指す、

【義解】　羊曼の弟羊聃は字を彭祖といふ、少年の時より常に學問せざれば、人皆其の愚さを鄙めり、是より先き兗州に八伯といへる世評ありき、其の後に又四伯の號あり、四伯とは四凶をいふ、卽ち大鴻臚の江泉は大食家なるを以て穀伯といひ、豫章の太守の史疇は身體肥大なれども材智無ければ笨伯といひ、散騎郞の張嶷は惡智慧ありてみだりなるを以て猾伯といひ、而して羊聃は心ねじけて事理に從はざるを以て瑣伯といふ、蓋し堯時の四人の凶惡になぞらへたるなり、

華歆忤旨　陳群蹙容

華嶠譜序曰、文帝受禪、朝臣竝受爵位、歆以形色忤旨、徙爲司徒而不進爵、帝久不懌、以問尚書令陳群曰、我應天受禪、百辟群后、莫不悅喜形于聲色、而相國及公獨有不怡者何也、群曰、臣與相國曾臣漢朝、心雖悅喜、義形其色、帝大悅、歆字子魚、平原高唐人、明帝時進拜太尉、

【字解】〔忤旨〕心にさからふこと、〔懌〕よろこぶ、〔百辟群后〕辟も后も君なり、多くの諸侯をいふ、〔相國〕司徒の華歆を指す、〔怡〕よろこぶ、

【義解】　華嶠の譜序に曰く、魏の文帝、後漢の獻帝の禪を受けて帝位に卽くに及び、漢の舊臣の魏に仕ふる者多くは其の爵位を受けたり、されど華歆は漢の滅亡せしを傷みて、不平の容貌形體顏色に見れたれば、文帝の機嫌を損ねたり、又司徒に徙されたれども、而かも相當の位に進まざれば、文帝久しく懌びずして尙書令の陳群に問ひて曰く、我は天命に應じ漢の禪を受けて帝位に登れり、諸侯百官は喜悅して聲色に形はれざるといふことなし、而るに相國と公とのみは之を悅びざるは如何なる理かと、群答へて曰く、臣と相國とは倶に曾て漢朝に仕へたりき、今陛下の天下となり、仕へて又其の臣となる、縱令喜悅すと雖、前朝の遺臣たれば、其の滅亡を悲まざらんと欲するも能はず、其の情と義と自然に顏色形體に形れたるなりと、文帝尤もなりとして其の眞心に感じたり、歆、

主義なりしかば、百姓共に之を悦び稱したり、

阮放八儁　江泉四凶

晉書、羊曼字延祖、少知名、歷晉陵太守、任達頹縱、好飲酒、溫嶠、庾亮、阮放、桓彝、同志友善、竝爲中興名士、時州里稱阮放爲宏伯、郗鑒爲方伯、胡毋輔之爲達伯、卞壺爲裁伯、蔡謨爲朗伯、阮孚爲誕伯、劉綏爲委伯、而曼爲䵵伯、凡八人號兗州八伯、蓋擬古之八儁也、

【字解】〔八儁〕儁は、儁、俊に通ず、智、千人に過ぎたる者の稱、〔任達〕自分の思のまゝにすること、〔頹縱〕身を持ち崩して我儘なること、〔中興〕東晉の元帝の都を建鄴に定めしこと、〔宏伯〕宏は、大なり、伯は、長なり、思慮廣大にして萬人の長たる者の敬稱、〔方伯〕方は、方正なり、〔達伯〕達は、事理に通達なるなり、一說に、達は、任達にして小節に拘らざるなり、〔裁伯〕裁は、事理を判斷するなり、〔郎伯〕郎は、明なり、〔誕伯〕誕は、放任なり、又、大なり、〔委伯〕委は、心を用ひるに綿密なるなり、〔䵵伯〕䵵は、猥に華美を好むなり、

【義解】晉書に曰く、晉の羊曼字は延祖、少くして器量ありければ夙に名を知られ、長じて晉陵郡の太守に歷任せり、何事も自分の思のまゝにし、身を持ち崩して、好みて酒を飲む、當時の溫嶠、庾亮、阮放、桓彝等と志を同くして親交を結べり此等の人々は、皆東晉の興りて西晉に代りし時の名士なり、時に州里に人物評を爲す者あり、阮放は其の思慮の弘大にして衆人の長たるを以て宏伯と稱し、郗鑒は方正律直なるを以て方伯と稱し、胡毋輔之は事理に通達せるを以て達伯と稱し、卞壺は事理を判斷するに妙なるを以て裁伯と稱し、蔡謨は氣象高明なるを以て朗伯と稱し、阮孚は小節に拘らざるを以て誕伯と稱し、劉綏は心を用ひるに緻密なるを以て委伯と稱し、而して曼は猥に華美を好むを以て䵵伯と稱す、以上凡て八人、之を兗州の八伯と號す、蓋し古の八元八愷になぞらへたるなりといへり、

羊曼弟聃字彭祖、少不經學、時論皆鄙其凡庸、先是兗州有八伯之號、其後更有四伯、大鴻臚江泉以能食爲穀伯、豫章太守史疇以大肥爲笨伯、散騎郎張嶷以狡妄爲猾伯、而聃以

母、隱之の慟哭するを聞く毎に其の悲痛の情に動かされ、食を止め箸をなげて貰泣す、康伯に告げて曰ふに、汝若し吏部と爲り人物を擧ぐることあらば、當に隱之の如き輩を選ぶべしと、其の後康伯の吏部尙書と爲るに及び、隱之は遂に淸く顯れたる位に任ぜられたり、さて廣州は南方の邊鄙なる國なれども、中國に無き珍らしき物貨の出づる土地なりければ、古來此處に刺史たる者は、多くは貨財に心動かされて、法を曲げ民を苦めし者往々ありき、朝廷此の弊害を改革せんと欲し、淸廉の聞え高き隱之をして廣州の刺史に赴かしめたり、廣州の番禺縣の西に貪泉と名づくる泉あり、其の名の起りし所以は、此の水を飮む者は古來厭くこと無き大慾心を懷くと云ひ傳ふるを以てなり、隱之之を聞き、さる不條理なることあるべけんやとて、直に貪泉に至り、酌みて飽くまで之を飮み、世の迷信を霽さんとて、一詩を賦して曰く、古人は此の水に就きて傳說をなせり、そは一たび之をすゝれば千金の欲を抱くと、されど是れ全く理無き所の妄說なり、今試に昔の伯夷叔齊の如き潔白なる高士をして此の水を飮ましむるとも、終に彼の堅固なる心を易へざるべしと、廣州に在る間は、潔白なる節操を以て愈々はげしく政務を行はれしとなり、後、官を退き光祿大夫金章紫綬を授けられたり、

魏志、王脩字叔治、北海營陵人、年七歲喪母、以社日亡、來歲鄰里社、脩感念母哀甚、鄰里爲之罷社、後太祖破南皮、閱脩家、穀不滿十斛、有書數百卷、太祖歎曰、士不妄有名、乃辟爲司空掾、遷魏都太守、爲治抑强扶弱、百姓稱之、

【字解】〔社日〕土神を祭りて豐饒を祈る時令の名、春秋に二度あり、春は立春後の第五の戊の日、秋は立秋後第五の戊の日なり、〔辟〕召すなり。

【義解】魏志に曰く、王脩字は叔治、北海郡營陵縣の人なり、年七歲の時に母死したり、其の日恰も社日に相當せり、明年鄰村に社日の祭を執り行ひしに、其の日は恰も王脩の母の忌日なるを以て、脩は之を懷ひて哀痛殊の外甚しかりしなり、之を見て鄕里の人々大いに同情して社の祭を罷めしといふ、後太祖の南皮縣を破りし時に、脩の家に立寄りけるに、其の家蓄は僅に十斛に足らざるに、書籍は數百卷を藏したり、是に於て太祖歎じて曰く、人の世の中に名あるは、其の原因無くして妄に評判あるものに非らずと、直に辟して司空掾と爲す、次で魏都太守に遷り、政を爲すに、强を抑へ弱を扶くる

かやうに重病なれば事に堪へ難しと陳べて遂に事へざりしとなり、

隱之感鄰　王脩輟社

晉書、吳隱之字處默、濮陽鄄城人、博涉文史、以儒雅標名、弱冠而介立有清操、年十餘丁父憂、每號泣、行人爲之流涕、事母孝謹、及其執喪哀毀過禮、與太常韓康伯隣居、康伯母賢明婦人、每聞其哭、輟餐投筯、爲之悲泣、謂康伯曰、汝若居銓衡、當擧如此輩人、及康伯爲吏部尙書、隱之遂階清級、廣州珍異所出、前後刺史多黷貨、朝廷欲革其弊、以隱之爲刺史、州有水、曰貪泉、飲者懷無厭之欲、隱之至泉所、酌而飲之、因賦詩曰、古人云此水、一歃懷千金、試使夷齊飲、終當不易心、及在州、清操愈厲、後致仕、授光祿大夫金章紫綬、

【字解】〔文史〕文章と歷史と、〔儒雅〕儒道を正しく行ふこと、〔弱冠〕年二十歲のこと、〔介立〕孤立して助無きこと、獨立、〔丁父憂〕丁は、當なり、父の喪に居ること、〔輟餐投筯〕輟は、止なり、餐は、食事なり、投は、なげおくなり、筯は、箸なり、食を止め箸をなげすつること、〔銓衡〕銓は、量るなり、衡は、秤なり、秤にて物の輕重を量るが如く、人物を選び擧ぐること、又其の職、卽ち吏部の官なり、〔清級〕級は、階なり、位なり、清く顯はれたる位、〔黷貨〕財貨を貪るが爲に清操を汚さるゝこと、〔夷齊〕殷末の清士の伯夷と叔齊と、〔致仕〕仕官を退くこと、

【義解】晉書に曰く、吳隱之字は處默、濮陽郡鄄城縣の人なり、博く文章歷史に通じ、儒道を正しく行ふを以て、天下に名を表す、年二十才の頃より、孤立して助無けれども、能く清き操を持ちて世に出でたり、未だ十餘才の時に、父に死なれ、其の喪に服して泣き號ぶ每に、道行く人も其の聲の哀さに感じて、涕を流さぬ者は無し、其より母に事へて孝を竭し行を謹めり、又幾何も無く母の喪を行ふに及びて、其の悲哀禮に過ぎ、身體爲に衰弱するに至れり、時に其の近鄰は太常の韓康伯の家にて、康伯の母は有名なる賢婦人なり、されば康伯の

奉らるべけんや、必ず汝の言を納れて太子を廢せざるべしと、太子是に由つて嗣と爲り、立つて成帝といふ、丹は左將軍に累遷せり、

後漢張湛字子孝、扶風平陵人、矜嚴好禮、動止有則、居幽室必修整、遇妻子若嚴君、在鄉黨詳言正色、三輔以爲儀表、人或謂湛爲僞詐、湛曰、人皆詐惡、我獨詐善、建武初、拜光祿勳、光武臨朝、或有惰容、輒陳諫、常乘白馬、上每見、輒言白馬生且復諫矣、及郭后廢、稱疾不朝、拜太中大夫、帝强起之、爲大司徒、湛自陳疾篤、遂罷、

【字解】〔矜嚴〕禮儀にきびしくして謹み深きこと、〔修整〕衣服調度をキチンとと〻のへること、〔嚴君〕父母のこと、〔鄉黨〕一萬二千五百家を鄉といひ、五百家を黨といふ、〔三輔〕長安に近き右扶風、左馮翊、京兆の三地方の稱、〔儀表〕儀は、法なり、表は、影を測る木表なり、手本といふこと、〔僞詐〕人に褒められんとて、心にも無きことを形に見はすこと、〔惰容〕ふしだら、〔强起之〕大司徒の戴涉、罪ありて誅せられたれば、帝强ひて湛を起たしめ代つて政を爲さしめんとせしこと、〔陳疾篤〕朝堂に於て態と小便を漏し、如此重病なれば政務に鞅掌し難しとて辭退せしをいふ、

【義解】後漢の張湛字は子孝、右扶風平陵の人なり、性謹み深くして禮を好み、儀禮を行ふに嚴重なり、故に立居振舞に法度あり、一人室に居る時も必ず坐作を崩さず、凡ての調度整然たり、妻子を扱ふにも父母の如くにし、鄉黨に出でて交を結ぶにも、妄に言語を發せず、聲色を正しくして應對せり、是を以て長安の近畿なる右扶風、左馮翊、京兆の三輔の人々は張湛を以て手本となせり、されど或人は張湛の行跡の餘に嚴整なるを誹りて、湛は人に褒められんとて心にも無き事を形に見はせりと云へり、湛之を聞きて曰く、我元より詐れり、されど人は皆惡を爲し之を蔽はんとして詐れり、我は獨り善を爲し之を善くせんと詐れり、亦善からずやと、建武の初光祿勳の官と爲る、光武帝の朝廷に出御の時、少しにても怠惰の容姿あれば、遠慮無く之を諫めて威儀を正さしむ、湛は常に白馬を好みて之に乘ぜしかば、帝湛を見る每に、白馬生來りて又朕を諫めんとすと、謂はれたり、郭后の廢せらる〻に及び、帝の無情を憤り、態と疾と稱して出仕せざりき、後、大中大夫となりて長安の中東門に居たり、時に大司徒の戴涉、罪ありて誅せられければ其の後任として、帝は强ひて湛を起たしめたり、されど湛は之に應ぜず、態と朝廷にて小便を洩し、

適長、立十餘年、名號繫於百姓、天下莫不歸心臣子、見定陶王愛幸、道路流言、以爲太子有動搖之議、審若此、公卿以下必以死爭不奉詔、臣願先賜死、以示群臣、天子素仁、見丹涕泣言又切至、大感曰、皇后謹愼、先帝又愛太子、吾豈可違指、太子由是爲嗣、成帝立、累遷左將軍、

【字解】〔青蒲〕青色にて天子の玉座の周圍を塗りたる座席の稱、其の規畫内には猥に人を近かしめず、唯皇后のみ通じ得るなり、一說に青蒲の席なりと、今姑く前說に從ふ、〔材藝〕材智藝能なり、〔子母〕定陶共王と其の母の傅昭儀となり、〔愛幸〕寵愛せらるゝこと、〔親密臣〕左右に侍べりて御心に愜へる臣、〔上閒〕天子の病の稍良好なること、〔名號繫於百姓〕嫡長夙に皇太子に立ち、其の名號已に國民全般に知れ渡りて、百姓に離畔の心無きをいふ、〔流言〕水の流るゝが如き根據なき評判、〔動搖之議〕太子を廢せんとするの議、〔先帝〕宣帝を指す、

【義解】前漢の史丹は字を君仲といふ、魯國の人なり、元帝の朝に侍中と爲りて君側に近侍せり、時に定陶共王は、材智藝能あるを以て母の傅昭儀と共に元帝に寵愛せらる、之に反して皇太子は、頗る飮酒女色の過失ありしを以て、其の母の皇后と俱に寵愛日に衰へ行き、剰へ皇太子の位まで廢せられんとす、竟寧元年に元帝病に罹りて臥し給ひしかば、皇后太子の母子は、元帝の御心の已に定陶王に變れることを知りて、大いに憂ひ給へり、史丹は近侍中にても御心に愜へる臣なれば、常に上の病室に侍べることを得たり、而して上の病の稍快くして獨り眠れる時を見計らひ、直に寢室内に入りて、身を青蒲の上に打ち伏し、涕を流して上を諫めて言ふに、陛下よ、皇太子は皇后陛下の生ませられし嫡長なるを以て、夙に儲嗣に立ち給ひ、已に十餘年間も經過して其の東宮たるの名號は、百姓一般に知れ渡りて、天下亦心を之に歸して、將來の臣子たるを願はざる者無き有樣なり、然るに此頃定陶王の寵遇せらるゝを見るに附け、世上の風說には、陛下の皇太子を取り變へ給はんとするの御心ならんと云へり、萬一此の流言の如くならば、公卿以下皆死罪を犯すとも陛下の詔を奉ぜざるべし、故に陛下若し皇太子を廢せんと欲せば、臣願くは先づ死を賜はりて、群臣に手本を示さんと極諫す、元帝素より仁君にて在りしかば、史丹が涕泣して直言したる處、至誠至忠の親切より流露せる强諫なれば、大いに之に感服して曰く、皇后は謹み愼みて其の愛幸の薄らぎしをも怨みず、又太子は先帝の夙に愛し給ひし所なれば、吾何ぞ其の旨に違ひ

【字解】〔厚辱〕綿の厚きしとね、〔大被〕大いなる夜著、〔無徳致客〕徳無ければ益友と交はること難しとの意、〔學者〕此にては學生なり、〔氣類〕同氣同類の友なり、〔懈〕おこたる、〔器〕器量なり、〔鮓〕つけうを、すし、〔避嫌〕疑を蒙らぬやうにすること、〔將レ家〕家族を引き具して行くこと、

【義解】呉録に曰く、孟仁字は恭武、本の名は宗といひしが、蜀の後主の諱の宗を避けて今の仁に改む、呉の江夏縣の人なり、少き時李肅に從學せり、宗の母、我が愛兒の爲に、厚きしとねと大いなる夜著とを作り與へて曰く、汝先生の塾に至るも、徳學無ければ益友と交を結ぶこと難かるべし、されど學生は多くは貧しければ、今此の廣被を持ち行かば、貧しき人の良き蓐被を持たぬ同氣同類の諸生等は、汝が廣被を便りとして深き交を結ぶこともあるべしと、宗の書を讀むや、朝は早く夜は遲くまで勉學して懈らざりしかば、肅之を奇として汝は行末宰相になるべき器量ありと稱贊せり、後、呉の孫皓に事へ、果して位三公に進みたり、晉の武帝の代となり、遷されて監池の司馬と爲りて池魚を司れり、宗は元來親孝行なれば、自ら網を結び、手から魚を漁り、鮓を作りて母に寄贈せり、母は之を受けずして曰ふに、汝は魚を監視する役となりながら、自ら其魚を捕へ鮓を作るとは何事ぞ、況んや之を母に贈るとは以ての外なり、斯る事を敢てなさば、子は盗人の名を負ひ、母は子に盜ませて食ひしこととなりなん、されば其の嫌疑を晴さんとするも術無かるべしとて、呉々も訓戒せられたり、其の後呉縣の令に遷さる、此の時も祿少ければ家族を率ゐて任地に赴くこと能はず、止む無く母と別居せり、宗は任地にて時物を得る毎に、先づ母に贈らざれば、己れ之を食はざりしとなり、楚國先賢傳に曰く、宗の母兼てより筍を嗜めり、或る冬、寒節の將に近かんとする時に筍を求めければ、宗は其の時期に非らざれど、竹林に入りて天地に哀願し、母の望を滿たさんとす、孝心天地に通じたりけん、時ならぬに筍の竹林中に生出するを見たり、宗大いに悦び、採つて以て母に供ふることを得たり、是れ皆至孝の天地に感應せし所以なり、孫皓に仕へて司空に至れりと、

史丹青蒲　張湛白馬

前漢史丹字君仲、魯國人、元帝卽位、爲侍中、時定陶共王有材藝、子母倶愛幸、而太子頗有酒色之失、母王皇后無寵、上寢疾、皇后太子皆憂、丹以親密臣得侍疾、候上閒獨寢時、直入臥內、伏青蒲上、涕泣言曰、皇太子以

之、

【字解】〔魯語〕國語の篇名、〔客〕衆賓の中第一位に居るべき上客のこと、〔羞鼈〕羞は進むるなり、鼈はすつぽんなり、〔相延〕坐客相倶に進み出づること、〔將使鼈長云云〕既に死にたる鼈をして長大ならしめ、然る後に食はんとすと、是れ大を以て小に易へよと云ふに非ず、畢竟爲し得べからざる難題なり、卽ち其の忿怒の甚しきをいふ、〔先子〕しうと、卽ち文伯の母の先舅、文伯の祖父の季悼子なり、〔祭養尸〕尸は神のかたしろなり、昔時は祭祀するに十歳前後の少年を其の神の象とし、神をして之に憑らしめて祭を亨けしめたり、故に祭には尸を尊び養へり、〔鼈於何有〕鼈は得易し、何とて大いなる者を擇ばざるかとの意、

【義解】國語魯語に曰く、公父文伯或時南宮敬叔を饗應せんとて、大夫の露睹父を招きて上賓に据ゑたり、然るに露睹父に進めたる鼈の極めて小なりしを以て、睹父は心中快からずして遽に之を食はざりき、依て坐客相共に進み出で鼈を食はんとを請へり、されど睹父は辭退して曰ふに、此の鼈をして長大ならしめ、然る後に之を食はんと、かくて遂に退出せり、是に於て文伯の母之を聞きて又怒りて曰く、吾先舅に聞けることあり、其は祭祀には尸を尊び養ひ、饗應には上客を重んじ養ふべしと曰へり、其に何ぞや、鼈の如き得易きものを何とて大いなる者を擇ばざりしぞ、然るに極小のものを進めしかば夫の人をして怒らしめたりしなりとて、遂に文伯を逐ひ出したり、後五日を經て魯の大夫の諾にて文伯を復歸せしめたり、

吳錄、孟仁字恭武、本名宗、江夏人、少從李肅學、其母爲作厚蓐大被、曰、小兒無德致客、學者多貧、故爲廣被、庶可得與氣類接也、其讀書夙夜不懈、肅奇之曰、卿宰相器也、除監池司馬、自能結網、手以捕魚、作鮓寄母、母以還之曰、汝爲魚官、而以鮓寄我、非避嫌也、遷吳令、時皆不得將家之官、每得時物、未以寄母、常不先食、楚國先賢傳曰、宗母嗜筍、冬節將至、時筍尚未生、宗入竹林哀歎、而筍爲之出、得以供母、皆以爲至孝所感、仕孫皓至司空、

達、爲吏部郞、常飲酒廢職、比舍郞釀熟、卓因醉、夜至其甕間、盜飲、爲掌酒者所縛、明旦視之、乃畢吏部也、遽釋其縛、卓遂引主人、宴於甕間、致醉而去、卓常謂人曰、得酒滿數百斛船、四時甘味置兩頭、右手持酒杯、左手持蟹螯、拍浮酒船中、便足了一生、過江爲溫嶠長史、

【字解】〔放達〕我儘に振舞ふこと、〔比舍郞〕近鄰に住む郞官、〔釀熟〕酒を造りて出來上りしこと、〔釋〕繩目を放つ、とく、ゆるす、〔蟹螯〕かにのはさみ、味美なり、〔拍浮〕拔手を打ちて游泳すること、〔過江〕江は揚子江なり、西晉破れ、東晉揚子江を渡り、建鄴に都せしをいふ。

【義解】 晉の畢卓字は茂世、新蔡郡鮦陽縣の人なり、若年より放埓にして氣儘なるを悅べり、仕へて吏部郞と爲りしかど、性非常の大酒家なれば、其務も勤まらず、職責は大方放任勝にてありき、或時近鄰の郞中の宅に、新酒を造りて出來上りたれば、酒の醉に乘じ、夜中其の家に忍び入り、酒甕の間に至りて、新酒を盜み飲みたり、時に酒番に見咎められて捕縛せらる、酒番夜明けて之を視るに、鄰の畢吏部郞にてありければ、驚きて遽に其の縛を解き放ちたり、卓は一向恥づる氣色も無く、主人を呼び寄せ、其の酒甕の側に於て、又々酒宴を張り、醉を致して去りたり、かく豪酒家なれば常に人に謂ふに、吾れ思ひ存分酒を得らるゝならば、之を數百斛の船に滿て、四時の甘味を船の舳艫に載せ、右手には酒杯を持ち、左手には蟹のはさみの美きを持ち、酒船中に飛び込みて、拔手を拍ちて游泳しつゝ、此の酒を飲み盡くすことを得ば、便ち卽坐に死ぬるとも、厭ふ所なけんと云へり、後、元帝の揚子江を渡り、都を建鄴に奠めてより溫嶠の部下に就きて其の長史となれりといふ、

文伯羞鼈　孟宗寄鮓

魯語曰、公父文伯飲南宮敬叔酒、以露睹父爲客、羞鼈小焉、睹父怒、相延食鼈、辭曰、將使鼈長而後食之、遂出、文伯之母聞之怒曰、吾聞之先子曰、祭養尸、饗養上賓、鼈於何有、而使夫人怒也、遂逐之、五日魯大夫辭而復

善清言、性簡任不脩人事、常步行、以百錢掛杖頭、至酒店便獨酣暢、雖當世富貴而不肯顧、家無儋石之儲、晏如也、與兄弟同志、常自得於林皐間、王衍與脩談易、言寡旨暢、衍歎服焉、脩居貧、年四十餘未有室、王敦等斂錢爲婚、皆名士也、時慕之者、求入錢而不得、後爲太子洗馬、避亂爲賊所害、

【字解】〔從子〕母の姊妹の子、いとこ、〔易老〕周易と老子と、〔淸言〕老莊の學を根柢として物欲に係らぬ淸談をいふ、〔簡任〕世事をおほまかにして自己の思ひのまゝに振舞ふこと、〔酣暢〕酒に醉ひて心持ののび〳〵すること、〔儋石之儲〕一石を石といひ、二石を儋といふ、一說に、儋は小甕にして二斛を受くと、皆人の擔へ得る丈の少量なり、故に儋石の儲とは少しばかりの蓄なり、〔晏如〕おちつきて平氣なる貌、〔自得〕己が意に得る所ありて樂きこと、〔旨暢〕論旨の通達せること、〔室〕妻のこと、〔斂錢爲婚〕金錢を納れて婚姻を求む、卽ち時の名士等錢を王敦等に納れ其の女を娶りしをいふ、〔慕之者〕阮脩の人と爲りしをしたふ者、〔求入錢〕女に持參金を持たせて脩に嫁入せしめんと欲すること。

【義解】 晉書に曰く、阮脩字は宣子、阮咸のいとこなり、周易と老子とを好み、善く物欲にかゝはらぬ淸淡をなす、性質世事におほまかにして自己の思ひのまゝに振舞ひ、一も俗事には拘らざるなり、常に輿に乘らず、杖の端に百錢を掛けて步行し、酒店あれば便ち獨り醉ひ盡して上氣嫌となり、當世の富豪貴族に對しても少しも遠慮無く、又家に一石二石の少量の貯蓄無けれども、之を苦に病むことも無く、至極氣樂に日を過したり、脩はかゝる性格なるを以て、兄弟及び同志の者と倶に、常に山林中に悠遊して自ら得々として樂めり、時に王衍といへる學者、脩と周易を談論せしに、脩は口數寡けれど、其の論旨通達して易の妙理を究め居たれば、流石の衍も感歎して之に心服したりしといふ、又脩は家貧しければ、年四十餘に至るも未だ妻を有たざりき、當時王敦等は名士より金錢を收めて其の女を嫁がしめし風習なりしかば、時人は脩の人と爲りを慕ひ、通俗の通り、持參金を持たせて脩に妻さんと求めしに、脩は之を卻けて娶らざりしとなり、後に仕へて太子洗馬となる、晉の亂を避け都を去らんとせし時、賊に害せられたり、

晉畢卓字茂世、新蔡鮦陽人、少希放

琴の名手なることを聞き、使者をして之を召さしめたり、然るに逵は素より仕ふるの意思無ければ、使者の面前にて琴を破りて云ふに、戴安道は諸侯王の門に入りて、其の樂人となることを欲せずと、是に於て晞は大いに怒りて、其の兄の逑を召せり、逑は逵と其の志を異にし、欣然として琴を抱きて王の樂人となれりといふ、其の後逵に對し數召し出せども逵に仕へざりしとなり、

晉謝敷字慶緒、會稽人、性澄靖寡欲、入太平山十餘年、召皆不就、初月犯少微、一名處士星、占者以隱士當之、戴逵有美才、人或憂之、俄而敷死、故會稽人士、以嘲吳人云、吳中高士、求死不得死、

【字解】〔澄靖〕靖は潔なり、澄靖は水の清くすみ透れること、物事に潔白なるの意、〔寡欲〕よく少きこと、〔小微〕星の名、太微の西、張宿の北に在りて四星より成る、第一星を處士といひ、第二を議士といひ、第三を博士といひ、第四を大夫といふ、此の星明光を發てば賢士出で、月星之を犯せば處士に憂ありと云ひ傳ふ、故に一名處士星といふ、〔處士〕有德者の隱逸して官に仕へざる者の稱、〔隱士〕隱者に同じ、〔吳中高士〕戴逵を指す、即ち其の生國の譙は吳郡に屬せるを以てなり、〔求死〕處士星の犯さるゝ時に死なば、星と自己と相感應したる結果にして、世人にも自己の高士たることを知らしむる所以なれば、此の際死を欲するなりとの意、

【義解】晉の謝敷字は慶緒、會稽郡の人なり、性淸く物事に無欲なり、由つて十餘年間も太平山に隱れ、王侯より召せども、皆之を卻けて官に就かず、專ら隱遁を事とせり、或る時、初月の小微星を犯すことありき、此の星は世の有德の處士の靈と互に感應變化ありといひ傳ふるより、一名處士星と稱す、故に時の占者は此の星の初月に犯されしを以て、當代の隱者に奇變あるべきことを豫言せり、當時吳郡譙國の戴逵は、美才ありて官に仕へざる處士なりければ、吳の人々は必ず戴逵の身に一大變事の發生せんかと大いに憂慮せり、然るに案に相違して、俄かに會稽の謝敷死にたり、故に會稽の人人の云ふには、吳中の高士と呼ばれし戴逵は、其の德天に通じ星に感應して、如此現象見れたりと世の人々に知られ度く願ひしかど、終に其の甲斐無く、會稽の高士は死にて、吳中の高士は死ぬることを得ざりしと、吳の人々を嘲弄したりしとぞ。

阮宣杖頭　畢卓甕下

晉書、阮脩字宣子、咸從子也、好易老

【義解】 晋の顧愷之は字を長康といふ、晉陵郡無錫縣の人なり、博學にして才氣あり、性好みてざれごとに上手にして、學者らしき威嚴なければ、世人多くは之を面白がり、心易くして之を尊敬すること無し、常に砂糖黍を食ふに、味の良からぬ穗先の方より次第に本に至る習慣あり、人之を怪みて其の理を尋ぬるに、其の答に、段々と佳絕の境界に至る所に風味ありと云ひたり、又繪畫を善くし、特に實景實物を描寫するに妙なり、或時自作の繪畫を一の櫃に藏め、其の櫃の前面のみに糊もて封印を爲し、桓玄の許に寄せたり、之は愷之の尤も珍藏せし大切のものなりしに、玄は櫃の後方の封ぜざる所を發き、其の繪畫を盡く竊みて故の如にして之を還し、未だ拜見せずと紿きたり、愷之之を請取り、封印を檢するに初の如くなり、然るに櫃中の繪畫は一もあるなし、よつて直に吾が繪畫は實に神に入れり、故に神靈に感通し變化して盡く去れり、是れ猶人の仙術を得て天に上るが如くなりと云へり、而して終に桓玄の之を盜みしかといふ疑を挾まず、飽くまで自己の繪畫の妙絕の致す所なりと自ら矜り顏に得々たり、其の自滿自負も普通を超越して却つて面白かりしなり、由つて時の若者共も之を可笑がりて、世に雙び無き繪畫なりと譽めそやして、一場の戲談となせしとぞ、初め桓溫の官府に仕へたりし時、溫嘗て愷之を評して云ふに、愷之の體中には愚なる所と慧き所と半分づつありて、才子ともいへず、馬鹿ともつかず、一纏に之を論ずれば、正に平々凡々の人物なりと、故に世評にも愷之に三絕ありと云ひたり、其の三絕とは、才氣の人に勝れたると、繪畫に絕妙なると、今一つは人並勝れて馬鹿氣たることゝなり、官は散騎常侍に至りて歿したり、

戴逵破琴　謝敷應星

晉書、戴逵字安道、譙國人、少博學、善屬文、能鼓琴、工書畫、其餘巧藝、靡不畢綜、武陵王晞聞其善鼓琴、使人召之、逵對使者破琴曰、戴安道不爲王門伶人、晞怒、引其兄述、述欣然擁琴而往、後累召不起、

【字解】 〔屬文〕文章を綴ること、〔巧藝〕技藝に同じ、〔綜〕すべあつむること、〔伶人〕音樂を奏する官人、樂人、〔擁〕抱くなり、

【義解】 晉書に曰く、戴逵字は安道、譙郡の人なり、幼少より博く學問に通じ、善く文章を作り、琴を鼓くに堪能に、書にも畫にも上手なり、其の他の技藝は何一つとして盡く出來ざること無き多藝多才の者なり、依つて武陵王の晞は逵の

に五侯の面々は夫々自家の名を顯さんとして、當代に一藝一能ある者は賓客として厚遇し、己が門に出入する者は他に行かしめずして、其の賢者を自家の專有にせんとせり、然るに唯獨樓護のみは五侯の門へ盡く出入して、且つ何方よりも其の歡心を得たり、さて其の人物は議論に達者にして、常に名節を以て立論の根柢とせるより、其の論斷を聞きては、何人も皆其の論旨に感服して畏れ敬むの念禁じ難かりしといふ、官は漢代にては廣漢太守に至れり、新の王莽帝を廢して政を專にするや召して前輝光の役と爲せり、西京雜記に曰く、五侯は如何にもして樓護の歡心を得んとして、山海の珍味を供へて之を饗應し、又之を其の家に贈りたり、是に於て護は各家よりの寄贈の魚と肉とに調理を加へて別に鯖と爲して之を食したり、世盛んに之を五侯鯖と稱して最も勝れたる食味となしたりといふ、

晉顧愷之字長康、晉陵無錫人、博學有才氣、好諧謔、人多愛狎之、每食甘蔗、常自尾至本、人或怪之、云漸入佳境、尤善丹青、圖寫特妙、嘗以一廚畫、糊題其前、寄桓玄、皆其所珍惜者、玄發其廚後、竊其畫、而緘閉如舊、還之、紿云未開、愷之見封題如初、直云妙畫通靈、變化而去、亦猶人之登仙、了無怪色、其矜伐過實、少年因相稱譽以爲戲弄、初在桓溫府、嘗云愷之體中癡黠各半、合而論之正得平耳、故俗傳愷之有三絕、才絕、畫絕、癡絕、終散騎常侍、

【字解】〔諧謔〕ざれこと、じやうだん、〔甘蔗〕さたうきび、〔佳境〕佳絕の境界、風味の最も良き所、〔丹青〕赤色と青色とにて繪畫のことなり、繪には五彩を用ふれども、赤青の二色は特に引き立ち見ゆるものなればいふ、〔廚畫〕廚は櫃なり、櫃に納めたる畫、〔珍惜〕祕藏して大切にすること、〔緘閉〕封じとづること、〔紿〕あざむく、いつはる、〔通靈〕神靈に感通すること、〔登仙〕仙人の天に上ること、〔了〕ツヒニと訓む、〔戲弄〕じやうだん、〔府〕官府、〔矜伐〕ほこりたかぶること、〔癡黠〕癡は愚なり、黠は智慧なり、〔三絕〕三つの超越したる特色、〔才絕〕材智の人並より秀でたること、〔畫絕〕繪畫の非常に工みなること、〔癡絕〕馬鹿氣さの普通を通り越したること、

樓君卿脣舌、言其見信用也、永於經書、汎爲疏達、與杜欽杜鄴略等、不能洽浹如劉向父子及揚雄也、其於天官、京氏易最密、故善言災異、終大司農、護字君卿、少隨父爲醫、出入貴戚家、是時王氏方盛、賓客滿門、五侯爭名、其客各有所厚、不得左右、唯護盡入其門、咸得其驩心、爲人精辯論議、常依名節、聽者皆竦、仕至廣漢太守、王莽專政、召爲前輝光、西京雜記曰、五侯競致奇膳、護乃合以爲鯖、世盛稱五侯鯖、以爲奇味焉、

【字解】〔筆札〕札は文字を記す木簡なり、故に筆札は筆紙と云ふに同じくして文章の義なり、〔五侯〕漢の成帝の母の元后の兄弟に王譚、王商、王立、王根、王逢時の五人あり、倶に河平二年に諸侯に封ぜらる、世之を五侯と稱す、〔脣舌〕辯舌に巧みなるを、〔疏達〕よどみなく通ずるを、〔洽浹〕普くゆきわたれるを、〔劉向父子〕劉向と劉歆と、〔天官〕周禮の篇名、〔災異〕天災地異、〔貴戚〕天子の外戚なり、〔不得左右〕彼方是方と幾軒も出入すること能はざること、〔驩心〕驩は歡に同じ、滿足せる心、〔精辯〕辯口に達者なること〔竦〕おそれつゝしむ、〔奇膳〕珍奇の食物、〔鯖〕脏に同じ、魚類肉類を煮て調理したるもの、〔五侯鯖〕五侯より賜はりたる種々の珍しき魚肉を調理したる肴、

【義解】 前漢の谷永字は子雲、長安の人なり、成帝の時に外戚の五侯とて、其の勢威天下に竝び立つ者無き諸侯なりしが谷永は樓護と云へる者と倶に此の五侯の第一の賓客として尊敬せられたり、是を以て長安の風評に、谷子雲の筆札、樓君卿の脣舌と號して二人を賞譽せり、是れ谷永の文章、樓護の辯舌を以て五侯に信用せられしとを稱したるものに外ならず、さて永は文章に上手なるのみならず、經書に於ても汎く通達して、其の義理に深きこと、杜欽杜鄴と略等し、されど其の學殖の普く達せることは、劉向劉歆及び揚雄の如くならずと雖、其の周禮天官、京氏易に於ては、最も深く綿密に研究せられたり、故に善く天變地異の災害を前知して、之を豫言するに妙を得たりしといふ、官は大司農まで進みて一生を終れり、樓護は字を君卿と稱す、幼少より父に學びて醫術を修め、治療に從事せしかば、數〻天子の外戚の家に出入せり、當時王氏の一族は、皇后の外戚といふ所より、其の權勢非常に盛んにして、賓客は常に其の門に集りみつるといふ有樣なり、殊

人要劫之、丹不得已、既至、就故爲設麥飯蔥葉之食、丹推去之曰、以君侯能供甘旨、故來相過、何其薄乎、更置盛饌、乃食、及就起、左右進輦、丹笑曰、吾聞桀駕人車、豈此邪、坐中皆失色、就不得已、令去輦、自是隱閉不關人事、

【字解】〔紛綸〕猶浩博の如し、大にして弘きなり、〔清高〕清潔高尚なり、〔修刺〕名刺を調ふること、〔五王〕沛王輔、東海王彊、楚王英、濟南王康、淮南王延を指す、〔不能致〕招くこと能はざるをいふ、〔詭〕詐るなり、〔要劫之〕さへぎりておびやかすなり、〔故〕ことさらに、わざとなり、〔甘旨〕うまき食物なり、〔盛饌〕珍味多き食膳なり、〔輦〕人の歩して輓く車なり、てごしなり、〔隱閉〕隱居して門を閉づること、

【義解】後漢の井丹字は大春、扶風郿縣の人なり、少きより學業を大學に受け、五經の義に通じ、談論を善くす、京師因つて之が爲に評判して五經に弘く大いに達せる井大春といへり、性質清潔にして高尚なるを以て、未だ嘗て名刺を修め調へて權門の人を候ひ訪ねたること無し、建武の末に沛王輔等五王は皆北宮に居て賓客を好めり、故に井丹をも招かんとて更るゞ請待すれども招き入ること能はざるなり、爰に信陽侯の陰就とて、光烈皇后の弟にして、外戚といふ所より貴顯と爲りて權勢盛なる人あり、就は五王の井丹を招く能はざるを見て、己れ之を招き寄せて五王に見せ付け遣らんと思ひ乃ち詐りて五王に說き、吾れ丹を招き寄するべければ錢千萬を出せよと賭事をなし、而して別に人を遣して若し就の言に從ひ來らざれば打ち殺すべしと丹を遮りおびやかしたり、丹も心ならず至れば、就はわざと麥飯とねぎの葉の汁とを設けて饗ふ、丹之を推し退けて曰く、君侯の招きなれば定めて甘味のものを供へらるべしと思へばこそ來つれ、何ぞ此の膳部の薄きやと、就更に珍味を多く供へたれば丹之を食ふ、就の起つに及び、左右の者輦を以て舁き行きければ、丹之を笑ひて吾聞けり桀は人をして車を輓かしめしと、何んと此の光景にてはあらずやと、坐中皆貴顯に對しての惡口なれば如何に成り行くことかと色を失ふ、されど就も理に中りたる戒めなれば輦を去らしめしといふ、丹は是れより隱居して門を閉ぢ、人事に關らず身を終へたりといふ、

谷永筆札　顧愷丹青

前漢谷永字子雲、長安人、與樓護倶爲五侯上客。長安號曰、谷子雲筆札

武子が出席せざれば、衆賓皆東公在らざれば樂しからずと云へり、官は吏部尚書に終はる、

李充四部　井春五經

晉書李充字弘度、江夏人、善楷書、妙參鍾索、世咸重之、褚裒引爲參軍、充以家貧苦求外出、裒將許之爲縣、試問之、充曰、窮猿投林、豈暇擇木、乃除剡縣令、後爲著作郎、時典籍混亂、充删除煩書、以類相從、分作四部、祕閣以爲永制、累遷中書侍郎、

【字解】〔楷書〕書の一體なり、今の隷書のこと、唐以前は隷書のことを楷書といへり、此の書風は秦の程邈の創めしものとも、王次仲の作なりともいふ、〔鍾索〕魏の鍾繇と晉の索靖となり、〔試問之〕試に縣令にせんと問ひしなり、〔删除〕けづりのぞくなり、〔煩重〕重複本のこと、〔四部〕甲乙丙丁の四部なり、晉代にては甲部には六藝小學等の書を收め、乙部には諸子兵術等の書を收め、丙部には史記皇覽等の書を收め、丁部には詩賦圖讚等の書を收む、唐に至りては史を子の上に据ゑて經史子集と爲す、〔祕閣〕天子の文庫なり、

【義解】晉書に曰く、李充字は弘度、江夏郡の人なり、書道に達して楷書を善くし、其の妙は鍾繇索靖に劣らざれば、世皆其の手迹を重寶となす、褚裒引き召して參軍と爲す、されど參軍の奉祿のみにては、家貧にして苦きを以て地方に出でんことを求む、裒因つて之を許さんとして試に縣令にせんと問ひしに、充對へて猛獸に追ひ窮められし猿の林に投じたる時は、何んと彼此の木を擇ぶ暇あらんやといひて、縣令にて充分なる意を漏せり、裒乃ち剡縣の令に除す、後、著作郎と爲る、時に天子の文庫の書籍分類立たず亂雜なれば、充は重複本をけづりのぞき、類を立てて甲乙丙丁の四部に分ちて整頓したり、是より以後歷代の祕閣は此の四部に分つを以て定制となせり、後に中書侍郎に累遷す、

後漢井丹字大春、扶風郿人、少受業大學、通五經、善談論、京師爲之語曰、五經紛綸井大春、性淸高、未嘗修刺候人、建武末、沛王輔等五王、居北宮、皆好賓客、更請丹、不能致、信陽侯陰就光烈皇后弟也、以外戚貴盛、乃詭說五王、求錢千萬、約能致丹、而別使

し、永の父の宣は前漢哀帝の時に司隷校尉と爲り、王莽に害せられしなり、子の昱は中元の初に亦司隷校尉に拜せられ、章帝の時に太尉に至れり、

孫康映雪　車胤聚螢

孫氏世錄曰、康家貧無油、常映雪讀書、少小淸介、交遊不雜、後至御史大夫、

【字解】〔映雪〕雪の白きに照すなり、〔少小〕年少く身小さきの意にして、少年のこと、〔淸介〕心淸潔にして志光大なること、

【義解】孫氏世錄に曰く、晉の孫康は學問を好めども貧家なれば油を買ふ錢無く、冬月には常に白雪に照らして書を讀み、日夜孜々として勉學し、少年の頃より心淸潔にして志光大なれば、交り遊ぶにも志尙の同じからざる者には雜はらざるなり、後、官に仕へて御史大夫に至れり、

晉車胤字武子、南平人、恭勤不倦、博覽多通、家貧不常得油、夏月則練囊盛數十螢火、以照書、以夜繼日焉、桓溫在荊州、辟爲從事、以辯識義理、深重之、稍遷征西長史、遂顯於朝廷、時武子與吳隱之以寒素博學知名于世、又善於賞會、當時每有盛坐、而武子不在皆云、無車公不樂、終吏部尙書、

【字解】〔聚螢〕ほたるを集めて讀書せしをいふ、後世苦學の功を螢雪の功といふは、此の車胤孫康の故事に本づけるなり、〔恭勤〕つゝしみつとむること、〔練囊〕ねりぎぬのふくろなり、〔寒素〕甚しく貧にして何物も無きをいふ、〔賞會〕集飲の席上にて談論して衆客を樂ましむること、〔盛坐〕盛大なる宴席なり、

【義解】晉の車胤字は武子、合浦郡南平縣の人なり、恭み勤めて學業に倦まず、博く群書を覽て多く義理に通ず、されど家貧しくして常に油を得ざれば、夏月には練の囊に五六十の螢火を盛りて書を照し、夜を日に繼ぎて勉學せり、學德漸く進むに至り、桓溫之を聞き、荊州に召して從事と爲し、義理の當否をわきまへ知れるを以て深く之を重んず、稍く進みて征西長史に遷り、是より遂に朝廷に名を顯したり、當時武子は吳隱之と共に、貧乏を苦にせず勉勵して博學となりしを以て當世に名を知らる、武子は又集會飲酒の席上に於て面白く談論して興を保つに妙を得たれば、當時盛大なる宴會ある每に

賢を選びて輔佐とすべしと、されど上は姻戚の間柄なるを以て兎角に鳳を退くるに忍びずして其の儘となす、此の事鳳の耳に入りしかば、章は遂に鳳に讒せられ重き罪に陷れられたり、初め章が諸生となりて長安に修學中、貧しくして疾病中にも被るふすま無く、牛衣の中に臥し、貧困と病苦とを歎きて妻と語る際、此まゝ一生を終ふるかと言語も絶えて涕泣す、妻は其不甲斐無きを責めいかり、之を發憤せしめて曰く、今京師の歷々の朝廷に在る者、誰か其方の器量に超えたる者あるぞ、かゝる時に當りて自ら心をはげまし氣をはりあげずして、反つて涕泣するとは、何ぞ其の志の卑屈なるぞと、其の後立身して封事を上らんと欲したる時、妻之を止めて曰く、人たる者當に足ることを知るべきなり、今日の富貴一家に取りて充分なれば此の上は望むべからず、故に口を閉ぢて權勢に逆ふべからず、彼の牛衣中にて涕泣せし時のことを忘れたるかと、章曰く女子輩の知る所にあらずと封事を上る、果して譏に遭ひ獄に下りて死す、されど其の死は章の罪にあらざるを以て衆庶之を無實なりとせり、さて趙廣漢、張敞、王尊の事は後段に於て互に記すなり、

後漢鮑永字君長、上黨屯留人、少有志操、事後母至孝、妻嘗於母前叱狗、永卽去之、建武中爲司隸校尉、乃辟扶風鮑恢爲都官從事、恢亦抗直、不避強禦、帝嘗曰貴戚且斂手避二鮑、其見憚如此、父宣哀帝時爲司隸校尉、爲王莽所害、子昱、中元初亦拜司隸校尉、章帝時官至大尉、

【字解】〔糾慝〕邪惡を察し正すこと、此の字注文に無し取意なり、〔志操〕志氣節操なり、〔叱狗〕犬をしかるなり、尊前にて狗を叱るは、狗に託して尊者を輕んずるが如く見ゆれば、禮に尊者の前にて狗を叱るべからざるの戒あり、〔抗直〕貴顯に屈せずして直道を行ふこと、〔強禦〕強は一に彊に作る、強禦は惡く強くして善を禦ぐ者なり、〔斂手〕手を束ねて何事もせぬなり、〔二鮑〕鮑永と鮑恢となり、〔中元〕光武帝の年號なり、

【義解】後漢の鮑永字は君長、上黨屯留の人なり、少きより志氣節操ありて、後母に事へて至孝なり、妻或る時母の前にて狗を叱りたればとて、永は其の妻の無禮を咎めて、之を離緣したり、光武の建武中に司隸校尉と爲り、扶風の鮑恢を辟して都官從事と爲す、永も恢も二人共に貴顯に屈せず直道を行ひ、惡強くして善行を禦ぐ者を避けざれば、帝或る時曰く、貴戚の者と雖我儘を働くべからず、能く〳〵注意して二鮑に糾されざるやうにすべしと、其の貴顯に憚らるゝこと此の如

政事、先是京兆有趙廣漢、張敞、王尊、王章、至駿皆有能名、故京師稱曰、前有趙張、後有三王、駿終御史大夫、章字仲卿、泰山鉅平人、遷諫大夫、在朝廷、名敢直言、成帝選爲京兆尹、時帝舅王鳳、輔政專權、會日食、章奏封事、召見言、鳳不可任用、宜選忠賢、上不忍退鳳、章遂爲鳳所陷、初章爲諸生、學長安、疾病無被、臥牛衣中、與妻決涕泣、妻呵怒之曰、京師尊貴在朝廷、誰踰仲卿者、今不自激卬、乃反涕泣、何鄙也、後欲上封事、妻又止之曰、人當知足、獨不念牛衣中涕泣時邪、章曰、非女子所知也、書上、果下獄死、死非其罪、衆庶冤之、廣漢、敞、尊互見於後、

【字解】〔尹京〕京兆に尹たるをいふ、〔孝廉〕科目の名なり、〔能名〕能く治まりたる名なり、〔三王〕王尊、王章、王駿なり、〔舅〕母の兄弟をぢなり、〔日食〕日蝕に同じ、〔封事〕事を奏するに祕密を要する故に封書にして達するを封事といふ、〔被〕寢衣なり、ふすま、〔牛衣〕亂麻を編みたるものにして牛に著する衣なり、〔與妻決〕妻と語る中、之が一生の終りかと思へば、無念やるせ無く、言葉の絶えたることなり、〔呵怒〕責めいかりて發憤せしむるをいふ、〔踰〕超ゆるなり、〔激卬〕心をふるひはげまし氣をはりあぐること、

【義解】　前漢の王駿は諫大夫王吉の子なり、孝廉を以て郎と爲る、成帝これを大官に用ひんと欲すれども、先づ出して京兆の尹と爲し、試に其の政事の執り方を見たり、是の時より先き、京兆の尹と爲りし者に趙廣漢、張敞、王尊、王章あり駿に至りて益々能く治まりし名あり、故に京師之を稱して前に趙張あり、後に三王ありと云へり、駿は御史大夫の官に終はりたり、章字は仲卿、泰山郡鉅平の人なり、諫大夫に遷り、朝廷に在りて遠慮無く直言するを以て名あり、成帝特に選びて京兆の尹と爲す、時に帝のをぢの王鳳政を輔けて權勢を專らにせる折、たま〳〵日食に會ひしかば、章は專政の天に通じて日食の災見れたる者とし、封事を奏して時政を諫む、依つて召され見えて言ふ、王鳳は任用すべからず宜しく他の忠

是著爲律、後主所是疏爲令、當時爲是、何古之法乎、後爲執金吾、逐捕桑弘羊衞皇后昆弟子、刻深、上以爲盡力無私、遷御史大夫、兩子夾河爲郡守、家貲累巨萬、治皆酷暴、唯少子延年行寛厚云、

【字解】〔重遲〕性質のぐづ〳〵して敏疾ならざるをいふ、〔内深次骨〕内は内心なり、深は深刻なり、次は至るなり、内心深刻にして法を用ふるに骨に至る程不仁なるをいふ、〔上〕武帝を指す、〔擠〕墜すなり、〔微〕不分明なり、曖昧なり、ホノカニと訓む、〔冤狀〕無實の罪の情狀なり、〔三尺法〕古は法律を三尺の竹簡に書す、故に三尺の法とは法律のことなり、〔三尺〕三尺の法に同じ、〔著疏〕著は明に表すなり、疏は箇條を分つことなり、〔昆弟〕兄弟なり、〔兩子〕周の兩子なり、〔酷暴〕殘酷暴虐なり、

【義解】 前漢の杜周は南陽郡杜衍のなり、性質口數少く、事を爲すに手ぬるくして敏からず、されど内心は殘刻にして法を用ふるに骨に刻み込む程不仁なり、廷尉と爲りて獄を治むるに張湯の仕方を倣ひて法文を弄ぶなり、故に武帝の氣に入らずして罪に墜さんと欲する者は法律の明文にも照らさず之を陷れ、又武帝の寵臣などの釋さんと欲する者は直に處刑せず、久しく獄に繋ぎて上の問を待ち、而る後に曖昧に無實の罪なりしとて其の情狀を言ひ聞して免し遣るなり、此の如く天下の法を曲げて恬然たるを以て、或人周に謂つて曰く、君は天下の爲に公平に罪を決斷すべき職に居りながら、法律に循はず、專ら人主の意指に從ひて獄を治むるは何如んと、周對へて曰く、君は法律に循ふべしと云へども、其の法律は安より出でたるものなるや、前代の人主の是とする所を表して律と定め、後代の人主の是とする所を箇條書にして令と爲す、故に其の時〳〵に當りて是と決したる者卽ち是れ法律にして、何ぞ古より定まりたる法あらんやとて、巧に人主の意指に從ふ所以を云ひ黑めたり、後に執金吾と爲り、桑弘羊、衞皇后兄弟の子を逐ひ捕へて一歩も假借せずむごつけく取り扱ひしより、帝の氣に入り、帝は周を以て力を盡して私心無きものと稱せられたり、後、御史大夫に遷り、其の二子黃河を夾みて其の兩岸の郡守と爲り、父子三人高祿を食みぬれば、家財萬々を累ねたり、されど其の治め方は皆甚しく民を虐げてあら〳〵しくせり、中に少子の延年のみは其の行ひ寛かにして手厚かりしといふ、

三王尹京　二鮑糾慝

前漢王駿、諫大夫吉之子、以孝廉爲郎、成帝欲大用之、出爲京兆尹、試以

て其の罪を推し窮むるなり、〔掠治〕掠は笞つなり、掠治は拷問にかくるをいふ、〔傳〕傳逮なり、囚人を尙一應彼方にて取調べを受けしめんが爲に送り遣るとなり、爰書を傳ふるにあらず、〔爰書〕爰は換ふるなり、獄書を移し換へて他官をして考實せしむる文書を爰書といふ、〔訊鞫〕拷問して罪狀を窮むること、〔論報〕罪を論じたる書類を上りて其の報告の下るを獲ること、〔具レ獄〕治獄の文を具ふるをいふ、〔磔〕はりつけにするなり、〔書レ獄〕律令を學ぶなり、

【義解】　前漢の張湯は京兆杜陵の人なり、廷尉と爲りて獄を治め、己が才覺を以て法律を弄び、巧に是非曲直を亂して依怙の沙汰に及ぶ、かゝる不正の裁判をなすも、己れより上なる諸公の許には寒暑をも厭はず、御機嫌伺ひに至るを以て上流社會には好評あり、故に湯が法文を深刻に適用し、己が忌み惡む者は罪の輕きも重くして凡て公平ならざれども、然かも此の名譽を得たるなり、而して其の實は民を虐げて切り刻むが如く苦めども、世智に長けたる者なれば、卻つて國家の輔弼の臣と爲り濟すは己が文辭に達せる士なるより、朝廷に奏聞し、國家の大事を語る每に、數〻聖賢の語句などを引用するを以て、日の晩るまで天子は食を忘れて傾聽し、丞相は其の位に在りて其の實無く、天下の政事皆湯が一手に決行すればなり、故に百姓は其の生に安んぜずして騷動す、朝廷之を憂ひて德を興し、民を和げんとすれども、未だ其の效果を獲ず、姦吏は益〻民を虐げて掠め取る、是に於て朝廷より手嚴しく騷擾掠奪の原因は誰なるかを糺彈して、若し言ひ愍すものあれば罪に行はんと傳ふ、因つて公卿より以下庶人に至るまで皆湯の致す所なりといふ、是に由つて官を黜けられ野に下る、後又御史大夫と爲り、或る事件に罪せられて自殺したり、初め湯の父が長安の令と爲りし時、湯はまだ幼兒なりしが父の出勤の留守居を命ぜられしに、留守中に肉を鼠に盜まれたり、父還りて大いに怒りて湯を笞ち懲す、湯は、父の怒りを買ひしは全く鼠故なりと憤り、直に鼠の穴を掘り煙を遣りて燻べ出し、鼠と餘肉とを得て、鼠を罪人の如くに取り扱ひ、肉を盜みし罪狀を推し窮めて笞ち懲し、傳逮、爰書、訊鞫、論報等式の如くに執り行ひ、鼠と肉とを並べ取りて判決の文を具へ、遂に堂下に磔刑に處したり、父此の光景を見、又其の文辭を熟視するに、多年經驗を積みし老獄吏の如くなるを以て、大いに驚きて遂に律令を學ばしめたりといふ、

前漢杜周、南陽杜衍人、少言重遲、而內深次骨、爲廷尉、其治倣張湯、上所欲擠者、因而陷之、上所欲釋、久繫待問、而微見其寃狀、客謂周曰、君爲天下決平、不循三尺法、專以人主意指爲獄、周曰、三尺安出哉、前主所

氣遣ひて已に蛇を地中に埋めたりと對ふ、母の曰く、されば汝はモウ憂ふるなかれ、汝は決して死なじ、吾嘗て陰德ある者は天之に報ゆるに福を以てすと聞けりと、案の如く何の障も無く成長したり、時人之を聞き皆叔敖の仁者たるを知りたれば、楚の令尹と爲るに及び、未だ政令を出さゞるに國人已に之を信仰して能く治まりしといふ、又列女傳に曰く、母、叔敖に謂つて曰く、陰德ある者はあらはに報いらるべく、德ある者は諸の不祥に打ち勝ち、仁を施す者は百の禍を除き去り天は高きに處るも卑きに聽けば、爾の陰德は天に通じて必ず楚にて富貴の身とならんと、長ずるに及び果して楚の令尹と爲りて一國の政道を司り、老年に至り天壽を終へしといふ、

張湯巧詆　杜周深刻

前漢張湯、杜陵人、爲廷尉、舞文巧詆、其造請諸公、不避寒暑、是以湯雖文深意忌不專平、然得此聲譽、而深刻吏多爲爪牙用者、依於文學之士、每朝奏事語國家用、日旰天子忘食、丞相取充位、天下事皆決湯、百姓不安其生騷動、縣官所興、未獲其利、姦吏並侵漁、於是痛繩以辠、自公卿以下至庶人、咸指湯、後爲御史大夫、坐事自殺、初湯父爲長安丞、出湯爲兒守舍、還鼠盜肉、父怒笞湯、湯掘熏得鼠及餘肉、劾鼠掠治、傳爰書、訊鞫、論報、并取鼠與肉、具獄磔堂下、父見之視文辭如老獄吏、大驚、遂使書獄、

【字解】〔舞文〕舞は弄ぶなり、文は法律なり、法律を弄ぶとは依怙を以て法文を曲ぐるをいふ、〔巧詆〕詆は誣ふなり、無きを有りとし、有るを無きとするなり、巧詆はたくみに言ひ黑めて是非を亂すことなり、〔造請〕造は至るなり、請は謁問するなり、造請は拜謁して機嫌を損せぬやうにすること、〔文深〕法を重く嚴しくするなり、〔意忌〕意に忌み惡む者は罪を重くするをいふ〔爪牙用〕鳥に爪あり獸に牙あるが如く、國家輔弼の臣といふの意なり、〔依於文學〕文辭に達するをいふ、〔日旰〕旰は晩なり、〔充位〕位に在るのみにして其の實無きをいふ、〔縣官〕朝廷なり、〔侵漁〕鳥獸を漁獵するが如く、民を虐げ掠め取るをいふ、〔繩〕彈正するなり、たゞす、〔守舍〕留守すると、〔笞〕むちうつなり、〔掘熏〕鼠の穴を掘りて燻ぶるなり、〔劾鼠〕鼠を罪人とし

論語曰、柳下惠爲士師、三黜、人曰、子未可以去乎、曰直道而事人、焉往而不三黜、枉道而事人、何必去父母之邦、

【字解】〔三黜〕三は必ず三度に限らず、度々なり、黜は退くなり、三黜は度々官を退けられしをいふ、〔以去〕他國に去るをいふ、〔父母の邦〕魯國を指す、

【義解】論語に曰く、柳下惠は魯の士師と爲り、直道を行へども、小人に妨げられ度々官を退けらる、或人之を氣の毒に思ひ、子はかほどに恥辱を受けても、此處を去りて他國に行くこと能はざるかといふ、對へて曰く、今の時は道廢れて小人權を擅にすれば、道を直くして人に事へんとせば、此の國のみにあらず、何れの國に往きても度々退けられぬといふことあらんや、さればとて道を枉げて人に事ふる位ならば何ぞ必ずしも此の父母の邦を去らんやとて、三たび黜けられしを恨みもせず、辭氣雍容にして道を直くすることを樂めり、是れ所謂聖の和なる者なり、

賈誼新書曰、孫叔敖爲嬰兒、出遊而還、憂而不食、其母問其故、泣而對曰、今日吾見兩頭蛇、恐去死無日矣、母曰、今蛇安在、曰吾聞見兩頭蛇者死、吾恐他人又見、已埋之矣、母曰、無憂、汝不死、吾聞之、有陰德者天報以福、人聞之皆喩其爲仁也、及爲令尹、未治而國人信之、列女傳曰、有陰德者陽報之、德勝不祥、仁除百禍、天之處高聽卑、爾必興於楚、及長爲令尹老終、

【字解】〔嬰兒〕幼年なり、〔陰德〕他人の知らざる德行、此には他人の見んことを恐れて蛇を埋めしことをいふ、〔陽〕表向きなり、アラハニと訓む、

【義解】賈誼の新書に曰く、孫叔敖の幼年の時、出でて遊びて家に還り、何か心配事あるらしく飯を食はざれば、其の母其のわけを問へば、泣きて對へて今日吾兩頭の蛇を見たれば母に先立ちて死なんかと恐れて憂ふるなりといふ、母曰く、吾れ嘗て兩頭の蛇を見たる者は死すと聞き及べるを以て、又他人のこれを見んことを

行、故舊或欲令爲開產業、震不肯曰、使後世稱爲淸白吏子孫、以此遺之、不亦厚乎、震安帝時、爲太尉、爲中常侍樊豐所譖而卒、

【字解】〔茂才〕秀才に同じ、科目の名なり、〔之〕行くなり、〔故人〕震自ら謂ふなり、王密の故き知人といふ意なり、〔私謁〕內證の贈物なり、〔蔬食〕野菜の料理、粗末なる食物をいふ、

【義解】後漢の楊震は秀才の科に擧げられ、四たび荊州の刺史に遷る、東萊郡の太守と爲りて郡に行くに當り、道筋に昌邑縣を經過す、其處には以前に震が荊州の刺史たりし時に茂才に擧げたる王密といへる者が令官と爲れり、令因つて震に謁見し夜になりて、金十斤を懷中より取り出して震に遺る、震之を受けずして曰く、我は君を知りて擧げ薦めり、しかるに君は我を知らざるは何ぞやと、密曰く、今は日暮れたれば、誰も知る者無し、願くは之を納めらるべしと、震曰く、君は知る者無しといふと雖、天知り神知り我知り子知る、何とて知る者無きと謂へるぞと、密愧ぢて出で去る、此の如く性公平廉潔にして內證の贈物などは決して受けざれば餘財無く、子孫は粗末の食物を食ひ、車馬に乘らず步行せり、因つて故舊の或る者は產業を開きて富を子孫に遺さしめんと欲す、されど震は之を肯ぜずして曰く、我は財を以て子孫に遺すことを欲せず、願くは後世をして彼は淸白吏の子孫なりと稱せしめんと欲するなり、此の評判を以て子孫に遺さば亦厚きの至りにあらずやと、震は安帝の時に太尉に進み、中常侍樊豐に譖られて官を免ぜられ、遂に卒す、

後漢楊秉字叔節、震中子也、桓帝時、爲太尉、每朝廷有得失、輒盡忠規諫、多見納用、秉性不飮酒、又早喪夫人、遂不復娶、所在以淳白稱、嘗言曰、我有三不惑、酒色財也、

【字解】〔規諫〕正しいさむること、〔淳白〕潔白といふに同じ、

【義解】後漢の楊秉字は叔節、楊震の第二字なり、桓帝の時に太尉と爲る、朝廷に得失の變事ある每に、忠を盡して正し諫め、多く納れ用ひらる、秉は性酒を飮まず、又た早く其の夫人を喪ひしかど遂に復娶らず、又官に居ても潔白にして財を貪らざれば、所在稱美して淳白なりといへり、嘗て自ら言つて曰く、我に三つの惑はざるものあり、卽ち酒と色と財となりと、

柳下直道　叔敖陰德

上、二犢車乍沈乍浮、既達于岸、充視車中、見崔氏與三歳小兒共載、其別車即崔少府也、抱兒還充、及詩一首金椀一枚、俄而不見、及兒長成後、歷任數郡、

【字解】〔幽婚〕幽冥の鬼と婚姻せしをいふ、〔麞〕小鹿に似て美なり、のろなり、〔朱門〕朱塗の門、富貴の門をいふ、〔尊府君〕人の父の敬稱なり、〔邀〕むかふるなり、〔將〕持つなり、〔東廂〕正寢の東室なり、〔成禮〕婚禮を成すなり、〔臨水戲〕曲水の宴を催しゝなり、〔犢車〕兒牛の牽く短轅の車なり、

【義解】　舊注に孔子志怪を引きて曰く、漢の盧充は范陽郡の人なり、其の家の西四十里に崔少府の女の墓あり、充或る時獵して麞を逐ふに因りて遂に崔氏の墓場の近邊に到れば、忽ち朱門の官舍を見たり、不思議なりと思ふ間に人ありて充を迎へて崔少府に見えしむ、而して崔少府の云ふに、近ろ公の親父の書を得たるが、其の文意に據れば、君が爲に吾が末の女を娶りたしとありければ、君の出獵を幸に御迎へしたるまでなりとて、其の書を持ちて充に示す、充之を見るに全く父の手札なり、崔少府直に女に命じて東廂にて粧飾せしめ、充を案內して初見參せさせて婚禮を成さしめたり、充留まること三日、別に臨みて少府、充に謂つて曰く、君が婦は已に娠めることあれば、若し男の兒を生まば之を君に還すべく、女の子なれば當方に留むべしとて、充に衣衾を賜ひ、車を命じて之を送らしむ、充家に歸り、三年の後三月三日の曲水の宴に水上を見れば二つの犢牛の牽く車の浮きつ沈みつ來り、既にして岸に達すれば、充往きて車中を視れば、崔氏と三歳計りの小兒と共に載るを見、其の別の車には即ち崔少府乘れり、かくして約の如く兒を抱きて充に還し、且つ詩一首と金椀一枚とを贈り、俄にして見えずなりにけり、此兒成長の後數郡に歷任せりといふ、

震畏四知　秉去三惑

後漢楊震、擧茂才、四遷荊州刺史、東萊太守、當之郡、道經昌邑、故所擧荊州茂才王密、爲昌邑令、謁見、至夜懷金十斤以遺震、震曰、故人知君、君不知故人何也、密曰、暮夜無知者、震曰天知、神知、我知、子知、何謂無知、密愧而出、性公廉、不受私謁、子孫蔬食步

怖れたりといふ、

蘇韶鬼靈　盧充幽婚

三十國春秋曰、中牟令蘇韶卒、後從弟節見韶乘馬晝日而行、著黑介幘黃綵單衣、節因問幽冥之事、韶曰、死者爲鬼、倶行天地之中、在人間而不與生者接、顏囘卜商今見爲修文郞、死之與生、略無有異、死虛生實、此有異爾、言終而不見、

【字解】「鬼靈」鬼は死者の天地に歸したるものをいふ、たましひなり、靈は不可思議なり、鬼靈はたましひの出現して不可思議なりしことをいふ、此の二字注文に無し、取意なり、「黑介幘」介は幘に同じ、介幘は髮を韜む巾なり、かみづつみなり、「黃綵單衣」黃綵は黃色なり、黃綵單衣とは黃色のひとへをいふ、黑は水の色、黃は土の色にして二色は黃泉の色なり、故に死者の服色と爲す、「幽冥」彼の世なり、「修文郞」冥府の修文郞なり、

【義解】三十國春秋に曰く、中牟縣の令官の蘇韶といふ者卒す、其の後從弟の蘇節といふ者日中途中にて、前に死にし韶が馬に乘りて彼方より來るに出逢ひたり、其の裝束を見るに、黑色のかんづつみと黃色のひとへとを著く、節因つて試に彼の世の事は如何にと問ひしに、韶答へて曰く、死にたる者は皆鬼と爲りて倶に天地の中に運ぐり行き、其の鬼人間に在りと雖生者とは接せざるなり、顏囘卜商の徒は才あるを以て今現に冥府の修文郞と爲れり、此の如く死後と生前とは略異なること有る無し、されど死は虛しくして形無く生は實にして形あれば、此が異なる點のみと言ひ終りて忽然として見えずなりにけりとなり、

舊注引孔子志怪曰、漢盧充范陽人、家西四十里有崔少府女墓、充因獵逐麞、忽見朱門官舍、有人迎充見崔、云近得公尊府君書、爲君娶吾小女、故相邀耳、將書示充、乃亡父手札、崔乃命女粧飾於東廂、引充相見成禮、留三日、臨別謂充曰、君婦有娠矣、生男則當還之、贈充衣衾、令車送之、至家經三年三月三日臨水戲、忽見水

用、稱疾不朝、權恨之、土塞其門、昭又於内以土封之、淵果殺彌、晏、權數慰謝昭、昭固不起、權因出過其門呼昭、昭辭疾篤、權燒其門欲以恐之、昭更閉門、權使人滅火、住門良久、昭諸子共扶昭起、權載以還宮、深自克責、昭不得已、然後朝會、昭容貌矜嚴有威風、權常曰、孤與張公言不敢妄也、擧朝憚之、

【字解】〔壯厲〕さかんにしておごそかなるなり、〔義〕儀と通ず、威儀なり、〔藩〕藩臣なり、〔土塞〕土を高く築きてふさぐなり、〔燒其門〕火を門側に燒きて延燒せしめんとするをいふ、〔克責〕克は己の欲に克つなり、責は自ら責むることなり、克責は己の過を悔いて深く謝するをいふ、〔矜嚴〕つゝしみておごそかなること、〔擧朝〕朝廷をこぞつてなり、朝臣悉くなり、

【義解】 吳志に曰く、張昭字は子布、彭城の人なり、衆書に博く涉り覽て、學材秀でたり、吳に仕へて輔吳將軍に拜せらる、昭性謹嚴なれば朝見する毎に其の言辭氣象壯んにおごそかにして、威儀自ら顏色に形はるゝなり、當時魏の公孫淵が魏に背きて吳の藩臣と爲らんとするを以て、孫權は之を賞と思ひ、其の臣の張彌、許晏の二人を遣して遼東に至りて淵を拜して燕王となさしめんとす、昭之を不可として諫むれども用ひず、二人をして出發せしむ、昭因つて疾と稱して朝せざるなり、權之を恨み其門を土にて塞ぎ外出の出來ざる樣にす、昭又再び仕へざるの覺悟にて内より土を高く積み上げて堤を作れり、昭が諫めし如く、淵は果して彌と晏とを殺して首級を魏に送りて忠義を樹て、其の功によりて大司馬と爲る、權之を聞き己が過を悔い、昭を慰め陳謝して再び仕へんことを乞ふ、されど昭は固く決心して起たんとせざりければ、權は外出の度每に其の門を過ぎりて昭を呼び出せども、疾重しとて面會だもせざるなり、權是に於て其の門側に火を燒き延燒せしめんとして之を恐れしめしに、昭は更に門を閉ぢて出でざるなり、權因つて人をして火を滅さしめ、茫然として門外に住まること暫時なりき、此の態を見て昭の諸子は氣の毒に思ひ、共に昭の病軀を扶けて起たしめて權の意に從はしむ、權之を車に載せて宮に還り、深く己の過を悔い責めて陳謝したりければ、昭も已むことを得ず、後に朝會するやうになれり、さて昭は容貌つゝしみおごそかにして威儀の正しき風格あり、權常に朝臣に謂て曰く、吾れ張公と言ふ時は妄に言説せず敬意を拂ふなりと、是に由つて朝臣悉く張昭を憚り

路、以終身名爲後世法、

【字解】〔假黨〕假は倜に同じ、假黨は人に勝れて大志あること、〔外戚〕母方の親戚なり、〔聘請〕禮を具へて請待すること、〔西京外戚〕前漢時代の外戚即ち陰興陰就等を指す、〔繩〕糺彈して罪に處するなり、正すなり、〔短〕謗るなり、〔埳壈〕埳は坎に同じ、埳壈は不遇にして志を得ざること、〔懷金垂紫〕金は金印なり、紫は紫綬なり、金印紫綬は丞相の印綬なり、〔揭〕持つなり、〔槩〕汚れ無きこと、屑きなり、〔庶幾〕こひねがふなり、〔幽冥〕人の知らざる處なり、

【義解】後漢の馮衍字は敬通、京兆杜陵の人なり、幼少の頃より奇異の才器ありて、博く羣書に通ず、王莽の時には其の汚世を惡みて人の薦めをも斷りて仕へざりしが、是れより以前は、常に世に卓越せる大志を懷き、人の思ひもつかぬ畫策を好めども、時の要路に當る者は衍の眞價を知らざれば、能く其の謀議を聽き用ふること無かりき、されど衛尉の陰興陰就などは光烈皇后の弟たるを以て貴顯なるに拘はらず、深く衍を重んじて遂に與に交を結びしを以て、是れより諸侯王より禮を厚くして請待せらるゝに至れり、其の後司隷從事と爲りしなり、後漢の光武帝の世と爲り、帝は陰興陰就等が外戚の權を擅にして多く賓客を集め、非義を謀るに懲りたるを以て、之に味方する者共を皆法に照して罪の大いなる者は殺し、小なる者は官を黜けなどして之を糺したり、此の事變に由りて衍も陰興等と親交ありしを以て罪を得たれども、後赦に遇ひて故郷に歸りたり、是れよりは門を閉ぢ自ら禍を避けんが爲に敢て親しき故友にも交通せざるなり、顯宗の世と爲りても、又多くの人人は衍を誹謗して、彼は言行の文のみ飾りて其の實は德の見るべきもの無しといへば、朝廷に仕ふることもならず、遂に家に居て埋木と爲り、當時に於て不遇の境涯に陷れり、されど元來大志ある者なれば平常世の道德の衰へたるを慷慨して曰く、衍は少年より名ある賢者に事へ、又顯れたる位を經たれども、金印を懷にし紫綬を垂るる丞相又天子の節を持ちて外國に使する將軍などと爲りて威を內外に震はすが如きことは苟にも得んことを求めず、常に德を修めて雲をも陵ぐべき大志を養ひ、三公の貴き、千金の富みなどは、之を懷ふだも屑しとせず、如何に貧しくとも哀まず、賤しけれども恨みず、年老い身衰ふとも猶賢人の風格を眞似んとこひねがひ、道德を人の知らざる處に修めて、身も名も全くして此の世を終へて、後世の人人までに人の爲すべき法を遺さんとするなりといへり、

吳志張昭字子布、彭城人、博覽衆書、孫權拜輔吳將軍、昭每朝見、辭氣壯厲、義形於色、權以公孫淵稱藩、遣張彌、許晏至遼東、拜淵爲燕王、昭諫不

養ひて後に教ふべし、小を視て大の如く、微細を視て著大の如くなれば我に告げよといふ、昌因つて細毛にて虱を牖に懸けて之を望み見る、十日の間に段々と大いになり、三年の後には車輪の如く視え、餘物を視れば皆丘又は山の如く著大となれり、是に於て燕國の獸角にて作りたる弓に朔方の蓬にて作りたる矢幹をつがひて之を射たれば、虱の胸を貫きて懸けたる細毛は絶えざりきといふ、舊本に紀昌を誤りて甘蠅に作れり、

淮南子曰、楚王有白猨、自射之、則搏矢而熙、使養由基射之、始調弓矯矢、未發而猨擁樹號矣、

【字解】〔白猨〕白毛のさるなり、〔自射〕王自ら射るなり、〔搏〕つかみとるなり、〔熙〕戯るなり、〔調弓矯矢〕調は張るなり、矯は直くするなり、〔擁〕抱くなり、

【義解】淮南子に曰く、楚王に飼ひ馴したる白毛の猿あり、王自ら之を射れば、白猨は飛び來る矢をつかみ取りて玩び戲るなり、されど養由基をして之を射しめば、始めに弓を張り矢を直くして準備して未だ發たざるに、猨は樹木を抱きて泣き號ぶといふ、

馮衍歸里　張昭塞門

後漢、馮衍字敬通、京兆杜陵人、幼有奇才、博通羣書、王莽時不肯仕、常好倜儻之策、時莫能聽用其謀、衞尉陰興等、以外戚貴顯、深重衍、遂與交結、由是爲諸王所聘請、尋爲司隷從事、光武懲西京外戚賓客、故皆以法繩之、由是得罪而歸故郡、閉門自保、不敢與親故通、顯宗卽位、又多短衍以文過其實、遂廢於家、埳壈於時、然有大志、居常慷慨歎曰、衍少事名賢、經歷顯位、懷金垂紫、揭節奉使、不求苟得、常有凌雲之志、三公之貴、千金之富不槩於懷、貧而不衰、賤而不恨、猶庶幾名賢之風、修道德於幽冥之

對へには仁君なりといふ、而して其の仁君たる由を說きて曰く、臣竊てより聞けり、其の君仁なれば其の臣には必ず正直なる臣ありと、向に翟璜の言ひし所は直言なり、翟璜の如き直臣ある上は君は仁君たること勿論なりといふ、文侯其の言を善しとし、翟璜を召し還し入れ、拜して上卿と爲したりといふ、舊本に翟璜を誤りて任座に作れり、

紀昌貫虱　養由號猨

列子曰、甘蠅古之善射者、彀弓而獸伏鳥下、飛衞學射於甘蠅、而巧過其師、紀昌學射於飛衞、衞曰、爾先學不瞬、而後可言射、昌歸偃臥其妻之機下、以目承牽挺、二年之後、雖錐末倒眥、而不瞬、以告衞、衞曰未也、學視而後可、視小如大、視微如著而後告我、昌以氂懸虱於牖、而望之、旬日之閒寖大也、三年之後、如車輪焉、以視餘物、皆丘山也、乃以燕角之弧、朔蓬之簳射之、貫虱之心、而懸不絕、舊本紀昌誤作甘蠅、

【字解】〔彀〕弓を張るなり、ゆみひくなり、〔瞬〕目の自ら動くこと、まじろくなり、〔偃臥〕仰ぎふすなり〔牽挺〕機を織るとき足に從ひて上下するものなり、〔錐〕きりなり、〔眥〕まなじりなり、〔氂〕細毛なり、〔寖〕やうやくなり、〔燕角之弧〕燕國の獸角にて作りたる弓なり、〔朔蓬之簳〕朔は北方なり、蓬はよもぎなり、簳はやがらなり、北國のよもぎにて作りたる矢幹なり、〔虱之心〕しらみのむねなり、〔懸〕懸けたる細き毛なり、

【義解】列子に曰く、甘蠅は古の善く射る者にして弓を引けば獸は兎ても助からじと伏し、鳥は空より下るといふ程の名人なり、飛衞といふ者射術を甘蠅に學びて、其の巧みなること其の師に過ぎたりといふ、又紀昌といふ者射術を飛衞に學ばんとす、衞曰く、爾射を學ばんと欲せば、先づ目のまじろかざることを練習すべし、目まじろかざるやうになれば其の後に射のことを言ふべしと、昌因つて歸りて其の妻の機織る下に仰向きに伏し、態と目を牽挺の下に當て、瞬かざる練習を爲す、此くして二年の後には錐の末を眥に倒に當つるも瞬かざるに至れり、此の如くなれば射術を受くべきとて衞に告ぐ、衞曰くまだ〳〵それのみにては不可なり、此より視力を

の王莽を誅し、漢家を再び興し給へり、而るに今かの無法の奴僕を縱して尙良民を殺さしめなば、何の法を以て天下を理め給はんとするや、かゝる亂理の世と爲らば生きて望む所無し、臣寧ろ箠を須たずして自殺せんと、直に頭を柱に撃ち付け血を流して面に被る、帝其の赤誠を見、之を宥めて、朕本より汝を殺さんとするの意なし、唯公主の怒を薄くせんが爲めのみなれば、公主に向ひて深謝すべしと、されど宣之に從はず、强ひて之をして頓首せしめんとすれば兩手を地に據せて終に頭を俯することを肯ぜざるなり、公主腹立ちて曰く、文叔は未だ白衣の庶人たりし時にても、亡命客を藏し、死罪の者をも隱匿ひて保護すれば、捕吏は敢て其の門に至らざりし程權力ありしに、今天子と爲り、其の威權惟一人の令官にさへ行ふこと能はざるかと焦心がれり、帝笑ひて曰く、天子は法を天下に示す、白衣の時は一身だに免るれば重き責任のあるなし、是の故に今は昔日と同一に考ふべからずと、因つて勅して强項令出よと放し給ひ、且つ褒美として錢三千萬を賜ふ、宣之を私せず皆下役に分ち與へたり、是より以後豪氣强力を以て良民を傷ふ者を嚴しく搏ち懲したれば、京師之を號して臥虎と稱し、又之を歌ひて枹鼓も鳴らず董少平といへり、さて公主の文叔といへるは光武帝の字なり、

新書曰、魏文侯與士大夫坐、問曰、寡人何如君也、羣臣皆曰、君仁君也、次至翟璜、曰、君非仁君也、君伐中山、不以封君之弟、而以封君之長子、臣以此知之、文侯怒逐璜、璜起而出、次至任座、文侯問之、對曰、君仁君也、臣聞其君仁者其臣直、向翟璜之言直、是以知也、文侯曰善、召翟璜入、拜爲上卿、舊本翟璜誤作任座、

【字解】〔寡人〕諸侯の自稱なり、德少き人といふ謙辭なり、

【義解】新書に曰く、戰國時代の魏の文侯、或る時士大夫と同坐し、順次に羣臣に問ひて、寡人は如何なる國君なるぞといふ、羣臣皆阿諛て君は仁君なりといふ、次に翟璜の番に至りし時、璜は仁君にあらずと對へ、其の證據として君が中山を伐ちて其の地を取りし時、中山國を君の弟に封ぜずして、君の長子を封ぜしは是れ富貴を重ねたるものにして仁君の爲す所以にあらざれば、此の事のみにても仁君にあらざるを知るなりといふ、文侯怒りて璜の退去を命ぜり、璜因つて起て出で去る、次に任座の番に至る、文侯之に問ひしに任座の

曰、陛下聖德中興、而縱奴殺良人、何以理天下、臣不須箠、請自殺、卽以頭擊楹流血被面、帝使宣謝主、宣不從、强使頓之、兩手據地、終不肯俯、主曰、文叔爲白衣時、藏亡匿死、吏不敢至門、今爲天子、威不能行一令乎、帝笑曰、天子不與白衣同、因勅彊項令出、賜錢三十萬、宣悉以班諸吏、由是搏擊豪强、京師號爲臥虎、歌之曰、枹鼓不鳴董少平、文叔光武字也、

【字解】〔蒼頭〕漢代にて奴僕を稱して蒼頭といふ、頭に蒼色の巾を冠る故なり、〔主家〕公主の家なり、〔以奴驂乘〕向の人を殺したる蒼頭をしてそへのりたらしむるをいふ、〔叩馬〕叩は扣と通ず、馬を牽き留むるなり、タヽクと訓む、〔數〕責むなり、〔挌殺〕手にて撃ち殺すことなり、〔箠殺〕箠にて撃ち殺すことなり、〔叩頭〕稽顙に同じ、頭を地に叩き付くることなり、〔中興〕光武、王莽を伐ちて再び漢の天下と爲しゝをいふ、〔良人〕良民なり、〔楹〕柱なり、〔使頓之〕宣をして頓首せしむることなり、〔白衣〕官位なき人は白衣を著く、故に庶人のよとなり、〔亡死〕亡は亡命の客なり、死は死罪に處せらるゝ者也、〔彊項令〕過失無ければ、天子の命と雖强情を張りて叩頭せざる洛陽の令といふ意にして、卽ち董宣を稱美したる綽名なり、〔班〕分つ也、〔臥虎〕此も董宣の權威を號せる綽名なり、臥したる虎の起てば如何なる猛威を振ふやらんと恐怖したる稱なり、〔枹鼓不鳴董少平〕枹は鼓を擊つ杖なり、音浮と讀む、手に从ひて抱に作るは非なり、歌意は洛陽に盜賊あれば枹鼓にて相警むなれども、董少平の洛陽の令と爲りてより、法を執ること嚴正なれば、枹鼓の警備不必要となりしをいふ、

【義解】後漢の董宣字は少平、陳留郡圉縣の人なり、光武帝の時洛陽の令と爲る、時に帝の姉の湖陽公主の奴僕が白日に人を殺し、主家に匿れて出でざれば、捕吏も公主の屋敷内なれば踏み込みて捕縛することもならず、手を空しくして時を過したりけり、其の後公主の外出するに、向に人を殺したる奴僕をして驂乘せしめたるを以て、宣は好機逸すべからずとして之を候ひ、公主の車を駐め馬の口を牽き留め、大音聲に呼はりて公主が人殺の罪人を隱匿ひし過失を責め、件の奴僕を叱りて車より引き下し、人殺しと云ふ罪名に因つて刀をも用ひず白手にて之を擊ち殺したり、是に於て公主は宣の無禮を怒り、直に帝に訴へたり、帝も怒りて宣を召し出し、苟も天子の姉たるに、其の面前にて其の奴を殺すとは不屆至極なりとて之を箠策にて擊ち殺さんとす、宣頭を地に付けて曰く、願くは一言申し遺して死なんとて曰く、陛下は聖德ありて彼

左思招隱詩、忽憶戴逵、時逵在剡、便夜乘小船詣之、經宿方至、造門不前而反、人問其故、曰本乘興而行、興盡而反、何必見安道邪、官至黄門侍郎、

【字解】〔尋戴〕戴逵を訪れんとしたること、此の字注文に無し、取意なり、〔卓犖〕超越なり、衆人にすぐれこえたるをいふ、〔不羈〕羈は絆すなり、才識高遠にして世の禮式などにほだされぬことなり、〔蓬首〕髮を櫛らざるなり、〔散帶〕帶を結ばざるなり、〔綜〕理むなり、〔寄居〕一時の住居なり、〔嘯詠〕聲を長く引き曲節を付けて歌ふこと、〔此君〕竹を指す、後世竹の異名を此の君といふは此の故事に因るなり、〔山陰〕縣の名なり、〔皎然〕明かなる貌なり、〔招隱詩〕文選卷二十二に在り、其の中左思の詩二首あり、此は隱士の高潔を慕ひ尋ぬる詩なり、此の時戴逵も亦隱者なり、故に此の詩を詠じて逵を訪れんとせしなり、〔剡〕縣の名なり、會稽郡に在り、〔經宿〕夜明け方なり、

【義解】晉の王徽之字は子猷、右軍王羲之の子也、性質衆人にすぐれ超えて禮節に拘らざるなり、仕へて大司馬桓溫の參軍と爲りしかど、髮も櫛らず、帶も結ばず、府事をも理めず、唯心の欲するまゝに行へり、嘗て人の住まざる空宅の中に假住ひし、前庭に竹を種ゑしめて之を樂めり、或る人其の故を問ひしに、之に答へんともせず、但聲を長く引きて歌をうたひ、竹を指して、何とて一日にても此の君無くして居られんやと曰へり、又或る時山陰縣に在りし頃、夜の雪初めて霽れて月色清く朗かにして四望眞白に明かなれば、獨酒を飲みて左思の招隱詩を吟詠せり、詩元より隱士を慕ふものなれば、忽ち隱者の戴逵を憶ひ尋ねて共に此の月明の夜景を樂まんとす、時に逵は剡縣に在るを以て、直に夜小船に乘りて之に向ひ、夜明け方に漸く至り、逵の門に造りて前み入らずして其の儘反りたり、切角門まで至りて入らざれば人其の故を問ふ、答へて曰く、吾れ本興に乘じて行きたるに、行き著く頃は夜明けて月明の景も無く、全く興盡き果てぬれば其のまゝ反りたるなり、興無きに何ぞ必しも安道を見んやと、官は黄門侍郎に至る、

董宣彊項　翟璜直言

後漢董宣字少平、陳留圉人、光武時爲洛陽令、時湖陽公主蒼頭白日殺人、匿主家、吏不能得、及主出以奴驂乘、宣候之、駐車叩馬、大言數主之失、叱奴下車、因格殺之、主訴帝、帝怒召宣、欲箠殺之、宣叩頭曰、願一言而死、

れ、徙りて官舍に入る、張忠之を聞きて、前に我れ大舍を建設し修繕掃除して之を居らしめしに自ら劾して去り、今に至りて主簿などの小官に甘んじ就くは怪みの至りなりとて、親しき者をして其の心底を問はしめて曰く、前に大夫が君の爲に大舍を設除したるに、子は自ら劾して去りしは、必定己れの高節を顯さんが爲めなるべし、今の時に當りて丞相御史の兩府の高潔なる士は、俗務なりとして主簿如きに爲らざるなり、しかるに子は既に主簿と爲りて官舍に徙り、之を以て滿足氣に悅べるは、何ぞ前後の相矛盾せるやと、竇答へて曰く、兩府の高士は定めて主簿の小官にはよも爲るまじ、而れども大夫君は竇を以て主簿と爲るべき恰好の者と爲し、一府中の人人も亦大夫の言ふところを當らずといふ者莫けん、凡そ士たるもの安ぞ獨自ら高ぶることを得んや、前日大夫君の男、經書を學ばんと欲し、權柄を以て我を遠方より召し移して、自ら近づけたり、禮に來りて學ぶことは有れども、義として往きて教ふることは無きなり、道は曲げ屈むべからざれど、身を曲げて屈むるは何の恥づることかあらんや、且つ知己に遭遇せざれば、抱關擊柝の如き賤業をも厭はざるなり、まして主簿の如きに於てをやと、張忠之を聞き大いに慙ぢて竇の識見に感じ、上書して朝に薦む、平帝の時に大司農と爲れり、

呂安題鳳　子猷尋戴

世說曰、嵇康與呂安善、每一相思千里命駕、安後來、値康不在、喜出戶延之、不入、題門上、作鳳字而去、喜不覺、猶以爲忻、鳳字凡鳥也、

【字解】「延之」引き入るゝなり、「不覺」己を慢りしをおぼえざることなり、

【義解】世說に曰く、嵇康と呂安と友として善し、一たび相思へば千里と雖、乘物に命じて訪問するなり、或る日安が後れて到れば、康已に他に行きて不在に値ふ、時に康の兄の喜といふ者門戶を出でて之を迎へて引き入れんとす、されど門內に入らず、門上に鳳字を題して去る、喜は其の意己れを慢りしを覺らず、猶己れを見て忻べりと思へり、さて鳳の字は凡鳥の合字にして喜を凡人と慢りしなり、

晉王徽之字子猷、右軍羲之之子、性卓犖不羈、爲大司馬桓溫參軍、蓬首散帶、不綜府事、嘗寄居空宅中、便令種竹、或問其故、徽之但嘯詠指竹曰、何可一日無此君邪、嘗居山陰、夜雪初霽、月色淸朗、四望皎然、獨酌酒詠

らず、しかるに今や年老い、病重くして命旦暮に迫り、須臾にして地に入らんとす、義として何んと一身を二姓に事へ、黄泉の下にて故主に見ゆることを得んやと、語り畢りて口を開けたるまゝ飲食せず、十四日を積みて死去せりといふ、さて龔舍は五經に通じて聖學に達し、太山郡の太守に拜せらる、此も朝廷尊卑の禮讓の亂るゝを見て五六ヶ月にして骸骨を乞ふ、哀帝使者をして光祿大夫に拜し、且つ數、休暇を賜はるべきの優詔を傳達せしむると雖、終に起たざりき、舍と勝とは富貴を捨て鄕里に歸るも、尚二千石、長吏等の初て官に赴仕する者は、皆其の家に至りて職務の勤め方等を問ひ合し、別れに臨みては師と弟子との禮の如く鄭重に爲したりといふ、

前漢孫寶字子嚴、潁川鄢陵人、以明經爲郡吏、御史大夫張忠辟爲屬、欲令授子經、寶自劾去、後署主簿、寶徙入舍、忠怪、使所親問曰、前大夫爲君設除大舍、子自劾去者、欲爲高節也、今兩府高士、俗不爲主簿、子既爲之、徙舍甚說、何前後不相副也、寶曰、高士不爲主簿、而大夫君以寶爲可、一府莫言非、士安得獨自高、前日君男欲學文、移寶自近、禮有來學、義無往教、道不可詘、身詘何傷、且不遭者、可無不爲、況主簿乎、忠聞之慙、上書薦寶、平帝時爲大司農、

【字解】〔明經〕科目の名なり、〔辟〕召すなり、〔屬〕下役なり、〔自劾〕劾は罪科を糺彈することなり、自劾は狀を上りて自ら過失あるを糾すなり、此には寶が張忠に欺かるゝをも知らず、唯一途に立身にのみ心を馳せたりし過失を自ら告めたるをいふ、〔署〕官に除することなり、〔設除〕設は建設なり、除は修飾して掃除するをいふ、〔兩府〕丞相と御史との府なり、〔高士〕高潔の士なり、〔學文〕文は書なり、經書を學ぶをいふ、〔不遭〕知己に遭遇せざるをいふ、

【義解】前漢の孫寶字は子嚴、潁川郡鄢陵縣の人なり、經學に明かなるを以て明經の科に擧げられ、郡吏と爲る、御史大夫の張忠寶が聖經に達せるを聞き、辟して己れの下役に爲すと謂り、實は其の子に經書を授けしめんと欲す、寶因つて其の誑かされしを殘念に思へ共、自ら豫め之を知るの明なかりしを責めて張忠の許を去りたり、其の後主簿の官に除せら

綬、安車、駟馬、與郡太守、縣長吏、官屬、諸生千人以上入里致詔、勝稱病篤、東首加朝服拕紳、勝曰、吾受漢家厚恩、亡以報、今老且暮入地、誼豈以一身事二姓、下見故主哉、語畢、不開口飲食、積十四日死、舍通五經、拜太山太守、數月乞骸骨、哀帝使使者拜光祿大夫、數賜告、終不起、舍、勝歸鄉、二千石長吏初到官、皆至其家、如師弟子之禮、

【字解】〔名節〕名聞節操なり、〔乞骸骨〕骸骨は猶身體といふに同じ、臣の君に事ふるは身體を君に捧げて我が有とせず、故に官を退く時には、一段捧げたる身體を賜はりたしと願ひ乞ふなり、因つて致仕することを骸骨を乞ふといふ、〔卽〕就くなり、其の家に就くなり、〔璽書〕天子の御印を捺したる書、勅書なり、〔印綬〕印はおしでなり、綬は印に附くる飾りある緒なり、たぶさなり、〔安車〕安坐して乘らるべき車にして婦女老人の用に供するなり、〔駟馬〕四頭立ての馬車なり、〔東首〕東枕なり、君、病を見舞ふ時は病者は東枕にするが禮なり、東方は陽氣の發する所なれば、病重くして起つべからざるを知ると雖、尙東首して死なざる體を示して上の意を慰むるなり、〔朝服〕參内する衣冠なり、〔拕紳〕拕は引くなり、紳は大帶なり、病臥したるを以て大帶を引きかくるなり、〔誼〕義に同じ、〔二姓〕漢の劉氏と新の王氏となり、〔下〕黄泉なり、〔五經〕周易、詩經、書經、春秋、禮記なり、〔賜告〕休暇を賜ふこと、

【義解】 前漢の龔勝字は君賓、龔舍字は君倩、共に楚國の人にして二人相親しく友誼を結び、竝に當世に於て名聞節操を著したれば、世の人之を楚の兩龔と謂へり、哀帝の時に勝は光祿大夫と爲る、王莽政を秉りて權を擅にするに及び、其の人と爲りを忌みて仕を欲せず骸骨を乞ひて故鄉に歸る、王莽其の才を惜み、後に使を遣し、其の家に就きて講學祭酒に拜す、されど勝は疾に託して召に應ぜざるなり、莽復勅使を遣はし太子師友及び祭酒に拜すべきの勅書、竝に其の印綬、安車、駟馬等を奉じて、郡の太守縣の長吏官屬諸生など千人以上の同勢にて、ものものしく勝の鄉里に入りて詔を致さしむ、かゝる優待を受くると雖、勝は莽の執政中は出仕せずと決心せるを以て、又病氣危篤と稱して應ぜざるなり、されど勅使の參向なれば、重態なりと雖、東枕にして朝服を褻衣の上に加へ、大帶を引きかけて君に對する禮の如くに爲したりとなり、かほどの待遇を卻けし理由として勝は其の子に謂て曰く、吾は漢家の厚き恩を受けながら、未だ之に報ゆる所あ

【義解】李衎の舊注に博物志を引きて云く、鮫人水中より出で來りて人家に寄住し、幾日も滯留して綃を賣り歩き、歸り去らんとして宿の主人に就きて器物を持ち出さしめ、自ら泣きて眼より珠を出し、盤器に滿たして之を主人に與へ、以て滯留の償と爲したりといふ、此の記事は今行はる、博物志には載せざるなり、左思の吳都の賦に、水底の居所に潛みて織りてうすぎぬを卷き、淵客慷慨して珠に泣くと云へり、此の淵客と云へるは考へ見るに博物志の所謂鮫人のことならむ、又述異記に、南海中に鮫人の居所ありて、其の水中に居ること魚の如く、常にはたおることを廢めず、泣けば其の眼より珠を出すと云へり、「補注の意は、舊注に引く所、今本の博物志に無けれど、吳都賦といひ、述異記といひ、略同一の記事なれば、此れにて淵客泣珠のこと概略窺ひ知るべしとなり、」

列仙傳江妃二女、皆麗服華裝佩兩明珠、大如雞卵、遊於江漢之湄、逢鄭交甫、交甫說之、不知其神也、遂下與言曰、願請子之佩、二女解佩以與、交甫受而懷之、趁去數十步、視其懷空無佩、顧二女忽然不見、

【字解】〔江妃〕江中の水神なり、〔湄〕水岸なり、ほとり、〔說之〕容色に見惚るなり、悅び見るなり、〔遂下〕馬より下るなり、〔佩〕おびものなり、〔趁〕はしるなり、

【義解】列仙傳に曰く、江中の水神二女が、皆麗しき服華なる裝して、兩つの明白なる珠の大さ鷄卵の如きものを佩びて、江漢のほとりに遊び、不圖鄭交甫といふ者に出逢ひたり、交甫は二女の容色に見惚れ悅び、其の水神なることを知らざれば、遂に馬より下りて狎れ〳〵しく言葉を掛けて曰く、願くは貴女の佩を賜はれと請ふ、二女之を惜む態も無く、解きて交甫に與ふ、交甫受けて之を懷中し、趁り去ること五六十步にして懷中を視れば、何處に消え失せたるか佩無し、さては不思議なることよと二女を顧れば、たちまちの中に見えずなりにけりとなり、

龔勝不屈　孫寶自劾

前漢龔勝字君賓、舍字君倩、楚人、二人相友、竝著名節、世謂楚兩龔、哀帝時、勝爲光祿大夫、王莽秉政、乞骸骨、莽後遣使、卽拜講學祭酒、稱疾不應、復遣使者奉璽書、太子師友、祭酒、印

【字解】〔溫雅〕おだやかにして正しきなり、〔永嘉〕懷帝の年號なり、〔寇亂〕寇賊蜂起して亂る丶をいふ、〔優遊〕ゆるやかにあそぶこと、〔佳園池〕風景佳き園池なり、此は後漢の習郁が創めて設けたる園池にして、其の規模を范蠡の養魚池に法り、池中に釣魚臺を築き、高堤に修竹、長楸、芙蓉などを植て風致を添へたり、所謂習家の池にして襄陽府の南八里に在りといふ、〔山公〕山簡を指す、〔何許〕何れの所なり、いづこなり、〔倒載〕載せ至りたる酒食を傾け倒すことをいふ、一說に馬に倒に乘る、卽ち馬の尾に向ひて乘りて尙ほ園池を名殘惜く見つつ歸るなりといふ、されど次の句に騎馬のことあれば重複の嫌あり、姑く前說に從ふ、〔酩酊〕甚しく醉ふ貌なり、〔白接䍦〕䍦は或は羅に作る、接䍦は白帽なり、白鷺の羽毛にて飾りたる帽をいふ、〔擧鞭向葛强〕鞭を擧げて白接䍦を倒に著たる風體は好く似合ふならん丶葛强に向ひて問ひしことなり、一說に引き續きて來れるか否かと鞭を擧げて葛强を顧みたるなりといふ、酩酊したる時の態を寫したるものなれば前說是なり、此の歌は支韻到底なり、

【義解】　晉の山簡字は季倫、司徒山濤の子なり、性おだやかにして正しく父濤の風格あり、永嘉中に征南將軍と爲りて襄陽を鎭む、此の時四方の寇賊蜂起して天下崩れ亂れ、朝野共にあやぶみ懼る、しかるに簡はゆる〳〵と遊びて歲を卒へ、唯酒にのみ耽る、さて諸の習氏は荊州に於ける豪族にして後漢の代に侍中習郁といふ者襄陽に風景絕佳の一大園池を設け有てり、簡此地に來り、外に出づる每に多くは此の習家の池のほとりに行き、酒を飲み醉を極めて樂しみ、自ら名けて高陽池といへり、此の時童兒の謠ふ流行歌有り、其の歌に曰く、山公每に何處に出づ、あれは往いて高陽池に至り、夕までには傾け盡し、酩酊してたわいも無し、時には能く馬に騎り、白帽を倒に著け、鞭を擧げて葛强に向ひ、此の態は似合ふらん并州兒と、此の葛强の家は并州に在るを以て并州兒といひ、强は簡の氣に入りの將軍なり、

淵客泣珠　交甫解佩

舊注引博物志云、鮫人從水中出、向人家寄住、積日賣綃、臨去從主人索器泣而出珠、滿盤以與主人、今本無載、在思吳都賦云、泉室潛織而卷綃、淵客慷慨而泣珠、淵客蓋鮫人也、述異記曰、南海中有鮫人室、水居如魚、不廢機織、其眼能泣則出珠、

【字解】〔舊注〕李澣の古注なり、〔鮫人〕みつちの精の人に變じたるものか詳ならず、〔綃〕うすぎぬ、〔今本〕現今行はる丶博物志なり、卽ち此の補注を著したる徐子光は宋朝の人なれば今とは宋朝を指せり、〔泉室〕水底の居所なり、〔慷慨〕泣く貌なり、

威侯、居長安中、列侯近臣貴戚皆貴重之、牧守當之官、及郡國豪傑至京師者、莫不相因到遵門、遵嗜酒、每大飲賓客滿堂、輒關門、取客車轄、投井中、雖有急終不得去、

【字解】〔放縱〕氣まゝにするなり、ほしいまゝ、〔不拘〕禮節にかゝはらざるをいふ、〔賊〕槐里の大賊趙朋、霍鴻を指す、〔之官〕之は行くなり、官に行くは地方官と爲りて赴任するをいふ、〔豪傑〕才徳衆に秀でたる人の稱なり、〔相因〕互に紹介するなり、〔關〕閉づ也、〔轄〕車のくさびなり、投轄のことは一時の興にして常のことにあらざるべし、傳文に大飲する毎に云云とあるを以て、關門と投轄とを同一視して酒宴ある毎に轄を井に投ずと解釋するは、常識に外れたるものにして書を盡く信ずるの弊に陷りしと謂ふべし、此の事野客叢書に詳説せり、故に關門の下、取客の上に或至の二字を挿入して讀めば一時的の事となるべし、

【義解】前漢の陳遵字は孟公、京兆杜陵の人なり、仕へて京兆の吏と爲る、人と爲り氣まゝにして禮節に拘らざるなり、後に校尉と爲り槐里の大賊趙朋霍鴻を撃ちて功ありしを以て嘉威侯に封ぜられ、長安城中に居住す、列國の諸侯、天子の近臣、貴人外戚皆遵を貴び重んじたり、又州牧郡守の地方に赴任する時、及び郡國の豪傑の京師に入り來る者は皆互に相紹介して遵の門に到りて挨拶せざる者無きなり、又遵は非常に酒を嗜み、大酒宴を開く毎に、賓客堂に滿ち、尙長く引き留めんとて門を閉ぢ、或は時として客の車の轄を取り脫して井戸に投げ入れ、急用ありと雖、終に去ることを得ざらしむることあり、されど其の務むべき職責は一も怠ること無かりきといふ、

晉山簡字季倫、司徒濤之子、溫雅有父風、永嘉中爲征南將軍、鎭襄陽、四方寇亂、天下分崩、朝野危懼、簡優游卒歲、唯酒是耽、諸習氏荊土豪族、有佳園池、簡每出、多之池上、置酒輒醉、名之曰高陽池、時有童兒歌曰、山公出何許、往至高陽池、日夕倒載歸、酩酊無所知、時時能騎馬、倒著白接䍠、舉鞭向葛強、何如幷州兒、強家在幷州、簡愛將也、

成すなり、人も誠信あれば自ら衒はねども、能く人をして感ぜしむるものなりとの喩へなり、

【義解】　前漢の李廣は隴西郡成紀縣の人なり、父祖の代より世世射術を傳受して武門に人と爲る、廣は武帝の時に右北平の太守に拜せられ、其の武勇匈奴まで轟けり、匈奴因つて漢の飛將軍と號して廣の軍勢を避け、五六歳の間は界を越えて中國に入らざりしといふ、廣或る時山野に出でて獵し、遙か彼方の草中に石の横はるを見て、確に虎なりと思ひ込み、滿身に力を籠めて之を射る、矢、石に中りて鏃を沒す、近づきて能く〳〵視れば石なりけり、他日試に此の石を射るに幾度發つも終に突き立たざりき、廣は七郡の太守を歷、前後四十餘年の間、治績大に揚りたれば、天子より賞賜を受くるとも從つて夥く、廣之を其の麾下の將士に分配し、飮食は士卒と同一のものを取り、下を使ふに寬大にしてしへたぐることを爲さゞれば、士卒皆之が恩に報いんとて廣の爲に一命を捧げて其の用を爲さんことを樂めり、武帝の元狩中に前將軍と爲り、大將軍衞青に從ひて匈奴を征伐す、廣は先陣の軍を引率して前む中、如何にしたりけん、前路を惑ひ過ちて進軍すること能はざれば、全軍爲に不利の地に陷り軍兵を失ふこと少からず、衞青因つて上書して天子に敗軍の詳細を報ぜんと欲して廣の報告を待つ、長史命を受け廣の陣に來り、廣に道を失ひし始末を速に報ずべしとて、之を責め立て、大將軍の幕府に行きて始末書を差し出さしむ、廣は不覺の過失より凌辱を受くるを無念に思ひ、其の麾下の將士に謂つて曰く、廣は元服の頃より匈奴と戰ふこと七十餘回に及び、隨分匈奴の地理に詳しき積なるに、今回圖らずも道を踏み迷ひたるは、何と天運にてはあらざるか、加之廣は年六十餘に達し、今更彼の刀筆の吏に對して取り調べを受くるに忍びんやと、遂に刀を引き拔き自ら頸をはねて自殺したり、百姓此の訃を聞き廣を知ると知らざるとに論無く、老人も壯者も皆涕を垂らして泣きしといふ、班固の贊に曰く、李將軍は誠ありて謹み謙ること鄙しき人の貴人に對するが如く、口は默して辭を出すこと能はざるが如し、されど其の死ぬる日に及びて、天下の人人の知ると知らざるとに別無く、皆廣の爲に涕を流して惜まざる者無かりしといふ、是れ全く彼れが心中に誠信充實して士大夫にまで徧く感化を及ぼせしに因りしなり、世の諺に桃李言はざれども、其の樹下自然に小路を成すといへり、此の言實に小なりと雖、李廣の如き大人物に比喩することを得べしと、

陳遵投轄　山簡倒載

前漢陳遵字孟公、杜陵人、爲京兆史、
放縱不拘、後爲校尉、擊賊有功、封嘉

后の時に右丞相と爲り、又文帝の時に宰相と爲りて薨去したり、

前漢、李廣、隴西成紀人、世世受射法、武帝時拜右北平太守、匈奴號曰漢飛將軍、避之、數歲不入界、廣出獵、見草中石、以爲虎而射之、中石沒矢、視之石也、他日射終不能入、廣歷七郡太守、前後四十餘年、得賞賜輒分其麾下、飲食與士卒共之、寬緩不苛、士樂爲用、元狩中、爲前將軍、從大將軍衛青擊匈奴、惑失道、靑欲上書報天子失軍曲折、長史責廣之幕府上簿、廣謂其麾下曰、廣結髮與匈奴大小七十餘戰、今又迷失道、豈非天哉、且廣年六十餘、不能復對刀筆吏矣、遂引刀自剄、百姓聞之、知與不知、老壯皆爲垂泣、贊曰、李將軍恂恂如鄙人、口不能出辭、及死之日、天下知與不知、皆爲流涕、彼其中心誠信於士大夫也、諺曰、桃李不言、下自成蹊、此言雖小可以喩大、

【字解】〔沒矢〕鏃を沒するをいふ、一說に矢深く入りて羽を呑むを言ふといへるは、恐くは非ならん、史記に沒鏃に作れるを以て知るべし。〔麾下〕麾は音麾なり、意も亦通ず、大將の旌旗なり、大將の旌旗は三軍を指麾するものなれば、麾下とは大將に直屬する幕僚をいふ、はたもとなり、〔寬緩〕ゆるやかなり、〔苛〕虐ぐるなり、むごく取り扱ふこと、〔元狩〕武帝の年號なり、〔曲折〕猶委曲の如し、詳細なること、〔幕府〕將帥が出征中に居る所なり、即ち幕を張り設けたる陣營をいふ、此處にては衛靑の軍府なり、〔簿〕文狀なり、始末書のこと、〔刀筆吏〕古は簡牒に漆書す、若し誤謬あれば刀を以て削り去る、故に文書を司る賤吏を刀筆吏といふなり、〔自剄〕自ら頸をはねて死ぬること、〔贊〕文體の名なり、人の行爲を稱美する文なり、此は班固の贊なり、〔恂恂〕誠ありて謹める貌なり、〔諺〕古くより傳はり來れる言なり、ことわざなり、〔桃李不言下自成蹊〕桃はもゝなり、李はすもゝなり、蹊はこみちなり、桃李の華實は自ら吹聽せざれども、其の樹下には自然と小路を

は此處にては長者の車轍多きを云ひて、家貧しけれども德あれば長者の訪問を受くるとの意なり、「不ㇾ事ㇾ事」上の事は治むるなり、營むなり、下の事は產業なり、「內ㇾ婦」內は納に同じ、いるなり、內婦は嫁入さすることなり、「里中社」社は社日なり、春秋二回に五穀の豐熟を祈る祭日なり、「爲ㇾ宰」社の祭に肉を分つ役となるをいふ、「宰二天下一」天下の宰相となるをいふ、「反間」間は罅隙なり、反間は人をして敵の罅隙に乘じ入りて其の事情を探り、反りて味方に報ぜしむるをいふ、間諜又は細作ともいふ、「初從」初め高祖に從ひしをいふ、

【義解】　前漢の陳平は陳留郡陽武縣戶牖鄕の人なり、少年の時、家貧しけれども好みて書を讀み、特に黃帝老子の學術を治む、人と爲り身の文長大にして美貌あり、成長して當に婦を娶るべき年頃に至るも、富人は之に女を與ふる者莫く、されぱとて貧者の女は平の方にて之を愧ぢて斷れば、久しき間良緣無きなり、爰に戶牖の富人の張負といへる者に孫娘あり、五度嫁したれど五度とも其の夫死にて、今は生家に還り居るも、誰人も之を娶らんとはせざるなり、陳平よつて此の女を娶らんとす、時に或る機會に際して張負は平を奇偉なる人物なりと思ひ、平に隨ひて其の家に至り見るに、城郭の背後の行きつまりたる小路に、見るも氣の毒なる弊屋を、蓆を垂らして門戶と爲したる內に入りたり、然れども門外に長者の車轍の多きを見て、此の家の主なる陳平の人と爲りも略察することを得たり、負よつて歸りて其の子の仲に謂つて、吾れは孫娘を陳平に嫁せしめんと欲すといふ、仲は之に反對して、平は家貧しきに產業を治めず、一縣の中皆彼が爲す所を笑へり、何として我が女を予へらるべけんやといふ、負曰く否さにあらず吾れ曩日平に美德あるを見たり、今の世に當りて固に美德あると陳平の如くにして富貴を欲せず、久しく貧に安んずる者あらんやと、卒に女を平に與へ、且つ平が貧なるを以て婚禮に入用の酒肉の資金を惠み與へて嫁の輿入をなさしめたり、出づるに當り、負其の孫に戒て曰く、陳氏が貧なるの故に夫は云ふに及ばず、父母兄弟に至るまで陳氏の人に事ふるに、ゆめ不謹愼の行迹あるべからずと、其の後里中に於て社祭を行ふ時、平が宰と爲り肉を割きて里民に分配せしに、些の過不及も無く實に公平に行ひたり、因つて父老は平の處置を善として賞む、平曰く、平をして天下に宰たることを得しめたらば、亦此の肉の如く公平に執り裁かんと、秦の亂るゝに及び漢の高祖に從ひて護軍中尉と爲り、盡く諸將を守護して功を立てたり、因つて高祖は黃金四萬斤を出して之を平に與へ、如何樣にも使用すべしとて其の使途を問はずして之を試みんとす、平は此の金の多數を以て軍事祕密に充當し、衆多の反間を楚軍に縱ちて其の動靜を知悉したり、之に由つて高祖戰に勝ちて遂に天下を一統することを得たりしなり、初め高祖に從ひしより天下の定まるに至るまで、凡て六度奇妙なる計を出して大功を樹てたるを以て、天下の定まるや曲逆侯に封ぜられたり、惠帝の時に左丞相と爲り、呂

江東小兒啼、怖之、曰遼來遼來、無不止者、

【字解】〔舊注〕李瀚の舊注を指す、〔怖〕恐れしむるなり、オドスと訓む、〔遼來〕張遼來るの意なり、

【義解】 魏志に曰く、張遼字は文遠、鴈門郡の馬邑縣の人なり、武力人に過ぎて、數〻戰功ありければ、累ね〳〵出世して前將軍と爲りしといふ、舊注に曰く、江東の小兒の啼く時は、之を止めんとて怖すに、遼來遼來といへば、啼き止まざる者なしといふ程武勇の名顯れたる人なりといへり、

陳平多轍　李廣成蹊

前漢陳平、陽武戶牖人、少家貧、好讀書、治黃老術、爲人長大美色、及長可取婦、富人莫與者、貧者平亦媿之、久之富人張負有女孫、五嫁夫輒死、人莫敢取、平欲得之、負偉平、隨至其家、廼負郭窮巷、以席爲門、然門外多長者車轍、負歸謂其子仲曰、吾欲以女孫予陳平、仲曰、平貧不事事、一縣中盡笑其所爲、奈何予之女、負曰、固有美如陳平長貧者乎、卒與女、予酒肉資以內婦、戒其孫曰、毋以貧故事人不謹、里中社、平爲宰分肉甚均、父老善之、平曰、使平得宰天下、亦如此肉矣、從高祖爲護軍中尉、盡護諸將、出黃金四萬斤予平、恣所爲不問出入、平多以金縱反間於楚軍、自初從至天下定、凡六出奇計、定封曲逆侯、惠帝時爲左丞相、呂后時爲右丞相、又相文帝、乃薨、

【字解】〔黃老術〕黃帝老子の學なり、〔取〕娶と通す、〔偉平〕陳平を奇偉の人なりとなすなり、〔負郭〕負は背後なり、負郭は城郭に背きて居ることなり、猶裏長屋といふが如し、〔窮巷〕行きつまりたる小路なり、〔多轍〕轍は車輪の轢りて地に付きたる迹なり、わだちなり、多轍

計破之、乃取數百雞、以長繩連之繫火於足、羣雞駭散、飛集襄營、營火發、因其亂而擊之、襄遂小敗、逌後遷大常、

〔字解〕〔羌、丁零〕皆西戎なり、〔震懼〕ふるひおそるゝなり、〔姚襄〕羌の酋長なり、〔將校〕校は軍中にて、將軍の號令を發する所なり、轉じて指揮者の稱と爲す、將校は軍隊を統御する官人なり、〔塹柵〕ほりとしがらみとなり、〔校力〕校は比較するなり、校力は力量をくらぶるなり、

【義解】晉の江逌字は道載、陳留郡圉縣の人也、穆帝の永和年中に中原大いに亂れ、英俊の士を要する時なるを以て、中軍將軍の殷浩は、逌の才を聞き請ひ召して諮議參軍と爲し、次で長史に遷す、時に羌及び丁零と稱する西戎は兵威を逞しくして東晉の天下を奪はんとす、浩の軍勢は之に辟易してふるひおそれて討伐すること能はざるなり、且つ姚襄は浩が營を去る僅に十里の地に軍營を築きて浩の軍に逼れり、浩よつて逌に命じて之を擊たしむ、逌兵を進め襄の營所に近づき、將校に謂つて曰く、今我が兵は精銳ならざるに非らざれども、而かも其の數に於ては羌よりも少し、且つ彼が塹濠柵壘甚だ堅固なれば、相對して力量を較べて擊ち難し、故に當に計略を以て之を破るべしとて、數百の雞を捕へ、長き繩にて連ね、火を其の足に繫けて之を放てば、群雞驚き散じ、飛びて襄の軍營に集りたれば、營中忽ち火を發す、逌其の亂に付け込みて之を擊つ、襄不意を伐たれて遂に少しく敗れたり、逌後に大常の官に遷りたりとぞ、

蔡裔隕盜　張遼止啼

晉書、蔡裔爲兗州刺史、有勇氣、聲若雷震、嘗有二盜入室、裔拊牀一呼、而盜俱隕、故殷浩爲中軍將軍北征、委以軍鋒焉、

〔字解〕〔拊〕拍つなり、〔故〕故人の故なり、浩已に謫所に卒す、故に故といふ、モトノと訓む、〔軍鋒〕軍の前駈なり、

【義解】晉書に曰く、蔡裔は仕へて兗州の刺史に至る、勇氣ありて其の聲恰も雷の震ふが如し、或る時盜賊二人室に忍び入りしかば、裔牀板を拍ちて大聲一呼すれば、盜賊驚きて俱に堂上より轉び落ちしといふ、故の殷浩が中軍將軍と爲りて北に征伐せし時は、軍の先鋒を委ねられしことありといふ、

魏志、張遼字文遠、鴈門馬邑人、武力過人、數有戰功、累轉前將軍、舊注曰、

軍、燕軍夜大驚、視之皆龍文、所觸盡死傷、五千人因銜枚擊之、城中鼓譟從之、老弱皆擊銅器爲聲、聲動天地、燕軍大敗、遂復齊七十餘城、迎襄王於莒、王封單號安平君、

【字解】〔疏屬〕嫡流にあらずして遠き血族なり、〔收城中牛〕牛を城中に徴發するなり、〔絳繒〕赤色の絹なり、〔灌〕そゝぐなり、〔鑿〕ほるなり、牛を出す穴を城壁にほり開くるなり、〔縱〕放つなり、〔壯士〕血氣の兵士なり、〔銜枚〕銜はふくむなり、枚は箸の如き木片の兩端に細き紐を附けたるものなり、枚をふくむとは此の木片を口にくはへ紐にて頭後に繫ぎて言を發せざらしむるなり、〔鼓譟〕鼓を撾ち鳴らしてさわぐなり、〔銅器〕鉦の類なり、

【義解】史記に曰く、田單は齊の田氏の遠き血族の者なり、初め臨淄市の掾官と爲りしが、才能に比して其の官卑ければ、未だ其の人物を世に知られざりき、其の後燕の國が樂毅をして齊を討伐せしめ、盡く齊の城を降すに及び、單は臨淄城より脱れ出づることを得て、東の方卽墨縣に立て籠りて之を保守す、燕軍又卽墨を攻め落さんとしければ、單乃ち一計を案じ、城中の民家より千餘頭の牛を徴發し、赤き絹の衣を仕立て、五色の龍の文を畫き、其の角に兵刄を束ね、脂をそゝぎかけたる葦を尾に束ね、其の端に火を點じ、城壁に數十の穴をうがち開け、夜に乘じて其の穴より牛を放ち、血氣盛りの兵士五千人をして牛の後に隨はしむ、牛尾熱するに從ひて怒り奔りて燕軍に亂れ入る、燕軍は夜中に無數の火の丸の飛び來るに驚き、能く〳〵視れば皆龍文なるを以て愈〻怖れ戰き逃げまどへば、角刄に觸れて盡く死傷す、後に隨ふ所の壯士五千人は枚を銜み鳴をしづめて之を擊ち、城中よりは鼓大鼓を撾ち鳴してさわぎ立てゝ之に從ひ、老人幼弱は皆有り合ふ鉦の類を打ちたゝきて後方より聲援を爲し、其の聲天地を動かさんず勢なり、燕軍之に因つて大いに敗れたれば、遂に齊の七十餘城を取り復したり、是に於て襄王を莒より迎へて湣王の後を繼がしむ、王單の戰功を賞して安平君と號したりといふ、

晉江逌字道載、陳留圉人、中軍將軍殷浩、請爲諮議參軍、遷長史、時羌及丁零叛、浩軍震懼、姚襄去浩十里結營、以逼浩、浩令逌擊之、逌進兵至襄營、謂將校曰、今兵非不精、而衆少於羌、且其塹柵甚固、難與校力、吾當以

淮南子曰、楚欲攻宋、墨子聞而悼之、見楚王曰、臣見大王之必傷義、而不得宋、王曰、公輸天下之巧士、作爲雲梯之械、設以攻宋、曷爲弗取、墨子曰、令公輸設攻、臣請守之、於是公輸般設攻宋之械、墨子設守宋之備、九攻而墨子九卻之、弗能入、乃偃兵不攻、公輸魯般也、

【字解】〔悼〕いたむなり、〔雲梯〕城を攻むる器械なり、雲の如く高くして城中を瞰下し得る梯なり、一に飛梯ともいふ、〔偃兵〕偃は伏すなり、兵を伏すとは兵器を伏せて用ひざるをいふ、

【義解】淮南子に曰く、楚國より宋國を攻めんとする時、宋の大夫の墨子は之を聞きて國家の一大事なりと悼み、未然に之を防がんとて直に楚國に急行して楚王に見えて、臣は大王が此の度罪も無き我が國を攻めんとて不義の兵を起すとも、兎ても我が國を攻め滅すこと能はざるを豫言して憚らざれば、大王宜しく今の中に其の計畫を中止せられんことを望むといふ、王答へて楚には公輸といふ天下の巧士を召し抱へあれば、雲梯の攻城具を製作して宋國に臨まば、などか之を攻め取られざらんやといふ、墨子說の行はれざるに腹立ち、されば大王は公輸をして雲梯を作らしめて我が國を攻めよ、臣は此より還りて之を防ぎ守らんとて立ち歸りたり、是に於て楚は公輸般に命じて宋を攻むる機械を設けしめ、宋は墨子をして防禦の備を設けしめて、互に戰鬪準備に急なり、楚九たび宋を攻むれども、墨子能く防ぎて九たびとも之を追ひ卻けたれば、楚軍遂に宋の城に入ること能はず、爲ん方なく兵器を伏せて攻むることを中止したりといふ、さて公輸とは魯般の號なり、

田單火牛　江逌爇雞

史記田單齊諸田疏屬也、爲臨淄市掾、不見知、及燕使樂毅伐破齊、盡降齊城、而單得脫、東保卽墨、燕人攻之、單乃收城中、得千餘牛、爲絳繒衣、畫五彩龍文、束兵刄於其角、灌脂束葦於尾、燒其端、鑿城數十穴、夜縱牛、壯士五千人隨其後、牛尾熱、怒而奔燕

て、故に相告げて葬送の禮などをも聞かまく欲せしものを、何とて粗忽にも人の子の死を聞きて大いに好しなどと言ひ給ひしぞやと諫めたり、徽亦例によりて汝が言も亦大いに好しといへり、

公超霧市　魯般雲梯

後漢張楷字公超、成都人、家河南、通春秋尚書、門徒常百人、自父黨夙儒偕造門、車馬塡街、徒從無所止、黃門貴戚家、皆起舍巷次、以候過客往來之利、楷疾其如此、輒從避之、後隱弘農山中、學者隨之、所居成市、華陰山南遂有公超市、五府連辟、擧賢良方正不就、性好道術、能作五里霧、後安車聘之、以疾辭、

【字解】〔春秋尙書〕本傳には嚴氏春秋古文尚書に通ずとあり、〔父黨夙儒〕父の張霸の朋輩たる老年にして德望ある儒者なり、〔偕〕ともになり、〔塡〕ふさがるなり、〔所止〕休息する所なり、〔黃門貴戚〕天子の禁門を黃闥といひ、其の門を掌る官を黃門といふ、此處の黃門貴戚は天子の御一族より高位高官の一門を指す、〔巷次〕張楷の邸宅の周圍にあるちまたなり、〔候利〕便利に供するなり、〔五府〕太傅、太尉、司徒、司空、大將軍の五の官府なり、〔連辟〕しきりめすなり、〔賢良方正〕科目の名なり、〔道術〕仙術なり、〔五里霧〕五里の間に不時に降らす霧なり、〔安車〕安坐して乘るべき車なり、老人婦女子の乘る車なり、

【義解】後漢の張楷字は公超、蜀の成都の人なり、移りて河南郡に住居す、嚴彭祖の春秋公羊傳及び古文尙書に通達せるを以て、之に從ひ學ぶ門徒常に百人に及び、父の朋輩にして老年の大儒より、壯年の學者に至るまで、皆楷が門に集りて學び、車馬街頭をふさぎて、其の供人の休息する所も無し、天子の御一族及び高位高官の家よりは、特に屋舍を楷の邸宅の近傍のちまたに建てゝ、楷の門に出入往來する客の便利に供へたり、しかるに楷は此の如く騷々しきを疾みて、其の處を徙りて此等の人を避け、後に弘農の山中に隱れたり、學者其の德を慕ひ、又之に隨ひて學ぶ者多し、故に楷の居る所は必ず市を成すなり、よつて華陰山の南には遂に公超市と呼ぶ市出來たり、其の後五府より連に辟し、賢良方正に擧げらるれども、遂に就かざりき、性仙術を好みて、能く晴天にても五里の間に霧を降らす術を行ふなり、老年に及び、朝廷より安車を以て之を聘したれども疾ありと稱して辭退し、遂に家に卒す、

後漢東平憲王蒼、顯宗同母弟、少好經書、雅有智思、顯宗愛重之、拜驃騎將軍、位三公上、王既還國、後朝京師、上問王處家、何等最樂、王言爲善最樂、肅宗立、恩禮踰於前世、既薨、帝東巡守、幸其宮、追感念蒼、謂其子曰、思其人、至其鄉、其處在、其人亡、因泣下、幸其陵、祠以太牢、

【字解】〔雅〕素なり、モトヨリと訓む、〔智思〕智慧思慮なり、〔巡守〕天子の諸國を巡り視ることなり、〔泣〕涕なり、〔太牢〕牛羊豕の三種の牲の具はりたるをいふ、

【義解】後漢の東平憲王の蒼といふは顯宗の同母の弟なり、少年の頃より經書を好みて聖賢の道に通ず、素より智慧思慮ありければ、顯宗殊の外之を愛し重んじて、驃騎將軍に拜し、又其の位を三公の上に居う、王既にして京師より東平國に還り、後復京師に朝勤す、顯宗、王に汝は汝が家に在りて何が一番樂しきかと問ふ、王答へて善事を爲すこそ最も樂しけれといふ、其の後肅宗位に卽きてよりは前代の顯宗に勝りて恩を施し禮を厚くせしといふ、王既に薨じて後、帝東の方に巡守して東平國に立ち寄り、其の宮に幸し、王が生前の事どもを追ひ慕ひて感念し、王の子に謂つて曰く、朕其の人を思ひて其の鄉に至れば、其の處はあれども、其の人は已に亡しと、さめ〴〵と涕を流し、其の陵に行幸ありて親しく太牢を以て祠りしといふ、

後漢司馬徽字德操、潁川人、口不談人之短、與人語、莫問好惡、皆言好、有鄉人問徽安否、答曰好、有人自陳子死、答曰大好、妻責之曰、人以君有德、故相告、何忽聞人子死、便言好、徽曰卿言亦大好、

【字解】〔短〕短才なり、

【義解】後漢の司馬徽字は德操、潁川の人なり、口に人の短才を談ぜず、人と物語するにも好惡を問ふこと無く、何にても皆好しと言ふ、鄉人が徽の安否を問ふ者有れば、答へて好しといふ、又人ありて吾が子の死を陳べしに、之にも亦大いに好しと答ふ、徽が妻傍に在りて氣の毒に思ひ、夫を責めて曰く、人來りて其の子の死を陳ぶるは、是れ君が德あるを以

れたり、

澹臺毀璧　子罕辭寶

博物志曰、澹臺子羽、渡河齎千金之璧于河、河伯欲之、至陽侯波起、兩鮫挾船、子羽左操璧、右操劍、擊鮫皆死、既渡、三投璧于河、河伯躍而歸之、子羽毀而去、

【字解】〔齎〕攜帶して行くなり、もたらすなり、〔河伯〕河の神なり、〔陽侯波〕昔陵陽國の大名水に溺れて死し、其の神靈波神となりて能く大波を揚ぐといひ傳ふ、故に大風波のことを陽侯波といふ、〔鮫〕さめなり、

【義解】　博物志に曰く、澹臺字は子羽、名を滅明といふ、孔子の門人なり、千金の璧をもたらして黄河を渡る時、河中に於て河伯に璧を望まれたり、河伯は之を奪はんとて陽侯波を起して兩鮫に船を挾ましむ、子羽左に璧を操り、右に劍を操り、鮫を擊ち切りて之を殺し、無事に彼岸に達することを得たり、されど子羽は元より璧を河伯に捧ぐる心なりしかば、之を河中に投げ入れしに、河伯躍りて璧を返したり、かくすること三たびに及びぬれば、子羽心に我が所有にあらずと思へるを以て璧を毀ちて立ち去りたりといふ、

左傳曰、宋人得玉、獻諸司城子罕、子罕弗受、獻玉者曰、以示玉人、玉人以爲寶、故獻之、子罕曰、我以不貪爲寶、爾以玉爲寶、若以與我、皆喪寶也、不若人有其寶、

【字解】〔玉人〕玉を琢く人なり、玉工なり、玉を王に作りて音キヤウと讀ますは正韻より以來のことなれども、周禮に據れば玉人と讀みて些の差支無きが如し、

【義解】　左傳に曰く、宋國の人玉を得て、之を司城の官の子罕に獻上したりしに、子罕之を受けざるなり、玉を獻ずる人の曰く、吾れ璞玉を得て玉工に示しゝに、玉工は之を寶玉なりと云へり、故に只今之を獻ずるなりと、子罕曰く、我れの受けざるは玉の善惡に因るにあらず、我は物を貪らざるを以て寶と爲す、爾は玉を以て家寶と爲す、若し爾の寶とする所の玉を我に與へば、雙方共に寶を失ふ道理なり、故に各〻其の寶とする所をたもつには若かざるなりとて遂に其の玉を受けざりきとぞ、

東平爲善　司馬稱好

べければ、今後は可成往來せざる方宜しからんと戒めたりとなり、さて二弟とは愔と曇とにして、二謝とは安石と萬石とのことなり、

晉衛玠、好言玄理、其後多病體羸、母常禁其語、遇有勝日、親友時請一言、無不咨嗟、以爲入微、王澄字平子有高名、少所推服、毎聞玠言、輒歎息絶倒、時人爲之語曰、衛玠談道、平子絶倒、澄及王玄、王濟竝有盛名、皆出玠下、世云王家三子不如衛家一兒、兒衍有人倫之鑒、尤重澄、由是顯名、有經澄所題目者、衍不復有言、輒云已經平子矣、爲荊州刺史、爲王敦所害、

【字解】〔玄理〕老子の玄玄の道理なり、〔羸〕劳れ衰ふるなり、〔勝日〕佳節生辰などに親友故舊の相會する日なり、〔咨嗟〕歎息するなり、〔なげくなり、〔入微〕精しくこまかなる所まで達するをいふ、〔推服〕推ししたがふなり、〔絶倒〕此處にては感歎の餘に氣を奪はれて姿容を失ふことなり、〔三子〕王澄、王玄、王濟を指す、〔一兒〕衛玠を指す、〔人倫之鑒〕人の品位器量等を分類して其の善悪を鑒別すること、〔題目〕品を定めて目きゝすることなり、

【義解】　晉の衛玠は老子の學に通じ、常に好みて玄玄の道理を言ふ、其の後數〻病に罹かり、身體つかれ衰へたれば、其の母之を案んじて玠に物言ふことを禁じたり、されど勝日に親友故舊などの相會する場合には、久しぶりなれば高説を承りたしなど云ひて、或は一言を請はるれば止むを得ず之に應ずることもあり、諸人之を聞けば其の蘊奥精微を極めたるに歎息せざること無きなり、當時王澄字は平子といへる名高き學者ありて未だ嘗て他人より推し從へられしことなし、されど玠が言を聞く毎に、其の説に歎息して氣を奪はれ姿容を失ひたりといふ、時人之が爲に衛玠道を談ずれば平子絶倒すといへり、さて澄及び王玄、王濟は皆盛名ある學者なれども、玠に比するに於ては遙に其の下風に立たざるべからざるなり、故に世間にては王家の三子は衛家の一兒に如かざるなりといへり、さて又澄の兄の衍といへる者は人品器量を鑒識するの明ありて當時の人々に信用せられたり、しかるに自ら弟の澄を重んずるを以て、澄は是に由つて其の名世に顯れたるなり、凡て澄が品を定めてめきゝしたる者には、衍は之に批評を加へずして、已に平子のめきゝを經たるものなりといひて之を尊重したり、澄は荊州の刺史と爲りて遂に王敦に害せら

人在東牀、坦腹食、獨若不聞、鑒曰、正此佳壻邪、訪之乃義之也、遂妻之、仕至右軍將軍會稽內史、世說曰、郗夫人謂二弟司空、中郎曰、王家見二謝、傾筐倒庋、見汝來平平耳、無煩復往、二弟愔與曇也、二謝安石與萬石也

【字解】〔傾寫〕寫は傾け盡すなり、此處にては有る丈の食物を出し盡すをいふ、〔從子〕兄弟の子なり、をひなり、〔謁〕まみゆるなり、〔中心炙〕牛の心臟のあぶりもの、〔噉啗〕共にくらふなり、〔辯贍〕贍は足るなり、辯贍は辯舌に達者なるなり、〔骨鯁〕鯁は骾にも作る、骨鯁は魚の骨の咽に留まることなり、轉じて人の氣に障ることにても遠慮なく曲直を明かにするにいふ、卽ち剛毅にして諤々たるをいふ、〔門生〕一門の若ものなり、門弟子にあらず、〔諸少〕諸の少年なり、〔信至〕信は使なり、壻選びの使者の至ることなり、〔矜持〕各々我れこそはと自ら容貌を取りつくらふことなり、〔坦腹〕腹の便々たるを露出して平氣なるをいふ、〔傾筐倒庋〕筐は物を盛る竹器なり、かごなり、庋は食物を藏め置く棚なり、ぜんだななり、倒も傾くなり、

【義解】晉書に曰く、王義之字は逸少、司徒王導の從子なり、年十三の時周顗に見えて顗に奇異にして常人に非らずと思はれたり、其の日恰も衆賓ありて饗應す、當時牛心炙といへば非常の珍味にして容易に食するを得ざるを以て、此の珍物の膳部に在りと雖、座客中誰ありて之を噉はんとする者無きなり、しかるに顗は先づ之を割きて義之に啗はしめたり、是に因つて始めて世間に名を知らる、成長するに及び辯舌達者にして人の氣に障ることをも遠慮なく是非曲直を明かにするを以て評判となれり、又書を善くし、就中尤隷書に上手にして古今の書家の頭たり、當時太尉の郗鑒に女ありて、年頃となりぬれば、相當の壻を得んとて、其の一門の若者に意を含め、同じ三公の一人たる王導の一族に求めしむ、王導因つて偏く一門の子弟を觀せしむ、門生歸りて鑒に復命して曰く、王氏の諸の少年何れも立派なり、されど壻選びの使者至ると聞くや、皆我こそは其の選に當る者ならんめと、容貌を取りつくらふ有様なるに、惟一人東方の牀に在りて便々たる腹をむき出し、平氣にて何か物を食ひ、使者の來るをも聞かざるが如き者ありきといふ、鑒曰く、正に此れ我が愛女の佳壻なりとて、之を訪へば義之なりき、因つて遂に之に妻はす、義之仕へて右軍將軍と爲り、又會稽內史に至れりといふ、又世說に曰く、郗夫人に二人の弟ありて仕へて司空と中郎とに至る、夫人之に謂つて曰く、我が王家に於て二謝の訪問を受けたる時は筐庋を傾けて出來得る丈の馳走を爲し、汝等二人の來る時は緣家なるにも拘らず、平平として何の待遇をも爲さゞるは、是れ畢竟汝等の器量の二謝に及ばざるが爲めなる

疾病則曰、必以爲殉、及卒顆嫁之、曰疾病則亂、吾從其治也、及敗秦師于輔氏、獲杜回、秦之力人也、顆見老人結草以亢杜回、杜回躓而顛、故獲之、夜夢之曰、余而所嫁婦人之父也、爾用先人之治命、余是以報、

【字解】〔嬖妾〕氣に入りのめかけなり、〔疾病〕病は甚しくやむをいふ、病氣危篤なるなり、〔殉〕死者を葬むるに生者の從死することなり、〔亂〕心亂れて遺言の正しからざるをいふ、〔治〕心の正しき時の遺言なり、〔輔氏〕晉の地名なり、〔亢〕ふせぐなり、〔躓〕つまづくなり、〔顛〕ころぶなり、〔夢之〕之は老人を指す、

【義解】左傳に曰く、晉の魏顆は武子の子なり、初め武子に氣に入りのめかけありて、年久しく經ちぬれども子無し、武子病氣に罹り後々の事心にかゝり、妾に未だ子無きを幸、吾が死後は必ず他に嫁せしめよとて顆に遺言せり、しかるに、病氣甚しくなりたる時、前の遺言を取り消して必ず殺して我と一處に葬れといふ、されど顆は父の死後に妾をして他に嫁せしめて曰く、疾の危くなりたる時は、心亂れて正しからず、故に吾は其の心の亂れざる時の遺言に從ひしなりとて妾が命を助けたり、其の後秦の桓公晉を伐ちて輔氏の地に據る、魏顆之を敗りて杜回といふ者を生捕りたり、此の者は秦に於て大力無雙の士なれば中々顆の捕ふべき者に非らざるなり、然るに之を容易に獲たるは戰の最中、何處よりか一人の老年出で來り、杜回の進む前の草を結びて之を禦ぐを見たり、杜回之に躓きてころびたれば顆之を捕へしなり、其の夜顆が夢に件の老人見れて余は汝が他に嫁せしめし所の婦人の父なり、汝が先人の心の亂れざる時の遺言を用ひて女の命を救はれし恩に感じて今日之を報いたるなるなりといひて消え亡せたりとぞ、

逸少傾寫　平子絶倒

晉書、王羲之字逸少、司徒導從子、年十三謁周顗、顗異之、時重牛心炙、坐客未噉、顗先割啗之、於是始知名、及長辯贍、以骨骾稱、尤善隷書、爲古今之冠、太尉郗鑒使門生求女壻於導、導令偏觀子弟、門生歸謂鑒曰、王氏諸少竝佳、然聞信至、咸自矜持、惟一

也、

【字解】〔扶輪〕片輪無き車の軸を承けて馳せ行くことなり、此の二字は左傳にも現今傳はる蒙求にも無し、詳說には一本の蒙求を引きて、明死の下に「將レ乘二車一車已脱二一輪一公令二人脱レ之輒扶レ車以レ臂承レ軸、馳而行」の二十三字ありと爲す、是れ何の書に據りしものなるか明かならざれども、李瀚已に題して扶輪といへば必ず據る所有るべし、〔驟〕しばしばなり、〔甲〕甲士なり、よろひ著たる兵士なり、〔嗾〕犬を使ふなり、けしかくるなり、〔夫獒〕夫は語辭なり、或人の說に大の字の誤なりといふ、獒は猛犬なり、高さ四尺の犬なり、〔田〕獵なり、〔宦〕學ぶなり、遊學のことなり、〔簞食〕竹製の飯器に入れたる食物なり、いかめしなり、〔寘〕置くなり、〔橐〕底なきふくろなり、〔公介〕公の甲士なり、〔倒レ戟〕味方に刄向ふことなり、〔名居〕名と住所となり、〔自亡〕輒も亦晉を去るをいふ、

【義解】　左傳に曰く、晉の靈公は君道を辨へざる暴君なり、其の臣趙宣子之を憂ひて數諫むれども改めず、反つて宣子を惡みて之を殺さんとし、前に鉏麑をして之を伐たしめんとし、今又宣子に酒を飲ましめて醉へる所を、伏勢にて之を攻めんとす、公先づ兼ねてより飼育せる彼の猛犬をけしかけて合圖となす、宣子の車に右乘せる提彌明といへる者、猛犬を搏ち殺したり、宣子曰く、公は兼てより武勇の士を養はざれば、かかる場合にも人を弃て、犬を用ふ、犬如何に猛くとも何の役に立つべきかと言ふ間に、早や左右の伏兵擊ちてかゝれば宣子も明も必死となりて鬪ふ中、伏兵の中に裏切る者ありて、宣子は無事に切り拔けて其の場を逃れ出づることを得たれど、明は遂に戰死せり、さて此の宣子を救ひし者は宣子が嘗て恩を施したる者なり、初め宣子首山に獵して茂れる桑の木の下に休息せし時、靈輒といへる者の路傍に苦めるを見て其の病を問ひしに、三日間食はざれば餓ゑて苦むと答ふ、因つて之に充分の食物を取らしたるに、其の半を食はずに殘したり、宣子其の故を問ふ、吾れ他鄕に遊學すること三年、未だ母の安否を知らず、今歸省せんとする途中にして家鄕も近ければ、願ひて之を母に持ち歸らんとすと答ふ、宣子其の孝心に感じ之を盡く食はしめ、別にいかきに盛りたる飯と肉とを用意させ之を兩口あるふくろに入れて靈輒に與へたり、其の後靈輒は仕へて靈公の甲士と爲り、今度宣子を擊つにも其の伏兵の中に交はれり、因つて宣子が恩に報いんとて戟を倒にして公の徒を禦ぎて之を免れしめしなり、しかるに宣子は之を知らざれば何の故に公に裏切りて我を救ひしぞと問ふ、對へて曰く吾は先年君に助けられし翳桑の餓人なりと、宣子其の名と住所とを問へば、又報恩に與らんことを恐れ、名所を告げずとて退き、輒も亦遂に自ら晉國を逃亡したりといふ、

左傳曰、晉魏顆武子之子、初武子有二嬖妾一無レ子、武子疾、命レ顆曰、必嫁レ是、

冀甚寵憚之、及冀敗自殺、

【字解】〔封襄城君〕功臣の妻に君號を授けて土地に封ずるは漢朝より始まるなり、〔赤紱〕朱紱に同じ、朱裳なり、〔長公主〕桓帝の姉なり、〔妖態〕色を以て媚ぶる貌なり、なまめかしきさまなり、〔愁眉〕眉をひそめて物案じするやうすなり、〔啼妝〕一寸と目の下を拭ひて啼きたる眞似をなすこと、〔墮馬髻〕髮を結ふに頭の側面にだらしなく束ぬること其の狀馬より墮ちて髻の横に曲れるが如し、故にいふ、〔折腰步〕柳腰なり、〔齲齒笑〕蟲齒にて痛む時に、口を少し開けて痛みを忍ぶ如き狀をなして笑ふことなり、〔媚惑〕媚を作りて人を惑はすこと、〔鉗忌〕鉗はけぬきなり、性嫉妬強く夫の素行に注意して、鉗の物を鋏む如く、隙間も無く監視するをいふ、〔冀敗〕冀の誅せられしをいふ、

【義解】後漢の梁冀は統の玄孫にして桓帝の時に大將軍と爲る、其の妻の孫壽といへるは、夫の勳功によりて襄城君に封ぜられ、后妃の服する朱の裳を著ることを許されて、其の貴さ長公主に比ぶる程なり、其の容色美しくして善くなまめかしき態をなす、例へば眉をひそめて物思ひの體をなし、又一寸目の下を拭ひて啼きたる眞似をなし、又髮を頭の横さまに結びてしどけ無きさまをなし、又柳腰にしなやかに步み、又蟲齒にて痛む時の口の狀をなして笑ひなどするが如し、かゝる種々の媚を以て夫の心を惑はし蕩すなり、且つ其の性嫉妬深くして夫が他の女を愛するかを注意して、鉗の物を鋏む如く、隙間も無く之を監視し、能く冀の行爲に干涉して己が思のまゝに取り計ふなり、因つて冀は其の色に溺れて之を愛すれども、心中竊に憚る所無きにあらざるなり、後に冀が誅せらるゝに及び、孫壽も遂に自殺したりといふ、

靈輒扶輪　魏顆結草

左傳曰、晉靈公不君、趙宣子驟諫、公患之、飮宣子酒、伏甲將攻之、公嗾夫獒、其車右提彌明搏殺之、宣子曰、弃人用犬、雖猛何爲、鬭且出、明死之、初宣子田於首山、舍于翳桑、見靈輒餓、問之、曰、不食三日、宣子食之、舍其半、問之、曰、宦三年矣、未知母之存否、今近焉、請以遺之、使盡之而爲之簞食與肉、寘諸橐以與之、既而與爲公介、倒戟以禦公徒而免之、問何故、對曰、翳桑之餓人也、問其名居、不告而退、遂自亡

も亦之を尤と思へり、唯獨杜林のみ之に反對して曰く、周室の興るは、其の源后稷が堯に事へて邰に封ぜられしに出れば周が后稷を配祀するは理の當然なるなり、然るに漢の帝業は高祖が微賤より身を起して獨力にて經營したるに因つて其の功は一も帝堯に緣らざるなり、凡て祖先を祀る宗廟の事などは、其の事に因りて循ひ行ふべきものにして、何にも關係無き者を祀るに及ばざるなりといふ、光武帝之を聞きて林が主張する所を然りとして其の議に從ひ高祖を配祀することゝに決定したりといふ、林が一生は大司空の官に終はりたり、

西施捧心　孫壽折腰

莊子曰、西施病心而矉其里、其里之醜人、見而美之、歸亦捧心而矉其里、彼知美矉、而不知矉之所以美、西施越女、所謂西子也、有絕世之美、越王句踐獻之吳王夫差、嬖之卒至傾國、

【字解】〔病心〕心配事あるなり、〔矉〕額に皺を寄するなり、しかむなり、〔醜人〕みにくき女なり、〔捧心〕胸に手を當つるなり、心痛のさまなり、〔彼知美矉云云〕彼は醜人を指す、醜人は額に皺さへ寄すれば美人に爲ると思ひ、西施が素より絕世の美人なるが故に額に皺を寄すとも尙美なる所以を知らざるなりとの意なり、〔嬖〕寵愛するなり、

【義解】莊子に曰く、西施のまだ其の鄕里に居る時、心痛みて額に皺を寄せて居たりしが、其の里の醜き女之を見て美女なりとなし、己れもかくすれば美女になるべしと思ひ、歸りて胸に手を當て額に皺を寄せたれば、愈〻醜惡の女となりて夫は云ふに及ばず、近隣の人人まで皆逃げ去りしといふ、是れ彼の醜婦は額をしかめさへすれば美人となれるものとのみ思ひて、西施が素より美人なれば額をしかむとも尙其の美を失はざる所以を知らざるなり、是れ莊周の寓言にして今の世の人其の志の醜惡を知らず猥りに言行を飾りて世を欺かんとするを諷示したるものなり、さて西施といふは越の美女にして所謂西子のことなり、世に勝れたる美貌ありければ、越王句踐之を吳王夫差に獻じて、其の女色に惑ひて國政を怠るを窺ひ之に報ぜんとせしなり、吳王案の如く、西施の美を愛して卒に國を傾くるに至りしとなり、

後漢梁冀爲大將軍、其妻孫壽封襄城君、加賜赤紱、比長公主、壽色美、善爲妖態、作愁眉、啼粧、墮馬髻、折腰步、齲齒笑、以爲媚惑、性鉗忌能制御冀、

新に出づるにあらず、出づるといふは姑く時人の語に因りて言ふのみ、〔恢廓〕恢は大いなり、廓は空闊なり、恢廓は大いに廣むるなり、〔天瑞〕天より下されたるめでたきしるしなり、〔珍祥〕珍奇なるしるしなり、天瑞珍祥同義なり、

【義解】 前漢の吾丘壽王字は子贛、趙國の人なり、武帝の時に光祿大夫と爲る、是れより先き代々の天子の重寶としたる九鼎の一が、周末に亡失し、秦の始皇の天下を一統するに及び、其の失ひし場處の泗水より取り出さんとしたれども、遂に之を見付けざりき、しかるに武帝の朝に至り、河東郡の汾陰にて之を得たり、よつて之を宗廟に進めて祖先の靈に見しめ、然る後に甘泉宮に藏めて漢朝の重寶となす、然るに羣臣は皆周鼎を得たるを賀し、朝廷も亦之を周鼎として怪まざるなり、唯壽王獨之を以て周鼎と爲さゞるなり、武帝其の理を問ふ、對へて曰く、臣の聞く所によれば周の德は后稷に始まり、公劉に長じ、大王に盛大となり、文王武王に成就し、周公に至りて愈〻四海に顯れ、其の德澤の遍きこと、上は天に輝き、下は黃泉に潤ひ、處として通ぜざる所無きなり、かゝる盛德ありしを以て上天も之に感應して之に報ゆるに夏の禹王より傳來したる所の九鼎を周室の爲に殷王の手より遷されたるなり、故に周代に於て之を周鼎と名けしなり、今漢は高祖が周の德を繼ぎしより陛下に至り、祖先の偉業を大いに廣め、功德愈〻盛大なれば、上天も之に感じて種々の珍奇なる祥瑞を降し、陛下の有德に祚して寶鼎自然に汾陰より出でたるなり、是れ廼ち漢德に應じて出でたるものなれば、之を漢鼎と稱すべく、決して周鼎と稱すべきものに非らざるなりと、帝之を尤もなりとして黃金千斤を賜ひたりとぞ、

後漢杜林字伯山、扶風茂陵人、拜侍御史、議郊祀制、多以爲周郊后稷、漢當祀堯、詔下公卿議、議者僉同、光武亦然之、林獨以爲周室之興、祚由后稷、漢業特起、功不緣堯、祖宗故事、所宜因循、定林議終大司空、

【字解】 〔駁堯〕駁は取り用ひざるなり、駁堯とは堯を祀らんとする議を斥けたるをいふ、〔郊祀〕祭祀の名なり、郊は王城外百里の地なり、冬至に天を南郊に祀り、夏至に地を北郊に祀る、而して之に天子の創業者を配祀するなり、〔僉〕皆なり、〔因循〕其の事に因りて循ひ行ふべしとの意あり、

【義解】 後漢の杜林字は伯山、扶風茂陵の人なり、光武帝の時に侍御史に拜せられ、大いに郊祀の制度を議論す、多くの朝臣は周が其の先祖の郊祀に配祀したりしを以て、漢も亦當に其の遠祖たる堯帝を祀るべしと思へり、因つて詔を下して公卿に此の事を議せしむ、公卿皆堯を配祀せんとす、光武帝

がへりて溺死するをいふ、〔造舟爲梁〕詩經大雅大明の句なり、梁は木橋なり、舟を造りて梁と爲すとは船橋なり、〔觴〕さかづきなり、〔屬〕付くなり、此處にては盃をさすなり、〔微巧〕僅少のたくみなり、

【義解】晉書に曰く、杜預字は元凱、京兆杜陵の人なり、博く學問に達し、多く義理に通じ、國家の發達すると衰亡するとの道理を明かに辨へたり、常に言へることあり、聖德は吾れの企て及ぶ所にあらざれども、國家に功を立て學問に言を立つるは思ひ通りに爲し得るならんと思ふなりと、文帝の妹の高陸公主に尙し、尙書郎に拜せらる、武帝の世と爲りて度支尙書に拜せらる、預は孟津の渡し場が水勢險惡にして度々船くつがへりて人の溺死するの患あるを以て、富平津に河橋を架設せんことを奏請せり、朝廷にて之が當否を議せしに、或る者は殷周は此の地に都を奠めて世々の聖賢を經たれども、此の孟津に橋を作らざるば、必定立つべからざる理あつてのことなるべしとて反對せり、預は博學なれば直に古にも橋を架したることありとて其の證例を擧げて曰く、詩經に舟を造りて梁と爲すをいへり、是れは船橋のことなるが畢竟河橋のことなりとて之を說破し、終に武帝の許可を得て架設したり、其の開通式に帝百官を從へて臨幸し、先づ盃を擧げて預にさして曰く、君に非らざれば此の橋は成らざるべしとて預の功を稱せられたり、預對へて此の橋の成りしは賢明なる陛下の德なかりしかば、臣も亦僅少の功をも施すことを得ざりしなりとて朝議の際の陛下の明斷を感謝せりとなり、

壽王議鼎　杜林駮堯

前漢吾丘壽王字子贛、趙人、爲光祿大夫、汾陰得寶鼎、薦見宗廟、藏於甘泉宮、羣臣皆賀、得周鼎、壽王獨以爲非、武帝問之、對曰、臣聞周德始乎后稷、長於公劉、大於大王、成於文武、顯於周公、德澤上昭天、下漏泉、無所不通、上天報應、鼎爲周出、名曰周鼎、今漢自高祖繼周、至於陛下、恢廓祖業、功德愈盛、天瑞竝至、珍祥畢見、天祚有德、而寶鼎自出、迺漢寶非周寶也、上曰善、賜黃金十斤、

【字解】〔薦見〕進めて見しむるなり、〔漏泉〕漏は屋漏の下りて需るが如く、德澤の徧く行き布くをいふ、泉は黃泉なり、〔報應〕感應ありて報ゆるなり、〔爲周出〕鼎は夏の禹王の時より傳はりて周に遷り、

之を五月蝿しとして遂に瓢を棄て去りたりといふ、

楊僕移關　杜預建橋

前漢楊僕宜陽人、武帝時、爲樓船將軍、初函谷關在弘農、僕既有功、恥爲關外民、上書乞徙東關以家財給其用度、於是徙於新安、去弘農三百里、以故關爲弘農縣、

【字解】〔徙東關〕弘農縣に在る函谷關を東の方新安縣に移すをいふ、故に東關を徙すと訓むべからず、必ず東に關を徙すと訓まざるべからざるなり、

【義解】　前漢の楊僕は弘農郡宜陽縣の人なり、武帝の時、樓船將軍と爲る、初め函谷關は弘農縣に在りしが、僕の建議によりて東の方に徙されたり、僕は武帝に事へて既に大功を立てたるに、其の居宅は今尚關外の宜陽縣に在りて、他の將軍の如く關內の王城の中にあらざるなり、よつて關外の民といはるゝを恥ぢ、上書して關を東の方新安縣に徙さんことを建議し、此れに要する入費は己れの家財を以てせんとことを乞へり、當時武帝も其の下心ありし際なれば僕の願を許して新安縣に徙したるなり、新安縣は弘農縣を去ること三百里なり、而して故き關門の地を弘農縣と名づけたり、

晉書、杜預字元凱、京兆杜陵人、博學多通、明於興廢之道、常言德不可以企及、立功立言可庶幾也、尚文帝妹高陸公主、拜尚書郞、武帝時拜度支尚書、預以孟津渡險有覆沒之患、請建河橋于富平津、議者以爲殷周所都、歷聖賢而不作者必不可立也、預曰、造舟爲梁、則河橋之謂也、及橋成、帝從百僚臨會、擧觴屬預曰、非君此橋不成、對曰、非陛下之明、臣亦不得施其微巧、

【字解】〔興廢之道〕國力の發達すると衰亡するとの道理なり〔立功立言〕勳功を立て名言を吐くなり、卽ち其の立功は吳を伐ち橋を架したるが如き是れなり、立言は集解釋例を著し作るが如き是なり、〔庶幾〕近似の辭なり、庶幾す可しとは近くべしとて、思の通りに爲し得ると確信して云へるなり、〔尚〕天子の女を娶るにいふ、〔覆沒〕船くつ

なり、來訪の客あれば驎之は自ら手を下して茶菓などを供ふれば、訪問の士君子は主人自ら身心を勞して煩雜なる事をなすを氣の毒に思ひ、度々立ち寄ることを憚るやうになれり、かやうに僮僕を使はず貧賤に暮しければ人之に贈物をして、其の糧の助となさんとすれど、一も受くること無しとなり、又世說に載せたる記事によれば、驎之は高尚にしてさつぱりしたる氣質にして、善く歷史傳記を諳誦したりしといふ。

蔣詡三逕　許由一瓢

前漢蔣詡字元卿、杜陵人、爲兗州刺史、以廉直爲名、王莽居攝、以病免、歸鄉里、三輔決錄曰、詡舍中竹下開三逕、唯故人求仲羊仲從之遊、

【字解】〔廉直〕心の潔白にして正直なること、〔居攝〕攝政の位に居ろなり、〔三逕〕三筋の小路なり、此は單に實事にして別に深義あるにあらざるなり、しかるに後世松菊竹の三逕なりとて種々の深義を附するは、或は陶潜の歸去來辭に三逕就荒、松菊猶存とあるより思ひ附きたるものならんかと考へらる、隱者は俗人と異なりて、しかく理窟詰に物事を爲さゞるべし、之を强ひて松菊竹三逕となすは是れ未だ隱士の心を知らざるものと謂ふ可し、

【義解】前漢の蔣詡字は元卿、杜陵の人なり、初め官に仕へて兗州の刺史と爲り、心潔白にして正直なるを以て、當世に名を得たり、漢末に王莽が攝政の位に居て、政を亂し、且つ天下を奪はんとするを見て、詡は病に託して官を退き、故鄉に歸りて世と絕ちしといふ、三輔決錄に曰く、詡は屋敷內の竹林のほとりに三筋の小路を開きて閑遊の便となし、世の俗士と交を絕ちければ、訪れ來る者とても無し、唯故舊の隱士となれる求仲と羊仲とのみ詡に從ひて遊び樂みたりといふ、

逸士傳、許由隱箕山、無盃器、以手捧水飮之、人遺一瓢、得以操飮、飮訖掛於木上、風吹瀝瀝有聲、由以爲煩、遂去之、

【字解】〔盃器〕水を汲むうつはの類なり、〔捧水〕水を掬ふなり、〔操飮〕瓢に汲みて飮むことなり、あやつりのむなり、〔瀝瀝〕風の瓢を吹く度每に聲を發して水の滴り下るが如き音なり、

【義解】逸士傳に曰く、許由は天下の讓をも辭退して箕山に隱遁し、何の所有物も無く、水を汲む器の類までも持たず、水を兩手に掬ひて飮むといふ有樣なり、或る人之を見兼ねて一の瓢を贈りければ、之によつて溪川より操り汲み取りて飮むことを得たり、飮み訖りて之を木の枝に掛け置きしに、風の瓢を吹く度に水の滴るが如き聲を發するものなれば、由は

て懷中を探りて五色の筆一本を得て、之を反したり、此の夢を見て後は詩を作りても一向に美句を言ひ出すこと無きなり、因つて世上の人は之を江淹の才盡きたりといへりとぞ、

李廞清貞　劉驎高率

世說李廞茂曾第五子、清貞有遠操、少羸病不肯婚宦、王丞相欲招禮之、辟爲府掾、廞得牋命、笑曰茂弘乃復以爵假人、

【字解】〔清貞〕心の清く正しきこと、〔遠操〕高遠なるみさをなり、〔羸病〕痩せ衰ふる病なり、〔婚宦〕仕官に同じ、〔王丞相〕王導なり、〔牋命〕辟令書なり、〔以爵假人〕官位を人に貸し與へて、其の自由を奪ふ意なり、

【義解】世說に曰く、晉の李廞は李茂曾の第五子なり、心清く正しくして高遠の節操あり、されど幼少の頃より痩せ衰ふる病あれば仕官することを好まざるなり、時の丞相王導其の清貞なるを聞き、禮を厚くして辟して府掾と爲さんとせしが、廞は其の辟令書を得るや笑ひて曰く、王茂弘は復我に官位を假し與へて我が身の自由を奪はんとするかとて、之に應ぜざりきとぞ、

晉書、劉驎之字子驥、南陽人、少尚質素、虛退寡欲、不修儀操、人莫之知、好游山澤、志存遯逸、車騎將軍桓沖聞其名、請爲長史、驎之固辭、居于陽岐、來往莫不投之、驎之躬自供給、士君子頗以勞累、更憚過焉、凡人致贈、一無所受、世說載、驎之高率、善史傳、

【字解】〔虛退〕心を空虛にして驕らざるなり、〔儀操〕威儀節操なり、〔遯逸〕隱遁して氣樂に世を過すことなり、〔勞累〕身心をつからしわづらふことなり、〔高率〕高尚にしてさつぱりしたることなり、

【義解】晉書に曰く、劉驎之字は子驥、南陽郡の人なり、少年の頃より質素にして身を飾らず、心を空虛にして謙遜し、欲寡くして富貴を羨まず、威儀を修めず節操を爲さず、只管に己れの行爲を韜晦さんとす、因つて世の人人驎之が眞價を知ること無きなり、か丶る人なれば好みて山澤に遊びて其の志は隱遁して世を氣樂に過さんとするに在るなり、當時車騎將軍の桓沖驎之が人と爲りを聞き、賴み入れて長史の官と爲さんとしたりしが、驎之之を固く辭し、故郷を去りて陽岐といふ處に引き移りたり、か丶る高潔の士なれば、其の德を慕ひて陽岐を往來する人人は、皆驎之の宅を訪ねざるは無き

鬼神に感應したる結果なりといへりとぞ、

南史江淹字文通、濟陽考城人、少孤貧、嘗慕司馬長卿梁伯鸞之爲人、不事章句之學、留情文章、仕齊爲侍中祕書監、入梁至金紫光祿大夫、淹以文章顯、晩節才思微退、云爲宣城太守、時罷歸、夢一人自稱張景陽、謂曰前以一匹錦相寄、今可見還、淹探懷中、得數尺與之、此人大恚曰、那得割截都盡、顧見丘遲謂曰、餘此數尺既無所用、以遺君、自爾淹文章躓矣、又嘗夢、一大夫自稱郭璞、謂曰、吾有筆、在卿處多年、可以見還、淹乃探懷中得五色筆一、以授之、爾後爲詩絕無美句、時人謂之才盡、

【字解】〔嘗〕常なり、〔章句文學〕一章一句の注釋なり、〔晩節〕晩年なり、〔恚〕いかりなり、〔躓〕ひざまづくなり、此處にては文章の衰へたるをいふ、

【義解】南史に曰く、江淹字は文通、濟陽郡考城縣の人なり少年の頃より父に死に別れてみなしごとなる、常に司馬長卿と梁伯鸞の人と爲りを慕ひて、一章一句の注釋を事とせず專ら文章に情を傾注せり、故に其文多く後世まで傳はれり、齊に仕へては侍中祕書監と爲り、梁に仕へては金紫光祿大夫にまで至る、淹は文章の名人と云ふを以て當時顯れたれども晩年に至りて其の文才思藻甚しく衰へたりと云ふ、此に就きて不思議なる夢物語あり、淹の宣城の太守たりし時、一時罷め歸りしに、或る夜の夢に、一人の男子見れて、我は張景陽なりと名乘りて淹に謂つて、前きに汝に一匹の錦を預け置きたり、今其を還さるべしといふ、淹は不思議なることかなと思ひつゝ、懷中を探ぐるに、五六尺の錦を得たり、よつて之を其の人に手渡しすれば、其の人大いに怒りて曰く、我れ前に一匹を預け置きたるに何とて此の如く割き切りて大凡を盡せるかとて、何時の間にか見れたる丘遲を顧み見て、此れ計りの裁ち截餘は我れには用ふる所無ければ此を君に遣るべしといふかと思ふと忽に夢覺めたり、此のことありてよりは淹の文章甚しく衰へたりといふ、また或る時夢に一丈夫見れて自ら郭璞と稱して淹に謂つて曰く、吾に筆ありて卿の處に貸し與へて年久しくなりぬれば、今其を還さるべしと、淹よつ

のなれば弘く流布したりといふ、

羅含吞鳥　江淹夢筆

晉書、羅含字君章、桂陽耒陽人、幼孤、爲叔母朱氏所養、少有志尚、嘗晝臥、夢一鳥文彩異常、飛入口中、因起驚說之、朱氏曰、鳥有文彩、汝後必有文章、自此藻思日新、江夏守謝尚稱曰、君章可謂湘中之琳琅、桓溫以爲江左之秀、累遷長沙相、致仕加中散大夫、門施行馬、初含在官舍、有一白雀、棲集堂宇、及還家、階庭忽蘭菊叢生、以爲德化之感、

【字解】〔孤〕父亡きを孤といふ、みなしごなり、〔志尚〕氣位の高きなり、〔藻思〕文章を作る思想なり、〔琳琅〕琳は球琳にして美玉なり、琅は琅玕にして石の珠に似たるもの也、羅含の文章の美に譬へたるなり、〔江左〕江東といふに同じ、晉の元帝江を渡りて江左の建業に都す、故に江左といへば東晉以來との意あり、〔行馬〕木材を組み合して遮闌と爲し、門前に設けて馬の逸出を防ぐなり、貴人の門などに在り、こまよせなり、〔棲集〕集は止まるなり、棲集はすみやどるなり、

【義解】晉書に曰く、羅含字は君章、桂陽郡耒陽縣の人なり幼年にして父に死に別れ、母は他に嫁したれば、叔母の朱氏に養はる、少年の頃より氣位高し、或る時晝寢に、一羽の鳥の羽毛美麗にして常の鳥と異なるが飛び來りて己れの口中に入るのを夢みて直に覺めたり、因つて起き上りて驚きて此の事を叔母に物語す、叔母は其は結構なる夢を見たるものかな、鳥に文彩あるを夢みしは、汝將來必ず文章の名人となるべしといふ、案の如く此よりは別人のやうに文章の思想日に新しく妙句を吐くやうになれり、故に江夏郡の太守の謝尚は之を稱へて君章の文章は湘中の琳琅なりと謂ふべしといひ、又桓溫は含を以て東晉以來の秀才なりと爲したり、官に仕へて長沙の屬王の宰相に異遷す、後に仕を致して家に歸れば朝廷より中散大夫の祿を加へられて其老後を安全に養はれたり、此く退官して上の思召もあり、且又材德兼備の高老なれば衆賓の往來出入甚だ頻繁なれば、其の門前に行馬を施したりといふ、初め含の官舍に在る時、一羽の白き雀ありて含の起居する堂宇の軒端に棲みやどれり、又辭任して家に還れば階下の庭先に蘭と菊とが忽ちの中にむらがり生じたり、此のやうに度々奇瑞見れたれば、世上の人々は是れは羅含の德化の天地

るぞと、答へて曰く、是は吾が俸祿の餘にて得たるものなりと、威よつて之を受けて陳謝し、歸りに如何にしてもこれを所有するは君の祿を私するやうに思はれて、卒に父の部下の都督に與へて去れり、後に徐州の刺史と爲り、政道を勤めたれば、其の風化大いに州内に行はれたり、其の後入朝の時武帝威に謂つて曰く、卿の淸と父の淸と何れが愈れるかと問ふ、威對へて臣が父の淸廉は人が知るかと氣遣ふ、臣が淸廉は人が知らざるかと氣遣ふ、是れ臣の父に及ばざることの遠き所以なりとなり、

吳志陸績字公紀、吳人、年六歲、於九江見袁術、術出橘、績懷三枚、去拜辭墮地、術謂曰、陸郎作賓客、而懷橘乎、績跪曰、欲歸遺母、術大奇之、績博學多識、星歷算數、無不該覽、孫權辟爲掾、以直道見憚、出爲鬱林太守、加偏將軍、績意在儒雅、非其志也、雖有軍事、著述不廢、作渾天圖、注易、釋玄、皆傳於世、

【字解】〔橘〕たちばななり、〔懷〕ふところに入るゝなり、フトコロニスと訓む、〔三枚〕三箇なり、〔星歷〕天文曆學なり、〔該覽〕弘く行きわたりて覽ることなり、〔儒雅〕儒道の正しき義理なり、〔釋玄〕老子の玄玄の理を解釋するをいふ、

【義解】吳志に曰く、陸績字は公紀、三國時代の吳の人なり年六歲の折、九江にて袁術に見えたり、術は績が小兒なるを以て橘を出してもてなしゝに、績は竊に橘三箇を懷中して持ち歸らんとす、しかるに去る時拜辭して腰を屈むる折に、懷中より地に墮ちたり、術之を見て績に謂つて陸郎はお客樣となりて橘を懷中するかと辱めたれば、績は大人しく跪きて之は歸りて母に贈らんと思ひてなりといふ、術も其の孝心と吒かられても行儀よく禮を失はざるとに感心したりといふ、績長じて博く學び多く物事を識り、天文曆學より數學に至るまで弘く行きわたりて覽ざること無きなり、吳の孫權之を聞きて辟して掾と爲す、績、掾と爲り正直を以て主義となせば、權も恐れ憚りて打ち解けざるなり、よつて之を政府に置かず、出して交州の鬱林郡の太守と爲し、且つ偏將軍を加へたり、元來績は儒道の正しき義理を以て其の主旨と爲せば偏將軍の如き武官は其の志に非らざるなり、故に軍事ありと雖、其の方は等閑にして著述を廢めず、渾天圖を作り、周易に注解し、老子の玄玄の理を解釋す、此等の著述皆世に益あるも

らめり、しかるに或る人は之を芽出度と賀びを申したれば、勗は不滿の顏色にて我が鳳凰池を奪はる、何ぞ芽出度ことあらんや、しかるに諸君の我を賀するは其の意を得ざるなりとて、其の中書監を免ぜられしを深く恨みとしたり、初め太子妃の未だ定まらざる時、勗と左衞將軍馮紞と帝の閒を伺ひて、賈充の女の貌の醜く心の惡しきを才色絕世なりと詐り奏して遂に太子の妃と爲したり、當時正しき心ある者に疾まれてへつらひこぶる者よとの譏を得たり、又武帝は太子の闇愚にして虛弱なるを知り、我亡き後は必ず國家の亂れんことを恐れて、勗と和嶠とを東宮に遣はして、其の後の動靜を觀察せしめしに、勗は還りて無闇に太子の德あることを稱へたれども、嶠は之に反して太子の行動は以前と異なる所無しと申し上げたり、是に於て天下の人人は嶠の正直なるを貴びて、勗の諂諛を賤みたりといふ、

胡威推縑　陸績懷橘

晉書、胡威字伯武、淮南壽春人、父質以忠淸稱、仕魏爲荊州刺史、威自京師定省、家貧無車馬僮僕、自驅驢單行、旣至見父而歸、父賜絹一匹、威曰、大人淸高、何得此絹、答曰、是吾俸祿之餘、威受之辭歸卒取與質帳下都督、後爲徐州刺史、勤於政術、風化大行、入朝、武帝謂曰、卿孰與父淸、對曰、臣父淸恐人知、臣淸恐人不知、是臣不及遠也、

【字解】〔推縑〕推は推し讓るなり縑はふたこぎぬなり、〔忠淸〕心の眞直にして淸潔なること、〔定省〕定は昏に衽席を定むるなり、省は晨に安否を省みるなり、是れ皆子の父母に事ふるの禮なり、〔僮僕〕しもべなり、〔驢〕うさぎうまなり、〔單行〕獨行くなり、〔大人〕父を稱するの語なり、〔帳下〕幕下又は旌下といふに同じ、部下なり、

【義解】　晉書に曰く、胡威字は伯武、淮南郡壽春縣の人なり父の質は心忠淸なるを以て世に稱美せられ、魏に仕へて荊州の刺史と爲る、其の頃威は洛陽の都より荊州に往きて父の安否を問ふに、家貧しくして車馬も僮僕も無ければ、自ら驢馬に鞭ちて唯獨行くなり、旣にして至りて父の機嫌を問ひ、歸るときに父は一匹の絹を下されたり、威心中にフト疑念生じ若しや不正の品にてはあらざるかと、念の爲に問ひて曰く、大人は心淸くして高尙なり、此の絹は何處より得たるものな

帝聞、竝稱賈充女才色絕世、遂成婚、當時甚爲正直者所疾、而獲佞媚之譏、帝素知太子闇弱、恐後亂國、遣勗及和嶠往觀之、勗還盛稱太子之德、而嶠云太子如初、於是天下貴嶠而賤勗、

【字解】〔岐嶷〕岐は岐然として意に知る所あるなり、嶷は識るなり、其の容貌秀でて識別する所あるなり、岐嶷は幼年者の他に勝れて才智あるをいふ、〔從政〕政を執り行ふ資格なり、一國の大夫なり、〔律令〕法律命令なり、〔律呂〕六律六呂なり、音律なり、〔牛鐸〕牛に繫くる鈴なり、〔諧〕かなふなり、〔勞薪〕一度物に用ひて廢物となりたる木材を薪にしたるものなり、故木のまきなり、〔炊〕飯をたくなり、かしぐなり、〔膳夫〕料理人なり、〔故車脚〕廢車の輪なり、〔守尚書令〕守とは未だ本官に爲らずして假に任命せらるゝをいふ、〔機事〕宮中の大切なることなり、〔悵恨〕なげきうらむなり、〔鳳凰池〕中書省の異名なり又單に鳳池とも鳳閣ともいふ、中書省は宮中樞近の地に在りて、之に勤むる者は、多くは天子の寵遇を承けて、其の位を固守せるを以て鳳凰池といふなり、〔才色〕才智容色なり、〔絕世〕世に比類なく、すぐれたること、〔佞媚〕へつらひこぶるなり、

【義解】晉の荀勗字は公曾、潁川郡潁陰縣の人にして、漢の司空の爽の曾孫なり、幼年の頃より才識勝れて早く成人の風あり、十四五歲にして能く文章を綴り、長じて博く學びて國政を與る迄の資格に達す、晉の武帝魏の元帝の禪を受けて天子と爲り、荀勗を拜して中書監と爲し、これに侍中を加へ、尙著作郞をも管領せしむ、勗、賈充と共に律令を定め、既にして又音樂の事を掌り、六律六呂を修めて、竝に天下に頒布して遍く之を行はしめたり、初め勗道路に於て趙の賈人の手に繫けたる鈴の音の、如何にも音律に諧へるを聞きて之が聲音を耳朶に記憶したりしが、其の後樂事を掌るに及び、音韻の未だ調はざる所ありて、苦心すれど之が調子を合すに由なきなり、是に於て昔し聞き込める所の趙の賈人の牛の鈴を得たらんには必ず調へ諧ふなるべしといひて、遂に郡國に令を下して、凡ての牛の鈴を政府に送り届けしむ、數多き牛鐸の中より昔し聞きし所の鐸を得て終に音律を修め調へたりといふ、又或る時帝の御前にて飯を進むる時、其の坐に居合す人に謂て曰く、此の飯は故木のまきにて炊ぎたるものなりといふ、帝よつて試に料理人に問はしめしに、勗の云ひし如く、廢車の輪を薪として炊ぎたる飯なりといふ、かゝる些細なることまでにも研究したるに因つて世間にては皆其の明かなる智識に敬服せり、其の後假に尙書令に任命せらる、さて勗は此まで久しく中書省に在りて專ら宮中の大切なる事を管轄したりしに、是に至りて之を失ひしかば、甚だ落膽して歎きう

揚り振ひて糠を飛ばし去るなり、ひるなり、ヒと訓む、〔颺〕箕にて米を揚るなり、〔糠粃〕糠はぬかなり、粃は穀の實らぬものなり、もみがらなり、

【義解】 晉書に曰く、習鑿齒字は彦威、荊州襄陽郡の人なり、少年の頃より大志氣概ありて懦弱ならず、博く學びて徧く聞き、文章に達者なるより其の名當世に著はれたり、荊州の刺史の桓溫之を聞き召して從事と爲す、後に別駕に累遷す、桓溫出でて征伐すれば、鑿齒は或は之に從ひ、或は留りて守り、其の到る所に應じて其の職分を竭すなり、又大切なる場合に臨みては事々に成績を舉げざると云ふこと無し、又善く書翰に論議を記すに簡單明瞭なるを以て、溫甚だ器量あるものとして之を待遇せり、後に出でて滎陽太守と爲る、此の時桓溫帝位を簒はんとの望を起したれば、鑿齒は滎陽郡に在りて漢晉春秋といふ書を著し、正不正の名分を明にして溫の非望なる所以を指摘し、以て之をたちさばき正したり、其書は後漢の光武帝より筆を發して西晉の愍帝に至りて擱筆せり、後に徵されて國史の編纂を典りしが、中途にて卒去したり、鑿齒嘗て孫綽と共に道を歩みしに、綽は素より性質のさつぱりして戯談にて人をからかふ風ありければ、歩行中綽が前に在りて鑿齒を顧みて曰く、米をよなげば瓦石は後に殘るなりとて鑿齒を瓦石に譬へたり、鑿齒後より之に應じて曰く、箕にて米を揚れば糠粃は前に飛ぶなりとて綽を糠粃に譬へて言ひ反したりとぞ、

晉荀勗字公曾、潁川潁陰人、漢司空爽曾孫、岐嶷夙成、十餘歳能屬文、長博學、達於從政、武帝受禪、拜中書監、加侍中、領著作、與賈充共定律令、既掌樂事、又修律呂、並行於世、初勗於路逢趙賈人牛鐸、識其聲、及掌樂、音韻未調、乃曰、得趙之牛鐸則諧矣、遂下郡國、悉送牛鐸、果得諧者、又嘗在帝坐進飯、謂在坐人曰、此勞薪所炊、帝遣問膳夫、實用故事腳、舉世伏其明識、後守尚書令、勗久在中書專管機事、及失之甚悵恨、或有賀之者、勗曰、奪我鳳凰池、諸君賀我耶、初太子婚未定、勗與左衞將軍馮紞伺

ぜんとせる其の勞苦をも慰むることを得べしといふを稱美すといふ、叔父の安は道韞が特に此の句を稱美せるは、試に雅正の人の深く世の艱苦を思ふの趣きありと考へたり、又或る時一族の者共打ちつどひたるに、俄にして雪しば〳〵降りたれば、安又問を發して此の雪は何に似たるぞといふ、安の兄の子の朗といへる者は鹽を空中に撒き散したると稍似たりといふ、道韞旁よりそは未だ柳の絮の風に吹かれて飛ぶに似たりといふに若かざるなりといふ、安其の比喩の妙を得たるに驚き悅びたり、凝之の弟に獻之といふ人あり、或る時賓客と談議せしに、獻之の詞理しどろもどろに成りて將に言ひ詰まらんとす、道韞次の間に在りて之を聞き兼ね、下婢をして獻之に耳打ちせしめて曰く、小郞の爲に論鋒を挫かんと思ふと、早速青色の綾を張りたる衝立を立てゝ日隱をし、獻之が言ひ掛けし議論を引き受けて論辯せしに、衆客之を言ひ黑むること能はざりきとなり、

鑿齒尺牘　荀勗音律

晉書、習鑿齒字彥威、襄陽人、少有志氣、博學洽聞、以文筆著稱、荊州刺史桓溫辟爲從事、累遷別駕、溫出征伐、鑿齒或從或守、所在任職、每處機要、莅事有績、善尺牘論議、溫甚器遇之、出爲滎陽太守、時溫覬覦非望、鑿齒在郡、著漢晉春秋以裁正之、起漢光武終晉愍帝、後徵典國史、會卒、初鑿齒嘗與孫綽共行、綽性通率、好譏調、時綽在前、顧鑿齒曰、沙之汰之、瓦石在後、鑿齒曰、簸之颺之、糠粃在前、

【字解】〔尺牘〕尺は一尺なり、牘は書板なり、長さ一尺程の書翰なり、後漢以前は紙無ければ木板の一尺許なるに刀にて書して書狀と爲す、晉は已に紙ありたれども尙昔の習慣によりて手紙のことを尺牘といふ、後世も然り、〔有志氣〕大志氣槪ありて惰弱ならざるをいふ、〔洽聞〕物事を徧く聞き知れることなり、〔機要〕樞機肝要なり、大切なることなり、〔莅〕のぞむなり、〔績〕いさをしなり、〔器遇〕器量を重んじて待遇するなり、〔覬覦〕得んと欲することなり、のぞむなり、〔非望〕帝位なり、〔裁正〕斷ちさばきて正すなり、〔通率〕心胸廣くして洒落なること、さつぱりしたることなり、〔譏調〕戲談を言ひてからかふことなり、〔沙汰〕米を洗ひ淘ぎて細小の沙石を擇り棄つるなり、二字共にヨナグと讀む、〔瓦石〕役にも立たぬ沙石といふを、甚しく誇大に瓦石といへるは、此の人の譏調を見したる所なり、〔簸〕箕にて米を

女ながらも男に勝れる手腕ありて秦の大國に事へて謹み、又諸侯とも信交を結びて、隙を生ぜざらんことに腐心したれば、子の建が立ちてより四十餘年の間は、他國より兵戈の難を受けざりき、秦の昭王其の賢女なるを聞き、之を試さんとて、或る時使者をして兩の環の相貫ける玉を齊后に遺らしめて曰く、齊には智者多しと聞き及ぶ、此の環を二つに解き得るや否やと、后之を群臣に示して解き方を問ふ、群臣何れも其の方を案出すること能はざるなり、后はさも容易なりとの容子にて椎を引き寄せて之を撃ち破り、秦使に陳謝して曰く、謹みて之を解きたりとて其の破片を渡したりとなり、

晉王凝之妻謝氏、字道韞、聰識有才辯、叔父安嘗問、詩何句最佳、道韞稱吉甫作誦、穆如清風、仲山甫永懷、以慰其心、安謂有雅人深致、又嘗内集、俄而雪驟下、安曰、何所似也、安兄子朗曰、散鹽空中差可擬、道韞曰、未若柳絮因風起、安大悅、凝之弟獻之、嘗與賓客談議、詞理將屈、道韞遣婢白獻之曰、欲爲小郎解圍、乃施靑綾步障自蔽、申獻之前議、客不能屈、

【字解】〔聰識〕耳さとく智慧あること、〔才辯〕才能ありて辯舌に達者なること、〔詩〕詩經なり、〔吉甫作誦穆如清風仲山甫永懷以慰其心〕此は詩經大雅烝民の篇の終章の四句なり、烝民の篇は周の宣王が仲山甫の賢に任じて周室の中興を成したるを尹吉甫が美めて作りたる詩なり、故に末章に於て仲山甫が民を安泰にせんとせる辛勞を慰めんとせり、吉甫とは尹吉甫のことなり、誦を作すとは此の烝民篇を作りしをいふ、穆とは和ぐなり、清風とは清微の風にして萬物を長養するものなり、仲山甫とは周の忠臣樊侯なり、永く懷ふとは外に出で民を思ひて辛勞する所多きをいふ、慰とは安んずるなり、〔雅人〕雅正の人なり、〔深致〕奥深きおもむきなり、此處にては天下の人心を和ぐるといふ深き趣きを指す、〔内集〕一族のつどひなり、〔驟〕しばしばなり、〔擬〕なぞらふなり、〔柳絮〕柳の實の亂れ飛びて綿の如きものをいふ、〔小郎〕夫の弟なり、獻之を指す、〔解圍〕論鋒を挫かんとの意なり、〔青綾〕青色のあやぎぬなり、〔步障〕ついたてなり、

【義解】晉の王凝之の妻の謝氏は字を道韞といふ、耳さとくして智識博く、才能ありて辯舌に達者なり、叔父の安或る時詩經の中にて何の句が第一等佳きかと問ふ、道韞對へて大雅烝民篇の末の四句の尹吉甫が此の烝民篇を作りて歌へば、天下の人心を和ぐること、恰も和げる清風の吹き來りて萬物を養生するが如く、又仲山甫が永く外に出で民の辛苦を安ん

事をなすなり、母之を見て大いに喜び、此れこそ眞に吾が子を養育する所なれとて遂に其處を以て永久の住家と定めたり、孟子長じて學校に入り、休暇を得て家に歸れば、母其の學問の進歩を問ふ、孟子答へて學力以前と異なる所無しといふ、母之を聞き、孟子の勉學せざるを憤り、刀を以て現に織りつゝある織物を惜氣も無く、ブッツリとたち切りて曰く汝の學業を廢して勉めざるは、猶吾が斯の織物をたち切るが如し、何事にも中途にて廢すれば何等の得る所無きものぞと訓戒したり、孟子は母の嚴しき教に驚き懼れ、是れよりは旦夕に學問に勤め勵み、子思を師として事へ、遂に世に名高き儒者となりにけり、是に依つて世の君子は孟母を評して人の母たるの道を能く知りたる人なりと稱譽せりとなり、

齊后破環　謝女解圍

戰國策曰、齊閔王遇弑、其子法章變姓名、爲莒太史家庸夫、太史敫女、奇其狀貌、以爲非常人、憐而常竊衣食之、與私焉、法章立、是爲襄王、以太史氏女爲王后、襄王卒、子建立、后事秦謹、與諸侯信、以故建立四十餘年不受兵、秦昭王嘗使使者遺后玉連環、曰、齊多智、解此環不、后以示群臣、群臣不知解、后引椎椎破之、謝秦使曰、謹以解矣、

【字解】〔齊閔王遇弑〕周の赧王三十年に齊の閔王宋を滅して心驕る、三十一年燕王樂毅をして上將軍と爲し、秦魏韓趙の兵を率ゐて齊を伐つ、齊の師大敗し、閔王遂に宰相の淖齒に鼓里に於て弑せられしをいふ、〔庸夫〕庸は傭と通ず、庸夫はやとひをとこなり、〔與私〕私通するなり、〔法章立〕周の赧王の三十二年に齊人が宰相の淖齒を殺して閔王の子の法章を立てたるをいふ、〔玉連環〕兩環相貫きたる玉なり、〔椎〕つちなり、〔椎破〕撃ちやぶるなり、初めより解くべからざるやうに造りたる玉の環なれば、撃ち破るより外に仕方無きなり、齊后躊躇せずして之を椎破せるは決斷に富めるなり、

【義解】戰國策に曰く、齊の閔王戰敗して其の臣に弑せられ、其の子の法章は姓名を變へて、莒の太史の家に傭はれて下男に住み込みたり、太史敫の女は、法章の顏貌を不思議として、之は必ず常人に非ずと思ひ、之を憐みて常に父の內證に衣を與へ食物を供へなどして心附けする內に、何時しか戀に落ちて私通す、其の後法章齊人に迎へられ立ちて齊王と爲る、是れ卽ち襄王なり、法章齊王と爲りしかば、太史氏の女を迎へて王后と爲す、襄王卒して子の建位に卽く、襄王の后は

し、漢王は徳望器量勝れたる人なれば必ず天下を統一すべし、老母が故を以て二心を持ちて項羽に反應すること毋れ、或は老母が愁に生存せるを以て彼が未練を殘すこともあらんかと恐るれば、今死を以て使者を送らんと云ひ終りて、直に劍にて自害したりといふ、

古列女傳、鄒孟軻母、其舍近墓、孟子少嬉遊爲墓間之事、孟母曰、此非吾所以居處子也、乃去舍市傍、其嬉戲、乃賈人衒賣之事、又曰、此非吾所以居處子也、復徙舍學宮之旁、其嬉戲乃設俎豆、揖讓進退、孟母曰、眞可以居吾子矣、遂居、及孟子既學而歸、孟母問學所至、孟子曰、自若也、孟母以刀斷其織曰、子之廢學、若吾斷斯織也、孟子懼、旦夕勤學不息、師事子思、遂成名儒、君子謂、孟母知爲人母之道、

【字解】〔軻親〕孟軻の母親なり、〔嬉遊〕戲れ遊ぶなり、〔墓間之事〕葬送埋骨の事より哭泣踊躍の仕方等をいふ、〔居處〕をりばしよとするなり、おくなり、〔賈人〕家に居て物を賣買する人なり、あきうどなり、〔衒賣〕衒は自媒と訓じて、己れと己れの品物を良きやうに言ひ觸らして賣らんとするなり、てらひうるなり、〔學宮〕學校なり、〔俎豆〕二物共に祭器なり、俎は方にして肉を盛るもの、豆は圓にして菜を盛るものなり、〔揖讓〕揖は拱きて行ふ禮なり、讓は謙退するなり、揖讓は揖禮を行ひてへりくだるなり、〔自若〕猶前の如しといふに同じ、〔斷織〕織りつゝある織物をたち切るなり、本文に斷織とせずして斷機とせるは、上文の伏劍の劍と對せんが爲と、韻字の都合にて機と改めたるなり、機は織物を織るべきはたなり。

【義解】 古列女傳に曰く、魯の鄒鄉の孟軻の母の家は、墓場に近き所にありければ、孟子のまだ年幼かりし時の戲れ遊には、常に葬送埋骨又は哭泣踊躍などの墓場にて行ふ眞似事のみするを以て、母は此れは吾が子を養育する所に非らずと思ひ、其處を去りて市の傍に家を構へたり、其處にての孟子の戲れ遊には、商賈の惡き品物をも自ら善きやうに言ひ立て、賣りつくる眞似事をなすなり、母之を見て此處も此れ吾が子を養育する所に非ずと思ひ、復其處を去りて此度は學校の傍に引き徙りたり、其處にての孟子の戲れ遊には、祭祀に用ふる俎豆の禮器を陳べ、揖禮を行ひ謙遜して進退するの眞似

告歸、帝東巡、乃幸均舍、勅賜尙書祿、以終其身、時號爲白衣尙書、

【字解】〔黃老〕黃帝老子なり、〔公車〕署の名なり、後漢の光武帝が賢良方正を召して公車門にて試驗するを御覽ありてより徵召の署となる、〔尙書祿〕每月七十石なり、〔白衣尙書〕白衣は庶人の衣なり、衣冠は庶人のまゝに祿のみ尙書なりとの意なり、

【義解】後漢の鄭均字は仲虞、東平郡任城縣の人なり、少年の頃より黃帝老子の書を好みて道術に達したり、肅宗の建初中に直言を進むる官に擧げらるれども詣らず、後公車署にて特に徵れて仕官し、再び尙書に遷り、數〻忠言を納れて上を諫めたれば、肅宗之を嘉納して其の材を重ぜられたり、後、官を退き御暇を告げて故鄕に歸る、章帝東に巡幸せらる、時、均が宅舍に臨幸ありて特に勅命を下して尙書の祿を賜ひて其の一生を安樂に過さしめたり、時人之を號して白衣の尙書といへりとぞ、

陵母伏劍　軻親斷機

前漢王陵沛人、高祖起、陵亦聚黨數千人、及高祖擊項羽、迺以兵屬漢、羽取陵母置軍中、陵使至、則東向坐陵母、以招陵、陵母私送使者泣曰、爲妾語陵、善事漢王、漢王長者、母以老妾故持二心、妾以死送使者、遂伏劍而死、

【字解】〔陵母〕王陵の母なり、〔東向坐〕喪禮に男子の屍は西向に、婦人の屍は東向にするなり、今陵の母を東に向けて坐せしむるは之を殺さんことを示せるなり、〔招陵〕項羽が王陵を從へんとて招くなり、〔長者〕德望器量勝れたる人の稱なり、大人に同じ、〔老妾〕老母といふに同じ、〔伏劍〕劍を以て自害することなり、

【義解】前漢の王陵は沛の人にして漢の高祖と同鄕なり、高祖の兵を起す時には王陵も亦可なりの勢力ありて徒黨六千人を聚めて南陽に據り、肯て沛公に從はざるなり、其の後高祖が秦を破り、次で楚の項羽を擊つに及び、其の前途を察し、遂に手兵を率ゐて漢王に從ひたり、項羽も陵が豪俊を知るを以て、何とかして之を手下に服けんとて、陵の母を人質に取りて其の軍中に置きて陵を釣れり、或る時陵の使者項羽の陣中に至れば、項羽は陵の母を東向に坐せしめ、殺す眞似をして陵の味方に附かんことを望めり、其の夜陵の母は密に使者を見送りて涕を流して曰く、汝歸らば妾が爲に陵に語れよ、今の時に當りては漢王を措きて他に事ふる人無かるべ

【義解】後漢の趙溫字は子柔、蜀郡成都の人なり、初め仕官して京兆郡の丞と爲りしが其の職未だ溫の才力を揮ふに足らざるを以て、歎じて曰く、大丈夫は、常に雄鳥の高く飛び上るが如く高位高官に就くべきものなり、安んぞ雌鳥の低く地に伏するが如く下位小官に甘んぜんやと、遂に丞官を棄て、退きたり、其の後或る歳五穀豐ならずして世上饑ゑ死にする者多數ならんとしければ、溫は家に蓄へ置きたる糧食を盡く散じ施して困窮者を救ひて一萬餘人の命を活かしたり、獻帝の董卓に欺かれて都を西の方長安に遷すに及び、遂に三公の一に出世したりとなり、

枚乘蒲輪　鄭均白衣

前漢枚乘字叔、淮陰人、爲吳王濞郎中、王謀爲逆、乘奏書諫、王不用、卒見禽滅、乘由是知名、景帝召拜弘農都尉、乘久爲大國上賓、與英俊竝游、不樂郡吏、以病去官、復遊梁、及孝王薨、歸淮陰、武帝卽位、乘年老、迺以安車蒲輪徵乘、道死、

【字解】〔禽滅〕吳王擒はれ、其の國滅びしをいふ、〔大國上賓〕梁國の賓客と爲りしことをいふ、〔安車〕安坐して乘らるべき車なり、〔蒲輪〕蒲にて車輪を裹み、震動せざる樣にするなり、多く老人の乘る車に用ふ、

【義解】前漢の枚乘字は叔、楚の淮陰郡の人なり、初め吳王濞の郎中と爲りしが、吳王反逆せんと謀りたれば、乘其の不正を難じて書を上りて之を諫む、されど王は之を用ひざるを以て乘は此處を去りて梁に行く、後に吳王は乘の諫を用ひざりしを以て身は擒はれ其の國は滅ぼされたり、是に由つて乘の非道に與みせざりしは正義の人なりとて其の名世上に弘まりぬ、景帝此の評判を聞き召して弘農郡の都尉に拜す、されど乘は久しく梁國の上賓と爲りて梁の英俊豪傑と交際したる者なれば、一郡の小吏たるを樂まず、病に託けて其の官を去り、再び梁に遊歷す、梁の孝王の薨ずるに及び、復故鄕の淮陰に歸りぬ、漢の武帝の位に卽きし頃は乘の年既に老いたれば、武帝之を召すに安車蒲輪を以て之を勞はりたり、されど長安に到る道中にて終に死にたりといふ、

後漢鄭均字仲虞、東平任城人、少好黃老書、建初中、擧直言、不詣、公車特徵、再遷尚書、數納忠言、肅宗重之、後

殺二貴人一而陷レ竦以二惡逆一死二獄中一、和帝立追二封襃親愍侯一、

【字解】〔閉レ門〕門戸を閉ぢて閑靜にするなり、〔亂臣〕君を弑するの臣なり、〔賊子〕父を害ふ子なり、〔竊位〕竊は盜むなり、位を盜むとは其の位に居て其の務をなさゞるをいふ、〔素餐〕素は空きなり、餐は食ふなり、空しく食ふとは俸祿を受けながら其の職を盡さゞるをいふ、〔鬱鬱〕志を得ずして氣の結ぼるゝ貌なり、〔廟食〕廟にて祭祀せらるることなり、〔辟命〕命を下して徴し出すなり、〔貴人〕女官の名なり、〔小貴人〕妹の貴人なり、〔譖殺〕詐り誣ひて殺すなり、

【義解】後漢の梁竦字は叔敬、安定郡烏底縣の人なり、門戸を閉ぢて閑靜にし、自ら志を養ひ、聖賢の書を讀むを娯とし、書數篇を著して七序と名づく、當時有名なる學者の班固之を見ていたく之を稱へて曰く、昔、孔子が春秋の書を著したるを以て君を弑し父を害なふ者は懼れたり、今、梁竦が七序出でて徒に其の位を盜みて其の務をなさず、空しく俸祿のみを受けて其の職を盡さゞる者は慙づと評したり、竦は元來才能ありて自滿すれども、未だ嘗て之を適用するの機會を得ざれば、心氣結ぼれて意を遂ぐること能はざるなり、或る時高き處に登りて遙に遠方を眺め望み歎息して曰く、大丈夫の世に處するや、生れ出でては當に諸侯となるべく、死に去りては當に生前の功勳によりて廟にて祭祀せらるべきなり、如し此の事協はずんば、寧ろ閑靜に世を過して自ら志を養ふべく、詩書を讀みて自ら娯みとなすに若かざるなり、一州一郡の刺史太守と爲るとも、其の職は徒に人の形を勞するのみにて、吾が器量には適せざるなりといへり、其の後朝廷より命を下して之を徴し出したれども遂に官に就かざりき、肅宗帝竦の二女を納れて寵愛す、姉妹共に貴人の官に登り、妹の貴人は建初四年に和帝を生む、竇皇后之を養ひて我が子と爲す、時に竇氏の面々は梁氏の女、皇子を産みしより、次第に志を得て竇氏の害と爲らんことを恐れ、遂に二人の貴人を詐り誣ひて殺害し、加之竦に反逆の心ありと陷れて獄舍に繫ぎ、遂に之を殺したり、後和帝位に即き、竦の無實の罪なりしを知り、襃親愍侯と追封したりといふ、

後漢趙溫字子柔、蜀郡成都人、初爲二京兆郡丞一、歎曰大丈夫當二雄飛一、安能雌伏、遂弃レ官去、歲饑、散二家糧一振二窮餓一、所レ活萬餘人、獻帝西遷、遂爲二三公一、

【字解】〔雄飛〕をどりの高く飛び上るが如く高位高官に升るをいふ、〔雌伏〕めどりの低く地に伏するが如く下位小官に甘んずるをいふ、〔家糧〕家に蓄へ置きたる糧食なり、〔振〕救ふなり、〔窮餓〕窮困して餓ゑ死に迫まる者なり、〔西遷〕董卓に欺かれて都を西の方長安に遷すをいふ、〔三公〕後漢の三公は大尉、司徒、司空なり、

董卓既誅、拜城門校尉、

【字解】〔北州〕幽州なり、〔榜〕告示板なり、〔倍輸〕金錢を倍額にして納むるなり、〔阿保〕傅母に同じ、めのとなり、〔叚熲等〕叚熲、樊陵、張溫等なり、〔議者〕世上の評判なり、〔銅臭〕錢の臭なり、錢は銅にて造る、故にいふ、此は錢を官に輸び納れて官爵を得たる人を嘲る語なり、

【義解】 後漢の崔烈は涿郡安平縣の人也、北方の幽州に人と爲りしかど、夙に重き名ありて郡の太守及び九卿の位を歷たり、靈帝の時、綱紀弛びて振はず、諸官に登用するに才德を以てせずして金錢を以てす、故に鴻都門を開放し、告示板を出して官爵を賣り、公卿より以下夫々納金に差等を附け、富める者は先づ錢を納めて然る後に官に任じ、貧しき者は先づ官に到りて後に規定の納金の倍額を輸び入れ、或は天子の側近に常に侍べる者又は乳母などに依賴して自ら望の官に就きなどするなり、此の時叚熲等は功勳名譽ありて當然高位高官に登るべきに、然も皆先づ金錢を納めて後三公の位に登りたるなり、烈も亦傅母に因りて錢五百萬を入れて司徒と爲れり、或る時其の子鈞に問ひて曰く、吾れ三公の一に居るが世上の評判は如何なるぞやと、鈞曰く、大人は少年の頃より英俊の聞えありて、九卿郡守の位を歷來れば、世人は當然三公と爲るべしと思へり、しかるに今其の位に登りたるを見て、天下の人は皆其の望を失へりと、烈曰く、そは如何なる理なるかと、鈞曰く、世間にては大人が錢五百萬を納れて三公となりしを銅臭ありとして之を嘲ればなりといふ、後に大尉に拜せられ、董卓の既に誅せられし後に城門校尉に拜せられたり、

梁竦廟食　趙溫雄飛

後漢梁竦字叔敬、安定烏氏人、閉門自養、以經籍爲娛、著書數篇、名曰七序、班固見而稱曰、孔子著春秋而亂臣賊子懼、梁竦作七序而竊位素餐者慙、竦自負其才、鬱鬱不得意、嘗登高遠望、歎息言曰、大丈夫居世、生當封侯、死當廟食、如其不然、閑居可以養志、詩書足以自娛、州郡之職徒勞人耳、後辟命不就、肅宗納其二女、皆爲貴人、小貴人生和帝、竇皇后養以爲子、諸竇恐梁氏得志、爲己害、遂譖

を傷み歎き、姓名を隱して錢神論といふ文章を作りて世間を諷刺したり、其の略に同く、世人の錢を親しむこと肉身の兄の如くにして、此に字して孔方といへり、かく世人の之を重寶がるも尤も至極なり、之を失へば貧しく弱り、之を得れば富み昌え、翼無きに遠方に飛び、足無きに迅速に走り、之を以て武くきびしき顏をも和げ、不平によりて發き難き口をも開くなり、錢多き者は老若の別無く前に坐し、少き者は後に居る、凡て錢の人を助くる所は吉にして不利なる所無き也、故に何を苦みて必ずしも書を讀み聖賢の道を修めて然る後に富貴とならんや、專心錢を蓄ふるに若かざるなり、錢さへあれば何事も成るものなり、例へば昔時漢の高祖の微賤の時、空事に萬錢を贈ると版に記しても呂公を悅ばしたるなり、又蕭何が高祖に贈るに他の者より二百文多かりしとて、二千戶の增封を受けたることあり、又卓文君が父の王孫より錢十萬を得て布の衣裳を解きて錦と繡との立派なるに更へ、其の夫の司馬相如は犢鼻褌を解きて高き蓋ある車に乘りて官は尊くなり名は顯はれたるが如きも、皆是れ金錢の致す所なり、故に錢あれば德無くとも尊く、勢無くとも赫赫の威を具へ、天子の金門を押し開き、紫闥にも入りぬべし、又危難を救ひて安泰ならしむべし、死なねばならぬ者をも活かしむべく、貴き者をも賤しからしむべく、生くる者をも殺さしむべし、故に諺に錢は耳無けれども鬼神を使ふべしといへり、凡て今時の人は唯錢さへあれば何事も成し就ぐる者とのみ思へりとて、當時の晉の上下擧つて金錢を尊びて道義を卑める風俗を反對に之を贊して暗々裏に之を諷刺せるなり、故に當時の風習を疾める者は好みて其の文を傳へて愛讀したり、其の後褒は何處にて相果てしか之を知る者無かりき、

後漢崔烈涿郡安平人、有重名於北州、歷郡守九卿、靈帝時、開鴻都門、榜賣官爵、公卿以下皆有差、富者先入錢、貧者到官而後倍輸、或因常侍阿保別自通達、是時段熲等、雖有功勳名譽、然皆先輸貨財而後登公位、烈因傅母入錢五百萬、爲司徒、嘗問其子鈞曰、吾居三公、於議者如何、鈞曰、大人少有英稱、歷位卿守、人謂當爲三公、今登其位、天下失望、烈曰何爲然也、鈞曰、論者嫌其銅臭、後拜大尉、

傷時貪鄙、乃隱姓名、而著錢神論、以刺之、其略曰、親之如兄、字曰孔方、失之則貧弱、得之則富昌、無翼而飛、無足而走、解嚴毅之顏、開難發之口、錢多者處前、少者居後、錢之所祐、吉無不利、何必讀書、然後富貴、昔呂公欣悅於空版、漢高克之於嬴二、文君解衣裳而被錦繡、相如乘高蓋、而解犢鼻、官尊名顯、皆錢所致、無德而尊、無勢而熱、排金門而入紫闥、危可使安、死可使活、貴可使賤、生可使殺、諺曰、錢無耳可使鬼、凡今之人、唯錢而已、疾時者傳其文、後莫知所終、

【字解】〔貧素〕貧賤にして質朴なることなり、〔元康〕惠帝の年號なり、〔綱紀〕大小の法規なり、〔貪鄙〕貪慾にして鄙劣なるなり。〔錢神論〕錢は無情のものなれども、鬼神の如き效を見すものなることを論じたる文なり、〔孔方〕錢に四角の孔あり、故にいふ、〔嚴毅〕武くきびしきことなり、〔祐〕たすくるなり、〔呂公欣悅於空版〕此の故事は載せて漢書高帝紀に在り、單父城の呂公といふ人、時の亂を避けて身を沛縣の令に寄せて其の客分と爲る、沛中の豪傑皆令官に大切の客ありと聞きて、皆往きて賀を呈するなり、時に蕭何會計係と爲りて件の豪傑より進むる所の會禮の錢を司り、諸大夫に令して千錢に滿たざる者は堂下に据ゑんと云ふ、折しも高祖は此の時僅に亭長の役を勤めて極めて微賤なれども已に諸吏を輕んじ居たれば、身に一錢を持たざるに、會費萬錢を進めんと版に空事を記して案内を請ひたれば其の萬の字に驚き、呂公は席を離れて出迎ひ大いに欣悅せしとなり、〔漢高克之於嬴二〕此の故事は載せて漢書蕭何傳に在り、克は他に勝るなり、よくするなり、嬴は餘なり、二は二百錢なり、高祖のまだ微賤たりし時、役に咸陽に行くに、吏皆錢三百文を贈りて餞別するに、蕭何獨五百文を贈れり、後高祖志を得て、何を封ずるに他の者より民屋二千戶を增益して二百錢餘計に贈られし恩に報いたりとなり、〔文君相如〕文君當壚に出づ、〔熱〕勢威の赫赫たるをいふ、富貴を炎熱といふは貧賤を寒涼といふに對するなり、〔排〕押し遣るなり、〔金門紫闥〕共に天子の門なり、

【義解】　晉書に曰く、魯褒字は元道、南陽の人なり、學問を好みて物事に博く、貧賤なれども質素正直を以て自ら身を立てたり、惠帝の元康年間より以後は、朝廷の大小の法規亂れて賄賂公行す、褒は時人の貪慾にして鄙劣なる風の行はるゝ

父の末の弟なり、〔嫡母〕父の本妻なり、〔不二之禮一〕秀の母を禮遇せざるをいふ、〔嘗〕常なり、〔餽〕食物なり、〔爲レ之〕秀の爲なり、〔母曰〕秀の實母なり、〔遂止〕二度と秀の母をして餽を供へしめざるをいふ、〔領袖〕えりとそでなり、えりとそでは衣の主要なる所なれば、衆人の主位に立ちて儀表となるべき者に喩ふるなり、〔洽聞〕洽は徧きなり、博きなり、洽聞は徧く物事を聞き知るなり、〔祕府〕天子の文庫なり、〔廣輪〕東西を廣といひ、南北を輪といふ、〔方邪〕國の形が四角なるか四角ならざるかを辨ずることなり、〔迂直〕境界線の曲がれるか直きかを辨ずることなり、

【義解】　晉の裴秀字は季彥、河東郡聞喜の人なり、少年の頃より學問を好み、風采節操ありて常人に異なる所あり、八歳の時より能く文章を綴る、當時叔父の裴徽は名高き人にて賓客常に甚だ衆く、季の年十二三歳の頃、徽に詣る賓客は必ず秀の許に立ち寄りて其の秀才を愛づるなり、されど秀の實母は賤しき妾なれば父の本妻の宣氏は秀の母を禮遇せざるなり、故に賓客の來る毎に秀の母をして食物を客に進めしめて召使の如く取り扱ふなり、賓客はこれを見て皆秀の爲に起ちて秀の母に慇懃を盡すなり、母謝して妾元より微賤なること此の如し、今諸賓より此のやうなる敬禮を受くるも、當に是れ皆小兒が爲めの故なるべしと曰へり、宣氏も之を知りて此くては賓客に勢をかけて失禮なりと思ひ、其れより二度と秀の母をして餽を進めしめざるなり、時の人之が爲に評判して曰く、後學の手本となるべき裴秀ありと、武帝の時に司空と爲る、秀は儒學に達して徧く物事を聞き知り、心を政事に留めて天下を安寧にせんと心掛けたり、因つて其の職地官に在るを以て禹貢地域圖といふを作製して之を天子に差し上げたり、朝廷之を調べて後世に傳ふべきものと認め、之を天子の文庫に藏めたり、さて其の製圖の體裁に六つの格式あり、第一に分率といふは、地圖を製作する根本義にして、先づ東西南北の經緯の度を量ることをいふなり、第二に準望といふは、一國を主とすれば、其の四方を望みて、甲は東に在りとか、乙は西に位すとか丙は南に接するとか、丁は北に隣るとかの形體を正すをいふ、第三に道里といふは、彼より此に至る間の里數を定むるをいふ、第四に高下といふは土地の高低を測量するをいふ、第五に方邪といふは、國の形の四角か長きかを辨ずるをいふ、第六に迂直といふは、國境線の曲がれるか直ぐなるかを明かにするをいふなり、此の六つの格式は單に地圖を制するのみならず、之に因つて此の土地は農桑に適するとか彼の土地は商業に便なるとかの宜しきを制定することを得るなり、是れ此の六つの格式を定めて天下の土地の平夷險峻の異なる所を校へ明かにする所以なり、

魯褒錢神　崔烈銅臭

晉書、魯褒字元道、南陽人、好學多聞、以貧素自立、元康之後綱紀大壞、褒

て人を殺さしむ、膺は恰も河南の尹たれば之が罪科を糺して死罪に處分せり、張成の弟子之を惡み恨みて上書して、膺等は共に部類徒黨を組みて朝廷を誹るなりと告げたり、桓帝非常に怒りて黨人を追ひ捕へて膺等を獄舍に收めたり、其の後赦され鄕里に歸り、一生涯仕官の出來ざる身分とせられたり、而るに黨錮の名籍は猶朝廷に書き遺されたり、是に由つて天下中の人人は相共に此等の黨人を稱譽し、名士に稱號を奉りて次の如く云へり、最上を三君といひ、其の次を八俊といひ、又其の次を八顧八及八廚といひて、古の八元八凱に擬へたるなり、さて膺が司隸校尉に拜せられたる時の權威は非常なるものにて諸の黃門常侍は皆身を屈め、荒息を呼吸ずして敬愼の意を表し、五日目每の休日にも敢て役所より出でずして務むるといふ有樣なり、此の時朝廷の大小の法規は崩れ壞れて、百官有司一人として規律を守る者無けれども、膺は獨一層際立ちて威稜を持ち、己が聲聞名譽を自慢して高ぶり、他人を眼下に瞰下すを以て從つて親しく交はる士なきなり、しかるに士若し膺の愛顧を蒙りて容易く交際し得るなれば、世上之を稱して龍門に登るといひて名譽となしたり、靈帝の時宦者の曹節といへる者有司に諷して前に赦されたる黨人を悉く捕へんことを奏したれば、皆又獄に繫がれて遂に獄中にて殺されたりといふ、

晉裴秀字季彥、河東聞喜人、少好學

有風操、八歲能屬文、叔父徽有盛名、賓客甚衆、秀年十餘歲、有詣徽者、出則過秀、秀母賤、嫡母宣氏不之禮、嘗使進饌於客、見者皆爲之起、母曰、微賤如此、當應爲小兒故也、宣氏知遂止、時人爲之語曰、後進領袖有裴秀、武帝時爲司空、秀儒學洽聞、留心政事、以職在地官、作禹貢地域圖、奏之、藏於祕府、制圖之體有六、一曰分率、所以辨廣輪之度、二曰準望、所以正彼此之體、三曰道里、所以定所由之數、四曰高下、五曰方邪、六曰迂直、此六者、各因地而制宜、所以校夷險之異、

【字解】〔風操〕風采と節操となり、〔屬文〕文章を綴るなり、〔叔父〕

歟が徒黨を組みて政道を譏り議したることをいふ、「流言」根本無くして浮流する言なり、世間の取り沙汰なり、ねなしごとなり、「相褒重」互に褒め合ふなり、「模楷」法則と爲るものなり、手本なり、模楷共に木の名なり、模は始めて周公の墓の上に生じ、其の葉春は青く夏は赤く、秋は白く、冬は黒く變じて、四時の正色に合ふといふ、楷は始めて孔子の冢の上に生じ、其の枝幹直にして曲がらずといふ、故に此の二木の正色と直條との義を取りて物の法則の意と爲す、「彊禦」暴虐の臣なり、「俊秀」千萬人に秀でたるものなり、「風角」角は隅なり、四方の隅より起る風を候ひて吉凶を知ることなり、「按」罪科を取り糾すなり、きはめたゞすなり、「其弟子」張成の弟子なり、「部黨」部類徒黨なり、「誹訕」そしるなり、「震怒」雷の震ふ如く非常に怒るなり、「逮捕」逮は及ぶなり、逮捕は辭の及ぶ所まで捜索して追ひ捕ふるなり、「禁錮」仕官の途を禁じ塞ぎて再び仕ふることを得ざらしむるなり、「王府」朝廷に同じ、「海内」天下中なり、「標榜」猶稱揚すと云ふが如し、「三君」君は一世の宗として尊ぶ所、君主の如しといふに同じ、三君は竇武、劉淑、陳蕃の三人なり、「八俊」俊は英才なり、八俊は李膺、荀昱、杜密、王暢、劉祐、魏朗、趙典、朱寓の八人なり、「八顧」顧は己が德行を以て人の行爲を顧みて能く之を善に引き導く者をいふ、八顧は郭林宗、宗慈、巴肅、夏馥、范滂、尹勳、蔡衍、羊陟の八人なり、「八及」及は能く人を教導するを以て、人之を追蹤して宗主となさしむる者をいふ、八及は張儉、岑晊、劉表、陳翔、孔昱、范康、檀敷、翟超の八人なり、「八廚」廚は庖廚にて人を養ふ料理を爲す如く、財を施して人を救ふ者をいふ、八廚は度尙、張邈、王考、劉儒、胡母班、秦周、蕃嚮、王章の八人なり、「八元」元は善なり、昔し高辛氏に才子八人あり、卽ち伯奮、仲堪、叔獻、季仲、伯虎、仲熊、叔豹、季狸なり、「八愷」愷は和なり、昔し高陽氏に才子八人あり、卽ち蒼舒、隤敳、檮戭、大臨、尨降、庭堅、仲容、叔達なり、「鞠躬」身を屈めて敬するなり、「屏レ氣」屏は藏むるなり、屏氣は息を藏めて顯に出さざるなり、謹愼の態度にいふ、「休沐」五日毎の休日なり、此の休日に官より家に歸りて沐浴するによつていふ、「頽陁」崩れ壞るゝなり、「風裁」一層際立ちて威稜あるをいふ、「容接」容易に交るなり、「登二龍門一」絳州の龍門縣に龍門と名つくる激流の難處あり、水勢險惡なれば魚鼈の類能く之に登る者無し、若し登り得れば龍と爲ると言ひ傳ふ、李膺の門を龍門に喩へ、能く其の門に入りて膺の容接を得たる者は魚の龍に化するが如く名譽なりとの意なり、

【義解】 後漢の李膺字は元禮潁川郡襄城縣の人なり、性人を疏略にして世に高ぶり、人と交り接することをせざるなり、孝廉の科に擧げられ優等の成績にて及第し、官に仕へて河南尹に遷る、時に黨議の起るに及び、據り所も無き世間の取沙汰流行して、轉じて大學に迄入り來り、諸生三萬餘人の者共も、徒黨を組みて時政を批判し、其の中にも郭林宗と賈偉節とは其の首領株となり、李膺と陳蕃と王暢とは更る〴〵互に褒め重んじ合ひ、外に向ひては要路の人人を諷示せり、故に大學中の諸生相語りて曰く、天下の手本となる李元禮、暴虐の臣をも畏れざる陳仲擧、天下の秀才と呼ばるゝ王叔茂とて之を稱美せり、時に張成といへる者ありて四方の隅より吹き來る風を候ひて人の吉凶を知ることを善くし、近き將來に必ず大赦あるべきことを推し量り占ひたれば、我が子をし

判の耳聽の病を病む者は誰たるかといふ、仲堪是に於て現在に父の奇病を言ひて死後に父の恥を晒すに忍びず、さりとて帝の問に對へざるべからずとて、涕を流し起ち上りて惟臣は進退維れ窮れりとのみいへり、帝もそれと悟りて由なき人に物問ひしものかなと愧ぢ給へりとなり、さて仲堪は能く老莊の虛無淡泊の言を吐き、毎に三日の間老子の書を讀まざれば、舌の根何と無く強く固まる心地こそすれと云へり、其の無爲自然の理を談ずるは時の韓康伯と名を齊くせり、其の後天子の旌表を假りて江陵に謀反を起したる桓玄を討伐せんとて出發したりしが、遂に桓玄が追兵に逼り殺されたりといふ、

元禮模楷　李彥領袖

後漢李膺字元禮、潁川襄城人、性簡亢、無所交接、舉孝廉高第、遷河南尹、及黨議起、流言轉入大學、諸生三萬餘人、郭林宗、賈偉節爲其冠、竝與膺、陳蕃、王暢、更相褒重、學中語曰、天下模楷李元禮、不畏彊禦陳仲舉、天下俊秀王叔茂、時張成善風角、推占當赦、敎子殺人、膺按殺之、其弟子上書告、膺等共爲部黨、誹訕朝廷、桓帝震怒、逮捕黨人、收執膺等、後赦歸田里、禁錮終身、而黨名猶書王府、由是海內共相標榜、指名士爲之稱號、上曰三君、次曰八俊、八顧、八及、八廚、猶古之八元八凱也、膺拜司隸校尉、諸黃門常侍、皆鞠躬屏氣、休沐不敢復出宮省、是時朝廷綱紀頹阤、膺獨持風裁、以聲名自高、士有被其容接者、名爲登龍門、靈帝時、曹節諷有司奏捕前黨、皆死獄中、

【字解】〔簡亢〕人を疏略にして世に高ぶるをいふ、〔交接〕交際なり、〔孝廉〕科目の名なり、〔黨議〕後漢の靈帝の時、范滂、李膺、郭泰等多人

短所は言はずとも自ら見るゝなり、其の後王戎に代りて尙書令と爲る、始め王戎廣の人と爲りを知りて之を宮に薦め、廣は終に戎に代りて其の位を踐みたれば、時人は戎の人を知りし廣の適材とを褒めたりといふ、

晉殷仲堪陳郡人、父師晉陵太守、初師病積年、仲堪衣不解帶、躬學醫術、究其精妙、執藥揮涙、遂眇一目、居喪毀、以孝聞、孝武帝召爲中庶子、甚相親愛、其父嘗患耳聰、聞牀下蟻動、謂之牛鬭、帝素聞之、而不知其人、至是問仲堪曰、患之者爲誰、仲堪流涕而起曰、臣進退維谷、帝有愧焉、仲堪能清言、毎云、三日不讀道德論、便覺舌本閒彊、其談理與韓康伯齊名、後假節鎭江陵、爲桓玄追兵逼殺、

【字解】〔精妙〕精密微妙なり、〔執藥〕藥品を調劑煎進するをいふ、〔揮涙〕なみだを振ひ拭ふなり、〔眇〕偏盲なり、かためなり、〔毀〕瘠せ衰ふるなり、ヤスと訓む、〔耳聰〕耳の餘りに聞え過ぐる奇病なり、〔牛鬭〕牛の角つきなり、〔進退維谷〕谷は窮るなり、如何とも爲す能はざることなり、此處にては仲堪は父の異病を言ふに忍びず、さりとて帝の問には對へざるを得ず、如何とも爲す能はざる所以なり、〔帝有愧焉〕帝は問ふ可からざる人に問ひて氣の毒の思を爲さしむ、よつて愧づるなり、〔淸言〕淸談に同じ、虛無恬澹の說を吐くこと、〔道德論〕老子の道德經なり、〔彊〕强く固まるなり、コハキと訓む、〔假節〕天子の旄じるしを借るなり、

【義解】　晉の殷仲堪といふ人は陳郡の生にして、父の師は晉陵郡の太守たりき、初め師年久しく病に臥したれば、仲堪は夜中と雖帶をも解かず介抱し、遂には父の病を治さんと思ひて醫術を學び、其精密微妙の處まで究め盡したり、父の病再び起つ可からざるを見るや、涕泣止め難く、嘗て藥を調合して進めんとし誤りて其の手にて涙を拭ひ、遂に其の藥品の爲に一目をかためにしたり、かゝる孝行なる者なれば、父の喪に居ても悲み悼みて瘠せ衰へたりといふ、孝武帝之を聞き、召して宮中の中庶子と爲して他の者より取り分け親しく愛したり、是れより先き堪の父師嘗て耳の餘り聞え過ぐるといふ奇病を患ひて、牀下の蟻の動くをも牛の角つきかと思ふ程擾々しく聞ゆるなり、かゝる奇病は世にも珍しきものなれば、帝素より之を聞きしかど、何れの誰なるかを知らざるなり、仲堪の宮中に出仕するに至り、仲堪に問ひて世間に評

故、答曰、前在坐蒙賜酒、方飲忽見盃中有蛇、意甚惡之、既飲而疾、于時河南廳事壁上有角弓、漆畫作蛇、廣意盃中蛇卽角弓影也、復置酒於前處、謂客曰、盃中復有所見不、答曰、所見如初、廣乃告其所以、客豁然意解、沈痾頓愈、廣所在爲政、無當時功譽、每去職、遺愛爲人所思、凡論人、必先稱其所長、則所短不言、而自見、後代王戎、爲尚書令、始戎薦廣、而終踐其位、時人美之、

【字解】〔親客〕親睦の客なり、〔久闊〕久は久遠なり、闊は疎闊なり、久闊は久しく訪れざるをいふ、〔廳事〕事を治むる所なり、役所なり、〔角弓〕角を以て飾りたる弓なり、〔豁然〕結ぼれたる心のクワラリと開けたる貌なり、〔沈痾〕久しく愈えざる病、痾疾に同じ、〔遺愛〕民を愛して爲し置きたる事迹なり、〔踐其位〕王戎に代りて尚書令の位を踐むなり、〔美之〕美は褒むるなり、之は戎と廣とを指す、

【義解】晉書に曰く、樂廣字は彥輔南陽郡淯陽縣の人なり、官に仕へて河南尹に遷りし時、親しき友ありて常に官府に來りて宴飲す、されど如何なる理ありてか其の友久しく疏遠に過ぎて廣を訪れざるやうに成れり、廣よつて其の何の故なるかを問ひしに、其の答に前の日坐敷に招かれて酒を振舞はれたる時、飲まんとして盃を見れば、盃中に一尾の蛇の忽然として見れたるを見、心中大いに驚きて氣味惡く思ひしかど、貴人の饗應流すも失禮と存じ、遂に之を飲みしことは飲みたれども、此の時より病に罹りて打ち臥し、意はず疏遠に相成りしといふ、當時何南尹の役所の壁上に角弓ありて、其の弓に漆にて蛇の形を畫きたり、廣因つて盃中の蛇とは疑も無く角弓の影ならんと思ひ、復酒を前の坐に置きて客に謂つて曰く、盃中に前に見し所のものあるやなきやと問ふ、客答へて見る所は初の如しといふ、廣そこで其の蛇の正體は彼處なる壁上の角弓の影なることを告げしに、客始めて其の理を悟り、今まで心に結ぼれたる怖れもクワラリと解け、久しく愈えざる疾も憶病より起りたるものなれば、忽ちに平愈したりとなり、さて廣は處々に赴きて政事を行ひしが、赴任中には是れぞといふ程の功績名譽も無かりしかど、其の職を去りて他に轉ずる毎に、在職中人民の爲を思ひて爲し置きたる政迹の自然に顯れて人民に此でこそと思はしむるなり、又廣は凡て人を論ずるに必ず先づ其の長所を稱美する故に、其の人の

皆之を思ひ慕へり、後に三公の一たる司徒と爲る、恭の性質人にへりくだりて驕らず、天子に申し上ぐる事柄にも必ず聖經の言に本づきて認め、又其の奏聞したることにて政道に補益ありと雖、自ら自慢顔をせざるなり、故に剛直にて何にても己が意見を推通すといふことを以て稱せられざるなり、

後漢宋均字叔庠、南陽安衆人、光武時、遷九江太守、郡多虎暴、數爲民患、常募設檻穽、猶多傷害、均到、下記屬縣曰、夫虎豹在山、黿鼉在水、各有所託、且江淮之有猛獸、猶北土之有雞豚也、今爲民害、咎在殘吏、而勞勤張捕、非憂恤之本、可一去檻穽、其後傳言、虎相與東游度江、

【字解】〔募〕虎を殺す者をつのるなり、〔檻穽〕檻は機を設けて獸を捕ふるものなり、わななり、穽は地を穿ちて獸を陷るゝなり、おとしあななり、〔屬縣〕郡下に部屬する縣なり、〔豹〕形虎に似て皮毛に圜き文ある一種の猛獸なり、へうなり、〔黿鼉〕黿は大鼈なり、鼉は形蜥蜴に似て長きは一丈餘あり、全身は堅き鱗甲を以て包めり、〔張捕〕わなを張りて捕ふるなり、〔憂恤〕民の困苦を憂ひて憐み惠むことなり、

【義解】後漢の宋均字は叔庠、南陽郡安衆縣の人なり、光武帝の時に九江郡の太守と爲る、是れより先き郡中虎多くして其の猛く暴れ廻るが爲に人民の患を爲すこと甚しければ、常に虎を殺す者を募集してわなおとしあなを設けて之を退治すと雖、中中殺し盡されずして、其の傷害を受くる者多かりき、宋均入部して之を聞き、直に郡下の各縣に觸を廻して曰く、夫れ虎なり豹なりの山に棲み、黿なり鼉なりの水に在るは、各生物の性によりて身を託する所を異にするなり、且つ江淮の地に猛獸の多きは猶北土の雞豚多きが如く、其の地に適したるを以てなり、今民の害を爲す者は、其の咎は殘酷なる官吏に在りて、猛獸には比較的少きなり、然るに酷吏を懲戒せずして、徒に勞力を費し檻穽を設けて猛獸を捕ふるに勤勉するは、是れ誠に民の辛苦を痛み憂ひて憐み惠むの根本に非ざるなり、されば先づ第一に檻穽を撤廢して猛獸の自由に任すべしと、其の後人皆傳へ言ふに、虎は相與に江を游ぎて東の方に去りたりといふ、

廣客蛇影　殷師牛鬭

晉書、樂廣字彥輔、南陽淯陽人、遷河南尹、常有親客、久闊不復來、廣問其

起、與恭訣曰、所以來者、欲察君政迹耳、今蟲不犯境、化及鳥獸、豎子有仁心、三異也、還府以狀白安、是歲嘉禾生恭便坐庭中、安上書言狀帝異之、在軍三年、州擧尤異、去官吏人思之、後爲司徒、性謙退奏議依經、潛有補益、然不自顯、故不以剛直爲稱、

【字解】〔馴雉〕馴は生馬の能く人になるゝをいふ、なれ隨ふなり、馴雉は雉の人を恐れずなれ〳〵しく近くことなり、德の鳥獸に及ぶをいふ、〔中牟〕縣の名なり、〔理〕治むることなり、〔螟〕稻を害する蟲なりいなむしなり、〔犬牙緣界〕犬の牙の如く出入せる境界なり、〔廉〕察するなり、〔阡陌〕南北の道を阡といひ、東西の道を陌といふ、〔瞿然〕驚き視る貌なり、〔訣〕別るゝなり、〔豎子〕小兒なり、〔嘉禾〕穗に穗が咲くよき稻なり、〔便坐〕正室の旁側に在りて便安に客と延見する室なり、〔擧〕悉くなり、ミナと訓む、〔尤異〕甚しき異迹なり、〔依經〕聖經の言によるなり、〔補益〕政道のたすけなり、

【義解】後漢の魯恭字は仲康、扶風平陵の人なり、肅宗の時に中牟縣の令官に拜せられ、政治を爲すに專ら德化を布きて刑罰を用ひざるなり、因つて其の德鳥獸にまで及ぼしたり、建初七年に、郡國至る所に螟蟲發生して苗を害ひ傷りて其の勢猖獗なり、しかるに中牟縣と相接せる境界の犬牙の如く出入せる所も、中牟縣の境界内には少くも害蟲の傳播すると無きなり、是に於て河南尹の袁安は之を聞き、魯恭が德政は兼てより聞き及べども、其の德害蟲に迄感ずるとは眞實なりと思はれずとて、仁恕掾の肥親と云ふ者をして中牟に出張して之を察せしめたり、肥親中牟に至り、初の中は要件を語らず、何氣無く恭と連れ立ちて縣中の阡陌を巡り、倶に桑下に坐して休息せり、時に雉ありて飛び來りて其の傍に止まる、傍に童子あれども、雉を捕らんとせざりければ、親は兒に何ぞ之を捕らざるやといふ、兒對へて雉は今雛を率ゐてはぐゝめるを以て之を捕ふるに忍びずといふ、親之を聞き其の仁心あるに驚きて兒の顏をつく〴〵視て起ち上り、恭と別れて曰く、吾の縣下に來る所以は本君が政事の成迹を視察せんが爲めのみ、今親しく之を視るに、害蟲は境を犯さず、德化は鳥獸にまで及び、童子に至るも尙仁心あり、是れ君が政事の三の異りたる奇蹟なりと、河南の府に還り有りし事情を以て袁安に報告したり、是の歲に穗に穗が咲きたる嘉禾の恭の便坐の庭中に生じたるを以て、袁安上書して魯恭が政道及び祥瑞の有りし狀を奏聞す、帝之を奇異なりとして嘉みし給ふ、恭、縣治に在ること三年間、其の德化の普及せる、州の官民皆其の奇異なる政迹を歎美せり、因つて其の官を去るや官吏も人民も

髮、斂手向主曰、國破家亡、無心至此、今日若能見殺、猶生之年、神色閑正、辭氣悽惋、主於是擲刀、前抱之曰、我見汝亦憐、何況老奴、遂善遇之、

【字解】〔尙〕臣下たる者天子の女を娶るを尙といふ、帝王の女は尊ばれば之を尙びて娶るといはざるなり、〔嘗〕常と通ず、〔著〕居らしむなり、置くなり、オクと訓む、〔別齋〕燕居の室を齋といふ、別齋は別宅なり、〔襲〕不意打ちなり、おそふなり、〔梳〕櫛にて髮をけづろなり、くしけづるなり、〔端麗〕正しくうるはしきなり、〔猶生之年〕死ぬるが本懷にして其の喜びは生ける時の如しとの意なり、〔閑正〕雅にして正し、〔悽惋〕傷しく歎くなり、〔老奴〕桓溫を指す、

【義解】　世說に曰く、東晉の桓溫は功を立て、明帝の女の南康公主を尙して妻と爲す、永和三年に溫又蜀の成都に據れる李勢を伐ちて之を平げ、勢の妹を得て之を妾と爲し、深く寵愛して常に之を別宅の後に隱し置きけり、公主之を聞き知りて嗔恚を發し、妾を殺さんとて二三十人の下婢を引き連れ、夫々刄物を拔きて妾の不意に押し寄せたり、妾は折しも頭髮を梳る所なり、其の髮を見るにふさ〱と地に垂れ、姿かたち正しくうるはし、公主の氣相を見るも驚く氣色無く、徐に地に下りて髮を結び、手を拱き束ねて公主を尊び之に向ひて曰く、吾が兄運悪しくして國破れ家亡び、妾は虜となりて心ならずも此都に來り、かゝる辱を受くるは心外千萬也、今日若し公主の手に掛かりて殺さるれば、猶生きたる喜びに同じく本懷の至りなりとて精神顏色落附きて雅にして正し、されど其の辭遣ひの裏に傷しく歎けるさまのほの見えて、怒を含み來りし公主も恍然の情湧き出で來り、刀を擲ち前み寄りて之を抱きて曰く、我今汝を見るも亦尙可憐の情禁じ難し、まして我が夫の溫が汝を思ひ迷ふも道理なりとて、此より以後は遂に善く之を待遇したりといふ、

魯恭馴雉　宋均去獸

後漢魯恭字仲康、扶風平陵人、肅宗時拜中牟令、專以德化爲理、不任刑罰、郡國螟傷稼、犬牙緣界、不入中牟、河南尹袁安聞之、疑其不實、使仁恕掾肥親往廉之、恭隨行阡陌、倶坐桑下、有雉過止其傍、傍有童兒、親曰、兒何不捕之、兒言雉方將雛、親瞿然

か丶らんとする狀なり、〔數〕責むるなり、〔刊定〕刊は切るなり、刊定は煩しきを切り去りて定むるなり、〔佐命〕天命を受けて天下に王たる者を助くることなり、〔省〕訪問するをいふ、〔去〕行くなり、〔淑美〕淑は善なり、正なり、淑美は婦人の德の善正にして容貌の美麗なるをいふ、

【義解】晉書に曰く、賈充字は公閭、平陽郡襄陵縣の人なり、前の妻は魏の李豐の女にして名は媛、字は淑文といふ、李豐が晉の司馬師に誅せらるゝに及び、媛は其の女なるを以て罪に問はれて樂浪と云ふ地に流し徙されたり、賈充は後に郭配の女の槐と名づくる者を後妻として娶り、廣城君と號せり、時に天下は全く晉の代と爲りて武帝天子の位に卽くに及び、天下に大赦を行ひしかば、李媛も赦に遭ひて樂浪より還る、武帝よつて特に充に詔して、郭槐と前妻の二夫人を左右に置かしめたり、李媛は貞淑の聞えあれど、郭槐の性は至つて嫉妬深く、李媛の家に還るといふを聞き大いに怒り、袂を攘ひ臂を張りて充を責めて曰く、御身が前代の法度の煩しきを削りて今の制度を定め給ひ、又天子を佐けて此の晉の代となし丶功を奏せしも、皆是れ妾が内助の力の與りて致し丶ものなれば、我にも其功の幾分は有るものなり、妾はかゝる大功あり、李媛如き那ぞ我と竝び立つことを得んやと排斥す、充止むを得ず、李媛が爲に室を永平里に築きて往來せざることにせり、後に惠帝の太子と爲りし時に槐の產みし女を納れて太子の妃と爲したり、是れより先き、槐は李氏を訪問せんと欲したれど、充が槐に注意して曰く、彼の媛は才智氣象竝に具はりたる者なれば、卿往くとも反つて辱を受くるならん、寧ろ往かざるに如かざるなりと推し止めたれば、其のままに成り居たりしに、恰も女の太子妃と爲りし折柄なれば、威儀を盛大にして永平里に行きぬ、既にして門戶に入れば、李氏は太子妃の母の入來なれば、門に出でて之を鄭重に迎へたり、槐は李媛の容貌動作の尋常ならざるに打ち驚き、覺えず脚屈まりて遂に自ら再拜の禮を爲したり、是れより槐は心中に李氏の才色はかくばかり勝れたる者なれば、夫の心を動かすも道理なれば益〻監視の必要ありと思ひて、其の後は充の出づる每に、人をして尾行せしめて、李氏の宅に立寄らんことを氣遣へり、之に反して李媛は婦德正しく容貌美しく、才智行迹俱に人の模範と爲るべき有り、且つ婦女の敎訓と爲るべき書二十四卷を作りて世に盛に行はれたりといふ、舊本に槐の字を誤りて隗の字に作れるは非なり、

世說曰、桓溫尙㆓明帝女南康公主㆒、溫平㆑蜀、以㆓李勢妹㆒爲㆑妾、甚有㆑寵、嘗著㆓別齋後㆒、主聞、與㆓數十婢㆒、拔㆑刃襲㆑之、値㆓李梳㆑頭、髮垂㆑地、姿貌端麗、乃徐下㆑地結

牙鼓琴、志在高山、子期曰、善哉、峩峩乎若泰山、志在流水、子期曰、善哉、洋洋兮若江河、伯牙所念、子期必得之、呂氏春秋曰、鍾子期死、伯牙破琴絕絃、終身不復鼓琴、以爲無足爲鼓音、

【字解】〔峩峩〕山の高大なる貌なり、〔洋洋〕水の盛大なる貌なり、

【義解】 列子に曰く、伯牙は善く琴を鼓きて己れの念ふ所を自由に絃に言はしむる程の名手なり、其の友に鍾子期とて善く琴の音色を聽き分くる者あり、伯牙琴を鼓くに其の念ひ高山に在れば、子期之を聞きて善かな峩峩として泰山の如しといふ、又其の念ひ流水に在れば、子期之を聞きて善かな洋洋として江河の如しといふ、かく伯牙の念ふ所琴の音色に見れ、子期之を聞きて必ず伯牙の念ふ所を言ひ中つるなりといへり、又呂氏春秋に曰へり、鍾子期伯牙に先ちて死にければ、伯牙は遂に其の琴を破り、絃を絕ちて身を終ふるまで二度と琴を鼓かざりきとなり、此れは伯牙が琴を鼓くとも鍾子期に繼いで琴音を聞く者無しと思ひたればなり、

郭槐自屈　南康猶憐

晉書、賈充字公閭、平陽襄陵人、前妻李豐女、豐誅李氏坐流徙、後娶郭槐、號廣城君、武帝踐阼、李以赦還、特詔充置左右夫人、郭槐姓妬忌、怒攘袂數充曰、刊定律令、爲佐命之功、我有其分、李那得與我竝、充乃爲李築室於永平里、而不往來、惠帝爲太子、納槐女爲妃、初槐欲省李氏、充曰、彼有才氣、卿往不如不往、及女爲妃、乃盛威儀而去、既入戶、李氏出迎、槐不覺腳屈、因遂再拜、自是充每出、槐使人尋之、恐其過李氏、李氏淑美有才行、作女訓行於世、舊本槐作隗非、

【字解】〔流徙〕流罪に遭ひて邊鄙の地に徙さるゝことなり、〔踐阼〕阼は主人の登る階なり、天子祭祀するに阼階に登る、因つて天子の位に卽くを踐阼といふ、〔妬忌〕ねたみいむなり、俗のやきもちやきなり、〔攘袂〕攘は卻くなり、はらふなり、袂をはらふは臂を張りて打ち

外篇」莊子の內外篇なり、「適論」ピッタリと當て歛めて說論するなり、「旨統」主旨統紀なり、本意とすべきいりとなり、「玄風」老莊の主義なり、「儒墨」儒は儒者にして文武周公孔子の道を說く者也、墨は墨家にして墨子の兼愛の道を說く者なり、「道家」老莊の道を說く者なり、「鍛」鍛冶なり、金鐵をきたふなり、俗の鍛冶なり、「思舊賦」故舊を慕ひ思ふの文なり、文選卷之十六に出づ、嵇博より故作ㇾ賦云までは賦の序文なり、「綜」總べ聚むるなり、スブと訓む、「就ㇾ命」處刑に就くなり、「逝將ニ西邁一」逝は往くなり、西に邁くとは向秀命を奉じて西の方京師に之くをいふ、賦の本文に據れば往日西に行き、今還りて康の舊廬を過ぐるなり、京に往かんとして其の途中に過ぎりしに非らざるなり、「舊廬」嵇康の舊宅なり、河內郡山陽縣に在り、「薄ニ虞泉一」薄は晚に迫るなり、セマルと訓む、虞泉は日の沒する地名なり、文選に虞淵に作る、注に淮南子曰、日入ニ于虞淵之汜一といへり、泉は當に淵に作るべきに似たり、されど淵泉同韻なれば別に虞泉と名づけしものならんかとも思はるれば、姑く改めざるなり、「凄然」寒凉の貌なりゾットする貌なり、「寥亮」高遠なるなり、「容ㇾ迹而已」迹は猶形體の如し、唯形體を官籍に容るゝのみとの意なり、

【義解】晉書に曰く、向秀字は子期、河內郡懷縣の生れにして竹林七賢の一人なり、人と爲り心中一點の曇無く道理を悟るに速かなり、少年の頃より其の人物を山濤に知らる、常に老莊の學を好みて其の奧旨に通達せり、さて莊子の內篇外篇は假託寓言多く其の說く所微妙なれば、晉の世に至る迄之を觀る者あれども、莊周の旨意統紀にピタリと合ふ樣に說論したる者無かりしに、向秀に至り、始めて之が注解を作り、莊周の奇しき旨趣を發明して老莊の主義を世間に振ひ起したり、之に因つて莊子を讀む者始めて其の主旨を知り超然として心に悟ることを得たり、其の後郭象次で之を注解して世に廣めたれば、儒者墨家の說は鄙まれ、道家の言遂に盛んとなれり、嵇康素より鍛冶の術を善くし、每に柳樹の下に錬鍛す、向秀往きて之が佐と爲り、相對して清談し、欣然として旁に人無きが如く相樂めり、かく康と秀とは相知り相交りて親しかりしに、康は其の後罪せられて誅に服したり、秀因つて洛陽に入りて思舊賦を作りて康を哀めり、其の序文の一節に云く、嵇康は博く技藝を總べ學び、就中絲竹に於て尤も妙を得たり、故に刑戮に處せらるゝに臨むも、暮れ往く日影を顧みて琴を求めて之を彈きたりけり、余往日命を奉じて西の方洛陽に往き今還りて康の舊宅の前を過ぎし頃、日は傾きて虞泉に迫り、寒氣嚴しくして肌身もゾットする程なりき、時しも隣人に笛を吹く者ありて、聲を發して高遠なり、之を聞けば昔日康と共に游宴したりし時の好みを追想し、笛の音色に感じて益、康の不遇を歎息し、遂に此の賦を作れりと云ふ、後に散騎常侍と爲りて朝廷に出仕すれども、本より其の職を大切に務むるには非ず、唯形體を官籍に容れ置きて衣食の爲に事ふるのみなり、

列子曰、伯牙善鼓ㇾ琴、鍾子期善聽、伯

吃りて早口にもの言ふこと出來ず、默りて奧深き理合を考ふることを好み、心を清く靜に持ちて無爲を樂み嗜欲少く、富貴にならんとてあくせくせず、貧賤なればとて憂ふる狀無く、角立ちたる行爲を修めて名譽を當世に要求することをなさず、家産は十金に過ぎず、貧乏にして一石二石の蓄積も無けれども、別に心配することも無く、安かに世を過ごせり、かかる氣質なれば、自ら大いなる度量ありて、聖哲の書に非ざれば好みて讀まず、又其の意に協はざれば富貴になると雖事へざるなり、哀帝の時丁明、傅晏、董賢などの寵臣勢に乘じて事を擅にせるを以て、諸臣の之に阿り附く者は俄に富貴を得て、家より起つて直に二千石に至れるものある有樣なり、しかるに雄は恰も太玄經を下書して著述に餘念無く、世の風潮に泥まず、自ら安靜を守れり、或人揚雄が太玄經を著して玄徵の道を廣めんとすれど、其の言ふ所尚白き所あるを免れずと嘲り笑へり、雄之が辨解の文を作りて之を反駁せり、之を解嘲といふ、又客ありて太玄の言ふ所甚だ深奧にして衆人之を讀むとも明かならざれば從つて之を好む者無し、世人の好まざる書は有りて益なきなりと之を難じたり、雄又之が辨解の文を作りて其の迷を釋けり、之を解難といふ、

向秀聞笛　伯牙絶絃

晉書、向秀字子期、河內懷人、淸悟有遠識、少爲山濤所知、雅好老莊之學、莊周內外篇歷世雖有觀者、莫適論其旨統、秀乃爲之解、發明奇趣、振起玄風、讀之者超然心悟、郭象又述而廣之、儒墨之迹見鄙、道家之言遂盛焉、嵆康善鍛、秀爲之佐、相對欣然、旁若無人、康誅秀入洛、作思舊賦云、嵆博綜技藝於絲竹特妙、臨當就命、顧視日影索琴而彈之、逝將西邁、經其舊廬、于時日薄虞泉、寒水淒然、隣人有吹笛者、發聲寥亮、追想曩昔游宴之好、感音而歎、故作賦云、後爲散騎常侍、在朝不任職、容迹而已、

【字解】〔清悟〕心中一點の曇無く道理を悟るに速かなるなり、〔遠識〕遠見の才識なり、〔雅〕常なり、〔老莊〕老子と莊子となり、〔莊周內

能はざる無きに至るべし、孟子此の言を發す、誠に聖學に功ありと謂ふべきなり、

前漢揚雄字子雲、蜀郡成都人、有田一壥、有宅一區、世世以農桑爲業、雄少而好學、不爲章句訓詁、通而已、博覽無所不見、爲人簡易佚蕩、口吃不能劇談、默而好深湛之思、淸靜亡爲、少耆欲、不汲汲於富貴、不戚戚於貧賤、不修廉隅以徼名當世、家產不過十金、乏無儋石之儲、晏如也、自有大度、非聖哲之書不好、非其意雖富貴不事、哀帝時、丁傅、董賢用事、諸附離之者、或起家至二千石、時雄方草大玄、有以自守泊如也、或嘲雄以玄尚白、雄解之、號曰解嘲、客有難玄太深衆人之不好、雄解之、號曰解難、

【字解】〔一壥〕一百畝なり、〔宅一區〕小宅なり、〔章句訓詁〕章は文章の語の終る所なり、句は言の切るゝ所なり、訓は順なり、句の語氣に順ひて解釋するものなり、詁は古語なり、今語を以て古語を解釋するものなり、章句訓詁は字句の解釋といふことなり、〔通而已〕大義に通ずるのみをいふ、〔佚蕩〕ゆるやかなるなり、〔吃〕どもるなり、〔劇談〕劇は甚しきなり、疾きなり、劇談は口吃りて早口にもの言ふこと能はざるをいふ、〔默〕だまるなり、〔深湛〕湛は沈なり、深く沈むなり、奧深きなり、〔亡爲〕無爲なり、〔耆〕嗜と通ず、たしむなり、〔汲汲〕速ならんと欲するなり、あくせくするなり、〔戚戚〕憂ふる貌なり、〔廉隅〕角立ちたる行爲なり、〔徼〕要求なり、モトムと訓む、〔儋石〕儋は二石なり、石は一石なり、人の擔ひ得る丈の量なり、〔晏如〕安らかなる貌なり、〔附離〕離は著くなり、附離は阿り附くなり、〔二千石〕一郡の太守なり、其の祿二千石なり、故にいふ、〔草〕草藁なり、下書きなり、〔太玄〕太玄經なり、〔泊如〕安靜なるなり、

【義解】前漢の揚雄字は子雲、蜀郡成都の人なり、家には百畝の田地と小屋とあるのみにして、先祖より世々農作養蠶を以て家業と爲し來りしが、雄に至り少年の頃より學問を好みければ家業を廢したり、而して雄の學を修るは章句訓詁の如き些細なることに心を留めず、書を讀む每に其の書の大義を洞察して之に通ずるのみなり、かくして古今の書籍に目を通して雄の見ざる書卷は無きといふ程の博識なりき、其の人と爲りは簡約にして重々しからず無頓著にしてゆつたりし、口

以爲迂遠而闊於事情、是時天下方務合從連衡、以攻伐爲賢、而孟軻乃述唐虞三代之德、是以所如者不合、退而與萬章之徒、序詩書、述仲尼之意、作書七篇、嘗曰、我善養吾浩然之氣、

【字解】〔養素〕素は木地そのまゝなり、質なり、白きなり、養素とは養氣に同じく其の氣質を汚さぬ樣にして眞性を全くするをいふなり、本文に養氣といはずして、養素といへるは下文の草玄の玄に對せしめんが爲めなり、〔遊事〕諸國を遊歷して其の國君に客分として事ふるをいふ、〔迂遠〕事を爲すに適切ならぬなり、まはりどほきなり、〔闊〕迂闊なり、其の事に離れて遠きなり、サカレリと訓む、〔合從連衡〕戰國時代に蘇秦と張儀との二人各諸侯に見えて說きし二大方策なり、合從は蘇秦の策せし所にして楚、燕、齊、韓、趙、魏の六國が攻守同盟して秦一國に當るの方策なり、之を合從と名けし所以は從は縱なり、南北を縱といふ、六國の地勢は今の直隸山東河南安徽湖南湖北等に當りて南北に長し、故に此の六國の同盟を此く名づけしなり、連衡は張儀の說きし方略にして六國の交を分離して各、秦に服事することなり、之を連衡と名けし所以は、衡は横なり、東西を横といふ、秦は陝西に在りて、山東諸國を視れば東西に連互して其地勢横に長し、故に六國の秦に服事するを此く名づけしなり、〔唐虞三代〕唐は唐堯なり、虞は虞舜なり、三代は夏の禹王、殷の湯王、周の文武なり、〔浩然之氣〕浩然は盛大流行の貌なり、氣は天地の正氣にして又人體に充滿して忠孝仁義の道の因つて起る所以のものなり、

【義解】史記に曰く、孟軻は魯の鄒邑の人なり、學業を子思の門人に受け、既にして聖道の蘊奧に通達し、其の名諸侯の間に聞えたり、因つて諸國を游歷して齊の宣王又は梁の惠王に客分として事へ、其の間に於て聖道を說きしかど、宣惠の二王皆孟軻の說を用ふること能はず、且つ其の說は迂遠にして當時の事情に適切ならずと思へるなり、當時の天下の趨勢は、秦は商君を用ひ、楚魏は吳起を用ひ、齊は孫子田忌の徒を用ひ、各其の國力を養ひて戰鬪準備に忙殺され、合從連衡の駈引に是れ日も足らず、攻伐するを以て賢君となす時代なり、而るに孟軻の說く所は堯舜禹湯文武の聖德にして當時の戰國の國君の耳に入るべき筈無きなり、是を以て如く所皆合はざるなり、是れより爲ん方無く故鄉に退きて弟子の萬章の徒と詩經書經の道を次第し、孔子の意を敷衍して書七篇を作れり、孟子の書卽ち是なり、孟子或る時我は善く吾が身に體せる浩然の氣を養ふといへり、浩然の氣は卽ち天地の正氣にして至大至剛なり、而して天地の有情無情總て此の氣を具へざる無きなり、人善く之を養ひ得れば私欲に妨げられず、私智に亂されず、義と道とに明かにして行ふとして行ふこと

百官之を送りて餞別の宴を張り、悉く宴席に集り來れども、唯宓のみ未だ來らざるなり、是に於て丞相の諸葛亮は使を走らせて速く來れと促したり、温は之を訝しく思ひ今使を立てて召さるゝは何人なるやと問ふ、彼は益州に於ての學者なりと答ふ、温之を聞き益州第一の學者は如何程の學力あるものか問ひ試さんと相待つ程に、宓入り來れり、因つて温先づ宓に問ひて君は學問したることありやといふ、宓對へて蜀國は五尺の童子と雖皆學問に勉めて聖賢の道を明らめんとす、何ぞ獨吾れのみならんやといふ、温は宓が學問したりと云ふを聞き、然れば難問を發して之を困め遣らんと欲し、天に頭ありやと問ふ、宓は天に頭ありといひ、且つ其の頭は特に西方に在りといふ、其の證據として詩の大雅皇矣の句を引きて曰く、乃ち眷て西に顧るといへり、西に振り反りて見るといへば其の頭西方に在るの證なりと推論せり、温は更に天に耳ありやと問ふ、宓は天に耳あり、卽ち高きに處りて卑きに發する聲を聞くなり、其の證據として詩の小雅鶴鳴の句を引きて曰く、鶴が九折の澤に鳴けば、其の聲天に聞ゆといへり、天に耳無くんば何を以て鶴の聲を聽くことを得んやと云ふ、温更に又奇問を發して天に足ありやと問ふ、宓之に對へて足ありといふ、其の證據として詩の小雅白華の句を引きて曰く、天步艱難といへり、天に足無くんば何を以て步むと云はんやと、温は宓が學識頓才に驚けども尚之を挫かんとて益〻難問を發して曰く、しかれば天に姓ありやと問ふ、宓卽ち答へて天に姓あり、其の姓は劉なり、天下を統御する天子の姓已に劉氏たる以上は天子の父たる天の姓は劉氏たること亦疑無きなりとて、蜀漢は漢の正統にして將來天下を統一するも亦蜀漢なるべきことを暗に諷示せるなり、是に於て普通の問答も愈〻兩國の優劣を爭ふ問答と變じ來りたれば、温も負けじと、其の本國吳の東方に位するを幸として、太陽は東方に出づるやと問ふ、此の問は平凡に似たれども吳は東方に在りて日出の如く隆盛なり、蜀は西方に在りて日沒の如く衰國なりとの意を寓したるものなり、宓之に對へて太陽は東方に出づると雖遂には西方に入るものなりといふ、此の答も平凡に似たれども、吳國の遂に西蜀に統一せられて降參すべきの意を含めたるものなり、此の如く温の難問も宓に對しては何等の痛痒をも感せず、響の聲に應ずるが如くすら〱と答へ去りたり、是に於て温大いに其の學識敏才に敬服したりとなり、總じて宓の文章辨別の人に勝れたることは此の問答に止まらず始終皆此の類なり、舊本に宓の字を誤りて密の字に作れり、

孟軻養素　揚雄草玄

史記、孟軻鄒人、受業子思之門人、道既通、游事齊宣王梁惠王、皆不能用、

の王允と與に謀りて董卓を誅せんとせしが、卓の部下なる李傕といへる者に殺害せられたり、

蜀志、秦宓字子勑、廣漢綿竹人、少有才學、科長水校尉、吳遣使張溫來聘、百官往餞、衆集而宓未往、丞相亮遣使促之、溫曰、彼何人也、亮曰、益州學士也、及至、溫問曰、君學乎、宓曰、五尺童子皆學、何必小人、溫復問曰、天有頭乎、宓曰有、在西方、詩曰、乃眷西顧、以此推之、溫曰、天有耳乎、宓曰、天處高而聽卑、詩云、鶴鳴九皐、聲聞于天、無耳何以聽之、溫曰、天有足乎、宓曰、詩云、天步艱難、無足何以步之、溫曰、天有姓乎、宓曰、姓劉、天子姓劉、以此知之、溫曰、日生於東乎、宓曰、雖生於東、而沒於西、答問如響應聲、溫大敬服、宓之文辨皆此類、舊本宓誤作密、

【字解】〔來聘〕方物を齎して來訪するなり、〔往餞〕張溫が吳に歸るを餞別するなり、〔小人〕秦宓自ら謙りて小人といふ、〔乃眷西顧〕詩經の大雅皇矣篇の句なり、西に顧るといふ語を以て天の頭西方に在りとの說明となすは、少しく牽强に似たれども、當時三國鼎立の場合なれば、各其の主を正統となさんと欲するを以て、頭は西の方の蜀漢に在りとの意を寓したるなり、故に下文にも亦天の姓は劉氏なりと對へ、又日は東に出づると雖遂には西方に沒すと云ひて、天下は遂に蜀に統一せらるべきものたるを諷せるなり、〔鶴鳴九皐〕詩經の小雅鶴鳴篇の句なり、皐は澤なり、九皐は九折の澤なり、〔天步艱難〕詩經の小雅白華の篇の句なり、〔姓劉〕は漢の姓なり、而して蜀の劉備は漢の正統なり、魏と吳とは漢の臣なり、漢の天子の姓已に劉氏なれば、天子の父たる天の姓も亦劉氏ならざるべからずとの意なり、〔日生於東〕張溫の事ふる吳は東方に在り、故に吳國の隆盛なる日の方に出づるが如しとの意を含め、且つ宓が是れ迄の對は皆西蜀を揚げて吳を抑ふるより、溫之に負けじと此度は吳を擁護する積にて此く問ひ掛けしなり、

【義解】蜀志に曰く、秦宓字は子勑、廣漢郡綿竹縣の人なり、少年の頃より才智秀でて學業に達し、長じて蜀に事へて長水校尉に拜せらる、時に吳の孫權其の臣張溫をして蜀に來訪せしめ、溫使命を遂げて將に吳に歸らんとす、因つて蜀の

取り寄せ、之を宏に授けて曰く、甚だ輕少の物なれども之を以て君が遠行の餞別の信に贈らんと、宏之を受け直に之を以て仁風を奉揚して彼の黎庶を慰め安んぜんと曰ふ、時人其のにはかなる對へなるに而も其の要領を得たるを歎美せりとなり、

黄琬對日　秦宓論天

後漢黄琬字子琰、江夏安陸人、少辯慧、祖父瓊初爲魏郡太守、建和元年正月日食、京師不見、瓊以狀聞、太后詔問所食多少、瓊對未知所況、琬年七歲在旁曰、何不言日食之餘如月之初、瓊大驚、以其言應詔、深奇愛之、後瓊爲司徒、琬以公孫拜童子郎、不就、知名京師、獻帝初遷大尉、坐免、及徙西都、起爲司隷校尉、與司徒王允同謀誅董卓、爲卓將李傕所害、

【字解】〔辯慧〕辯舌巧みにして才智人に勝れたることなり、〔日食〕日蝕に同じ、太陽と地球との間に太陰が交はりて太陽の光を蔽ふこと、〔太后〕梁太后なり、〔況〕譬ふるなり、〔月之初〕三日月なり、〔公孫〕司徒は三公の一なり、瓊は司徒たり、故に琬を公孫といふ、〔坐免〕罪せられて官を免ぜらるゝなり、〔西都〕長安なり、

【義解】後漢の黄琬字は子琰、江夏郡安陸縣の人なり、少年の頃より辯舌巧みにして才智人に勝れたり、祖父の瓊の初め魏郡の太守たりし時の建和元年正月に日蝕ありて、魏郡にては能く之を見らるれども、京師洛陽にては見えざりき、瓊よつて日蝕の有りしことを奏聞したれば、太后は詔して日蝕の虧けたる多少を問はせられたり、しかるに瓊は其の對に如何に譬へんものかと思案最中なりしに、孫の當年取りて七歲なる琬が祖父の旁に在りて、何ぞ日蝕の虧けたる餘は三日月の如しと言はざるやと注意したり、瓊は其の頓才に大いに驚き、孫の言ひしことを以て詔に應へたり、是れより萬事此の如く敏才を顯すものなれば、瓊は深く琬を世に奇異なる者として愛したり、後に瓊は司徒となりたれば、琬は三公の孫といふを以て童子郎に拜せられたれども、其の望に非らざれば辭退したり、かくて官途にあらざれども學材あるを以て其の名京師に傳はりて弘く人に知られたり、獻帝の初に大尉に遷り、罪せられて官を免ぜらる、其の後董卓の亂ありて都を西の方長安に徙すに及び、召し出されて司隷校尉と爲り、司徒

常賞其機對辯速、後安爲陽州刺史、宏出爲東陽郡、乃祖道於治亭、時賢皆集、安欲以卒迫試之、臨別執其手、顧左右取一扇授之曰、聊以贈行、宏曰、輒當奉揚仁風慰彼黎庶、時人歎其率而要焉、

【字解】〔泊渚〕泊は舟を水戸に止むるなり、とまる、泊渚は牛渚に舟どまりするをいふ、〔微服〕微は顯さゞるをいふ、微服は服を變へて人をして識らざらしむることなり、〔舫〕二つ併べあはせたる船、もやひぶねなり、〔藻拔〕藻は文章なり、拔は衆にぬき出づるなり、〔遣〕問人をして誰なるかを問はしむるなり、〔譚〕談に同じ、〔申旦〕申は達するなり、申旦は明旦に達することにして夜明けなり、〔機對辯速〕頓智を働かし機に臨みて應對するに辯舌の淀み無きことをいふ、〔祖道〕行者を送る宴會なり、祖の解に數說あり、或は始なりといひ、或は徂くなりといひ、或は行者を送る祭の名なりといふ、之はもと黃帝の子の纍祖といふ者遠行を好み旅行中に死にしより後人之を行神と爲しゝによるなり、〔卒迫〕にはかなり、此處にてはにはかなる間なり、〔當奉揚仁風慰彼黎庶〕奉揚は捧げあぐるなり、徧く布くの意なり、仁風は謝安より承けたる仁風をいふ、彼は東陽郡なり、黎庶は黎首庶人にして人民のことなり、言ふ心は、謝安より一扇を贈られたるを以て、扇は風を起すといふより、直に孔子の語の君子の德は風なり、小人の德は草なりを思ひ浮べ、謝安の德風を扇風に云ひ掛け、只今君の仁風を承け此より東陽郡に到りて其の仁風を徧く布かば、必ず彼の地の人民を安んじ慰むべしとの意なり、〔率〕倉卒なり、にはかなり、

【義解】　晉の袁宏字は彥伯、陳郡陽夏縣の人なり、人に逸れたる才智ありて、文章を作るにも其の語句甚だ美麗なり、謝尙時に牛渚といふ地を鎭めんとて來り、秋夜月明の時左右の者と微服して竊に江に泛びて舟遊を爲す、丁度袁宏も其の邊の舫中に在りて、月光を浴びつゝ、興趣を諷詠せり、其聲淸く爽かにして、辭の文といひ文藻の秀拔といひ、世の常の文人にあらざれば、尙は人を遣はして誰なるかを問はしむ、其の袁宏なるを聞き早速尙の舟に迎へ乘らしめ、與に談論して夜明けまで寢ねずして語り續けたりといふ、此の事ありしより宏の名譽日日に茂く盛んと爲りぬ、謝安常に宏が頓才ありて機に臨みて應對するに辯舌の達者なるを賞讚せり、其の後安は陽州の刺史と爲る、宏は出でて東陽郡の太守と爲りて出發の際、治亭といふ處にて送別の宴を開く、當時の賢者皆此の宴席に集りたれば、安は兼てより宏の頓才を賞めしことあれば此の際時賢に其の實地を見せんとて、早速の問を發して宏の逸才を試みんと欲し、別に臨み宏の手を執り、何か餞別に贈りたく思へども何物も無し、とて左右の者を顧みて一扇を

終不娶、辭家游名山、洛陽陷、乃歩擔入吳興餘杭大辟山中、窮谷無人之地、倚木於樹、苫覆其上而居焉、亦無壁障、時猛獸爲暴、而文獨宿十餘年、卒無患、常著鹿裘葛巾、不飮酒食肉、王導召置園中、七年未嘗出入、後逃歸臨安結廬山中、

【字解】 〔嘉遯〕易の遯卦の語なり、九五 嘉遯、貞吉、爻傳に嘉遯貞吉、以正志也とあり、九五は剛健中正なれば時と場合によりて應爻の親しき六二をも離れて遯るゝを爲して些の支障無きなり、故に遯るゝことを嘉くせりといふ、此處には單に世を遯るゝことと見て可なり、〔彌旬〕彌は經過するなり、わたる、旬は十日なり、彌旬は十日を經過するをいふ、〔洛陽陷〕西晉の末の亂を指す、〔歩擔〕荷物を負ひて徒歩するなり、〔苫〕とまなり、〔壁障〕かべしやうじなり、〔鹿裘〕しかのかはごろもなり、〔葛巾〕くづ布の頭巾なり、〔逃歸臨安〕臨安に歸るといへば臨安は鄕里の如く聞ゆれども、臨安は鄕里にあらず、唯初め東の方餘杭より來りて又東の方臨安に赴く、〔廬〕草屋なり、いほりなり、

【義解】 晉書に曰く、郭文字は文擧、河内郡軹縣の人なり、少きより山水を愛し、世事の煩雜を厭ひて隱遯せんことを欲す、故に毎に山林に遊び、十日を經ぬるも家に歸ることを忘るゝ程なり、父母死去するも妻を娶らず、家を見捨てゝ名山に遊歷す、西晉の末洛陽の陷る時、己に入用の品を負ひ徒歩して、吳興郡餘杭縣の大辟山中の行きつまりたる谿谷の人跡の絶えたる處に入り、木材を立樹に倚せ、草を以て其の上を覆ひて苫と爲し、以て雨露を凌げり、されど周圍は開け放しにして壁も無ければ障子も無し、時に猛獸暴威を逞くすれども、而も郭文唯一人野宿すること十餘年間に及ぶも、卒に猛獸の危害を免れたり、常に鹿皮の裘と葛布の頭巾を著、酒も飮まず肉も食はず、全く無爲寂寞を樂みとなせり、王導其の高潔を聞き、召して己れの園中に置きて師友の交を爲す、七年の間未だ一度も園を出入せしこと無し、後に臨安に逃れ歸り、復草屋を山中に結びて無爲に安じたりといふ、

晉袁宏字彥伯、陳郡陽夏人、有逸才、文章絶美、謝尚時鎭牛渚、秋夜乘月、與左右微服泛江、會宏在舫中諷詠、聲清辭文藻拔、遣問焉、卽迎升舟、與譚論、申旦不寐、自此名譽日茂、謝安

即僕便是鬼、於是變爲異形、須臾消滅、瞻大惡、歳餘病卒、

【字解】〔清虛〕心清くしてわだかまりなきをいふ、〔懷〕沈思默考することなり、おもひなり、〔名教〕人倫の教なり、人倫の教には五倫五常の名目ありて紊るべからざるなり、故に名教といふ、儒教といふも同じ、昔時は名教の語無かりしが魏晉の際老子の無名の教盛んなりしより、之に對し儒教を名教といひしなり、〔將無同〕道の本は同じきなり、されど段々と差別を生じて、同じきこと無きに至らんとするの意なり、尙言ひ換ふれば名教といひ自然といふと雖、其の根本の道は同一なるなり、されば已に名教といひ自然と名づくれば同一なりと謂はんとすれども能はざるなり、さればとて之を全く異なるものなりと謂ふことも出來ざるなり、如何となれば其の根源は同一の道なればなり、故に同一の道より漸次に同じきこと無きに至らんとすとの意なり、〔吝嗟〕なげくなり、〔三語〕將無同の三字を指す、〔執〕固く執りて變ぜざるをいふ、〔幽明〕幽は死なり明は生なり、

【義解】　晉の阮瞻字は千里、始平の太守の阮咸の子なり、人と爲り心清くしてわだかまり無く、從つて欲心寡く、沈思默考の中に自得す、書を讀むにも甚しく奥底まで研め求めざれども、而も默して其の要領を會得す、文理の當然なる場合に遭遇すれば辯じ明かにし、其の辭足らざれども其の要旨は人を服せしむるに餘あるなり、或る時司徒の王戎に見ゆ、戎問ひて曰く、聖人は名教を貴び、老莊は自然を明かにす、其の旨同じきか異なるかと、瞻對へて本は同一の道なれども段々と同じきこと無きに至らんとすと、戎聞きて其の深理に感じなげくこと良久しかりき、戎よつて命じて瞻を辟して司徒の掾となす、時人之を三語の掾と謂へり、懷帝の永嘉中に太子舍人と爲る。さて瞻は平素より無鬼論の説を固執して、自ら謂へらく、此の無鬼論の理にて生死陰陽の理を辯じ、正すことを得べしと、或る時忽然として一人の客あり、名を通じて瞻に面會す、瞻此の客と對談暫くにして鬼神の事に及び、瞻は鬼神は無しといひ、客は有りといひ、互に言ひ反して二人共に議論に勞れ苦み、遂に客は言ひ負けて閉口せり、よつて客怒氣を含みて曰く、鬼神の有ることは古今の聖賢の共に言ひ傳ふる所なるに、君何ぞ獨之を無しと言ふことを得んや、君飽くまで無しと言ふなれば今此の場に於て君に見せん、即ち僕はとりもなほさず是れ鬼なりと、言ひつゝ奇異の形に變じて須臾にして消え滅せてけり、瞻は兼ねてより無鬼論を唱へたれども、面前にかゝる變化の態を見せられては心に恐る所生じ、大いに之を惡み嫌ひ、遂に此より病を得て、一歳餘りにして病死せりとなり、

郭文遊山　袁宏泊渚

晉書、郭文字文擧、河內軹人、少愛山水、尙嘉遯、每遊山林、彌旬忘反、父母

君主の爲に其の職責を盡し用ひるは是れ當然の義務たるのみ、竊に意ふ、高祖の布を求め給ふは、定めて故き恨を晴さんが爲めなるべし、此の如くにして豈に項氏の舊臣を盡く誅戮すべけんや、今、上始めて天下を得て私怨を以て季布一人を求め給ふは、何ぞ其の心の廣からざるを示すや、且つ季布の賢を求めて殺さんとせば、胡に走らずんば、必ず越に走らん、是れ天下の壯士を忌みて敵國に資するの愚策にして上の爲に取らざるなり、君何ぞ此のことを以て上に言はざるやと、滕公よつて上に言ふ、上乃ち布を赦し召して見えて郎中に拜し、後に河東郡の太守と爲す、さて季布は直道を守るを以て、初めより辯士の曹丘生といふ者の權門に阿諛するを悦ばず、到る所の權門にて曹丘生が卑屈を鳴らせり、曹丘生は之を迷惑に思ひ、何とかして之を差し止めんと欲し、布を訪ひ禮を盡し、例の辯口を以て布に說きて曰く、近來楚人の諺に黃金百斤を得んよりは、季布に交りて一言の諾ひに預りたしといへり、足下は何の故に此の名聲を梁楚の間に得たりと思し召すや、此には深き故由ありてのことなるぞ、僕は足下と倶に楚國の人なれば、何とかして足下の名の擧がらんことを希ひ、僕が到る所に於て足下の名を稱揚したればこそ此くの如き評判も出來たれ、顧ふに僕の足下に對する眞情は何んと美しきものにあらずや、それに何んぞや足下は到る所の權門に於て僕を惡しざまに距ぎ卻くることの深きぞと、布は正直なれば之を眞實と思ひ、大いに悅びて是より曹丘生を上客としたりとなり、史記には「黃金百斤を得るは、季布の諾を得るに如かず」に作れりと、漢書に斤の字を去りしは韻字の都合に因りしかど、單に百とのみにては數量不明なるを以て、又史記を引きて百斤なりしことを明かにせるなり、

晉阮瞻字千里、始平太守咸之子、性清虛寡欲、自得於懷、讀書不甚研求、而默識其要、遇理而辯、辭不足而旨有餘、見司徒王戎、戎問曰、聖人貴名教、老莊明自然、其旨同異、瞻曰、將無同、戎咨嗟良久、卽命辟之、時謂之三語掾、永嘉中爲太子舍人、瞻素執無鬼論、自謂此理可以辯正幽明、忽有客通名詣瞻、瞻與之言、良久及鬼神之事、反覆甚苦、客遂屈、乃作色曰、鬼神古今聖賢所共傳、君何得獨言無、

氏廼髡鉗布、衣褐置廣柳車中、幷與其家僮數十、之魯朱家所賣之、朱家心知其季布也、乃見汝陰侯滕公、說曰、季布何罪、臣各爲其主用職耳、項氏臣可盡誅耶、今上始得天下、而以私怨求一人、何示不廣也、滕公言於上、上乃赦布、召見拜郎中、後爲河東守、布初不說辯士曹丘生、生至揖布曰、楚人諺曰、得黃金百、不如得季布諾、足下何以得此聲梁楚之閒哉、僕與足下俱楚人、使僕游揚足下名、顧不美乎、何距僕深也、布大說、引爲上客、史記得黃金百斤、不如得季布諾、

【字解】〔任俠〕任は氣力に任かせて事を行ふなり、俠は挾むなり、權力を以て人を輔くること、任俠は男達なり、〔窘〕困むなり、〔購求〕財物を懸けて求め探すことなり、懸償を付けて捜索するなり、〔舍匿〕宿し隱すなり、〔三族〕父族母族妻族なり、〔髡鉗〕髡は髮を剃るなり、鉗は鐵にて首を束ぬるなり、髡鉗は徒刑の姿なり、〔褐〕毛布の衣なり、賤者の服なり、〔廣柳車〕喪車なり、〔家僮〕家の召し使ひなり、〔滕公〕夏侯嬰なり、〔不廣〕心の廣からざるをいふ、〔揖〕ゑしやくするなり、じぎするなり、〔諾〕うけがふなり、〔距〕ふせぐなり、

【義解】 前漢の季布は楚國の人なり、人と爲り男達を立つるを以て當世に名あり、漢楚の天下を爭ふ時、楚の項籍は季布をして其の兵に將たらしむ、季布高祖と戰ひて數〻之を追ひ逼め困めたり、其の後籍の滅ぶるに及び、高祖は季布が數〻己れを窘めしを恨みとし、之を晴さんとて千金の懸償を出して布を搜索せしめ、且つ令を出して、遠慮なく布をかくまひ隱くす者あらば、罪は其の者に止まらず、三族同罪たるべしと嚴達せり、此の時布は濮陽の周氏に隱れ居たり、周氏布達を聞き、禍の布及び其の身に及ばんことを恐れ、直に布の頭髮を剃り、頸に鐵の枷を加へ、褐衣を著せて徒刑の姿となし、喪車の中に置き、周氏の家僮數十人を附き添はせて、魯の任俠家の朱家の所に行きて、季布なりと名乘らず、普通の僮僕を賣る如くにして賣れり、朱家は心中竊に其の者の季布たることを知りたれば、之を助けんとて、高祖の臣の汝陰侯滕公に會見して說きて曰く、今天下に布令を出して季布を求めらるゝは、季布に何の罪ありてなるか、凡そ臣たる者の其の

訪問なれば、酒食を具へて之を迎へ待たんことを請ふ、母曰く、二年越しの別れ、加之千里の遠き處、假令約束したればとて、よも其を守ることもあるまじ、爾は又何として其の友を信ずるの確かなるかと、元伯對へて曰く、巨卿は今まで一度も約束を違へたること無き信士なれば、此の度も必ず乖き違ふまじと、母曰く、若し然らば爾が爲に酒を醸して相待つべしと、其の日に至れば巨卿到著しぬ、よつて堂に升り酒宴を張り、歡を盡して別れたりといふ、李瀚の舊注に雞を殺し黍を炊ぎて巨卿を饗したることを引けども、後漢書の本傳には載せざるなり、

周侯山嶷　會稽霞擧

世說曰、世目周侯、嶷如斷山、注晉陽秋曰、顗正情嶷然、雖一時儕類、皆無敢媟近、周侯謂周顗也、

【字解】〔目〕題目なり、しなさだめなり、〔嶷〕高く聳ゆる貌なり、〔儕類〕等輩なり、ともがらなり、〔媟〕狎るゝことなり、

【義解】　世說に曰く、世に周侯を品定めして嶷たること斷山の如しといへりと、世說の注に晉陽秋を引きて之を說明して曰く、東晉の周顗は其の正しき情思の常人に超越して高く聳えたるは、切り斷ちたる山の如くにして、一時のともがらと雖、皆遠慮無く狎れ近くこと能はざるなり、周侯とは周顗のことなり、顗は僕射と爲りて諸侯に封ぜられたるを以て周侯といふなりと、

世說曰、海西時、諸公每朝、朝堂猶暗、唯會稽王來軒軒如朝霞擧、會稽王謂道子也、

【字解】〔海西時〕海西縣公のまだ帝位に在りし時を指す、卽ち東晉第七主廢帝奕の在位の時なり、〔會稽王〕簡文帝の子司馬道子會稽王と爲る、而して此の時未だ王たらず、海西公と共に皆追稱せしなり、〔軒軒〕衆より高く出づる貌なり、〔擧〕晴れあがることなり、

【義解】　世說に曰く、海西縣公のまだ帝位に在りし時、諸公の參內する每に、早朝のことなれば朝堂猶ほの暗し、されど會稽王が參內すれば其の氣品の高く衆にすぐれたるの故に、朝霞の晴れあがるが如くあたりを輝したりとなり、さて會稽王とは簡文帝の子の司馬道子のことなりと、

李布一諾　阮瞻三語

前漢季布楚人、任俠有名、項籍使將兵、數窘高祖、籍滅高祖購求布千金、敢有舍匿、罪三族、布匿濮陽周氏、周

顏氏春秋を學べり、義の字は仲公といふ、豫章郡の太守張雲、陳重が孝行にして廉直なるを以て之を朝廷に薦め擧げんとす、重之を聞き、我れよりは雷義の方其の科に適せりとて義に讓りたれども、太守之を聽き入れず重を擧げたり、而かるに明年に至り義も亦孝廉に擧げられ、與に倶に郎署に勤務し、後に倶に尙書郎に拜せらる、當時雷義は同時に郎官と爲りし人の罪に代りて科を受けたるを以て、官をしりぞけられたり、重義が官を去りしを見るや己れも亦病ありと託けて官を免ぜられぬ、義後に茂才の科に擧らるれども、陳重こそ其の科に適當なる人なれと讓りて遂に其の命に應ぜざりき、かくの如く重と義との交誼尋常に非ざれば、鄕里の人人之が評判をなして、膠や漆は隨分黏著力ありて堅しと謂ふと雖、雷義と陳重との交の堅固なるには如かざるなりといへり、其の後三府より同時に二人を辟し出したれば、二人倶に侍御史に仕へたり、

後漢范式字巨卿、山陽金鄕人、少遊太學、與汝南張劭爲友、劭字元伯、二人並告歸鄕里、式謂元伯曰、後二年當還、將過拜尊親見孺子焉、乃共尅期日、後期方至、元伯具以白母、請設饌以候之、母曰、二年之別、千里結言、爾何相信之審、對曰、巨卿信士、必不乖違、母曰、若然當爲爾醞酒、至其日、巨卿果到、升堂拜飲、盡歡而別、舊注引殺雞炊黍事、無載、

【字解】 〔告歸〕暇を告げて故鄕に歸ることなり、〔當還〕大學に還るをいふ、〔過〕元伯の家に立寄ること、〔孺子〕稚子なり、元伯の子を指す、〔尅〕約束す、ちぎるなり、〔饌〕具ふる酒食なり、そなへもの、〔候〕迎へ待つなり、〔審〕確かなるをいふ、〔醞〕釀すなり、〔炊黍〕きびめしを炊ぐことなり、〔無載〕漢書に載せずとの意なり、

【義解】 後漢の范式字は巨卿、山陽郡金鄕縣の人なり、少年の頃より大學に遊學し、汝南郡の張劭と親しき友となれり、劭の字は元伯といふ、二人同時に、暇を告げ鄕里に歸らんとして、式は元伯に謂つて、此れより二年の後、又大學に還るべければ、其の途次將に君が家に立寄りて、御兩親にも御目にかゝり、又君が稚子をも見んと思へば、某月某日には必ず訪づぬべしと期日を約束したり、其の後期日も間近になりぬれば、元伯は具に約束せしことを母に申し、親しき友の折角の

なりければ、或は諸將の中に未だ心服せざる者あるかと疑ひ、之を張良に問ふ、良對へて、陛下は庶人より身を起して此等の屬と與に天下を取り、陛下は已に天子となりたれ共、而かも功を論じて封ずる所皆蕭何曹參の如き故き友の尤も親しく愛せし者のみにして、其誅戮に遇ひし所の者は皆陛下が平生仇として怨みある人人なりき、故に彼の徒屬は陛下が盡く封ずること能はざるを畏れ、又過失ありと疑はれて誅罰に遇はんかと恐るゝによつて、相聚りて反逆を謀るならんのみ、故に陛下が平生憎む所の者にして、羣臣も亦陛下の憎むことを知れるは誰か最も甚しきやといふ、上曰く、雍齒こそ我と故き怨ある者なれ、彼は數、我を窘しめ辱しめたり、我れ彼を殺さんと欲すれども又戰功多きを以て之を決するに忍びず其の儘に爲し置くなりと、良曰く、さすれば今急に先づ雍齒を封じて羣臣に論功の一端を示さば、則人人自然に心を堅固にして動搖することなからんと、上よつて酒宴を張り、先づ齒を封じて什方侯と爲し、且つ急に丞相御史を促がして功を定め封を行はしむ、之を聞きて羣臣酒を罷め皆喜びて曰く、陛下に憎まるゝ彼の雍齒すら尚且つ侯に封ぜられたり、況んや我が屬何にも心配するに及ばざるべしと、

陳雷膠漆　范張鷄黍

後漢陳重字景公、豫章宜春人、少與鄱陽雷義爲友、義字仲公、太守擧重孝廉、重以讓義、太守不聽、義明年擧孝廉、俱在郎署、後俱拜尙書郎、義代同時人受罪、以此黜退、重見義去、亦以病免、義後擧茂才、讓於重、不應命、鄉里爲之語曰、膠漆自謂堅、不如陳與雷、三府同時俱辟、竝至御史、

【字解】〔孝廉〕科目の名なり、孝行にして廉直なりとの目を以て朝廷に薦むるをいふ、〔郎署〕郎官の詰め居る官署なり、〔黜退〕しりぞけらるゝこと、〔茂才〕科目の名なり、秀才に同じ、光武の諱を避けて秀を茂に改めしなり、〔膠漆〕にかはとうるしとなり、〔陳與雷〕本傳には雷與陳に作れり、而して上句の堅の字は居銀切音巾にして陳と叶ふなり、故に陳與雷に作りては音調合はざるなり、但し列傳に陳を先にして雷を後にせるより標題に陳雷といひしのみなるに、注文まで陳を先にするは韻語を顧みざる諸本の疎漏と謂ふべきなり、〔三府〕大尉、司空、司徒の三公の府なり、〔御史〕侍御史の侍の字を脱せり、

【義解】後漢の陳重字は景公、豫章郡宜春縣の人也、少年の頃より同郡の鄱陽縣の雷義と親しき友と爲り、倶に魯詩及び

にて近より戰ふこと、〔兩賢〕高祖自らと丁公とを指す、〔戹〕なやみくるしむなり、〔徇〕行く〳〵示すなり、トナフと訓む、〔不忠〕彭城の戰に高祖を助けしことを指す、

【義解】　前漢の丁公は薛人にして季布の種がはりの弟なり、楚の項羽に仕へて其の將と爲り、漢軍と彭城の西に戰ひ、高祖を逐ひつめて、互に戈戟にて接戰す、高祖の身邊殆ど免れ難き狀となりしかば、高祖一計を案じ、丁公に謂つて曰く、貴殿と自分と兩賢相對して、何として鎬を削りて相困むことをせんやと、丁公、高祖より賢者なりと美められしを此の上なく名譽と思ひ、直に兵を引きて退き還れり、其の後項羽の滅ぶるに及び、丁公は曩に高祖を助けしことあるを以て、到りて論功行賞に與らんとして高祖に謁見す、案に相違し、高祖は丁公が其の君項羽に不忠なりしを責めんとして、先づ之を捕へ、軍中を引き廻し諸臣に示して曰く、丁公は項王の臣と爲りて彭城の戰に吾を見逃したるは其の君に不忠なるなり、今項王をして天下を失はしめし者は此の丁公なりと、遂に之を斬りて曰く、後の人臣たる者の丁公に倣ふこと無からしめんが爲めなりと諸臣を戒めたり、

前漢高祖居ニ雒陽南宮一、從ニ復道一望ニ見諸將往往偶語一、上問ニ張良一、良曰陛下起ニ布衣一、與ニ此屬一取ニ天下一、今已爲ニ天子一、而所レ封皆蕭曹故人所ニ親愛一、所レ誅者皆平生仇怨、此屬畏ニ陛下不ニ能盡封一、又恐レ見レ疑ニ過失一及レ誅、故相聚謀レ反耳、上平生所レ憎、羣臣所ニ共知一、誰最甚者、上曰、雍齒與レ我有ニ故怨一、數窘ニ辱我一、我欲レ殺レ之、爲ニ功多一不レ忍、良曰、今急先封ニ雍齒一、以示ニ羣臣一、則人人自堅矣、於レ是上置レ酒、封ニ雍齒一爲ニ什方侯一、而急趣ニ丞相御史一、定レ功行レ封、羣臣罷レ酒、皆喜曰、雍齒且侯、我屬無レ患矣、

【字解】　〔復道〕複道に同じ、又閣道ともいふ、上と下と二重の通りを作れる廊下なり、〔往往〕處處なり、〔偶語〕相對して耳言することなり、〔屬〕やからなり、〔蕭曹〕蕭何と曹參となり、〔窘辱〕くるしめはづかしむるなり、〔自堅〕自然と堅固となりて動搖せざるをいふ、〔趣〕疾く行はしむ、うながすなり、

【義解】　前漢の高祖天下を平げ、雒陽の南宮に居りし時、復道より望み見るに、諸將の處處に相集り相對して耳語する體

晨起當朝、有鳩從承塵上飛下几前、功曹曰、鳩何來、爲禍飛上承塵、爲福飛入我懷、開懷待之、鳩飛入懷中、探得銅鉤、帶之官至數郡太守九卿、有蜀客至長安、私賂張氏婢、婢賣鉤與蜀客、客家喪禍、懼而還張氏、張氏得鉤、復爲二千石、後失鉤張氏遂衰、

【字解】〔當朝〕政務を執り行ふことなり、〔承塵〕塵土の落ち來るを承け防ぐもの、我邦の長押の如きものなり、〔銅鉤〕あかがねのかぎなり、〔九卿〕漢代の九卿は、大常、光祿勳、大鴻臚、大司農、衞尉、太僕、廷尉、宗正、少府是なり、

【義解】三輔決錄に曰く、扶風張氏の先祖は郡の功曹と爲りて、或る日早朝起き出で郡衙にて政務を執りしが、一羽の鳩の承塵より飛び下りて張氏の机前に止まりて人を懼る樣子も無し、功曹之を不思議に思ひて曰く、鳩よ汝は何處より來りつるや、汝は我が爲に禍とならば飛びて承塵に上れ、若し福とならば飛びて我が懷に入れよと、試に懷を開きて之を待ちしに、鳩直に飛びて懷中に入れり、功曹益〻不審に思ひ、懷中を探ぐれば鳩は已に化して銅鉤と爲れり、功曹悅びて常に之を帶びけるに、官益〻陞りて數郡の太守より九卿にまで至りて、實に其の身の幸福とは爲れり、時に蜀客の長安に至る者ありて、此の評判を聞き、之を奪ひて帶ぶれば張氏の如く出世すべしと思ひ、私に張氏の下婢に賂ふ、下婢之を奪ひ取りて蜀客に賣り與ふ、客は此の銅鉤を得てより其の家數〻禍に罹りければ、之を懼れて復張氏に還し遣りぬ、銅鉤を失ひし間は祿に離れし張氏も、再び之を得ては復二千石と爲る、其後鉤を失ひてよりは張氏遂に衰へたりといふ、

丁公遽戮　雍齒先侯

前漢丁公、薛人季布母弟、爲項羽將、逐窘高祖彭城西、短兵接、高祖急、顧謂丁公曰、兩賢豈相厄哉、丁公引兵還、及項羽滅、丁公謁見、高祖以丁公徇軍中曰、丁公爲項王臣不忠、使項王失天下者也、遂斬之曰、使後爲人臣無傚丁公也、

【字解】〔遽戮〕にはかに死罪に行はれしこと、〔母弟〕同母異父の弟なり、〔逐窘〕おひせまることなり、〔短兵接〕弓矢を用ひず、戈戟の類

而命絕、忳鬻一斤營葬、餘悉置棺下、人無知者、忳後署大度亭長、初到有馬馳入亭中而止、其日大風、飄一綉被、復墮忳前、卽言之於縣、縣以歸忳、後乘馬到雒縣、主人見之、問所由得馬、忳具說其狀、幷及綉被、主人曰、卿何陰德而致之、忳因說葬書生事、主人驚曰、是我子也、大恩久不報、天以此彰卿德耳、由是顯名、仕郡爲功曹、

【字解】〔空舍〕人の住まざるあきやなり、〔須臾〕しばらくなり、〔骸骨〕しかばねなり、〔鬻〕賣るなり、ひさぐ、〔署〕官に除するなり、〔綉被〕綉は繡に同じ、ぬひなり、綉被はぬひとりのふすまなり、

【義解】後漢の王忳字は少林、廣漢郡新都縣の人なり、或る時洛陽の都に詣る途上の空舍中に於て、一人の書生金彥といへる者の疾みて困難せるを見、氣の毒に思ひ近寄りて能く能く其の容態を視れば、生の曰ふやう、我が命は暫くの後に絕えなん、腰の下に金十斤あれば之を其の許に進上せん、願くは死後屍を藏め葬らるべしと、言ひ終はるや已に命絕えにけり、忳よつて其の中の一斤を賣りて懇に葬を營み、餘の九斤を棺の下に置きしかど、之を知る者なかりけり、忳は其の後、縣より大度亭の長に除せらる、初め此の亭に到りし時、何方の馬とも知れざるが馳せて亭中に入り來りて止まりて去らず、不思議の事よと思ひけるに、同じ日に大風起りて一枚のぬひとりの被が風に吹かれて飄り來りて復忳の前に墮ちたり、忳よつて之を縣令に申し出でて其の處分を乞ひしに、縣令は何者の所有とも分からざれば、忳の所有と爲すべしとて忳に下されたり、後此の馬に乘りて雒縣に到りしに、其の馬の飼ひ主忳を見て、馬盜人と思ひ、其の馬を得たる故由を尋ね問ひたれば、忳は具に馬の亭中に馳せ込みし事情を說き明し、且つ綉被の飛び來りしことをも併せ語る、主人も事の奇異なるに驚き、卿はそも何の陰德あつて如此幸を得給ひしぞやといふ、忳因て過ぎにし年書生を葬りしことを思ひ出して之を說きしに、主人大いに驚きて曰く、其の書生こそ全く我が子の金彥と申す者なれ、かゝる大恩を蒙りながら知らざることとて久しく御恩に報いざりしかば、天より卿の德を彰はさんとてかやうになされたるなるべしと感じけり、是より忳の名頓に顯れ、郡に仕へて功曹となれり。

三輔決錄、扶風張氏之先、爲郡功曹、

異苑、陳寔字仲弓、荀淑字季和、仲弓與諸子姪造季和父子討論、于時德星聚、太史奏曰、五百里內、有賢人聚、

【字解】〔姪〕兄弟の生みたる子、をひなり、〔德星〕景星のことなり、此の星は常の狀無し、有德者の國に出づるなりといふ、故に一名德星といふなり、〔太史〕天文學者のことなり、

【義解】異苑に曰く、陳寔字は仲弓といひ、荀淑字は季和といふ、或る時仲弓は諸子及びをひ等と倶に季和の父子の處に造り玄理を討論す、時に德星聚り現はれたれば天文學者奏上して曰く、五百里以內に賢人相聚れりと、是れ陳寔荀淑の有德の天に感じたるの證なりとぞ、

後漢郭太字林宗、太原界休人、家世貧賤、博通墳籍、善談論、美音制、遊洛陽、始見河南尹李膺、膺大奇之、遂相友善、名震京師、後歸鄕里、諸儒送至河上、車數千兩、林宗唯與膺同舟而濟、賓客望之以爲神仙焉、

【字解】〔墳籍〕墳は三皇の書なり、又大なりと訓む、伏羲神農黃帝の書は大道を記せり、故に三皇の書を墳籍といふ、〔音制〕制は節制なり聲音に節あるをいふ、〔兩〕車一乘といふに同じ、車に兩輪あり故に兩といふ、

【義解】後漢の郭太字は林宗、太原郡界休縣の人なり、家は世々貧賤なれども、林宗に至り博く三皇の書に精通し、談論を善くし、音聲に節制ありて美はしきなり、嘗て洛陽の都に遊び、始めて河南尹の李膺に見えし時、膺、林宗を一目視るや、之れを凡人にあらずとして此より遂に親友となりて、二人の名聲京師に震ひ顯はれたり、其の後鄕里の界休に還らんとする時、諸儒之を見送りて黃河の上に至れば、其の見送人の車は數千兩の多きに達したり、膺は尤も親しき程、別離の情も亦一入濃かなれば、尙彼方まで見送らんとて林宗と二人舟を同じて河中に出づ、諸の賓客之を望み見て思へらく、彼の純粹潔白なる二人が此の清漣に浮ぶ舟に乘れる狀は、實に神仙の人も此くやと怪まる、許なりと云ひ合へり、

王忳綉被　張氏銅鉤

後漢王忳字少林、廣漢新都人、嘗詣京師、於空舍中見一書生疾困、愍而視之、生曰、我命在須臾、腰下有金十斤、願以相贈、死後乞藏骸骨、已

【字解】〔弱冠〕弱は年二十歳なり、冠は元服なり、男兒二十歳にして元服す、故に弱冠とは二十歳のことなり、〔恨ㇾ之〕玄を恨むなり、玄が天子の縁者と同席するを悦びざるが爲めなり、〔左遷〕當時は右を尊び左を卑む、故に官秩を貶すを左遷といふ、〔蒹葭倚ニ玉樹ㇾ〕蒹葭はあしなり、毛曾に譬へ、玉樹を玄に譬ふ、〔朗朗〕明かなる貌なり、〔日月之入ㇾ懷〕日月を玄の潔白に譬ふ、懷は曾の懷なり、朗々たる日月が汚穢なる曾の懷中に入らば、其の身の不潔を恥づべしとの意なり、

【義解】魏志に曰く、夏侯玄字は太初、沛國譙縣の人なり、少年の頃より世に名を知られ、年二十歳にして黄門侍郎と爲る、或る時御前近く進み見えて、皇后の弟の毛曾と竝び坐す、玄、毛曾の人と爲りを惡み、之と同席することを恥ぢ、其の悦びざる貌顏色に形はれたれば、明帝玄を恨みて、羽林監に左遷すと、世說に曰く、曾と共に坐するを時人評判してあし草の玉樹に倚るといひ、又明かなる日月の不淨なる懷中に入るが如しとて、玄と曾との人物の差の大いなるを云へりとぞ、

晉褚裒字季野、河南陽翟人、康獻皇后父也、少有ニ簡貴之風一、與ニ杜乂一倶有ニ盛名一、冠ニ于中興一、桓彝目ㇾ之曰、季野有ニ皮裏陽秋一、言ニ其外無ニ臧否一而內有ㇾ所ニ褒貶一也、謝安亦雅重ㇾ之、常云裒雖ㇾ不ㇾ言、而四時之氣亦備矣、仕至ニ征北大將軍一、

【字解】〔簡貴〕貴人の優雅なるが如く、物事を成すにおほまかにしてくだ〳〵しからぬこと、〔中興〕東晉の元帝の世をいふ、〔目〕題目なり、人品を評することなり、〔皮裏陽秋〕皮裏は皮膚の裡といふことにして心を指す、陽秋は春秋のことなり、當時簡文后の名阿春の春を諱みて春秋を陽秋と改めしなり、春は萬物生長する時なれば人を褒むることに譬へ、秋は萬物を肅殺する節なれば人を貶すことに譬ふ、卽ち皮裏陽春とは心中に人を褒貶すといふことなり、〔臧否〕よしあしなり、〔四時之氣〕春夏秋冬の氣に暖熱冷寒の差あるが如く、人を褒貶するにも輕重あるをいふ、

【義解】晉の褚裒字は季野、河南郡陽翟縣の人にして、康獻皇后の父也、少年の頃よりおほまかにして貴人と爲るの風あり、杜乂と倶に世に盛名あり、東晉元帝の時には其の名天下に第一たり、桓彝之を評して曰く、季野には皮裏の陽秋ありと、其の理は、季野は外、口にては人の臧否を言はざれども、內心には人を褒め貶す所ありといふとなり、謝安も亦素より之を重んじて、常に裒は口には言はざれども、人を褒貶するの輕重は、四時の氣に差等あるが如く備はれりと、仕へて征北大將軍に至れり、

荀陳徳星　李郭仙舟

舞、導令坐者撫掌擊節、尙俯仰其中、旁若無人、其率詣如此、終衞將軍散騎常侍、

【字解】〔神悟〕心に衆理を悟ること、〔尼父〕孔子のことなり、〔小安豐〕王戎安豐侯に封ぜらる、故に尙を王戎に比して小安豐といふ、〔通謁〕謁は札に姓名を記したるものなり、なふだ、名刺なり、通謁は名刺を差出して面會を求むることなり、〔勝會〕佳賓を請待したる盛會のことなり、〔鴝鵒〕鵙に似て幘あり、其の舌端を切れば能く言語の眞似を爲すといふ一種の小鳥なり、はゝつてうの類なり、〔幘〕かんづつみなり、〔擊節〕拍子取りを爲すこと、〔率詣〕率は眞率なり、さつぱりしたること、詣は至りなり、至極なること、率詣は至りてさつぱりしてあることなり、

【義解】晉の謝尙字は仁祖、年八歲の時、心聰明にして衆理を悟ること成人の如し、其の父の鯤といへる者、賓客を送るとて、尙を引き連れ餞別の席に至れり、或る人曰く、此の兒は一座の顏回なりとて、其聰明を孔門第一の顏回に比したり尙曰く、坐中に孔子程の聖人在らざれば、何として我を顏回なりと見別くることを得んやと、席に居並ぶ賓客皆其の答の人に勝れて異なるに、アット計りに歎稱せり、成長するに及び音樂を善くし、博く衆藝を綜べたれば、王導は之を王戎に比較し、因つて長じて小安豐と呼べり、導に辟されて其の掾と爲る、始めて官府に到りて名刺を通じ會見を求めたりし時、恰も王導に衆賓を招き請じたる盛會ありければ、導尙に謂つて曰く、君は諸藝に達し特に鴝鵒の舞を作すと聞き及べり、今丁度諸賓來會したれば、酒宴の興を添へん爲め一曲舞ひて見すべしと、一座の賓客も皆想を傾けて所望せり、尙は何れも初對面の客なれど何の臆する所も無く、早速支度に取り掛り舞衣及びかんづつみを著け鴝鵒の狀を爲して舞ふ、導は坐客に掌を撫でて拍子を擊たしめたれば、尙は調子を得て坐中に俯しつ仰ぎつ飛び跳ねて旁に人無きが若く舞ひ納めたり、其の至つてさつぱりとしたること概ね此の如し、官は衞將軍散騎常侍に至りて終はれり、

太初日月　季野陽秋

魏志、夏侯玄字太初、沛國譙人、少知名、弱冠爲黃門侍郞、嘗進見、與皇后弟毛曾並坐、玄恥之不悅形於色、明帝恨之、左遷羽林監、世說曰、曾與玄共坐、時人謂蒹葭倚玉樹、又云、朗朗如日月之入懷、

りと議したるを指すなり、〔自剄〕自ら首をはねて死ぬることなり、

【義解】　前漢の平恩侯許伯は許皇后の親なり、新に邸宅を築きて始めて入りて住みければ、丞相より御史、將軍、中二千石に至るまで百官皆新築落成を祝賀し、請待せられて酒宴に列せり、此の時蓋寬饒は司隸校尉の官に居て、獨り此の祝賀會に列せざりしかば、許伯は頻りに使を立て、請待す、寬饒止を得ず、漸くにして往く、時に酒已に酣にして樂作り、長信少府の檀長卿といへる者坐に起ちて舞ひ、猿と犬と相鬪ふの眞似をなしたれば、坐客皆面白がりて大いに笑ひ興ぜり、寬饒獨悅びず、人の止むるにも拘はらず起ち出で歸り、直に長卿の罪狀を調べ奏して曰く、長信少府は列卿の身にありながら、百官の前にて沐猴の舞をなしたり、實に禮を失ひ敬を爲さゞる者なりと、宣帝少府を罪に問はんとせしに、許伯は自己の祝賀會の席上に起りしことなれば、長卿の爲に帝に陳謝し、漸くにして帝の心解き和らげり、さて寬饒は字を次公といひ、魏郡の人なり、經學に明かにして孝行廉直なるを以て其の科に擧げられて郎と爲り、又方正に擧げられ對策して第一等の成績を得たり、人と爲り剛く直くして高きみさをあり其の志は唯一に公に奉ずるのみに在るなり、されど餘りに法を執ることきびしくして、喜んで人を罪に陷れ害ひ、又好みて上の政事をそしりて憚らざれば、君の意をおかして逆ふことあり、當時宣帝方に刑法を用ひ、宦官を信じて之に任せたれば、寬饒奏文を上りて曰く、今の時に方り聖人の道漸く廢れ、儒者の道行はれず、刑餘の宦官を周公召公の如く聖賢なりと思ひ、法律さへあれば國家は治まるものと思ひて之を詩經書經の如くに考へ居るなりと、又韓氏易傳を引きて言ふ、五帝は天下を官にし、三王は天下を家にす、家にすとは天下を以て世々其の子孫に傳ふるをいひ、官にすとは天下を以て當時の賢者に禪り傳へ、四時の運り運ぐるが如く、功成りたる者は自ら去り、漸次に德ある者之に繼ぎて功を立つるをいふなりと、此の意適に天子其の人を得ざれば其の位を去るべしとのことなれば、やがて大逆無道と見做され、帝は其の上を怨みそしれる廉を以て、遂に之を獄吏に引き渡したり、寬饒免ること能はざるを知り、終に自ら首をはねて死にけり、

晉謝尚字仁祖、八歲神悟夙成、其父鯤嘗攜之送客、或曰、此兒一座之顏回也、尚曰、坐無尼父、焉別顏回、席賓歎異、及長善音樂、博綜衆藝、王導比之王戎、長呼爲小安豐、辟爲掾、始到府通謁、導以其有勝會、謂曰、聞君能作鴝鵒舞、一座傾想、尚便著衣幘而

し、然るに子何ぞ獨悲しみ哭くやと、和曰く、吾は足斷られしを悲むに非ず、彼の寶玉にして石なりと名付けられ、又貞正の士にして詐僞なりと名けられしを悲むに因つてかく悲み哭くなりと、文王之を聞き、しからばとて今度は玉人をして其の璞を琢き理めしめしに、果して寶玉を得たり、因つて遂に之に命名して和氏の璧といへりしとぞ、

檀卿沐猴　謝尚鴝鵒

前漢平恩侯許伯入第、丞相、御史、將軍、中二千石皆賀、蓋寬饒爲司隷校尉、不行、許伯請之、迺往、酒酣樂作、長信少府檀長卿起舞、爲沐猴與狗鬬、坐皆大笑、寬饒不說、因起趨出劾奏、長信少府以列卿而沐猴舞、失禮不敬、宣帝欲罪少府、許伯爲謝、迺解、寬饒字次公、魏郡人、明經、以孝廉爲郎、擧方正、對策高第、爲人剛直高節、志在奉公、然深刻喜陷害人、又好言事刺譏、奸犯上意、時上方用刑法、信任宦官、寬饒奏曰、方今聖道寖廢、儒術不行、以刑餘爲周召、以法律爲詩書、又引韓氏易傳言、五帝官天下、三王家天下、家以傳子、官以傳賢、若四時之運、功成者去、上以其怨謗、遂下吏、自剄、

【字解】〔入第〕第は邸宅なり、新に邸宅を築き、始めて入りて住むをいふ、〔不行〕祝賀に行かざるをいふ、〔爲〕眞似を爲すなり、マネスと訓む、〔沐猴〕獼猴なり、さるなり、〔坐〕坐客なり、〔說〕悅ぶなり、〔劾奏〕罪ある者を調べて天子に申し上ぐること、〔孝廉方正〕二者共に士を徵すの科目なり、〔高第〕對策の優等の成績なり、〔深刻〕法を執るのきびしきをいふ、〔刺譏〕そしるなり、〔奸犯〕おかすなり、〔寖〕やうやくなり、〔刑餘〕一旦刑に處せられ餘命を保つ者なり、卽ち宦官を指す、〔三王〕夏、殷、周の三代の王なり、〔五帝〕小昊金天氏、顓頊高陽氏、帝嚳高辛氏、唐堯、虞舜是なり、〔怨謗〕うらみそしるなり、此には寬饒の說に天子其の人を得ざれば其の位を去るべしとあれば、執金吾は寬饒上を怨み謗り且つ禪を求めんとするの下心あれば大逆不道な

して償ひたり、其の後休暇に歸りたる者舍に還りて過ちて持ち去りし金を返金す、金を亡ひて不疑より金を取りし郎大いに慙ぢたりといふ、此より不疑の高潔に感じて人皆長者なりと稱へ合へり、其の後次第に立身して中大夫に遷る、不疑の名高く德顯る、に付け、人之を妬み、闕廷にて百官朝見する時、百官の中誰かゞ不疑をそしりて曰く、不疑は人並以上の美貌を具へたれば容易に美人を得らるべきに、物好きにも嫂と私通したりとは何事ぞやと、不疑之を聞きて唯我には兄なしとのみいひて、終に其無實の辨明をせざりしといふ、景帝の末に御史大夫と爲れり、

韓非子曰、楚人和氏、得玉璞楚山中、奉獻厲王、王使玉人相之、曰石也、王以和爲詐、而刖其左足、及武王卽位、和又獻之、王使玉人相之、又曰石也、王又以和爲詐、而刖其右足、文王卽位、和乃抱其璞而哭於楚山之下、三日三夜、泣盡而繼之以血、王聞之使人問其故曰、天下之刖者多矣、子奚哭之悲、和曰、吾非悲刖也、悲夫寶玉而題之以石、貞士而名之以詐、此吾所以悲也、王乃使玉人理其璞而得寶焉、遂命曰和氏之璧、

〔字解〕「玉璞」璞は玉の石中に在る者の稱なり、未だ琢かざる玉なり、あらたまといふ、「玉人」玉を琢く工人なり、玉人を玊人に作りて音キウと讀ますは後世の事にして古はさることなし、「相」鑒定することなり、「刖」五刑の一なり、足を斷つこと、アシキルと訓む、「泣」涕なり、「貞士」和氏自ら指すなり、

〔義解〕韓非子に曰く、楚國の人に和氏といへる者あり、嘗て楚山の中にて璞玉を得、之を己が寶とせずして捧げて厲王に獻りしに、王、玉人をして之を鑒定せしめたる所、玉人は一見して此は石なりといふ、王怒りて和氏は上を詐る者と爲して其左足を斷ちたり、武王の位に卽くに及び、和氏又件の璞を獻上したりしに、武王も亦玉人をして之を鑒定せしめたる所、玉人は又此は石なりといふ、王又怒りて和氏は上を詐はる者と爲して其の右足を斷ちたり、文王の代と爲りて和氏は其の璞を抱きて楚山の麓に哭くこと三日三夜打續き、涕も出で盡きて血を流すまでに至れり、文王之を聞き、人をして哭く理を問はしめて曰く、天下に於て足を斷らる刑にある者多

元皇帝なり、故に時人の諺に曰く、詰汾皇帝は其の婦の里方無く、又力微皇帝は母方の家無しと、力微とは神元皇帝の諱なり、

蜀王本記曰、荆人鼈令死、其屍流亡、隨江水上至成都、見蜀王杜宇、立以爲相、杜宇號望帝、自以德不如鼈令、以其國禪之、開明帝下至五代、有開明尚、始去帝號、復稱王、

【字解】〔荆人〕楚國の人なり、〔見蜀王杜宇〕鼈令蘇生して、蜀王杜宇に見えしをいふ、

【義解】 蜀王本記に曰く、楚國の人鼈令といふ者死し、其の屍流れ亡せて搜索すれども見えず、江水を泝り、三峽を過ぎ汶に入り、遂に蜀の成都に至りて蘇生し、蜀王杜宇に見ゆ、王其の德あるを知り鼈令を立て、相と爲す、さて蜀の始王を蠶叢といひて王號なりしが、杜宇に至り自ら帝號を稱して望帝といふ、望帝自ら其の德鼈令に如かざるを知り、其の國を鼈令に禪る、之を開明帝といふ開明帝より五代目の開明尚に至り、始めて帝號を去りて復王號を川ひたりといふ、

不疑誣金　卞和泣玉

前漢直不疑南陽人、爲郎事文帝、其同舍有告歸、誤持其同舍郎金去、已而同舍郎覺亡、意不疑、不疑謝有之、買金償、後告歸者至而歸金、亡金郎大慙、以此稱爲長者、稍遷中大夫、朝廷見、人或毀曰、不疑狀貌甚美、然善盜嫂何也、不疑聞曰、我乃無兄、然終不自明、景帝末爲御史大夫、

【字解】〔告歸〕休假を得て家に歸ることなり、〔意〕疑ふなり、〔買金償〕衣物などを賣り金に換へて、つぐなひしをいふ、〔長者〕德ある者の稱にして猶大人といふに同じ、〔朝廷見〕禁中にて百官朝見する時をいふ、〔毀〕そしるなり、〔嫂〕あによめなり、〔盜〕私通するなり、

【義解】 前漢の直不疑は南陽の人なり、郎官と爲りて文帝に事ふる時、其の同舍の者にして休暇を賜はり家に歸るとて誤りて其の同舍の郎の金を持ち去りぬ、其の後同舍の郎己れの金の亡失せしことに氣付き、此は必ず不疑が盜みしものと疑ひたり、不疑之を聞きて之を爭はず、己れの衣類などを賣りて金を調へ、汝が疑ひしが如く汝の金は此にありとて陳謝

晏子春秋曰、晏嬰字平仲、爲齊相、常食脫粟米、不重味、

【字解】〔脫粟米〕脫はぬぐなり、はなすなり、粟は米のまだ籾殼を去らざるもの、もみなり、脫粟米とは才に籾殼を去りたる計の米にして精ざる米なり、

【義解】晏子春秋に曰く、晏嬰字は平仲、齊の宰相たれば衣食に何の不足も無き身なれども、元來儉約の性なれば、常に精ざる米の飯を食ひ、肴は僅に一品にして美味を多く食はざりきとぞ、

詰汾興魏　鼈令王蜀

北史、魏聖武皇帝諱詰汾、嘗田於山澤、見輜軿自天而下、既至、見美婦人、自稱天女、受命相偶、旦日請還、期年周時、復會于此、言終而別、及期帝至先田處、果見天女、以所生男授帝曰、此君之子也、當世爲帝王、語訖而去、卽始祖神元皇帝也、故時人諺曰、詰汾皇帝無婦家、力微皇帝無舅家、力微神元諱、

【字解】〔興魏〕北魏の朝の基を興しゝをいふ、此の二字注文に無し、意を取りしなり、〔聖武〕遠祖の追號なり、生前帝位に卽きしに非ず、〔田〕禽を捕るなり、獵するなり、〔輜軿〕婦人の車なり、婦人乘りて顏を見られざるやう四方に屛蔽ある車なり、〔受ㇾ命〕天帝の命を受くるなり、〔相偶〕夫婦の契をなすことなり、〔期年周時〕一箇年後の今月今日なり、〔訖〕をはるなり、〔神元〕追號なり、〔舅家〕舅は母の兄弟なり、をぢなり、舅家は母方の家なり、

【義解】北史に曰く、聖武皇帝諱は詰汾、或時山澤に出でて獵したりしに、遙彼方の天より婦人乘りの車の徐々と下り來るを見付けたり、既にして地に降りければ、近づき見るに美しき婦人一人の乘り來りしなり、婦人は自ら天女なりと稱し、且つ天帝の命を受けて卿と夫婦の契を結ばん爲に天降りたりといふ、因つて一夜の契を結びしに、明旦天に還らんと請ひ、又曰ふに一箇年後の今月今日復此處にて會見せんと、言ひ終りて昇天したり、一箇年の後に至り帝先年田獵せし處に至りしに、約束通り件の天女已に天降り來りて相待ち、帝の至るを見るや、其の生みし所の男兒を帝に授けて曰く、此れは君の子なり、此の後當に世々帝王たるべしと、語り訖りて又天上し去りたり、此の授けられたる男兒が卽ち始祖の神

通經、好違時絶俗、爲激詭之行、常慕梁伯鸞閔仲叔之爲人、桓帝時爲萊蕪長、遭母憂、不到官、後辟大尉府、以狷急、常佩韋於朝、議者欲以爲侍御史、因遁逃梁沛閒、賣卜於市、遭黨人禁錮、遂推鹿車、載妻子、捃拾自資、或寓息客廬、或依宿樹陰、如此十餘年、乃結草室而居、有時絶粒、窮居自若、閭里歌之曰、甑中生塵范史雲、釜中生魚范萊蕪、

【字解】〔受レ業〕學業を樊英に受けしをいふ、〔通レ經〕馬融に就きて經義に通じたるをいふ、〔激詭〕人にさからひて異なること、〔憂〕喪なり、〔狷急〕性質がたよりて氣短なること、〔佩レ韋〕韋はもみかはなり、韋を佩ぶるは、性急なるを緩くせんとするの意なり、昔の西門豹の故事に倣ひしなり、〔黨人禁錮〕後漢の靈帝の時徒黨を組みて政道を譏りて終身禁錮せらしことをいふ、〔鹿車〕一頭の鹿に牽かする小車なり、柴車ともいふ、〔捃拾〕捃は拾ふなり、捃拾とは落穗を拾ふなり、〔自資〕自ら給するなり、〔客廬〕はたごやなり、〔草室〕わらやなり、〔甑〕こしきなり、〔釜中生レ魚〕久しく物を烹ざれば釜中の水腐りて魚の生ぜしをいふ、〔范萊蕪〕范冉嘗て萊蕪縣令と爲りしことあり、故にいふ、

【義解】後漢の范冉字は史雲、陳留郡外黄縣の人なり、學業を樊英に受け、馬融に就きて經義に通ず、時に世俗亂れて正道地に墮ちければ、自ら好みて時人に違ひて世俗との交際を絶ち、人にさからふ異樣の行を爲し、梁伯鸞や閔仲叔の人と爲りを慕ひて世を逃れんとす、桓帝の時、萊蕪縣の令と爲りしかど、母の喪に遭ひたれば官に到らずして家に退きたり、後大尉の府に辟されて出仕する時、性質偏りて氣短なれは、常に韋を腰に佩びて其の性を矯め直さんとす、朝議に冉を侍御史と爲さんとするを聞き、之を欲せずして梁沛の閒に遁れ隱れ、糊口の爲に市中に賣卜せり、靈帝の時に黨人が禁錮せらるゝに及び、其の徒黨と疑はれんことを恐れ、遂に鹿車に妻子を載せて自ら之を推し、四方を流浪して落穗などを拾ひて自ら生活に給し、或る時ははたごやにやどり、或る時は木蔭に臥し、困苦を嘗むること十餘年、其の後漸くにして草室を結びて居たれども、時には米粟を絶ちて飢に困めり、かゝる窮迫の境遇に在りと雖、自若として富貴を希はざるなり、故に其の里人は之が爲に歌を作りて曰く、久しく飯を炊がざれば甑の中に塵積る范史雲、絶えて物を烹ざれば釜の中に魚泳ぐ范萊蕪と、

もめなり、〔姑〕夫の母なり、しうとめなり、〔嫁レ婦〕嫁はよめいりなり、此には再縁の意なり、婦は寡婦なり、古昔の習に寡婦と爲りて子無ければ再縁するの風あり、故に寡婦を嫁せしめんとす、〔誣〕無實を告ぐるなり、しふなり、此には寡婦が母を殺したりとしふるをいふ、〔寃結〕無實の罪に陷りたる怨の結ぼるゝことなり、

【義解】　淮南子に曰く、庶女の怨靈天に告げたるにや、雷鳴り電光りて遂に落雷し、景公は臺より隕ちて支體傷き折れ、海水溢れ出でつなみとなると、許愼之に注して曰く、庶女とは庶人の賤しき女にして齊の寡婦なり、夫に死に別れて子無けれども再縁もせず、姑に事へて謹み敬へり、姑には一男一女ありて、其の男已に死たれば、一女は母の財物を專有せんと思へども、寡婦ありては恣にすること能はざれば、母を說きて婦を嫁せしめんとす、婦貞節を盡さんとて承知せざるなり、女よつて自ら母を殺し、寡婦之を殺したりと訴へ出でたり、齊の景公之を裁判する時、寡婦自ら其の無實なることを明らかに陳ぶること能はず、姑殺しの大罪を負ひて刑せられたり、因つて其の無實の罪に陷りたる怨靈の結ぼれて天に告げたるにより、此の如く變事ありしなりといふ、

燕鄒衍事二燕惠王一、左右譖レ之、被レ繫二於獄一、仰レ天而哭、盛夏天爲レ之降レ霜、江淹書曰、昔者賤臣叩レ心、飛霜擊二於燕地一、庶女告レ天、振風襲二於齊堂一、

【字解】　〔燕鄒衍〕此の條の註文降霜までは淮南子に出て、昔者以下は文選に出づ、〔譖〕そしりつぐるなり、〔江淹書〕江淹が宋の建平王に上りし書なり、此は廣陵縣令の郭彥之といへる者、無實の罪に獄舍に繫がるを救はんとて作りしものなり、〔賤臣〕燕の鄒衍を指す、〔叩レ心〕心は胸なり、胸を叩くは怨恨の狀なり、〔庶女〕齊の寡婦なり、前條の註文を見よ、〔襲〕入るなり、

【義解】　淮南子に曰く、戰國時代の燕の鄒衍は、燕の昭王惠王の二代に事ふ、惠王の時、左右の者、衍が忠義を妬みて、之を惠王にそしり告げければ、衍は寃罪を冠りて獄舍に繫がれたり、衍之を恨み天に仰ぎて哭きぬ、天之を憐み、正道を枉ぐる者を懲さんとて、盛夏の頃に霜を降らして之を戒めたりとなり、又江淹が宋の建平王に上りし書に、郭彥之の寃罪を訴へて曰く、昔時燕の鄒衍は心を叩きて無實の罪を恨みたれば天之を不閔に思召して降りしきる霜を眞夏に燕地に積らせたり、又齊の庶女は姑殺しの惡名を負はされしを恨みて天に告げければ、天亦風を振ひ起し雷を落して齊の景公の宮殿にまで入れしと云へば、今郭彥之の件に付きても、かゝる天の怒を買はざるやう邪正の道を明かにすべしと諫めけり、

范冉生塵　晏嬰脫粟

後漢范冉字史雲、陳留外黃人、受レ業

事無所變更、一遵何之約束、參薨、百姓歌之曰、蕭何爲相、講若畫一、曹參代之、守而勿失、載其清淨、民以寧一、

【字解】「趣裝」趣は音促なり、うながすなり、速かなり、趣裝は旅支度を促すことなり、此の二字本傳に無し、意を取れるなり、「割符」わりふを授くるには一半は與へ一半は留め置く、よつて割くといふ、故に符を割くといへば符を授くることなり、「安集」民安んじて懐つきあつまるなり、「舍人」家人なり、「趣治行」趣は速かなり、治行は行裝をするなり、「擧事」擧は皆なり、こぞりてなり、擧事は事總てなり、「薨」公侯の卒去に用ふる字なり、「講」和ぐなり、「畫一」一文字を畫きたるが如く、直道を行ひて整齊なるをいふ、「載其清淨」載は行ふなり、其は嘗て學び得たる所を指す、清淨は老子の無爲の治を指す、即ち政を爲すに式法の煩瑣なるに拘はらず心を清くするをいふ、其の清淨を載ふとは嘗て學び得たる清淨無爲の治を行ふとなり、「寧一」安らかに一樣になることなり、

【義解】前漢の曹參は沛縣の人にして高祖と同鄕なり、高祖起つに從ひて功ありければ、符を受けて平陽侯に封ぜらる、高祖、長子の肥を齊王と爲し、參を其の相國と爲す、九年にして齊國治まり、民安かに其の德に懐き集りて、大いに賢相と稱せり、時に參は蕭何の薨じたることを聞き、其の家人に告げて速に行裝を治めよ、吾れ將に朝廷に入り、何に代りて相國と爲らんと、後幾何も無く、案の如く參を朝に召して宰相と爲す、參、蕭何に代りて相となれども、從來の施設は總て變へ更むることをせず、一々何か約束したる法規に從ひて執り行ひしなり、後參の薨ずるや、百姓歌を作りて曰く、蕭何の宰相爲りし時は世の中和ぎて整齊たりき、曹參之に代りて何の道を守りて失はず、嘗て學びたる清淨無爲の治を行ひたれば、民皆安らかに世を過ごせりと、

庶女振風　鄒衍降霜

淮南子曰、庶女告天、雷電下擊、景公臺隕、支體傷折、海水大出、許愼曰、庶賤之女、齊之寡婦、無子不嫁、事姑謹敬、姑無男有女、女利母財、令母嫁婦、婦終不肯、女殺母以誣婦、婦不能自明、寃結告天、

【字解】「庶女」庶人の女なり、「振風」雷鳴りて風頻に振ひ起ることなり、「支體」支は肢に同じ兩手兩足の四肢なり、支體はからだ全體なり、「許愼曰」此より以下淮南子の註文なり、「寡婦」夫無き婦なり、や

け、詔を作りて瓘が官を免じたり、後遂に一家悉く害せられたりといふ、

于公高門　曹參趣裝

前漢于定國字曼倩、東海郯人、其父于公、爲縣獄史、郡決曹、決獄平、羅文法者、于公所決、皆不恨、郡中爲之生立祠、始其閭門壞、父老方共治之、于公謂曰、少高大閭門、令容駟馬高蓋車、我治獄多陰德、未嘗有所冤、子孫必有興者、至定國、宣帝時爲丞相、封西平侯、子永爲御史大夫、封侯傳世云、

【字解】〔于公〕于は姓なり、公は敬稱にして名に非らず、其の名字詳ならざれば史官之を公といひしなり、〔文法〕文は法なり、又法を深刻に適用するを文といふ、文法は法律なり、〔閭門〕里門なり、〔壞〕くづるなり、〔駟馬〕四頭立ての事なり、大夫以上の事をいふ、〔冤〕無實の罪なり、

【義解】前漢の于定國字は曼倩、東海郡郯縣の人なり、其の父の于公は縣の獄史と爲り、後又郡の決曹と爲る、獄を裁決することと公平にして、法律に罹りて于公の判決を受けたる者は一人として不足を云ふ者無し、因つて郡中之が爲に于公がまだ生存中祠を立て、祀れりといふ、始め其の里の門崩壞しければ、里の父老打ち集ひて共に倶に之を修理せんとす、于公、父老に謂つて曰く、閭門を修理するならば今少しく高く大いにして、駟馬や高き蓋を附けたる貴人の車などの容易に通過し得るやうにすべし、我れ久しく獄を治めて人の知らざる德を施し、且つ未だ嘗て無實の罪に陷れしことあらざれば我が子孫には必ず世に時めく者出で來て、駟馬高蓋車に乘じて此處を通ることあらんと、果して其の子の定國に至り、宣帝に仕へて丞相と爲り、西平侯に封ぜられ、定國の子の永は御史大夫と爲りて侯に封ぜられ、皆世に榮えて其名後世にまで傳はりたりと云ふ、

前漢曹參沛人、從高祖有功、剖符封平陽侯、高祖以長子肥爲齊王、以參爲相國、九年齊國安集、大稱賢相、蕭何薨、參聞之、告舍人趣治行、吾且入相、居無何、果召參、參代何爲相、擧

人に語る、夫人も盎の直諫に感じて黃金五十斤を賜ふ、其の後も數〻諫むるを以て久しく宮中に奉仕することを得ず、外に出で、隴西郡の都尉と爲りしといふ、

晉書、衞瓘字伯玉、河東安邑人、武帝時、遷司空、爲政清簡、甚得朝野聲譽、惠帝爲太子、朝臣咸謂、純質不能親政事、瓘每欲陳啓廢之、而未敢發、後會宴陵雲臺、瓘託醉、因跪帝牀前曰、臣欲有所啓、欲言而止者三、因以手撫牀曰、此座可惜、帝悟、因謬曰、公眞大醉邪、瓘不復有言、賈后由是怨之、後告老進位大保、就第、惠帝立、以瓘錄尚書事、賈后素怨瓘、且忌其方直不得騁己淫虐、啓帝作詔、免瓘官、遂被害、

【字解】〔淸簡〕公明にして煩雜ならざることなり、〔純質〕性質なり、〔謬〕いつはるなり、〔賈后〕惠帝の后なり、〔騁〕走すなり、恣にするをいふ、〔淫虐〕淫亂暴虐なり、

【義解】 晉書に曰く、衞瓘字は伯玉、河東安邑縣の人なり、武帝の時司空に遷り、政事を執り行ふに公明にして煩雜ならざれば、朝にも野にも甚だ名譽ありたり、惠帝の太子たりし時、朝廷の群臣皆、太子の性質愚鈍なれば假令位に卽き給ふとも、政事を親ら裁くこと能ふまじと謂へり、瓘も之を憂ひ武帝に申し上げて之を廢せんと欲すれど、親子の間の事なれば兎角に云ひ遲れて、好き機會を得ざりけり、後會〻武帝の陵雲臺に群臣を會して宴するに際し、瓘は此の時こそよけれと醉に紛ぎらして帝の牀の前まで進み出でて曰く、臣少しく陛下に申し上げんとすることありと、太子の事を言はんとして止むること三度に及び、遂に口に發すること能はず、唯手にて牀を撫でて此の座惜むべしといへり、帝賢明なれば、直に其の意を悟り、因つて態と知らざる眞似して、公は眞に能く醉ひたるかと云ひ紛ぎらしたれば、瓘は重ねて言ふこと能はざりき、賈后是に由りて瓘を怨みに思へり、後老衰の故を以て位を退かんことを乞ふ、武帝位を太保に進めて其の第宅に於て老を養はしむ、惠帝立ちて又瓘を召し尚書の事を錄せしむ、賈后素より瓘が曩に太子を廢せんとしたりしことを怨み、且つ方正直道を守りて政を執るを以て、己が淫亂暴虐を恣にすることを得ざるを忌み、惠帝に瓘を惡しざまに申し上

國家の一大事にして、しかく輕々になすべきに非ず、まして袁氏の爭ひの如きは再び聞くも忌まはしきなりと、是に由て太子は丕に決して國礎の動搖を免れたり、故に其の後太祖玠を目指して此れ古の所ㇾ謂國の司直にして我れの周昌なりと稱へたりとぞ、

袁盎卻坐　衞瓘撫牀

前漢袁盎字絲、安陵人、孝文時爲中郎將、上幸上林、皇后愼夫人從、其在禁中、常同坐、及坐郎署、盎引卻夫人坐、夫人怒不肯坐、上亦怒起、盎因前說曰、臣聞尊卑有序、則上下和、今陛下既已立后、夫人迺妾、主豈可同坐哉、且陛下幸之則厚賜之、陛下所以爲愼夫人、適所以禍之也、獨不見人豕乎、上迺說、入語愼夫人、夫人賜盎金五十斤、然亦以數諫、不得久居中、

【字解】〔上林〕秦の始皇帝の開きし苑の名なり、〔皇后〕竇皇后なり、〔夫人〕天子の妾を夫人といふ、〔郎署〕上林苑に在る直衞の官署なり、〔引卻〕引きしりぞけて下位に据るなり、〔厚賜ㇾ之〕厚く之に財物を與へよとの意なり、〔人豕〕戚夫人の故事なり、漢の高祖戚夫人を愛し其の子如意を太子に立てんとす、高祖崩御の後、呂后は怨深き戚夫人を捕へ、手足を斷ち、眼を穿り、耳を聾にし、瘖藥を與へて啞と爲し、之を廁の中に入れて人豕と呼びしなりといふ、

【義解】前漢の袁盎字は絲、右扶風の安陵の人なり、孝文帝の時に中郎將と爲る、帝上林苑に幸し、竇皇后と愼夫人と之に從ふ、皇后と夫人との禁中に在る時は常に高下齊しき坐に居て、尊卑の別亂れたり、今苑中の直衞の官舍に坐する時、盎が中郎將たるの故を以て、豫め夫人の席を皇后の席より引き下げ設けて之を待つ、夫人己が坐の皇后より遙に下方に在るを見、怒りて肯て坐せず、帝も亦怒りて坐より起ち給ふ、盎因つて前み說き諫めて曰く、臣承るに尊きと卑しきとに序ありて亂れざれば上下の義立ちて和睦すと、今陛下既に皇后を立て給ひて其の位陛下に竝べり、夫人は是れ陛下の妾なり、天下の主たる者豈に其の妾と坐を同じくすべけんや、且つ陛下夫人を愛幸せんと欲せば、厚く財物を賜ふべし、ゆめ其の尊卑を混同すべからず、陛下が愼夫人の爲にする所以は、是れやがて夫人に禍する理なり、陛下彼の人豕の出來事を見給はずやと、上漸くにして尤もと思ひ、怒を和け、内に入りて愼夫

爲りしをいふ、〔由レ本〕本は德なり、〔文帝爲二五官將一〕建安十六年に曹操の子の丕を五官中郎將と爲して丞相の副と爲し、をいふ〔親眷〕親愛眷顧することなり、親眷する所とは親戚眷族の者をいふ、〔戻〕罪なり、〔遷次〕官職をすゝむることなり、〔請謁〕請待して謁見するなり、〔班〕分つなり、〔素馮几〕白木の脇息なり、〔蔬食〕野菜の料理なり、粗末なる食物のこと、〔振施〕振は賑に同じ、賙給するなり、めぐみにぎはすなり、振施はめぐみほどこすなり、〔覆レ宗〕覆は倒すなり、宗は宗家なり本家なり、覆宗とは家を滅すことなり、〔國之司直〕詩經鄭風羔裘篇の語なり、國君の爲に直道を主る人なりとの意なり、〔我之周昌〕我は曹操自らいふなり、周昌は漢の高祖の臣にして、高祖が太子を廢して戚夫人の子の如意を立てんとするを諫めて、遂に惠帝を立てしなり、今毛玠の嫡庶を爭ふは周昌に似たりとの意なり、

【義解】　魏志に曰く、毛玠字は孝先、陳留郡平丘縣の人なり、魏の太祖が未だ後漢の獻帝に仕へて丞相たりし時、玠は嘗て東曹掾と爲り、西曹掾の崔琰と俱に選擧を典り、專ら正道を以て主旨とせるを以て、其の擧げ用ひられたるは、皆潔白正直の士のみなり、又假令世に名ある者と雖、其の行ひが德に由らず、唯表面のみの者は終に進み擧げらるゝことを得ざるなり、又務めて儉素を以て人の手本と爲る故に、當時の士人は淸廉節操を以て自ら勵み、位貴く君に寵遇を受くる臣と雖、其の乘もの衣服等凡て其の分に過ぎざるやうするなり、太祖此の風を見て歎じて曰く、人を登用するには此のやうな者を用ふれば、天下の人をして自ら治めしむるべけれ

吾れ三公の位に居るとも何の爲す所も無しと感じたり、其の後文帝の曹丕がまだ五官將たりし時、親しく自ら玠の家に詣り、曹氏の親戚眷族の甲乙をさる官職に擧用せられんことを依頼せしに、玠答へて曰く、老臣は今まで能く公正に職を守り來りたるを以ての故に、幸に罪を免ることを得たりしなり、今依頼せらるゝ所の人々は、氣毒ながら其の官職に登用し得る資格無き者なれば、仰を承ること能はずと斷りたり、其の後度々玠を請待して謁見の上頼みたれども、其の說遂に行はれざりきといふ、かゝる剛直の人なれば、當時の人は之を憚りて、官に就かんとて賄賂等を行はんとする者は絕對に無くなりしなり、初め魏の太祖の柳城を平げて、其の獲取したる器物を諸將に分配する時に、玠には特別に、白地の屛風と白木の脇息とを賜ひて曰く、君は古人の風格あれば、ことさらに古人の物を賜ふなりと、玠は高く顯れたる位に居り乍ら、常に布の衣を着け、野菜の食物を食ひ、上より賜はる物は悉く貧しき人々に惠み施したり、後漢衰へ、魏國初めて建つに及び、僕射と爲りて復選擧を典る、時に太子には誰がなるか未だ定まらざるに、臨菑侯の曹植は太祖に寵せられ、且つ奸人ありて嫡子の丕を譏し、庶子の植を後嗣となさんとしければ、玠密に太祖を諫めて曰く、ツヒ近者袁紹は嫡子と庶子との區別を立てざりしを以て、兄弟後嗣を爭ひ、遂に家を覆し國を滅すに至れることは篤と知り給ふらん、太子の廢立は

其の妻の韓氏に謂つて曰く、今は貧乏にて飢寒の苦ありとも能く之を堪へ忍べよ、我れ將來當に三公となるべければ、其の時に至り、汝が三公の夫人としての務が出來るや否やを氣遣ふのみと、後果して貴官に榮うるに及び、韓氏は貞淑謹愼の德を修め、儉約を主として、其の家を齊へたりといふ、さて裴楷は能く人を知るの鑒識あり、或る時濤の相を觀て此の人の器量の深大なる、山に登りて下に臨むが如く、幽かにして深く遠きなりといへり、又王戎も濤を目利して掘り出しの玉錬らざる金の如く、人皆其の寶なるを知りて之を敬ふと雖、明かに此は如何程の器量あるものと名づくること能はざるなりと、又梁の任昉が范雲の尙書吏部を讓る表を代作して云く、魏に在りては毛玠の公明方正なる、晉に在りては山濤の識見器量ある、實に天下の雙璧なり、臣を以て之に況ぶれば又雲泥の如き差ありてとても比較にならぬなりとて、濤の器量を稱へたりといふ、

魏志、毛玠字孝先、陳留平丘人、魏太祖爲相、玠嘗爲東曹掾、與崔琰並典選擧、其擧用皆淸正士、雖有盛名、而行不由本者、終莫得進、務以儉率人、由是士以廉節自勵、雖貴寵之臣、輿服不敢過度、太祖歎曰、用人如此、使天下人自治、吾復何爲哉、文帝爲五官將、親自詣玠、屬所親眷、答曰、老臣以能守職、幸得免戾、今所說人、非遷次、是以不敢奉命、請謁不行、時人憚之、初太祖平柳城、班所獲器物、特以素屛風素馮几賜玠曰、君有古人之風、故賜君古人之服、玠居顯位、常布衣蔬食、賞賜以振施貧族、魏國初建、爲僕射、復典選擧、時太子未定、而臨菑侯植有寵、玠密諫曰、近者袁紹以嫡庶不分、覆宗滅國、廢立大事、非所宜聞、後太祖目指曰、此所謂國之司直、我之周昌也、

【字解】〔太祖爲相〕後漢の獻帝建安十三年に、曹操が自ら丞相と

とする者あれば、其の人に代りて其の文辭を作り遣るなり、爰に東平國に太叔廣といへる者ありて辯舌淸爽にして如何なる難問も言ひ明かすなり、よつて廣が談論する時には虞は對ふる能はざるなり、されど又虞が文章を作りて論ずる時には廣は之が答書を作る能はざるなり、故に互にあざけり笑ひ、世間にても二人の優劣を論じて紛々と喧しく爭ひたりと云ふ、

山濤識量　毛玠公方

晉書、山濤字巨源、河內懷人、少有器量、介然不羣、年四十始爲郡上計掾、擧孝廉、武帝時遷吏部尙書、前後選擧、周徧內外、竝得其才、官至右僕射、贈司徒、初濤布衣家貧、謂妻韓氏曰、忍飢寒、我後當作三公、但不知卿堪作夫人不耳、及居榮貴、貞愼儉約、裴楷有知人鑒、嘗謂濤、若登山臨下、幽然深遠、王戎亦目濤如璞玉渾金、人皆欽其寶、莫知名其器、梁任昉爲范雲讓尙書吏部表云、在魏則毛玠公方、居晉則山濤識量、以臣況之一何遼落、

【字解】〔器量〕器は材のあるにいひ、量は德の充つるにいふ、器量とは材德のかさにして物の用に役立はたらきなり、〔介然〕彼れ此れと分ち辨へて混合せざる貌なり、〔內外〕京官と外官となり、〔布衣〕庶人なり、庶人は布衣を着く、故にいふ、〔璞玉〕掘り出したるばかりの玉、あらたまなり、〔渾金〕未だ鍛錬せざる金なり、〔欽〕敬ふなり、〔公方〕私心なく方正なるをいふ、〔識量〕識見器量なり、〔況〕たとふるなり、〔一何〕又何ぞといふに同じ、〔遼落〕遠く下方に在るといふ意なり、

【義解】晉書に曰く、山濤字は巨源、河內郡懷縣の人にして竹林七賢の一人なり、少年の頃より器量勝れ、世の俗物と分明に差別ありて交を結ばざるなり、よつて年四十に至るまで仕官せざりき、四十歳の時始めて郡の上計掾と爲る、後孝廉に擧げられる、此より其の器量を認められ、武帝の時に吏部尙書にまで遷り、前後の度々の選擧に士を登用し、之を京官外官に偏く任命して玆に皆其の才に叶ひたりといふ、官は右僕射に至りて卒し、死後司徒を賜られたり、初め濤がまだ庶人の折には家貧しくして衣食にも差支ある程なりき、或る時

餘年に及べり、甚だ張衡と左思との賦を好み重んじて、每に左思の三都の賦と張衡の二京の賦とは、五經の羽翼ともなるべき作なりとて激稱せり、或る時、天台山の賦を作りて、其の辭操意致甚だ工みに出來たり、初め此の賦の成りし時、自ら其の佳作なるを認め、友人の范榮期に示して云く、卿試に之を地に擲ちて見よ、當に金石の聲を作すべしとて、其の字句の整正、音韻の諧調を誇れり、榮期も親友の事なれば戲謔を交へて曰く、君が言ふ如く或は金石の音出づるならん、されど其の音の玉音に中るまじきを恐る、なりと、然りと雖段々讀み行く中に佳句の處に至る每に、是れこそ我が親しむ友の語なるべしと云へり、後官に仕へて著作郎に除せられ、廷尉卿に轉ず、綽は少き時より文才を以て稱せられ、當時の文士中に於て第一文豪たりしなり、因つて溫嶠、王導、郗超、庾亮等の高位高官の薨じたる時にも、必ず綽が碑文を爲りて、然後に石に刻みたりといふ、

大叔辯給　摯仲辭輪

晉書、摯虞字仲洽、京兆長安人、才學通博、著述不倦、擧賢良、策爲下第、拜中郎、武帝詔會東堂策問、對畢擢太子舍人、歷太常卿、虞性愛士、人有表薦者、常爲其辭、東平太叔廣樞機清辯、廣談虞不能對、虞筆廣不能答、更相嗤笑、紛然於世云、

【字解】〔辯給〕給は足るなり、辯給とは辯舌達者にして如何なる難解のことにても言ひ明かすに充分なるをいふ、此の字注文に無し、意を取れるなり、〔辭輪〕辭は文詞なり、輪は書輪なり、辭輪とは文章のことなり、此の字も注文に無し、意を取れるなり、〔下第〕對策に上第中第下第あり、〔策問〕策は編簡なり、ふだなり、ふだに難問を記して對へしむることをいふ、〔表薦〕表を上りて薦むることなり、〔樞機〕戸のくるゝなり、戸のくるゝは肝要なるものなれば肝要の義となす、易の繫辭に、言行君子之樞機とあり、易には言行を兼ていへり、此には專ら言語を指していふ、卽ち轉じて言語のことをいふ、〔嗤笑〕輕蔑して笑ふなり、あざけりわらふなり、〔紛二然於世一〕世の人が二人の優劣を論じてごた〳〵と喧しく爭ふをいふ、

【義解】晉書に曰く、摯虞字は仲治、京兆長安の人なり、文才は衆に秀で、學問は古今に通じて博く、常に著述して倦まざるなり、故に賢良に擧げられ、對策して下第たりしと雖、中郎に拜せられたり、武帝詔して學者を東堂に會して策問せしむ、摯虞も之に與り、對へ畢りて太子舍人に擢でらる、後に太常卿にまで歷上りたり、さて虞の性は仁愛に富みければ、常に士人を愛す、若し人ありて上表して士を朝に薦めん

故に童亂とは七八歳の幼年をいふ、〔經禮〕經は易、書、詩、春秋の如き經書をいひ、禮は周禮、儀禮、禮記などをいふ、

【義解】 晉書に曰く、賀循字は彥先、會稽郡山陰縣の人なり、人と爲り節操を高尙に嚴しく守り、七八歳の頃より世の凡衆と交らず、言も行も立ち居振舞も必ず禮に依りてへりくだるなり、建武の初め中書令と爲し、散騎常侍を加ふれども、固く辭退せり、よつて改めて太常に拜せらる、朝廷に疑はしきとありて未だ決定せざることあれば、必ず之を循に問ふ、循輙ち經書三禮の文に依り一一出處を確めて對ふ、故に東晉の代に於て儒者の宗匠なりと崇め尊ばれたりといふ、

晉書、孫綽字興公、馮翊太守楚之子、博學善屬文、居會稽、遊放山水十餘年、絕重張衡左思賦、每云三都二京、五經之鼓吹也、嘗作天台山賦、辭致甚工、初成、以示友人范榮期云、卿試擲地、當作金石聲、榮期曰、恐此金石、非中宮商、然每至佳句、輒云、應是我輩語、除著作郎、後轉廷尉卿、綽少以文才稱、于時文士、綽爲其冠、溫、王、郗、庾諸公薨、必須綽爲碑文、然後刊石焉、

【字解】〔屬文〕文章を綴ることなり、〔遊放〕遊びて心のまゝにするなり、〔絕〕常に過ぐなり、ハナハダと訓む、〔三都〕魏都、吳都、蜀都の賦をいふ、晉の左思の作にして文選卷四にあり、〔二京〕東京、西京の賦をいふ、後漢の張衡の作にして文選卷二にあり、〔五經の鼓吹〕五經は易經、書經、詩經、春秋、禮記なり、鼓吹はつゞみをうち、笛をふくことにして猶羽翼といふが如し、音樂を奏するにも鼓吹を以て大成するが如く、五經の義理を明らむるにも三都二京の賦が其の羽翼と爲るべしとの意なり、〔辭致〕辭藻意致なり、〔當作金石聲〕字句調ひ、音韻協ひたれば、之を讀めば音樂の音を聞くが如しとて、自ら其の文の妙趣を誇りし語なり、〔宮商〕宮商角徵羽を五音といふ、此には單に宮商とのみ云ひて他は略せり、五音といふに同じ、〔佳句〕よき句なり世說の注に赤城霞起而建標、瀑布飛流而界道の二句を以て此の賦の佳なる處なりといへり、〔我輩〕我が友なり、〔溫、王、郗、庾〕溫は溫嶠なり、王は王道なり、郗は郗超なり、庾は庾亮なり、一說に溫は桓溫なり、王は王羲之なりと、

【義解】 晉書に曰く、孫綽字は興公、馮翊の太守孫楚の子なり、博く學びて善く文章を綴る、故郷の太原郡より移りて南方會稽郡に居住し、山水に遊びて其の意のまゝにすること十

悅而去、初劭與從兄靖、俱有高名、好共覈論鄕黨人物、每月輒更其品題、故汝南俗有月旦評焉、擧方正敦樸不就、兄虔亦知名、汝南稱平輿淵有二龍焉、

【字解】〔人倫〕人物を評論すること、〔常〕嘗てなり、〔己目〕己が人品の高下の程なり、己が題目なり、〔清平之姦賊〕清平は太平の世なり、姦賊はかだましき盜賊なり、〔英雄〕英は草の精秀なるなり、雄は獸の拔群なる者なり、轉じて人の聰明秀出なるを英といひ、膽力人に過ぐるを雄といふ、故に英雄は聰明にして膽力ある者の稱なり、〔覈論〕驗べ考へて論ずるなり、〔月旦評〕月旦は每月の朔日なり、月の朔日に人品を評論して其の題目を定め置き、次月の朔日に至り、一ヶ月の間に志を勵み勤めたる者は其の題目を上し、怠り惰けたる者は下げなどして每月の初に品定めすることなり、〔方正敦樸〕科目の名なり、

【義解】後漢の許劭字は子將、汝南郡平輿縣の人なり、少年の頃より名譽節操を峻くし、人物を鑒別して評論することを好み、劭の鑒識に賞せられて立身せしもの多し、時に郭太もまた能く人相を觀るに妙を得たれば、天下に士を拔き薦むる者と言へば、許郭と稱せり、魏の曹操のまだ微賤なりし時、或る日辭を丁寧にし禮を厚くして、自己の人品器量の高下を定められんことを求めたり、劭一目見て、其の人品の鄙しきを知りて曰く、君は太平無事の時にはかだましき盜賊となるなれども、世亂れて干戈を動かす時には英雄となるべしと、操英雄の語を聞き大いに悅びて去りしことありといふ、劭は從兄の靖と俱に世に高名ありて、好みて共に鄕黨の人物を驗べ考へて評論し、每月の朔日に其の人人の品定めを改めたり、故に汝南の俗習に月旦評と云ふものあるなり、劭は後に方正敦樸の科に擧げられたれども就かざりき、兄の虔も亦常世に名を知られたる者なり、因つて汝南の人人は虔劭二人の兄弟を稱して平輿の淵に二龍ありといへり、

賀循儒宗　孫綽才冠

晉書、賀循字彥先、會稽山陰人、操尙高厲、童齔不羣、言行進止、必以禮讓、建武初、爲中書令、加散騎常侍、固辭、改拜太常、朝廷疑滯皆諮之、循輒依經禮而對、爲世儒宗、

【字解】〔操尙高厲〕厲は嚴正なり、節操を高尙に嚴しく守ることなり、〔童齔〕齔は齒の変ることなり、男兒は生れて八月にして齒生じ、八歲にして齔す、女子は生れて七月にして齒生じ、七歲にして齔す、

しも此の人に非らずんばあらずとて、衍の相貌を觀て褒めたり貶したりしたり、武帝其の名を聞きて、其の從兄の王戎に問ひて曰く、此の頃頻に夷甫の評判を聞くが、當世にては誰れの比ぞと、戎曰く、當今にては未だ比較すべき適當の者を見ず、當に古人の中に於て其の比を求めざるべからざるのみと稱へたり、後に元城縣の令官に補せられ、終日老莊の意を主として脱俗の物語を爲して、縣の政務も亦手落なく理まりしといふ、さて衍は秀でたる才智と美しき容貌とを備へ、衆理を明かに悟ること神の若くなれば、常に自ら子貢に比べて負けじと思へり、其の讃め稱ふる評判は到る處に甚だし、好みて玄玄の空理を究め、惟老莊の意を談ずるを以て仕事となし、毎に玉の柄に塵尾を捉りて打ち振り、手振りと聲色とを合せて講釋し、講談中に若し言ひ損ねて義理の通ぜざる所出來たらば、聽衆に其れと聞き咎められぬ中に、已に言ひ釋き改めて、首尾一貫せしむる一種特得の手腕を有せり、故に世に之を口中の雌黄なりと號し、朝にも野にも口を揃へて之を一世の龍門也と謂へり、後累りに顯れたる職に就きたれば、後進の者は之を仰ぎ慕へり、尚書令を歴て、石勒が京師に寇するに及び、衍を以て征討諸軍事を都督せしめ、後大尉に遷し、衆共に推して元師と爲す、是に於て軍を率ゐて石勒を伐ちしに、擧軍悉く勒に破られたり、衍も亦捕虜と爲りて自ら命乞ひを爲して曰く、我れ少年より仕官を好まず、專ら清談を事として世事に預からず、今度の計略も我が發意にあらざれば大目に見られたし、君は運強く戰に勝ちたれば帝位に卽くべしとて、何時になく卑怯未練の振舞を爲す、勒怒りて曰く君の名聲は四海を蓋ひ、身は元帥の重任に在り、少壯の頃より朝に登りて白首に至りながら、能くも〳〵世事に預からずなどと言はれたるもの哉とて、人をして夜中に墻を押し倒して衍を壓し殺したり、衍はかゝる卑怯なる者なれども、當時の人は專ら道術に心醉したる時なれば、衍が老莊の道に通じ且つ風姿も淸雅なるより、誰彼と無く褒め揚せり、卽ち王戎は王衍を評して心も姿も高く明かにして美玉の林の如く、自然に俗物の外に出でたりと、王敦は曰く、夷甫の衆人中に處るは珠玉の瓦石の間に在るが如しと、顧愷之は畫贊を作り衍を稱へて曰く、衍の高く淸く秀でたる風格は千仭の巖壁の高く嶮しく峙えたるが如しと、其の當時の人々に尙ばるゝこと概ね此の如しと云へり、

後漢許劭字子將、汝南平輿人、少峻名節、好人倫、多所賞識、時郭太亦知人、故天下言拔士者、稱許郭、曹操微時、常卑辭厚禮、求爲己目、劭鄙其人曰、君清平之姦賊、亂世之英雄、操大

衆共推爲元帥、擧軍爲勒所破、衍欲求自免、勸勒稱尊號、勒怒曰、君名蓋四海、自居重任、少壯登朝、至於白首、何得言不豫世事邪、使人夜排墻塡殺之、王戎謂王衍、神姿高徹、如瑤林瓊樹、自然是風塵表物、王敦曰、夷甫處衆中、如珠玉在瓦石間、顧愷之作畫贊、亦稱衍、巖巖淸峙、壁立千仞、其爲人所尙如此、

【字解】〔風鑒〕人の風姿相貌を察て其の將來に於ける榮枯盛衰等を豫言することなり、此の注、他人が衍を稱する事を歷擧して風鑒の記事無し、却つて平子絶倒の注文に衍に人倫の鑒ありと記せり、〔詳雅〕委曲に正しきなり、〔目送〕目を離さず遠く行くを望み送ること、〔何物〕何事なり、〔嫗〕婦人の稱なり、〔寧馨兒〕寧馨は晉宋間の助語にして如此と言ふが如し、美惡共に用ふれども、此處にては稱美の意を含ませり、〔蒼生〕萬民なり、天下の萬民は草木の蒼蒼として衆多なるが如きをいふ、〔從兄〕年長のいとこなり、〔元城〕縣の名なり、〔淸談〕老莊の意を主とし、心を虛くあつさりとしたる脫俗の物語なり、〔籍甚〕狼籍甚だ盛んなりといふことより、名聲の讃辭到る處に甚しとの意に用ふるなり、〔空言〕虛無の玄理なり、〔老莊〕老子と莊子となり、〔麈尾〕麈は鹿に似て大いなり、群鹿之に隨ひ、麈尾の轉ずる所を準として往くといふ、故に晉以後淸談を爲すもの此の尾を束ねて打ち揮ひ、談話に準あらんことを欲す、之をしゆび、ほつすと云ひ、又淸談を麈談といふ、〔口中雌黃〕雌黃は礦物の名にして繪の具となす、色黃金の如し、硫黃と砒素との混合物なりといふ、古昔の書には黃紙を用ふ、故に文字を寫し誤れば雌黃を塗抹して訂正するなり、因つて言論に言ひ誤りたる時、他人未だ反駁せざる間に、辯に任かせて言ひ黑めて誤無きが如くするを、口中に雌黃ありと云ふなり、〔翕然〕翕は合ふなり、同口のことなり、〔一世龍門〕龍門は降州龍門縣に在る險難の處なり、水勢急なれば魚鼈容易に上る能はず、能く上ることを得れば龍となると云ひ傳ふ、故に才智勝れて世に比び無きといふを此に譬へて一世の龍門といひしなり、〔景慕〕仰ぎしたふなり、〔豫〕あづかるなり、〔塡殺〕壓し殺すなり、〔神姿〕心とすがたとなり、〔高徹〕高く明かなるなり、〔瑤林瓊樹〕瑤は美玉なり、瓊は赤玉なり、四字は美の形容なり、〔風塵表物〕世俗を超越したる者との意なり、〔巖巖〕高く嶮しき貌なり、〔千仞〕仞は八尺なり、或は四尺七尺の說あり、

【義解】晉書に曰く、王衍字は夷甫、神心情思明かに秀で、風采容姿委曲に正しくして一點の非難する所無し、或る時山濤の宅に造りて歸り去る折、濤、門に立ちて、衍が遙か遠くまで行くを見送りて曰く、ナンデマア彼の老女が、アノやうな兒を生みたるか、されど天下の萬民を誤る者は、未だ必

りて容易に之に應ぜず、彼が疲勞を見て伐たんとす、時に捕へ得たる捕虜ありて其の者の言に、西羌の諸豪相責め戒めて曰く、汝に語げ置く、戰は如何に敗亡するとも決して裏切すること勿れ、今天子趙將軍を遣して來らしむ、其の年八九十なれども、善く兵を治めて擊ち入らんとすれど寸分の隙なし、今一合戰して討死せんと欲すと雖、それも爲し難しと云ひ合へりと、充國之を聞き、さては西羌の諸族已に我が持久の策に疲れたると見えたりとて、軍兵を引きて第一に先零に至る、先零の虜輜重を弃て、水に溺死する者數百人、降參する者及び斬らるゝ者五百餘人、其の外捕獲せられたる馬牛の類擧げて數ふ可からず、西羌此の大敗を聞き、其の後罕幵は兵力を煩はさずして下れり、充國遂に屯田兵の便宜十二箇條を奏上す、上其の計を聽許す、後屯田兵を罷め、衆兵を整へて還りたり、充國老年になりければ骸骨を乞ひしに、上之に安車駟馬黃金等を賜ひ、官を罷めて邸宅に就かしめて老後を養はしむ、されど四夷の事件起りて大議ある毎には軍謀に參與せしめ、其のはかりごとを問ふなり、薨じて壯侯と諡す、初め充國功德ありしを以て霍光等十一人と未央宮の側の麒麟閣に肖像を列ねられたりき、其の後成帝の時に至り、又西羌より警報ありて國境に事生ぜり、是に於て上、將帥の臣を思ふに付け、充國の功を追美して、黃門郞の揚雄をして圖畫の側に於て其の德を頌むる文を作らしめたりといふ、

王衍風鑒　許劭月旦

晉書、王衍字夷甫、神情明秀、風姿詳雅、嘗造山濤、既去、濤目送之曰、何物老嫗、生寧馨兒、然誤天下蒼生者、未必非此人、武帝聞其名、問其從兄戎曰、夷甫當世誰比、戎曰、未見其比、當從古人中求耳、補元城令、終日清談、縣務亦理、衍有盛才美貌、明悟若神、常自比子貢、聲名籍甚、喜空言、惟談老莊爲事、毎捉玉柄麈尾、與手同色、義理有所不安、隨卽改更、世號口中雌黃、朝野翕然、謂之一世龍門、累居顯職、後進景慕、歷尚書令、及石勒寇京師、以衍都督征討諸軍事、遷大尉、

央宮ニ、成帝ノ時、西羌有レ警、上思二將帥之臣ヲ一、追二美シテ充國ヲ一、廼チ召二黄門郎揚雄ニ一、卽ツキテ二圖畫ニ一而頌セシムレ之ヲ、

【字解】　〔自贊〕自らほむるなり、此の字注文には無し、されど注文の亡下論二於老臣一者上の意を取りしなり、〔騎射〕馬に乘ること丶弓を引くこと丶なり、馬に騎りて矢を放つにあらず、〔將帥之節〕大將元帥の樹つる忠節なり〔諸羌〕羌は西戎なり、西戎は多く羊を牧ふ、故に羊人を合して其の號と爲す、其の種族百五十四あり、よつて諸羌といふ、〔塞〕西夷に接する國境なり、くにざかひ、〔老レ之〕老人として之を尊ぶことなり、〔金城〕五行にて西は金なり、故に西陲に在る城を金城といふ、〔圖〕其の地形を圖に記すなり、〔斥候〕斥は度るなり、候は望み視るなり、斥候はものみなり、〔持重〕敵を輕んじ易らざることなり、〔西部都尉府〕金城に在り、〔生口〕軍中の捕虜なり、〔先零〕零は音リンなり、先零は西羌の一種族なり、〔車重〕器物を載する車なり、輜重に同じ、〔罕幵〕西羌の一種族なり、〔振旅〕振は整ふるなり、旅は衆なり、振旅は戰に勝ちて兵を收め還ることなり、左傳に軍の出づるを治兵といひ、入るを振旅といふとあり、〔乞二骸骨一〕老臣の致仕することなり、臣の君に仕ふるは其の身を已に君に捧げたるものなれば、官職を去る時は其の捧げたる身を乞ひ受くるとの意なり、〔安車〕安坐して乘らるべき車なり、老人婦女の乘る車なり、〔駟馬〕四頭立ての車なり、〔第〕長安の都に在る諸侯の邸宅なり、其の位の高下によりて甲乙の次第あり、故に第といふ、〔籌策〕はかりごとなり、〔卽二圖畫一〕卽は就くなり、充國の圖畫に就きての意なり、

【義解】　前漢の趙充國字は翁孫、隴西郡上邽の人なり、馬に乘り弓を射ることに妙を得たるを以て羽林に補せられて送迎を掌る、人と爲り、落ち附きて勇ましく、胸に大いなる計略あり、少年の頃より大將元帥の樹つる忠節を好めるを以て、早くより兵法を學び、徧く四方の夷の事情に通じ知れり、宣帝の後將軍と爲り、營平侯に封ぜらる、宣帝の神爵の初めに諸羌背きて國境を犯す、此の時充國老いて年七十餘にもなりぬれば、帝は今の時に當りて老將軍を煩はすに忍びざれば、之を老人として尊び、其代理の者の指定を聞かんとて、御史大夫の丙吉をして誰か將たるべきぞと問はしめしに充國對へて曰く、諸羌を伐つは老臣に踰えたる者無し、臣に御下命あらば、臣は願くは馳せて金城に至り、其の地形を製圖し、此に應ずる方略を奏上せんと、自ら贊めて遂に討伐に出で向へり、充國常に敵の動靜を探らんとて斥候を遠く放つことを務めとし、軍を進行せしめんとせば、先づ必ず戰備を整へて進み、軍を止むる時は敵に樣子を知られまいとて營壁を堅くし、尤も能く注意して戎なりとて輕々しく易らず、士卒を撫で愛しみ、先づ計つて後に戰ふと云ふ手段に出づれば未だ嘗て破を取らざるなり、遂に西部都尉府に到著し、毎日軍士に飲食せしめてねぎらひもてなせば、士卒は皆充國が手足となりて働かんと欲せり、虜より數〻戰を挑むなれども、充國は堅く守

り、後皐、帝の乘が子を求むるを聞きて都に出でしなり、上乘が子を得たるに因つて大いに喜び、朝廷に召し入れて見、何分の沙汰あるべきを待たしむ、先づ其の文才を試みんとて其の頃の題は多く殿閣にあるを以て、皐に平樂館の事を賦せしむ、上見て之を善として郎官に採用し、匈奴に使せしむ、さて皐は文才あれども經術に通ぜざれば、其の言に根柢無く唯戲れ嘲り笑ひて、其の態わざをぎに類し、賦頌を爲るにも、多くみだらなる戲言を挿入することを好み、徒に口合の面白きを主となせり、かゝる風なれば、上に狎れ近きて、其の身は思はぬ幸を受けて貴くなれること、東方朔郭舍人等に比ぶる程となれり、

前漢趙充國字翁孫、隴西上邽人、善騎射、補羽林、爲人沈勇有大略、少好將帥之節、而學兵法、通知四夷事、宣帝時爲後將軍、封營平侯、神爵初諸羌背叛犯塞、時充國年七十餘、上老之、使御史大夫丙吉問誰可將者、充國對曰、亡踰於老臣者、臣願馳至金城、圖上方略、充國常以遠斥候爲務、行必爲戰備、止必堅營壁、尤能持重、愛士卒、先計而後戰、遂至西部都尉府、日饗軍士、士皆欲爲用、虜數挑戰、充國堅守、捕得生口言、羌豪相責曰、語汝亡反、今天子遣趙將軍來、年八九十矣、善爲兵、今請欲一鬭而死可得邪、充國引兵至先零、虜弃車重、赴水溺死者數百、降斬五百餘、後罕幵不煩兵而下、遂上屯田便宜十二事、上聽其計、後罷屯兵、振旅而還、乞骸骨、賜安車駟馬黃金、罷就第、每有四夷大議、常與參兵謀、問籌策、薨諡壯侯、初充國以功德與霍光等列畫未

汚れたる耳を洗はん爲なり、又石にて口すゝぐ理は、今まで俗間の不淨の食を食ひて汚れたる歯を磨かん爲なりと、流石に善く牽強けたりといふ、因に記す、邦語に流石と書きてサスガニと訓むは此の孫楚の故事に本づけりといふ、

世說、郝隆七月七日、出日中仰臥、人問其故、曰我曬腹中書也、

【字解】「七月七日」七夕なり。此の日衣類を暴す風習あり、「曬」音サイと讀む、日に乾すなり、暴すなり、

【義解】　世說に曰く、郝隆字は仕治、汲郡の人なり、仕へて征西將軍桓溫の參軍と爲る、或る年の七月七日に日中に出でて仰ぎ臥せり、さる人之を怪み、此の炎天に暑熱を厭はず身を焦すは何の故なるかと問ふ、隆答へて人皆衣服を暴す、我は腹中の書を暴すなりといへりとぞ、

枚皐詣闕　充國自贊

前漢枚皐字少孺、至長安、上書北闕、自陳枚乘之子、始乘死、詔問乘子、無能爲文者、乘在梁時、取皐母爲小妻、及東歸、皐母不肯隨、留與母居、上得大喜、召入見待詔、因賦殿中、詔使賦平樂館、善之、拜爲郎、使匈奴、皐不通經術、詼笑類俳倡、爲賦頌、好嫚戲、以故得媟黷貴幸、比東方朔郭舍人等、

【字解】「北闕」未央宮の北面にある門觀なり、未央宮は南面すと雖、上書、奏事、謁見の徒は皆北闕に詣るなり、「取」娶るなり、「小妻」めかけなり、「留與母居」皐を梁に留めて母と與に居らしむるをいふ、「詼笑」詼は嘲るなり、詼笑は戲れ嘲り笑ふことなり、「俳倡」俳は雜戲なり、倡は樂人なり、俳倡はわざをぎなり、「嫚戲」みだらなるたはむれことなり、「媟黷」なれけがすなり、

【義解】　前漢の枚皐字は少孺、梁より遙々と長安の都に至り、未央宮の北闕に詣り、上書して自ら枚乘の子なりと名乘りたり、さて如何なる理にてかく名乘りしかといふに、始め枚乘の武帝に徵さるゝや、安車蒲輪の禮遇を承けたれども、老衰の結果道中にて卒去せり、此の時帝乘が文才を惜み、詔して乘が子の文名ある者を求めしに、乘が子に能く文を爲る者無し、しかるに、乘の梁に在りし時、皐の母を娶りて妾と爲し皐を生む、乘の東に歸らんとする時、母子倶に連れ歸らんとせしに、皐の母は故鄉を去るに忍びず、肯て隨はざりしかば、乘は止むを得ず、皐を梁に留めて母と與に居らしめしな

雑へらる、今冀州の士家を河南に徙さんとするが如き大事件に關し、妄ぞ臣と議せざることを得んや、抑も臣の言ふ所は臣が一家の私事に非らず、是れ乃ち國家の一大事を憂慮するより發するの言なりと、帝何の答もせず起ちて内に入らんとす、毘隨ひて帝の裾を引きて留めんとす、帝遂に衣を奮ひて其の儘入御あり、良々暫くして復出御して曰く、卿は我をとりたゞすこと何ぞかく太だ急なるやと、毘曰く、今此の饑饉に苦める時に徙さば、必ず民心を失はん民心を失はゞ上に立つ者又民に養はるゝこと無きに至らん、國政に與る者の憂は民心を失ふより大いなるもの莫し、是れ臣が君を制するの急なる所以なりと、帝遂に其の半を徙したりとぞ、或る時帝の雉を射るに從ひしことあり、帝曰く、雉を射るほど樂しきは無しと、毘曰く、陛下に於ては甚だ樂しからん、されど羣下の者共は之が爲に甚だ苦めりと、帝機嫌を損ねて默然たり、其の後遂に毘が諫めたりしを以て田獵に出づること稀となりきとぞ、毘は衞尉の官に終はれり、

孫楚漱石　郝隆曬書

晉書、孫楚字子荊、太原中都人、才藻卓絶、爽邁不羣、多所陵傲、缺郷曲之譽、年四十餘、始參鎭東軍事、終馮翊太守、初楚少時、欲隱居、謂王濟曰、當欲枕石漱流、誤云漱石枕流、濟曰、流非可枕、石非可漱、楚曰、所以枕流、欲洗其耳、所以漱石、欲厲其齒、

【字解】〔才藻〕文辭の才なり、〔卓絶〕高く秀でて比ぶべきもの無きなり、〔爽邁〕心清く快くして衆に超えたるなり、〔陵傲〕我一人とおごりて人を人と思はぬことなり、〔郷曲〕郷里なり、〔馮翊〕三輔の一なり、〔枕石漱流〕漱は口すゝぐなり、深山に入りて盤石を枕とし、清泉に臨みて流水に口すゝぐことなり、〔厲〕磨くなり、

【義解】晉書に曰く、孫楚字は子荊、太原郡中都の人なり、文辭の才高く秀でて比ぶべき者無く、心清く快くして衆人に超えたれば、自然我こそとおごり高ぶりて人を人と思はぬ風あり、よつて郷里に於ては之を譽むる者無く、交を結ぶ者も少ければ、年久しく世に出でざりき、年四十餘にして始めて仕官して鎭東將軍の軍事と爲り、馮翊の太守に終はれり、初め楚のまだ年若かりし時、世を遁れて隱居せんと欲し、王濟に謂つて當に盤石を枕とし流水に口すゝがんと欲すと云ふべき所を、誤ちて石に漱ぎ流に枕せんと云へり、濟之を聞き咎めて、流水には枕すべからず、磐石にて口すゝぐべからずと反問す、曰く、流に枕する理は、今まで世俗の不義を聞きて

其の隙に廁に行く眞似をし、噲を麾き脱出して車を舍て馬に騎り、噲等は徒歩し、山下より走りて霸上の軍營に歸ることを得たり、是の日樊噲無かりしかば高祖の命は幾ど殆かりしなり、

魏志、辛毗字佐治、潁川陽翟人、文帝踐阼、遷侍中、帝欲徙冀州士家十萬戸實河南、時連蝗民饑、羣司以爲不可、而帝意甚盛、毗與朝臣俱求見、帝知其欲諫、作色以見之、皆莫敢言、毗曰、陛下不以臣不肖、置之左右、厠之謀議之官、安得不與臣議、臣所言非私、乃社稷之慮也、帝不答、起入內、毗隨而引其裾、帝遂奮衣不還、良久乃出曰、卿持我何太急邪、毗曰、今徙已失民心、又無以食、帝遂徙其半、嘗從帝射雉、帝曰射雉樂哉、毗曰、於陛下甚樂、羣下甚苦、帝默然、後遂乃爲之稀出、終衞尉、

【字解】〔踐阼〕阼は主人の升る階段なり、天子、祭祀の時阼階より升る、故に天子の位に卽くことを踐阼といふ、〔連蝗〕連は連年なり、シキリニと訓む、蝗は苗を食ひて災を成す害蟲なり、いなむしなり、〔不肖〕不才なり、〔厠〕雜ふなり、〔社稷〕社は土の神なり、稷は穀の神なり、國家は土と穀とによりて建つものなれば、之を祭祀するなり、故に社稷は猶國家といふが如し、〔持我〕我を制するなり、我をとりたゞすなり、〔以食〕食は、勞心者食於人の食なり、ヤシナハル、と訓む、〔稀出〕田獵に出づること稀となりしをいふ、一說に君前に出づること稀となりしといふ、今姑く前說に從ふ、

【義解】　魏志に曰く、辛毗字は佐治、潁川郡陽翟縣の人なり、文帝の卽位せし時に侍中に遷る、當時河南の地人口尙稀薄なりしを以て、文帝は北の方冀州の士家十萬戸を徙して河南に充實せしめんと欲す、折惡しく連年蝗の災害ありて人民饑饉に苦める時なれば、羣司は皆不可なりと思へり、しかるに帝の意甚だ盛んにして中々翻すべくも見えず、されど打ち棄つべからざるを以て毗は朝臣と俱に拜謁せんことを求む、帝直に其の諫めん爲に來りしを悟り、不機嫌の面色にて出御ありたり、朝臣帝の顏色の容易ならざるを見て一言も發する能はず、毗獨進み出でて曰く、陛下は臣が不才なるを顧みず、臣を侍中と爲して左右に置き、天下の大事を謀り議するの官に

の門閤に禁制ありて侍御の者に非れば妄に入ることを得ず、故にいふ、〔戸者〕禁中の門戸を衞る者なり、〔絳灌〕絳は周勃なり、周勃は絳の八千二百八十戸を食む、故にいふ、灌は灌嬰なり、〔排闥〕宮中の小門を押し開くなり、〔宦者〕閹宦とも宦官ともいふ、宮刑(男根を去る刑)に處せられたる者の宮中婦人の居る所に出入して雜務を行ふ役なり、〔豐沛〕二箇處の地名なり、〔憊〕つかるなり、〔顧〕反なり、カヘツテと訓む、〔絕〕絕命なり、死ぬること、〔趙高之事〕趙高は秦の宦者なり、始皇諸侯を巡視する途中に崩ず、此の時少子の胡亥と宦者の趙高と從ふ、高詔を矯めて太子の扶蘇を廢して之を自殺せしめ、少子胡亥を立てて二世皇帝と爲す、此より高專ら權を行ひ威を振ひ、遂に胡亥を弑して秦を亡し、事をいふ、〔關中〕函谷關より西をいふ、卽ち秦の領域なり、〔鴻門〕地名なり、〔亞父〕其の尊父に次ぐといふ意なり、項羽范增を尊ぶこと父に次ぐ、故にいふ、〔屏蔽〕かくしおほふなり、〔盾〕たてなり、〔巵酒〕巵はさかづきなり、〔彘肩〕ゐのこの肩の肉なり、〔廁〕かはやなり、〔麾〕さしまねくなり、〔微〕無きなり、

【義解】　前漢の樊噲は沛縣の人にして高祖と其の鄕里を同じくす、高祖に從ひて天下を定め、其の功によりて無陽侯に封ぜらる、帝或る時病に罹り、人に會ふことを忌みて宮殿内に臥し、宮門を守る衞士に詔して羣臣を入るゝこと勿らしむ、よつて羣臣周勃灌嬰等も十餘日の間禁中に伺候するも叶はざるなり、しかるに噲は宮中の小門を押し開きて直に入りしかば、大臣等も之に隨ひて入ることを得たり、入りて見れば、上は一人の宦者の膝を枕として臥せり、噲等涕を流して諫めて曰く、始め陛下が臣等と兵を豐沛より起して天下を統一せんとしたりし其の意氣は實に壯大なるものにてありき、今や天下已に定まりて泰平の世と爲りしとて何ぞ其のつかれたるの甚しきや、且つ聞く陛下病甚しと、しかるに臣等を引見して後事を計らず、反て唯一人の宦者を侍らせて死なんとし給ふを、且つ彼の秦の趙高の事を見給はざるかと、帝も其の過を悟り笑ひに紛ぎらして宦者の膝より起ちたりとなり、さて初め帝が已に關中を定めたりし時、楚の項王次で至り、高祖に先を超されしを憤りて高祖を攻めんとす、此の時の軍勢項羽は四十萬と稱し、高祖は十萬と稱す、其の兵數に於て兎ても勝算なきなり、故に張良の謀を用ひて、自ら百餘騎を從へ項羽と鴻門に會見して先づ關に入りしは他意あるに非らざりし所以を謝せり、亞父范增思へらく今にして漢王を擊たずんば今後かゝる好機來るまじとて、項莊をして劍を拔きて舞はしめ、隙を見て漢王を擊たしめんとす、時に項伯、張良と善し、常に起つて、之をかくしおほひて妨げり、噲營外に在つて事の急なるを聞き、乃ち鐵の盾を持ちて直に入りて怒ること甚し、項羽之を見て彼は誰だと問ふ、張良答へて沛公の參乘樊噲といふ者なりといふ、羽其の態度を壯なりとし波々と酒を盛りたる巵と彘の肩肉とを賜ふ、噲酒を飲み、劍を拔き肉を切りて之を食ひ盡す、羽尚飲むかと問ふ、噲曰く、臣死することすら且つ辭せず、豈に特り一杯の酒をやと、帝

食物を食む、敗れ車を瘦せつかれたるに馬に牽かせて儉約の風を示せり、或る時府の丞官生魚を續に獻上したりしに、續は之を受けて庭に懸け置けり、丞官後又之を進めたれば、續は前に懸けたる所の魚を出して賄賂を行ふの意をふさぎたり、又靈帝續を三公の一たる太尉となさんと欲す、當時官を賣るの弊風行はれ、三公に拜せらるゝ者は皆東園に禮錢千萬をおくらざるべからず、而して徵召の詔を出づる前に使をして其の家に至らしめ禮錢の有無を取り督さしむるなり、之を名づけて左騶といふ、左騶の之き往く所は鄭重に出で迎へて敬禮をなし、厚く賄賂を贈りて朝廷の首尾を願ふなり、朝廷例により左騶をして續の家に至らしむ、續素より淸白なる者なれば使を一枚の席に坐せしめ、故絮を入れたるぬのこを擧げて使者に示して曰く、臣が贈らんとする所のものは唯斯れあるのみとて、其の時風に染まざる意氣を見せり、此を以ての故に遂に三公の位に登ること能はざりき、

樊噲排闥　辛毗引裾

前漢樊噲沛人、以屠狗爲事、從高祖定天下、以功封舞陽侯、帝嘗病、惡見人、臥禁中、詔戶者無得入羣臣、羣臣絳、灌等莫敢入十餘日、噲乃排闥直入、大臣隨之、上獨枕一宦者臥、噲等流涕曰、始陛下與臣等起豐沛定天下、何其壯也、今天下已定、又何憊也、且陛下病甚、不見臣等計事、顧獨與一宦者絕乎、且獨不見趙高之事乎、帝笑而起、初帝已定關中、項王至、怒欲攻之、帝從百餘騎見羽鴻門、亞父范增、令項莊拔劍舞、欲擊帝、項伯常屏蔽之、噲聞事急、持盾直入、怒甚、羽壯之、賜以巵酒彘肩、噲飮酒拔劍切肉食之、曰、臣死且不辭、豈特巵酒乎、帝如廁、麾噲出、獨騎馬、噲等步從山下走歸霸上軍、是日微噲幾殆、

【字解】〔屠狗〕狗をほふりて其の肉を賣るなり、當時の人狗肉を食ふこと羊豕と同じくせりといふ、〔禁中〕天子の御所なり、天子の御所

過激なり、潔白の名を賣らんとて餘りに打ち當てたる仕方なりとの意なり、

【義解】　魏略に曰く、時苗字は德胄、鉅鹿郡の人なり、少年の頃より潔白にして欲寡く、人と爲り惡事を疾み忌むこと甚し、後漢の獻帝の建安年中に、壽春縣の令官と爲る、其の命縣下に徧く行はれ、淸白の氣風四方に行き渡れり、其の始め入部する時は、竹を編みて車上の篷としたる粗末なる車に乘り之を飴色の牝牛一頭に牽かせ、荷物としては唯布の嚢に寢衣を入れたるもののみなりき、後一歳餘にして牝牛一匹の牛兒を生めり、任滿ちて壽春を去る時、其の兒牛を縣に留め、主簿に謂ふには、我れ來る時には本此の兒牛無し、之は淮南にて生れたれば我れ之を引き連れ歸るに忍びず、之を引き連れ歸らば、是れ其の地の物を奪ふに似たりと、時人は之を以て苗が潔白を賣らんとて餘りに打ち當てたる仕方なりとて非難せり、されば是れ眞實の潔白心より出でたるものにして他意あるにあらざれば、其の名天下に聞えたり、後に中郎將に遷りたりといふ、

後漢羊續字興祖、太山平陽人、爲南陽太守、班宣政令、候民病利、百姓歎服、常敝衣薄食、車馬羸敗、府丞嘗獻其生魚、續受而懸之於庭、後又進之、續乃出前所懸者、以杜其意、靈帝欲以爲太尉、時拜三公者、皆輸東園禮錢千萬、令中使督之、名爲左騶、其所之往、輒迎致禮敬、厚加贈賂、續乃坐使於單席、擧縕袍示之曰、臣所資唯斯而已、以此故不登公位、

【字解】〔班宣〕頒布するなり、〔病利〕人を損するを病といひ、人を益するを利といふ、猶利害といふに同じ、〔羸敗〕つかれやぶるるなり、〔杜〕ふさぐなり、〔輸禮錢〕輸はおくるなり、禮錢は官を買ふ者の出す錢なり、當時の規定に二千石を買はんとする者は二千萬錢を、四百石を買はんとする者は四百萬錢を出し、其の德ある者は之に半し、或は三分の一を出すなり、〔中使〕漢の桓靈の時に設けたる役にして、官に徵すの詔ある前に、先づ東園の騎士をして仕官を欲する者の邸に至らしめ禮錢の有無を內證に取り督す役なり、〔左騶〕騶は騎士なり、東園の騎士なるを以て左騶といふ、〔單席〕一枚のむしろなり、〔縕袍〕故絮を入れたるぬのこなり、〔資〕人に與ふる財物なり、

【義解】　後漢の羊續字は興祖、太山郡平陽の人なり、南陽郡の太守と爲り、政令を頒ち布べ、民の利害を候ひて施設するを以て百姓皆歎服するなり、常に敝れたる衣を著け、不美の

帝深器遇之、舊鹽令共車入朝、時荀勗爲監、嶠鄙其爲人、以意氣加之、毎同乘、高抗專車而坐、乃使監令異車、自嶠始也、

【字解】〔風格〕風采品格なり、〔崇重〕輕々しくせざるをいふ、〔森森〕高く聳ゆる貌なり、〔礫砢〕小石のごろ〳〵したる如く節目の多き貌なり、〔廈〕大屋なり、〔監令〕中書監と中書令となり、〔以意氣加之〕氣概を盛んにして之に臨み、卑屈に出でざるをいふ、〔高抗〕抗は自ら擧ぐることなり、高抗は自ら氣勢を高く張り擧ぐることなり、

【義解】晉の和嶠字は長輿、汝南縣西平郡の人なり、少年の頃より風采品格あれば、自らも輕々しく事を爲さゞるなり、因つて當世に盛名ありて、朝廷も在野も、將來能く風俗を整へ人倫をも理むるならんと期待せり、庾嘗て數嶠を見て歎じて曰く、嶠は譬へば森森と高く聳えたる千丈の松の如し、其の幹には小石のごろ〳〵したるやうに節目多しと雖、之を大屋の背請に用ふれば、棟梁の川あるが如し、將來必ず國家の棟梁と爲るべしとて之を稱譽したり、後案の如く官に仕へて中書令に累遷し、武帝に深く器量ある者として待遇せられたり、此の當時までは中書監と中事令とは車に相乘りして朝廷に參内せしものなるが、此の時恰も荀勗が中書監たりしかば、嶠は勗が諂諛の小人たるを鄙み、氣概を盛んにして之に臨みて決して卑屈に出でず、同乘する時にても、自ら氣勢を高く張り擧げて一人乘りの如く車を專らにして坐するなり、是に於て上、命を下して監令各、車を異にせしめたり、此より以後の監令の別車なるは嶠より始まりしなり、

時苗留犢　羊續懸魚

魏略、時苗字德冑、鉅鹿人、少清白、爲人疾惡、建安中爲壽春令、令行風靡、其始之官、乘薄軬車、黃牸牛、布被囊、歲餘牛生一犢、及去留其犢、謂主簿曰、令來時本無此犢、犢是淮南所生、時人皆以爲激、然由是名聞天下、後遷中郎將、

【字解】〔淸白〕潔白にして欲寡きをいふ、〔建安〕後漢の獻帝の年號なり、〔令行風靡〕命令縣下に行はれ、淸白の氣風の四方に行き渡るをいふ、〔薄軬車〕薄は籬薄簾薄の薄にして、すだれなり、軬は車上の篷なり、薄軬車は竹を編みて車上の篷と爲したる粗末なる車なり、〔黃牸牛〕牸は牝牛なり、黃牸牛は飴色のめうしなり、〔犢〕牛見なり、〔激〕

なり、其の他諸曹以下に至りては凡庸短才にして數ふるに足らざるなり、若し外敵ありて猝に强き弩を以て城郭を圍み、長き戟を以て宮禁を犯すことあらば、陛下は誰と與に之が備を爲さんとするやと、

管寧割席　和嶠專車

世說管寧字幼安、與華歆共園鋤菜、見地有金、寧揮鋤與瓦石不異、歆捉而擲之、又嘗同席讀書、有乘軒冕過門者、寧讀書如故、歆廢書而看、寧割席分坐曰、子非吾友也、寧、歆、邴原倶遊學、三人相善、故時人號爲一龍、謂寧爲龍頭、原爲龍腹、歆爲龍尾、

【字解】〔鋤〕土を掘り反す、すくなり、〔揮鋤〕すきをふるふなり、〔捉擲〕捉は握り取るなり、擲はなげうつなり、〔軒〕大夫以上の乘る車なり、〔冕〕前後に垂旒ある冠をかむるなり、〔寧歆邴原倶遊學〕以下世說の注文なり、世說の注には歆を頭と爲し、寧を腹と爲し、原を尾と爲して此の文と異なるなり、想ふに世說には歆の美事數條を擧げたれば、時人の號する所も歆を以て頭と爲しゝならんが、此の文にては寧を歆の中に立たしむることを得ず、故に殊更に注文を變じたるものなるべし、

【義解】 世說に曰く、三國の魏の管寧字は幼安、北海郡朱虛の人にして管仲の後なり、華歆と園を共にして隱逸を事とせり、或る時共に野菜を鋤くに、地中に黃金あるを見て、寧は金に意なければ鋤を揮ひて之を耕すこと瓦石と異ならず、歆は金に意ありて握り取りたれども、寧の態度を見て之を恥ぢ直に之をなげうち棄てたり、又或る時、席を同うして書を讀みけるに、軒車に乘り冠冕を戴きて門を過ぐる者あり、寧は之を見ることもせず、書を讀むこと初の如し、歆は富貴に意あると見え、書を廢して起つて之を看たり、寧因て席を割きて座を分ち、子は吾が友にあらずといひて、之を誡めたりとなり、さて後漢の靈帝の時、寧と歆と邴原との三人倶に遊學して其の交殊に善し、時人之を一龍なりと號し、寧を龍頭と爲し、原を龍腹と爲し歆を龍尾と爲したりといふ、

晉和嶠字長輿、汝南西平人、少有風格、厚自崇重、有盛名於世、朝野許其能整風俗理人倫、庾敳見而歎曰、嶠森森如千丈松、雖磥砢多節目、施之大廈、有棟梁之用、累遷中書令、武

立て貫きて他の掣肘を受けず、剛强にして正道を眞直に行ふことなり、〔擢〕ぬきんずるなり、〔刺擧〕刺はそしるなり、刺擧とは刺しる可き者を擧ぐるとて、犯罪者を偵察して擧ぐることなり、〔間何闊逢諸葛〕間は此の頃なり、闊は久しく無沙汰なるなり、言ふ心は、此の頃久しく無沙汰して外出せざるは、出でて司隷校尉の諸葛豐に出逢ひなば、何とか非を見出されんことを氣遣うてなりとなり、

【義解】前漢の諸葛豐字は少季、琅邪郡の人なり、明經の科に及第して郡の文學掾と爲る、人と爲り特立にして剛直なれば、元帝之を擢でて司隷校尉と爲す、性素より剛直なれば犯人を探索して引き擧ぐること高位高官の人と雖避くる所無きなり、是に於て長安の人々之が爲に評判して曰く、此の頃何ぞ久しく無沙汰するぞ、出でなば諸葛に逢はんことを恐れてなりと、元帝益、其の節操の堅きを嘉みし、光祿大夫の秩祿を加へられたりといふ。

前漢息夫躬字子微、河內河陽人、少爲博士弟子、受春秋通覽記書、哀帝擢光祿大夫給事中、上疏歷詆公卿大臣曰、方今丞相王嘉健而蓄縮、不可用、御史大夫賈延墮弱不任職、左將軍公孫祿司隷鮑宣皆外有直項之名、內實騃不曉政事、諸曹以下、僕遬不足數、卒有强弩圍城、長戟指闕、陛下誰與備之、

【字解】〔記書〕傳記及諸家の書なり、〔歷詆〕遍くそしるなり、〔健〕體力健强にして士に下り賢を禮することをせざるの謂なり、〔蓄縮〕事を爲すに埒明ぬことなり、〔墮弱〕墮は惰と通ず、怠るなり、おこたりてよわし、〔直項〕剛直にして威に屈せざるをいふ、〔騃〕愚なり、〔僕遬〕凡庸短才の貌なり、〔卒〕猝に同じ、にはかなり、〔强弩〕つよきいしゆみなり、〔闕〕宮禁なり、〔陛下〕臣下の天子を稱するの詞なり、陛とは宮殿の階段なり、臣下は直接に天子に物言ふべからず、必ず陛下に在る近臣にまで申し上ぐるなり、是れ卑より尊に達するの意なり、

【義解】前漢の息夫躬字は子微河內郡河陽縣の人也、少年の時博士の弟子と爲りて春秋の經を受け、博く傳記及び諸家の書を通覽せり、哀帝其の才を知り、光祿大夫給事中に拔擢す、嘗て上疏して公卿大臣をあまねくそしれり、其の文に曰く、方今丞相の王嘉は體力强健にして士に下り賢を禮することを爲さず、物事を爲すに逡巡躊躇して埒明かざれば、天下の宰相には用ふべからず、御史大夫の賈延は怠惰にして意志よわく、とても其職に任へざるなり、左將軍の公孫祿と司隷の鮑宣とは、皆外面には剛直にして權威に屈せざるの名あれども、其の內面に至りては實に愚鈍にして政事を曉らざる

ふ、〔稷嗣君〕稷嗣は邑の名なり、〔娶〕厭と通ず、いとふなり、〔其弟子〕叔孫通の弟子なり、〔綿蕝〕綿は繩を連綿と引き廻すなり、蕝は蕞と通ず、茅を地に樹て、位を表すなり、綿蕝は繩張りして其の中にて茅を樹て尊卑の位を次第することなり、〔朝十月〕朝は正月の朝會なり、十月は七年の十月なり、漢は此の時尚秦の曆を用ひて十月を正月と爲す、故に史家追つて十月と書す、〔上壽〕爵を尊者に進めて無窮の祝辭を申し上ぐることなり、〔觴〕さかづきなり、〔竟朝〕朝會を終ふるなり、〔喧譁〕大語を發するなり、かまびすしくするなり、

【義解】前漢の叔孫通は薛縣の人なり、秦の時、文學に通ぜるを以て、咸陽の都に出で、博士の門下生と爲り、詔を待ちて立身せんとす、其の後、漢王に降りて、博士に拜せられ稷嗣君と號す、漢王皇帝の位に卽き、悉く秦の儀式法度を去りて簡易としたれば、少々罪を犯すも之を取り締るべき機關無し、故に羣臣太平を歌ひ、日夜酒を飮みて戰功を爭ひ、醉へば、或は妄に呼號し、或は劍を拔きて宮殿の柱を撃つなど、一再に止まらざれば、上益、之を厭ひて之を取締らんと思へり、是に於て通上に說き、是れ全く累年兵革に慣れて禮讓の道を知らざるに因るなれば、願くは魯國の孔孟の敎を奉ずる諸生を徵し、臣が弟子と共に朝廷の儀式を起さん、されど唯古禮のみにも據るべからざれば、古禮と秦の儀式とを折衷して之を成就せんと欲すと、因つて上魯の諸生を徵さしむ、是に於て、叔孫通の弟子と野外に繩を引き廻し其の中にて茅を立て、位を表し、以て尊卑の次第を立て、儀式作法を練習す、此くすること一ヶ月餘にして通は上に試に禮を觀るべしと奏す、會、七年十月に長樂宮落成し、諸侯及羣臣朝會して正月の賀儀を上り、禮を行ひ畢りて後に酒肴を賜はる、其の列座は尊卑を以て次第を明かにし、各、起立し高祖に爵を進めて無窮の壽を上る、かくて觴の九度行ぐりたる時、謁者は酒を罷めよと言ふ、又御史は法を司りて儀式の如くせざる者を引き出して式場の尊嚴を保ちしかば、朝會を終ふるまで、遠慮なくかまびすしくして禮を失ふ者無く、尤も靜肅にして莊嚴なる儀式を終了することを得たるを以て、帝は吾今日始めて皇帝の貴さを知ることを得たりとて滿足せられたり、因つて通を拜して奉常と爲し、黄金五百斤を賜ひて之を賞したり、

葛豐刺擧　息躬歷詆

前漢諸葛豐字少季、瑯邪人、以明經爲郡文學、特立剛直、元帝擢爲司隸校尉、刺擧無所避、京師爲之語曰、間何闊、逢諸葛、上嘉其節、加秩光祿大夫、

【字解】〔明經〕科目の名なり、漢制士を取るに、學校にては明經といひ、郡國にては孝廉賢良茂才等の科目あり、〔特立剛直〕自己の所信を

なり、

【義解】　前漢の高祖の初めて函谷關に入るや、第一に法律を簡約にせんとて唯三條のみを制定せり、第一條は人を殺す者は死刑にせん、第二條は人を傷ふ者は罪に問はん、第三條は盜みをする者は罪に當てんと、從來の秦法の瑣細にしてくだ〳〵しき法律を除き去りたれば、秦民大に說びたり、されど其の後四方の夷狄未だ中國に附かず、軍旅の事未だ收息するに至らざれば、僅に三條の法のみにては姦曲を禦ぐに足らざるなり、是に於て相國の蕭何は秦法を收め拾ひ、其の時に宜しき者を取りて律令九箇條を作りて其の急に應ぜり、さて又高祖の庶人たりし時、家貧なれども其の器量衆に勝れたりしかば、何は將來成功すべき人物なりと思ひて之を敬ひ、沛の父老が數〻高祖を苦むる時には、何は沛の奉行の下役たるを以て、必ず高祖を保護して之を免れしめたり、其の後高祖勢を得て沛公と爲るに及び何は常に其の丞と爲りて萬事を監視せり、沛公遂に秦を伐ち其の都咸陽に至る時諸將は皆爭ひて金帛財物の府庫に走りて之を分配すれども、何獨先づ丞相と御史との府に入りて、其の律令圖書を取りて之を藏めたり、よつて沛公が詳細に天下の廣狹境界、戶數人口の多少强弱の處、民の疾苦する所を知れるは、何が秦の圖書を得たりしに原因せるなり、高祖帝位に卽き、功を論じ封を行ふに、何が勳功の最も盛大なるを以て先づ酇侯に封じたりとなり、

前漢、叔孫通薛人、秦時、以文章待詔博士、降漢、拜博士、號稷嗣君、漢王爲皇帝、悉去秦儀法、爲簡易、羣臣飲爭功、醉或妄呼、拔劍擊柱、上益饜之、通說上、願徵魯諸生、與臣弟子、共起朝儀、頗采古禮與秦儀、雜就之、上使徵魯諸生、與其弟子、爲綿蕞野外、習之月餘、通曰、上可試觀、七年長樂宮成、諸侯羣臣朝十月、行禮畢置酒、以尊卑次起上壽、觴九行、謁者言罷酒、御史執法、擧不如儀者輒引去、竟朝無敢喧譁失禮者、帝曰、吾乃今日知爲皇帝之貴也、拜通爲奉常、賜金五百斤、

【字解】「待詔博士」博士の門下に於て儒生と爲りて詔を待つない

めければ、母も少しく其の邪なるしへたけを止めたり、朱氏又屢、非理を以て祥を追ひ使へば、覽も兄と倶に其の事に就く、又祥の妻をしへたけ使へば、覽の妻も趨りて嫂と倶に其の事を爲す、かくして覽夫婦が兄夫婦に悌順にして之を援助するを以て、朱氏も遂に之に閉口して中止したり、祥は父の融が死去してより漸く時人に得たる名譽ありければ、朱氏深く之を疾み、密に祥に毒酒を飲ましめんとす、覽之を知りて直に起ちて兄の手より酒を取る、祥も其の杯に毒あらんかと疑ひ、弟の身を念ひて、爭ひて與へず、母の朱氏は此の體を見て惡計の露見せんことを恐れ、遽に杯を奪ひて之を地に反したり、此より後は朱氏が祥に食物を賜ふ時は、覽先づ之を嘗試するなり、かくして覽は幼少の頃より親に孝を盡し、兄に善を竭し、うや〳〵しくつゝしめるを以て、其の名兄の祥に次げり、官に仕へて光祿大夫に至り、致仕して後は門に行馬を施すの名譽を得たり、

蕭何定律　叔孫制禮

前漢高祖初入關、約法三章、曰、殺人者死、傷人及盜抵罪、蠲削煩苛、秦民大說、其後四夷未附、兵革未息、三章之法、不足以禦姦、於是相國蕭何、攈摭秦法、取其宜於時者、作律九章、高祖布衣時、何數以吏事護高祖、高祖爲沛公、何嘗爲丞督事、沛公至咸陽、諸將皆爭走金帛財物之府、分之、何獨先入、收秦丞相御史律令圖書、藏之、沛公具知天下阨塞、戶口多少强弱處、民所疾苦者、以何得秦圖書也、高祖即位、論功行封、以何功最盛、先封鄼侯、

【字解】〔定律〕法律を定むるなり、〔關〕函谷關なり、高祖諸侯と約して先づ函谷關に入る者は王たらんと云へることあり、〔約法〕煩雜なる法を簡略につゞむるなり、〔章〕條なり、〔死〕殺すなり、〔抵〕至るなり、當るなり、〔蠲削〕除きけづるなり、〔煩苛〕煩は簡ならざるなり、苛は政令の繁細なるをいふ、煩苛は瑣細にくだ〳〵しき法律なり、〔兵革〕兵は兵器なり、革は甲冑なり、故に兵革は轉じて軍旅の義と爲るなり、〔攈摭〕收め拾ふなり、〔布衣〕庶民なり、庶民は布の衣を著く、故にいふ、〔督事〕萬事を監視するなり、〔阨塞〕阨は隘に同じ、せまきなり、國の廣狹をいふ、塞は邊界なり、國の境界をいふ、〔鄼侯〕鄼は地名

子を免れしめたり、革は此より下邳に客寓すれども、貧窮甚しく衣るに衣無く、著くに履無く、人の日傭に雇はれて母を養ひ、其の日〳〵を過ごしたり、建武の末に世も靜になりぬれば母と俱に郷里に歸ることを得たり、毎年の例により縣下の戶口調査に革の母も連れ出さゞるを得ず、されど革は、母が老年の故を以て、車に載せて動搖することを欲せず、牛馬を廢し、自ら轅の中に在りて徐に車を輓きて縣城に至りしといふ、是に由りて郷里の人々皆革を江巨孝と稱せり、母の死するに及び、賢良方正の科に舉げられ、次で司空長史に遷る、肅宗の代と爲り、特に革を崇め敬ひて諫議大夫に拜し、且つ告歸の恩詔を賜ふ、因つて疾危篤なりと稱し、印綬を解き官爵を辭退して漫に恩寵を受けざらんとす、帝尚其の功を思ひ、毎年八月に長吏をして其の安否を存問し、羊と酒とを賜ひて安樂に其の身を終はらしめらる、是に於て巨孝の稱益、天下に行はれたり、舊本に巨の字を忠の字に作れるは非なり、

晉王覽字玄通、母朱遇兄祥無道、覽年數歲、見祥被楚撻、輒涕泣抱持、每諫其母、母少止凶虐、朱屢以非理使祥、覽輒與俱、又虐使祥妻、覽妻亦趨而共之、朱患之乃止、祥喪父後、漸有時譽、朱深疾之、密使酖祥、覽知之、徑起取酒、祥疑其有毒、爭而不與、朱遽奪反之、自後朱賜祥饌、覽輒先嘗、覽孝友恭恪、名亞於祥、仕至光祿大夫、門施行馬、

【字解】〔友弟〕友は兄弟に善きなり、弟は悌と通ず、兄に順なるなり、すなほなり、友弟は心順にして兄弟思ひのことなり、〔母朱〕祥の繼母なり、祥の父融、初め高平の薛氏を娶りて祥を生む、薛氏死して廬江の朱氏を娶りて覽を生む、〔楚撻〕楚はにんじん木にて作りたるしもとなり、撻は打擲するなり、〔凶虐〕邪にしへたぐるなり、〔時譽〕當時に得たる名譽なり、〔酖〕酖は鴆と通ず、毒鳥なり、酒に酖毒を入れて飲ますなり、〔反之〕反は翻と通ず、かへすなり、〔饌〕食物なり、〔嘗〕なむるなり、〔恭恪〕うや〳〵しくつゝしむこと、〔行馬〕柾なり、木を組み合して遮闌となし、馬の逸出するを防ぐものなり、漢魏の世には三公の門に之を設く、晉の世には高官の致仕して位を遜れたる者の門に之を施すなり、こまよせなり、

【義解】　晉の王覽字は玄通、瑯邪郡臨沂縣の人なり、母の朱氏は兄の祥が繼子なるの故に、之をあひしらふこと無道なり、覽の年五六歲の時、兄が母にしもとにて打擲せらるゝを見れば、涕を流し泣きつゝ、兄を抱き助けて、每々其の母を諫

に事ふるは、親の生存中には力の及ぶ限りを盡し、死後には思ひ慕ふの孝を盡す者といはるゝぞと仰せられたりとなり、

江革巨孝　王覽友弟

後漢江革字次翁、齊國臨淄人、少失父、獨與母居、遭亂負母逃難、備歷阻險、常採拾以爲養、數遇賊、或劫欲將去、革輒涕泣言有老母、辭氣愿款、有足感動人者、賊不忍犯之、革轉客下邳、窮貧、裸跣行傭以供母、建武末、與母歸鄉里、至歲時縣當案比、革以母老不欲搖動、自在轅中輓車、不用牛馬、由是鄉里稱江巨孝、及母終、擧賢良方正、遷司空長史、肅宗崇禮之、拜諫議大夫、賜告歸、因謝病、常以八月長史存問、致羊酒以終厥身、巨孝之稱行於天下、舊本巨作忠非、

【字解】〔遭亂〕亂は新末の亂なり、〔劫〕おびやかすなり、〔將去〕引き去り行くなり、〔愿款〕愿は謹むなり、款は誠なり、〔裸跣〕裸ははだかなり、跣ははだしなり、〔行傭〕行きて人に使役せらるること、日やとひ人夫なり、〔案比〕今の戸口調査の如きものにして、人員の增減、移動を取り調ぶること、〔巨孝〕大孝といふに同じ、〔告歸〕告は暇を請ふなり、告歸は暇を請ひて家に歸るなり、漢制に據れば、二千石以上の官吏の病に罹りて三月に達する者は、天子より特に暇を賜はり、印綬も官爵も其の儘に、家に歸りて病を養ふことを得しむるを告歸といふ、〔謝病〕謝は官を辭することなり、病は疾の危篤なるをいふ、謝病とは疾危篤なりと稱して印綬を解き官爵を辭するをいふ、〔八月〕八月は萬物老成するの月なり、故に此月に長老の安否を問ふなり、

【義解】後漢の江革字は次翁、齊國臨淄縣の人なり、少年の折に父を失ひ、孤兒と爲りて母と俱に居る、新末の亂に遭ひ、母を負ひて賊難を逃れ、故鄉を去りてつぶさに阻險の處を歷來りたり、されど糧無ければ常に落穗を拾ひて母の養を爲す、度々賊に遇ひ、或はおびやかされ、或は革を引き連れ去らんとするを以て、革は涕泣して老いたる母の有ることを言ひて助けられんことを請ふ、其の言葉なり氣象なり謹み誠ありて實に人を感動するに充分なる狀なりければ、賊も强ひて之を犯し苦むるに忍びず、剰へ難を避くる方角をさへ敎へて母

んぜり、後又賢良の科に舉げられ、公車署に徴さるれども是れ又辭退して至らざるなり、此の由を聞きたる張奉歎稱して曰く、賢者の心は小智の固より測るべからざるものなり、往日訪問の折、義の檄を捧げて喜びしは、親の爲に己が心を屈して仕へたりしなり、古人の謂ふ家貧しく親老ゆれば官を擇ばずして仕ふとは、毛義の彼の場合をいふなるべしとて感じ入りたり、義が富貴に戀々たらざること叡聞に達し、章帝詔を下し、義が淸節を褒め愛し、穀千斛を賜ひ、毎年八月には長吏をして其の起居の安否を問はしめ、且つ羊と酒とを加へ賜ふことを例とせり、後天壽を以て其の家にみまかりたりといふ、

家語、仲由字子路、見孔子曰、負重涉遠、不擇地而休、家貧親老不擇祿而仕、昔由事二親之時、常食藜藿之實、爲親負米百里之外、親沒之後、南遊於楚、從車百乘、積粟萬鍾、累茵而坐、列鼎而食、願欲食藜藿爲親負米、不可得也、子曰、由也事親、可謂生事盡力死事盡思者也、

【字解】〔負レ重云云〕韓詩外傳に、曾子曰、任重道遠者、不レ擇レ地而息、家貧親老者、不レ擇レ官而仕とありて此の語と大同小異なれども此の意は全く相同じ、是れ恐らく同上の古語にして當時偏く言ひ傳へられしものならん、故に子路先づ此の語を言ひ出して自己の親に事ふるの過を正したるなり、〔涉レ遠〕遠路を行くなり、〔藜藿〕藜はあかざなり、初生の葉は食ふべし、藿は豆の葉なり、藜藿の實とはあかざや豆の葉を入れたる汁の實なり、疏食をいふ、〔遊二於楚一〕楚に仕ふなり、〔百乘〕乘は車の數をかぞふる語なり、百乘を從ふるは卿大夫の資格なり、〔鍾〕六斛四斗の稱なり、〔累レ茵〕しとねを重ぬるなり、

【義解】孔子家語に曰く、仲由字は子路、孔子の門人なり、或る時孔子に見えて曰く、古より重き荷を負ひて遠路を行く時に疲勞を覺ゆれば、何處にても地を擇ばずして休み、家貧しく親老いぬれば、何時にても祿を擇ばずして仕ふといへり、昔し由の二親に事へし時は、家の貧しきにも拘らず、仕へて祿を得ざりし故に、常にあかざや豆の葉などの疏食を食ひ、親に美味を與へんとて米を百里の外に負ひたりき、親の沒後は南の方楚に仕へ、車百乘を從へ、粟萬鍾を積み、しとねを重ねて坐し、鼎を列ねて食する程の大身とはなりつれども、唯一人の榮耀にて兩親の在まさゞれば何の樂も無く、寧ろ藜藿を食ひ親の爲に米を負ひて親子共々に樂しく暮さんと欲すれど、今は爲ん方も無きなりといふ、孔子曰く、由の親

て、ともに竹林に清遊を爲せり、これ世に謂ふ所の竹林の七賢人なり、王戎は康と山陽に居ること二十年なれども、未だ嘗て康が喜びいかりし顔色を見ざりきといふ、其の度量の大なるを知る可きなり、世說に曰く、叔夜の人と爲りは氣高くして恰も一本松の巖頭に獨立するが如し、其の酒に醉ふや偉大に傾けるさまは恰も玉の山の將に頽れんとするが如しと、

毛義奉檄　子路負米

後漢毛義字少節、廬江人、家貧以孝行稱、南陽張奉、慕其名往候之、坐定而府檄適至、以義爲守令、義奉檄而入、喜動顔色、奉者志尚士也、心賤之、自恨來、固辭而去、及義母死、去官行服、數辟公府爲縣令、進退必以禮、後擧賢良、公車徵不至、張奉歎曰、賢者固不可測、往日之喜、乃爲親屈、所謂家貧親老、不擇官而仕者也、章帝下詔褒寵義、賜穀千斛、常以八月長史問起居、加賜羊酒、壽終于家、

【字解】〔候〕訪れ問ふ、うかゞふなり、〔檄〕徵召の書なり、めしぶみなり、〔奉〕捧と通ず、さゝぐなり、〔志尚〕志の高尚なるなり、〔固辭〕再三辭するなり、〔進退必以禮〕孟子、孔子を評して進むに禮を以てし、退くに義を以てすといへり、此の文孟子の語を假りて義の字を略すと雖、苟も仕へざるといふの意なり、〔賢良〕科目の名なり、〔公車〕署の名、天下の上事及び徵召の事を司る所なり、〔家貧云云〕韓詩外傳には此の語を以て曾子の語なりとなす、〔羊酒〕羊と酒となり、〔終〕死ぬなり、みまかる、

【義解】後漢の毛義字は少節、楊州廬江郡の人なり、家貧乏なれども孝行なるを以て世に稱へらる、因つて南陽郡の張奉といふ者、其の孝行の名を慕ひ、遙々廬江に往き毛義を訪れ問ふ、主客の座の定まる時、官府よりの召し文が丁度到著して、義を某地の守令と爲さんとあり、義之を見るや召し文を捧げ、客を顧みずして內に入る、其の嬉氣なる貌顔色に見れて、さも仕官を期待せるもの、如し、奉は元來志を高尚に持ち世の官爵などには心を動かさゞる、やうの者にあらざれば、義が此の態を心に賤み、噂に聞きし人物と相違せりと思へば自ら遙々とかゝる人を慕ひて來りしを恨み、引き留めらるゝにも拘らず、再三辭して立ち去りけり、其の後、義の母の死するに及び、義は官を去り、故鄕に歸りて喪を行ひ、數〻公府より召し出されて縣令とせらるれども、苟も仕へずして貧に安

知友と絃をひきて歌ひ充分にたのしく酒宴するのみ、荀勗も亦音律をよくするを以て毎に咸と之れを論じ自ら及ばざること遠しと爲し、遂に之れをそねみ疾み、朝廷より出だして治平郡の太守に補したり、南朝の顏延年、阮籍、阮咸、嵆康、劉伶、向秀五君を詠ぜし詩を作れり、其の一の阮咸を詠ぜし詩に曰く、仲容は高位大官にのぼる可き大器量の人にて實に人民の中にても特に秀出せる氣をうけて生れたる人なり、彼は音律に達すること何故に深きや、人の心の微をしるは音樂にあるなり、彼が心は清く美し、されば郭奕は心を傾けて信じ、山公は空しく彼をみず、能く其の器量を見ぬきてしばしば推薦すれども、帝は彼を官に入れ給はず、荀勗一たびさしまねきて乃出でて太守となりたりと、

晉嵆康字叔夜、有奇才、遠邁不羣、美詞氣、有風儀、而土木形骸、不自藻飾、人以爲龍章鳳姿天質自然、恬靜寡欲、含垢匿瑕、寛簡有大量、博覽該通、長好老莊、與魏宗室婚、拜中散大夫、所與交者、唯阮籍山濤、預其流者、向秀、劉伶、阮咸、王戎、爲竹林之遊、世所謂竹林七賢也、戎與叔夜居山陽二十年、未嘗見喜慍之色、世說曰、叔夜之爲人、嵓嵓若孤松之獨立、其醉也傀俄若玉山之將頽、

【字解】〔遠邁〕遠くすぐれぬきんづること、〔藻飾〕美しくかざる、〔龍章〕龍のやうすもやう、〔恬靜〕おちつき靜なること、〔含垢匿瑕〕垢をつけられてこらへ、瑕をうけてもかくすことにて恥辱をうけても爭はず、度量の大なるに喩ふ、〔寬簡〕寬大なること、〔該通〕ひろく通ずること、〔喜慍〕よろこぶといかると、〔嵓嵓〕高きさま、〔傀俄〕偉大にして傾けるさま、

【義解】晉の嵆康は字を叔夜と曰ひ、すぐれたる才智あり、遠く衆人よりすぐれぬきんでたり、詞章も氣象も美しく、風儀も立派なり、形體を土や木の如くに輕んじ、自ら美しく修め飾ることをなさず、世の人は康は天然自然にして龍のやうすもやう鳳凰の姿の如く衆人と異なれりとなせり、康は性質おちつき靜に、欲すくなく、寬大にして大度量あり、恥辱をうくるも爭はず、博く書史をみ萬事にかね通ぜり、長じて老莊の學を好み修む、魏の皇室の女と結婚し、中散大夫に拜せらる、ともに交る所の人はたゞ阮籍と山濤とのみ、其のおすそに連りて交に預るものは向秀、劉伶、阮咸、王戎の四人に

樂めり、襄陽の百姓は祜が平生遊び憩へる所に碑石を建て、廟社を立て、毎歳毎時供物を供へて祭祀し、其の碑石を望み見る者は祜の恩惠を思ひて涕を流して慕はざるものなし、杜預は因りて其の碑石を名づけて墮涙碑といへり、荊州の人は後々に至るまで祜の德を慕ひ、爲に其の名を諱みて言はずといふ、

仲容青雲　叔夜玉山

晉書、阮咸字仲容、陳留尉氏人、任達不拘、與叔父籍爲竹林之游、當世譏其所爲、咸與籍居道南、諸阮居道北、北阮富而南阮貧、七月七日、北阮盛曬衣服、錦綺粲目、咸以竿挂大布犢鼻於庭曰、未能免俗、歷散騎侍郎、妙解音律、善彈琵琶、雖處世不交人事、唯共親知絃歌酣宴而已、荀勗每與咸論音律、自以爲遠不及、疾之、出補始平太守、顏延年作五君詠、其一曰、仲容青雲器、實稟生民秀、達音何用深、識微在金奏、郭奕已心醉、山公非虛覲、屢薦不入官、一麾乃出守、

【字解】〔任達〕其の性情の欲するまゝに任して之れを爲しとほすこと、〔曬〕日にさらし乾すこと、〔綺〕あや、〔粲目〕粲はあざやかにかゞやくこと、〔犢鼻〕ふんどし、〔親知〕親戚知友、〔酣宴〕たのしく充分に酒もりす、〔五君〕阮籍、嵆康、劉伶、阮咸、向秀をいふ、皆竹林に遊びし仲間なり、〔青雲器〕高位大官にのぼるべき大器量、〔金奏〕奏樂は先づ鐘を擊つ、鐘は金なり、故に音樂を稱して金奏といふ、〔心醉〕心より深く信ずること、〔山公〕山濤なり竹林七賢の一人、〔虛覲〕空しくみる、

【義解】晉書に曰く、阮咸は字を仲容と曰ひ、陳留尉氏の人なり、性情に任してやり通し、世のうはさなどには拘らず、叔父の阮籍などと竹林の中にて、清遊をなし、當世の人々より其の所爲をそしられたり、咸と籍とは道の南側に居り、もろ／＼の阮氏の一族は道路の北側に住めり、北側なる阮氏は富みて南側の阮氏は貧し、七月七日に北側の阮氏は衣服を日にさらしほせり、錦やあやなど多くあざやかに目にかゞやけり、咸は竿の上に大布のふんどしをかけて庭に立て、我も亦未だ世俗より免る能はざる故に、之れをなすと曰へり、後仕へて散騎侍郎に歷官せり、咸は妙に音律を解し、よく琵琶をひけり、世間に居り官に在りても、他人と交らず、たゞ親戚

徵、拜中書侍郎、武帝有滅吳之志、以祜都督荊州諸軍事、出鎭南夏、累進征南大將軍南城侯、卒、贈太傅、初有善相墓者、言祜祖墓所有帝王氣、若鑿之、則無後、祜遂鑿之、相者見曰、猶出折臂三公、祜竟墮馬折臂、仕至公而無子、祜樂山水、毎風景必造峴山、置酒言詠、終日不倦、襄陽百姓於祜平生遊憩之所、建碑立廟、歳時享祀、望其碑者、莫不流涕、杜預因名爲墮涙碑、荊州人爲祜諱名云、

【字解】〔泰山〕郡の名、〔金環〕金にて造りたる環、〔云何〕如何に同じ、〔悲惋〕悲しみて驚きうらむこと、〔公車〕門の名より轉じて役所の名となる、天下人民の上書又は徵士等を掌るところ、〔武帝〕晉の武帝、〔至公〕公は三公なり、〔享祀〕物をそなへまつる、

【義解】晉の羊祜字は叔子、泰山郡南城の人なり、世々吏となり、二千石(郡守)たり、祜に至るまで九代並に清廉の德を以て聞ゆ、祜年五歳の時、乳母をして弄びし所の金の環を取り來らしむ、乳母はそなたは今まで金の環を弄ばれしことなしと曰ひければ、祜は卽ち乳母と隣家の李氏の東側の垣の内の桑樹の中に詣りて、之れを探り得たり、李家の主之れを見て大に驚き此の金の環は吾亡兒の持ち失ひしものなり、何故に持ち去るかといひしかば、乳母はつぶさにわけを話したり、李氏はきゝて亡兒のことを思ひ出し、悲しみ且つ駭き恨めり、時の人之れを不思議に思ひ、李氏の子は卽ち祜の前身なりと謂ひたり、祜は博學にして能く文章をつゞれり、魏の高貴鄕公の時、公車に徵され中書侍郎に拜せられたり、晉の武帝吳を滅す志あり、祜を以て都督荊州諸軍事と爲し、出でて南夏を鎭せしむ、其れより累りに昇進して征南大將軍南城侯となり卒せり、太傅の位を追贈さる、初め善く墓地を卜ひみる者あり、祜の先祖の墓を見て、其所には帝王の雲氣たなびけり、若し之れを鑿たば則子孫絕えんと曰へり、祜きかず、遂に之れを鑿てり、占者見て又曰く、帝王の氣は去りたれば、子の家より王者を出ださゞるも、猶臂を折る三公の人を出だすべしといへり、果せる哉、祜は後竟に馬より墮ちて臂を折り、仕へて三公に至りたり、而も子なかりしかば、後絕えたりき、祜は山水を樂しみ、荊州に在るとき風景のよき時季毎に、必ず峴山にいたり、酒もりして詩歌を詠じ、終日倦まず遊び

たること、「生産作業」生活に關する仕事、暮し向きの仕事、

【義解】　前漢の高祖は諱を邦といひ、字を季といふ、沛の豐邑の中陽村の人なり、姓は劉氏といふ、母嘗て大なる澤のつつみに休息し、夢に神と遇へり、是の時雷なり電閃きて天地まつくらなり、父太公往きてみれば、母の休める上に交へる龍あるを見たり、母は既にして身重となり、月みちて遂に高祖を生めり、高祖は鼻高く顏は龍に似て威あり、口ひげ美しく、左の股に七十二のほくろありき、性寛大にしてめぐみ深く人を愛し、心さつぱりと開けたり、常に大度量ありて家人と共に暮向きの仕事をなさゞりき、

鮑靚記井　羊祜識環

晉書、鮑靚字太玄、東海人、年五歳、語父母云、本是曲陽李家兒、九歳墮井死、其父母訪問皆符驗、靚學兼內外、明天文河洛書、後遷南海太守、嘗見仙人陰君、授道訣、百餘歲卒、

【字解】「符驗」わりふの如く少しも違ひなくあふこと、「內外」儒學と老莊の學とをいふ、「河洛」河圖洛書にて陰陽五行の說をいふ、「道訣」道家方術の祕訣、

【義解】　晉書に曰く、鮑靚は字を太玄といひ、東海の人なり、年五歳の時、父母に語りて私はもと曲陽むらの李家の兒にて、九歳の時井に墮ちて死したるが、生れかはりたるものなりといひければ、父母も不思議に思ひ李氏の家に尋ね行きて其の事を問ひしに、わりふを合したる如く少しも違はざりきといふ、靚は儒と老莊との學を兼ね修め、又天文及陰陽五行の書に通じ明なり、後南海郡の大守に遷れり、靚は嘗て陰君といへる仙人にあひて、道家の方術の祕訣を授りたれば、其れによりて身をやしなひ、百餘歲の壽を保ちて卒せり、

晉羊祜字叔子、泰山南城人、世吏二千石、至祜九世、竝以淸德聞、祜年五歲時、令乳母取所弄金環、乳母曰、汝先無此物、祜卽詣鄰人李氏東垣桑樹中探得之、主人驚曰、此吾亡兒所失物、云何持去、乳母具言之、李氏悲惋、時人異之、謂李氏子卽祜之前身也、祜博學能屬文、魏高貴鄉公時、車

又嘗夢三馬同食一槽、甚惡焉、因謂太子丕曰、司馬懿非人臣也、必預汝家事、太子素與帝善、每相全佑、故免、

【字解】〔洽聞〕あまねく物事を聞き知ること、〔魏武〕魏の武帝卽ち曹操のこと、〔文學掾〕文學は博士助教の官、掾は屬官なり、〔武帝受禪〕武帝は晉の武帝にて司馬懿の孫なり、魏の元帝の禪をつけ帝位にのぼる、〔權變〕權謀ありて機に臨みてかはること、〔狼顧相〕狼の如く面正しく後を向ひて身動かざる人相、〔三馬同食一槽〕三馬は司馬懿と其の二子司馬師、司馬昭に象り、一槽は曹家（曹は魏武の姓）に象る、〔全佑〕たすけ全うす、

【義解】　晉の宣皇常は諱を懿といひ字を仲達といふ、河南溫縣孝敬府の人なり、姓は司馬氏といふ、少にして聰く明に大なる智略あり、博く學びあまねく知れり、漢の末に天下大に亂る、帝常に慨然として天下人民を憂ふるの心あり、時に魏武丞相と爲り、帝を招聘して文學の屬官とせり、累りに升進して宰相となれり、孫の武帝魏の禪をうけて天子となるに及び、尊號を上りて宣皇帝と曰ふ、帝心急しけれど表面は寬大なり、又猜疑深くして權謀あり機に臨みて變用す、魏武は帝の雄大豪壯の志あるを察し、狼顧の人相ありと聞き、之れをためさんと欲し、乃ち帝を召して前み行かしめ、ふりかへりさすに、面正しく後に向ひて身は少しも動かざること狼と變らざりき、魏武は又嘗て三馬が一つの槽に共に食ふを夢み、司馬懿父子三人が我曹家に仕へて重官にあるに似たるより、甚だ帝を惡みたり、因りて其の太子丕に向ひて、司馬懿は人臣たる者に非ざるなり、必ず汝が家の事に參預し勢をはらん、早く之れが處置をなすべしと曰ひ注意されしが、太子は平素より帝と仲善く、事每に互に佑け合ひて身を全うしたりしかば、太子は父君の忠告ありしに拘らず、帝を罪することなかりし故、帝は免れて身を保つことを得たり、

前漢高祖、諱邦、字季、沛豐邑中陽里人、姓劉氏、母媼嘗息大澤之陂、夢與神遇、是時雷電晦冥、父太公往視、則見交龍於上、已而有娠、遂產高祖、隆準而龍顏、美鬚髯、左股有七十二黑子、寬仁愛人、意豁如也、常有大度、不事家人生產作業、

【字解】〔母媼〕媼は老女の稱なれども、此にては母媼と熟字して單に母といふ意に見てよし、〔陂〕つゝみ、〔隆準〕高き鼻、〔龍顏〕龍の如き威ある顏、〔鬚髯〕くちひげ、〔黑子〕ほくろ、〔豁如〕さつぱりと開け

が、嘗て張華の家にて會し同坐せり、華は今日は二君の初對面なれば、普通の談話をなすことなかる可しと曰へり、雲はよりて手をあげ我は雲間を逍遙する陸士龍なりといひて高ぶりぶれば、隱は我は日の下をかける荀鳴鶴なりといひて高ぶりかへせり、鳴鶴は隱の字なり、雲又曰く、雲間の龍は既に青雲を推しひらきて白雉の瑞鳥をみる、何ぞ汝はこの龍にのり弓をはり矢をはさみて射らざるやと、廼も汝は我に及ばざるべしとほのめかしたるに、隱曰く、本、この雲間の龍は奔逸するものと思ひしに、よくみれば山に住む鹿野に居る麋の如くのろきものなり、我この龍にのりて白雉を射んと欲すれども、龍の力微にして我持てる大弓は强ければ、調子とれず、是れを以て矢をはなつこと遲きなりと、我は汝より力强ければ相手にならずとの意をほのめかしたり、華は手をなでて兩人が互に高ぶり言ふをきゝて大に笑ひたりといふ、後刺史周浚は雲を招聘して己の從事となし、人に向ひて士龍は今の顏子なりと曰ひて稱揚せり、後升進して中書侍郞の官に至りしが、兄機と共に、成都王穎の爲に殺されたり、初め雲嘗て旅行して故人の家に投宿せんとせしに、夜暗くして路に迷ひ、方向分らなくなりたり、忽ち草原の中に火の光あるを望みて之に赴き、ある家に至りとまりやどれり、其の家に容姿美麗なる一少年あり、雲と共に老子の道を談ずるに、其のことばのおもむき深遠なりしかば雲いたく驚けり、曉方に雲は暇乞ひして去り、行くこと十里許りにして故人の家につきて、昨夜のことを物語れるに、故人は此の數十里の中には人家なければ、妖怪に非ずやといぶかり曰ひしかば、雲は心に始めて神が我に老子の道を授け給ひしものと悟り、退き行きて昨夜宿りし處に至れば、乃ち魏の名儒王弼が墓なりし、此にて弼の靈が一少年に化して雲に老子の學の玄奥を敎へしと明になれり、雲はもと深く老子の學を知らざりしが、此の時より其の道を談ずるに殊に進歩したりといふ、

晉宣狼顧　漢祖龍顏

晉宣皇帝、諱懿、字仲達、河内溫縣孝敬里人、姓司馬氏、少聰明多大略、博學洽聞、漢末大亂、常慨然有憂天下心、魏武爲丞相、辟爲文學掾、累遷相國、武帝受禪、上尊號曰宣皇帝、帝内急而外寬、猜忌而多權變、魏武察帝有雄豪志、聞有狼顧相、欲驗之、乃召使前行、令反顧、面正向後而身不動、

荀隱未相識、嘗會張華坐、華曰、今日相遇、可勿爲常談、雲因抗手曰、雲間陸士龍、隱曰日下荀鳴鶴、鳴鶴隱字也、雲又曰、既開青雲覩白雉、何不張爾弓挾爾矢、隱曰、本謂是雲龍騤騤、乃是山鹿野麋、獸微弩強、是以發遲、華撫手大笑、刺史周浚召爲從事、謂人曰、士龍當今之顏子也、官至中書侍郎、與機同害、初雲嘗行逗宿故人家、夜暗迷路、莫知所從、忽望草中有火趣之、至一家寄宿、見一年少美風姿、共談老子、辭致深遠、向曉辭去、行十許里至故人家、云此數十里中無人居、雲意始悟、卻尋昨宿處、乃王弼冢、雲本無玄學、自此談老殊進、

【字解】「才理」才能あり、條理あること、「龍駒」龍は駿馬なり、駒は馬の子なり、龍馬の駒とは小英雄に喩ふ、「鳳雛」鳳凰のひな、意龍駒に同じ、「入洛」晉に捕へられ洛陽の都に入ると、「雲間陸士龍」龍は雲間にありて空を馳せまはる故に、己が名にそへて自ら高ぶるなり、雲は名にて士龍は字なり、故に雲と龍とを連ねいふ、妙句なり、「日下鳴鶴」鶴は高く天上に翔り日の下をとぶ、故に荀隱も己が字にそへて高ぶりたるなり、荀の字の内に日の字あり、これと字の鳴鶴とを連ねいふ、亦妙句なり、「白雉」瑞鳥なり、「騤騤」奔逸するさま、「麋」鹿の一種、なれしか、「顏子」顏回なり、「與機同被害」士衡患多の條を見よ、「逗宿」投宿に同じ、「辭致」ことばのおもむき、「王弼」老子の道に精通せる學者なり、「玄學」老子の道を玄といふ故に玄學とは老子の學なり、「談老」老は老子の道をいふ、

【義解】晉書に曰く、陸雲は字を士龍と曰ひ、六歳にして能く文をつゞれり、性質清く正しくして才能秀で言行條理あり、少にして兄陸機と名をひとしくせり、文章は機に及ばざれども、抱持せる議論は之れにまされり、よりて世人二陸と稱せり、幼時吳の尙書閔鴻雲を見て之れをすぐれたるものとなし、此の兒は龍馬の子にあらざれば鳳凰の雛なりといひて、將來傑物たることを證せり、後鴻は雲を賢良の科に擧げて用ひしが、吳は晉の爲に平定せられ、雲は兄と共に捕へられて洛陽の都に入れり、雲は初め晉の名士荀隱と相知らざりし

甫規解官歸、鄕人有以貨得鴈門大守者、亦去職還家、書刺謁規、規臥不迎、既入、而問卿前在郡食鴈美乎、有頃、又白、王符在門、規素聞符名、乃驚遽而起、衣不及帶、屣履出迎、援符手而還、與同坐極歡、時人爲之語曰、徒見二千石、不如一縫掖、言書生道義之爲貴也、後竟不仕、

【字解】「安定」郡の名、「志操」志固く操守あること、「耿介」氣高く剛勇なること、「解官」解はやむること、「刺」名刺なり、「驚遽」おどろきあわつ、「屣履」足をはきものにかゝげたるまゝ行くこと、「縫掖」縫は大なり、大掖は大袂の衣にて儒者の服なり、

【義解】後漢の王符字を節信といひ、安定郡臨涇の人なり、少にして學問を好み、志固く操守あり、氣高く剛勇にして世俗に雷同せず、此れを以て官に升り進むを得ず、そこで隱居して書二十餘篇を著はして當時の政事道德の得失をそしり、潛夫論と名づけたり、後度遼將軍皇甫規官をやめて鄕にかへれり、其の鄕人に貨財を獻納して鴈門郡の太守の役を得るものあり、此の者も亦職をやめて家に還れり、一日名刺に姓名を書し規に謁見を願へり、規臥したるまゝにて出迎へもせず、既に入り謁するや、そなたは前に鴈門郡に在りて鴈を食べて美味なりしかと問へり、しばらくありて給仕は王符が門に伺へりと申せり、規は平素より符が高名を聞くものから、驚きあわて、起ち、衣服をきたる儘にて帶をもしめず、はきしものに足をつゝかけて出でて迎へ、符が手をとりて室に還り、同坐していとうちとけ談話して悦べり、時の人は之れが爲に諺をつくりて曰く、徒らに二千石の太守にあふよりは、一人の縫掖をきたる儒者に逢ふに如かずと、この諺は道義を抱ける書生の郡守より貴しとなすことを言へるなり、符は其の後も竟に仕へず、隱居したりき、

鳴鶴日下　士龍雲間

晉書、陸雲字士龍、六歲能屬文、性淸正有才理、少與兄機齊名、雖文章不及機、而持論過之、號二陸、幼時吳尙書閔鴻見而奇之曰、此兒若非龍駒是鳳雛、後擧雲賢良、吳平入洛、雲與

固陋之心、則何王之門、不可曳長裾乎、然臣所以歷數王之朝、背淮千里而自致者、非惡臣國而樂吳民也、竊高下風之行、尤說大王之義、願大王無忽、王不納、陽乃去、從梁孝王、卒爲上客、

【字解】〔游士〕游說の士なり、〔文辯〕文章辯舌なり、〔以太子事怨望〕吳王の太子入朝せるとき文帝の皇太子と博戲をなし遊びしに不遜なりしかば、皇太子は博局を投げて吳の太子を殺せり、故に吳王は怨望せるなり、望も怨なり、〔易精〕精思をかへ改むるを、〔極慮〕思慮を極めめぐらしかふること、〔奸〕干と通ず、仕を求むること、〔數王之朝〕齊より吳に至る諸侯王の朝をいふ、〔背淮〕淮は淮北なり淮北は齊の地なり、故に背淮とは猶去國といふが如し、〔下風〕猶足下といふが如し、〔說大王之義〕說は悅に同じ、〔無忽〕臣が言を忽にしてすつる勿れの意なり、

【義解】前漢の鄒陽は齊國の人なり、人と爲り智慧大きく謀略あり、志氣慷慨にして苟も世と合はず、秦亡び漢興るや、諸侯王皆自ら民を治め賢人を招聘せり、吳王濞は特にひろく四方の游說の士を招致しければ、陽もゆきて吳に仕へ、文章辯舌に秀でたるを以て名をあらはせり、しばらくの後吳王は太子が殺されし事を以て深く朝廷をうらみ、疾と稱して朝覲せず、ひそかによこしまの謀をめぐらせり、陽よりて書を上りて諫めたり、其の書の略に曰く、今臣が小智を盡し議論を畢くし精々思を種々に改めかへ思慮を極めめぐらせば、則ち何れの國にても仕を求め得べからざるはなく、固く陋しき心を飾りて諂ひ媚ぶれば、則ち何れの王侯の門にても仕へて禮服をき長き裾を曳きずる可からざることあらんや、然るに臣が數諸侯王の朝廷をす通り國を去り千里の遠方の吳に來りて、自ら身を大王に致して力をつくす所以の者は、臣が鄉國をにくみて吳の臣民となるを樂しみ願ふには非ずして、竊に足下の行を高しとし、又第一に大王の義に厚きを悅び慕ふ故なり、然るに今大王は今よからぬ謀をめぐらし給ふときく、臣ひそかに之れを悲む、願くは大王臣が言を忽にし聞きすつることなかれと、されど吳王はきゝ納れざりしかば、陽は辭し去りて梁に行き、孝王に從ひて其の上客となれり、

後漢王符字節信、安定臨涇人、少好學、有志操、耿介不同於俗、以此遂不得升進、乃隱居著書三十餘篇、以譏當時失得、號潛夫論、後度遼將軍皇

し、見送りなされたり、其の時帝は詵にそなたは此の度雍州の刺史となりしを如何に思ふかと尋ね給ひたるに、詵は對へて臣は賢良の科に擧げられ對策して天下の秀才をぬきて第一番となれり、されば高官に任じて大任に當りてこそ、充分に腕をふるふ可けれ、しかるに僅に一刺史たるに止まる、猶桂樹の林に入りてたゞ一枝を折り、崑崙山に行きてたゞ一片の玉をとるが如き感ありといひければ、帝は其の大言をきゝ笑ひ給へり、詵刺史の任にあり、威嚴を以て明に裁斷したれば、州内よく治まり、甚だ高き名譽を得たり、

後漢戴憑字次中、汝南平輿人、光武時、擧明經試博士、後拜侍中、正旦朝賀百僚畢會、帝令羣臣能說經者更相難詰、義有不通、輒奪其席、以益通者、憑遂重坐五十餘席、故京師爲之語曰、解經不窮戴侍中、舊本憑作馮誤、

【字解】〔汝南〕郡の名、〔明經〕士をとる科目の名、經典に明なるものをとる、〔正旦〕正月元旦、〔朝賀〕朝廷へ參賀すること、〔難詰〕質問しなじる、

【義解】後漢の戴憑は字を次中といひ、汝南郡平輿の人なり、光武帝の時、明經の科にあげられ、博士の官に任ぜられ、後侍中を拜命せり、正月元旦朝廷へ參賀のとき、百官ことごとく會せり、帝羣臣のよく經典を說くものをして、かはるがはる質問しなじらしめ、意義に通ぜざるものあれば、則ち其のしきものを奪ひとりて、意義に通ずるものに益し與へられたり、憑は經義に精通するを以て、遂に五十餘枚のしきものを重ねて坐したり、故に京師の人はこれが諺をつくりて、經典をときて如何なる難問にあふも困らざる戴侍中といへあへり、蒙求の舊本に戴憑の憑を馮に作るは誤なり、

鄒陽長裾　王符縫掖

前漢鄒陽齊人、爲人有智略、慷慨不苟合、漢興諸侯皆自治民聘賢、吳王濞招致四方游士、陽仕吳、以文辯著名、久之吳王以太子事怨望、稱疾不朝、陰有邪謀、陽奏書諫、略曰、今臣盡智畢議、易精極慮、則無國不可奸、飾

じきゆみ、〔繁繞〕まとひめぐる、〔秀才〕士を取る科の名、〔棲遲〕遊息すること、〔河陽〕縣の名、〔負〕恃むなり、〔鬱鬱〕ふさぎ樂まざるさま、〔中第〕中位に及第すること、

【義解】　晉の潘岳は字を安仁といひ、滎陽郡中牟の人なり、少にして穎才を以て稱揚せらる、鄕邑の人々すぐれたる兒童と名づけ、晉の終軍賈誼のともがらと謂ひあへり、夏侯湛は字を孝若といひ、譙國譙郡の人なり、幼にして大才あり、文章に巧に、內容文辭ともに廣大にゆたかに、善く新しき詞をはじめ作れり、容姿美しくして、潘岳と仲よく、つねに行く時は車を同じくし、居るときは茵を竝べて坐せり、よりて都の人々は之を連璧と稱しあへり、岳も亦容姿美しく、文辭もすぐれてうるはし、わかき頃、常にはじき弓をもち洛陽の道に出づるに、婦人の岳にあふ者は、其の美しさに見惚れ皆手を引きてぐるりをまとひめぐり、岳の乘れる車に果物を投げこみたれば、いつも果物は車一ぱいになりて歸れりといふ、幾くもなく秀才の科にあげられ、名聲世にすぐれて高かりしが、衆人の爲ににくみそねまれ、遊息すること十年の後、復出でて河陽の縣令と爲れり、されど其の大才を自負して小職にあり志をのばすを得ず、ふさぎ樂しまざりし、後昇りて黃門侍郎に至れり、湛は賢良の科に擧げられ、對策して中位に及第し、散騎常侍の官に終れり、

郤詵一枝　戴憑重席

晉書、郤詵字廣基、濟陰單父人、博學多才、瓌偉倜儻、不拘細行、州郡禮命竝不應、泰始中擧賢良、對策上第、拜議郎、遷雍州刺史、武帝於東堂會送、問詵曰、卿自以爲何如、詵對曰、臣擧賢良、對策爲天下第一、猶桂林一枝崑山片玉、帝笑、詵在任、威嚴明斷、甚得聲譽、

【字解】〔瓌偉〕身體すぐれて偉大なること、〔倜儻〕志すぐれて大なること、〔禮命〕禮を厚くして招聘すること、〔泰始〕武帝の年號、〔上第〕高第に同じ、第一及第をいふ、〔崑山〕崑崙山なり、〔明斷〕あきらかに裁斷すること、

【義解】　晉書に曰く、郤詵は字を廣基といひ、濟陰の單父の人なり、博學多才、身體すぐれて偉大に志すぐれて大きく、瑣細の行に拘りなづまず、州郡の長より禮をあつくして招聘さるゝも之れに應ぜず、武帝の泰始中賢良の科にあげられ、對策して第一に及第し、議郎に任ぜられ、次で雍州の刺史にうつれり、詵雍州に赴任の時、帝は宮殿の東方の堂に臣下を會

馳名海內、號稱敦煌五龍、靖該博經史、舉賢良、對策高第、累遷遊擊將軍、伯英芝字也、

【字解】〔嚴整〕嚴格にしてとゝのへること、〔視尚書〕此の尚書は三公を指していふ、〔參佐〕屬官なり、〔郎〕尚書郎なり、〔椽屬〕部下の小吏、〔一臺〕尚書臺（尚書令の役所）をいふ、〔楷法〕楷は式なり、式法は法式に同じ、〔逸羣〕衆人にすぐれ拔んず、〔該博〕博くかねわたる、〔對策〕天子親裁の問題に對ふること、

【義解】晉書に曰く、衞瓘字は伯玉といひ河東安邑の人なり、武帝の時、尚書令を拜命し侍中の役を加へらる、性嚴格にしてとゝのひあり、法律を以て下を治め、二公を視ること屬官の如く、尚書郎を視ること部下の小吏の如く、少しも恐れ憚ることはなし、瓘學問深く文藝に明に習ひなれ、尚書郎の索靖と共に草書に巧なり、時人二人を稱して尚書臺の二妙手と號せり、漢の末の張芝も亦草書を善くし大家と稱せらる、論者評して曰く、瓘は伯英が筋を得、靖は伯英が肉を得たり、瓘が筆力は靖にすぐれども、法式の備りあるは遠く靖に及ぶ能はずと、靖字は幼安、敦煌の人なり、少にして衆にすぐれたる器量あり、鄕人范衷、張彪、索紒、索永ともに大學校に學び、名聲を海內にはせ、敦煌の五龍と稱せり、中につき靖は特に經史に博くかね通じたり、賢良科に擧げられ、對策して第一に及第し、累りに官遊昇して遊擊將軍となれり、前にあげし伯英とは張芝の字なり、

晉潘岳字安仁、滎陽中牟人、少以才穎見稱、鄕邑號爲奇童、謂終賈之儔也、夏侯湛字孝若、譙國譙人、幼有盛才、文章宏富、善構新詞、美容觀、與潘岳友善、每行止同輿接茵、京都謂之連璧、岳美姿儀、辭藻絕麗、少時常挾彈出洛陽道、婦人遇之者、皆連手縈繞、投之以果、滿車而歸、舉秀才、名冠世、爲衆所疾、棲遲十年、出爲河陽令、負其才鬱鬱不得志、後至黃門侍郎、湛舉賢良、對策中第、終散騎常侍、

【字解】〔滎陽〕郡の名、〔中牟〕邑の名、〔才穎〕穎才に同じ、〔終賈〕前漢の終軍と賈誼と、〔儔〕ともがら、〔譙〕郡の名、〔盛才〕大才、〔行止〕行くと、居ると、〔連璧〕連なる璧玉の義、璧玉は美容美才に喩ふ、〔彈〕は

長安の四方の郊に置きて、器量すぐれたる賓客を我家に請待して禮し、夜より朝までつゞきて待遇し、常に偏く招きて交らざることを恐れたり、其の知友は皆祖父と同年輩の列の人人にて、天下に有名の士なり、武帝の時に大司農の役にうつれり、當時大官と爲るや、門下のものを戒め、客訪問せば貴賤を問はず、門に待たし置くことなく、賓客を待遇する禮を以てもてなさせたり、其の貴き身分を以て人にへりくだり交ること、此の如し、又其の士及び屬官の小吏を推薦する時は、帝に己よりも賢れたりといひて引き上げたり、又人の善言をきくときは、直に之れを陛下にすゝめ、たゞ人に後るゝことを恐れたり、されば山東の諸公は合同して鄭莊を稱揚せり、莊は後いさゝかの罪に陥りて免職されしが、幾くもなく復たち出でて汝南郡の太守となりて卒せり、淸廉の人なりしかば、卒して後家に餘財なかりし、是れより先き下邽の翟公仕へて廷尉となるや、賓客來集して門にみちふさがる程なりしが、官を廢むるに及びては誰一人として來り訪ふものなく、やしきも手入せざれば草木生ひ茂りて鳥羣りすぐふを以て、門前に雀をとるあみを設けて捕へ得る程に荒れさびれたり、其の後復び廷尉となるや、以前の賓客は利を得んが爲に公の許に來りあつまらんとせしかば、翟公は其の門に大字にて書き記して曰く、我死したる時と生ける時とに我に對する態度にて其の人の我に於ける交情を知り、我貧しき時と富める時とに我に對する態度にて其の人の我に於ける交りのありさまを知り、我貴き時と貧しき時とに我に對する態度にて其の人の我に於ける交情は直に見はるゝものぞと、以て彼の薄情賤劣なる賓客を謝絕せり、鄭莊も亦翟公と同じく其の盛なるときは賓客多く來りあつまりしが、衰へたるときは亦尋ねとふものもなかりしとぞ、

瓘靖二妙　岳湛連璧

晉書、衞瓘字伯玉、河東安邑人、武帝時、拜尚書令、加侍中、性嚴整、以法御下、視尚書若參佐、郎若掾屬、瓘學問深博、明習文藝、與尚書郎索靖俱善草書、時號一臺二妙、漢末張芝亦善草書、論者謂瓘得伯英筋、靖得伯英肉、瓘筆勝靖、然有楷法、遠不能及靖、靖字幼安、敦煌人、少有逸羣之量、與鄉人氾衷、張彪、索紾、索永、俱詣大學、

以て郭隗を尊び事ふと、又齊の鮑昭の樂府に曰く、王はどうしてこれ白璧の賜を下さるのみならんや、將に黃金の臺を起してこれに住まさんとすと、其の註に燕の昭王は千金を臺上に置きて以て天下の賢士を招きたるを詠ぜしなりといへり、標題に築宮と曰はずして築臺といひしは、此の孔鮑二家の語より取りしものなり、

前漢鄭當時、字莊、陳人、孝文時、以任俠自喜、脫張羽於阨、聲聞梁楚間、孝景時、爲太子舍人、每五日洗沐、常置驛馬長安諸郊、請謝賓客、夜以繼日、常恐不偏、其知友皆大父行、天下有名之士、武帝時遷大司農、當時爲大吏、戒門下、客至亡貴賤亡留門者、執賓主之禮、以其貴下人、其推轂士及官屬丞史、常引以爲賢於己、聞人之善言進之上、唯恐後、山東諸公以此翕然稱鄭莊、後陷罪、起爲汝南太守、卒、家亡餘財、先是下邽翟公爲廷尉、賓客亦塡門、及廢門外可設爵羅、後復爲廷尉、客欲往、翟公大署其門曰、一死一生廼知交情、一貧一富廼知交態、一貴一賤交情乃見、

【字解】〔任俠〕男伊達、〔洗沐〕休みて身を洗ひ頭を沐ふこと、卽ち休暇なり、〔驛馬〕しゆくつぎの車馬、〔諸郊〕四方の郊をいふ、郊は都の四方百里の間の稱、〔請謝〕請待して禮すること、〔大父行〕大父は祖父、行は列なり、〔賓主之禮〕賓客と主人と相接する禮、卽ち賓客を待遇する禮、〔推轂〕おしあげすゝむ、推薦、〔丞史〕屬官書記の類の小吏をいふ、〔山東〕漢の都は古の九州の中にて雍州の地にあたり、八州の西なり、山東とは蓋し八州を指していひたるなり、〔翕然〕合同するさま、〔起〕復び起ちての意なり、〔塡〕みちふさがると、〔爵羅〕すゞめをとるあみ、〔大署〕署はかきしるす、〔交態〕まじはりのさま、

【義解】前漢の鄭當時は字を莊といひ、陳の人なり、孝文帝のとき男伊達の行をなし自ら樂めり、將軍張羽を阨難より救ひ出し、名聲梁楚二國の間に聞ゆ、孝景帝の時事へて太子舍人と爲れり、每月五日間の休暇每に、常にしゆくつぎの馬を

者、謂郭隗曰、齊國因孤之國亂、而襲破燕、孤極知燕小力少不足以報、然誠得賢士共國、以雪先王之恥、孤之願也、先生視可者、得身事之、隗曰、王必欲致士、先從隗始、況賢於隗者、豈遠千里哉、於是昭王爲隗築宮而師事之、樂毅自魏往、鄒衍自齊往、劇辛自趙往、士爭趨燕、後與秦楚三晉、合謀伐齊敗之、齊城之不下者、唯聊、莒、卽墨、餘皆屬燕、孔文擧與曹公書曰、昭王築臺以尊郭隗、鮑昭樂府曰、豈伊白璧賜、將起黃金臺、注云、燕昭王置千金於臺上、以延天下之士、

【字解】〔孤之國亂〕昭王の父噲國を宰相子之に讓りて亂れたるをいふ、〔致士〕致は招致なり、〔趨〕赴に同じ、〔三晉〕韓、魏、趙三國の稱、〔曹公〕魏の曹操なり、〔樂府〕古は朝廟に用ふる樂章といひ後世にては歌曲の意に用ふ、〔伊〕是なり、コレと訓む、〔白璧〕白色の璧玉、

【義解】　史記に曰く、燕の昭王位に卽くや、身をへりくだし、幣物を鄭重にして、以て賢人を招聘せり、王郭隗に謂ひて曰く、齊國は孤の國の亂れたるにつけこみ、襲ひうちて我燕を破れり、孤は充分に我燕の國小にして力少なく只今は迚も齊國に報讐するに足らざるを知れり、然れども誠に賢士を得て共に國政をとり、齊をうちて先王の屈辱を雪ぎ晴らさんこと、孤の願なり、先生共に國政をとる可き賢士を見出し、而して孤をして自ら之れに事ふるを得しめよと、隗對へて曰く、王必ず賢士を招致せんと欲さるゝならば、先づ臣隗より始めて禮遇し給へ、臣の如き不肖の者すら禮遇さるれば、まして臣より賢こき者は猶更優遇さるゝは明なれば、どうして千里の路を遠しとして來り仕へざることあらんや、千里の路も遠しとせずして來り仕ふるは必定なりと、是に於て昭王は郭隗の爲に改めて宮殿を築きてこゝに住ませ、自ら師事せられたり、此の評判天下に聞えたれば、樂毅は魏より、鄒衍は齊より、劇辛は趙より來り仕へ、其の外賢士は先きを爭ひて燕に來りたり、後昭王は樂毅を大將となし、秦楚三晉の諸國と謀を合はせ、齊を伐ちて大に之れを敗り、齊の城の下らざるものはたゞ聊と莒と卽墨の三城のみにて此の餘は皆燕に屬せり、後漢の孔文擧が曹公に與ふる書に曰く、昭王臺を築きて

得乎、史記曰、莊周蒙人、嘗爲蒙漆園吏、與梁惠王同時、其學本於老子、著書率寓言、洸洋自恣以適己、故王公大人不能器之、楚威王聞周賢、使使厚幣迎之、許以爲相、周引此辭應之、郭象云、樂生者、畏犧而辭聘、

【字解】 〔犧牛〕いけにえのうし、〔文綉〕あやもやう美しきにしき、〔芻菽〕まぐさとまめ、〔太廟〕天子の祖廟、〔孤犢〕母をはなれて寂しく居る小牛、〔蒙〕宋の國の地名、〔寓言〕事實を假設したる寓意の談話、〔洸洋〕廣く大なるさま、〔大人〕位を以ていふ、高官の人をさす、〔器之〕器は器として用ふること故に單に用ふる意にみてよし、〔畏犧〕犧牛は美しき衣をきせられ旨き食物を與へらるれど、終には太廟にて殺されて神に供へらるゝ如く、仕官すれば官位は高くなり食祿には飽くとも、束縛せられて身の自由を得ず、殺さるゝと同じ有樣になるをおそるといふこと、

【義解】 莊子に曰く、或る人莊子を招聘せり、莊子其の使者にこたへて、子はかのいけにえの牛を見ざるか、この牛は神に供ふるものなれば、幼時より特別に小屋をたてゝ入れ、あやもやうの美しき錦をきせ、まぐさや菽の旨きものを食はせられ、誠に結構のやうなれども、祭の日に牽きゐられて太廟に入り殺さるゝに及び、今迄の如き結構なることはいらぬ故、母をはなれて寂しく居る小牛の樣な境遇にならんことを願ふとも、どうして得らるべき、これと同じく我も仕へば多くの祿高き位は得らるゝも、殺されたる犧牛の如く束縛されて身の自由を得ず、さればとて復び今の如き自由の身になることは得ざれば、お斷り申上ぐと曰へり、史記に曰く、莊周は宋國の蒙の人にて嘗て蒙の漆園の吏たり、梁の惠王と同時代なり、其の學問は老子に本づき書を著して之れを推演せり、其の言はおほかた事實を假設して寓意したる談話にして、極めて廣大に自ら氣儘に論議し、己の意を快くせり、かゝる人故、王公大臣と雖之れを用ふること能はず、楚の威王周が賢こきことを聞き使をして幣物を鄭重にして之れを迎へしめ、來らば宰相となすことを許せるときに、周は前にのべたる辭をひきて之れに應へたりと、されば莊子にある「或る人」とは楚の威王をさすなり、晉の郭象は莊子に註して、莊周は生命を自然にまかし安らけくのどかに樂しく送る者なり、故に仕へて犧牛の如き不自由なる境界に苦しむをおそれて、楚王の招聘を辭したるなりと曰へり、

燕昭築臺　鄭莊置驛

史記、燕昭王卑身、厚幣、以招賢

の秀才をき、、誼を召して己が門下に置けり、吳公郡守より昇進して廷尉となり、朝廷に出勤するに及び、誼は年少なれ共頗る諸學者の書に通曉せりと申し上げたり、因て文帝は誼を召して博士の官に任じ給へり、詔令下りて事を議せしめらる、毎に、諸、の老先生は未だ言ふこと能はざるに、誼はことごとく之れがこたへを爲し、人々が各、其の意に言ひ出ださんとする所のことを即座に言ひて滯ることなし、よりて諸先生は誼を以て才能すぐれたるものとはなせり、帝も亦誼の才を悅び給へり、されば誼はしきりに官を超え進みて一年中に太中大夫に迄至れり、誼おもへらく、漢秦に代りて興り海內を一統せる以上は、まさに年曆を改正し、服飾の色及もろもろの制度をかへ、官名を定め、禮樂を興すべきなりと、すなはち其の儀例の草稿をつくりそなへ、帝に上れり、しかるに帝は謙讓して「朕は不德なれば臣民を治むるにも力の足らざるを憂へ居れば、とても此の大改革はする暇なし」と差しひかへ給へり、されどもろ／＼の法令の改め定むる所は、皆誼より之れを發議し、帝の採用し給へるなり、帝は是れを以て誼を以て公卿の位に任ぜんとし給へり、然るに絳侯周勃灌嬰等の諸元勳、誼をそねみ忌みて讒言したれば、帝も亦動かされ遂に誼を疎遠して其の議論を用ひ給はず、長沙王の太傅に貶し給へり、誼長沙に居ること三年、鵩鳥あり飛び來りて誼の舍宅にいり座敷の隅に止まれり、鵩鳥は鴞に似てめでたからぬ鳥なり、誼は既に貶官せられて地方に居る身分なり、殊に今住める長沙はひく、しめりたる土地なれば、自らいたみ悲みて思へらく、我壽命はとても長きを得ず、鵩鳥の入り來りたるは短命の前兆に非ざるかと、そこで鵩鳥の賦をつくりて自ら志を廣くし慰めたり、其れより一歲あまりの後、帝は誼を思ひて之れを都にめしかへし給へり、誼上京して謁見するや、其の時帝は天地の神に供へたる肉をうけ宣室に坐し給へり、帝は此れに因りて鬼神の事を感じ、鬼神のもとを問ひ給へり、誼はつぶさに鬼神のもとより人をして信仰し祭らしむる所以のわけを論じて夜半に至る、帝は膝を席より進み出し熱心にき、給へり、談既に終るや、帝は吾久しく賈先生にあはず、自ら學問は先生よりすぐれたりと思ひ居りしに、今其の論をき、て迚も及ばざることを知れりと宣へり、そこで誼を皇子なる梁王の太傅に任じ給へり、誼梁王の太傅たること數年にして死せり、年三十三なり、後孔臧は鴞賦を作りて曰く、昔し賈先生は見識ある士なり、しかるにこの鵩鳥を忌みきらへりと、標題に忌鵩といふは此より取りしなり、

莊子曰、或聘於莊子、莊子應其使曰、見夫犧牛乎、衣以文繡、食以芻菽、及其牽而入於太廟、雖欲爲孤犢、其可

前漢賈誼、雒陽人、年十八、能誦詩書屬文、稱於郡中、河南守吳公、聞其秀材、召置門下、及爲廷尉、廼言誼年少頗通諸家書、文帝召爲博士、每詔令議下、諸老先生未能言、誼盡爲之對、人人各如其意所出、諸生以爲能、帝說之、超遷歲中至太中大夫、誼以爲、漢興當改正朔易服色制度定官名興禮樂、廼草具其儀、帝謙讓未皇也、然諸法令所更定、皆誼發之、天子以誼任公卿之位、絳灌之屬害之、於是上亦疏之、不用其議、以爲長沙王太傅、三年、有鵩飛入舍、止於坐隅、鵩似鴞不祥鳥也、誼既適居長沙卑濕、自傷悼以爲、壽不得長、廼爲賦以自廣、歲餘帝思誼徵之、入見、上方受釐坐宣室、因感鬼神事、而問鬼神之本、誼具道所以然之故、至夜半、帝前席、既罷曰、吾久不見賈生、自以爲過之、今不及也、廼拜梁王大傅、死年三十三、孔臧鴞賦云、昔賈生有識之士、忌茲鵩鳥、

【字解】〔屬文〕屬は綴なり、ツヾルと訓む、〔諸生〕諸老先生なり、生は先生に同じ、以下賈生の生も同じ、〔爲能〕能は才能なり、〔說之〕說は悅に同じ、〔正朔〕正月元日、轉じて年曆、〔草具〕草稿をつくりそなふ、〔皇〕遑に同じ、イトマと訓む、〔更定〕改め定む、〔絳灌〕絳侯周勃と灌嬰と、當時の元勳なり、〔害之〕害は忌なり、いみきらふ、〔鵩〕みみづく、〔鴞〕ふくろふ、〔適居〕適は謫と通ず、官を貶せられ地方に居ること、〔卑濕〕土地ひくゝしめること、〔釐〕天地の神にそなへたる肉、〔宣室〕未央宮前の正室の名、

【義解】　前漢の賈誼は雒陽の人なり、年十八よく詩經書經を誦讀し、文章をつゞり、郡中に稱せらる、河南の郡守吳公其

來求婚者、輙中止、及帝納采之日、一夜齒盡生、在位六年無子、先是三吳女子、相與簪白花、望之如素柰、傳言天公織女死、爲之著服、至是而后崩、

〔字解〕〔納采〕結納をいるゝこと、〔三吳〕吳興、吳郡、會稽の稱、〔素柰〕白き花さける柰、〔天公〕天の神、

【義解】　晉書に曰く、成恭杜皇后は諱を陵陽と曰ふ、鎭南將軍杜預の曾孫なり、少にして顏色姿容すぐれたり、されど年長じても猶齒なかりしかば、來りて婚を求むるものあるも中途にて齒なきをきゝて止めたり、成帝と婚とゝのひ結納をいれらるゝ日に至り、一夜の中に齒みな生えたり、后位に在ること六年なれども子なし、是れより先き三吳地方の女子、相ともに白き花を簪にせり、遠くより女子の羣を望めば、恰も白き花をつけたる柰の如し、人々には天の神のはた織り女が死したる故、これが爲に喪服を著けたるなりと傳ひたり、百官不思議なことを言ひふらすものかな、凶兆に非ずやと憂へ居りしに、后俄に崩じ給へり、

左氏傳、王子朝曰、定王六年、秦人降妖曰、周其有頾王、亦克能修其職、諸侯服享、二世供職、王室其有間王位、諸侯不圖、而受其亂災、至于靈王、生而有頾、王甚神聖、無惡於諸侯、靈王景王、克終其世、

〔字解〕〔妖〕妖言なり、〔頾王〕頾は口ひげ、頾王は生れながらにして口ひげある王なり、〔服享〕服從して貢物をたてまつること、〔供職〕職務を奉行し貢賦を供すること、〔間〕うかゞひ奪ふこと、

【義解】　左氏傳に曰く、周の王子朝曰く、定王の六年に秦人妖言をいひふらして曰く、「周には將來生れながらにして口ひげある王あり、此の王も亦前代の聖王の如くよく其の職務ををさめ、諸侯は服從して貢物をいれ、其の王と嗣王との二世に對しては絕えず其の職務を奉仕し貢賦を供へん、されど二世の後に至れば、王室のものに王の位をうかゞひ奪ふものあり、諸侯よく自らはからざるときは、其の餘波をうけて騷亂禍災にあふものあらん」と、果せるかな、定王の孫なる靈王に至り、生れながらにして口ひげあり、王は甚だ神聖の德ありて、諸侯に怨みにくるまるゝことなく、よく其の身を終れり、其の嗣王景王も亦諸侯の服從を得て、安らかに其の世を終れり、

賈誼忌鵩　莊周畏犧

舊制、臣願盡力、以爲百僚率從之、迺更拜博御史大夫、後爲丞相、坐事自殺、

【字解】〔御史府〕御史大夫の役所、〔百僚〕百官なり、〔率〕表的なり、めあて、

【義解】前漢の朱博は字を子元といひ、杜陵の人なり、哀帝の時御史大夫の役所の官吏の舍宅百餘軒の井の水皆皆枯れつきたり、又其の役所内に柏の樹植ゑ列ねられたり、野鳥數千常に其の枝上に棲み宿り、朝去りて暮に來る、故に名けて朝夕鳥と曰へり、ある日鳥去りて來らざること數月に及びたれば、年長の德高き人々之れを不思議に思へり、其の後二年あまりにして朱博は大司空となれり、博は鳥の去りて來らざるをきゝ、こは御史大夫の廢官となり居れる爲のしるしならんと思ひ、奏上して申すやう、昔し高皇帝御史大夫の官を置き給ふ、其の位丞相に次げり、後世之れを廢して大司空の官を置けり、されば今中二千石(郡守)のものは御史大夫の官なければ、之れを經ずして直に丞相となるを以て、朝廷の權威かろし、是れ國政を愼重にする所以の道に非ず、臣おもへらく、大司空の官は罷めて、復御史大夫の官を置き、舊時の制度を遵奉し、之れを經て後丞相にすゝむやうにせん、臣願くは力をつくして舊時の制度を遵奉し以て百官のめあてとならんと、帝は之れに從ひ給へり、そこで大司空を廢して改めて御史大夫の官を置き、博を以て之れに任ぜり、博は後昇りて丞相と爲りしが、帝の祖母傅太后の密旨を受け、大臣傅喜を免ぜしかどによりて罪せられ、自殺せり、

蕭廣濟孝子傳、蕭芝至孝、除尚書郎、有雉數十頭、飲啄宿止、當上直送至岐路、及下直入門、飛鳴車前、

【字解】〔除〕任命なり、〔上直〕宿直すること、〔岐路〕わかれみち、〔下直〕宿直終りて役所を出づること、

【義解】蕭廣濟の孝子傳にいはく、蕭芝は性至孝なり、尚書郎に除任せらる、時に數十頭の雉あり、芝の家に飲みて宿り止まれり、芝の宮舍に宿直する時にあたれば、芝を送りてわかれみちまで至り、宿直終りて家に下がるときには、家の門内にいり、車の前に飛びかひて鳴けり、こは蓋し至孝の德無情の鳥を感ぜしめたるものなるべし、

杜后生齒　靈王出髭

晉書、成恭杜皇后、諱陵陽、鎭南將軍預曾孫、后少有姿色、然長猶無齒、有

眞の關内侯に拜命せり、年長じ德高き人には、習をほめうたひて、其の名を聞き又は其の材をしる天下の多くの刺史の中にて、古より今に至るまで梁習に及ぶものはあらじとおもへり、文帝の時に習は復び刺史となりしが、其の政治は毎度天下第一なりき、蒙求の舊本に梁習の習を集に作れり、これは誤なり、

墨子悲絲　楊朱泣岐

淮南子曰、楊子見逵路而哭之、爲其可以南可以北、墨子見練絲而泣之、爲其可以黃可以黑、高誘曰、憫其本同而末異、

【字解】〔逵路〕四つじのみち、〔練絲〕白き絲、

【義解】淮南子に曰く、楊子は四つじの路をみてこゝになけり、そは南へも北へも東へも西へも行ければ、知らざるものは方向を迷ひて己が進む可き路をあやまるが爲なり、又墨子は白絲を見て泣けり、そは黃にも黑にも赤にも青にも染め得べければ、誤らば取りかへしのつかぬ樣になるが爲なり、高誘は之れを註解して、すべて何事も其の本は同じけれども、末異なりて人を迷はし惡くすることを憫みていへるなりといへり、卽ち楊子は一道がわかれて四つじとなりて人を迷はすが如く、人の修む可き道ももとは一なれども、學者が色々の說を立て、色々の道をつくりて世人を迷はし亂すを恐れて泣き、墨子は白絲の染め樣によりて色のかはる如く、人の心も交る友によりて善にも染まり惡にも染まれば、愼まざる可からざるに、世人は兎角惡しき方に染まるを見て泣きたるなり、

朱博烏集　蕭芝雉隨

前漢朱博字子元、杜陵人、哀帝時、御史府吏舍百餘區、井水皆竭、又其府中列柏樹、常有野烏數千、棲宿其上、晨去暮來、號曰朝夕烏、烏去不來者數月、長老異之、後二歲餘、博爲大司空、奏言高皇帝置御史大夫、位次丞相、今中二千石未更御史大夫而爲丞相、權輕、非所以重國政也、臣以爲大司空官可罷、復置御史大夫、遵奉

大づなや天下の號令をすべ治むるに及びては、風儀光采は丙吉、魏相于定國の諸相に及ばず、功名は郡を治むるときより劣りき、

魏志、梁習字子虞、陳郡拓人、以別部司馬、領幷州刺史、承高幹荒亂之餘、胡狄在界、張雄跋扈、吏民亡叛入其部落、兵家擁衆作爲寇害、更相扇動、往往棊跱、習到官、誘喩招納、皆禮召其豪右、稍相薦擧、使詣幕府、邊境肅淸、百姓布野勤勸農桑、令行禁止、貢達名士、咸顯於世、太祖賞之賜爵關内侯、更拜爲眞、長老稱詠以爲、自所聞識刺史、未有及習者、文帝時、復爲刺史、政治常爲天下最、舊本習作集誤、

【字解】〔拓〕縣の名、〔荒亂之餘〕あらしみだしたる後、〔張雄〕威武をふるふこと、〔棊跱〕諸處にたむろしよること、〔豪右〕猶豪族といふが如し、〔幕府〕大將の司令部、〔邊境〕國境、〔肅淸〕靜まり安かなり、〔布野〕郊野に散布して住居すること、〔農桑〕農業蠶養、〔貢達〕みつぎすゝむること、〔長老〕年長じ德あるもの、〔稱詠〕ほめうたふ、

【義解】 魏志に曰く、梁習は字を子虞と曰ひ、陳郡拓縣の人なり、別部司馬の役となり兼ねて幷州刺史の職をすべ治めたり、幷州はえびすと境を接する上に、前の刺史高幹が惡政を行ひてあらしみだしたる後をうけたれば、えびすは境にありて威武をふるひて我儘勝手のふるまひをなし、官吏人民は亡走しそむきてえびすの部落にいり、諸軍將は兵力を擁し起ちてあだして民を害ひ、かはるがはる相おだて騒がして往々處々により屯して恰も戰亂の世の如くなりき、習幷州に赴任するや、散亂せる官吏人民を誘ひよせ教へ諭して招き納れ、其の地の豪族を禮を厚くして召し、其の材をはかりて次第に朝廷にすゝめあげて、大將の司令部に至らしめたれば、人民なづきて國は靜まり安らかに、百姓は郊野に散居して業を營むに至れり、よりて習はつとめて農業養蠶を奬勵し、衣食に不足なきやうにしてやりたれば、人民心服し令するとは直に行はれ禁ずることは直に止めたり、習は又名士を朝廷にみつぎすすめ、其の名士はみな用ひられて其の名世に顯はれたり、よりて太祖は其の功績を賞して關内侯の爵位を賜ひ、後改めて

教化而後誅罰、外寛内明、得吏民心、戸口歳増、治爲天下第一、徴守京兆尹、坐貶秩歸潁川、前後八年、郡中愈治、是時鳳凰神爵數集郡國、潁川尤多、天子以霸治行終長者、下詔稱揚、賜爵關内侯黄金百斤秩中二千石、後爲丞相、霸材長於治民、及爲相總綱紀號令、風采不及丙魏于定國、功名損於治郡、

【字解】〔淮陽〕國の名、〔陽夏〕縣の名、〔待詔〕材能ある者を都より召して、未だ正官に補せざるもの丶稱、〔二百石卒史〕二百石の祿の卒史なり、〔署〕叙任す、〔右職〕高職なり、〔錢穀計〕計は勘定なり、〔簿書〕帳簿なり、〔賢良〕士を取る科の名、賢德良才を以て士をあぐるを賢良の科といふ、〔高第〕第一番の及第なり、〔坐〕罪せらるゝこと霸は無斷にて道路をつくり又命に應じて馬匹を調發せざりし爲罪せらる、〔貶秩〕秩は祿位、貶はおとす、〔神爵〕鳥の名、形鶡雀に似五采の色をそなへたり、瑞鳥なり、〔風采〕風儀光采の義、〔丙魏〕丙吉と魏相と、

【義解】前漢の黄霸は字を次公と曰ひ、淮陽國陽夏縣の人なり、武帝の末待詔の身分を以て、錢を奉納して官を賞賜せられ、侍郎謁者となれり、後復穀物を奉納し、左馮翊の二百石の卒史に補せられたり、馮翊は霸が財貨を納めて官吏と爲りしを以て、高職に任ぜずして、郡の金錢穀物の勘定をすべ治めしめたり、霸は帳簿の記入勘定正しく清廉を以て稱せられたり、宣帝の時揚州の刺吏に拔擢せられ、幾もなく賢良の科に中り、第一番の及第を以て潁川の太守と爲れり、霸は德政を以て民を教へ化することを行ひて、誅罰を後にし、又外は寛大にして嚴しく糺すことをせざるも、内心は聰明にして善惡邪正を識別し、善をすゝめ惡を正しければ、官吏人民の心服を得慕ひて移住し來るもの多く、戸數人口年々增加し、治績天下第一と稱せられたり、よりて都にめされて京兆の尹となれり、しかるに無斷にて道路をつくり、また馬の調發の命に應ぜざりしかどを以て、罪せられ秩祿をおとされて潁川にかへり、復太守となれり、霸潁川にあること前後八年、郡中いよ〳〵能く治まれり、是の時鳳凰神爵の瑞鳥しば〳〵郡國に集りしが、潁川は特に治まりたるを以て尤も多く來り集れり、天子は霸が政治の行は終に長者の資格充分なるを以て、詔を下して稱揚し、關内侯の爵と黄金百斤と中二千石の秩祿とを賜へり、後昇進して丞相となり、國政を統べ治めり、されど霸の材能は地方官として民を治むるには長ずれども、其の他の官につきては成績あがらず、されば丞相と爲り政治の

を以て光榮なるものよと稱美したり、

後漢袁安字邵公、汝南汝陽人、嚴重有威、見敬於州里、肅宗末爲司空遷司徒、和帝時薨、初安以天子幼弱外戚擅權、每朝會進見及與公卿言國家事、未嘗不噫嗚流涕、自天子、及大臣、皆倚賴之、及薨朝廷痛惜焉、初安父沒、訪求葬地、道逢三書生、問安何之、安告之、生乃指一處云、葬此地、當世爲上公、須臾不見、安異之、於是葬其地、故累世隆盛、

【字解】〔汝南〕郡の名、〔汝陽〕縣の名、〔州里〕むらざと、〔噫嗚〕なげきいたむ、〔上公〕三公といふ、〔累世〕代々、

【義解】　後漢の袁安は字を邵公といひ、汝南郡汝陽縣の人なり、嚴格にして重々しく威風あり、村里の人々に敬せられたり、肅宗皇帝の末に司空と爲り、次に司徒に遷り、和帝の時に薨ぜり、初め安は天子幼弱にして外戚權力をほしいまゝにせるを以て、朝廷の參會謁見の時、又は公卿と國家の事を言ふときに、未だ嘗て嘆き傷みて涕を流さゞることあらず、天子より大臣に至るまで皆之れにたのみ賴れり、薨ずるに及び、朝廷痛く惜めり、初め安の父沒し、安は其の埋葬地を訪ね求めるとき、途中三書生に逢へり、三書生は安に何づくに往くかと尋ねし故、安其のわけを告げたり、書生は一處を指して曰く、此の地に葬らば當に代々三公の位にのぼるを得べしと、暫くして何處に往きしか見えずなれり、安は之れを不思議に思ひ、其の指し示したる地に葬れり、故に代々高位にのぼり家運隆盛なりしとぞ、

黃霸政殊　梁習治最

前漢黃霸字次公、淮陽陽夏人、武帝末、以待詔入錢賞官、補侍郎謁者、後復入穀、補左馮翊二百石卒史、馮翊以霸入財爲官、不署右職、使領郡錢穀計、簿書正、以廉稱、宣帝時擢揚州刺史、以賢良高第爲潁川太守、力行

令、獨固與喬、堅守本議、竟立蠡吾侯、是爲桓帝、以此讒毀於時、自在公臺三十餘年、歷事安、順、沖、質、桓、靈六帝、凡一履司空、再作司徒、三登太尉、又爲太傅、其所辟命、皆天下名士、與故吏陳蕃李咸、並爲三司、蕃等毎朝會、輒稱疾避廣、時人榮之、

【字解】〔華容〕縣の名、〔察〕擧げらるゝこと、〔孝廉〕士を取る科目の名、〔累〕累進なり、〔克壯〕つよくさかんなり、〔溫柔〕溫和柔順、〔謹素〕謹愼質素、〔達練〕通達してなれたること、〔明解〕明白に通じさとること、〔朝章〕朝廷の典章、〔謇直〕直言して憚らざること、〔補闕〕朝廷の政の闕けたるを補ふこと、〔取〕娶に同じ、メトルと訓む、〔讒毀〕そしること、〔公台〕三公の位の稱、〔辟命〕招聘して官に任命すること、〔三司〕三公に同じ、〔朝會〕朝廷の參會なり、

【義解】後漢の胡廣は字を伯始と曰ひ、南郡華容縣の人なり、孝廉の科に擧げられ都に上る、朝廷にて章奏の文を書かせて試みしに、其の材學すぐれ秀でたれば、安帝は廣を以て天下第一と爲し、稱譽し給へり、廣は其れより累りに昇進して三公と爲れり、年八十になりても心力ともにつよくさかんなり、其の性質は溫和柔順にして謹愼に質素なり、常にへりくだりて言ひ恭しき顏色をなせり、よろづの政治の事柄に通達しならひ、朝廷の典章を明かにさとれり、直言して憚らざる風はなけれども、朝廷の政の闕けたるを補ひよくするの利益あり、故に京師の諺に曰く、よろづの事柄治まらざれば胡伯始に問へ、今の天下に中庸の德ある者は胡公あるのみと、質帝崩じ給ふに及び、廣は李固、趙戒、杜喬と共に淸河王蒜の賢德あるを以て立て、帝となさんとせり、而るに蠡吾侯志は大將軍梁冀の妹を娶られたれば、冀は之れを帝位に立てんと欲したり、胡廣と趙戒とは冀の勢威を憚り恐れ、忽ち前議を飜して、たゞ大將軍梁公の命令のまゝに從ふべしと曰へり、獨り李固と杜喬とのみは堅く以前の本議を守りて主張しけるが、冀の勢に敵すること能はず、冀は竟に蠡吾侯を立てたり、是れを桓帝となす、此れを以て廣は裏ぎりものよと時にそしられたり、廣は三公の位に在りてより三十餘年、安、順、沖、質、桓、靈の六帝に歷事し、一たび司空の位をふみ、二たび司徒の官となり、三たび太尉の位に登り、又太傅の官となれり、其の招聘して任命せし所の者は皆天下の名士なり、廣は古くより朝廷に事へる名吏陳蕃、李咸と竝に三公と爲りたる時、蕃等は故參なるにも拘らず、材の及ばざるを恥ぢて、朝廷の參會ある毎に疾と稱して廣と同席することを避けたり、時の人は之れをきゝて、胡廣

役所より、こもぐ〜召辟せられたり、遂に晉に事へて御史中丞となれり、處は百官の過罪をたゞしきはむるに正しくして、寵臣貴戚の人々と雖依怙して避けて大目に見許すことなし、其後惠帝の時氐夷齊萬年叛するに及び、朝廷の臣僚は處の剛直をにくみ、征伐に追ひやりて樂せんものと思ひ、皆處は呉の名將の子にて忠勇義烈果斷剛毅なれば、征伐の將として適任なれば、任命ありて然るべしと申上げければ、帝も尤ともなりとせられ、一方の將として大將夏侯駿に從ひ、西の方萬年を征せしめ給へり、伏波將軍孫秀は裏面の事情をしるものから、いたく處を氣の毒に思ひ、あなたには老母ありて孝養をつくさゞる可からざる責任あれば、これを以て此度の任務を辭退なさるべしとすゝめけるに、處は忠孝の道はどうして兩ながら全うすることを得ん、吾は最早親の許を辭して君に事へたる上は、我が身は君に捧げたるものなり、父母と雖どうして我を子として賴むことを得んや、されば吾は今君命を果すことのみ知りて老母を顧る暇なきなりと辭退したり、旣にして處は出征して戰ひしに不幸にも敗北せり、されば左右の將校は退却をすゝめたるに、處は劒のつかに手をかけて曰く、此の度は吾が忠節をいたし命を授けまつるの日なり、敗れたりとてどうして退くことをせん、且つ古は良將出征の際には命を凶門に受けて出でたり、蓋しこは將たるものは一旦陣に臨まば進んで死することありとも退いて生くることなきを示したるものなり、諸君之れを思はずして忠信の道に背きて退く如きあらば、我軍勢必ず振はず、如何ともすべからざるに至るべし、我は朝に仕へて大臣たり、されば身を以て國難の爲に殉死し、一は以て臣節を全うし、一は以て我軍の士氣を奮ひ起すも、亦よきことならずやと、遂に敵陣に突入し力め戰ひて打死せり、帝は其の忠節を嘉みし、平西將軍の官を追贈して賞し給へり、

胡廣補闕　袁安倚賴

後漢胡廣字伯始、南郡華容人、察孝廉、試章奏、安帝以廣爲天下第一、累爲三公、年已八十而心力克壯、性溫柔謹素、常遜言恭色、達練事體、明解朝章、雖無謇直之風、屢有補闕之益、故京師諺曰、萬事不理問伯始、天下中庸有胡公、及共李固、趙戒、杜喬議立清河王蒜、而蠡吾侯志取梁冀妹、冀欲立之、廣戒憚冀、皆曰惟大將軍

投水搏殺蛟、遂勵志好學、有文思、志存義烈、言必忠信、克己朞年、州府交辟、仕晉爲御史中丞、凡所糾劾、不避寵戚、及氐人齊萬年反、朝臣惡處强直、皆曰、處名將子、忠烈果毅、乃使隷夏侯駿西征、伏波將軍孫秀謂之曰、卿有老母、可以此辭、處曰、忠孝之道安得兩全、既辭親事君、父母安得而子乎、已而戰敗、左右勸退、處按劍曰、此吾效節授命之日、何退之爲、且古者良將受命凶門以出、蓋有進無退也、諸君負信、勢必不振、我爲大臣、以身殉國、不亦可乎、遂力戰而沒、追贈平西將軍、

【字解】〔義興〕郡の名、〔陽羨〕縣の名、〔膂力〕うでカ、〔細行〕瑣細なる行、〔州曲〕曲は郷里なり故に州里にてむらざと、〔蛟〕蛟龍なり、みづち、〔文思〕立派なる思慮、〔朞年〕一年なり、〔交辟〕こも〴〵召辟すること、〔糾劾〕過罪をたゞしきはむること、〔寵戚〕寵臣と貴戚と、〔氐〕夷國の名、〔强直〕剛直に同じ、〔處名將子〕處の父は吳に仕へて大將たり故にいふ、〔果毅〕果斷にして剛毅なること、〔凶門〕喪門なり死者を葬むる時出づる門、

【義解】　晉の周處は字を子隱と曰ひ、義興郡陽羨縣の人なり、うでぢから人にすぐれ、瑣細の行を修め正すことをせざりしかば、如何なる事を仕出さんも知れずと村里の人々之れを患へ苦しめり、處は人々の爲ににくみ嫌はるゝことを知り、慨然として行を改めはげむ志あり、父老に向ひて只今は時候和し豐年なるに、あなた等は何を苦しみて樂しまれざるやと問ひしに、父老は三つの害まだ除かざれば何の樂しきことかあらんと歎き曰ひければ、處は何を三つの害と申すぞと問へるに、父老は南山の白き額の猛虎と、長橋の下に住める蛟龍と、子の亂暴とあはせて三の害なりと答へたり、處は聞き終りて、さらば吾能く三つの害を除きて安心させ申す可しと曰ひて、乃ち南山に入りて猛虎を射殺し、水中に入りて蛟龍をうち殺し、己は志を改め勵まし學を好み修め、雜念去りて立派なる思慮ある樣になり、志は常に義を烈しく行はんことを存し、言語は必ず忠信にして少しも詐も吐かず、私慾に克ちて身を愼み修むること一年、名聲あらはれて各州の

づれて樂めり、康も亦心あひたる友なれば、親しく交りてよくもてなせり、

家語曰、孔子之ㇾ郯、遭二程子於塗一、傾ㇾ蓋而語、終日甚相親、顧謂二子路一曰、取二束帛一以贈二先生一、

【字解】〔郯〕國の名、〔傾ㇾ蓋〕車の蓋を傾くることにて車を駐むることをいふ、

【義解】 家語に曰く、孔子郯國にゆきたる時、程子に途中に出逢へり、よりて車を駐めて物語ること終日、甚だ相親めり、かくて弟子の子路を顧みて、束ねたる帛をとりて程先生に贈れと曰はれたり、

劇孟一敵　周處三害

前漢劇孟洛陽人、以ㇾ俠顯、吳楚反時、條侯周亞夫爲二太尉一、東將ㇾ至二河南一、得二劇孟一、喜曰、吳楚擧二大事一而不ㇾ求二劇孟一、吾知二其無ㇾ能爲一已、天下騷動、大將軍得ㇾ之、若二一敵國一、

【字解】〔俠〕男伊達なり、〔吳楚反〕景帝の時吳王濞楚王茂等七侯王國の反せるをいふ、

【義解】 前漢の劇孟は洛陽の人にて、男伊達を以て世に顯はれたり、吳楚七王侯國の反せる時、條侯周亞夫は太尉たりき、征伐の爲め都を出發して東の方河南に至らんとせる時に、劇孟を幕下に得たり、由りて大に喜び、吳楚の諸王大事を擧げながら、劇孟の如き豪傑を求めて味方とせず、されば吾は彼等の能く事を爲すなきことを知るのみと曰へり、諸侯叛して天下騷動する時、大將軍周亞夫は劇孟を得て一敵國を滅したる如くうれしく思へり、之れによりて劇孟の偉丈夫たること思ひやらるゝなり、

晉周處字子隱、義興陽羨人、膂力絕ㇾ人、不ㇾ修二細行一、州曲患ㇾ之、處自知ㇾ爲二人所一ㇾ惡、慨然有二改勵之志一、謂二父老一曰、今時和歲豐、何苦而不ㇾ樂、父老歎曰、三害未ㇾ除、何樂之有、處曰何謂也、答曰、南山白額猛虎、長橋下蛟、幷ㇾ子爲ㇾ三矣、處曰吾能除ㇾ之、乃入ㇾ山射二殺猛虎一、

西ににげ走り、混雜してふみにじりあひ、老人小兒はさけび呼び、長安市中大に亂れたり、よりて天子は諸公卿を召して評議し給へり、時に大將軍王鳳は太后の宮と陛下と後宮の人人は船に乘りて都を去り、吏民をして長安の城上にのぼりて水を避けしむるに如くなしと思ひ、其の由を申し上げたり、羣臣は尤の言と贊成せしが、獨り王商は從はずして、古より無道の國には大洪水ありて警むといふことあれど、而も城の外ぐるわをおかして氾濫せしことあらず、只今は政治和ぎ平にして世に戰爭もなく、上下相安じて樂めり、されば何に由りて天災おこり大洪水の俄に至ることあらんや、此れは必ずあやまりの言ひふらしならん、すて置かれて然るべしと申上げたれば、帝も之れを尤もの言となし、其の事を止め給へり、其より程過ぎて市中も靜まり果してあやまりの言ひふらしなりしこと明となれり、帝の商の堅く義を守りて屈せざることをほめて、立派なるものとなし、たび／＼其の議論を稱美し給ひければ、王鳳は己が淺薄なるよを大にはぢたり、商は後昇進して丞相となれり、商は質朴にして飾りなく、威嚴ありて重々し、身の長八尺餘、身體偉大にして、容貌人にすぐれて立派なり、匈奴の王來朝せるとき、商は未央宮廷の中に坐せり、匈奴の王すゝみて商に拜謁し、仰ぎて商を視、大に其の威嚴を畏れ、あとじさりして退きたり、帝之れをきゝ、眞に我漢の宰相なりと嘆美し給へり、しかるに王鳳は商の出世をうらみ、ひそかに其の缺點を求め陷れんと心を碎きたり、其れが爲に商は遂に鳳に旨くそしりあてられて、宰相を免職し、三日の後薨去せり、

嵇呂命駕　程孔傾蓋

晉書、嵇康字叔夜、譙國銍人、性巧而好鍛、宅中有一柳樹甚茂、乃激水圜之、毎夏月居其下以鍛、東平呂安服其高致、毎一相思、輒千里命駕、康友而善之、

【字解】〔銍〕縣の名、〔鍛〕鍛冶なり、〔激水〕水路をつくりて水を多く流すこと、〔高致〕高尚なる趣、〔命駕〕馬を車につけることを言ひつけること、

【義解】晉書に曰く、嵇康は字を叔夜といひ、譙國銍縣の人なり、生れつき巧者にて、鍛冶を好みたり、家宅中に一本の柳の木ありて甚茂れり、康は流れの水を多くひきて、柳の木の周圍に小さき溝をつくり、毎夏其の樹下に居りて鍛冶を業とせり、東平の呂安は康の高尚なる趣あるに感服し、一度思ひ慕ひて逢ひたく思ふ毎に、何事もふりすて、千里の路も遠しとせず、急ぎ車に馬をつけることを命じ、飛び乘りて來り訪

しきことある時は多く之れによりて決定せられたり、されば譚に向ひて朕は未來記によりて設置の場所を決定せんと思へり、汝は如何思ふぞと宣へり、譚對へて、臣は未來記を讀みしとなしと申し上げたり、帝は其のわけを問ひ給ひしかば、譚は未來記の聖經に非ずして信用す可からざることを、力を極めて申上げたり、帝は大に怒りて未來記は聖人の手になるものあるに、之れをそしり古今の法をないがしろにするは不屆なりと宣ひ、將に御殿より引下して斬らんとし給へり、譚は頭を地にすりつけて血を流し御斷り申上げたれば、帝も其の心を察し赦し給へり、されど朝廷に奉仕することを得ず出で、六安郡の丞となりて卒せり、

前漢王商字子威、涿郡蠡吾人、成帝時爲左將軍、京師民無故相驚言、大水至、百姓奔走相蹂躪、老弱號呼、長安大亂、天子召公卿議、大將軍王鳳以爲、太后與上及后宮可御船、令吏民上長安城以避水、商曰、自古無道之國、水猶不冒城郭、今政治和平、世無兵革、上下相安、何因有大水暴至、此必訛言、上迺止、果訛言、上美壯商之固守、數稱其議、而鳳大慙、後爲丞相、爲人多質有威重、長八尺餘、身體鴻大、容貌過人、單于來朝、商坐未央廷中、單于前拜謁商、仰視大畏之、遷延却退、上聞歎曰、眞漢相矣、鳳怨商、陰求其短、卒爲所中、免相薨、

【字解】〔蠡吾〕縣の名、〔蹂躪〕ふみにじる、〔號呼〕さけびよぶ、〔長安〕都の名、〔御〕乘ること、〔城郭〕城の外ぐるわ、〔兵革〕武器と甲冑と、轉じて戰爭、〔暴至〕暴は俄なり、〔訛言〕あやまりの言ひふらし、〔美壯〕ほめて立派とすること、〔多質〕質朴なること、〔威重〕威嚴ありて重々しきこと、〔鴻大〕偉大に同じ、〔單于〕匈奴其の王を稱して單于といふ、〔未央〕宮殿の名、〔廷中〕宮廷中なり、〔遷延〕あとじさり、〔中〕そしりあてらるゝこと、

【義解】　前漢の王商は、字を子威と曰ひ、涿郡蠡吾縣の人なり、成帝の時左將軍たり、時に都の民、何のわけなきに相驚きて、大洪水至ると言ひ、百姓どもはいち早く避難せんとて東

最もなるよき返答と稱美せり、機は天才ひいですぐれ、詩文宏大にして美麗なり、華嘗て之れに謂ひて、人の文をつくるには常に其の才の少なきを恨むものなるに、子は却て其の才の多きを患へらるゝ、誠に羨しきことなりと曰へり、又弟の陸雲は機に書をおくりて私は兄上の文を見れば比べものにならぬほど拙劣なれば、筆も硯も燒きすてゝ復び文をつくることを止めようと思ふと曰へり、よりて張華は機を諸大臣に推薦せしかば、用ひられて累に官をすゝみ、中書郎にまでなれり、其の後成都王穎の兵を起して長沙王乂を討つや、機を以て假りに後將軍河北大都督に任命せり、機は羈旅の身を以て晉に入りて仕官し、俄に多くの將士の上に居る大都督となりたれば、多くの將士は皆ねたみ怨む心あり、其の缺點をみつけて成都王穎にそしりたれば、穎は之れを信じ怒りて人をして機を捕へしめたり、機歎息して我は華亭のつるの鳴き聲を聞きたく思ひたれど、今は捕れの身となりたれば、どうして復び聞くことを得んやと曰へり、遂に穎の爲に殺されたり、初め機は駿犬をやしなひて黄耳と名づけたり、既に京師にかゝりずまひしてより、久しく鄕里の家よりの音信なく、氣にかゝりければ、笑ひて犬に語りて、我が家よりは絕えて音信なし、汝よく手紙を持ち行きて消息を取り來るや否やといひしに、犬は尾をうごかしていらへの聲をなせしかば、機は手紙をかき竹の筒に之れを入れ、犬の頸にかけてやりたり、犬は路を尋ねて南の方に走り、遂に鄕里の家に至り、返報を得て洛陽の都にかへれり、是れより後は常に往來して手紙を互に通じたりといふ。

桓譚非讖　王商止訛

後漢桓譚字君山、沛國相人、好音律、世祖卽位、拜議郎給事中、後詔會議靈臺所處、時帝方信讖、多以決定嫌疑、謂譚曰、吾欲讖決之何如、譚曰、臣不讀讖、帝問其故、譚復極言讖之非經、帝大怒曰、譚非聖無法、將下斬之、叩頭流血、乃得解、出爲六安郡丞、卒、

【字解】〔相〕縣の名、〔世祖〕光武皇帝の稱、〔靈臺〕天文臺なり、〔讖〕未來記なり、〔嫌疑〕疑しきこと、〔非經〕聖經に非ずして信ず可からざること、

【義解】　後漢の桓譚は字を君山と曰ひ、沛國相縣の人にて、音樂を好めり、世祖位に卽き給ふや譚は議郎給事中に拜命せられたり、後帝は詔して羣臣を會し、天文臺を設置する場所は何處がよきか評議し給へり、時に帝は未來記を信用し、疑

麗、華嘗謂之曰、人之爲文、常恨才少、而子更患其多、弟雲嘗與書曰、君苗見兄文、輒欲燒其筆硯、華薦之諸公、累遷中書郎、後成都王穎起兵、討長沙王乂、假機後將軍河北大都督、機以羇旅入宦、頓居羣士之右、皆有怨心、譖之於穎、穎怒、使人收機、機歎曰、華亭鶴唳、豈可復聞乎、遂遇害、初機有駿犬、名黃耳、既羇寓京師、久無家問、笑語犬曰、我家絕無書、汝能齎書取消息否、犬搖尾作聲、機乃爲書以竹筩盛之、繫其頸、犬尋路南走、遂至家、得報還洛、後以爲常、

【字解】「異才」すぐれたる才能、「冠」第一、「洛」洛陽、「舊相識」古くよりの知己、「伐吳之役」晉が吳（三國の一）を討滅せし戰爭なり、「二後」二人の俊才、陸機陸雲をさす、「羊酪」羊の乳汁を煎じてつくりたる漿、高價の珍品なり、「千里」湖水の名「蓴羹」蓴は、水葵なり、羹はあつもの、「鹽豉」鹽うちまめ、「名對」すぐれたるよきこたへ、「辭藻」詩文の辭なり、轉じて詩文、「宏麗」宏大にして美麗なり、「君苗」陸雲の小字、「假」假に任ずること、「譖」そしろ、「收」收捕なり、「華亭」縣の名、陸機が吳王孫皓に事へたる時封ぜられたる領地なり、「鶴唳」つるのなきごゑ、「家問」故鄉の家よりの音信、「無書」書は、音問の書、音信、

【義解】晉の陸機は字を士衡といひ、吳郡の人なり、吳の大司馬陸抗の子にて吳王孫皓に事へたり、身の長け七尺、其の聲鐘の如く大なり、少よりすぐれたる才智あり、文章に巧に當時第一と稱せらる、吳滅ぶるの後、弟陸雲とともに捕へられて洛陽に入り、太常の役の張華の所にいたれり、華はもと機の名聲を尊重し、古き知合ひの如くに親しみ愛して、此の度吳國を伐滅せし戰役に、我は二人の俊才を取り得て交を結ぶを得るを無上の德となすと曰へり、機は又侍中王濟の許にいたり見えたり、濟は驕奢の人なり、羊乳を煎じて作りたる珍しき漿を指して謂ひて曰く、汝は邊鄙の吳中のもの故かゝる珍味は知るまじ、しかし吳中にて何か之れに敵對する珍品はあるかと、機答へて曰く、我吳國の千里湖に產する水葵のあつものに鹽豉を添へて調理したるものは天下無類の珍味なり、此の羊乳を煎じて作りたる漿は、水葵のあつものに鹽鼓を添へざる時と同じ味なりと、其の時の人は之れを聞きて

文雅顯二於朝廷一、魏文帝典論曰、文人相輕、自レ古而然、傅毅之於二班固一、伯仲之間耳、而固小レ之、與二弟超一書曰、武仲以二能屬一レ文、爲二蘭臺令史一、下レ筆不レ能二自休一、

【字解】〔文學〕學問なり、〔典二校書一〕典は主なり、ツカサドルと訓む、校書は古書の文字を校合すること、〔追美〕死したるあとよりほむること、〔廟頌〕宗廟に功德を稱美して立つる碑、〔淸廟〕詩經周頌の中にある詩篇の名にて、周の文王の德を頌したるもの、〔顯宗〕明帝の謚號、〔文雅〕詩文の格雅正なること、〔伯仲之間〕伯は長兄、仲は次兄を呼ぶ稱、伯仲の間とは同じ位にて優劣なきこと、〔小レ之〕小才としてそしること、〔弟超〕超は班超なり、〔屬レ文〕屬は綴るなり、ツヾルと訓む、

【義解】後漢の傅毅は字を武仲と曰ひ、右扶風の茂陵の人なり、少壯にして博學を以てきこゆ、肅宗皇帝博く學問に秀でたる士を召して官に任じ給ふ、毅の學問博きを以て蘭臺令史と爲し、次で郎中に拜せらる、毅は時の名儒班固賈逵と共に古書の文字を校合して正すことをつかさどれり、毅は肅宗の父君なる明帝の御功德極めて盛なれども宗廟にお德を頌美したる碑の未だ立たざるを惜み、其のお功德をほめ尊びて詩經の淸廟の詩にならひ、顯宗頌德の詩十篇を作りて之れを奏上せり、帝殊の外お悅あり、是れに由りて毅の詩文の格の雅正なる評判は朝廷にあらはれ聞えたり、魏の文帝の典論に曰く、文人がお互に仲間を輕蔑することは古よりして然り、傅毅の班固に於ける其の才學同じ位にて優劣なし、しかるに固は毅を以て小才となし、之れをそしり、弟の班超に與ふる書に曰く、武仲は能く文をつゞるを以て蘭臺令史となれり、大才の人は自重して筆を下さず、筆を下せば萬言立どころになるを常とすれども、彼は小才なる故常に筆を下して自ら休息すること能はず、こつ〳〵と小技巧に腐心し居れりと、文人の相ねたみあふことは誠にかくの如し、にが〳〵しきことなりと、

晉陸機字士衡、吳郡人、大司馬抗之子、身長七尺、其聲如レ鐘、少有二異才一、文章冠レ世、與二弟雲一倶入レ洛、造二太常張華一、華素重二其名一、如二舊相識一、曰、利レ獲二二俊一、又詣二侍中王濟一、濟指二羊酪一謂曰、吳中何以敵レ此、答云、千里蓴羹、未レ下二鹽豉一、時人稱爲二名對一、機天才透逸、辭藻宏

露送王公貴人、蒿里送士大夫庶人、挽柩者歌之、因呼爲挽歌、

【字解】〔狄〕縣の名、〔田氏〕戰國齊王の姓、〔傳〕しゆくつぎの馬車、〔南面〕君の座は南に向ふ故に南面とは君位にあるをいふ、〔孤〕君王の自稱、〔亡虜〕逃亡して捕はれたる囚虜、〔剄〕くびはね、〔冢旁〕墓旁をいふ、〔後廣之〕廣は世にひろむること、〔薤露蒿里歌〕其の歌辭に曰く、薤上露、何易晞、明朝更復落、人死一去何時歸(一章)蒿里誰家地、聚斂精魂無賢愚、鬼伯一何相催促、人命不得少踟蹰(二章)〔送終〕終は死なり、〔二等〕二章なり、〔挽歌〕柩をひく人のうたふ歌なり、

【義解】 前漢の田横は狄の人なり、故の齊王田氏の一族なり、秦の末に自立して齊王と爲れり、漢高祖帝の天下を平定するや、大將灌嬰をして横をうたしむ、嬰うちて横の軍を破り、遂に齊の地を平定せり、横捕へられて誅せらるゝを恐れ、其の徒屬と逃れて海島の中に居れり、高帝天下を一統するに及びて、使者をやり横を召しよせられたり、横はそこで其食客二人としゆくつぎの馬車にのり洛陽に至り、高帝の使者に謝して曰く、横始めて漢王と倶に南面の位にありて自ら孤と稱せり、しかるに今王は天子と爲り、横は逃亡して捕はれたる囚虜となる、其のはぢまことに甚しき至なりと、遂に自らくびはねて死し、隨行せし二人の食客をして己の頭を持ちて之れを高帝に奏上せしめたり、高帝は之れが爲に涕を流して惜まれ、王者の禮を以て葬り、其の二人の食客を拜して、都尉に任ぜられたり、既に葬るや、二人の食客は其の墓の旁に穴を穿ちて、自らくびはねて死し、横のお供をなしたり、其の餘りの徒屬五百人は、海島中にありて横の死せるをきゝ、亦皆自殺して横のあとを追へり、唐の李周翰曰く、横自殺するや從者は表面は敢て哭せざれども而も悲哀にたへず、故に悲しみの歌をつくり、以て其の至情をよせたり、後人之れを世にひろめて薤露蒿里歌と名づけ、以て死者を送るときにうたへり、孝武帝の時に李延年といふ樂師あり、此の歌を二章に分ち、一章を薤露歌となし、王公貴人の死を送り、二章を蒿里歌と爲し、士大夫庶人の死を送り、死者の柩をひくものが此の歌をうたふことにしたり、よりて此の歌を呼びて挽歌といへりとぞ、

武仲不休　士衡患多

後漢傳毅字武仲、扶風茂陵人、少博學、肅宗博召文學之士、以毅爲蘭臺令史、拜郎中、與班固賈逵共典校書、毅追美明帝功德最盛、而廟頌未立、乃依清廟作顯宗頌十篇奏之、由是

うき年月を送らざるべからざるに、君は此の度漢の朝廷に歸るを思へば、萬感胸に迫りてやるせなきなり、今別るゝに臨み君と手をひきあひて薄暮河の橋まで來れり、君は何處へ行かるゝぞ、あまり別れの悲しさに小路の側にさまよひて戀ひ慕しさに堪へず、思ひきりて辭れ去るを得ず、我は歸りたく思へど帝の許を得ざれば此の北のえびすに悲しみ送らざるべからざるは、恰も鷹が北方の林に鳴きて南を望むが如く、君が芽出度く南なる漢に歸へらるゝは、恰も螢火が美しき光を放ちて東南に飛ぶが如し、今より後は君を戀ひ慕ふも君は見えずして、日々たゞ浮雲の千里にかゝるを見るのみ、浮雲は無心の者なれば、どうして我心の悲しみを知らん、君よ我心を察したまへと、」蘇武は乃ち陵に別るゝの詩をつくりて曰く、「二匹の鳧が北に飛ぶが如く、君と我とは北なる匈奴にありき、然るに今一鳧はひとり南に翔り去ることを得、一鳧は獨りこゝにとまる、卽ち我は故鄕の漢に歸るを得るも、子のみはまさに斯の館にとまるべし、一たびこゝに別れたる上は秦と胡との相隔る如く萬里隔遠復あふ可からざれば、永く會ひ見て置きたきに、どうしてあひみる期の俄に盡くることよ、我胸中はいたみうらむの情に切なり、涙の衣裳をうるほすを覺えざるなり、願くは君よとこしへに努力して短慮を發することなかれ、我とこれ迄言笑して相慰めし隔てなき心を相忘るゝこと勿れ、地は萬里を隔つとも心は互に相通ひ交らんと、」此の二人贈答の詩は、一句五言より成る、五言の詩は此れより始まれり、

前漢、田横、狄人、故齊王田氏之族、秦末自立爲齊王、漢將灌嬰敗横軍、遂平齊地、横懼誅、與其徒居海島中、高帝召之、迺與其客二人、乘傳詣洛陽、謝使者曰、横始與漢王俱南面稱孤、今王爲天子、而横爲亡虜、其愧已甚、遂自剄、令客奉其頭奏之、高帝爲之流涕、以王禮葬之、拜其二客爲都尉、既葬、二客穿其家旁、皆自剄、其餘五百人在海中、聞横死、亦皆自殺、李周翰曰、横自殺、從者不敢哭、而不勝哀、故爲悲歌以寄情、後廣之爲薤露蒿里歌、以送終、至李延年、分爲二等、薤

李陵初詩　田横悲歌

前漢李陵字少卿、前將軍廣之孫、少爲侍中建章監、善騎射、愛人、謙遜下士、甚得名譽、武帝以爲有廣之風、拜騎都尉、天漢二年、將步卒五千人、征匈奴、戰敗遂降焉、初陵與蘇武倶爲侍中、武使匈奴、明年陵降、後昭帝立、與匈奴和親、武得還漢、陵以詩贈別曰、攜手上河梁、游子暮何之、徘徊蹊路側、悢悢不得辭、晨風鳴北林、熠燿東南飛、浮雲日千里、安知我心悲、武別陵詩曰、雙鳧倶北飛、一鳧獨南翔、子當留斯館、我當歸故鄕、一別如秦胡、會見何渠央、愴恨切中懷、不覺淚霑裳、願子長努力、言笑莫相忘、五言詩蓋自此始、

【字解】〔騎射〕馬にのり馳けていること、〔天漢〕武帝の年號、〔河梁〕梁は橋なり、〔游子〕旅人の稱、此にては蘇武を指す、〔何之〕之は往なり、〔蹊路〕小路なり、〔悢悢〕相戀ひ慕ひて別るゝ能はざるさま、〔晨風〕鸇の異名、〔熠燿〕螢火なり、〔雙鳧〕二匹のかも、陵と武とに喩ふ、〔一鳧〕武自ら喩ふ、〔如秦胡〕秦と胡との如く相去る遠きこと、〔渠〕遽なり、ニハカと訓む、〔央〕盡なりツクと訓む、〔愴恨〕いたみうらむ、〔中懷〕胸中なり、

【義解】前漢の李陵は字を少卿といひ、前將軍李廣の孫なり、少壯にして侍中章監の官となれり、騎馬して弓射ること巧なり、仁心ありて人を愛し常に謙遜して士に下り高ぶらざれば、甚盛なる名譽を得たり、孝武帝は陵を以て祖父廣の風儀ありとなし、騎都尉に拜命せられたり、天漢二年命を奉じ、步兵五千人をひきゐて匈奴を征し、初は大に勝ちしも後援なかりし爲め、終に大敗北して匈奴に降參せり、初め李陵と蘇武とは倶に侍中となりて親しかりき、武匈奴に使して囚へらる其の明年陵降れり、後孝昭帝立ち匈奴と和親せられたれば、匈奴も囚へたる漢の使者を返したり、因りて武は漢に還るを得たり、武かへる時陵は別れの宴をはり、詩をつくりて之に贈りて曰く、「君と我とは親しき間柄にありしが、我は匈奴に

從大將軍擊匈奴、知水草處、軍得以不乏、封博望侯、贊曰、禹本紀言、河出崑崙、崑崙高二千五百里餘、日月所相避隱爲光明也、自張騫使大夏之後、窮河源、惡睹所謂崑崙者乎、舊注云、得支機石歸、未詳所出、

【字解】〔建元〕孝武皇帝の年號、〔胡〕北方のえびす、〔漢節〕節は前章王珣短簿の條に說く、〔其屬〕屬は從屬、隨行のものをいふ、〔鄕〕向に同じ、ムカフと訓む、〔亡歸〕亡は逃なり、〔地形〕地勢なり、〔所有〕產する品物、〔元朔〕孝武皇帝の年號、〔大將軍〕大將軍衛青を指す、〔贊〕史記大宛列傳の贊なり、大宛傳は專ら張騫の遠征を記せるものなり、〔河〕黃河なり、〔支機石〕織女星が機の絲を支ふる石なりといひ傳ふ、

【義解】前漢の張騫は漢中の人なり、孝武帝の建元年中、仕へて郎官となれり、武帝は此の時にあたりて北方なる匈奴のえびすを滅ぼさんと欲し給へり、時に西戎の月氏は匈奴と敵同士なりしかば、帝は月氏に使にゆくものを募集し給へり、張騫は募集に應じて使者に命ぜられ、月氏に使せり、途中匈奴の國を通りしとき見付られ、囚へられて留まること十餘歲なりしが、漢の天子より戴きし節を持ちて失はざりき、騫は匈奴が油斷したるすきにつけこみて、其の隨行のものと逃亡して月氏の國に向へり、月氏にゆきて其の王に漢帝の意向をつげ、協力して匈奴を滅すことを定め、歸途復匈奴の爲に捕へられしが、後隙を得て逃亡して歸國し、委細を奏上せり、よりて太中大夫に拜せられたり、騫が月氏に使するとき身づから至りたるは大宛、大月氏、大夏、康居の諸國にして、其の旁近の五六の大國は傳へ聞きて天子の爲にくはしく其の地勢と產物とを申上げたり、元朔年中、校尉の官を以て、大將軍衛青に從ひ匈奴をうちしとき、騫は先年探險して砂漠中の水草のある處を知りたれば、我が軍は飲水に乏しからざることを得、大に匈奴をやぶりたり、騫は其の功績を以て博望侯に封ぜられたり、復司馬遷史記を作りて騫の傳をかき贊して、「禹本紀に言ふ、黃河は崑崙より發源す、崑崙の高は二千五百里餘あり、故に日月は互に此の山に避けかくれて、日此方を照せば月彼方を照らす、されば此方は晝となれば彼方は夜となる、かく此の山の表裏によりて世は晝夜をわかつとあり、世には張騫が大夏の國に使せしより、後黃河の源を窮め知るといへり騫はどうして本紀に謂ふ所の崑崙山をみたるものならんや、必ずみたるものに非ざる可し、世人の言は信ずるに足らざるなりと、この論は尤の如く思はる、李翰の舊註に、騫は天上に登りて織女星の支機石を得て歸れりと言へり、此れは何本によりてかきしか、未だ其の出所を詳にせざるなり、

帝の年號、〔明ニ鬚髮ニ〕明は美しく淸きこと、鬚は口ひげ、髮は頭髮なり、〔閑〕習なり、ナラフと訓む、〔進對〕應對なり、〔兵策〕謀計なり、〔擊レ牛〕牛をうちころす、〔釃〕酌なり、クムと訓む、〔勞饗〕ねぎらひもてなす、〔樓船〕樓の設けある船、〔嶠南〕高く銳き山を嶠といふ、支那の南方に五嶺の嶮山あり、嶠とは之れを指して云ふ、〔顧眄〕前後左右をみまはすこと、〔矍鑠〕老いて盛なること、〔營ニ壺頭ニ〕營は屯營なり壺頭は山の名、〔中レ病〕中はかゝること、〔極界〕はての界、卽ちさかひの義、

【義解】後漢の馬援は字を文淵といひ、右扶風の茂陵の人なり、少壯にして大なる志あり、嘗て賓客に謂ひて曰く、大丈夫たるものは困窮しては志まさに益〻堅かるべく、老いては氣力まさに益〻盛なるべきものなりと、光武皇帝の建武年中、虎賁中郎將に歷官し、しば〳〵召されて謁見せり、生れつき口ひげ頭髮淸く美しく、眉目は畫ける樣に美しく、應對の禮に習へり、又軍の謀計が巧なり、帝は嘗て伏波が兵法を議論するは我が意と合へりと、悅びのたまへり、されば援が謀計はまだ嘗て一として用ひられざることあらず、後交阯の女將軍徵側等反き、四方のえびす皆之れに應援せしかば、帝は援を伏波將軍に拜命し、之れを征伐せしめ給へり、援軍を率ゐて征め擊ちて之れを破り、功を以て新息侯に封ぜらる、援は猶南方に止まりて歸らず、牛をうち殺し酒をくみて將士をねぎらひもてなし、再び樓船に兵士を載せて進み、餘りの徒黨を擊ち滅し、五嶺の南方の蠻地悉く平げたり、其の後武陵五溪等のえびす叛きしかば、援は復之を擊たんことを請へり、時に年六十二歳なりしかば、帝は其の老いたるを愍みて許し給はず、是に於て援は臣はまだ能く甲をき馬に上ることを得少しも壯者とかはらずと申上げたれば、帝は之れを試ましめ給へり、よりて援は甲をき馬にのり鞍によりて四方をみまはし、以て我身の將として用ふ可きことを示せり、帝は之を見て老いて益〻元氣なる是の翁なるかとの給ひて、遂に大將として蠻地にやり、之れを征伐せしめ給へり、援は出征し進みて壺頭山に屯營せしが、劇烈なる暑氣にあひ、病にかゝりて陣中に卒せり、廣州記に曰く、援は交阯に至りてえびすを平げたる時、銅の柱を立てゝ漢とえびすとの界のしるしとなし、帝威を示したりと、

前漢張騫、漢中人、建元中爲郎、武帝方欲事滅胡、迺募能使者、騫應募使月氏、徑匈奴、留十餘歳持漢節不失、因與其屬亡鄕月氏、後亡歸、拜太中大夫、騫身所至者、大宛、大月氏、大夏、康居、而傳聞其旁大國五六、具爲天子言其地形所有、元朔中、以校尉

られたり、謝安嘗て一門の子弟をあつめ戒めて曰く、汝子弟等よ汝等の善良となるは汝等自身の仕事のみ、我等他人の仕事として之に預る可きことに非ざれども、我は汝等をして善良ならしめんと欲する老婆心より敎へ戒むるのみと、もろ〳〵の子弟は一言も返答する者なし、謝玄獨り答へて曰く、只今の御敎誡は、譬へば靈芝や蘭や玉の木の如き瑞草木をして我庭に生ぜしめんとするが如く、我一門より秀出せる人物を出ださしめんとの難有おさとしなり、我等はつとめ勵みてお志にかなひ奉らざる可からずと、謝安は其の智に感じて大に悅べり、時に秦主苻堅大軍を率ゐて入寇せり、朝廷にては文武に秀でたる良將にて北方なる堅の敵兵を鎭めふせぐべきものを求められたり、安はそこで命に應じて玄を推擧せり、玄はよりて冠軍將軍に升進して、前鋒都督となり、從弟の輔國將軍謝琰と共に力を協せて苻堅と肥水の南に決戰せり、堅が兵は潰えやぶれ甲をすて、夜に乘じて遁れ、風の音や鶴の鳴聲をきゝて、皆我王師の追ひ來れるものと思ひ狼狽をきはめたり、玄はこの功によりて前將軍にすゝめり、

伏波標柱　博望尋河

後漢馬援字文淵、扶風茂陵人、少有大志、嘗謂賓客曰、丈夫爲志、窮當益堅、老當益壯、建武中、歷虎賁中郎將、數被進見、爲人明鬚髮、眉目如畫、閑於進對、又善兵策、帝嘗言、伏波論兵、與我意合、有謀未嘗不用、後交阯女子徵側等反、蠻夷皆應之、拜援爲伏波將軍、擊破之、封新息侯、援乃擊牛釃酒、勞饗軍士、將樓船戰士、進擊餘黨、嶠南悉平、後復請擊武陵五溪蠻夷、時年六十二、帝愍其老、援曰、臣尙能被甲上馬、帝令試之、援據鞍顧眄、以示可用、帝笑曰、矍鑠哉是翁也、遂遣征之、進營壺頭、會暑甚、中病卒、廣州記曰、援到交阯、立銅柱、爲漢之極界、

【字解】「扶風」京兆（京師地方）三區劃の一、右扶風の稱、「建武」光武

大手筆事、俄而帝崩、哀册謚議、皆詢所草、玄字幼度、少穎悟、爲叔父謝安所器重、安嘗戒約子姪、因曰、子弟亦何預人事、而正欲使其佳、諸人莫有言者、玄答曰、譬如芝蘭玉樹、欲使其生於庭堦耳、安悅、時苻堅入寇、朝廷求文武良將可以鎭禦北方、安乃以玄應擧、累進冠軍將軍、爲前鋒都督、與從弟輔國將軍琰、決戰肥水南、堅以衆奔潰、弃甲宵遁、聞風聲鶴唳、皆以爲王師已至、進號前將軍、

【字解】 〔弱冠〕弱は二十、男子二十歳に冠す、故に二十歳の稱に用ふ、〔溫〕桓溫なり、〔掾〕屬官、〔擁旄杖節〕擁は抱持なり、旄は旄牛の尾毛を飾につけたるはた、杖はつゑつく、節は旄なり、古旄といひ漢の頃より節といふ、軍師の天子より賜はるもの、一句の意は旄節を持ちつゑつく身分卽ち軍師となるとなり、〔黑頭公〕黑頭は黑き髮の頭卽ち壯年をいふ、公は三公なり、壯年公とは壯年の三公卽ち壯年にして三公とならんといふ意なり、〔未易〕未だ得易からざるの義なり、〔典籍〕典は經典、籍は書籍、〔昵〕親近なり、〔椽〕たるき、〔哀册〕天子崩御の時國中に布告する哀悼の詔書、〔謚議〕謚號の議論、〔所草〕草は綴なり、〔器重〕器量あるものとして重ずること、〔戒約〕戒むること、約も亦戒の意なり、〔子姪〕甥姪をいふ、猶子弟といふが如し、〔其佳〕其は子弟を指す佳は善なり、〔芝蘭〕靈芝と蘭と共に瑞草なり、〔玉樹〕たまの木、瑞木に喩ふ、〔庭堦〕堦は砌なり、庭砌はにはのみぎりなれど此にては單に庭と見てよし、〔應擧〕命に應じて推擧すること、〔鶴唳〕鶴のなき聲、

【義解】 晉の王珣は字を元琳といひ、丞相王導の孫なり、二十歳の頃謝玄と共に大司馬桓溫の屬官となれり、溫嘗て珣に謂ひて、謝屬官は年四十になれば旄節を持ち杖つく軍師となるべく、王屬官は壯年にして三公となるべし、二人とも得易からざる器量の人なり曰へり、珣は孝武帝の時僕射となり吏部の官をもすべ掌れり、帝はもとより經典を始め多くの書籍を好みて讀み給へり、珣が才學秀で文章に巧なるを以て特に愛して親近せられたり、珣は嘗て人がたるきの如き大なる筆を己に與ふる夢を見たり、覺めて後人に語りて、之は吾大手筆を用ふる事あるしるなるべしといへり、果せる哉俄に帝は崩御し給へり、其の時に天下に布告する哀悼の詔書謚號の議論は皆珣が綴れる所なりき、謝玄は字を幼度といひ、少壯にしてさとくりこうに、叔父謝安に器量ある者として重んぜ

爲に空きやとなりし如くなりき、帝は又冀が民の血をしぼりて貯へたる金三十餘萬を沒收して朝廷のくらにをさめ、天下の人民に租稅の半分を減じて救ひ賑し給へり、

郗超髯參　王珣短簿

晉書郗超字景興、太尉鑒之孫、少卓犖不羈、有曠世之度、善談論、義理精微、大司馬桓溫辟爲參軍、溫英氣高邁、罕有所推、與超言、常謂不能測、遂傾意禮待、超亦深自結納、時王珣爲溫主簿、亦爲溫所重、府中語曰、髯參軍、短主簿、能令公喜、能令公怒、超髯珣短故也、

【字解】「卓犖」才識すぐれぬきんずると、「不羈」束縛すべからざること、雄邁にして制御すべからざること、「曠世之度」世にまれなる度量、「精微」精密にして微妙なること、「辟」召なり召聘をいふ、「英氣」すぐれたる氣象、「高邁」たかくすぐれたること、「禮待」禮を加へてもてなす、「結納」交をいれむすぶ、「府中」役所中、

【義解】晉書に曰く、郗超字は景興といひ、太尉郗鑒の孫なり、少くして才智すぐれぬきんで、雄邁にして制御すべからず、世に希なる度量あり、談論をよくし義理をとくこと精密にして微妙なり、大司馬桓溫招聘して參軍となせり、桓溫はすぐれたる氣象あり才智たかくぬきんでたれば、高く自ら標置して推重する所の人あること少なきも、超と談論するときは常に超を評して其の才識深く大に測ること能はずといひて尊べり、されば心を傾け禮をそなへて超を優待せり、超も亦溫の爲人に服し、深く自ら之れと結びたり、時に王珣は溫の主簿たりき、此の人も亦溫の爲に推重せられたり、よりて役所中の人々は、相語りて髯の參軍と短き主簿とは能く桓公をして喜ばしめ又よく怒らしむといへり、超は髯ある故に髯參軍といひ、珣は丈低き故短主簿といひしなり、

晉王珣字元琳、丞相導之孫、弱冠與謝玄爲溫掾、溫嘗謂之曰、謝掾年四十必擁旄杖節、王掾當作黑頭公、皆未易才也、孝武時、爲僕射領吏部、帝雅好典籍、以才學文章見昵、夢人以大筆如椽與之、既覺語人曰、此當有

空、收冀財貨三十餘萬、以充王府、用減天下稅租之半、

【字解】〔褒親愍侯〕梁竦の追封の號なり、〔曾孫〕ひまご、〔鳶肩〕鳶の如く肩のそばだち立つこと、〔豺目〕豺の目の如くすごきこと、〔洞精〕洞は通なり、精は睛と通ず、ヒトミなり、通睛とはひとみすきとほるやうにかゞやくこと、〔矘眄〕矘は眞直に目をつけてみること、眄は斜にみまはすこと、〔口吟舌言〕口にてうなり舌にて言ふ、どもること、〔侈暴〕おごりらんばう、〔滋〕益なり、マスく／＼と訓む、〔驕橫〕おごりほしいまゝ、〔跋扈〕ほしいまゝに立ちゐふるまふこと、〔鴆殺〕鴆といふ鳥の毒を食物にまぜてくはし殺すこと、〔枉害〕しへたげころす、〔嗟懼〕なげきおそろ、〔調發〕調は民賦、發は揚ぐなり、貢賦としてあぐる品、〔輸〕おくろ、〔上第〕第一のもの、上等の品、〔乘輿〕天子のおのりもの、轉じて天子の義、〔窮極〕きはめて、〔滿盛〕富みさかんなり、〔百僚〕百官なり、〔親豫〕親ら政にあづかる、〔中外〕中は朝廷の內を指し、外は朝廷の外を指す、〔宗親〕宗族親戚、〔弃市〕殺して屍を市にさらすこと、〔連及〕まきぞへ、〔列校〕もろく／＼の校尉、〔二千石〕郡の太守、祿二千石なるよりいふ、〔故吏〕ふるくよりつとむる官吏、〔免黜〕職を免じてしりぞく、〔王府〕朝廷のくら、

【義解】 後漢の梁冀は字を伯卓といひ、褒親愍侯梁竦のひまごなり、人と爲り鳶の如く肩そびえたち、豺の如く目すごく、睛はすきとほる樣にかゞやきて、眞直に物をにらみ、又は斜にじろく／＼とみまはし、口はどもる質なり、順帝の時大將軍に拜せらる、おごりて亂暴なるとますく／＼甚し、沖帝崩じ給ふや、冀は質帝を迎へたてたり、帝は幼少よりさとくかしこかりしかば、冀はおごりほしいまゝなることを知り、嘗て羣臣を參內させ謁見のとき冀を名づけて跋扈將軍と曰ひ給へり、冀きゝていたく之れを惡み遂に鴆鳥の毒を食物に混ぜ之れをすゝめて殺し奉り、桓帝を迎へ立て、太尉の李固、杜喬といふ忠臣をしへたげころせり、海內の人は之れを見きゝてはなげきおそれたり、其れより冀のおごり氣儘はますく／＼甚しく、四方の國々の貢物每歲四時の獻上物は、皆さきに第一の品を冀の邸におくり、天子には其次の品を差上げたり、一門皆高位にのぼり前後七人の諸侯と、三人の皇后と、六人の貴人と、二人の將軍とを出だせり、冀は宰相大將の位に在ること二十餘年、極めて富み盛にして、威武は內外にふるひ、百官はおそれて目をそむけみ敢て正視せず、命令を守りて違ふものなし、天子は恭しく手を拱き給ひたるまゝにて親ら政にあづかり給ふを得ず、帝は既に前より之れを不平に思ひ給ひしが、後遂に忍び給ふ能はず、怒りて冀を誅戮し、冀の宗族親戚は朝廷の內外に居るもの悉く捕へて長幼の區別なく皆殺して屍を市にさらし給へり、其の外冀のまきぞへにあひたる公卿、もろく／＼の校尉、刺史、郡の太守にて殺され死するもの數十人、ふるくより務むる官吏又は冀の賓客たりしものにて免職されしりぞけらるゝもの三百餘人あり、朝廷は是れが

をとり、三人の子にあたへて曰く、吾むかし帝に從ひ揚子江をわたりて南に來れる頃は、殆ど居住すべき所もなき程に困苦せしが、汝等が今日並に貴き身分になり吾が目の前にならぶ樣にならうとは、ゆめおもはざりき、吾は今汝等をみてまた何を憂ふべきといと喜べり、時に嵩は起ちて曰ふやう、母上は私等の只今の身の上を見て憂ふることなしと申さるれど、私は將來お考の如くならざるに至るを心配せり、何故となれば、兄の伯仁は志は偉大なれども才智は短劣に、名望は高けれども知識はくらし、而して人の缺點過失につけこみて攻撃して陷るゝを好めば、人より惡まる、これは決して自ら身を安全にするの道に非ず、次に私は正直にして屈せざるたちなれば世にいれ川ひられず、たゞ阿奴のみは凡庸なれば人より災害を蒙ることなく、母上のおそばにかしづき孝養を終ふることを得べきのみと、阿奴とは嵩の弟謨の幼時の字なり、後果して顗と嵩とは逆臣王敦に殺され、謨は侍中護軍の官を歷て身を保てり、晉書に嵩性抗直とあるを、世說には狼抗に作れり、李翰は之れによりて周嵩狼抗と歌ひしならん、されど晉書周顗傳に、王處仲は强情にして道理に戾り氣あらく殘忍にして狼抗君上をないがしろにすとあり、處仲は王敦の字なり、これによれば狼抗は王敦につく可き字にして、周嵩につく可き字に非ず、世說の誤を李翰はそのまゝ川ひて誤を傳へたるものなり、

後漢梁冀字伯卓、襃親愍侯竦之曾孫、爲人鳶肩豺目、洞精矘眄、口吟舌言、拜大將軍、侈暴滋甚、沖帝崩、冀立質帝、少聰惠知冀驕橫、嘗朝羣臣、目冀曰、此跋扈將軍也、冀聞深惡之、遂鴆殺、復立桓帝、而枉害太尉李固、杜喬、海內嗟懼、其四方調發、歲時貢獻、皆先輸上第於冀、乘輿乃其次焉、一門前後七封侯、三皇后、六貴人、二將軍、在位二十餘年、窮極滿盛、威行內外、百僚側目、莫敢違命、天子恭己、不得有所親豫、帝既不平之、後發怒誅冀、中外宗親無長少、皆弃市、他連及公卿列侯刺史二千石、死者數十人、故吏賓客免黜者三百餘人、朝廷爲

遂に罪におとせり、成罪を得て數年の間屏居しけるが、後帝は復び召し出して郡の太守と爲さんとし給へり、時に丞相公孫弘奏して、むかし臣が小役人たりし時、成は濟南の都尉たりき、其の民を治むる恰も狼の羊を牧ふが如く殘酷なり、されば彼には決して民を治めさす可からずと申上げければ、帝も思ひとまり、關所の都尉となし給へり、成は關所を守ること嚴にして何人にても法にはづれたるものは容赦なく罰したれば、一年あまりの後關所の東の役人にて郡國を檢閱する爲に、關所を出入するものは、いたく成をおそれて、いつそ乳虎を見るもよし、逃げれば命はたすかる、寧成の怒におふ勿れ、あへば命はなきものぞといひあへり、其の暴虐なることは此の如くはげしかりき。

周嵩狼抗　梁冀跋扈

晉書、周嵩字仲智、兄顗字伯仁、汝南安成人、中興時、顗等並列貴位、嘗冬至置酒、其母擧觴、賜三子曰、吾本渡江、託足無所、不謂爾等並貴、列吾目前、吾復何憂、嵩起曰、恐不如尊旨、伯仁志大而才短、名重而識闇、好乘人之弊、非自全之道、嵩性抗直、亦不容於世、唯阿奴碌碌、當在阿母目下耳、阿奴嵩弟謨小字也、後顗嵩並爲王敦所害、謨歷侍中護軍、世說抗直作狼抗、晉書周顗傳、處仲剛愎強忍、狼抗無上、處仲王敦字也、

【字解】〔汝南〕郡の名、〔安成〕縣の名、〔中興時〕元帝揚子江を渡りて南京に都し東晉と號する時を指す、〔三子〕周顗、周嵩、周謨なり、〔託足無所〕足をよす可き所なし、即ち居住する所なき義、〔尊旨〕たつときおぼしめし、母の考を敬して言ふ語、〔乘人之弊〕人の短所又は過惡につけこみて攻撃し陷ること、〔自全〕自ら身を全うす、〔抗直〕正直にして屈せざること、〔碌碌〕凡庸なること、〔阿母〕阿は助語の辭、猶母といふに同じ、〔目下〕そば、側、〔狼抗〕狼の如く殘忍にしてはりあひ屈せぬこと、〔剛愎〕剛情にして道理にもとること、〔強忍〕あらづよく殘忍なり、〔無上〕上をないがしろにす、

【義解】晉書に曰く、周嵩は字を仲智と曰ひ、兄の顗は字を伯仁と曰ふ、汝南郡安成縣の人なり、元帝國家を中興して東晉を建てられし時、顗等は皆貴き位に列れり、嘗て冬至の日に兄弟打そろひて酒もりしけるとき、其の母はさかづき

都は獨り他の役人に先ちておごそかに嚴しく法律をおしきはめ行ふに、皇族と雖容赦せざりければ、諸侯皇室の人々もおそれて都にあふときは皆正視せず斜にうつむき見て、蒼鷹と名づけ呼べり、後轉じて雁門郡の太守に拜命せられたり、雁門は匈奴と境を接せり、匈奴は平素より都のきびしくつよき節操をきゝたれば、大におそれ國境に住めるものはこぞつて引き去り、都が死したりといふを聞くまでは、雁門郡に近づかざりき、匈奴にて都を恐れし一例をあぐれば、木の人形を造りて之れを郅都にかたどり、騎士をして馬を馳せながら射しむるに、騎士は都をおそれて腕みだれ狙くるひて能く中て得ざるに至れり、其の憚り恐れらるゝとは此樣なりき、されば匈奴は深く都が雁門太守たることを患へたりしが、恰もよし竇太后は都が其の子臨海王を罰し自殺させたるを怒り、景帝に迫りて遂に都を法律を以て處罰し、卒に之れを斬れり、

前漢甯成南陽穰人、以郎謁者事景帝、好氣、爲小吏必陵其長吏、爲人上操下急如束溼薪、爲中尉、其治效郅都、其廉弗如、武帝卽位徙爲內史、外戚多毀其短抵罪、後上欲以爲郡守、公孫弘曰、臣爲小吏時、成濟南都尉、其治如狼牧羊、不可使治民、上乃拜爲關都尉、歳餘、關東吏隸郡國出入關者、號曰、寧見乳虎無値甯成之怒、其暴如此、

【字解】〔南陽〕郡の名、〔好氣〕氣は俠氣なり、〔陵〕さからひおかす、あなどりおかす、〔操〕執持なり、取締り治むること、〔如束溼薪〕しめりたる薪を束ぬるが如く造作もなくきびしくすること、しめりたるものは束ねやすし、故にたとふ、〔效〕ならふ、〔廉〕廉直なり、〔抵〕いたす、〔隸〕閲なり、檢閲をいふ、〔乳虎〕虎が子を乳養するときは其の子を獲られぬ樣に懸念するを以て平常より氣荒く猛烈なり、故に此に喩をとる、〔値〕遭なり、アフと訓む、

【義解】前漢の甯成は南陽郡穰の人なり、初め郎謁者に官して景帝に事ふ、俠氣をはることを好み、小吏となれば必ず其の長官をあなどりてさからひはむかひ、人の上卽ち長官となれば下のものを取締り治むること、恰もしめりたる薪を束ぬる如く造作もなくきびしくしたり、進みて中尉の官となれり、其の治め方は郅都の嚴酷をみならひたり、されど其の廉直なることは都に及ばざりき、武帝位に卽き給ふや、成を徙して內史とし給へり、されど外戚の人々成の缺點をそしりて

てこれを梁の上にかけ、睡りて首を低るれば自然にしめらるる様にして睡む氣をふせぎて勉強せり、嘗て市中に出でたり、市人は之れを見て皆閉戸先生が來れりと曰ひめづらしがりたり、官府より招聘ありたれども辭退して行かず、一心に學問にいそしみたり、

郅都蒼鷹　甯成乳虎

前漢郅都、河東大陽人、景帝時爲中郎將、敢直諫面折大臣於朝、遷中尉、是時民樸畏罪自重、而都獨先嚴酷、致行法不避貴戚、列侯宗室見都、皆側目而視、號曰蒼鷹、拜雁門大守、匈奴素聞都節、擧邊爲引去、竟都死不近雁門、匈奴至爲偶人象都、令騎馳射、莫能中、其見憚如此、匈奴患之、竇太后乃中都以漢法、卒斬之、

【字解】〔河東〕郡の名、〔直諫〕うちつけに諫言すること、〔面折〕まのあたり過失を攻擊すること、〔樸〕質樸なり、〔自重〕身を大切にして法を犯さぬこと、〔嚴酷〕おごそかにきびし、〔致行〕おしきはめ行ふ、〔貴戚〕人君の內外の親族、皇族、〔列侯〕諸侯、〔宗室〕皇室、〔側目〕正視せず、斜にうつむきみること、〔蒼鷹〕くまだか、郅都の容赦なくきびしく處罰するをくまだかの諸鳥をうちとるに譬へしなり、〔雁門〕郡の名、匈奴の境にあり、〔節〕勁くはげしき節操、〔擧邊〕邊境（國境）に住める者のこらずの意、〔竟都死〕都が死し終るまでの意、〔偶人〕木にて造りたる人形、〔象〕かたどりにす、〔憚〕はゞかりおそる、〔中都以漢法〕中はあてはめる、漢は漢廷の法律なり、初め景帝の弟臨江王罪を得て中尉の役所に至る、郅都時に中尉たり、都は皇族とて容赦なく其の罪を責め正したれば、王は免れ難きことを畏れて筆を乞ひ上書して帝に謝せんとせられたれども、都は筆を與へず魏其侯それを氣の毒に思ひひそかに筆を與へたり、王は上書を認め帝に差出したれども、迚も都が許さゞるをはかりて自殺せられたり、王の母なる竇太后は大に怒り都を重き罰に處せんとし給ひしに、都は臣は法律を守りて枉げず行へるを却て罪せらるゝは政道の暗きなりといひて辭職し、故鄕にかへれるを、帝は其の鯁直を感じて雁門郡の太守に任じ給へり、されど太后の怒はとけず、遂に帝にせまりて都を罪し殺すに至れり、

【義解】　前漢の郅都は河東郡大陽の人なり、景帝の時中郎將となれり、忠直の質なればおもひきつてうちつけに諫言し、又大臣にても過失あれば朝廷にてまのあたり攻擊したり、其れより進みて中尉の官にうつれり、是の時人民の風俗質樸にして罪を畏れ身を大切にして法律を犯さず、されど郅

其光而讀之、邑大姓文不識名家富多書、衡乃與其客作、而不求償、願得書遍讀之、主人感歎、資給以書、遂成大學、

【字解】〔東海〕郡の名、〔承〕縣の名、〔庸作〕やとはれて勞作し賃をうくること、〔資用〕生活の費用、〔過絕〕すぐれぬきんず、〔詩〕詩經なり、〔鼎〕方なり、マサニと訓む、〔解人頤〕說話巧妙にして人をして大に笑はすこと、〔射策甲科〕問題を大小の竹札にしるし大なるものを甲科とす問題むつかし、小なるものを乙科とす問題易し、二者相混じて列べ置き大小相分らぬ樣にし、投射して之れをとり以て之れを對へしむ、其の甲科をあて得て對へ及第せるを射策甲科といふ、〔大姓〕舊家の富豪なり、素封家、〔與其〕與は爲なり、タメニと訓む、〔客作〕庸作に同じ、〔償〕報酬なり、賃錢をいふ、〔資給〕充分にたすけあてがふ、〔成大學〕學問の奧義を窮め大儒碩學となれりといふこと、

【義解】前漢の匡衡は字を稚圭といひ東海郡の承縣の人なり、父までは代々農夫なり匡衡よりはじめて先祖の業をすて學問を好めり、されども家貧しかりしかば人に雇はれ働きて賃錢をもらひ、それを以て生活の費用にそなへたり、衡は精神氣力人にすぐれてこえ拔んで、熱心に勉めしかば學業著しく上達せり、されば多くの儒者は相語りて詩經をとくことなかれ、匡衡まさに來るべし、匡衡が詩經を說くは甚だ巧妙にして辯說爽に、きく人をして頤をはづす樣に笑ひ興ぜさす、迚も我等の及ぶ所に非ずといへり、後射策甲科に及第して官につき元帝の時丞相にまですゝみたり、西京雜記に衡が苦學のさまを記して曰く、衡は學問を勸めはげめども貧乏にて燈火なし、隣家には燈火あれども其の光は衡の家にとゞかざりしかば、衡はさかひの壁に穴をあけて、となりの燈火をひきて書を讀みたり、同じ村の素封家の文不識は家とみ書物を多く藏したるをもて名あり、衡はそこで不識の爲にやとはれ働きて賃錢を求めず、其の代りに所藏の書物をあまねく讀むことを許して下されたしと願へり、文不識は其の篤學なるに感歎し快よく書物をかし、充分に之れをたすけあてがへり、是れによりて衡はあまねくの書物を讀破して、學問の奧義をきはめ遂に大儒碩學となれりと、

楚國先賢傳、孫敬字文寶、常閉戸讀書、睡則以繩繫頸、懸之梁上、嘗入市、市人見之、皆曰閉戸先生來也、辟命不至、

【字解】〔梁〕はり、〔辟命〕官府よりの招聘、

【義解】楚國先賢傳に曰く、晉の孫敬は字を文寶といへり、常に戸をしめきりて書を讀み、睡を催すときは繩を頸に結び

より年長のもの、[將相]大將宰相なり、[天下已亂]此の晉は都を夷狄の漢に攻められ危險の有樣なりしよりいふ、[興復]再興して恢復す、[雅]もとより、もと、[安東司馬]安東將軍の司馬なり、元帝此の時安東將軍たり、[密策]祕密のはかりごと、[卿吾之蕭何也]蕭何は漢の高祖の股肱なり、王導の元帝に於ける關係は亦高祖と蕭何との如し、故にかくいふ、[登二尊號一]高帝の尊號に登る、帝位に卽くをいふ、[陪列]位次を以て列りて侍り從ふ、[御床]御座の床なり、[仰レ照]照は物をてらす光、

【義解】　晉の王導は字を茂弘といひ、光祿大夫王覽の孫なり、若くして風采人にすぐれ人を知るの明あり、知識度量淸高にして遠大なり、陳留に隱居せる高德の士張公、導を見之をすぐれたるものとなし、其の從兄の王敦に向ひて、此の兒は容貌志氣ともに大將宰相のうつはなりといへり、元帝が琅邪王にていませる頃、導と平素より相親みて仲よかりき、導は夷狄がはびこりて晉を侵し天下のすでに亂るゝことを知り、遂に一心を傾けて帝を推戴して輔佐し奉り、天下を再興し恢復するの志ありき、帝も亦もとより導の遠大にして忠義の志を察し、其の器量を尊び重んじ給へり、たまたま帝は安東將軍に任ぜられ出でて下邳を鎭撫し給へり、よりて導を請ひて司馬となし幕下に置き給へり、軍陣の謀祕密の計など知りて爲さゞることなく、大に帝を輔けまゐらせたり、帝も其の忠節材能に感じ、常に導に向ひあなたは吾の蕭何なり、蕭何なくて高祖は事をなし遂げ得ざりし如く、余もあなたなくして事をなす能はずと仰せられたり、其れより累りに官を進め中書監錄尙書事に遷れり、帝大統をうけ帝位に卽き給ふに及び百官位次を以て御前に侍り給へり、時に帝は導に命じ御座の床にのぼり親らと共に坐しめ給へり、こは今日帝位に卽くに至りしは導が忠節の力なるを以て、同坐して尊寵せんとの叡思に出で給へるなり、導はおそれおほきことなれば、固く辭退して申上ぐるやう、太陽は高天に輝きてこそ萬民仰ぎ尊ぶなれ、若し落ち下りて萬物と同じく下土にあらば、人民誰か其の物をてらすの光を仰ぎ尊ばんや、之れと同じく陛下小臣と同坐し給はゞ、誰か陛下を仰ぎ尊ばん、君臣上下の別は嚴として變ふ可からずと、帝は其の至理に感じて止め給へり、導は後司空の官位まで昇進せり、

匡衡鑿壁　孫敬閉戸

前漢匡衡字稚圭、東海承ノ人、父世農夫、至レ衡好レ學、家貧、庸作以供二資用一、尤精力過二絕人一、諸儒爲レ之語曰、無レ說レ詩、匡鼎來、匡說レ詩解二人頤一、射策甲科、元帝時爲二丞相一、西京雜記曰、衡勤レ學無レ燭、鄰舍有レ燭而不レ逮、衡乃穿レ壁引二

して心を快くせり、さうして山に遊びて景色をめでる毎に必ず妓女を從へり、時に弟の謝萬は西中郞將と爲りて邊地に居り國家の藩屛たる重き任務をすべをさめたり、安は衡門の中に隱居して居れども、其の名望は弟の上に出で、三公たるべき人望ありき、年四十あまりになりたる時、始めて仕官の志あり、時の權臣征西大將軍桓溫は安を請ひて己が部下の司馬といへる官となせり、安承知して出發の時、朝廷の人々は皆見送れり、時に中丞の役の高崧は安に戲れていへるやう、あなたはたび〳〵朝廷のおぼしめしにそむきて、東山に悠悠自適されたれば、人々は每に相ともに安石が出でて仕ふることを承知せずば、天下の人民を如何にせんと嘆息しけるに、今あなたは出でて仕ふるに至りしも僅に司馬の官となら る、故に人民どもは案に相違して却てあなたを如何せんともてあつかひ兼ねて居るといひければ、安も赤面して愧づる色ありき、其の後出世して吏部尙書の高職につけり、時に孝武帝新に立ち給へど大臣桓溫政をとりて威名內外に振ひ帝は親裁し給ふ能はざりければ、御不平の心あり、安は之れを憂ひ忠節をつくしてたゞしたすけ申し上げたれば、終に帝と桓溫との間は能くやはらぎ睦しくなりぬ、其れより進みて中書監錄尙書事となれり、時に秦王符堅大軍を率ゐ淮水肥水のほとりに屯ろして、我國を襲ひ來りしかば、帝は安に征討大都督の官を加へ之れを征伐せしめ給へり、安旣に堅を破れり、大將となりて軍をすべ治めて賊を破りたる功績を以て太保に進めり、後病んで薨ずるや、太傅を贈り文靖と諡さる、

晉王導字茂弘、光祿大夫覽之孫、少有風鑒、識量淸遠、陳留高士張公見而奇之、謂其從兄敦曰、此兒容貌志氣將相之器也、元帝爲琅邪王、與導素相親善、導知天下已亂、遂傾心推奉、潛有興復之志、帝亦雅相器重、會帝出鎭下邳、請導爲安東司馬、軍謀密策知無不爲、帝常謂曰、卿吾之蕭何也、累遷中書監錄尙書事、及帝登尊號、百官陪列、命導升御床共坐、導固辭曰、若太陽下同萬物、蒼生何由仰照、帝乃止、進位司空、

【字解】〔風鑒〕風は風采、鑒は鑒識にて人を知るの明をいふ、〔淸遠〕淸高にして遠大なること、〔高士〕德義高潔の士、〔從兄〕いとこにて己

征西大將軍桓温請爲司馬、朝士咸送、中丞高崧戲之曰、卿屢違朝旨、高臥東山、諸人每相與言、安石不肯出、將如蒼生何、今蒼生亦將如卿何、安有愧色、後拜吏部尚書、時孝武立、政不自已、桓温威振內外、安盡忠匡翼、終能輯穆、進中書監錄尚書事、苻堅率衆次淮肥、加安征討大都督、既破堅以總統功、進太保、薨贈太傅、謚文靖、

【字解】〔陽夏〕縣の名、〔風神〕風儀精神なり、〔秀徹〕すぐれて美しくすきとほるが如きこと、〔減〕劣る、〔王東海〕王承なり、承は東海太守たりしより王東海といふ、〔器之〕器は器量なり、〔重名〕重き名望、〔辟除〕召して官に除す。〔有司〕役人、〔禁錮〕仕進の路を止め後出でて仕ふる能はざるやうにすること、〔棲遲〕游息なり、其の處に住みてさまよひあそぶこと、〔東土〕東方の土地なり安が住める吳興郡臨安縣は揚子江の東方にあるよりいふ、〔臨安〕縣の名、〔放情〕きまゝに遊びて心を快くすること、〔丘壑〕をかやたに、〔遊賞〕遊覽して景色を賞す、〔藩任之重〕天子の藩屏となりて邊地を統べ治むる重任、〔衡門〕木を横たへて門と爲したるもの、かぶきもん、隱者の居をいふ、〔其右〕右は上なり、〔公輔望〕公は三公なり、三公は君の輔佐なり、故に公輔といふ、望は人望なり、〔朝士〕朝廷の人々、〔朝旨〕朝廷のおぼしめし、〔高臥〕枕を高うして臥す、悠々自適するにたとふ、〔東山〕東土の山、卽ち臨安縣の山をいふ、〔蒼生〕人民なり、〔匡翼〕たゞしたすく、〔輯穆〕やはらぎむつまじ、〔次〕駐屯す、やどる、〔淮肥〕二水の名、〔總統〕すべをさむ、

【義解】晉書に曰く、謝安は字を安石といひ、陳國の陽夏縣の人なり、年四歲の時、時の名士桓彝は安を見て歎息して曰へるやう、此の兒は風儀精神ともに常よりすぐれて美しくすきとほるやうなり、成長の後には、きつと王東海に劣らざる人物となるべしと、時の大臣王導も亦深く安を器量すぐれし者となせり、是れに由りて若き頃より重き名望ありき、初め朝廷よりたび〳〵召して官に除せられしも、みな病身にて其の任に堪へずといひて辭退せり、是に於て役人どもは怒りて、安はたび〳〵お召し出さるも病と稱し年をふるも朝廷に來らず、不屆の至りなり、よりて一生涯仕進の路をふさぎ復び仕ふるとの出來ぬやうに致さんと奏上せり、よりて謝安は遂に東方なる臨安の土地に遷り住みて、そこに逍遙して遊べり、常に臨安の山中に往きて、をかやたにを經めぐり、氣儘に

而も其の數の三四なるは、三公にかたどれるなり、誠に芽出度きしるしなり、先生は必ず此れより官にのぼられんと、かくて楊震は五十の年まで退隱して學德を養ひ、此れより始めて仕へて州郡を治むる官につき、安帝の時には、終に上りて三公の一なる太尉となれり、

前漢丁寬字子襄、梁人、初梁項生從田何受易、時寬爲項生從者、讀易精敏、材過項生、遂事何學成、東歸、何謂門人曰、易已東矣、寬復從周王孫受古義、號周氏傳、景帝時、爲梁孝王將軍、作易說三萬言、訓詁擧大誼而已、

【字解】〔從者〕ともびと、〔精敏〕くはしく明にさとくゆきわたる、〔材〕才に同じ、〔古義〕むかしの意義又解釋、〔訓詁〕古言の解釋、訓解、〔大誼〕大義に同じ、大體の意義、大旨、

【義解】前漢の丁寬は字を子襄といひ、梁の人なり、初め梁の項生といへる人、當時易學の大家田何に從ひて易を學べり、時に丁寬は項生のともびとにてありき、項生の傍にて何の講義をきゝて悟り、易を讀みて其の理にくはしく明にさとくゆきわたり、才智は項生にすぐれたり、故に遂に項生の許を辭し、田何に事へて易を學べり、學業成就して、東の方なる故鄕に歸るとき、何は門人に向ひて我易は東方へ行くといひて稱美したり、寬は後にまた周王孫に從ひて易の古義の傳授をうけて、之を周氏傳と號せり、景帝の時、梁の孝王に仕へて其の將軍と爲れり、後周易の蘊奧をのべて易說三萬言を作れり、されど古言を解釋して大義をあぐるのみて、枝葉にわたりてくど〳〵しく說かざりき、

謝安高潔　王導公忠

晉書、謝安字安石、陳國陽夏人、年四歲、桓彝見而嘆曰、此兒風神秀徹、後當不減王東海、王導亦深器之、由是少有重名、初辟除、竝以疾辭、有司奏、安被召歷年不至、禁錮終身、遂棲遲東土、常往臨安山中、放情丘壑、然每遊賞必以妓女從、時弟萬爲西中郞將、總藩任之重、安雖處衡門、名出其右、有公輔望、年四十餘、始有仕志、

羆を非熊非羆に作れり、何故にかくなりしかといふに、疑ひ思ふに世俗の人が誤を承け傳へ後世に至りても訂正することを知ることなかりしのみ、按ずるに、後漢の崔駰の達旨の辭に曰く、或以漁父見兆於元龜と、(此の句は太公望は漁父の身を以て、己を用ふ可きうらかたを、大龜のうらなひにあらはし、文王に用ひられたりといふ意なり)、其の註に、西伯の文王は出でて獵せんとする時、之れを卜ひしに、うらかたに曰く、獵して獲る所は、龍に非ず螭に非ず熊に非ず羆に非ず、獲る所ははたがしら又は帝王の輔佐人なりとあり、舊本に謂ふ所の非熊とはおしはかるに此に本づきたるならん、

楊震關西　丁寛易東

後漢楊震字伯起、弘農華陰人、少好學明經、博覽無不窮究、諸儒爲之語曰、關西孔子楊伯起、常客居於湖、不答州郡禮命數十年、衆謂之晩暮、而志愈篤、後有鸛雀銜三鱣魚、飛集講堂前、都講取魚、進曰、蛇鱣者卿大夫服之象也、數三者法三台也、先生自此升矣、年五十乃始仕州郡、安帝時爲太尉、

【字解】〔弘農〕郡の名、〔華陰〕縣の名、〔關西孔子〕孔子に比したるなり、弘農郡は函谷關の西にあるより、關西といふ、〔客居〕かりずまひ、寓居、〔湖〕湖城縣なり、〔禮命〕禮を厚くして任命すること、〔晩暮〕遲きこと、〔鸛雀〕あまさぎ、〔銜〕口にくはへる、フクムと訓む、〔鱣魚〕うなぎ、〔都講〕學舍の長、塾頭、〔蛇鱣〕蛇は句調上より附加せし字にて意味なし、〔卿大夫服之象〕卿大夫の服は黒衣纁裳なり、纁は黄に赤を帶びたる色、鱣は黄地にて黒き紋あり、故に比ぶ、〔三台〕三公に同じ、〔升〕官に升らん、

【義解】　後漢の楊震は字を伯起といひ、弘農郡華陰縣の人なり、若くして學問を好み經典に通じ明なり、博く羣籍をみて窮めつくさゞるなし、諸儒は之れを推しあがめて、孔夫子に比較し關西の孔子楊伯起と曰ひふらせり、常に湖城縣に假ずまひし、州や郡より禮を厚くして招聘の命あるも辭して答へざりしと數十年、多くの人々は、此の才學德を持ちて今に出でて仕へざるは遲しと評しあへり、されど楊震の志はいよいよ堅固に、學問に從ひて他を顧みざりき、後あまさぎといへる鳥三匹のうなぎをくはへて、飛び來りて震が講堂の前にあつまれり、塾頭は其のうなぎをとり、震の前に進み出で、曰く、うなぎは黄地に黒の紋あり、卿大夫の服の色に似たり、

於渭陽、將大得焉、非龍非彲、非虎非羆、兆得公侯、天遺汝師、以之佐昌、施及三王、文王曰、兆致是乎、史編曰、編之太祖史疇、爲舜占得皐陶、兆比於此、文王乃齊三日、田於渭陽、卒見太公坐茅以漁、文王勞而問之、乃載與歸、立爲師、舊本作非熊非羆、疑流俗承誤、後世莫知是正耳、按後漢崔駰達旨辭曰、或以漁父見兆於元龜、注云、西伯將獵、卜之、曰、所獲非龍非螭、非熊非羆、所獲霸王之輔、所謂非熊蓋本諸此、

【字解】〔田〕獵なり、古の獵は田畑を害する禽獸をかる爲なり故に田の字を用ふ、〔史編〕太史太史たりしより遂に史を以て姓となすもの、〔布卜〕龜の甲にてうらなふを卜といふ、龜の甲をしき陳ぬること、〔渭陽〕渭は川の名、川の北を陽といふ、〔彲〕龍の一種にて角なきもの、〔羆〕ひぐま、〔兆〕うらかた、〔天〕天の神なり、〔遺汝師〕遺はおくる、汝は文王を指す、〔昌〕文王の名、〔施〕ひき及ぼすこと、〔三王〕文王と其の子武王其の孫成王と三代の王なり、〔太祖〕一番初代の先祖、おほせんぞ、〔齊〕齋戒なり、ものいみ、〔茅〕茅にてあみしむしろ、〔勞〕慰勞なり、〔舊本〕李翰の舊註を指す、〔流俗〕世俗といふに同じ、〔達旨〕文章の篇名、〔元龜〕大龜なり、龜をたつとびていふ、〔西伯〕伯は霸と通ず、はたがしら、文王は此の時西方諸侯のはたがしらなり、故に西伯といふ、〔螭〕彲に同じ、〔霸王〕はたがらしと帝王と、〔輔〕輔佐なり、

【義解】六韜に曰く、周の文王將に獵せんとす、史編龜の甲を布きならべ之れを灼きうらなひて曰く、大王渭川の北に獵せば將に大なるものを獲んとす、其の獲物は龍に非ず彲に非ず虎に非ず羆に非ず、うらかたに公侯たる偉人を得ん、天の神は此の偉人を汝に師としておくり、之れを以て汝昌を輔佐す、其れのみに限らず、汝及び汝の子孫合せて三代の王まで及び輔佐とならんと、文王の給はく、うらかたは、是の如き芽出度きしるしをあらはせるかと、史編對へて曰く、編のおほせんぞ史疇は、舜の爲に占ひて賢臣皐陶を得たり、其のうらかたは今日の此のうらかたに比べてたがはずと、文王は然らばとて齋戒し給ふこと三日の後、渭川の北に獵し給ひしに太公望が茅の席の上に坐して釣を垂れ魚を漁るを見、車を下りて之れを慰勞し、而る後問答數多ありて、其の偉人なること確に知られたれば、そこで車に載せてともに歸り、あがめ立て、師となし之れに仕へ給へり、舊本には六韜の非虎非

【字解】〔隴畝〕田畑のうね、此にては田畑といふ意に見てよし、〔梁父吟〕孔明の作りし詩なり、吟は詩體の一、梁父は城名なり、孔明獨樂山に登り頂より古の梁父城の地をみるに、春秋の頃齊の景公の臣下、公孫捷、田開疆、古冶子の三勇士の墳あり、三勇士は忠義の臣なりしが小人の讒言をうけて殺さる、孔明其の墳をみて古を尋れ感慨措く能はず、此の詩をつくりて自己の鑒戒となし、我農夫となりて暮すは今の亂世に出で仕へて彼等の二の舞をなすを恐るゝ故との意を寓せり、其の詩に曰く、歩出二齊城門一、遙望二蕩陰里一、里中有二三墳一、纍纍正相似、問是誰家塚、田疆古冶子、力能排二南山一、又能絶二地理一、一朝被二讒言一、二桃殺二三士一、誰能爲二此謀一、相國齊晏子、〔先主〕劉備をいふ、〔臥龍〕臥せる龍にて起てば雲雨をおこす、隱れたる英雄に喩ふ、〔將軍〕先主を指す、〔屈致〕身をかゞめさせて招き寄す、〔枉レ駕〕路を枉げて馬車を其の方に走らす、尊き人の身分卑きものを訪ふにいふ語、〔屏〕斥に同じ、シリゾクと訓む、〔情好〕心情より好み交ること、〔孤〕王公の謙遜していふ稱、われ、〔稱二尊號一〕皇帝の尊號を稱す、帝位に卽くこと、〔南陽〕郡の名、〔隆中〕山の名、其の山麓に住みしより其の地を隆中といふ、

【義解】　蜀志に曰く、諸葛亮は字を孔明といひ、瑯邪郡陽都の人なり、農夫となつてみづから田畑を耕し好みて梁父吟をつくり、自ら吟詠せり、つねに自ら己を古の豪傑たる管仲と樂毅とに比べたり、其の時の人々は法螺となして之れをまことゝ許さゞりしが、たゞ崔州平と徐庶の二人のみは亮と友として仲よく其の人と爲りを知れる故に、相謂ひてまことに管仲樂毅の如き英雄なりと爲せり、時に蜀の先主劉備は新野といへる所に兵を率ゐて屯し給へり、徐庶は之れに謁見し申上けて曰く、諸葛孔明は隱れたる英雄なり、將軍はなんと之れにあふことを願ひ給ふか、しかし此の人は將軍が自ら彼の家に就てあはるべし、彼の身をかゞめさせて招き寄すべからず、されば御外出の節路をまげて御車を走らせ彼の家を御尋ねなさるが宜しと、よりて先主は亮を訪ひ給へり、されど亮は辭退してあはざりしが、三たび訪ね往かれて、後始めておあひ申せり、亮は家人を遠く斥けて先主と共に賊を滅して漢室を恢復する事をはかり、先主は其の計を善しとして從ひ給へり、是れより先主と亮との心情よりの好み交は、日々にこまやかなりし、關羽張飛などの股肱の臣は之れを見て面白く思はざりしかば、先主は孤の孔明あるは丁度魚の水あるが如し、魚にして水なければ死するが如く、孤に孔明なければ大事を爲すこと能はず、されば汝等もふたゝび小言を言ふことなきを願ふと教へさとし給へり、先主が孔明の力にて蜀の國を建て、皇帝の位に卽き給ふに及び、亮を以て丞相となし、萬機を統べさせ給へり、漢晉春秋に曰く、亮は南陽郡の鄧縣襄陽城の西に家をかまへて住めり、其の地を號して隆中といへりと、

六韜曰、文王將レ田、史編布レ卜曰、田二

り、よりて文帝は召して宰相の屬官となし給へり、吏部郎の官吏缺くるに及び、帝は鍾會に何人が適任なるかと問ひ給へり、會對へて曰く、裴楷は精神清潔にして萬理に通達し、王戎は物事には簡略なれども心には要約なる所あり、此の二人はみな衆人に傑出してえらびあぐ可きものなりと、是に於て帝は楷を登用して吏部郎となし給へり、楷は精神高く衆にすぐれ、容貌すぐれてさわやかに、ひろく多くの書籍に行きわたり、特別に理學の義理に精通せり、時の人は之れを玉人と謂へり、又人々は叔則を見ると玉の山に近づくが如くてらしかがやかされて、我身の不淨が恥づかしと稱美せり、吏部郎より中書郎に轉任せり、楷が役所に出入する毎に、見る者は其の容儀の立派なるを見、互に恭しくつゝしみて己が容儀を改めたりといふ、武帝卽位し給へるとき、めとぎをとりて世代の年數の多きか少なきかをトひ給ひしに、一といふ數を得たれば、さては在位はわづか一代にて滅ぶかと、いと御不興なり、羣臣も便なく顏色を變じ憂の思をなせり、時に楷は奏上して曰く、臣聞く、老子の言に天は道を得て其の德淸明に萬物を覆育し、地は道を得て其の德安靜に萬物を載せ育て、王侯は道を其の身に會得して天下萬邦を保正する身分となるとあり、この度得給へる一の數は卽ち此の道なり、されば道を身に會得し天下に臨み給はゞ、世代は億萬年に至るとも滅びずといふ芽出度きしるしなり、決して憂へ給ふに及ばずと申上げたれば、帝は大に悦び給へり、後しきりに官をうつり進み中書令侍中となれり、

孔明臥龍　呂望非熊

蜀志、諸葛亮字孔明、瑯邪陽都人、躬耕隴畝、好爲梁父吟、每自比管仲樂毅、時人莫之許、惟崔州平徐庶與亮友善、謂爲信然、時先主屯新野、徐庶見之、謂曰、諸葛孔明臥龍也、將軍豈願見之乎、此人可就見、不可屈致、宜枉駕顧之、先主遂詣亮、凡三往乃見、因屛人與計事、善之、於是情好日密、關羽張飛等不悅、先主曰、孤之有孔明、猶魚之有水也、願勿復言、及稱尊號、以亮爲丞相、漢晉春秋曰、亮家南陽鄧縣襄陽城西、號曰隆中、

りき、戎年十五のとき父の渾に隨ひて郎官の官舍にあり、籍より若きこと二十歲なれども、籍は戎が器量のすぐれたるを重んじ之れと交れり、籍王渾の許に訪づれて歸り去る每に、戎の部屋に立寄りて之れに會ひ暫く時を過して然る後出づるを常とせり、さうして王渾に向ひて謂へるやう、濬仲は精神風儀ともに清淨にして尊びあがむ可きこと、とてもあなたのともがらに非ず、されば卿と共に物語るより、阿戎と共に物語るの趣味あり益あるにしかずと、戎はかゝる俊才なりければ、長じて後官職を歷上りて司徒の高官に至れり、

晉裴楷字叔則、河東聞喜人、明悟有識量、少與戎齊名、鍾會薦於文帝、辟相國掾、及吏部缺、帝問鍾會、曰、裴楷清通、王戎簡要、皆其選也、於是用楷、楷風神高邁、容儀俊爽、博渉羣書、特精理義、時謂之玉人、又稱、見叔則、如近玉山、照映人也、轉中書郎、出入官省、見者肅然改容、武帝登祚、探策以卜世數多少、既而得一、不悅、羣臣失色、楷曰、臣聞、天得一以淸、地得一以寧、王侯得一以爲天下貞、帝大悅、累遷中書令侍中、

【字解】〔河東〕郡の名、〔聞喜〕縣の名、〔明悟〕さとくあきらか、〔識量〕知識度量なり、〔文帝〕晉の文帝此の時は魏に仕へて相國たり、〔辟〕召なり、〔相國掾〕宰相の屬官なり、〔淸通〕精神淸潔にして萬理に通達せること、〔簡要〕物事には簡略なれども心に要約（しめくゝり）ありて要を得たること）なる所あること、〔選〕傑出してえらびあぐべきものゝ意、〔風神〕精神の樣子の意、精神といふに同じ、〔高邁〕たかく拔んですぐる、〔容儀〕容貌の威儀、單に容貌といふに同じ、〔俊爽〕すぐれてさわやかなること、〔渉〕ゆきわたる、〔羣書〕多くの書物、〔理義〕魏晉の頃老子周易の學を理學といへり、故に理義とは理學の義理なり、〔玉人〕玉の内外淸く美しく透きとほるごとき人の義なり、〔玉山〕玉の山、〔照映〕てらしかゞやかす、〔官省〕役所なり、〔肅然〕恭しくつゝしむさま、〔登祚〕即位に同じ、〔探策〕策は書なり、めとぎ、めとぎを探るとはめとぎをとりてしらぶること、〔世數〕世代の數なり、〔天得一以淸三句〕老子の語なり、一は道なり、寧は安靜なり、貞は正なり、萬邦を保正すること、〔累遷〕しきりにうつりすゝむ、

【義解】晉の裴楷は字を叔則といひ、河東郡聞喜の人なり、さとくあきらかにして知識度量共に具はれり、わかくして王戎と名をひとしくせり、鍾會其の才智をめで文帝に推薦せ

ねあやまりうそ多ければ、覽るもの之れをうれへり、豈翰の記載する所古よりしてか、るか、さて亦後世此の書を傳へつぐ際に自然に誤るに至りしか、予は嘗て翰の用意の周到なるを嘉みして其の未だ十分に備はらざるを惜む、是に於てひろく史傳をわたりみ、あまねく百家の書を求めみて、根本を推し究め、源を探り知り、其のよき所をとり要所を咀嚼して之れを補へり、舊註にて大抵傳記に見ることなき記事にて、其の語淺薄あやまりみだらなるものは就て訂正を加へたり、又書籍の中にてま、古き事實の概略を擧げ傳ふ可き者あれば、其一つ一つ大なるものをとりて附け加へり、此れによりて、庶幾くは明なること日や星の天につらなり美しくかゞやきてみるべきが如きものあらん、名づけて補註と曰ふ、將にこれを以て遺忘を檢索するの用に備へ討論の助となさんとす、加之是れ亦文詞の手本のちかみちたるものに非ずや、時に淳熙十六年己酉十一月辛卯の吉き日に徐子光序す、

卷上

王戎簡要　裴楷清通

晉書、王戎字濬仲、瑯邪臨沂人、幼而頴悟、神彩秀徹、視日不眩、裴楷見而目之曰、戎眼爛爛如巖下電、阮籍素與戎父渾為友、戎年十五、隨渾在郎舍、少籍二十歲、籍與之交、籍每適渾去、輒過視戎、良久然後出、謂渾曰、濬仲清賞、非卿倫也、共卿言不如共阿戎談、歷官至司徒、

【字解】〔瑯邪〕郡の名、〔臨沂〕縣の名、〔頴悟〕すぐれてかしこくさとし、〔神彩〕風儀なり、〔秀徹〕すきとほる如くすぐれて美し、〔眩〕めまひす、くらむ、〔目之〕見て品評す、〔爛爛〕明に光るさま、〔巖下電〕岩の下の暗き所にひかる電光、特に明に光りて見ゆるよりいふ、〔素〕平素なり、〔郎舍〕郎官の官舍、〔良久〕稍久し、〔清賞〕精神風儀清淨にして尊びあがむべきこと、賞はほめあがむること、〔卿倫〕卿は同輩を呼ぶ語、あなた、倫は輩に同じ、ともがら、〔阿戎〕阿は人を呼ぶとき冠らす語助の字、

【義解】晉書に曰く、王戎は字を濬仲といひ、瑯邪郡臨沂縣の人なり、幼にしてすぐれてかしこくさとく、風儀はすきとほるやうにすぐれて美しく、眸子かゞやき清き故日の光をみてくらまず、裴楷見て之れを品評して曰く、戎が眼は尋常ならず、明に光りかゞやきて恰も巖下のくらき所に光る電光の如しとほめたり阮籍は平素より戎が父渾と友として親交あ

究本根、類多舛訛、覽者病焉、豈翰之所載然歟、抑亦後世傳襲之誤也、予嘗嘉其用意、而惜其未備、於是漁獵史傳、旁求百家、窮本探源、摭華食實、大抵傳記無見、而語淺謬妄者、就加是正、至於載籍之中間有故實可以槩舉者、仍掇其一一大者附焉、庶幾照然若日星之麗天、煥然可觀、命曰補註、將以備遺忘而助討論、不亦文範之捷徑哉、時己酉仲冬之月辛卯吉日、徐子光序、

【字解】〔前言〕昔人の言、〔往行〕昔人の行、〔炳〕かゞやきあきらか、〔丹青〕繪畫なり、〔簡編〕書籍なり、〔浩博〕ひろし、〔撮〕つまみとる、とる、〔搜羅〕さがしあつむ、〔載籍〕書籍なり、〔揣議〕おしはかる、はかる、〔聲韻〕四聲の韻なり、〔折偶〕折は分つ、偶は對なり。〔剪剔〕きりのぞく、〔煩蕪〕わづらはしくごたくせると、亂れて秩序なきと、〔掊擷〕ひきとる、かきとる、とる、〔精英〕しらげてすぐれてよきところ、〔粲然〕あざやかにあきらかなる貌、〔斑斑〕班班と通ず、粲然に同じ、〔攷〕考に同じ、〔屬辭〕屬は綴るなり、辭は文辭なり、〔閱〕閱覽なり、〔本根〕根本なり、〔類多舛訛〕類はおほむね、舛訛はあやまり、うそ、〔病〕やむ、うれふ、〔傳襲〕つたへうく、〔漁獵〕あさりかる、ひろくわたりみることにいふ、〔史傳〕歷史傳記、〔旁求〕あまねくもとむ、〔摭華〕摭はとる、華をとるとはよき所をとる喩、〔食實〕要所を咀嚼することの喩、〔語淺〕言語の淺薄なること、〔謬妄〕あやまり、みだり、〔是正〕たゞしよくす、訂正、〔故實〕古き事實、〔槩擧〕概略をあぐ、〔掇〕とる、〔照然〕かゞやき明なる貌、〔麗〕美しくつらなる、ツラナル又はツクと訓む、〔煥然〕美しくかゞやく貌、〔命〕名なりナヅクと訓む、〔文範〕文詞の手本、〔捷徑〕ちかみち、〔己酉〕淳熙十六年にあたる、〔仲冬〕十一月なり、

【義解】　昔人の言語昔人の行事は載せて經典歷史の中にあり、其のかゞやき明なることは恰も繪畫にゑがかれたるが如し、然れども書籍はびろく多くして未だ之れ研究しつくし易からず、直に勉强の力を積むこと久しきにあらざれば、能く其の要點をつまみとることあるなし、唐の李翰は書籍をさがしあつめて古人の行事を擇びとり、著して蒙求と爲せり、四聲の韻をはかり、類似の行事を以て對句に分ち、わづらはしく秩序なきとをきりのぞき、しらげすぐれたるところをかきとれり、これによりて古人の事跡はあざやかに明に考へ知る可し、されば其の文辭を綴り閱覽用に備ふるに於ては補益なしと爲さず、然れども根本を推し究むること少なく、おほむ

従切韻東字起、毎韻四字、凡五百九十六句云爾、

【字解】〔參於聲律〕參はまじへ考ふるなり、聲律は四聲（平上去入）の規則なり、〔百家〕多くの學者、〔要〕要點なり、かなめ、〔源而流之〕源よりして下流まで尋ねしること、〔形〕あらはる、〔章句〕注をいふ、〔周易〕書名索引を見よ、〔童蒙求我〕解題題名の章を見よ、〔李公子〕公子は天子諸侯王の子をいふ、李翰は皇室の支裔なれば公子といひしなり、〔碎〕こまごましく見るに足らぬこと、〔達識者〕物事に通達し知識の明なる人、〔訓蒙〕訓は教ふるなり、蒙は童蒙なり〔附叙〕つけ加へのぶ、〔配上文〕配は配合なり、上文は蒙求の本文を指す、〔資〕とるなり、〔切韻〕韻書をいふ、隋の陸法言の切韻（今は亡びたれど此の時代には存せり）を指すならん、〔東字〕東韻の字、〔毎韻四字〕八句一韻故にいふ、

【義解】安平の李翰蒙求一篇を著して古人の言行の善惡を列擧し、之れを四聲の規則にまじへ考へて詩に作り、以て幼童に教授し、其の上に之れを訓釋せり、今全篇をよみて其の終始を詳に比べ考ふるに、經典歴史より多くの學者の書の要點は十分の四五をとり得たり、而して其の要點を推しひろめて引きのばし、源即ち要點よりして其の下流即ち敷衍應用まで詠み解きたり、詠詩なるが故そらんじよむに易く、其の意義は註解にあらはれたれば、書物を見たるまゝにて天下の事物を知り得るものは其れ此の蒙求なるかな、周易に童蒙我に尋ね求むるの義あり、李公子おもへらく、其の文詞はこまごましく見るに足らざれば、敢て之れを達識の人々に傳へ示すには非ずして、我務むる所は專ら童蒙に教ふるにあるのみと、故に蒙求を以て名とし、其の篇首に題せり、其の上にまた毎行相對叙せる兩句の人名の解を注する外に、其の人の傳中に別の事柄にて傳へて記す可き者あれば、亦此の注下に附加して叙述せり、其の附加して叙述せる別の事柄は、句の本文と全く相配合せざれども、其のとる所の事は甚だひろし、而して其の韻は切韻の東字の韻より起り、毎韻四字にて凡て五百九十六句ありと云ふ、

徐子光補註序

前言往行、載在經史、炳若丹青、然簡編浩博、未易研究、非眞積力久、莫能撮其要、唐李翰搜羅載籍、采古人行事、著爲蒙求、揣議聲韻、以類折偶、剪剔煩蕪、掊擷精英、事跡粲然、斑斑可攷、其於屬辭備閲、不爲無補矣、然鮮

て天下の事を知り得るものは蒙求の書にてあるかなと云へり、昔し漢朝の王子淵は洞簫賦を作れり、時の天子元帝は其の文を稱美し宮人をして之をよみ習はしめ給へり、又近代梁の周興嗣は千字文を選べり、此詩亦天下にわかち行はれたり、されどどうして蒙求の益あるに及ばんや、蒙求は經典歷史に記せる事をまじへすべ、便利に隨ひて訓釋せるものなれば、童子は固より弘く益する所多く、老成の人も亦よく覽て益する所あるなり、臣は其の族籍忝くも皇室の支裔にかゝり、其の職務は京師の藩屛として之れを扞衞する身分に備はれり、されば廣く物事をきゝ、遠く物事を視て異事をとり奇才の人を訪ふ毎に、未だ嘗て一才人をのこしすて片善の事をおほひかくすことあらず、あらはししることあらば、敢て其の事狀を詳細にかきしるして、上奏して御耳に達せざることあらず、陛下臣がまごころを察し、昔し舜帝がひろく四方の物事をきゝしるの義を廣く應用し、翰が志學を褒賞して臣をして天子が善をすゝめ勵ますの門戶を開かしめ給へ、伏して願くは翰の才を量りて其れに適當の一職を授け、すこしく善をすゝめ惡をいましむるのお御心を示し給へ、臣良誠に恐惶し頓首し頓首して謹んで申し上げ奉る、天寶五年八月一日饒州の刺良この表文を奏上す、

舊鈔本附音增廣古注蒙求には李良上表の下條に、良令二國子監司業陸善經爲レ表、表未レ行而良授替、事因寢矣とあり、想ふにこは表文に對する後人の識語なる可し、陸善經は當代の儒者にて孟子の注(今亡ぶ)あり、此の識語によりてみれば此の表文は善經の代作にて、良は未だ之れを上らざる中に轉職し、奏薦は其のまゝになりたるが如し、

李華蒙求序

安平李翰著二蒙求一篇一、列二古人言行美惡一、參二之聲律一、以授二幼童一、隨而釋レ之、比二其終始一、則經史百家之要、十得二其四五一矣、推而引レ之、源而流レ之、易二於諷誦一、形二於章句一、不レ出レ卷知二天下一、其蒙求哉、周易有二童蒙求レ我之義一、李公子以其文碎、不三敢輕傳二達識者一、所レ務訓レ蒙而已、故以二蒙求一爲レ名、題二其首一、亦每行注二兩句人名一外、傳中有二別事可レ記者一、亦此附二敘之一、雖レ不レ配二上文一、所レ資廣博、

千言」三千文字なり、蒙求の本文は五百九十六句一句四言なれば二千三百八十四文字なり、故におよそ三千文字といひしなり、「敷演」しきのぶ、「三數歲」三四五歲なり、「誦諷」そらんじよむ、「策ノ事」今事に因りて古事を引用すること、「滅」劣る、「鴻儒」大儒なり、「諳知」そらんじしる、「神遇」神が身にのりうつること、「司封員外郎」司封は吏部尙書の屬官にて封爵皇族及諸親内外命婦の辭令等を掌る、其の長を郎中といひ、次を員外郞といふ、「李華」字は遐叔趙郡贊皇の人、當代の文豪なり、玄宗の時司封員外郞より監察御史にすゝみ右補闕に遷る、安祿山の亂後隱棲し代宗大曆の初に卒せり、著す所文集あり、「文宗」文人の宗とする所、猶文豪といふが如し、「與」爲なり、タメニと訓む、「王子淵」前漢王褒の字なり、文名あり元帝に仕へて諫大夫たり、「洞簫賦」文選の中にあり、「漢帝」前漢の文帝を指す、「周興嗣」梁の人字は思纂、武帝の時散侍郞より給事中たり、「千字文」宇宙より微物に至るまで細大漏さず一千字の中に詠じたる四言古詩なり、現存せり、「頒行」わかち行ふ、「錯綜」まじへすぶ、くみあはす、「經史」經書と歷史と、「便」便利なり、「老成」老成の人なり、「起予」孔子の語にて予を起すの義、益を得ることにいふ、「臣屬」屬は族なり、「宗枝」皇族の支裔、「藩扞」地方に在りて京師の藩屛となり扞衞するの義なり、良は刺史なるよりいふ、刺史は地方卽ち州の長官なり、「遺」のこしすつる、「一才」一才人、「蔽」おほひかくす、「片善」少しの善、又其人、「甄錄」あらはししるす、みてしるす、「具ノ狀」具は詳しく完全にしるす意、狀は事狀なり、「聞奏」奏上し御耳にいる、「丹誠」赤誠に同じ、まごころ、「達二四聰一」書經の舜典の語なり、四方の聰を達する義、遠く四方の事を聞きしることをいふ、「奬善」善をすゝめはげます、「量授」才を量りて授く、「微」すこしく、又かすか、「勸誡」善を勸め惡を誡む、「誠惶誠恐頓首」上奏文の結尾に用ふる語なり、「天寶」玄宗の年號、「李良」傳記不明なるもこの表文によれば皇族の支裔なり、「上表」表を上る、

【義解】　臣良申し上げ奉る、臣聞く天子が官職を建て賢人を擇びて之れに任ずる、其のかくなり來れるは自ら由來あり、又臣下が表文を天子に差し上げ異才の士を推薦する其の忠義は誠に稱譽すべきものありと、爰に古を考ふるに、周代よりこの漢代に及び、爭ひ競ひて異能の俊才を召して之れを用ひ、みな儒道を重んじ之れを尊べり、竊に見るに、臣が治管内に寄寓せる客にて以前信州の司倉參軍たりし李翰は、學藝は深くひろく通じ、道理は精しく究め知れり、古人の行狀事蹟を撰び編纂して詩となし、對句を綴りて事實の類似せるものをつらねならべり、皆典故事實に本づかざるものはなく一も虛誕の事なし、名づけて蒙求と曰ふ、およそ三千字あり、而して自ら其の註をつくり、注下に事實をしきのべて一萬餘事に向はんとせり、翰の家の兒童の三四五歲なるものも皆よく之れをよみそらんじ、古の事を語り今の事に因りて古の事を引き用ふるに、少しも大儒に劣ることなし、吾より之れをそらんじ知らざるものは、其の兒童の博學なるに驚き神がこの兒童にのりうつれるには非ざるかと疑へり、司封員外郞の李華は當代の文豪にて其の名望早くより天下にあらはる、翰の爲に序を作りて、書卷より出でず、卽ち書卷を讀みしだけに

漢競徴茂異、咸重儒術、竊見臣境内寄住客、前信州司馬倉參軍李翰、學藝淹通、理識精究、撰古人狀跡、編成音韻屬對類事、無非典實、名曰蒙求、約三千言、注下轉相敷演、向萬餘事、翰家兒童、三數歲者、皆善諷誦、談古策事、無減鴻儒、不　素諳知、謂疑神遇、司封員外郎李華、當代文宗、名望夙著、與作序云、不出卷而知天下、豈其蒙求哉、漢朝王子淵製洞簫賦、漢帝美其文、令宮人誦習、近代周興嗣撰千字文、亦頒行天下、豈若蒙求哉、錯綜經史、隨便訓釋、童子則固多弘益、老成亦頗覽起予、臣屬忝宗枝、職備藩扞、每廣聽遠視、採異訪奇、未嘗遺一才、蔽片善、有可甄錄、不敢不具狀聞奏、陛下察臣丹誠、廣達四聰之義、令翰志學開獎善之門、伏願量授一職、微示勸誡、臣良誠惶誠恐頓首頓首謹言、天寶五年八月一日、饒州刺史李良上表、

【字解】〔薦〕推薦なり、すゝめあぐるなり、〔表〕文體の名、表には標と明との二義あり、事實の端緒を標著し之れをして明白ならしめ以て君上にたてまつるものをいふ、即上奏文の一なり、〔有レ素〕素は由來なり、〔抗〕擧なり、アグと訓む、屈せず思ひきりて差上ぐる意なり、〔可レ稱〕稱は稱譽なり、〔宗周〕周代の人首都は天子の在す所にして天下の宗として尊ぶべき所なりといふ意より名づけて宗周と呼べり、されどこゝにては單に周代といふ意にみてよし、〔逮〕及なり、〔炎漢〕漢代の稱、漢は火德を以て王たり、火德の神は古の炎帝（三皇の一）なり、故に炎漢と稱す、〔徴茂異〕徴は召すなり、茂異はすぐれたる才德の人なり、〔儒術〕儒道なり、〔司倉參軍〕倉廩庖廚財物市廛の事を掌る官、〔淹通〕深くひろくに行き渡る、〔理識〕道理なり、〔狀跡〕行狀事跡なり、〔音韻〕音韻の語の略、即ち詩なり、〔屬對〕屬は綴るなり、對は對句なり、對句をつゞること、〔類事〕類は類似なり、事跡の類似せるものをとること、〔典實〕典故事實なり、〔約〕大約なり、およそ、〔三

政元年の刊本あり、田興甫は事蹟を詳にせず、松正禎は京都の人なり、姓は松田、字は周之、自然齋と號す、朱子學者にて講說して業とす、

蒙求圖繪十卷　下河邊拾水撰

此の書は毎句徐註によりて平易に和解し、且つ一々圖を附せり、享和元年の刊本あり、下河邊拾水は事蹟を詳にせず、

蒙求添註三卷　伊東龜年撰

此の書未だ見ず、龜年藍田と號す、江戸の人、荻生金谷に學び、講說して業となす、文化六年(二四六九)歿す、

蒙求說約三卷　伊藤爵撰

此の書未だ見ず、爵字は履仁、恆庵と號す、大典禪師に學び京師に講說せり、文化七年(二四七〇)歿す、

蒙求攷證三卷　恩田維周撰

此の書未だ見ず、維周字は仲任、蕙樓と號す、松平君山門人にて、名古屋藩儒なり、文化十年(二四七三)歿す、

蒙求聞書二册　中井積德撰

此の書は積德の講義を門人の聞き書きせるものにて、文句を摘出して解を錄せり、寫本に傳はる、積德字は叔處、履軒と號す、大阪の人、當代の碩儒なり、講說して業となす、文化十四年(二四七七)歿す、

蒙求考二卷　高田與清撰

此の書は蒙求徐註の文字の異同を校勘せるものなり、收めて松屋叢書の中にあり、與清は武藏の人、字は文儒、松屋と號す、村田春海に學び、水戸侯に仕ふ、弘化四年(二五〇七)歿す、

蒙求官職解　岩垣龜撰

此書未だ見ず、龜字は藏六、月洲と號す、京都の儒者なり、明治六年(二五三三)歿す、

補註蒙求校本一卷　岡本保孝撰

蒙求の諸註、諸刊本等をあげて考證し、又諸解題中より蒙求の解題を拔きて考證せり、終に岡白駒の註本を本とし、張海鵬本(學津討原中にある徐註本)を以て異同を校勘せり、收めて況齋叢書(寫本)の中にあり、保孝は況齋と號し幕府の士なり、近世考證學の大家にして明治の初大學中博士たり、十一年(二五三八)歿す、

此の外に蒙求字引大全などいへる俗本數種あれど皆省略に従ふ、

薦蒙求表

臣良言、臣聞、建官擇賢、其來有素、抗表薦士、義或可稱、爰自宗周、逮茲炎

ものならん、

蒙求詳說十六卷　　宇都宮三近撰

此の書は每句標題をあげ、次に徐註をあげ、次に一字さげて詳解したるものなり、邦人蒙求註中に於ては上乘のものなり、天和三年の刊本あり、三近字は由的、遯庵と號す、周防岩國の人松永遐年に學び本藩に仕ふ、寶永六年(二三六九)歿す、

蒙求俚諺補闕鈔十四卷　　毛利瑚珀撰

此の書は一に蒙求故事俚諺繪鈔ともいふ、標題をあげ、徐註を錄せず、註の意義を初學にわかり易きやうに懇切に和解し、まゝ圖を挿めり、卷首に總目と太古より南齊までの帝王一覽表とあり、卷末に自跋あり、元祿三年の刊本あり、瑚珀字は虛白貞齋と號す、京都に住せる朱子學者なり、

冠解蒙求標題大綱鈔(無卷數)　　毛利瑚珀撰

此の書は下欄に標題をあげ、其の大要を上欄に和解せるものなり、天和三年の刊本あり、

標題徐狀元補註蒙求三卷

此の書は上欄に蒙求標題の人物の傳記の出處を注し、又徐註の文字を校勘せり、元祿七年の刊本なり、德川初期の學者の作者なるも著者は詳ならず、

新刻蒙求啓三卷　　服部惟恭撰

此の書表題は以上の如くなれども、每卷の首には標題徐狀元補註蒙求と記せり、舊刊本の誤を校勘したれば良本なり、上欄に略註あり、卷首に服部南郭の序、考例卷末に齊之栢の跋あり、寛政元年の刊本あり、惟恭字は愿卿、南郭の子なり、才名ありしが元文五年(二四〇〇)夭死せり、

箋註蒙求校本三卷　　岡白駒撰

此の書は蒙求補註の註釋なり、舊刊本の異同誤訛を訂正して註し、每卷末に官職考略を附し、官職を解せり、註は簡にして要を得たり、卷首に舊序の外帝王世系、地圖、及例引あり、寛政四年の刊本あり、白駒字は千里、龍洲と號す、京都に講說し、蓮池侯の文學となる、明和四年(二四二七)歿す、

左の書は此の書を增註訂補せるものにて、此書を讀むもの、參考すべきものなり、

新增箋註蒙求校本三卷　(嘉永二年刊)　平內豐愛撰
纂評箋註蒙求校本三卷　(明治十二年刊)　石川鴻齋撰
標註箋註蒙求校本三卷　(同十五年刊)　鈴木義宗撰
標疏箋註蒙校本三卷　(同十六年刊)　佐々木向陽撰

蒙求國字解八卷　　土岐欽尹撰

此の書末だ見ず、欽尹は字を聖耕、霞亭と號し、宇野明霞門人にて、京師に講業せり寛政五年(二四五三)歿す、

蒙求國字解六卷　　田興甫解　松正禎刪訂

此の書は俚俗に分るやうに句を逐ひて解釋せるものにて、寛

なり、刊本ありて行はる、

蒙求和歌集十四卷　　源光行撰

源光行は經基王九代の孫季遠の三男にて、正五位下河内守兼大監物に叙任す、和歌を以て名あり、後鳥羽上皇の寵遇を得、承久の亂官軍に在り、北條氏の爲に殺されんとせしが、其の子親行の哀訴と和歌の徳とを以て免るゝを得たり、尋いで卒す、

此の書は蒙求中の句を擇びて類別し、毎句（二句を合せて一とする所もあり）句の意を和解し詠歌せり、歌は句意を詠ずるものと、句中の或る事跡を詠ずるものと、句中の字をかりて詠ずるものと、全く句に假托して詠ずるものとあり、凡そ二百四十首あり、卷首に元久甲子の自序、卷尾に自跋及翰林老主孝範の跋あり、收めて續群書類從の中にあり、

蒙求抄七卷　　著者不詳

此の書著者詳ならざれども、五山僧徒の手になるは其の講義の口調によりて明なり、毎月表紙には蒙抄と題し、毎卷頭には標題徐狀元補註蒙求と題せり、序表本文ともに字句を抄出して和解し全文をのせず、卷首に陳振孫王應麟の蒙求に關する記事及評語と、宋代學者の蒙求に倣ひて作りたる書名とを列擧せり、文獻通考によりたるものの如し、古活字版なれども、年月なし、五山版の如く思はる、

蒙求抄十卷

此の書は標題をあげ註文（徐註）に就きて和解し、本文を錄さず、講義は懇切なり、卷末に寬永十五年正月校刊とあり、著者をしるさず、講義を讀むに僧徒の口吻あり、されど徳川初めの儒者の講義は五山桑門の口調を摸すればあながち僧徒とも斷ぜられず、按ずるに松永遐年に蒙求抄十卷あり、書名卷數共に此の書と相同じければ、遐年の著には非ざるか、遐年は藤原惺窩の高足にて京都に住し、尺五堂に教授し名儒なり明曆三年（二三一七）歿す、

蒙求官職考三卷　　林信勝撰

此の書は蒙求中に散見する官名を擇びて解釋せるものなり、同一官名の各卷中に散見するを見るに、草稿本を其のまゝ開板せるものならん、明曆三年の刊本あり、林信勝は羅山と號す、藤原惺窩に學び徳川家康に仕へたる大儒なり、明曆三年（二三一七）歿す、

蒙求鈔說三卷　　熊谷立說撰

此の書未だ見ず、立說は京都に講說したる朱子學者にて、明曆元年（二三一五）歿せり、

標題徐狀元註蒙求八卷

此の書上欄に註あり、稍詳なり、卷末に承應三年刊行とありて著者をしるさず、徳川初期の學者の作なることは明なれども、其の何人の手になるか詳にする能はず、而して此の書は八卷なれば恐らく徐子光の原刊本か、又其覆刻本によりたる

寧、王侯得レ一以爲二天下正一、帝大悅、從累二遷中書令一、戎以二平レ吳功一封二安豐侯一（佚存叢書本には戎以二平レ吳功一封二豐安侯一の九字なし）、

楊震關西、丁寬易東

後漢、楊震字伯起、好レ學明レ經、諸儒爲二之語一曰、關西孔子楊伯起（佚存叢書本楊伯起の三字なし）、

前漢、丁寬字子襄、從二田何一受レ易、學成東歸、何謂二門人一曰、易已東矣（佚存叢書本田何を田子何に作れり）、

補註蒙求　宋徐子光　撰

此の書巻數の異同體裁傳來等は前に述べたれば贅せず、巻首に李良の表、李華の序、子光の自序あり、註は翰の註の簡要なるを以て之れを增補し且つ誤謬を訂正せるものなり、此の書韓本及我國の舊鈔本韓本によりたるものに篇首に光祿大夫行右散騎常侍徐賢奉勅撰と題せるものあり、賢とは何人なるか、龜田鵬齋曰く、

賢とは乃ち徐子光或は其人ならん、竊に念ふ韓人刻する所の原本或は宋に出づ、因て徐氏の官銜姓名を擧げて之れを識せるものか、或は云ふ、徐賢は韓人なりと、今其の疑を記し以て世の博物に訪ふ（舊註蒙求巻首撮要）、

吾人も亦此れより以上の事を知る能はざるなり、又慶長寛永頃の韓本覆刻活字本には子光の自序の次に宋秉孫の序あり、秉孫は子光の後輩なるが如し、

附音增廣古註蒙求三巻

此の書は我國にのみ存す、舊鈔本と刊本との二種あり、舊鈔本は內閣文庫に藏す、鈔寫の年代及人名を記さゞれば知る能はざれども、足利氏の頃のものたることは明なり、刊本は帝國圖書館に藏す、應永前後に刊行せしものなるべし、巻題附音增廣の上に重新點校の四字あり、巻首には李華の序、李良の表あり、舊鈔本は本文每二句、註は雙行はり、刊本は本文每二句大書し、註は一段下げて記し雙行ならず、他は舊鈔本に同じ、註は共に古註を錄し次に補註の肝要なる點を拔き補註曰といひて續註せり（古註のみの處もあり）、是れ增廣と題する所以なり、又註の終にまゝ音を註せり、是れ附音といふ所以なり、附音增廣せしは何人なるかといふに、龜田鵬齋は韓人が補註を兼引して增廣せるならん（舊註蒙求巻首撮要）といへり、想ふに然る可し、又經籍訪古志著錄の舊鈔本には篇首に光祿大夫行散騎常侍臣徐賢等奉勅撰と署すもの（補註蒙求の條を參照）ある由なれども、余未だ此の書を見ず、

蒙求補注六巻　清　金俊三撰

此の書は巻首に徐子光の序、次に梁同、孫志祖、邵晉涵の序、自序、例言あり、巻末に考證あり、自序によれば翰の本文も子光の補註も世に流布せざるを以て、全唐詩中より本文を拔きて自ら補註を作るとあり、註は每二句に註す、子光の補註に比すれば簡なり、考證は註を作るの後子光の補註を得たるを以て、自註の本文と自註とを對照して異同を考證せるもの

をかゝぐ、

日本蒙求三卷　恩田仲任撰　釋書蒙求三卷　釋祖寬撰
蒙求續貂二卷　菅亨撰　本朝蒙求三卷　菅亨撰
蒙求拾遺三卷　大江廣保撰　扶桑蒙求三卷　岸鳳質撰
藝林蒙求六卷　松田順之撰　桑華蒙求三卷　木下公定撰
和漢孝子蒙求八卷　加藤熙撰　自警蒙求二卷　藤澤恒撰
本朝修身蒙求二卷　林研心撰　瓊芽餘滴二卷 續編三卷　橋本蓉塘撰
皇朝蒙求三卷　山下直溫撰　日本蒙求續編一卷　堤正勝撰
瑞穗蒙求二卷　田澤抱一撰　幼童教訓蒙求二卷　村井清撰
東西蒙求二卷　山賀新太郎撰　世界蒙求二卷　平井正等撰
續蒙求校本三卷　黑神正臣撰　國字蒙求　伊東有鄰撰

各藩校又は各私塾にては大抵教科書として用ひたれば、これが刊行も亦盛なりき、終にのべ置かざる可かざることは古註のことなり、古註は補註の盛行と共に行はれず、其の存在さへ明ならざるの不運に到著せしが、文化三年林述齋之れを慨き舊鈔本によりて刊行して佚存叢書中に收めたり、又同十一年龜田鵬齋舊註蒙求の刊行あり、之れによりて數百年來あらはれざりしもの、復び世に出づるに至れり、殊に佚存叢書本は支那に傳はり、翻刻されて彼土の學者も亦千餘年の逸書を見得るの光榮を得るに至れり、

第五章　注解參考書類

古註蒙求三卷　唐李翰撰

此の書は翰の自註にして其體裁と存亡とは體裁と傳來の章下に於てのべたれば此に贅せず、此書現存するものに二種あり、一を林述齋の佚存叢本とし、一を龜田鵬齋の校刊本とす、佚存叢書は古本蒙求と題す、林述齋の命名する所なり、首に李華の序李良の表あり、安平李翰撰註と題す、每句に註あり、我國の古鈔本によりて刊行したるものなり、

龜田鵬齋の校刊本は舊註蒙求と題す、鵬齋の命名する所なり、卷首序、表の外、撮要あり、蒙求の解題なり、見る可し、安平李翰撰注と題す、此の書は北條時代伊豆の僧月潭の自寫本を藍本となし、奥州三春藩學所藏の古鈔本、正統十一年活字版韓本、韓人寫本、舊高野山藏古鈔本(以上皆古註)を參考校勘して刊したるのなり、每二句を一節となして註を錄し、考異を附註せり、

以上二家の刊本を比較するに龜田氏の舊註本稍まされるが如し、而して二書とも多少異同あれば左に二節を拔錄して、古註のおもかげを傳へ、且つ補注と簡詳の差の大なるを知らしむ、

王戎簡要、裴楷清通(龜田鵬齋の舊註本による)

晉王戎字大仲、瑯琊人、裴楷字叔則、時吏部闕、文帝問二其人於鍾會一、會曰、裴楷清通、王戎簡要、皆其選也、於レ是用レ楷、及二武帝登祚一、探レ策以卜二世數一、既而得レ一不レ悅、楷曰、天得レ一以清、地得レ一以

續蒙求八卷　舒　津撰　左氏蒙求三卷　王舜俞撰
兩漢蒙求十卷　劉　班撰　十七史蒙求十六卷　王　令撰
本朝蒙求二卷　范　鎭撰　南北史蒙求十卷　程　俱撰
班左蒙求三卷　程　俱撰　訓女蒙求一卷　徐伯益撰
家塾蒙求二十五卷　孫應符撰　宗室蒙求三卷　孫應符撰
漢臣蒙求二十卷　雷壽之撰　系蒙求十卷　李　伉撰
歷代蒙求一卷　鄭　氏撰　孝悌蒙求二卷　鄒　筍撰
六言蒙求六卷　吳蓬道撰　和李翰蒙求三卷　葉才老撰
西漢蒙求一卷　柳正夫撰　叙古蒙求一卷　胡　宏撰

此の朝の末徐子光翰の註の簡略なるを以て之れを增補し且つ訂正せり（補註本と稱す）、此より翰の正文は春秋の經の如く、子光の補註は三傳の如く、相關聯して行はれ、蒙求といへば殆ど此の補註本を指すに至れり、

元明二代も亦行はれ倣ひて作れるもの左の人々等あり、

釋苑蒙求三卷　金　釋志明撰　純正蒙求三卷　元　胡炳文撰
新蒙求一卷　明　李廷機撰　左氏蒙求二卷　仝　吳化龍撰
續蒙求四卷　仝　柳希春撰　釋氏蒙求二卷　釋靈操撰

清朝に至りては講究大に衰へ、四庫には著錄せらるれども世間は流布少かりしと見え、金俊三は蒙求補註世に流本なしといひ、翰の正文を取りて自ら補註を作りて刊行せり、此の朝倣ひて作るものは

家塾蒙求五卷　康基淵撰

等寥々たるのみ

次に支那に於ては、翰の古註は徐子光の補註流行以後散佚して世に傳らざりしが、我國より渡來するに及び（下條を見よ）復び世に出づるに至れり、

此の書の我國に渡來せるは、何帝の頃なるか詳ならざれども、三代實錄元慶二年（一五三八）八月の條に、貞保親王飛香舍に於て始めて蒙求を讀み給ふの記事見え、扶桑集に都良香が始受蒙求詩一首を載せたれば、陽成天皇以前に在ることは明なり、此の後此れが講究は繼續して盛なりしことは、源光行に蒙求和歌集の著あるによりて知ることを得、而してこの時代は古註によりたること明なり、足利時代應永前後に始めて刊行せり、されど往々補註の文を混入せるは惜むべきことなり（註解參考の章附音增廣古註蒙求の條參照）、補註の渡來は明ならざれども北條氏の末か南北朝の頃なるべしと推知せらるゝなり、此の後の講究は補註のみにして古註は殆ど顧みられざりき、足利時代に在りては專ら桑門の間に行はれ、其の結果として蒙求抄今殘れり、文祿五年小瀨甫庵始めて刊行す、

德川時代より明治にかけて講究は大に隆盛を究め、註解を作るものに、林道春、松永遐年、熊谷立說、毛利瑚珀、宇都宮遯庵、服部惟恭、岡白駒、土岐欽尹、田興甫、下河邊拾水、伊東龜年、伊藤爵、恩田維周、中井積德、高田與清、岩垣龜、岡本況齋等あり、倣うて作るもの亦十數家あり、左に其の重なるもの

の子(三)他人の子の尊稱の三別あれども、普通に用ふるは(一)のみにして(二)(三)は極めて稀なり、李華が其の宗子なる李翰を呼ぶに公子を以てするは(一)(二)(三)の中何れにもあてはまらぬこと、

四、李匡乂の資暇集に宗人李翰蒙求を作るとあれば、李匡乂と李翰とは同族なり、匡乂は李勉の從孫なり、李勉は鄭王元懿(高祖の子)の曾孫にて宰相まで上りし人なり、されば李翰も李勉と同族にて皇族の支裔なること、而して李華は皇族に非ず、且是に由りて李華が李公子と呼びしも明にし得らるゝこと、

以上の理由によりて李華の宗子なる李翰と、蒙求の作者たる李翰とは殆ど同時に生榮せる同名異人たることを推知し得らるゝなり、されど其の事蹟に至りては詳ならず、今余が得たる材料によりて小傳を綴ること左の如し、

李翰は唐室の支裔にして、高祖の子鄭惠王元懿の後なる肅宗の宰相李勉と同族にて稍先輩なり(李華序及李匡乂資暇集)、安平に住す(李華序)、されど微祿して世にあらはれず、玄宗の朝(開元中又は天寶の初)信州の司馬倉參軍に官せしが、辭職後は饒州に客居せり、天寶五年饒州の刺史李良其の才學を惜み上表して之れに官職を授け重用せんことを請へり(李良薦蒙求表)、其の晩年のことは得て詳にすること能はず、

次に補註の作者徐子光の傳をのべん、子光の傳亦明ならず、葉大慶の攷古質疑卷三に蒙求の事をいへる中(前條に引用せり)徐狀元補註をひけり、之れによりて子光は狀元に及第せし俊才なりしことを知る可し、而して大慶の攷古質疑は卷首理宗の寶慶丙戌(二年)葉武子の序ありて、大慶の質疑を出して示し已に序せしむとあれば、子光は寶慶以前の人たるや明なり、補註子光の自序に己酉仲冬之月とあり、己酉とは寶慶丙戌より溯りて數へ見るに三十八年前なる孝宗の淳熙十六年(一八四九)に當る、蒙求の成りしは此の年なる可し、我國古活字本(註解參考の章補註蒙求の條參照)に宋秉孫の咸淳戊辰(四年、一九二八)の序あり、此は恐らく子光歿後補註刊行の序ならんと思はる、何となれば孝宗十六年より此の年まで八十年を經過すれば、子光若し此の時に生存したらんには少なくとも百歲以上なればなり、

第四章　傳來

李翰蒙求を作るや、自ら註を製して其出典意義を明せり(古註蒙求を稱す)、當代の文豪李華は序を作りて之れを稱譽し、饒州の刺史李良は之を天子に薦めり、世に行はれしと見え、宋代に至りては大に行はれたり、陳振孫の書錄解題に、

王範は續蒙求三卷、白廷翰は唐蒙求三卷を作れり、擧世之れを誦して以て小學發蒙の首となす

といへるにて知る可し、從つて之れにならひて作るもの甚多し、左に其の目をかゝぐ、

事類蒙求九卷　黎獻撰　名物蒙求一卷　方逢辰撰

き所なし、まして蒙求の巻首に唐李良の天寶五年の薦二蒙求一表、當代の文豪李華の序あるに於てをや、

第二説は四庫提要初めて之れを發す、曰く、

蒙求集註二巻、晉李瀚撰す、瀚の始末未だ詳ならず、李匡乂資暇集を考ふるに宗人瀚(資暇集の原本は翰に作り瀚に作らず、四庫誤り引く)蒙求を作るしあれば則ち李勉の族なり、又五代史桑維瀚傳に稱す、初め李瀚翰林學士と爲り、飲を好みて酒過多し、晉の高祖以て浮薄と爲すと、當に卽ち其の人なるべきなり、

淸朝の人は多く之れに從へり、李瀚は晉に仕へ又宋の太祖に事へたり、其の事蹟は五代史桑維瀚傳の外、宋の僧文瑩の王壺淸話、王栐の燕翼貽謀錄、王明淸の揮塵後錄等に見ゆ、

此の四庫の李瀚説は如何といふに、殆ど一顧の價もなきものなり、何となれば四庫の編者は宋の葉大慶の攷古質疑も、晁公武の郡齋讀書志も、陳振孫の直齋書錄解題も、宋史藝文志も(此等の書は四庫に著錄せるに拘らず)巻首の表序も皆見ざるものなり、又李匡乂の資暇集の條下に匡乂は唐の李勉の從孫にして唐末僖宗昭宗の頃に生榮せることを記しながら、蒙求の條下に於ては其の宋人にして先輩たる李翰を五代晉の人と斷ずるが如きは、矛盾の甚しきものなり、

さて此の書の作者唐の李翰は如何なるか學津討原本蒙求集註の淸の張海鵬の跋に

翰は天寶の末進士に擢でられ、翰林學士に歷官す、父華弟觀竝に文章を以て名を擅にす、

といへり、此の翰の傳は舊唐書蕭穎士傳、新唐書李華傳に附見せり、張海鵬が李華の子とせるは誤なり、李華の宗子(本家の嗣子を宗子といひ又一族の子も宗子といふ、其何れなるかは詳ならず)なり、天寶の末進士に及第す、安祿山の亂睢陽死守の忠臣張巡と友人にして共に籠城せるが如し、張巡傳をつくり又上表して巡の苦忠を明にし、其れによりて肅宗は巡を廟祀せり、上元年中衞縣の尉となり、累遷して侍御史、左補闕、翰林學士となり、大曆中病を以て職を辭し、陽翟に寓居して卒せり、文を能くし著す所文集三十巻(今は散佚して僅に十數首全唐文中に存するのみ)あり、

蒙求の作者は張海鵬の言ふ如く此の李翰なるべきやといふに然らず、否定せざる可からざるなり、其の理由左の如し、

一、蒙求の巻首に天寶五年八月の李良の薦表あり、又李華の序あり、華の序は年月を記さゞれども良の表文によれば天寶五年以前の作なることは明なり、其の表文を玩味するに李華とは全く宗族的關係なきこと、

二、新舊唐の李翰は、李華の宗子なれば少くとも華よりは後輩なれども、蒙求の李翰は華と同輩の如くなること、

三、李華の序文(李華の全集傳はらず全唐文に八巻あり、披見するに蒙求序なし、全唐文編者の脱佚せしものなる可し)に李翰を呼んで李公子といへり、公子の解は(一)帝王諸侯の子(二)有位者

り安世三篋に終る　卷下、相如題柱に始まり爾曹勉旃に終る

（二）服部惟恭の新刻蒙求啓本

卷上、王戎簡要に始まり二鮑糾慝に終る　卷中、孫康映雪に始まり周兄無慧に終る　卷下、虞卿擔簦に始まり爾曹勉旃に終る

（三）岡白駒箋註蒙求本

卷上、王戎簡要に始まり井春五經に終る　卷中、谷永筆札に始まり商受斲涉に終る　卷下、廣德從橋に始まり爾曹勉旃に終る

此の外六卷本と稱するものあり、こは前條の（一）の三卷本を折半分卷したるものなり、其の序をあぐれば左の如し、

卷一、王戎簡要に始まり張氏銅鈎に終る　卷二、丁公遽戮に始まり孟宗寄鮓に終る　卷三、史丹青蒲に始まり祭遵布被に終る　卷四、周公握髮に始まり安世三篋に終る　卷五、相如題柱に始まり劉寬蒲鞭に終る　卷六、許史侯盛に始まり爾曹勉旃に終る

第三章　作者

蒙求の作者につきては（一）唐の李翰、（二）五代晉の李瀚の二說あり、此の說をのぶるに先ち辨じ置かざる可からざるは名前のことなり、唐の李翰は翰にして（唐の李匡乂資暇集宋の葉大慶攷古質疑、王應麟困學紀聞、晁公武郡齋讀書志、陳振孫直齋書錄解題、宋史藝文志、明の焦竑經籍志等參考）瀚に作らず、通行本作者を唐の李翰と斷じたるものにして瀚又は澣に作るは翰瀚澣音通なれば後人が轉訛せしものにして、余は其誤謬なることを信ずるなり、晉の李瀚は瀚に作り翰に作らず、通音上よりして澣に作れるものあれ共、そは極めて稀なり。

第（一）說は李匡乂（唐末の人）の資暇卷上にあり、曰く、

近代洪虛舟蘇武不レ拜二單于一賦を作る、爾來童稚時に便ち熟ゝ諷誦し、垂白に至りても賦題の誤を悟るなく、抑ゝ皆詮寫し、昇せて甲等にあり、何ぞ史漢の正傳を詳にせざるや、單于を拜せざるは是れ鄭衆にして蘇武に非るなり、余の宗人李翰亦明に蘇武持レ節鄭衆不レ拜といへり、

宋の葉大慶の攷古質疑卷三に曰く、

吳氏漫錄に云く、豫章漁父詩にいふ、范蠡歸來思二狡兎一、呂公何意兆二非熊一と、又嚴古大士是龍象、草堂丈人非二熊羆一と、六韜史記を按ずるに非レ龍非レ彲非レ虎非レ羆とありて熊の字なし、恐らくは豫章別に本づく所あらん、大慶李翰蒙求を觀るに云ふ、呂望非熊と、徐狀元補註且つ後漢崔駰傳註を引いて云ふ、西伯出獵卜レ之、曰、所レ獲非レ龍非レ彲非レ熊非レ羆、所謂非熊蓋本二諸此一然れ共六韜及史記は本是れ虎の字、唐人多く非熊に作る、杜詩にいふ田獵舊非熊と、白氏六帖（白居易著）熊部獵部卜部皆非熊非羆に作る、蓋し虎の字は乃ち唐の太祖の諱なり、章懷東漢書（後漢書のこと）を註し史記の文の文を引くと雖、特に非熊の字を改むる所以なり、杜甫、李翰、白居易皆唐人なり、故に相傳へて皆非熊に作る、豫章も亦之を此に本づけるならん云云、

宋の晁公武の郡齋讀書志、陳振孫の直齋書錄解題、宋史藝文志、明焦竑の經籍志皆蒙求を著錄し唐李翰撰と題せり、

此の說は的確易ふ可からざるものにして、一點の疑を挾む可

月韻　（廉頗負荊　須賈擢髮。孔翊絕書　申嘉和謁。
　　　（淵明把菊　眞長望月。子房取履　釋之結韈。

江韻　（郭丹約關　祖逖誓江。賈逵問事　許愼無雙。
　　　（婁敬和親　白起坑降。羅史鳳臺　宋宗雞窻。

紙韻　（王陽囊衣　馬援慧苡。劉整交質　五倫十起。
　　　（張敞畫眉　謝鯤折齒。盛彥感蠐　姜詩躍鯉。

嘯韻　（宗資主諾　成瑨坐嘯。伯成辭耕　嚴陵去釣。
　　　（董遇三餘　譙周獨笑。將閭仰天　王陵呼廟。

藥韻　（二疏散金　陸賈分橐。慈明八龍　禰衡一鶚。
　　　（不占殞車　子雲投閣。魏舒堂堂　周舍鄂鄂。

蒸韻　（無鹽如漆　姑射若冰。郗子投火　王思怒蠅。
　　　（苻朗皁白　易牙淄澠。周勃織薄　灌嬰販繒。

潛韻　（馬良白眉　阮籍青眼。鯨布開關　張良燒棧。
　　　（陳遺飯感　陶侃酒限。楚昭萍實　束晳竹簡。

過韻　（曼倩三冬　陳思七步。劉寵一錢　廉范五袴。
　　　（氾毓字孤　郗鑒吐哺。荀弟轉酷　嚴母掃墓。

錫韻　（洪喬擲水　陳泰挂壁。王述忿狷　荀粲惑溺。
　　　（宋女愈謹　敬姜猶績。鮑照篇翰　陳琳書檄。

先韻　（浩浩萬古　不可備甄。芟煩摭華　爾曹勉旃。

右古註補註分卷の異同は左の如し、

古註本　附音增廣古註本

卷上、王戎簡要に始まり邊部經笥に終る　卷中、滕公佳城に始まり伯瑜泣杖に終る　卷下、陳逵豪爽に始まり爾曹勉旃に終る

此れ蒙求原本の順序なり、故に本講義に於ては、徐氏の補註本を用ふと雖順序はこれによるなり、

補註八卷本　未だ原本を見ず、よりて承應三年刊行の八卷本によりて記す、

卷一、王戎簡要に始まり叔夜玉山に終る　卷二、毛義奉檄に始まり軻親斷機に終る　卷三、齊后破環に始まり孟宗寄鮓に終る　卷四、史丹青蒲に始まり文君當壚に終る　卷五、伊尹負鼎に始まり離婁明目に終る　卷六、仲文照鏡に始まり孝伯痛飲に終る　卷七、女媧補天に始まり須賈擢髮に終る　卷八、孔翊絕書に始まり爾曹勉旃に終る

補註四卷本　此の書傳本あるを聞かず、想ふに八卷本を四卷に合はしたるものならん、之によりて順序をつくらば左の如し、

卷一、王戎簡要に始まり軻親斷機に終る　卷二、齊后破環に始まり文君當壚に終る　卷三、伊尹負鼎に始まり李伯痛飲に終る　卷四、女媧補天に始まり爾曹勉旃に終る、

補註二卷本

卷一、王戎簡要に始まり五鹿嶽嶽に終る　卷二、蕭朱結綬に始まり爾曹勉旃に終る

補註三卷本　數種あり

（一）文祿刊本、古活字本（慶長寛永頃のもの、宋秉孫の序あるもの）

元祿七年刊本

卷上、王戎簡要に始まり孟宗寄鮓に終る　卷中、史丹青蒲に始ま

紙韻（王儉墜車　褚淵落水。　季倫錦障　春申珠履。
　　　甄后出拜　劉楨平視。　胡嬪爭樗　晉武傷指。
遇韻（石慶數馬　孔光溫樹。　翟湯隱操　許詢勝具。
　　　優旃滑稽　落下歷數。　曼容自免　子平畢娶。
屋韻（師曠清耳　離婁明目。　仲文照鏡　臨江折軸。
　　　欒巴噀酒　偃師舞木。　德潤傭書　君平賣卜。
庚韻（叔寶玉潤　彥輔冰清。　衛后鬒髮　飛燕體輕。
　　　玄石沈湎　劉伶解酲。　趙勝謝躄　楚莊絕纓。
有韻（惡來多力　飛廉善走。　趙孟疵面　田駢天口。
　　　張憑理窟　裴頠談藪。　仲宣獨步　子建八斗。
霽韻（廣漢鉤距　弘羊心計。　衛青拜幕　去病辭第。
　　　酈寄賣友　紀信詐帝。　濟叔不癡　周兄無慧。
葉韻（虞卿擔簦　蘇章負笈。　南風擲孕　商受斮涉。
　　　廣德從橋　君章拒獵。　應奉五行　安世三篋。
虞韻（相如題柱　終軍棄繻。　孫晨藁席　原憲桑樞。
　　　端木辭金　鍾離委珠。　李札挂劍　徐穉置芻。
養韻（朱雲折檻　申屠斷鞅。　衛玠羊車　王恭鶴氅。
　　　管仲隨馬　倉舒稱象。　丁蘭刻木　伯瑜泣杖。
號韻（陳遵豪爽　田方簡傲。　黃向訪主　陳寔遺盜。
　　　龐儉鑿井　陰方祀竈。　韓壽竊香　王濛市帽。
藥韻（句踐投醪　陸抗嘗藥。　孔愉放龜　張顗墮鵲。
　　　田豫儉素　李恂清約。　義縱攻剽　周陽暴虐。

豪韻（孟陽擲瓦　賈氏如皐。　顏回簞瓢　仲蔚蓬蒿。
　　　麋竺收資　栢景登高。　雷煥送劍　呂虔佩刀。
寢韻（老萊斑衣　黃香扇枕。　王祥守柰　蔡順分椹。
　　　淮南食時　左思十稔。　劉惔傾釀　孝伯痛飲。
寘韻（女媧補天　長房縮地。　季珪士首　安國國器。
　　　陸玩無人　賈詡非次。　何晏神伏　郭奕心醉。
陌韻（常林帶經　高鳳漂麥。　孟嘉落帽　庾顗墮幘。
　　　龍逢板出　張華台坼。　董奉活燮　扁鵲起虢。
支韻（冠恂借一　何武去思。　韓子孤憤　梁鴻五噫。
　　　蔡琰辨琴　王粲覆棊。　西門投巫　何謙焚祠。
哿韻（孟嘗還珠　劉昆反火。　姜肱共被　孔融讓果。
　　　端康相代　亮陟隔坐。　趙倫瘤怪　梁孝牛禍。
御韻（桓典避馬　王尊叱馭。　黿錯峭直　趙禹廉倨。
　　　亮遺巾幗　備失匕箸。　張翰適意　陶潛歸去。
合韻（魏儲南館　漢相東閣。　楚元置醴　陳蕃下榻。
　　　廣利泉涌　王霸冰合。　孔融坐滿　鄭崇門雜。
先韻（張堪折轅　周鎮漏船。　郭伋竹馬　劉寬蒲鞭。
　　　許史侯盛　韋平相延。　雍伯種玉　黃尋飛錢。
梗韻（王允千里　黃憲萬頃。　虞騤才望　戴淵峯穎。
　　　史魚黜殯　子囊城郢。　戴封積薪　耿恭拜井。
阮韻（汲黯開倉　馮煖折券。　齊景駟千　何曾食萬。
　　　顧榮錫炙　田文比飯。　稚珪蛙鳴　彥倫鶴怨。

隊韻（陳遵投轄 山簡倒載。淵客泣珠 交甫解佩。龔勝不屈 孫寶自劾。呂安題鳳 子猷尋戴。）

元韻（董宣彊項 翟璜直言。紀昌貫蝨 養由號猿。馮衍歸里 張昭塞門。蘇韶鬼靈 盧充幽婚。）

職韻（震畏四知 秉去三惑。柳下直道 叔敖陰德。張湯巧詆 杜周深刻。三王尹京 二鮑糾慝。）

青韻（孫康映雪 車胤聚螢。李充四部 井春五經。谷永筆札 顧愷丹青。戴逵破琴 謝敷應星。）

馬韻（阮宣杖頭 畢卓甕下。文伯羞鼈 孟宗寄鮓。史丹青蒲 張湛白馬。隱之感鄰 王脩輟社。）

冬韻（阮放八雋 江泉四凶。華歆忤旨 陳羣蹙容。王濬懸刀 丁固生松。姜維膽斗 盧植音鐘。）

寘韻（桓溫奇骨 鄧艾大志。楊脩捷對 羅友默記。杜康造酒 蒼頡制字。樗里智囊 邊韶經笥。）

佳韻（滕公佳城 王果石崖。買妻恥醮 澤室犯齋。馬后大練 孟光荊釵。顏叔秉燭 宋弘不諧。）

屑韻（鄧通銅山 郭況金穴。秦彭攀轅 侯霸臥轍。淳于炙輠 彥國吐屑。太眞玉臺 武子金埒。）

侵韻（巫馬戴星 宓賤彈琴。郝廉留錢 雷義送金。逢萌挂冠 胡昭投簪。王喬雙鳧 華佗五禽。）

銑韻（程邈隸書 史籀大篆。王承魚盜 丙吉牛喘。賈琮褰帷 郭賀露冕。馮媛當熊 班女辭輦。）

支韻（王充閱市 董生下帷。平叔傅粉 弘治凝脂。楊寶黃雀 毛寶白龜。宿瘤採桑 漆室憂葵。）

卦韻（韋賢滿籯 夏侯拾芥。阮簡曠達 袁耽俊邁。蘇武持節 鄭衆不拜。郭巨將坑 董永自賣。）

虞韻（仲連蹈海 范蠡泛湖。文寶緝柳 溫舒截蒲。伯道無兒 嵇紹不孤。綠珠墜樓 文君當壚。）

覺韻（伊尹負鼎 甯戚扣角。趙壹坎壈 顏駟蹇剝。龔遂勸農 文翁興學。晏御揚揚 五鹿嶽嶽。）

寒韻（蕭朱結綬 王貢彈冠。龐統展驥 仇覽棲鸞。諸葛顧廬 韓信升壇。王裒柏慘 閔損衣單。）

紙韻（蒙恬製筆 蔡倫造紙。孔伋縕袍 祭遵布被。周公握髮 蔡邕倒屣。王敦傾室 紀瞻出妓。）

眞韻（暴勝持斧 張綱埋輪。靈運曲笠 林宗折巾。屈原澤畔 漁父江濱。魏勃掃門 潘岳望塵。）

敬韻（京房推律 翼奉觀性。甘寧奢侈 陸凱貴盛。干木富義 於陵辭聘。元凱傳癖 伯英草聖。）

麻韻（馮異大樹 千秋小車。漂母進食 孫鍾設瓜。壺公謫天 薊訓歷家。劉玄刮席 晉惠聞蟆。）

緝韻（伊籍一拜 酈生長揖。馬安四至 應璩三入。郭解借交 朱家脫急。虞延剋期 盛吉垂泣。）

灰韻（豫讓呑炭 鉏麑觸槐。阮孚蠟屐 祖約好財。初平起石 左慈擲杯。武陵桃源 劉阮天台。）

右の中八卷本が原本にして他は合卷なるべし、左に本文を全載して古註補註分合の異同を示すべし、

東韻（王戎簡要　裴楷清通。孔明臥龍　呂望非熊。
楊震關西　丁寬易東。謝安高潔　王導公忠。

麌韻（匡衡鑿壁　孫敬閉戶。郅都蒼鷹　寗成乳虎。
周嵩狼抗　梁冀跋扈。郗超髯參　王珣短簿。

歌韻（伏波標柱　博望尋河。李陵初詩　田橫感歌。
武仲不休　士衡患多。桓譚非讖　王商止訛。

泰韻（嵇呂命駕　程孔傾蓋。劇孟一敵　周處三害。
胡廣補闕　袁安倚賴。黃霸政殊　梁習治最。

支韻（墨子悲絲　楊朱泣岐。朱博烏集　蕭朱雉隨。
杜后生齒　靈王出髭。賈誼忌鵩　莊周畏犧。

陌韻（燕昭築臺　鄭莊置驛。瓘靖二妙　岳湛連璧。
郗詵一枝　戴憑重席。鄒陽長裾　王符縫掖。

刪韻（鳴鶴日下　士龍雲間。晉宣狼顧　漢祖龍顏。
鮑靚記井　羊祜識環。仲容青雲　叔夜玉山。

薺韻（毛義奉檄　子路負米。江革巨孝　王覽友悌。
蕭何定律　叔孫制禮。葛豐刺舉　息躬歷詆。

魚韻（管寧割席　和嶠專車。時苗留犢　羊續懸魚。
樊噲排闥　辛毗引裾。孫楚漱石　郝隆曬書。

翰韻（枚皐詣闕　充國自贊。王衍風鑒　許劭月旦。
賀循儒宗　孫綽才冠。太叔辯洽　摯仲辭翰。

陽韻（山濤識量　毛玠公方。袁盎卻坐　衛瓘撫牀。
于公高門　曹參趣裝。庶女振風　鄒衍降霜。

沃韻（范冉生塵　晏嬰脫粟。詰汾興魏　鼈令王蜀。
不疑誣金　卞和泣玉。檀卿沐猴　謝尚鴝鵒。

尤韻（秦初日月　李野陽秋。荀陳德星　李郭仙舟。
王忳繡被　張氏銅鉤。丁公遽戮　雍齒先侯。

語韻（陳雷膠漆　范張雞黍。周侯山嶷　會稽霞舉。
季布一諾　阮瞻三語。郭文遊山　袁宏泊渚。

先韻（黃琬對日　秦宓論天。孟軻養素　揚雄草玄。
向秀聞笛　伯牙絕絃。郭槐自屈　南康猶憐。

宥韻（魯恭馴雉　宋均去獸。廣客蛇影　殷師牛鬭。
元禮模楷　李彥領袖。魯褒錢神　崔烈銅臭。

微韻（梁竦廟食　趙溫雄飛。枚乘蒲輪　鄭均白衣。
陵母伏劍　軻親斷機。齊后破環　謝女解圍。

質韻（鑿齒尺牘　荀勗音律。胡威推縑　陸績懷橘。
羅含吞鳥　江淹夢筆。李廞清貞　劉驎高率。

蕭韻（蔣詡三逕　許由一瓢。楊僕移關　杜預建橋。
壽王議鼎　杜林駁堯。西施捧心　孫壽折腰。

皓韻（靈輒扶輪　魏顆結草。逸少傾寫　平子絕倒。
澹臺毀璧　子罕辭寶。東平爲善　司馬稱好。

齊韻（公超霧市　魯般雲梯。田單火牛　江逌爇雞。
蔡裔殞盜　張遼止啼。陳平多轍　李廣成蹊。

蒙求國字解

湖村　桂　五十郎講述

解題

第一章　題名

蒙求の名は易の蒙卦より出づ、曰く、

我匪ㇾ求二童蒙一、童蒙求ㇾ我

此の書は博學の人の爲に編むに非ず、童蒙（童稚蒙昧の義）の尋ね求むる底の事を編集するといふ義より取りて名づけしなり、

次に此に講ずる徐子光の補注本（傳來の條參照）に至りては、其の名種々あり、左に余が知れる所をあぐ、

補註蒙求　（陳振孫書錄解題、宋史藝文志）
蒙求補註　（焦竑明史經籍志）
蒙求集註　（四庫提要、學津討原本）
標題徐狀元補注蒙求　（朝鮮刊本我國通行本）

補註とは翰の註を補ふ意より名づく、集註とは普通諸家の註を集むるの義にとれども、こは事蹟典故を集め註すの義より名づけしものなるべく、標題とは見出だしの題目の義にて、蒙求の本文を指す、徐狀元とは徐子光は狀元及第を遂げたる人なればいふ、狀元とは進士第一に及第するものをいふ、而して以上あげたる題名の中補註蒙求といふが原名にして、他は後人の改題又は附加にかゝる、

第二章　體裁

此の書は經史子集中より、上古より南北朝に至る迄の人の言行美惡をとり、其の事實の類する者を兩々相比し、四字句の韻語となし、諷誦して記し易からしめたる歷史教訓歌なり、凡て五百九十六句なり、毎八句韻を換ふ、之れを蒙求の本文となす、

此に講ずる徐子光の補註は、本文を卷首に列し、後毎二句を以て一篇となし、各之れが註解を施したるものなり、

次に卷數に就きて見るに、翰の原本は三卷なるも、補註文は種々あり、左に重なるものを揭ぐ、

八卷本　（陳振孫書錄解題、宋史藝文志、焦竑經籍志）
四卷本　（宋史藝文志）
二卷本　（四庫著錄本、學津討原本）
三卷本　（我國舊鈔本、文祿刊本）

（終）

卷　下

卷中

蒙求國字解目次

陶冶せるの效、極て大なるものあり。是に於て倣ひて作るもの亦多く、國文學にも多大の影響を與へたり。故に古來その註釋書甚だ多けれども、未だ適切の良書あるを見ず。是れ桂教授に請ひて和解を求め、廣く學界を裨補せんことを冀圖せる所以なり。

るを以て、今日通行の蒙求中より其本文を削りて單に其小題のみを殘せるものに同じ。故に其事實を附載するに非ざれば初學には何の意なるを知るべからず。宋の徐子光これを憂へ、經史子類中より其事實を抄錄して四字句の下に附し、以て初學の便を圖れり。世に徐狀元の補註蒙求と稱するもの卽ち本書なれども、謂はゆる補註とは李翰の四字句の補註の義にして、今日の通行本に挿める註脚にはあらず、却て通行本の本文その儘が卽ち徐子光の補註たるなり。讀者の誤解する無からんことを望む。

蒙求は誦讀に便なるのみならず、以て歷史を知るべく、故事を諳んずべく、敎訓と爲すべきを以て、早くより行はれ、類似の書續出するの盛況を呈せり。我國には王朝の頃已に渡來し、足利時代の末より流行し、德川時代に及びて盛に用ひられ、十八史略、小學等の書と共に童蒙の敎科書となり、漢土の事蹟を知らしむると共に、其志氣を

先哲遺著追補 漢籍國字解全書第四十五卷

解題

蒙求

桂湖村講述

本書の解題は書中に詳なるを以て、今は本書の大要と和解を出せる所以とを略記せんとす。

蒙求は唐の李翰の撰にして、經史子類中より事實の類似せるものを採りて兩々相比し、「王戎簡要、裴楷清通」、「孔明臥龍、呂望非熊」等の如き四字句の韻語となして童蒙の記憶に便ならしめたる一個の歴史教訓歌なり。故に元來の蒙求の本文は、全く四字句の排列より成れるものとす。

斯の如く元來の蒙求は四字句のみより成りて、事實の附載を缺け

第四十五巻

蒙求

桂湖村講

先哲遺著追補

漢籍國字解全書

早稻田大學出版部藏版



漢籍國字解全書